平成18（2006）年度

東北学院大学

点検・評価報告書

東北学院大学

平成19（2007）年3月31日

「東北学院大学点検・評価報告書の刊行にあたって」

学長　星宮　望

「平成18(2006)年度東北学院大学点検・評価報告書」を刊行することができますことを嬉しく思います。

東北学院大学におきましては、平成3(1991)年6月の大学設置基準の一部を改正する省令いわゆる「大綱化」に基づいて、同年9月に「自己点検・評価に関する準備委員会」を発足させました。この委員会は、その翌年に「東北学院大学自己点検・評価委員会規程」の制定により「自己点検・評価委員会」となりました。さらに、平成17(2005)年4月には、外部評価を受けることを条項に入れた「東北学院大学点検・評価に関する規程」の制定とともに、その委員会は「点検・評価委員会」と改称され、今日に至っています。この間、平成 12(2000)年3月には「東北学院大学―現状と課題《自己点検・評価白書》」を刊行しました。このほかに、本学の自己点検・評価の一環として、全教員の研究業績を報告書として取りまとめ、平成7(1995)年には「東北学院大学研究業績第1号」を刊行し、以後、2年ごとに出版してきました。この研究業績集は、本年度から、新たに教育業績を含めて「東北学院大学教育・研究業績」として出版されることになりました。

大学に課せられた使命である教育と研究の高度化とそれらを通した人材の育成を、実際、どの程度実施してきたかを社会に公表することが求められております。それと同時に、この機会を利用して大学としても社会に対して、いかに広い意味での社会貢献をしてきているかをアピールすることも必要となっております。この「東北学院大学点検・評価報告書」は、そのような二重の意味を持ったものとして刊行するものであります。

このほかに、この報告書の意味することとしては、平成14(2002)年度に大学基準協会による相互評価を受けた際に指摘された「助言」と「勧告」に対するその後の本学としての「対応」がどのようなものであったかを公表する趣旨もあります。その辺の事情については、本報告書の最後の「おわりに」において、本学の点検・評価委員会委員長である大塚浩司副学長の文章を参照していただきたい。

この「平成18(2006)年度東北学院大学点検・評価報告書」は、本学における「大学改革」の歩みの中での重要な一歩になると確信し、刊行するものであります。

最後になりますが、取りまとめにあたって、ご努力くださった委員各位に感謝申し上げます。

平成19(2007)年3月

目次へ

点検・評価実施要項

1．点検・評価について

・点検・評価項目は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」第３条及び同第２項に定める「別表」に基づく。
・点検・評価は、「当該項目の目標設定」「当該項目の現状説明」「設定された目標と現状説明とを基にした点検・評価」「点検・評価の結果明らかになった課題についての改善・改革方策」の４つの視点により行われている。
・点検・評価項目の基準日は、各項目に特に指定がない限り、「平成 18 (2006) 年５月１日」又は「平成 18 (2006) 年度」の状況である。なお、将来計画については、平成 19 (2007) 年度から平成 21 (2009) 年度までの３年間について、また、過去の内容については、平成 14 (2002) 年度から平成 18 (2006) 年度までの５年間の状況である。
・点検・評価項目の見出しが数字順となっていないものや、カタカナ順となっていないものは、前後の該当しない項目を削除したことによる。

2．大学基礎データについて

・表は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」第３条第４項により、財団法人大学基準協会の大学評価で用いられている「大学基礎データ」を使用している。
・各表の数値で、小数点以下の端数が出る場合は、各表に特に指定がない限り、小数点以下第２位を四捨五入して小数点第１位で表示している。
・個人情報を必要とする表や、取り扱いに注意を要する表は、目次にその項目名だけを記載し、本冊子への表の掲載は省略している。
・「専任教員の教育・研究業績」（表 24）及び「専任教員の教育・研究業績（芸術分野や体育実技等の分野を担当する教員）」（表 25）は、別冊とする。

目　次

東北学院大学点検・評価報告書の刊行にあたって

点検・評価実施要項

点検・評価報告書

はじめに（各章の概要） …… 1

Ⅰ．大学の理念・目的、学部等の使命・目的・教育目標、
　大学院研究科の使命及び目的・教育目標
（1）大学の理念・目的 …… 5
（2）学部の使命・目的・教育目標
　文学部 …… 8
　経済学部 …… 13
　法学部 …… 14
　工学部 …… 16
　教養学部 …… 18
（3）大学院研究科の使命・目的・教育目標
　大学院研究科全体 …… 23
　文学研究科 …… 24
　経済学研究科 …… 26
　法学研究科 …… 27
　工学研究科 …… 29
　人間情報学研究科 …… 30
　法務研究科 …… 32

Ⅱ．教育研究組織
（1）大学全体 …… 33
（2）学部
　文学部 …… 38
　経済学部 …… 40
　法学部 …… 41
　工学部 …… 41
　教養学部 …… 43
（3）大学院研究科
　文学研究科 …… 45

経済学研究科 …… 46
法学研究科 …… 48
工学研究科 …… 48
人間情報学研究科 …… 49
法務研究科 …… 51
（4）研究所
英語英文学研究所 …… 52
キリスト教文化研究所 …… 53
ヨーロッパ文化研究所 …… 54
宗教音楽研究所 …… 55
東北文化研究所 …… 55
東北産業経済研究所 …… 56
経理研究所 …… 57
社会福祉研究所 …… 57
法学政治学研究所 …… 58
教育研究所 …… 58
環境防災工学研究所 …… 59
人間情報学研究所 …… 60
（5）センター
オーディオ・ヴィジュアルセンター …… 62
カウンセリング・センター …… 63
情報処理センター …… 64
教職課程センター …… 65
入学試験センター …… 66
産学連携推進センター …… 67
工学基礎教育センター …… 68
オープン・リサーチ・センター …… 70
ハイテク・リサーチ・センター …… 71

Ⅲ．学士課程の教育内容・方法等
学部全体 …… 73
文学部 …… 76
経済学部 …… 113
法学部 …… 126
工学部 …… 144
教養学部 …… 174

Ⅳ．修士課程・博士課程の教育内容・方法等
文学研究科 …… 223
経済学研究科 …… 244

法学研究科 …… 252
工学研究科 …… 263
人間情報学研究科 …… 279
法務研究科 …… 288

Ⅴ．学生の受け入れ
1．学部・学科における学生の受け入れ
学部全体 …… 293
文学部 …… 304
経済学部 …… 320
法学部 …… 323
工学部 …… 329
教養学部 …… 339
2．大学院研究科における学生の受け入れ
文学研究科 …… 349
経済学研究科 …… 353
法学研究科 …… 356
工学研究科 …… 361
人間情報学研究科 …… 366
法務研究科 …… 370

Ⅵ．教員組織（教育・研究のための人的体制）
1．学部・学科における教員組織
文学部 …… 373
経済学部 …… 382
法学部 …… 385
工学部 …… 389
教養学部 …… 397
2．大学院研究科における教員組織
文学研究科 …… 408
経済学研究科 …… 412
法学研究科 …… 415
工学研究科 …… 418
人間情報学研究科 …… 421
法務研究科 …… 424

Ⅶ．研究活動と研究環境
1．学部・学科における研究活動と研究環境
文学部 …… 427
経済学部 …… 434

法学部 …… 436
工学部 …… 438
教養学部 …… 446
2．大学院研究科における研究活動と研究環境
大学院研究科全体 …… 452
文学研究科 …… 452
経済学研究科 …… 459
法学研究科 …… 463
工学研究科 …… 467
人間情報学研究科 …… 471
法務研究科 …… 474

Ⅷ．施設・設備等
1．大学・学部における施設・設備等
大学全体 …… 477
文学部 …… 484
経済学部 …… 486
法学部 …… 486
工学部 …… 487
教養学部 …… 491
2．大学院研究科における施設・設備等
大学院研究科全体 …… 494
文学研究科 …… 503
経済学研究科 …… 505
法学研究科 …… 508
工学研究科 …… 510
人間情報学研究科 …… 517
法務研究科 …… 518

Ⅸ．図書館及び図書・電子媒体等 …… 519

Ⅹ．社会貢献
1．大学・学部における社会貢献
文学部 …… 525
経済学部 …… 529
法学部 …… 530
工学部 …… 531
教養学部 …… 535
2．大学院研究科における社会貢献
文学研究科 …… 539

経済学研究科 …… 540
法学研究科 …… 540
工学研究科 …… 541
人間情報学研究科 …… 544
法務研究科 …… 544

ＸＩ．学生生活
１．大学・学部における学生生活
大学全体 …… 545
文学部 …… 555
経済学部 …… 559
法学部 …… 559
工学部 …… 561
教養学部 …… 568
２．大学院研究科における学生生活
文学研究科 …… 572
経済学研究科 …… 574
法学研究科 …… 576
工学研究科 …… 578
人間情報学研究科 …… 580
法務研究科 …… 582

ＸⅡ．管理運営
１．大学・学部の管理運営
大学全体 …… 583
文学部 …… 589
経済学部 …… 590
法学部 …… 591
工学部 …… 592
教養学部 …… 592
２．大学院研究科の管理運営
大学院研究科全体 …… 593
文学研究科 …… 595
経済学研究科 …… 595
法学研究科 …… 596
工学研究科 …… 597
人間情報学研究科 …… 599
法務研究科 …… 600

ＸⅢ．財務（財政） …… 601

ⅩⅣ．事務組織
１．大学・学部の事務組織 …… 611
２．大学院の事務組織 …… 615

ⅩⅤ．自己点検・評価
１．大学・学部の自己点検・評価
大学全体 …… 619
文学部 …… 624
経済学部 …… 626
法学部 …… 628
工学部 …… 631
教養学部 …… 634
２．大学院の自己点検・評価
大学院研究科全体 …… 637
文学研究科 …… 638
経済学研究科 …… 638
法学研究科 …… 640
工学研究科 …… 640
人間情報学研究科 …… 642
法務研究科 …… 644

ⅩⅥ．その他（情報公開・説明責任）
１．大学・学部 …… 645
２．大学院研究科 …… 649

おわりに …… 651

大学基礎データ

Ⅰ．教育研究組織
１．全学の設置学部・学科・大学院研究科等（表１） …… 655
２．全学の設置学部・学科・大学院研究科等（表２） …… 657

Ⅱ．教育研究の内容・方法等
１．開設授業科目における専兼比率（表３） …… 658
２．単位互換協定に基づく単位認定の状況（表４） …… 660
３．単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況（表５） …… 661
４．卒業判定（表６） …… 662
５．大学院における学位授与状況（表７） …… 663

６．就職・大学院進学状況（表８） …… 664
７．国家試験合格者数（表９） …… 665
８．公開講座の開設状況（表10） …… 666
９．国別国際交流協定締結先機関（表11） …… 667
10．人的国際学術研究交流（表12） …… 668

Ⅲ．学生の受け入れ
１．学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移（表13） …… 669
２．学部・学科の学生定員及び在籍学生数（表14） …… 685
３．学部の入学者の構成（表15） …… 687
４．学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数（表16） …… 689
５．学部・学科の退学者数（表17） …… 690
６．大学院研究科の学生定員及び在籍学生数（表18） …… 691

Ⅳ．教員組織
１．全学の教員組織（表19） …… 692
２．専任教員個別表（表20） …… 省略
３．専任教員年齢構成（表21） …… 694
４．専任教員の担当授業時間（表22） …… 696
５．専任教員の給与（表23） …… 省略

Ⅴ．研究活動と研究環境
１．専任教員の教育・研究業績（表24） …… 別冊
２．専任教員の教育・研究業績
（芸術分野や体育実技等の分野を担当する教員）（表25） …… 別冊
３．学術賞の受賞状況（表26） …… 697
４．特許出願・登録状況（表27） …… 698
５．産学官連携による研究活動状況（表28） …… 699
６．専任教員の研究費（表29） …… 700
７．専任教員の研究旅費（表30） …… 701
８．学内共同研究費（表31） …… 702
９．教員研究費内訳（表32） …… 703
10．科学研究費の採択状況（表33） …… 706
11．学外からの研究費の総額と一人当たりの額（表34） …… 707
12．教員研究室（表35） …… 708

Ⅵ．施設・設備等
１．校地、校舎、講義室・演習室等の面積（表36） …… 709
２．学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模（表37） …… 710
３．学部の学生用実験・実習室の面積・規模（表38） …… 711

４．大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模（表39） …… 712
5-1. 全学の講義室・演習室使用状況一覧表（表40-1） …… 713
5-2. 規模別講義室・演習室使用状況一覧表（表40-2） …… 714

Ⅶ. 図書館及び図書・電子媒体
１．図書、資料の所蔵数（表41） …… 717
２．過去３年間の図書の受け入れ状況（表42） …… 718
３．学生閲覧室等（表43） …… 719

Ⅷ. 学生生活
１．奨学金等給付・貸与状況（表44） …… 720
２．学生相談室利用状況（表45） …… 722

Ⅸ. 財務
1-1. 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（表46-1） …… 723
1-2. 消費収支計算書関係比率（大学単体のもの）（表46-2） …… 724
２．貸借対照表関係比率（表47） …… 725

Ⅹ. 情報公開・説明責任
１．財政公開状況（表48） …… 726

参考資料

○東北学院大学点検・評価委員会委員一覧 …… 727
○東北学院大学点検・評価報告書執筆責任者
並びに大学基礎データ作成責任者一覧 …… 729
○東北学院大学点検・評価に関する規程 …… 731
○東北学院大学点検・評価に関する規程別表 …… 735
○東北学院大学「学生による授業評価」実施委員会規程 …… 751
○東北学院大学教育・研究業績編集委員会規程 …… 753
○東北学院大学ＦＤ推進委員会規程 …… 755
○東北学院大学大学院法務研究科点検・評価に関する規程 …… 757
○東北学院大学大学院法務研究科点検・評価に関する規程別表 …… 760

点検・評価報告書

はじめに

はじめに（各章の概要）

Ⅰ．大学の理念・目的、学部の使命・目的・教育目標、大学院研究科の使命及び目的・教育目標

大学全体の理念・目的が確認され、それに基づく各学部・研究科の使命・目的・教育目標が、具体的に大学全体の理念・目的とどのような関係にあり、適切に設定されているか、が述べられる。さらに、それらが社会とのかかわりの中でどのように検証されているか、が点検・評価され、おおむね適切であると判断されている。

Ⅱ．教育研究組織

各学部、研究科、研究所、センター等の教育研究組織が、設置趣旨や構成員、施設設備等の観点から教育研究組織として適切な要件を備えているかどうかを確認し、その活動が適切であるか否かを検証した結果、おおむね適切・妥当である。

Ⅲ．学士課程の教育内容・方法等

各学部・学科の教育課程が、学校教育法、大学設置基準に照らして、科目構成の点で適切かどうか、教員の担当状況は適切か、教育効果を測定する方法が自覚されているか、成績評価方法は適切か（厳格な成績評価方法をとっているか）、適切な履修指導を行っているか、シラバスや学生による授業評価を導入し、適切に運用しているか、FD を継続的に行う仕組みが整っているかなどにつき、大学全体及び各学部・学科について点検・評価している。自己点検・評価の結果は、おおむね適切・妥当である、とされている。

Ⅳ．修士課程・博士課程の教育内容・方法等

大学院各研究科の教育課程が、理念・目的、学校教育法、大学設置基準に適合しているか否か、適切な研究指導を行っているか否か、成績評価方法は適切か、学位授与の基準と方法、授与状況は適切か否か、等につき、確認と点検・評価を行っている。その結果、自己評価としてはおおむね適切である。

Ⅴ．学生の受け入れ

学生募集・選抜の方法、受け入れ方針、選抜基準、定員管理等は適切に行われているか、などにつき、大学全体と学部・学科、研究科・専攻のレベルで確認し、点検・評価を行っている。

Ⅵ．教員組織（教育・研究のための人的体制）

学部・学科の教員組織が、理念・目的等との関係で、また、学生数との関係で適切か、年齢構成、専任・兼任の比率、社会人・女性・外国人教員の受け入れ状況、研究補助のシステム、教員選考基準などの点で適切・妥当か、を点検・評価し、おおむね適切であると結論づけている。

Ⅶ. 研究活動と研究環境

研究成果の発表、研究の連携、教員の研究活動が適切な水準にあるか否か、及び、研究を行うための施設・設備、研究を補助する資金、が、必要性を満たしているか、などについて、大学全体及び各学部・学科・研究科のレベルで点検・評価を行い、おおむね適切であると結論づけている。

Ⅷ. 施設・設備等

教育目的を達成するための施設・設備が適切に配置され、運用されているか、社会に対して開放されているか、運用上の安全が配慮されているか、情報インフラは適切に整備されているかなどにつき、大学全体と各学部・学科・研究科に分けて点検・評価を行い、全体的には適切・妥当であるとしている。

Ⅸ. 図書館及び図書・電子媒体等

教育・研究上必要な、図書をはじめとする資料が、量的及び体系的に整備されているか否か、図書館の各施設の利用上の配慮が、大学の目的に照らして適切であるか、地域社会に開放されているか否か、などについて点検・評価を行って、おおむね適切であると結論づけるとともに、図書館としての将来の方向に関する希望を記述している。

Ⅹ. 社会貢献

社会との交流を促進する教育システム、公開講座の開設、企業・自治体などの大学外機関との連携、などについて点検・評価し、各学部・学科・研究科の社会貢献は適切であると評価している。

ⅩⅠ. 学生生活

学生への経済的支援、心身の健康への配慮、ハラスメント防止対策が十分に行われていて適切か否か、就職活動への支援は適切か、学生の課外活動への配慮、学生組織の意見聴取は適切に行われているか、などについて、大学全体と学部・学科・研究科に分けて点検・評価し、おおむね適切であると結論づけている。

ＸⅡ．管理運営

学部教授会を中心とする大学の各機関の役割と連携関係、役職者の権限内容と行使、選任方法の適切性、理事会との関係、学外機関等の関係、大学院委員会、研究科委員会を中心とする大学の各機関の役割と連携関係、役職者の権限内容と行使、選任方法の適切性、理事会との関係、学外機関等の関係などについて、大学全体と学部・学科、研究科のレベルに分けて点検・評価しており、おおむね適切に管理・運営が行われているとしている。

ＸⅢ．財務（財政）

教育研究の目的を実現するための財政基盤の確立、教学上の長期計画と財政の長期計画との関連、教育研究と健全な財政を両立させるための仕組み、予算プロセス・監査システムの適切性、などについて点検・評価を行い、おおむね適切であると結論づけている。

ＸⅣ．事務組織

事務組織と教学組織との間の独立と連携の適切性、事務組織による企画立案・予算策定等の補助、意志決定システムの中での事務組織の役割、事務組織強化のための取り組み、理事会との関係、大学院の事務組織などについて点検・評価し、おおむね妥当・適切であるとしている。

ＸＶ．自己点検・評価

自己点検・評価を恒常的に行うための仕組み、教職員以外の外部者の意見を反映させる仕組みの適切性、自己点検・評価と改革を連動させる仕組みの適切性、自己点検・評価を客観的に検証するための仕組みの導入状況などについて、全学レベル、学部・学科レベル、研究科レベルに分けて点検・評価を行い、最先端ではないが適切・妥当と言える水準に達している、と結論づけている。

ＸⅥ．その他（情報公開・説明責任）

財政状況の公開方法の適切性、自己点検・評価結果の発信の適切性、外部評価結果の発信状況について点検・評価を行い、おおむね適切であるとしている。

おわりに

自己点検・評価の結果をまとめ、前回の認証評価に際して提示された意見等に対する改善報告書への回答内容を報告し、今後の本学の点検・評価の方向を示している。

Ⅰ．大学の理念・目的、学部等の使命・目的・教育目標、大学院研究科の使命及び目的・教育目標

Ⅰ．大学の理念・目的、学部等の使命・目的・教育目標、大学院研究科の使命及び目的・教育目標

(1)大学の理念・目的

１．理念・目的等

ア　大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《理念・目的・教育目標》

東北学院大学の理念・目的は、①「建学の精神」であるキリスト教の考え方に基づく人格教育、及び、②優秀な研究者を輩出してきた大学院を擁しつつも、専門的知識にのみ偏らない総合的な知を備えた人間を養成するための教養教育を重視する、という２つの次元に要約できる。

第一の次元について述べれば、本学の教育理念は、東北学院の校祖、押川方義、W.E.ホーイ、D.B.シュネーダーが唱道した建学の精神、すなわち福音主義キリスト教に基づく個人の尊厳の重視と人格の完成を目指す教育にある。このことは、学校法人東北学院寄附行為第３条では「キリスト教に基づいて徳育を施す」と表現され、本学学則第１条では「本学は、キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与することを目的とする」と明言されている。

理念･目的の第二の次元は、研究を通じての貢献の重要性を認識しつつも、いわゆる大学院大学の方向に向かうのではなく、個人の尊厳の尊重と人格形成の観点から、自覚的に教養教育を重視している、ということである。すなわち、本学は、文学部・経済学部・法学部・工学部・教養学部の５学部における専門教育が十分な教養教育によって支えられていなければならないと考えているだけではなく、専門的知識の習得こそが人間性を深める基礎となると、明確に自覚しているのである。それゆえ、本学は、専門教育と研究に十分な配慮をしつつも、創設時のリベラル・アーツ・カレッジの伝統を継承する教養教育型総合大学であることを選択している。

本学が、「若者の心を育てることについては日本で一番の大学となる」ことを目標として掲げているのは、上記の理念･目的・教育目標を実現するためなのである。

《人材養成等の目的の適切性》

本学は、国際的に活躍する人材や、各分野で日本全体を指導するような人材が輩出されることをも目指しつつも、全体としては、地域社会を支える役割を積極的に果たせる市民の育成を、人材養成の目標としている。すなわち、個人の尊厳を重視する立場に立ちつつも、社会の中で自己がなすべき営為を明確に自覚し、地域社会に対してそれぞれの貢献を行うことができる人間を育成することが、目標とされている。キリスト教的な表現を用いて言い換えれば、「地の塩」として地域社会に貢献する人材を養成しようということなのである。このような人材養成の目的は、本学の理念・目的及び教育目標に照らして、まさに

適切である。

イ　大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

《受験生に対して》

受験生に対して本学の理念・教育目的を伝えることができる出版物である「大学案内―東北学院大学―」の冒頭部分に、当大学の建学以来の足跡及び建学の精神の由来とその継承の歴史を記すとともに、専門に偏らない人間を養成するという教育目標をも明確に説明している。また、本学の理念・教育目的を伝える「チャペル・ニュース」を受験生向けに編集して、当大学のホームページに掲載している。さらには、土樋キャンパス礼拝堂地階の資料室展示場見学を受験生に奨励している。

《在学生に対して》

入学式での学長のメッセージ、入学時に約１週間をかけて実施されるオリエンテーション行事の中で、また「大学要覧」（シラバス）に掲載されている学長の「教育目的」の文章を通して、本学の理念・教育目的が明確に伝えられている。教育課程の中では、全学部で必修とされている教養教育科目の「キリスト教学」を通して周知されている。さらには、宗教部の出版物、毎日の大学礼拝、特別伝道礼拝の説教を通して、建学の精神が、在学生に伝えられている。

一層明確なメッセージとして伝えるため、各部局の諸活動にふさわしい形式で、東北学院大学の理念・目的を伝えるよう努めている。例えば、本学の学部・学科単位で作成されているパンフレットにおいて、学部・学科の理念・教育目的、具体的なカリキュラムが大学としての理念・教育目的とどのような関係にあるかを、明確に説明している。また、「チャペル・ニュース」「キリスト教活動のハンドブック」「大学礼拝説教集」などの宗教部出版物の内容を、ホームページにも掲載することを予定している。これらに加えて、土樋キャンパス礼拝堂地階の資料室展示場の見学を、在学生に奨励している。

以上のような周知方法は、他の大学で行われている方法と比較した場合、見劣りしない内実を備えており、その意味では適切であると言える。また、少なくとも東日本においては、本学がキリスト教に基づく私立の総合大学であるということが広く知られているという事実は、周知方法の有効性を示していると言えるであろう。しかし、多くの大学が採用しており、本学が広く知られているからといって、現在の周知方法が適切かつ有効であるという保証はないから、毎日行われている礼拝に出席する学生の数を増加させる方策を検討することも含めて、今後も周知方法の改善に努めてゆくつもりである。

２．理念・目的等の検証

ア　大学の理念・目的・教育目標の、社会とのかかわりの中での見直しの状況

東北学院大学の教育理念は、建学の精神、すなわち福音主義キリスト教に基づく個人の尊厳の重視と人格の完成を目指す教育にある。そして、本学は、人格形成の観点から自覚的に教養教育を重視し、「若者の心を育てることについては日本で一番の大学となる」ことを目標としている。このような理念・目標それ自体は、時代が変わっても変わることはな

いし、また、変えてはならないものであると考えられる。

しかし、価値の多様化の中にあって、本学の建学の精神である「人格形成におけるキリスト教の意義」が、現実社会の中で具体的に意味する内容は、少しずつ変化せざるをえない。建学の精神を最も具体的に表現している各学部の実践目標が、少なくとも中期的に見た場合には変化を遂げてきている所以である。本学は、今後も、理念･目的・教育目標の本質を変えることなく、しかし、実現するための短期的・中期的な目標を社会の変化に適合させてゆくことによって、理念･目的･教育目標がより一層実現されるよう努めるつもりである。

(2) 学部の使命・目的・教育目標

文学部

1．理念・目的等

ア　学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

文学部の歴史は、東北学院120年の歴史にほぼ重なる。すなわち、明治37(1904)年の専門学校令によって設置された専門科の文学部と神学部にその起源を有する。新制大学としては、昭和24(1949)年の文経学部英文学科の設置に始まる。その後、昭和39(1964)年に文経学部が文学部一部・二部及び経済学部一部・二部に改組され、文学部一部に基督教学科及び史学科の２学科が設置された。その結果、文学部一部は、英文学科、基督教学科及び史学科の３学科体制に、文学部二部は英文学科の１学科体制に移行した。平成12(2000)年には、社会人学生の勤労形態の多様化や生涯学習の要請等に応えるべく二部を発展的に解消し、英文学科に昼夜開講制を導入した。平成13(2001)年には、基督教学科をキリスト教学科に名称を変更し、平成17(2005)年には、全学的な学部編成の見直しの一環として、史学科を発展的に解消し歴史学科を新設した。現在、文学部は、英文学科（昼夜開講制）、キリスト教学科、歴史学科（史学科）の３学科体制を敷き、それぞれの学科の下にさらに多様な専門分野を設置している。

文学部の理念・目的・教育目標は、上に述べた文学部の歴史及び学科構成からも理解されるように、人文学的な知識の修得のみならず人文学的な思考法の修得にある。すなわち、キリスト教倫理に基づく人間形成を中心に、ことばへの関心を通して過去と現在を往還しつつ不断に通念・常識を疑問に付す批判精神の涵養にある。翻って、こうした人文学的な思考法は、〈いかによく生きるか〉の追究に帰着するはずである。文学部３学科のそれぞれの理念・目的とそれに伴う人材養成の具体的な教育目標の関係については以下のとおりである。

英文学科

昭和24(1949)年に新制大学として発足した英文学科は、①英語英文学を学問的に研究教育する総合大学の英文学科、②実学的な英語運用能力の涵養を目的とする外国語大学系の英語科、③教員養成大学系の英語教員養成課程という３種類の課程を一つに統合した複合的な学科として発展してきた。英文学科は、平成12(2000)年度より、二部英文学科を廃止して、新たに昼夜開講制をとり、英米文学系、英語学系、英語コミュニケーション論系からなる昼間主コースと、英語文化論系からなる夜間主コースに改組した。平成14(2002)年度からさらに新しいカリキュラムを導入し、「英語コミュニケーション論系」を「英語コミュニケーション系」と改称した。

英文学科の教育目標は、英語が駆使できるとともに多元的な文化の許容できる真の国際人育成にある。グローバリゼーション、インターネット、IT（情報技術）といった言葉を

しばしば耳にするが、今やどのような分野に進むにせよ、英語が必須なことは言うまでもない。英文学科は、国際語である英語を学ぶとともに、(1) ことばの芸術と学問に親しみ、(2) 言語感覚を磨き、(3) 人間理解の基礎を築くことを通して、多元的な文化に寛容な真の国際人育成を目指している。

英文学科卒業生の進路は多岐に及ぶが、中学校・高等学校の英語教員、英語を必須とする職域、とりわけ、航空関係（客室乗務員）、旅行代理店、IT 関連企業などが目立つ。単に英語が駆使できるだけでは、こうした職域で充実した仕事をなすことは難しい。他文化、他者性に敏感であると同時に他者に対して寛容な人材こそが求められる。多元的な文化の許容できる真の国際人育成という英文学科の教育目標は、したがって、極めて適切であると言えよう。

キリスト教学科

キリスト教学科は、昭和 39 (1964) 年、東北学院旧神学部の伝統を受け継ぎ、明確な理念のもとに設置され、それに忠実であるべく努力しつつ、今日までその歩みを続けている。理念・目的は次の三つに大別される。

(1) 神学研究。東北学院の建学の精神であるキリスト教の歴史と信仰の本質を学問的に究明し、これにより本学の精神的基盤の確立・保持・展開に資すること。

(2) 学内のキリスト教活動。キリスト教大学の質をよく維持し、特に学生の精神的・霊的陶冶に仕えること。そのために所属教員は神学の専門教育科目のほか、教養教育科目「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」の講義を担当し、学内の宗教活動を積極的に担うこと。

(3) 伝道者養成。キリスト教学科の前身とも言うべき東北学院神学部は、昭和 12 (1937) 年、日本神学校と合同するまで、東北学院の中心的存在として、本学の創立の精神にのっとり、伝道者養成を使命としていた。キリスト教学科の創設は伝道者養成機関再興の願いでもあった。伝道者養成は、社会の状況の変化や教会のミニストリー (職務) の多様化にもかかわらず、現在も本学科の基礎的理念・目的であり、教育目標の柱であることに変りはない。

以上のような理念・目的及び教育目標は、本学の学科の中でも建学の精神を特に自覚的に継承しているキリスト教学科の特徴に照らして、適切である。

歴史学科

《教育目標》

歴史学科は、昭和 39 (1964) 年に設立された文学部史学科の 40 年にわたる伝統を受け継ぎながら、平成 17 (2005) 年４月に設立された。歴史学科では、現代社会をグローバルかつ歴史的な視点で追求する理念を実現するために以下の教育目標をかかげ、研究教育活動を展開している。

(1) 国際的に視野を広げ、歴史的な洞察力を養う。

(2) 現代社会の歴史的な背景の理解をうながし、諸問題への対処能力を養う。

(3) 地域社会の歴史的な成り立ちの理解をうながす。

(4) 問題解決能力を育成する。

(5) 職業に生かせる多様な能力を育成する。

《人材養成の目的》

以上のような教育目標を達成し、国際的な視野を持ち、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成することが歴史学科の目的である。その目的にそって、国際的な視野で歴史を学ぶことにより、卒業生の幅広い分野での活躍が期待できるようなカリキュラムが編成されているのである。

平成21(2009)年3月には改組後初めての卒業生が出る予定であり、その成果が期待される。卒業後の進路は、教員、学芸員、地方公務員、埋蔵文化財関係機関、交通、観光関係、マスコミ関係、商業関係他を想定している。

《教育目標・人材養成目的の適切性》

歴史学科が完成年度を迎える平成 20(2008)年度に歴史学科カリキュラムの成果が確認できる予定なので、その後新カリキュラムに関する検証を行う予定であるが、少なくとも現在の時点では、理念・目的に従って、適切な教育目標及び人材養成の目的が設定されていると言える。

イ　学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

文学部全体としての理念・目的・教育目標の周知方法としては、毎年更新される「大学要覧」、「大学案内」、「文学部ホームページ」に学部全体の理念・目的等を簡にして要を得たかたちで提示している。さらに、新入生オリエンテーション・プログラム期間中に、学部長・学科長が集中的にその周知に努めている。また、必ずしも受験生向けではないが、文学部に特に関係の深い研究所や各学科主催の公開講座、平成18(2006)年度から始めた現職教員の研修などの機会を通じて、周知に努めている。

その有効性が十全であるとは言えないまでも、文学部の場合、社会科学系の学部とは異なり、学生自身が学ぶ内容について理解し、主体的な選択によって入学してきていることが多いという事情も作用して、かなりの効果をもっていると考えられる。マスメディアを通じての周知に多額の予算を使っている大学を除けば、他の大学の同系統学部と比較して、周知方法に関しては、勝るとも劣らない有効性を持っていると言える。

英文学科

理念・目的は、学則に提示されているほか、毎年度学生全員に配付される「大学要覧」、大学外に配布される「大学案内」、ホームページ、「学科ガイド」にも示されている。とりわけ、現代の若年層に対しては活字メディアよりも一層効果的であると言われるインターネットの活用を重視し、ホームページについては、大学の公式ホームページに加え、平成18(2006)年度より独自のホームページを立ち上げた。また、「学科ガイド」についても、平成 17(2005)年度より体裁を一新し、以前よりも読みやすいものになった。ホームページ、「学科ガイド」については継続的に更新を行っている。このように、本学科の周知方法は、少なくとも他の大学の文学系学科に比して同程度以上の有効性をもっている。

キリスト教学科

学外に対しては、毎年更新される「大学案内」における学科紹介、及び学科独自で編集・

発行している「キリスト教学科通信」を通じて、学科の理念・目的・教育目標の周知に努めている。この「キリスト教学科通信」は主に東北・北海道地区のキリスト教主義学校と諸教会に約1,200部送付されている。これに対し学内では、新入生オリエンテーション期間と、年に2回開催される学科修養会において学科の理念・目的・教育目標の周知徹底を図っている。もともと大衆化しにくい学科の性格を考慮すれば、少なくとも長期的には入学試験の志願者が増加傾向にあることは、これまでの周知方法が有効であったことを示している。

歴史学科

対外的には、全学オープンキャンパス、文学部オープンキャンパスにおける父兄・高校生への直接面談、大学の「大学案内」における学科紹介、大学ホームページ内の歴史学科のページ、学科独自で発行する「歴史学科ガイド」等において、理念・目的・教育目標の周知を図っている。また、高校等で行われる出前授業などの機会や歴史学科で行う公開講座、外部主催の講演等においても歴史学科の教育目標等について周知を図っている。学内では新入生オリエンテーション等において周知を図るとともに講義等の教育現場で必要に応じて確認をしている。

募集定員に対する受験者数の倍率が比較的高いことからすれば、周知方法が有効性をもっていることは確かである。しかし他方、類似の学科が少ないことから見れば、現状では教育理念、目標等についての周知はやや不足しており、さらなる方策を講じる必要がある。現在行われているオープンキャンパスの工夫、見直し、公開講座について高校生に広く周知を図ることなどの改善が必要となろう。

2．理念・目的等の検証

ア　学部等の理念・目的・教育目標の、社会とのかかわりの中での見直しの状況

英文学科

平成14(2002)年度から運用が始まった新カリキュラムは、この系統の学科に対する社会的期待の変化に対応して、従来から英文学科の主たる特色と位置付けられてきた英語コミュニケーション能力の育成を一層充実させて強力に推し進め、確実な英語コミュニケーション能力を裏付けに、さらに専門領域の研究へと導くことを趣旨とすることにした。コミュニケーション能力の習得に、教育目標の中で一層高い優先順位が与えられたのである。

新カリキュラムの特色の一つは、日本でも主流となりつつあるセメスター制に近い科目運用方式を取り入れ、全学に先駆けて、専門教育科目のほとんどを半年完結としたことである。これによって、学生の専門横断的履修が可能になり、多様な学習形態を実現し得るとともに、学生から要望の強かった9月期卒業にも対応が容易になった。この措置は、必ずしも直接的に理念・目的及び教育目標を見直したわけではないが、それらを実現するための方法を見直したと言える。

キリスト教学科

社会と学生のニーズの変化に合わせ、理念・目的を実現するための教育目標をさらに具体的に表現しているカリキュラムを、平成16(2004)度に大幅に改定した。日本でも主流となりつつあるセメスター制に近い科目運用を行うことを目的として、全学必修の「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」及び他学科提供科目を除き、集中して学ぶことができるようにすべての科目を半期科目(2単位)とした。学生の卒業後の進路の多様性を考慮し、世界の諸宗教を扱う科目とキリスト教と芸術に関する科目を増やした。近年の学生の学習性向に配慮して、専門教育科目においては、4年次に配当されている「論文・演習」のみを必修とした。新しいカリキュラムは来年度で4年目を迎えるため、本年4月、さらに改定の内容を検証する手続きを開始したところである。

歴史学科

平成17(2005)年4月から歴史学科としての最初のカリキュラムがスタートした。従来の史学科のカリキュラムは、戦前の専門部時代の歴史地理教科の教員養成課程の伝統を受け継ぎつつも、近年の日本・世界における環境問題の高まりや高校教育における歴史教育の重視といった状況に対応して編成されたものであったが、歴史学科のカリキュラムでは、学科改組にあたって見直された教育目標に従って、さらに現代社会とのかかわりを重視したものに一新した。

新たなカリキュラムの特色、すなわち、教育目標を具体化する実践目標は、次の7点に要約できる。

(1) 従来の日本史、東洋史、西洋史などの地域別の科目群に地域相互の歴史的な関係を重視した科目を加え、世界の多様な歴史をさまざまな視点で学ぶ科目を配置することにより、グローバルな視野に立ち、歴史的な洞察力を持つ、未来を担う人材を育成すること。

(2) 近代から現代社会につながる諸問題を歴史的に取り上げる科目群を設置し、現代社会の歴史的な背景を的確に理解し、諸問題に対処できる人材を育成すること。

(3) 地域と地域間交流を歴史的に学ぶ科目により、地域社会の成り立ちを理解し、未来を展望できる人材を育成すること。

(4) ゼミナール形式の科目、実習などをカリキュラムの中心に置き、実践的な課題解決能力に優れた人材を育成すること。

(5) IT 教育の充実、インターンシップ制の導入、資格取得を単位として大幅に取り入れることなどにより、職業にいかせる多様な能力を身につけた人材を育成すること。

(6) 専門講読、論文指導などの科目を選択科目として配置し、希望に応じて大学院進学教育あるいは専門研究者養成を行うこと。

(7) 従来から他学部開講科目、他大学開講科目を、卒業要件を満たすための科目として採用しているが、一層その範囲を拡大し、幅広い教養を持つ人材を育成すること。

カリキュラムは全体として、上で述べた教育目標にそって、国際的な視野を持ち、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成することにより、現代社会とのかかわりを十全に保つよう配慮されている。

経済学部

１．理念・目的等

ア　学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

大学全体の理念・目的は、学則第１条にあるように、「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」にある。経済学部は、それをより具体化するため、キリスト教の教える人間の尊厳、人権の尊重といった普遍的価値を学ぶと同時に、幅広い教養教育を基礎に専門的学芸を体系的に修得し、実業界、公務員、また専門職業人などとして多方面において社会の発展と人類の福祉に貢献できる人材の養成を、学部の理念・目的としている。

上記の理念・目的に立った教育目標は、経済の仕組み及び我が国や世界経済の現状の理解にとどまらず、世界の中での我が国の占める極めて重要な位置・役割・責任を十分に自覚し、経済的地位にふさわしい積極的貢献を可能にするボランティア精神及び理性と能力を獲得しようとする意欲を促すことである。昭和 39(1964)年に開設された二部経済学科（平成 12[2000]年学生募集停止、昼夜開講制へ移行）が、社会人に専門教育の機会と生涯学習の場を提供してきたことは、教育目標を具体化するにあたって、学問と現実社会とを架橋することが重視されてきたことを示している。

人材養成の目的は、第一に、東北６県からの入学者が９割を超えていることから導かれることだが、地域の発展の担い手としての意欲と能力を備えた人材の育成である。地域に根ざした大学として、起業家あるいは企業家的能力の開発のための教育を提供する必要がある。他方、第二に、経済のグローバル化に十分対応できる国際感覚と教養を身につけた人材を育てることも、人材養成の大きな柱である。

経済学部の２つの学科は、人材の養成という点で相互に補完的な役割を果たしており、経済についての総合的な理解とともに、実務的・実践的な学習の機会を提供してきた。しかし、社会・経済の大きな変革の時代にあって、変化の方向を的確に見極め、新しい可能性を開拓していく意欲と能力を持つ人材の養成が求められているがゆえに、上記の第二の柱が重要となったのである。

経済学部が、これまで、産業界を中心として、税理士、会計士といった専門職業人、地域の担い手（教員、公務員など）など、多くの人材を輩出してきたことから判断して、これまでの人材養成の目的は、理念・目的に照らして理論的な次元において適切であっただけでなく、達成された効果の点でも適切であったと言える。

イ　学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

大学及び学部の理念・目的は、『大学案内』をはじめとする入試・広報関連の印刷物及び学生に配布される学科案内、大学や学部・学科のホームページ、履修要項などに明記されている。大学から発行されている刊行物は多岐にわたっており、それらを通して大学・

学部の理念・目的を学内外に伝える努力がなされている。また、オープンキャンパスでは、経済学部教員が来場者に直接接触し、受験生等に周知をはかっている。さらに、各地で開催される入試説明会や進学指導者懇談会などの機会においても、入念な説明が行われている。現在の方法によってかなりの程度その目的が達成されていると考えられるが、どの程度浸透しているか、またどの程度まで正しく理解されているかを評価し、今後もより効果的方法を探す努力は必要である。

２．理念・目的等の検証

ア　学部等の理念・目的・教育目標の、社会とのかかわりの中での見直しの状況

キリスト教の教える人間の尊厳、人権の尊重といった普遍的価値を学ぶと同時に、幅広い教養教育を基礎に専門的学芸を体系的に修得し、実業界、公務員、また専門職業人などとして多方面において社会の発展と人類の福祉に貢献できる人材の養成を、学部の理念・目的としている。

教育目標は、経済の仕組み及び我が国や世界経済の現状の理解にとどまらず、世界の中での我が国の占める極めて重要な位置・役割・責任を十分に自覚し、経済的地位にふさわしい積極的貢献を可能にするボランティア精神及び理性と能力を獲得しようとする意欲を促すことである

少子・高齢化、情報化、グローバル化の進展とともに、あらゆる分野で従来のシステムの変革が求められている。特に、経済・経営を取り巻く環境の変化は著しい。また、昨今の経済情勢を反映して、雇用環境は依然として厳しい状態が続いている。このような状況の中では、学生及び社会の関心は、どうしても表面的な現象や特定の技能や技術の習得に関心が集中しがちであるため、大学での学びを単なる知識の獲得に終わらせないための工夫と努力が求められている。

そこで、経済学部では、これまで掲げてきた理念･目的・教育目標が、かえって有効であると判断している。専門の科目をできるだけ体系的に学ぶことができるよう工夫すると同時に、広い視野の中で専門を位置づけることができるよう、並行して哲学、歴史、文化といった科目を適切に配置する必要がある。特に上述したこととの関連で言えば、さまざまな機会を通して、世界の出来事の歴史的・文化的背景を正しく理解し、地球社会に生きる一員としてそうした事柄を自分自身の問題として実感できるよう工夫する必要がある。また、経済学部では、これまでどちらかというと大教室での授業に偏りがちであったが、可能な限り少人数のクラスを設け、対話を通して思考力や判断力を養う教育に力を入れる必要がある。

法学部

１．理念・目的等

ア　学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学全体の理念・目的を実現するために定式化された法学部の理念・目的は、「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」である。また、この理念・目的を端的に表すものとして、Think legally, for human dignity をモットーとして掲げることとした。

この理念・目的を実現するため、法学部は次の５つの要素の習得ないし涵養を、教育目標を立てている。①人生を主体的に生きる力、②法についての正しい知識と思考、③法を広い視野からとらえる教養、④人間の尊厳への深い理解、⑤隣人（他者・社会）に奉仕する精神、の５つである。

こうした教育目標によって本学部が養成するのは、法的専門知識を生かしつつも、まず何より人間の尊厳を考え、そうした人間性によって社会から信頼される人材である。したがって、その活躍の場は、高度な専門性を要する法律専門職には限られず、公務員、企業、NPO 法人などさまざまな職業に求められる。また、職業活動とは別に、一市民として、地域生活・活動の場において、法的専門性を生かしながらリーダーシップを執ることができる人材の養成をも目指している。

上記のような法学部の理念・目的及び教育目標は、本学全体の理念・目的・教育目標に照らしてだけでなく、一般的に見た大学のあり方、特に学士課程としての学部のあり方にとして適切なものである。特に、大学が〈魂なき専門人〉養成に陥ることをいかに避け、人間の尊厳についての深い理解を得るか、そのために学生の心・生き方をいかに支援するかが問われている今日、本学部の教育理念・目的はこれまで以上にますます重要になってくると考えられる。

また、本学部卒業生が現実に果たしている主たる役割、すなわち、東北地方の多種多様な職業上のリーダー、そして地域社会のリーダーとしての役割を考えるとき、本学部の人材養成の目的も適切なものであると言える。

イ　学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学部の理念・目的は、学生募集のための「大学案内」、学生全員に配布される「大学要覧（シラバス）」や「ガイド法学部」の中で明確に示されているほか、本学部本学科を紹介するインターネット上のホームページの中にも明示されている。大学全体及び法学部独自で開催されるオープンキャンパスでは、専任教員が直接的に受験生に丁寧に説明を行い、周知をはかっている。さらに、学部役職者がさまざまな場で行う発言の中でも、この理念・目的・教育目標を常に強調するように心がけている。したがって、少なくとも学内の他の学部あるいは他大学の同系統学部と同程度に、あるいはそれ以上に、本学部本学科の理念・目的・教育理念は十分に周知されていると考えられ、周知方法は有効であると言える。

２．理念・目的等の検証

ア　学部等の理念・目的・教育目標の、社会とのかかわりの中での見直しの状況

これまで、本学部の理念・目的や教育目標については、創設当初のものをほぼそのまま受け継ぎ、内容に関する合意が存在はしていたが、学部内での合意・了解は、ある程度の文言上の曖昧さを残したものであった。そこで、平成18（2006）年度に、法学部の全般的方針やカリキュラムについて検討し学部教授会に提案する組織である「法学部改革検討小委員会」において、学部創設当初からの社会の変化、社会からの期待の変化、変化の中で法学部が果たすべき役割等を十分に考慮した上で、理念・目的・教育目標の文言の明確化の作業が行われた。その結果、上記の内容が学部教授会に提案され、教授会も一部修正の上これを承認した。このように、上記の理念・目的・教育目標は、社会とのかかわりの中での見直しが行われ、教授会の明確な意思決定の結果、定式化されたものであり、当面の問は見直す必要がないと考えられる。

工学部

１．理念・目的等

ア　学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

現代の人間社会及びその成立基盤をグローバルな視点で見れば、地球環境問題や資源・エネルギー問題及び貧困問題などの多くの課題を抱えており、それらを解決できなければ、人間社会は将来において地球上での継承基盤を失う。人間社会がこのような問題を克服するためには、人類の持続的発展に貢献する真に高度なレベルの科学技術が必要である。「真に高度なレベルの科学技術」とはどのような科学技術であるかを正確に定義することは困難であるものの、そのような技術として、少なくとも人類及びその社会だけではなく「全地球に存在するすべての生き物にとって最善の均衡を保証する科学技術」であると解釈することは、間違ってはいないと考えられる。

本学工学部の第一の理念・目的・教育目標は、本工学部で学ぶ学生が、物理学・化学に基礎を置く「工業製品製造技術、エネルギー供給技術、情報通信技術及び社会基盤構築技術」と、主として生命科学に基礎を置く生命工学・福祉工学・環境保全技術などの「人間の福祉の増進と地球環境の保全に貢献しうる技術」について、それら基礎をなす要素的知識と要素的知識間の関係を理解しかつ思考できるようになり、そして「真に高度なレベルの科学技術」とは何かを自ら理解できるようになるための教育を行うことである。また、本理念に基づく教育を通して、人間社会に貢献しうる有為な技術者を養成し輩出することである。さらに、「真に高度なレベルの科学技術」に関する研究を実施し、それにより得られる研究成果を社会に提供することによって、人間社会全体の持続的発展に直接的及び具体的に貢献することである。一方、正しい倫理観を持った技術者でなければ「真に高度なレベルの科学技術」が何かを見極めそして活用することはできないと考えられる。したがって、正しい倫理観を持つ技術者を養成することも、第一の次元の不可欠な要素の１つである。

第二の目標は、科学技術教育に基づく東北地域社会への貢献である。特に、上記の教育

の理念と目的に基づいて養成できた技術者を、東北地域の産業社会における21世紀型の地域産業創出を牽引できるリーダーシップ人材として輩出することを教育目標としている。また、新規で高度な科学技術の地域産業界への提供による地域経済の発展、地球環境を見据えた地域環境の保全、地域社会福祉の充実、安全性・利便性の高度化など、多くの社会的要素において国内他地域に比較して東北地域社会の優位性を創造するための教育及び研究活動を実践している。

上記の本学工学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、大学全体の理念・目的・教育目標を工学教育の中に具現化したものである。学部創設以来これまで44年間にわたって実践しかつ経過した各時代に即して適切に改善を重ねてきたものであり、今後とも基軸となるべき学部教育の基本的理念として適切であると言える。

イ　学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

工学部の理念・目的・教育目標等は、各年度に発行され学部の全学生に配付される「大学要覧（工学部）」に掲載し、在学生への周知を図っている。なお、学校法人東北学院の公式ホームページにおける工学部ページ並びに工学部オリジナルインターネットWebsiteに掲載することによって、在学生及び学外者にも公開されており、いつでもどこでもそれを見ることができる。これらの周知方法は、全学部学生に対してもまた社会への公開性の点でも有効である。また、学生の父母会としての組織である「東北学院大学後援会」の定期総会及び各地区単位で開催される地区後援会において配付される各年度の「父母のための大学ガイド」に、工学部の理念・目的・教育目標等を明示しており、学生のみならず学生の父母への周知をも図っている。

学外者のうち特に本学入学志願者に対しては「東北学院大学案内」に、またそれに加えて工学部入学志願者に対しては「工学部ガイド」に、工学部の理念・目的・教育目標等を明示して周知できるようになっており、学外からアクセス可能なホームページとともに、本学工学部の理念･目的･教育目標等を外部に公開し周知する上で有効に活用されている。

以上のように、周知の方法は、学内・学外のどちらに対しても周到であり、他大学の同系統学部あるいは本学の他学部と比較しても、有効であると言える。

２．理念・目的等の検証

ア　学部等の理念・目的・教育目標の、社会とのかかわりの中での見直しの状況

工学部の理念・目的・教育目標等の社会とのかかわりの中で見直すため、教育の理念・目的・目標等が、工学部が提供している教育プログラムに参加している学生に対して適切であるかについて、絶えず検証を行っている。そのための検討組織として、学部教授会の下に「教育改善委員会」を設けて、継続的な教育目標等の見直しを図ってきている。

なお、学生からの工学部の教育理念や教育内容及び教育条件等に関する意見を寄せてもらうために、「声の玉手箱」なる投書箱を設置し定期的に開封し、工学部の教育のあり方の改善・見直しに関して、工学部長名で回答し、学生に公開している。また、学生組織であ

る工学部学生会との合同協議会を定期的に開催し、教育目標と教育条件に関しても学生からの改善の要望に応える形で見直しを図る体制が整備されている。なお、工学部においては長年にわたって「授業満足度調査（学生による授業評価アンケート調査）」を実施してきており、調査データの解析とその解析結果を教育目標等の見直しに反映させることに取り組んできている。

教員組織に向けては、大学のFD活動とは別に、工学部独自のFD研修会等を開催することにより、学部教育のあり方について見直しを図ってきている。平成14(2002)年度の財団法人大学基準協会による相互評価の結果に基づいて必要な見直しを行ってきたとともに、工学部独自の外部評価として日本技術者教育認定機構（JABEE）による外部評価を受け、工学部の一部の学科については、その教育プログラムが技術者教育として国内的及び国際的技術教育の基準を満たしているとして認証を受けることができた。今後は、工学部の全学科の教育プログラムが、技術者教育としての基準に適合するものであることを社会的に評価してもらえるように、引き続き社会とのかかわりの中での教育目標等の見直しを継続的に実施することにしている。

工学部各学科は同窓会組織を有しており、各学科における工学教育の目標等について卒業生との懇談を通して意見聴取を定期的に行ってきている。なお、JABEEによる技術者教育プログラムの認証審査を受けるにあたっては、教育目標に基づく教育の成果に関連して卒業生に対する聞き取り調査及びアンケート調査なども実施され、社会における卒業生の活動状況及び社会的貢献の度合いについての諸項目において、高い教育成果が示されているとの評価を得ることができた。このことのみをもって、工学部の見直しが適切であると断言することはできないが、少なくとも工学部には、見直しのための情報及び評価を大学外から得る仕組みが、一応存在すると言える。

教養学部

１．理念・目的等

ア　学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

設立以来教養学部は次のような基本的な理念・教育目標を掲げてきた。

「既存の学部には見られない総合的・関連的な学科内容を主に、特色ある教育を行い、新しい時代・社会に即応しながら、創造的に寄与し得る人材、さらには、高度に発達する科学技術時代においても人間の尊厳と可能性への信頼を失うことのない、新時代をリードする人材を育成する」

設立当時３専攻であった教養学部は現在以下の４学科となったが、一貫してこの理念の具現化が図られている。

人間科学科

平成17(2005)年度より、人間科学専攻は人間科学科に改組されたが、同専攻の基本的な

理念と教育目標は保持されて今日に至っている。

人間科学専攻の教育理念は、学部の教育理念を受けた上で、経験的な手法に依拠して収集・吟味された資料に基づき、誰にでも開かれた人間理解を追及することである。

教育目標は、研究対象である人間と人間科学の研究方法の多様性をも認めた上で、「学生が幅広い視野を持ちながら、自らの力でより魅力的な今日的視点を獲得し、個人的な着想を根拠のある一般的な主張にまで展開できるようになること」と規定されている。

そしてこの目標の達成のために、人材養成の理念として、広く人間探求の可能性を求めるとともに「人間科学の諸技法を提供する機会を数多く提供」することにより、「学生が自らの問題意識を明確な研究課題へと高め、その解決に向けて主体的に創意工夫を重ねることを期待」することが掲げられている。

上記のような人間科学科の理念と目標、特に「人間理解」に加えて「今日的な人間の問題の解決能力」を持つ人材養成への強い志向は、まさに現代の高等教育に求められるものであり、評価されるべき適切なものである。

また、今日的な人間の問題を総合的な視点から解決する能力を育成することこそが、ますます必要とされている現代の状況を考えれば、人間科学科における人材養成の目的は、その適切性を一層強めてきたものと言うことができるであろう。

言語文化学科

教育にあたっての理念・目的・教育目標及び人材養成の目的は一体のものと考えられるため、以下ではこれらを分けずに記述する。

教育研究における学際性・総合性を重視した教育理念のもとで、言語文化学科では「言語を通じて文化を学ぶ」を標語に、根元的な意味での「異文化理解やコミュニケーション能力の涵養」が目指されている。この教育目標のもとで、日本の文化と言語をも異文化を見るのと同じ視点で見ることができる人材の養成、さらには自国内のさまざまな状況のもとにある人々に対しても、異文化・異言語に接するのと同じ複眼的な視点を持つことのできる人材の養成もが目的とされている。

幅広い視野と深い識見をもって現代社会の諸問題に多角的に対処できる「新しいタイプの教養人の養成」という教養学部の課題と教育目標は、変容が加速している現代社会において一層その重要さと切実さを増していると考えられ、極めて適切なものであるため、本学並びに教養学部の先見の明を示すものとして高く評価されている。

学科の理念を体得した言語文化学科の卒業生は、英語教員、日本語教員、言語聴覚士等への途を歩んでいる。しかしながら、一方で、国際化、高度技術化、情報化の動きはその後速度を増し、今日では教養学部設立当時の予想をはるかに越えて多くの問題を発生させている。

現代社会のこの事態に対処するためには、異文化理解を含んだコミュニケーション能力全般をこれまで以上にきめ細かく習得させる必要がある。言語文化学科ではこの新しい方策を「グローバル・リテラシー教育」と呼び、その一環として、新たに韓国語を導入することや、英語による授業を入学時から充実させるなどの方策を具体化することにしている。これによって、日本語でもまた外国語でも、相手の言うことを正確に理解でき、自分の考えを的確に表現できる基礎的なコミュニケーション能力を備え、異文化との橋渡しができ

る人材を育てることができると考えられる。

情報科学科

学部の理念を受けた情報科学科の理念・教育目標は、「情報処理技術を習得し、同時に広い視野をも持つ教養人の育成」と要約される。従来、技術者はあくまでも技術を提供する側であり、技術を利用する側とは一線を画するのが一般的であるが、情報科学科では、情報や情報処理技術を理解し、それらを強力な武器として主体的に利用する人材の養成が主たる教育目標となっている。

このような目標は、近年の IT のように、技術革新が日常生活に大きな変革をもたらし得る場合には特に重要な意味がある。自らの技術がどのように社会に寄与するかを見極めつつ社会に貢献することで、真に社会が必要とする技術の開発や普及が可能となり、また技術者としての充実感を得ることができると期待されるからである。また、学際性の高い教育により広い視野が獲得されることで、従来は技術の適応が発想されなかった分野への応用が見出され、新たな創造に結びつくものと期待される。

このように、これからの技術者が具備するものとして期待される能力を、情報科学科の理念に基づく教育で身につけることで、技術の適切な利用が可能となり、また同時に社会の適正な発展も期待できると考えられる。

上記のような情報科学科の理念・教育目標及び人材養成の目的は、大学全体及び学部の理念・教育目標だけではなく、世界的に求められる人間像に照らしても適切である。

地域構想学科

地域構想学科は、平成 17 (2005) 年 4 月に新たに開設された学科である。したがって、発足後 2 年目にあたる平成 18 (2006) 年度時点において、地域構想学科に在籍するのはまだ 2 学年分の学生だけにとどまる。学科の教育カリキュラムの実施も全体の半分を過ぎただけであり、そうした状況での点検・評価であることをあらかじめ断っておきたい。

地域構想学科は、その教育目標を「地域住民が自らの地域生活を良好な環境のもとで安心して維持し、さらによりよき生活をめざすためのプランを立案し、それを実現する活動をコーディネートする人材を育成すること」とし、そのために必要な知識と技法の教授を教育内容としている。

この教育目標は、以下のような認識に基づいて策定された。21 世紀を迎えた今日、席巻するグローバリゼーションの荒波、噴出する自然環境問題、深刻化する高齢化問題等といった 20 世紀システムの諸帰結により、これまで地域住民の生活を支えてきたさまざま仕組みは転換が迫られている。これからの地域システムに求められるのは、中央で地方の姿をデザインし、全体をコントロールすることだけではない。地域という「現場」において、グローバルな視野を持ちつつ当事者たちが自らのより良き生活を求めて営む種々の活動こそが注目されている。一人ひとりの生活者である地域住民として、地方自治体職員として、地元企業の一員として、地域の「現場」にかかわるさまざまな立場から、より良き地域住民生活を目指す活動が重視されている。

以上の教育目標及びこの目標設定の基となった現状認識は、設置後 2 年を経過しただけなので客観的な根拠は不足しているが、以下のような一定の根拠に基づいて、適切である

と考えられる。

地域構想学科は、教育の方針として、キャンパス内の教室における授業だけでなく、キャンパス外に積極的に出て行うフィールドワークを重視することを明示しており、実際にも教育活動として頻繁に行ってきた。その際、インタビューの対象者、つまり現実の生活者たちの口から、たびたび本学科の教育目標に関する賛同の言葉が発せられた。このことから、教育目標及びその基となった現状認識は、現下の社会状況において適切であると考えられる。また、本学科に入学してきた学生たちのうち少なからずの者が、この教育目標にひかれ、志望を決めた旨を語っている。このことも、教育目標が適切であると考える根拠である。

イ　学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

人間科学科・言語文化学科・情報科学科

前項に示したような学部・学科の理念や教育目標については、大学案内をはじめとする大学の各種印刷物に掲載し、また大学ホームページのみならず学部・学科のホームページやブログなど IT 上のメディアを利用して周知を図っている。さらに平成 17 (2005) 年度からは、高校生を読者として想定した『季刊教養学部』を発行し、学部・学科の理念や教育内容の実際を伝達している。また、高校訪問や高校への出張講義、大学・学部オープンキャンパスなどのさまざまな機会に、理念や目標を伝達する工夫を行っている。

学部発足以来、学部学科の理念・目標を社会に周知するために努力を続けてきた。しかしながら、それだけでは不十分であるとの反省の上に、教養学部全体として平成 16 (2004) 年からはさらに周知のための多様な工夫を試みている。例えば、上記の学部広報誌『季刊教養学部』は、主に東北 6 県の約 350 の高校等へ配布しており、これによって学部及び学科の理念・目標とともに、実際の教育内容や学生生活等について広く理解を得る機会が増加している。また、教員各自が、研究上から地域社会と結ぶネットワークや、研究領域の専門性に関連して担う自治体の各種審議会等委員や学会等での役割を通じて、学部・学科の理念や目標を伝達する効果も大きいものがある。

また、在学生に対する周知を図るため、全学生に配付されるシラバス等の印刷物に、学部・学科の理念と教育目標を明記することも必要である。それにより、学生自身が学部の教育目標を十分に理解し、各学科の目標を日常的に意識しながら大学生活を送ることで、より一層の教育効果をあげることが可能になると考えられる。

以上のように、これまでの周知方法は有効であると考えられるが、在学生に対する周知方法などの課題もあるため、今後も一層改善の努力を怠らないことが必要である。

地域構想学科

地域構想学科の理念や教育目標等は、大まかには受験生に周知されているが、入学後の学生に対しては、専門教育科目、とりわけ１、２年次に開講される専門科目群を通して、周知が図られている。例えば、１年次に「地域構想学入門講義Ａ」「地域構想学入門講義Ｂ」「地域構想学基礎実習」、２年次に「地域構想学発展実習」「地域システム論」「共同体と市民社会」「文化としての地域生活」「環境論」が置かれている。これらの科目の中で、現実

の地域がさまざまな要因が複雑に絡み合っており、それらは、場合によっては、トレードオフの関係にあり、それを踏まえて地域を考えていかなければならないことが教授される。

学科開設後２年の現時点で振り返ってみると、地域構想学科の基本的な考え方を上記の科目において教授することはおおむね成功していると言える。とはいえ、地域構想学科の教育目標が常に講義の中で名言されるわけではない。代わって、各種の実習、とりわけフィールドワークを含めた実習を通して、学生自身が「実践的知」としておのずと体得することが目指されている。それゆえ、まじめに４年間の学生生活を送った学生こそが、地域構想学科の基本的な考え方を身につけることができるのであって、今の時点で必ずしも明確に自覚し得ない学生が存在するのは当然であろう。

しかしながら、フィールドワークを行うにあたっても、学科の基本的な考え方が自覚されている方が望ましいから、平成19(2007)年度より、選択必修科目である「地域システム論」において、地域構想学科を形作っている基本的なコンセプトを明示的に講義することが決まっている。

２．理念・目的等の検証

ア　学部等の理念・目的・教育目標の、社会とのかかわりの中での見直しの状況

社会とのかかわりを契機とした理念の見直しの動きは、現時点では特にない。その背景には、教養学部が新しい考え方に基礎を置く学部であり、本来社会の変化にも柔軟に対応し、また社会への貢献を常に念頭に置き教育研究を行ってきたという経緯がある。すでに当初の理念そのものに、社会や時代とともに歩む姿勢が組み込まれていると言ってもいい。

しかし、理念の見直しが将来とも不要ということでは決してない。学際性の重要性、文系と理系の差異などは今後大きな変遷を辿る可能性がある。いずれにせよ、社会にとって教養学部の存在が有用であり続けるよう、努力を継続することが教養学部にとっては特に肝要と考えられる。

(3)大学院研究科の使命・目的・教育目標

大学院研究科全体

1．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

東北学院大学大学院は、各学部各学科を基幹とする大学院研究科各専攻博士課程を設置してきた。すなわち、文学研究科（英語英文学・ヨーロッパ文化史・アジア文化史の各専攻)、経済学研究科（経済学専攻)、法学研究科（法律学専攻)、工学研究科（機械工学・電気工学・応用物理学・土木工学の各専攻）及び人間情報学研究科（人間情報学専攻）の５研究科（10 専攻）である。これらに加えて、平成 14 (2002) 年度より経済学研究科に新たに経営学専攻修士課程が開設され、さらに平成 16 (2004) 年度には、地域に密着した身近な法律家の養成を目指し、基盤となる学部をもたない専門職大学院として法務研究科（法実務専攻）が開設された。

本学大学院の理念及び目的は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することにある。博士課程前期課程（修士課程）は、広い視野に立った精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。また博士課程後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

以上は、東北学院の建学の精神及び大学院設置基準第４条に基づき、本学大学院学則第１条及び第４条に明記されているとおりであり、本大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は適切であると言える。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

東北学院大学大学院は、昭和 39 (1964) 年に文学研究科英語英文学専攻修士課程が設置されて以降、今日に至るまで教員・施設などの充実を図ることにより研究科・専攻の増設を行ってきた。人材養成等の目的の達成度が研究科の設置年によって異なるのは自然のことであるが、設置年の古い英語英文学専攻・経済学専攻及びそれらよりほぼ 10 年近く後の法律学専攻等の文科系諸専攻は、大学教員及び高度専門職を多数輩出していることからして、全体的に見れば従来の研究者養成の目的をかなりの程度達成していると言える。また、工学研究科の諸専攻は、社会的なニーズに合致して、高度専門職に人材を輩出してきたことから、その目的を十分に達成していると言える。

文学研究科

１．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

文学研究科は、英語英文学、ヨーロッパ文化史、アジア文化史の３専攻から成り立つが、その設置は英語英文学専攻が最も古く昭和 44 (1969) 年度に博士課程が完成して以後、研究者養成を中心に 40 年に近い教育研究の実績があり、国公私立の大学を始め、各方面の高等教育機関に人材を輩出している。それに対してヨーロッパ文化史及びアジア文化史の２専攻は、学生のみでなく広く社会人・有職者も受け入れてスタートして、平成 13 (2001) 年度に博士課程後期課程の学年進行が完成、ヨーロッパ文化史専攻は平成 15 (2003) 年度に、アジア文化史専攻は平成 16 (2004) 年度に後期課程学位（博士）取得者を出したばかりであり、修了者及び専攻そのものに関する定評を得るのに必要十分な期間を経てはいない。

英語英文学専攻は文学部英文学科を基礎とするのに対して、ヨーロッパ文化史専攻は文学部キリスト教学科のうちのキリスト教史・キリスト教思想史領域と、文学部歴史学科のうちの西洋史領域を基礎とし、アジア文化史専攻は歴史学科のうち西洋史領域を除いた日本史・東洋史・地理学・考古学・民俗学の諸領域を包摂している。

以上の３専攻からなる本研究科の理念及び目的は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を研究教授することであり、人材養成の目的に合致している。

研究科全体として研究者養成の面に力を注いでいて、国立・私立大学や都道府県立の博物館、市町村立の資料館や各地の埋蔵文化財調査機関の職員などに人材を送り込んでいるが、全体としてみれば少数である。その他、公私立の高等学校あるいは自治体史の編纂室へ就職するなどの実績もあり、高度専門職業人養成機関として一定の成果を上げている。また社会人教育に関しても、自治体の埋蔵文化財調査の専門職員や高等学校の教員を恒常的に受け入れ、博士の学位を授与された者もいる。

大学院博士課程前期・後期課程は、以前の研究者養成を主とする性格から、社会人の受け入れへと大学院の種別化の方向に沿って、社会の要請に適うような改革を進めつつあり、その方向は適切である。特に社会人の受け入れに関しては、上にも記したように一定の成果を上げているので、今後とも重視していきたい。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

目的達成にはまず大学院学生を確保する必要があるから、入試について述べると、博士課程前期課程の入学試験は年３回行っている。第１回は６月期（平成 18 [2006] 年度から９月にも実施）で、これは４年に在学する者を対象とした推薦制による特別選考である。第２回は秋期で特別選考と一般学生及び社会人を対象とした入学試験の両方を行っている。第３回は学年末に行われ、一般学生及び社会人を対象とした入学試験を実施している。

入学者の充足状況について述べると、アジア文化史専攻では定員を超えた在籍者がいる一方、他の専攻は定員を必ずしも充足しておらず、英語英文学専攻は微増の傾向にあるも

のの、ヨーロッパ文化史専攻は漸減傾向にある。優れた人材を確保し養成するために、大学院生に対する厳しい研究指導が必要であることは言うまでもないが、本研究科全体が、特にヨーロッパ文化史専攻とアジア文化史専攻のように、実学から最も遠い位置にある学問研究の場では、前期課程、後期課程を修了しても就職する機会に恵まれず、それが留年する契機ともなっていることから、修了生を含む大学院在籍学生の生活などさまざまな面に配慮する必要がある。また現状ではアジア文化史専攻中心で行われている私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」などを各専攻が実施することで大学院生の研究活動を活性化する必要がある。

英語英文学専攻

英語英文学専攻の定員は１学年につき前期課程が 10 名、後期課程が３名である。平成14(2002)年度の入学者は、前期４名、後期０名、平成15(2003)年度は、前期６名、後期０名、平成16(2004)年度は、前期４名、後期１名、平成17(2005)年度は、前期５名、後期１名、平成 18(2006)年度は、前期５名、後期１名（復学）であった。(定員の充足率については、「Ⅴ．学生の受け入れ　英語英文学専攻」を参照されたい。)

一方、学位の授与・修了者状況について、博士課程前期の修了者は、平成14(2002)年度２名、平成 15(2003)年度２名、平成 16(2004)年度２名、平成 17(2005)年度３名、平成18(2006)年度９月期１名。後期課程の満期退学者は、平成14(2002)年度２名、平成15(2003)年度２名である。

これらの修了者等の就職状況は、平成17(2005)年までの修了者９名中、２名が後期課程に進学、６名が高等学校の講師、１名が民間企業に勤務、後期課程満期退学者は４名、そのうち１名は大学に、１名は高校に常勤の職を得、２名は大学で講師を勤めている。(詳細は「Ⅳ．前期課程・博士課程の教育内容・方法等　英語英文学専攻　２．教育方法等」を参照されたい。)

このように、最近数年間を見ただけでも、研究者及び高度の専門職に人材を輩出しているところから、人材養成の目的はかなりの程度まで達成されていると言える。

ヨーロッパ文化史専攻

ヨーロッパ文化史専攻の定員は１学年につき前期課程が５名、後期課程が２名である。平成14(2002)年度の入学者は前期６名、後期１名、平成15(2003)年度は前期３名、後期２名、平成16(2004)年度は前期１名、後期０名、平成17(2005)年度は前期３名、後期１名、平成18(2006)年度は前期３名、後期０名であった。

修了生（学位授与）について、博士課程前期の修了者は、平成14(2002)年度５名、平成15(2003)年度５名、平成 16(2004)年度５名、平成 17(2005)年度０名、後期課程は平成14(2002)年度０名、平成15(2003)年度１名、平成16(2004)年度０名、平成17(2005)年度０名であった。

平成15(2003)年度に博士学位を取得した者は、本学でリサーチ・アシスタントに２年間就いた後に、国立大学へ就職することができたが、一般的に言って後期課程３年の期間内に学位を取ることが非常に困難であり、学位取得後の就職も困難な現状である。

教員を目指して入学する学生が多いことから、情報交換の一環として、平成18(2006)年

12月に宮城県現職教員向けのセミナー（英語と歴史）を開催して、大学院生と現職高校教員との交流を図り、人材育成への足がかりを得た。

本専攻は設置後まだ日が浅いこともあって、目的の達成度は必ずしも高くはない。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻の定員は1学年につき前期課程が5名、後期課程が2名である。専攻の入学者数は、平成14(2002)年度が前期7名、後期2名、平成15(2003)年度が前期9名、後期3名、平成16(2004)年度が前期8名、後期0名、平成17(2005)年度が前期6名、後期3名、平成18(2006)年度が前期11名、後期2名である。

一方、学位授与・修了生の数は、前期課程の修了者が、平成14(2002)年度14名、平成15(2003)年度8名、平成16(2004)年度9名、平成17(2005)年度5名、また後期課程の学位授与者が、平成14(2002)年度0名、平成15(2003)年度0名、平成16(2004)年度3名、平成17(2005)年度0名であった。

平成17(2005)年度修了生の進路就職は、前期課程では、アジア文化史専攻8名のうち、在学期間延期者2名（うち1名は平成18[2006]年9月に修了)、進学者1名、就職決定者2名、未決定者1名、社会人入試入学者1名、退学1名である。後期課程を見ると、アジア文化史専攻は在学期間延期者が4名、就職決定による中途退学者2名である。

本専攻は設置後まだ日が浅いこともあって、目的は一定程度達成されているものの、学位取得者及び学位取得後の研究期間就職者の数の点から見れば、まだ達成度が高いとは言えない。学生の研究意欲を高めるさまざまな配慮が必要である。現在、私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業：研究課題「アジア流域文化論」プロジェクトがアジア文化史専攻を中心として平成15(2003)年度～平成19(2007)年度の5カ年の予定で実施されていて、アジア文化史専攻の大学院生が複数リサーチ・アシスタントとしてプロジェクトの研究補助を行いながら報酬を得ている。このような場は、大学院生の研究活動の活性化に大きな役割を果たしているので、今後ともこのような体制を維持していく必要がある。

経済学研究科

1．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

経済学研究科は、経済学専攻博士課程前期課程・後期課程と経営学専攻修士課程からなるが、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを理念としている。

経済学研究科における経済学専攻博士課程後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。経済学研究科経済学専攻

博士課程前期課程と経営学専攻修士課程は、広い分野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。

本研究科の目的は上記のとおりであるが、本学全体の理念・目的・教育目標、憲法第23条の学問の自由及び学校教育法第65条の大学院の目的に照らして適切である。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

平成13(2001)年度から平成17(2005)年度において、経済学専攻前期課程を修了し、修士（経済学）の学位を取得した者が44名、経営学専攻修士課程（平成14[2002]年４月１日開設）を修了し、修士（経営学）の学位を取得した者が10名、経済学専攻博士課程後期課程を修了し、博士（経済学）の学位を取得した者が２名である。

経済学専攻前期課程及び経営学専攻修士課程においては、毎年度一定数の入学者と修了者を出している。企業等に就職する者、教員になる者もおり、また、職業会計人の道に進む者も多く、経済学研究科前期課程・修士課程の目的に伴う人材養成の課題を達成している。経済学専攻後期課程においては、入学者の絶対数が少ない割には博士の学位を得た者もおり、満期退学者の中には大学教員になった者もおり、経済学研究科後期課程の目的に伴う人材養成の課題をほぼ達成していると考えられる。しかし、平成13(2001)年度から平成17(2005)年度において、論文博士の学位を得た大学院学生はいなかったので指導を強化していかなければならない。

法学研究科

１．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

法学研究科博士課程前期課程は、昭和50(1975)年、大学院修士課程として発足し、昭和54(1979)年、博士課程前期課程に改称されたが、一貫して、「キリスト教による人格教育を基礎として」（本学大学院学則第１条）、学部段階での基本的法学・政治学教育の成果を踏まえ、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的」（同学則４条）としている。同後期課程は、昭和54(1979)年に増設されたが、同じく「キリスト教による人格教育を基礎として」、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする（同学則４条の２）。但し、後期課程に関しては、社会人特別選考制度はまだ導入していない。

本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、本学の建学の精神に沿ったものであり、学校教育法第65条に定める「大学院の目的」、大学院設置基準第３

条第１項の「修士課程の目的」、同第４条第１項の「博士課程の目的」にも合致している。また、上記設置基準の改定に応じて、社会の要請の変化にも対応している。特に、大学院においても、「キリスト教による人格教育を基礎として」いる点は、キリスト教大学固有の特長であろう。前期課程が、①専攻分野における研究能力又は②高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目指すこと、後期課程が主として研究者の養成を目指していることも、現状では適切であると考えている。

平成 16 (2004) 年４月に、本学はいわゆる法科大学院に分類される法務研究科を設置した。法曹養成を目的とする研究科が設置されたことに伴い、本研究科の人材養成の目的は見直され、前期課程の目的は、前記②の目的との関係では、法曹以外の専門職業人（法律隣接職、公務員、企業法務、教員、ジャーナリスなど）養成への寄与に絞られることとなった。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

社会人の大学院入学を促進するため、平成 10 (1998) 年４月から昼夜開講制、社会人特別選考制度を導入した。

平成 18 (2006) 年３月までに合計 72 名の修士課程及び博士課程前期課程の修了者を送り出した。各年度の入学者は、６名の社会人入試合格者があった平成 13 (2001) 年度を除いて、定員の半数（５名）を上回ることがなかった。社会人院生の多くは税理士資格取得を目指していた。しかし、税理士法の改正後、本研究科では、税理士資格取得を目指して社会人入試に志願する者はほとんどみられなくなった。

達成状況を進路の観点から見てみる。前期課程修了生の進路を最近４年についてみると、本研究科後期課程進学１名、公務員１名、教員１名、一般企業就職３名、司法修習生１名、団体職員１名などである。また、社会人院生については、修了後も入学時の職業を継続するのが通常である。税理士志望者は、修了後、税理士資格を取得した者が多い。次に、後期課程に関しては、この４年間に１名の満期退学者がおり、当該満期退学者は本学の教員に採用された。なお、論文博士はこの期間に出ていない。

修了生からは、後期課程に進学した者からだけではなく、一般企業などに就職した者からも、前期課程における勉学が役立っているとの感想も寄せられている。

このように、修了者あるいは満期退学者の進路という点から見れば、博士の学位を取得する者は多くないものの、研究科の目的はかなりの程度まで達成されていると言える。

他方、本研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況を定員充足状況から見れば、半ばと言わざるを得ない。特に、いわゆる隣接法律職の資格取得者が（一時期の税理士を除いて）ほとんどいない。また、前期課程に関しては、特に最近４年間については、修了後も就職できずに（又は就職せずに）資格試験の受験勉強や就職活動に取り組む者がいることは、問題点として重視しなければならない。もっとも、後期課程の入学者が少ないことについては、研究職への就職が困難だというやむを得ない事情もある。

本研究科の前期課程の目的達成を促進するため、また、本研究科の教育を受ける者の人数を増加させるためもあって、平成 16 (2004) 年度から、日本行政書士会連合会と共催で「行政書士のための特設講座」を開いている。講座の研修補助員を前期課程学生に委嘱しているが、その経験者から行政書士など隣接法律職に関心を持つ大学院学生も出ている。後期

課程への進学者を増やさなければならないが、それには、前述のような壁がある。論文提出による学位授与をもっと増やす必要がある。

工学研究科

１．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

東北学院大学大学院は、一貫して、「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の発展に寄与すること」を理念・目的としている（本学大学院学則第１条)。さらに博士課程前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的にしており（同学則第４条)、博士課程後期課程では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的にしている（同学則第５条)。

20 世紀の科学技術の発展は人間生活の利便性を飛躍的に向上させたが、地球資源の枯渇や自然環境の悪化等、負の遺産を生じさせた。そこで、工学研究科においては、人間と自然の調和、共生という観点に立って、人と社会に役立てる工学の創造と敷衍という理念の下に人類の福祉に貢献することを具体的な教育・研究目標としている。これらは、本学大学院全体の理念・目的・教育目標に照らしてだけではなく。工学研究科に求められる社会からの要請という点から見ても、適切である。

他方、研究の進行に伴い、研究テーマ内容にとらわれ、視野が狭くなる学生が時折見られることがあるので、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を十分に涵養できるような教育体系を構想する必要がある。その中には、知的財産法、工業経営、技術者倫理のような現代の工学者として必須の科目も含まれることになる。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

まず、目的の達成状況を、教育目標の観点から見てみる。工学研究科への進学率は例年平均して４年次学生の５～８％程度であるため、各教員の指導はきめ細かく行われている。したがって、学生は講義、ゼミナール、課題研究において個人指導を受けることができる環境にある。大部分の学生は、国内外の学会、研究会等で発表を行っており、本学大学院の目的とする研究能力及びその基礎となる学識を十分養っていると言える。したがって、教育目標を十分に達成している。ただし、教育目標の達成度は、研究科が輩出してきた人材によって実証されるから、人材養成の目的が達成されているか否かについても検討する必要がある。

次に、人材養成の目的が達成されているか否かについて述べる。工学研究科は、応用物

理学専攻（修士課程）が昭和41(1966)年に開設され、機械工学専攻と電気工学専攻が昭和46(1971)年に、土木工学専攻が遅れて平成2(1990)年に開設された。博士課程は土木工学専攻を除いて開設2年後に開設された。現在は上述のすべての博士課程前期課程の上に博士課程後期課程が設置されている。開設以来これまでに、上述した理念・目的の下で工学研究科を修了した大学院生は約580名であるが、うち34名は大学教員として教育と研究に携わっている。それ以外の大部分の大学院修了生は国内外の産業各界において技術者、研究者、管理者として、また、中学、高等学校の教員として活躍していることから、本学大学院の理念・目的に沿った人材育成は達成されていると言える。特に多くの大学院修了生が地場産業で活躍しているので、地域貢献に寄与していると言える。工学研究科においては多くとも10人前後の少人数教育と指導教員による個人指導にも近い形での研究指導を行っており、前述した理念を持つ大学院生の育成に現在も努めていることが、上述の目的達成を可能にしている。

本工学研究科の大部分の修了生が教育者、研究者、技術者（技術管理者も含む）として活躍していることから、大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的は十分に達成していると評価できる。工学研究科における少人数教育と個人指導の徹底が人材養成に貢献している。一方、博士課程後期課程への進学率が低すぎるので、改善する努力が必要である。また、最近は大学院に進学しても、問題意識が低く自立して高度の専門的能力を養おうとしない学生が散見する。このような学生に、自立した研究姿勢と持続して目標を追及する姿勢を持たせるような指導方法の確立も今後の問題点である。

工学部、工学研究科においては、人材確保を目的として、2007年度入学生から、学部での早期卒業制度を導入する。また、早期卒業導入第1期生の卒業時期に合わせて、研究科の早期入学と早期修了の制度を導入することが予定されている。さらに、経済面の措置として、平成18(2006)年度、学納金の一部を減免する改善がなされた。

人間情報学研究科

１．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《大学院学則上の理念･目的》

人間情報学研究科博士課程前期課程は、大学院学則にのっとり、キリスト教による人格教育を基礎的な教育理念として、「広い視野に立って精深な学識を授け」、「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」（大学院学則第４条）ことを目的とし、教養学部を母体として平成6(1994)年に設置された。

また、後期課程は、さらに「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」（大学院学則第５条）ことを目的に、平成8(1996)年に設置されたものである。

《研究科固有の理念・目的・教育目標》

教養学部を母体とする本研究科は、理念･目的をも学部とほぼ共有している。すなわち、既存の研究科には見られない総合的・相互関連的な教育・研究の内容を通して、新しい時代・社会に即応しながら、創造的に寄与し得る人材、さらには、高度に発達する科学技術時代においても人間の尊厳と可能性への信頼を失うことのない、新時代をリードする人材を育成することである。

上記をうけた本研究科には、基本的に２つの特質がある。第１に、教育・研究における学際性であり、第２に、この学際性と密接に関連するが、多彩な研究経歴を持つ社会人を幅広く受け入れている点である。これら２つの特質は、本研究科の目標を反映したものである。すなわち、①幅広い分野のカリキュラム及び幅広い分野の教員の間の連携により、知識を結集して総合的な知を生み出すこと、②幅広い経験と背景とを持つ者を大学院学生として受け入れることによって、知の総合化を促進すること、である。

前期課程の教育は、行動情報学、社会情報学、生命・情報学の三つのコアを核とし、同時にこれらを包摂する学際的総合的カリキュラムのもとに行われている。同様に、後期課程における論文指導もまたこうした学際性を重視して実施されている。これによって、看護、教育、その他の分野に携わっている現職の研究・教育者が院生として独自の研究を行っている。

以上のように、本研究科の内容は、設立時に設定された理念･目的・教育目標にそった人材育成を行うための具体的な目標を実際に設定し実現している点からして、適切であると言える。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

《定員充足率の観点から見た達成状況》

平成 18 (2006) 年３月までに、前期課程修了者 76 名を出している。平成 13 (2001) 年までは８名の定員をほぼ充足してきたが、近年は充足できない状態が続いている。後期課程では後期課程修了者 13 名、単位取得満期退学者 12 名を出している。平成 12 (2000) 年までは３名の定員をほぼ充足してきたが、近年は充足できない状態が続いている。

また、本研究科の場合、本学の学部出身者より、他大学出身者の方が多いことも特徴となっている。学部卒業生の進学意欲が低い一方、進学意欲のある者は他大学の大学院に進学しているのが現状である。このため、平成 18 (2006) 年度より、全学的措置として、本学出身者の特別入学試験の機会を増やし、平成 19 (2007) 年度の入学者より、本学出身者の入学金をこれまでの半額免除から全額免除に改め、本学出身者の進学の拡大に努めている。

《大学院学生に対する指導の状況》

全般的に見て、個々の大学院学生に対するきめ細かな、学際的な指導が、内外から高く評価されている。前期課程入学者はほとんどが２年間で修了しているが、後期課程の場合、社会人が多く、論文作成に十分な時間を割けないという事情もあって、在籍期間を延長することが一般的で、それでも学位論文の提出に至らないで退学するものも珍しくない。

《修了後の社会貢献など》

博士の学位取得者は、研究や教育の現場で活躍しており、本研究科の機能が適切に果たされているといえよう。これに対し、前期課程の一般院生の場合、専修免許の取得と一般

企業への就職が一般的である。後期課程においても一般院生が博士学位修得に取り組んでいるが、学位取得後の就職先の確保が大きな課題となっている。

社会人の学生の場合には就職先を探す心配がないが、逆に、有職者であるが故の問題をかかえていることは、上述のとおりである。

法務研究科

１．理念・目的等

ウ　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

法務研究科の教育上の理念・目的は、(i)わが国で最も深刻な弁護士過疎地域を多数かかえる東北地方に立地される法科大学院として、この地域に根をおろして活動する法曹を養成する拠点となること、及び、(ii)東北地方の弁護士を量的に拡大し、かつ、質的に向上させること、である。これに即して、①地域社会に根をおろしたホームロイヤー型の弁護士、②地域の地方公共団体に所属して活動する弁護士、及び、③地域の企業に所属して活動する弁護士を養成することが、この研究科の教育目標であり、これも適切であると考えられる。

エ　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

法務研究科は、平成 16(2004)年度に設置され、平成 18(2006)年度末に、はじめて課程修了者30余名を出し、この修了者が平成19(2007)年５月の新司法試験を受験するという、まだ現時点では人材養成等の目的達成状況を判定しかねる段階にある。

Ⅱ. 教育研究組織

Ⅱ．教育研究組織

(1) 大学全体

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

《組織の現状》

平成 18 (2006) 年度における本学の組織を以下に示す。

①学部

文学部（英文学科 [昼間主コース、夜間主コース]、キリスト教学科、歴史学科）
経済学部（経済学科 [昼間主コース、夜間主コース]、経営学科 [昼間主コース、夜間主コース]）
法学部（法律学科）
工学部（機械知能工学科、電気情報工学科、電子工学科、環境建設工学科）
教養学部（人間科学科、言語文化学科、情報科学科、地域構想学科）

②大学院研究科

文学研究科（博士課程）（英語英文学専攻、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻）
経済学研究科（経済学専攻博士課程、経営学専攻修士課程）
法学研究科（博士課程）（法律学専攻）
工学研究科（博士課程）（機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、土木工学専攻）
人間情報学研究科（博士課程）（人間情報学専攻）
法務研究科（専門職学位課程）（法実務専攻）

③研究所

英語英文学研究所、キリスト教文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、宗教音楽研究所、東北文化研究所、東北産業経済研究所、経理研究所、社会福祉研究所、法学政治学研究所、教育研究所、環境防災工学研究所、人間情報学研究所

④センター

オーディオ・ヴィジュアルセンター、カウンセリング・センター、情報処理センター、教職課程センター、入学試験センター、産学連携推進センター、工学基礎教育センター、オープン・リサーチ・センター（非常設）、ハイテク・リサーチ・センター（非常設）

⑤図書館

中央図書館（土樋キャンパス）、中央図書館分室「大学院図書室」（土樋キャンパス）、工学部分館（多賀城キャンパス）、泉分館（泉キャンパス）

《組織の教育研究組織としての適切性、妥当性》

①学部組織

文学部は、英文学科、キリスト教学科、歴史学科の３学科で構成されており、昭和39(1964)年の学部設置以来、多くの有為な人材を各方面に送り出してきた。平成17(2005)年度に教養学部の再編に伴って定員を教養学部に割譲し、英文学部は、昼間主コース 215名、夜間主コース35名となった。歴史学科は従来の史学科の歴史と地理の複合学科であったことを改め、日本史、東洋史、西洋史、考古学、民俗学の５分野で構成される歴史学専攻学科として平成17(2005)年４月に設立され、現在２学年次までの学生を収容している。

キリスト教学科が伝道者養成機関であるとの理解は学内外に浸透し、事実、これまで134名の卒業生を教会、学校、福祉施設に送り出してきた。日本のキリスト教界の現状を考えると、この数は、いわゆる神学校への進学率と比較しても決して少ないとは言えない。しかし定員充足の課題は残されたままである。

経済学部は、昭和39(1964)年の設立の時点では経済学科・商学科及び経済学部二部経済学科の組織であったが、平成13(2001)年度より商学科を経営学科に改称し、二部経済学科を経済学科夜間主コース・経営学科夜間主コースに改編し、一段と地域社会での貢献度を高めることとなった。

法学部は昭和40(1965)年の創設以来、東北地方における数少ない本格的な法学教育研究機関として認知・評価されており、弁護士・司法書士・行政書士・裁判所事務官・書記官などの法律専門職及び国家公務員・地方公務員・労働基準監督官などの公務員を数多く輩出している。また、平成16(2004)年に本学に法科大学院（学内の組織としては「法務研究科」）が設置されたことにより、法科大学院進学を念頭に置いた法学教育を行い得る法学部としても期待されている。

工学部は、昭和37(1962)年に機械工学科、電気工学科及び応用物理学科の３学科で開設され、昭和42(1967)年に土木工学科を増設した。平成14(2002)年には、今後の学科の進むべき方向や実際に行われている教育・研究内容に合わせて、学科名をそれぞれ機械創成工学科、電気情報工学科、物理情報工学科及び環境土木工学科と改称した。さらに、平成18(2006)年に改組を実施し、機械創成工学科、物理情報工学科及び環境土木工学科を廃止して、機械知能工学科、電子工学科及び環境建設工学科を新設した。

教養学部は、平成元(1989)年に従来の教養部を拡張・充実し、専門の教養学科３専攻の教育を展開するとともに、主として文科系他学部の教養教育科目（非専門科目）を担当する課題を担って創設された。その後、平成17(2005)年度の学部改組により３専攻制を学科制に改め、地域構想学科を新たに加えた４学科体制となった。

以上のように本学の各学部、学科は、編成や教育課程の見直しや改善を行ってきており、教育研究組織としての適切性、妥当性を十分に具備していると考えられる。

しかし、問題点が存在しないわけではない。本学のキャンパスは３か所に分散しており、文学部、経済学部及び法学部においては、１・２年生が泉キャンパスで学び、３・４年生は土樋キャンパスで学ぶ体制をとっている。一方、教養学部は、１年生から４年生まで泉キャンパスで、工学部は、１年生から４年生まで多賀城キャンパスで学ぶ体制をとっている。教員の所在も３か所に分散し、一部の教員は３キャンパスを移動して教育研究を実施している。このように、キャンパスが分散していることの結果、文学部、経済学部、法学部では、教養学部や工学部では実現されている入学時から卒業時までの一貫教育を十分に実施することが難しくなっている。また、文系学部と理系学部が離れたキャンパスに所在

していることもあって、総合大学の特徴を生かした、全学的共通の幅広い教養教育が、十分に実施できているとは断言できないのが実情である。

②大学院研究科組織

本学大学院には、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科、人間情報学研究科及び法務研究科の６研究科がある。法務研究科を除いて本学教員は、原則的に全員が学部教員として任用され、全学組織である大学院委員会及び各研究科の定める大学院教員資格審査基準によって審査され、合格した者が大学院担当教員として任用される。ただし、学部教員が本務であって、大学院担当教員を兼務する形となっている。法務研究科の教員は対応する学部を持たないため、大学院担当が本務であるが、その一部は、法学研究科の教員をも兼務している。

大学院は大学組織の一部であり、学則に根拠を置いているが、大学の最高意思決定機関である全学教授会は、現在のところ、大学院の教育・研究等の学事や人事には直接的には関与せず、これらは学長を委員長とする大学院委員会ですべて処理されている。法務研究科の教員は学部の教員との兼務ではないが、大学の組織の一員であることから、全学教授会には教授の一員として出席している。このように法務研究科も大学組織の一部に矛盾なく組み込まれ機能していることから、本学大学院組織は、教育・研究組織としての適切性、妥当性を備えているものと考えられる。

③研究所組織

本学には、12 の研究所が附置されている。研究所の所員（又は研究員）は、本学専任教員が所長の推薦に基づいて学長から委嘱される場合と、実質的に関係の深い学部・学科の専任教員に、所員の資格が与えられている場合とがある。研究所の所長は、実質的に関係する学部の学部長が職務上務める場合や、研究所の規程や規則等に則して学長が任命する場合が多いが、一つの学部の中に専門領域を異にする研究所が複数存在する場合には、必ずしも学部長ではなく、実質的に関係の深い学部・学科の教員の中から選出されている。

ほとんどの教員は何らかの形でいずれかの研究所に関わっているが、学部・大学院における講義・研究指導等の用務に忙しく、研究所固有の任務に専念できる時間の余裕は少ないのが実情である。そのような問題はあるものの、研究所は、本学の学部及び大学院の研究教育の充実のためにその機能を発揮しており、研究所組織は、本学の教育研究組織として適切かつ妥当であると考えられる。

④センター組織

本学には、７つの常設のセンターと２つの時限特設センターが設置されている。常設センターの中で、産学連携推進センターは、主として大学の教育研究の推進と社会貢献を役割とする組織であり、オーディオ・ヴィジュアルセンター、工学基礎教育センター、教職課程センター、カウンセリング・センター、情報処理センター、入学試験センターは、それぞれ、視聴覚教育、教職課程履修のサポート、高校までの理数教育の補完、学生のケア、情報処理、入試などの、主として学内業務を役割とする組織である。これらの組織は、すべて大学の教育研究並びに業務処理のためになくてはならない機能を果たしており、適切性、妥当性を十分具備していると考えられる。

事業が継続している期間だけ存続することになっている非常設のオープン・リサーチ・センターは、私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業

によって、「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」（事業期間：平成15[2003]年度～平成19[2007]年度、課題：「アジア流域文化論」研究プロジェクト、総経費：約1億500万円、研究代表者：細谷良夫文学研究科長）として設立されたものである。本学のアジア流域文化に関する研究レベルの高さを示すものとして学内外で評価されている。

同じく、存続期間が定められている非常設のハイテク・リサーチ・センターは、平成18(2006)年度私立大学学術研究高度化推進事業のハイテク・リサーチ・センター整備事業により、事業名「特殊環境下における外場誘起によるナノデバイスの機能性発現および新材料探索」（事業期間：平成18[2006]年度～平成22[2010]年度、研究代表者：工学研究科長・鹿又武、事業総額5億円[うちセンター棟建設費1億円]）が採択されたことにより設立されたものである。

⑤図書館組織

本学には、土樋キャンパスに中央図書館及び中央図書館分室の大学院図書室、多賀城キャンパスに多賀城キャンパス図書館（工学部分館）、泉キャンパスに泉キャンパス図書館（泉キャンパス分館）が設置されている。

図書館長（事務部門の図書部長を兼任する）は、本学専任教員の中から学長が委嘱する。図書館の運営方針は、キャンパスごとに組織される図書館委員会及び全学的な問題を扱う全学図書館委員会によって決定されており、委員は各学部から選出されている。このような意思決定の仕組みによって、各学部教授会の意向が、図書館の運営方針、場合によっては事務処理方法に反映されていることから、図書館組織の運営は適切であると言える。また、詳細は後述されるが、図書館が所蔵している図書・雑誌、オンラインデータベースの豊富さの点から言っても、現状では、教育研究組織としての適切性、妥当性を備えている。

しかし、いずれの図書館においても、増加する一方の蔵書、最新の情報機能に対応するために施設設備等の整備がさらに必要な状況にある。学術誌・データベースのデジタル化・オンライン化を進め、空間の有効利用を図る必要がある。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

全学レベルでの教育研究組織の妥当性を検証する仕組みとしては、平成4(1992)年に「自己点検・評価委員会規程」が制定されたのち、平成9(1997)年には「大学院自己点検・評価に関する規程」及び「大学院自己点検・評価委員会規程」が整備された。平成17(2005)年には上記の「自己点検・評価委員会規程」、「大学院自己点検・評価に関する規程」、「大学院自己点検・評価委員会規程」を廃止して学部の規程と大学院の規程を統合し、外部評価を念頭に置いて、新たに「点検・評価に関する規程」を制定した。現在、全学組織である点検・評価委員会が中心となって点検・評価活動を行っている。

全学レベルの仕組みと連動して、各学部・研究科における検証の仕組みもまた着実に導入されている。部局により名称や権限は異なる（例えば、経済学部・教養学部では将来構想委員会、法務研究科においては自己点検・評価委員会）が、各部局においても自主的に自己点検・評価を行うための組織が存在し、学部の観点から、組織の妥当性を検討してい

る。

検証の結果、全学的な観点、あるいは学部独自の観点から、より妥当な教育研究組織へと改編することが望ましいと判断された場合、学長・副学長を中心として学部改組全学委員会が招集され、その改編の判断が社会的需要などから見て妥当か否かが詳細に検討される。全学的観点と学部独自の観点とが、この委員会において調整され、組織の改編を行うべきであるとの結論が得られた場合、新たに設けられる、あるいは改編される教育研究組織の具体的な構想が、それ自体として整合的か否か、学内の他の仕組みと矛盾しないか否かなどが検討される。新たな組織の構想がまとまった場合、全学教授会に提案され、新組織設置後にも完成年度に至るまで、同委員会が検証作業を継続することとなっている。

教育研究組織の妥当性を外部機関によって検証する仕組みとしては、財団法人大学基準協会による相互評価があげられる。本学は認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた大学基準協会（JUAA）の正会員として、平成14(2002)年度に相互評価を受け、大学基準適合認定を得た。今後7年ごとに定期的に大学基準協会の大学評価（認証評価）を受けることになる。次回は平成21(2009)年度に大学基準協会による大学評価を受けることを予定しており、現在その準備を進めている。また、工学教育における別の評価機構である日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を、平成18(2006)年10月に環境建設工学科が受けており、認証後は定期的に審査を受けることになる。

(2)学部

文学部

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

英文学科〔昼間主コース・夜間主コース〕

平成12(2000)年度に従来の文学部一部英文学科と二部英文学科の区別を廃し、昼間主コースと夜間主コースからなる昼夜開講制が発足した以降も、学生定員はそれ以前の規模(1学年につき、昼間主コース300名、夜間主コース50名)を維持してきたが、平成18(2006)年度に教養学部が再編され、4学科体制となった際に、定員を教養学部に割譲し、昼間主コース215名、夜間主コース35名となった。従来から、過剰な学生定員を主因とする学生の資質低下が危惧されていたが、この措置の結果、資質の保持に向けての前進が見られた。

学生の入学定員250名に対して専任教員が22名であるが、いわゆる一般教育は、教養学部を中心として他の学部が担当している上、前述の昼夜開講制に加えて、後述の教員の専門のバランスも考慮した専門系制を導入することによって、フレキシブルな研究・教育体制が維持できているので、研究・教育組織としては適切・妥当であると考えられる。

キリスト教学科

キリスト教学科が伝道者養成機関であるとの理解は学内外に浸透し、事実、これまで134名の卒業生を教会、学校、福祉施設に送り出してきた。日本のキリスト教界の現状を考えると、この数は、いわゆる神学校への進学率と比較しても決して少ないとは言えない。しかし定員充足の課題は残されたままである。本学科では、従来、神学校と同様に受洗者であることを受験条件としてきた。ところが予想以上に高校生の教会離れが早く進み、定員充足の課題を果すことができなかった。その後、この受験条件を緩和し、他学科と同一条件にしたが、受験生の間には伝道者養成機関であるとのイメージが依然として強く残っており、この受験条件の変更についてさらに周知徹底を図る必要がある。

なお、キリスト教学科では、4年間で「宗教科」の教育職員免許状を取得できるので、この点をさらにアピールする必要がある。

定員充足の問題はあるものの、入学定員10名に対して専任教員が8名おり、しかもその専門間のバランスも取れており、いわゆる一般教育は基本的に他の学部に依頼していることを考え合わせれば、研究・教育組織としては妥当なものである。

歴史学科

歴史学科は従来の史学科が歴史と地理の複合学科であったことに対して、日本史、東洋史、西洋史、考古学、民俗学の5分野で構成される歴史学専攻学科として、平成17(2005)

年４月に設立され、現在２年次までの学生を収容している。教員組織は日本史５名、東洋史４名、西洋史５名、考古学２名、民俗学１名で構成され、各分野ともにほぼ時系列的な学問領域をカバーしており、組織の面から見て、充実した教育環境を形成していると言えよう。また、すべてを在学中に取得することは不可能ではあるが、教員免許、博物館学芸員、司書、司書教員等の資格を取得可能であり、学生にさらなる可能性を提供している。従来の史学科ではこれまで、教員、学芸員等、多くの優れた卒業生を輩出しており、東北地方各地で高い評価を得ている。歴史学科の将来の卒業生も史学科卒業生にもまして有為な人材を輩出できると想定している。以上のように、教員構成、その結果としての人材の輩出状況という観点から見て、研究・教育組織として妥当なものと言える。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

英文学科

全学的な仕組みとしては、平成４(1992)年に「自己点検・評価委員会規程」が制定された後、平成９(1997)年には「大学院自己点検・評価に関する規程」及び「大学院自己点検・評価委員会規程」が整備された。平成17(2005)年には上記の「自己点検・評価委員会規程」、「大学院自己点検・評価に関する規程」、「大学院自己点検・評価委員会規程」を廃止し、新たに「点検・評価に関する規程」を制定した。外部評価としては、財団法人大学基準協会の正会員として、平成14(2002)年度に「相互評価」を実施した。平成21(2009)年度には大学基準協会による「大学機関別認証評価」を実施する予定である。

上記の全学的仕組みに合せて、定期的に妥当性の検証を行っているが、英文学科として特に留意しているのは次の点である。すなわち、２年次からその専門性を重視した専門系（昼間主コースについては、英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系、夜間主コースについては１年次から英語文化論系）に学生が分かれるため、学生の希望動向を調査し、専門系間の担当教員数のバランス等を考慮し、でき得る限り学生の希望に沿う形で慎重に対処するよう努めている。このことを含めて、研究教育組織及びその運用レベルの妥当性については、月１回の定例の学科会議のほか、種々の学科内小委員会で教員間の意見交換がなされており、不断に検証され得る仕組みはできている。

キリスト教学科

毎月開催されるキリスト教学科会議において、各教員は学科学生の受講状況について報告することになっており、この報告に基づいて、カリキュラム改定の主旨が十分に生かされているかどうかが検証されている。このようなことが可能なのは、少人数教育が実現されているためである。なお、全学必修の教養教育科目「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」については、教養学部所属の担当教員と合同の「キリスト教学担当者会議」を年２回ないし３回開催し、現状報告の後、検討課題をまとめている。平成17(2005)度は、長年の懸案であった「キリスト教学Ⅰ」について、非常勤講師を含め「統一シラバス」をまとめることができた。

歴史学科

歴史学科のカリキュラムの中で中心をなす基礎演習Ａ・Ｂ及び総合演習においては履修前年度中に予備登録を行い、分野及び教員別のゼミ履修希望を把握している。このような状況把握によって、教員構成と学生の履修希望とのバランスを確認しており、両者のバランスが大幅に乖離しないように人事計画を考慮している。

月１回の定例の学科会議のほか、種々の学科内小委員会で、教員間の意見交換がなされており、研究教育組織の妥当性は不断に検証され得ている。

経済学部

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

経済学部は、昭和 39 (1964) 年の設立の時点では経済学科・商学科及び二部経済学部経済学科の組織であったが、平成 13 (2001) 年度より商学科を経営学科に改称し、二部経済学科を経済学科夜間主コース・経営学科夜間主コースに改編し、一段と地域社会での貢献度を高めることとなった。改組・改称は学部の入学志願者数及び入学者の質の向上に有利に働いていると言えよう。学部内の両学科は、教員組織、教育内容、施設・設備を大幅に共有し、殊に学内単位互換の拡張によって、教育上の適切性は大きく増進した。特に、夜間主コースの学生が昼間の講義を、しかもキャンパスの距離を超えて受講している実情は所期の目的を達成しつつあると思われる。経済学科は所属教員全員が担当する１年次向けの総合演習を開設することによって、教育的配慮を著しく向上させた。経営学科は入学者全員にノート型パソコンを持たせることによって、情報教育を深化させるとともに、他学部・他学科に対しても情報担当教員は顕著な貢献を果たしている。両学科ともに夜間主コースを持つが、社会的ニーズの変化に伴い、今後とも以前の夜間学部に匹敵する教育に伍していけるかどうか、今後の課題と言わねばならない。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部教授会は、全専任教員（教授、准教授、講師、助教）によって構成されており、月１回開催されている。また、学部教授会の下に、学部の教学に関する事項を審議、調整するために各種委員会が置かれている。さらに学科特有の問題については、適宜学科会議が開催され、学科の教育課程、学科目編成、授業計画、学生の履修状況などについて点検している。特に学部の将来のあり方などを検討する場合には、学部内に「将来構想委員会」を設置して、学部組織のあり方、カリキュラムの見直しなどを検討している。

経済学部に関係する各研究所の総会は、年１回開催され、予算・決算、年間の事業計画について審議している。また、通常の運営については、各研究所の運営委員会が行い、適宜総会において報告している。

法学部

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

法学部は昭和 40 (1965) 年の創設以来、東北地方における数少ない本格的な法学教育研究機関として認知・評価されている。新入生を対象とした調査によると、入学者の 80％が、本学部で「法律を学びたい」ことを志望理由に挙げている。東北地方においては、弁護士、司法書士、行政書士などの専門職、国家・自治体職員、裁判所事務官・書記官、労働基準監督官などの公務員として、多くの法学部出身者が活躍している。本学部本学科の志願者には、こうした卒業生の活躍を身近にみて出願する者が多い。また、平成 16 (2004) 年に本学に法科大学院が設置されたことにより、法科大学院進学を念頭に置いた法学教育を行い得る法学部としても期待されている。このように、本学部は、教育研究組織として重要な役割を持ち高い実績をあげており、期待も大きい。すなわち、教育研究組織としての適切性、妥当性を十分に備えている。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本学部や学部に関連する教育研究組織の妥当性を検証するための組織として、法学部内に、学部長ほか 10 名の委員からなる「法学部改革検討小委員会」が設置されている。ここで、定期的に、法学部に関連する教育研究体制全体に対する現状評価と改革の可能性が検討されており、この小委員会の方針が法学部に関する組織改革の出発点となる。最近では、法科大学院の設置の際に、この小委員会が、設置に向けての学部内・学内合意形成、申請準備の中心となった。

工学部

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適

切性、妥当性

昭和37(1962)年に機械工学科、電気工学科及び応用物理学科の３学科で開設され、昭和42(1967)年に土木工学科を増設した工学部は、１学部でキャンパスを専有しており、学生がキャンパス間の移動を必要としない利点を生かして一貫教育の実を上げ、多くの有為な人材を社会に送り出してきた。平成14(2002)年には、今後の学科の進むべき方向や実際に行われている教育・研究内容に合わせて、学科名をそれぞれ機械創成工学科、電気情報工学科、物理情報工学科及び環境土木工学科と改称した。さらに、現代社会からの要請に答え、21世紀の人類社会から求められる人材育成と技術革新の変化に対応できる教育・研究を行う機関となるため、平成18(2006)年に改組を実施し、機械創成工学科、物理情報工学科及び環境土木工学科を廃止して、機械知能工学科、電子工学科及び環境建設工学科を新設した。

これらの新設学科では、従来の工学分野の教育に加え、ライフサイエンス、環境に配慮した教育の充実を図っている。また、エレクトロニクスや計測、材料などの工学の基礎に加えて幅広くナノテクノロジー技術を習得させ、技術分野での広い適応性を持った人材を育成するために電子工学科を設置したことも今回の改組の特色である。これに加え、機械知能工学科では知能化が進む機械の進歩を念頭に置いた科目を積極的にカリキュラムに取り入れたことや、環境建設工学科では建築工学の一部、情報工学などの広範な知識の習得をさらに充実させるなどのカリキュラムの大きな改編が行われている。このように工学部ではそれぞれの工学領域における主要分野の教育を担う学科整備し、工学教育を行う適切な教育研究組織であるために、学科の編成や教育課程の見直しや改善を行ってきており、教育研究組織としての妥当性も十分に満足していると言える。

しかしながら、社会の変化も急速であり、ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料及び環境を基幹分野とする工学部のさらに適切な構築を目指して、社会の要求に対応できる工学部の改編への努力を今後も継続していく必要がある。したがって、工学部及び学部を構成する学科の教育研究組織としての適切性、妥当性について常に点検・評価を行っていくことは大変重要である。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教育研究組織の妥当性を外部機関によって検証する仕組みとしては、財団法人大学基準協会による相互評価があげられる。本学は認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた大学基準協会（JUAA）の正会員として、平成14(2002)年度に相互評価を受け、大学基準適合認定を得た。今後７年ごとに定期的に大学基準協会の相互評価を受けることになる。また、工学教育における別の評価機構である日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を、平成18(2006)年10月に環境建設工学科が受けており、認証後は定期的に審査を受けることになる。

教育研究組織の妥当性を検証する工学部内の仕組みとしては、毎週工学部長が招集する

学科長会議、毎月開催される工学部教授会、及び４学科の代表者により構成されている工学部各種委員会がある。学科長会議では、全学の部長会及び学部長会で報告された事項が学部長から伝えられ、工学部内の重要事項が検討される。工学部教授会は工学部の議決機関であり、学務部、学生部及び工学部各種委員会での議題等が報告され、議決すべき事項について検討し、審議が行われている。工学部各種委員会には各学科に設けられた各種委員会と密接な関連を有する委員会もある。また、学科により開催頻度は異なるが、各学科では毎月数回定期的に学科会議が開催されている。

このように教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入は、比較的よく整備されていると言える。しかしながら、工学部各学科の教員は、工学部各種委員会や学科内各種委員会の委員、あるいは学務部副部長や学生部副部長等のさまざまな役割を分担することになる。したがって、一人の教員が複数の委員及び副部長職を兼任することにより、これらの役割のための負担がますます増加する傾向にあることも指摘されている。また、一部の基礎科目を除き、カリキュラムの策定、授業計画の作成は、主として学科の委員会において検討されている。したがって、最終的には工学部の委員会や工学部教授会や全学的な委員会や全学教授会での承認を得ることを必要とするが、各学科のカリキュラム策定の自主性は最大限に尊重されている。見方を変えれば、各学科間や工学部全体としての妥当性を検証する仕組みは、必ずしも万全に機能しているとは言えないかもしれないのである。

教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入は、比較的よく整備されてはいるが、更なる改善を進めるための検討も必要である。

教養学部

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

教養学部は平成元(1989)年に従来の教養部を改組して拡張・充実し、専門の教養学科３専攻の教育を展開するとともに、主として文科系他学部の教養教育科目（非専門科目）を担当する課題を担って創設された。その後平成17(2005)年度の学部改組により３専攻制を学科制に改め、地域構想学科を新たに加えた４学科体制となった。

本学は設置基準の「大綱化」に際して、非専門教育担当教員をそれぞれの専門学部に所属させるいわゆる「縦割り型」をも、教養教育は原則的にすべて単一学部の教員組織が担当する型をも、さらには専門科目担当教員がそれぞれ教養教育科目を提供し合う型をも取らず、ゆるやかなＬ字型を採択する決断を下し、現在に至っている。

従来、「教養学部」の名称を冠する学部には、学生定員に対する教員数の点で、他の学部に比べて例外的に高い基準が定められていたが、改組後はその基準ではなく、通常の学部・学科に求められる基準が適用されている。しかし、複合学部の特徴として、社会科学系の学部とは異なり、実験系（社会学、心理学）、理科系の学科を含むため、入学者定員に

対する教員数は、外国語教育や教養教育への振り分けを勘案しても、なお高水準を保持する必要がある。この基準を満たすのは難しいが、現状では十分に適切性、妥当性を有していると言える。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教育研究組織としての妥当性を検証する機能の一部は、将来構想委員会が担っている。学部全体の持続的な変革を主たる目的とする学部の将来構想委員会においては、多様な視点から活発かつ実効ある議論が交わされ、学部の教育研究体制について検討が続けられている。また、教養学部授業評価委員会を中心として、学生による授業評価などの生のデータをもとに、教育の質を高めるための多大な努力も払われている。これらが教育研究組織としての妥当性をあるレベルまでは担保する仕組みとして機能していると考えられる。しかしながら、これらの作業が自己満足にならないという保障はないので、今後は、妥当性の基準等の課題はあるにせよ、外部の評価、検証を取り入れる必要がある。

(3)大学院研究科

文学研究科

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

文学研究科は英語英文学専攻、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻の３専攻で構成されている。教員及び大学院学生は上記３専攻のいずれかに所属し、研究と教育を行っている。英語英文学専攻に所属する教員は 21 名（うち専任教授 10 名、専任助教授４名、非常勤講師７名)、ヨーロッパ文化史専攻に所属する教員は９名（うち専任教授７名、専任助教授１名、非常勤講師１名)、アジア文化史専攻に所属する教員は 20 名（うち専任教授 13 名、専任助教授３名、非常勤講師４名）である。

大学院学生の収容定員は、英語英文学専攻前期課程は 20 名、同後期課程は９名、ヨーロッパ文化史専攻前期課程は 10 名、同後期課程は６名、アジア文化史専攻前期課程は 10 名、同後期課程は６名である。平成 18 (2006) 年度における在籍者数は、英語英文学専攻前期課程は 15 名、同後期課程は３名、ヨーロッパ文化史専攻前期課程は７名、同後期課程は３名、アジア文化史専攻前期課程は 20 名、同後期課程は８名である。

英語英文学専攻とヨーロッパ文化史専攻の前期課程はほぼ定員を充足しているが、後期課程の定員充足率は低調である。これに対してアジア文化史専攻は前期課程後期課程ともに収容定員数を超えている。アジア文化史専攻では教員、博物館などに職を有する社会人入学者が比較的多いこと、後期課程修了者は大学教員以外の文化財調査専門職員などに就職する機会もあること、オープン・リサーチ・センターのポストドクター、リサーチ・アシスタントに就いている学生がいることなどが、同過程の在籍者が多いという結果を生じたものである。

文学研究科に専任の研究支援職員は存在しないが、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントとして指導教員の学部や大学院演習などにおいて研究教育の支援・協力活動を行っている。

なお、アジア文化史専攻を中心にオープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクト（平成 15 [2003] 年度～平成 19 [2007] 年度）を実施中で、アジア文化史専攻の大学院生が複数名リサーチ・アシスタントとして研究プロジェクトの補助を行いながら個別の研究を続けている。

また、アジア文化史専攻では、本学の財政支援を得て、平成 18 (2006) 年度は前期課程・後期課程在籍学生を対象として、国内（東京大学史料編纂所・北海道立開拓記念館・静岡県立中央図書館・岐阜県立博物館・立正大学文学部・山口県文書館・湖西市教育委員会など)、国外（中国：人民大学清史研究所・中国社会科学院古脊椎動物与古人類研究所・湖北省社会科学院など、韓国：国立済州大学校など）の研究機関の協力を得て、現地で史跡調

査や文献調査を行う学外実習のプロジェクトを実施し大きな成果を上げている。今後とも上記２項目による教育研究体制を維持するとともに、文学研究科全体を対象とするプロジェクトを構築して研究科全体の教育研究の活性化を図っていきたい。

大学院担当の専任教員の選考は、「大学院教員資格審査規則」及び「文学研究科・大学院教員資格審査基準細則」に基づいて、文学研究科委員会の議を経て、大学院委員会で決定している。

以上が文学研究科における教育研究組織であるが、文学研究科の目的を達成するための組織としておおむね妥当に展開していると考えられる。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

研究科の段階では、特別の組織を設置して検証する仕組みはない。既存の組織である専攻ごとに行われる専攻会議、３専攻の専攻主任と研究科長で行う専攻主任会議、文学研究科に所属する全教員による文学研究科会議の場を通じて、必要事項を検討している。

大学院の種別化が進む中で、本研究科の中期・長期的展望を持った改革方針を検討する「将来検討委員会」の設置などが必要である。

経済学研究科

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

経済学研究科における教員組織は、経済学専攻と経営学専攻の両方合計で専任教員が35名、非常勤講師９名である。開講されている授業科目は経済学専攻前期課程においては特講が33科目、演習が31科目、外国経済書研究が３科目、経営学専攻修士課程においては特講が24科目、演習が24科目、外国経済書研究が３科目である。経済学専攻前期課程及び経営学専攻修士課程においては２年以上在学して、32単位以上を修得させ、修士論文を提出させその審査と最終試験を行い、経済学研究科委員会において合否を決定している。

経済学専攻後期課程において開講されている授業科目は演習が２科目、論文指導が１科目である。経済学専攻後期課程においては３年以上在学して、12単位以上を修得させ、研究指導を受けて博士論文を提出させ、論文審査と最終試験を行い、経済学研究科委員会において合否を決定している。

経済学研究科は、経済学専攻と経営学専攻の２専攻から構成されている。教員及び大学院学生はこの２つの専攻に所属し、研究と教育が行われている。経済学専攻所属教員は23名（うち専任教授 13 名、専任助教授２名、非常勤講師８名)、経営学専攻所属教員は 21

名（うち専任教授は 10 名、専任助教授 10 名、非常勤講師 1 名）である。

開講されている授業科目は、経済学専攻前期課程においては特殊講義 33 科目、演習が 31 科目、外国経済書研究が 3 科目、経営学専攻修士課程においては特講が 24 科目、演習が 24 科目、外国経済書研究が 3 科目である。経済学専攻前期課程及び経営学専攻修士課程においては 2 年以上在学して、32 単位以上を修得させ、修士論文を提出させその審査と最終試験を行い、経済学研究科委員会において合否を決定している。

経済学専攻後期課程において開講されている授業科目は演習が 2 科目、論文指導が 1 科目である。経済学専攻後期課程においては 3 年以上在学して、12 単位以上を修得させ、研究指導を受けて博士論文を提出させ、論文審査と最終試験を行い、経済学研究科委員会において合否を決定している。

大学院学生の収容定員は、経済学専攻前期課程が 16 名、経営学専攻修士課程が 16 名、経済学専攻後期課程が 6 名である。平成 18 (2006) 年度における在籍者数は、経済学専攻前期課程が 15 名、経営学専攻修士課程が 2 名、経済学専攻後期課程が 4 名である。経済学専攻においてはほぼ定員を充足していると言ってよい。経営学専攻における定員への充足率の低さが顕著であるが、経営学専攻におけるカリキュラムに租税法等の科目を設置したところ、平成 18 (2006) 年 12 月時点で平成 19 (2007) 年度入学者は既に 5 名おり、改善の方向に向かっていると言える。

経済学研究科には専任の研究支援職員は存在しないが、大学院学生のティーチング・アシスタントが、指導教員の学部や大学院演習などにおいて研究教育の支援・協力活動を行っている。

大学院担当の専任教員の選考は、「大学院教員資格審査規則」及び「経済学研究科・大学院教員資格審査基準細則」に基づき、経済学研究科委員会の議を経て、大学院委員会で決定している。

以上が経済学研究科における教育研究組織であるが、経済学研究科の目的を達成するための組織としておおむね妥当であると思われる。

2．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学研究科固有の仕組みが導入されてはいないが、本学全体として、平成 4 (1992) 年に「自己点検・評価委員会規程」が制定され、平成 9 (1997) 年から「大学院自己点検・評価に関する規程」と「大学院自己点検・評価委員会規程」を定め、大学院の教育・研究活動に関係する事項について継続的に点検・評価を行ってきた。さらに、平成 17 (2005) 年 4 月に、点検・評価活動の充実を図るため上記の 3 つの規程を廃し、新たに「点検・評価に関する規程」を定めた。

点検・評価の結果は、平成 12 (2000) 年 3 月刊行の『東北学院大学－現状と課題《自己点検・評価白書》』、平成 15 (2003) 年 3 月刊行の『東北学院大学点検・評価報告書（財団法人大学基準協会平成 14 [2002] 年度相互評価報告書）』、『東北学院大学点検・評価報告書別冊研究業績』によってまとめられている。それらにおいては、経済学研究科における

カリキュラム編成や教員組織、研究業績など教育・研究に関する課題を網羅的に取り上げて、妥当性を評価している。すなわち、経済学研究科独自の組織は導入されてはいないものの、全学的な点検・評価に合わせて、教育･研究組織としての妥当性・適切性の検証が行われている。

法学研究科

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

法学研究科は、法学部法律学科に対応しているため、授業科目もまた法学部の主要科目に対応した構成をとっている。そのことに伴い、基本的には、法学部主要科目担当教員の中の、大学院担当有資格者を主な構成員とすることになっている。現在、学部教員 27 名のうち、10 名が本研究科の教員を兼任している。ほかに、法務研究科発足後、法科大学院設置基準が認める範囲で、一定数（現在３名）の法務研究科専任教員が本研究科教員を兼任している。

このような法学研究科と法務研究科の兼任は、大学院担当有資格者が限られているため、双方の研究科にとってやむを得ないものであるが、授業運営上などで、双方にとってプラスの効果も認められる。例えば、法務研究科の実務家教員に法学研究科の科目を担当してもらうことが容易になっている。他方、法務研究科専任教員の負担を軽くするためにも、法学研究科専任教員の補強が必要であり、本来の供給源である学部教員の中から大学院担当者を増やすことが課題である。それは、学部の研究・教育水準の向上にも直結することである。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

全体について述べられたことは、当然のことながら、法学研究科をも対象としている。本研究科独自には、研究科委員会が必要に応じて自らの妥当性を検証している。

工学研究科

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適

切性、妥当性

工学研究科は機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、土木工学専攻の４専攻で組織化されている。工学部は機械知能工学科（平成 17 [2005] 年度までは機械創成工学科）、電気情報工学科、電子工学科（平成 17 [2005] 年度までは物理情報工学科）、環境建設工学科（平成 17 [2005] 年度までは環境土木工学科）も４学科で組織化されており、それぞれの４学科の上に４専攻が設置されている。したがって、専門分野に関する専門知識習得の連続性は非常に良い。また、当該専門分野に関連する分野の基礎知識も十分涵養可能な環境になっている。

さらに、工学部各学科に配置された教員が、配置当該学科の上に設けられた工学研究科専攻以外の専攻に所属し、教育研究を担当することが認められている。また、工学研究科を構成するすべての専任教員は本学工学部の専任教員による兼任となっている。工学研究科担当教員の資格審査は、工学研究科委員会の議を経て、大学院委員会で審議決定されている。平成 18 (2006) 年度における機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、土木工学専攻の科目担当教員はそれぞれ、11 名、11 名、10 名、11 名である。工学研究科に所属する専任教員一人当たりの学生数は平成 18 (2006) 年度平均 1.4 名であり、理想的な少人数教育がなされている。

以上のことから、工学研究科は、教育・研究組織としての妥当性、適切性を備えていると言える。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

工学研究科の教育研究組織の妥当性に関しては、工学研究科長、各専攻主任で定期的に工学研究科専攻主任会議を開催し、常に組織の妥当性について検討を行っている。工学研究科を構成する全教員は専攻分野において、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績があって、学生を教授しなければならない。工学研究科においては、顕著な研究業績があり、かつ、教育研究に意欲のある若い助教授、講師も研究科の専任教員になることができるように、本学大学院教員資格審査規則工学研究科細則及び同細則に関する申し合わせ事項を平成 18 (2006) 年度に改正した。研究科を構成する全教員は５年ごとに業績を研究科長に提出することになっている。これは一種の自己点検・評価である。

人間情報学研究科

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

本研究科は人間情報学専攻一専攻から構成されている。担当教員 42 名全員は教養学部の専任教員による兼任である。大学院全体に関する記述にもあるように、本学の教員組織は、法務研究科を除いて、すべて学部が本務であって、研究科は兼任である。専攻の中は、コアとして、社会情報学分野、行動情報学分野、生命・情報分野があり、コアの科目群を支える基礎学科目群Ⅰ群・Ⅱ群がある。各担当教員は、全３者の領域のいずれかに属しており、基礎学科目群Ⅰ群・Ⅱ群のみを担当する教員も上記の３分野に所属する。大学院学生もまた、上記３つの領域のいずれかをメジャー領域として指導を受ける。

学部の地域構想学科に所属して大学院を兼担している教員のうち、地域科学系（人文地理系）教員は社会情報に、地球科学系（自然地理、環境系）教員は生命・情報分野に分かれている。本研究科の母体の教養学部がそうであるように、人文社会系と自然情報系が同居し、一専攻を構成しているので、設置の趣旨と組織の現状とが若干異なり、生命・情報と行動・社会情報は学生、教員もそれぞれ独自にまとまる傾向がある。この問題は、何らかの形で解決が図られる必要がある。

年度初め受講申請時に学生に開講されている授業科目は、前期課程においては、講義が 50 科目、演習が 88 科目である。ただし受講生のいない講義科目、演習科目は実際には開講されない。前期課程においては、２年以上在学して、32 単位以上を修得させ、修士論文を提出させ、その審査と最終試験を行い、研究科委員会において合否を決定している。

年度初め受講申請時に学生に開講されている授業科目は、後期課程においては、演習 26 科目、論文指導９科目である。後期課程においては、３年以上在学して、演習が２科目、論文指導が１科目の 12 単位以上を修得させ、研究指導を受けて博士論文を提出させ、論文審査と最終試験を行い、研究科委員会において合否を決定している。

上記のように、本研究科の組織は、教育・研究組織としての適切性・妥当性を有しているが、若干の問題を抱えていることは否定できないであろう。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科独自の検証の仕組みは、まだ導入されていないが、本学においては、点検・評価規程に基づいて、定期的に点検・評価が行われており、点検・評価の結果は、平成 12 (2000) 年３月刊行の『東北学院大学－現状と課題《自己点検・評価白書》』、平成 15 (2003) 年３月刊行の『東北学院大学点検・評価報告書（財団法人大学基準協会平成 14 [2002] 年度相互評価報告書』、『東北学院大学点検・評価報告書別冊研究業績』にまとめられている。それらにおいて、本研究科におけるカリキュラム編成や教員組織、研究業績など教育研究に関する課題を網羅的に取り上げて、妥当性を評価している。すなわち、全学的な点検・評価に合わせて、本研究科の組織の妥当性が検証されているのである。

法務研究科

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

法務研究科は本学に設置された初の専門職大学院であり、その目的の独自性からも従来の研究科以上に独立性が必要と考えられた。したがって、後にも述べるとおり、同研究科は 14 名の専任教員をこの研究科に専属させた上、独自の審議議決機関として、法務研究科委員会を置いている。しかし、他方で、教育研究内容で領域を同じくしている、法学部及び法学研究科、とりわけ前者との間では、法務研究科役職者と法学部役職者が定期的に協議を行うという形態で、また相互に最高議決機関の議事録の写しを交換するなどして相互の連絡調整を図っている。独立性の確保の一方、関係部局との連絡・調整にも配慮した現在の組織及びその運営は、適切・妥当なものと考えられる。

２．教育研究組織の検証

ア　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

法務研究科が教育研究組織として妥当性を有するものであることを検証する仕組みは、今後、順次本格的に実施される自己点検・評価、認証評価などの組織と作業である。

(4)研究所

英語英文学研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

《センターの目標・目的と適切性》

英語英文学研究所は、昭和32(1957)年に、英語英文学の研究及びこれに付帯する事業を行うことを目的として設置された。現在は、英語学、英米文学、英語教育に関する総合教育として知られ、所蔵する関連学術雑誌等の資料は質量ともに全国屈指を誇る。

英語英文学研究所の組織は、本学において英語教育に携わる教員（文学部英文学科所属教員22名、教養学部言語文化学科所属教員14名）及び事務担当者（研究機関事務課所属）から構成される。英語英文学研究所の運営については、所長（1名)、主事（1名）及び委員(文学部英文学科所属教員2名、教養学部言語文化学科所属教員2名)があたっている。

英語英文学研究所の主な研究・活動としては以下のものがあげられる。

(1) 英語英米文学資料の蒐集
(2) 英学史研究資料の蒐集
(3)『英語英文学研究所紀要』の発行
(4)『東北学院英学史年報』の発行
(5)「学術講演会」の開催
(6)「定例公開講演会」の開催

(1)については、個人ないし図書館による蒐集が困難な英和辞典・和英辞典が特色の一つとなっている。この蒐集によって、辞書の改版・改訂の過程を通じて辞書の歴史的変遷・展開を検証することが可能になっている。

(2)については、長い歴史を誇る東北学院の（大学のみならず、中学校・高等学校を含む）英語教育の歴史を保存・整理することが目的となっている。

(3)の『英語英文学研究所紀要』は研究所所員の研究論文を発表する媒体であり、査読制を採用することによって高水準の論文を掲載することを保証している。昭和45(1970)年の創刊以来、平成18(2006)年5月時点で32号を数える。

(4)の『東北学院英学史年報』は(2)における活動を記録する媒体である。昭和55(1980)年の創刊以来、平成18(2006)年5月時点で27号を数える。

(5)、(6)については、近年の、大学の学的・技術的業績と知的財産を広く地域社会に還元する取り組み、いわゆる「生涯学習」ないし「開かれた大学」といった活動への要請に応えるものである。「学術講演会」は、国内の著名な学者を迎えて行われるものであり、昭和47(1972)年の第1回開催から、年2回を原則に行われている。「定例公開講演会」は昭和41(1966)年から「例会」という名称で行われてきたものが、平成9(1997)年に改称した

ものであり、本研究所の所員が講師を務める。現在は原則的に年２回（英文学科所属教員による１回、言語文化学科所属教員による１回）開催されている。平成 17 (2005) 年度に行われた英語英文学研究所主催の講演会については、「大学基礎データ」表 10 を参照されたい。

上記のように、活動の状況をみれば、本研究所の事業及び所員の構成等は適切・妥当であると考えられる。

《運用上の問題点》

ただし、本研究所の場合、文学部が土樋キャンパスに、教養学部が泉キャンパスに存在することによって、所員間の関係が必ずしも密接とは言えず、所員同士の連携も困難であり、委員会の開催・運営にも支障をきたしている。

また、平成 16 (2004) 年度から組織変更に伴い、土樋キャンパスに本拠が存在する本学の全研究所・資料室が法科大学院・総合研究棟に移転して所蔵場所が統合されるとともに、事務窓口が研究機関事務課に集約された。総合研究棟への移転に伴って、従来の所蔵図書が入りきれなくなっただけでなく、各「研究所」・「資料室」はそれぞれが蒐集した資料を整理・収蔵する空間としての固有の「所」・「室」を実質的に失い、所員の間には不満が生じている。

さらに、事務窓口が研究機関事務課に集約されたことによって、各研究所・資料室の事務担当者に対する指揮監督権限上の問題が生じている。これは、各研究所、資料室の運用規程の上では担当事務職員に対する指揮命令権限を持つはずの各研究所・資料室の所長・主事と、研究機関事務課長との職責上の関係が不明瞭であることが原因となっている。この事情は、同じ建物に統合されたいずれの資料室・研究所にも当てはまると思われる。

英語英文学研究所が真に有意義な組織となるためには、所員が所属するキャンパスが一つに統合される必要があろう。また、「研究所」という名称にふさわしい空間を整備するとともに、専門的視点から資料の蒐集・整理が可能な職員の配備が望まれる。

以上を総合すれば、研究上の組織及び業務活動の観点からすれば適切であるが、施設及び事務組織の観点からすれば、適切ではないと言える。

キリスト教文化研究所

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

キリスト教文化研究所は、神学研究活動の促進という目的をもって設立されている。構成員は本学専任教員である所員 18 名と学外研究者からなる客員３名である。主たる活動は、神学関係文献の収集による研究基盤の整備、研究活動と学問的対話の促進、研究成果の公表である。文献収集については、近年、神学関係書籍の収集に加え、専門誌の収集に努め、主要な内外の神学専門誌はほぼ揃ってきた。また、収集した資料の整理と検索シス

テムの整備に努め、平成16(2004)年度には中央図書館の助力を得て、所蔵資料のデータをOPACシステムに遡及入力し、コンピュータ端末を通して資料の検索をできるようにした。

本研究所は「学内研究フォーラム」を毎年開催し、神学界で話題を呼んでいる重要テーマを取り上げて、本学内外の学問的対話を推進する場を設けている。また、所員が相互に発表者になる研究例会を行い、所員間の学的対話を積み重ねている。

研究成果の公表に関しては、研究所紀要の発行と、学術講演会やキリスト教文化講座の開催を行っている。学術講演会は、学外の代表的な神学研究者を招いて行う公開講演会であり、毎年高いレベルの講演と質疑応答が行われている。キリスト教文化講座は、毎年10月後半に、所員が分担して5回の連続講座を行い、神学研究の最先端の成果を専門家でない一般聴衆に分かりやすい形で提供している。毎年受講する常連もあり、この講座はすっかり定着してきた。

研究組織としての適切性・妥当性は、基盤整備と活動の充実の二面において少しずつ改善していると言える。今後の課題としては、所員による共同研究の推進とその研究成果の刊行、さらに内外の学会の開催の引き受けにより、神学界全体の学問活動を支えることが考えられる。

ヨーロッパ文化研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

ヨーロッパ文化研究所は、大学院教育を充実することを目標の一つとして平成14(2002)年度に設立された新しい研究所であり、主として大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻を担当する教員が、所員として活動している。

研究所は、ヨーロッパ文化の歴史的研究とそのための資料収集、学会・研究会開催の立案と実施及び他の研究機関の連絡、刊行物の編集と発行などを目的とするが、あわせてヨーロッパ文化史専攻の教育と研究の促進をも目的としている。この目的の一環として欧米の学位論文の収集と並んで、高度情報教育研究のためのIT関連機器の充実を図っている。その結果、研究所内でヨーロッパ史関連の資料を身近に接することを可能となったが、一方では、近年のIT関連設備の技術革新に対応するためには設備更新と維持経費に高額な経費が必要となり、財政確保が重要な課題となっている。

また、情報公開及び大学公開の一環として、毎年シンポジウム（講演会）を1回、フォーラムを1回開催している。

この研究所の設立が新しいことを考慮に入れれば、その活動は妥当であり、教育研究施設としての適切性を有していると言える。

宗教音楽研究所

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

宗教音楽研究所は、東北学院大学においてキリスト教、特にプロテスタントにおける音楽の研究並びに発表その他付帯する事業を行い、音楽を通じて建学の精神を高揚することを目指し、昭和 53 (1978) 年に設立された。構成員は現在９名、内訳は本学専任教員である所員６名と事務職員３名からなる。年に数回の所員会議を行い、設立主旨に沿った活動の運営に努めている。

年間３回開催される『宗教音楽の夕べ』は、うち１回が本学宗教部所属の聖歌隊と３つの学生合唱団体による合唱と将来を嘱望される若手演奏家によるオルガン独奏、ほか２回が本学大学オルガニスト並びに国内外の優れたオルガニストを招いてのいずれも公開演奏会である。平成 16 (2004) 年に多賀城キャンパス礼拝堂にもオルガンが設置されたのを機に、３キャンパスの礼拝堂を年間に可能な限り巡る形で開催し好評を得てきたが、学生・教職員のみならず、地域の人々にまで届く、さらなる内容の充実を目指している。

宗教音楽研究所「紀要」は平成９ (1997) 年に創刊、現在に至る。所員の研究発表、活動記録の提示の場としてきわめて重要な刊行物であるが、それに留まらず、本学の持つ特性を活かし宗教音楽がさまざまな専門の視点から論じられる場となることを目指している。平成 18 (2006) 年にも、第 11 回目となる公開講座「オルガン演奏法」を開講し、13 名の受講生によるコンサートをもって修了した。仙台市近辺には、本学以外に学外者にオルガン講習の機会が開かれている例は極めて少ないたえもあって、受講生は年々増加傾向にあり、その熱心さと質の向上には著しいものがある。一方、学生に対しても、今年度、オルガン演奏講座を発足させ、好評を得ている。

以上のように、本研究所は、研究、地域社会への貢献、学生の教育、いずれの側面でも、教育研究組織としての妥当性と適切性を備えている。

東北文化研究所

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

「東北地方の文化を東北アジアの視点で考える」をモットーとする本研究所は、東北地方の文化の調査研究の拠点として、昭和 48 (1973) 年に設立された。構成員は本学文・経済・教養学部の歴史・民俗・考古・経済史・地理学の教員である 30 名の研究員と、学外の研究

機関や博物館等の研究者である11名の客員からなるっている。このような研究スタッフの多様性からも分かるように、歴史・地域・自然環境などの、東北日本でも他に類を見ない多分野にわたる充実した研究が展開されている。研究員の中核をなす文学部歴史学科教員は、近年若返りが順調に進行し、客員には本学で博士号を取得した若手研究者を加えるなどして、バランスのとれた世代構成となりつつある。

研究会（第31～39回）を毎年ほぼ2回開催し、研究員等が研究成果について報告した。また全国各地の関連分野の研究者を招聘して、公開学術講演会を毎年1回開催し、同時に本研究所との学術交流の促進に努めた。以下、その講師と演題について記述しておく。

平成14(2002)年：古畑徹（金沢大学）「渤海国と環日本海交流」

平成15(2003)年：青山和夫（茨城大学）「古代マヤ文明研究の最前線」

平成16(2004)年（創設30周年のため研究員が講師）：難波信雄（研究員）「大藩の選択」、大石直正（研究員）「冥土から蘇った僧のはなし」

平成17(2005)年：橋本泰子（四国学院大学）「タイにおける家族文化の変容と持続」

平成18(2006)年：牧田肇（元弘前大学）「白神に棲む」

公開学術講演会はアジアやアメリカを含むグローバルな内容のものが増加し、研究会では本学大学院の中国人客員教授も毎年報告している。したがって、本研究所の研究は地域的に見ても東北地方にとどまらず、それを東北アジアの視点で比較検討する、あるいは東北アジア文化研究という領域に達している。さらに、両会には研究者と学生のほかに、100～200名の一般聴衆が参加し、地域の生涯学習上大きな役割を果たしていると言える。

以上の本研究所の活動報告や研究員等の調査研究の成果は、毎年刊行する『東北文化研究所紀要』（第34～38号）に掲載し、全国の大学や研究機関等へ配布している。

以上に記述したように、本研究所は、目的、目的達成状況、研究員の構成、活動の充実など、多くの点で、教育研究組織としての適切性、妥当性を十二分に具備している。

今後は公開学術講演会にシンポジウムを加えるなどしてより充実させ、その成果を紀要で刊行することにより、本研究所の分野別の研究目標と成果を、そして研究の推進・牽引的役割を果たしている状況を、より目に見える形で学界や社会に示していきたい。

東北産業経済研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

東北産業研究所は、東北地方の産業経済の調査・研究を行うために、昭和27(1952)年に設置されたものである。東北にある大学ということを念頭に置き、地域に根ざした独自の調査・研究を進めるとともに、常にその成果の情報発信を心がけている。研究成果に基づく情報発信の例として、研究所紀要を年1回発行している。また、毎年開催される「シンポジウム」は、平成17(2005)年に第25回を迎えた。シンポジウムのテーマは、東北の経

済活動、地域商業、街づくり、雇用問題、大型店問題など、多岐にわたり、日本全国から著名な研究者・実務家などを講師として招き、白熱した議論が展開されている。本学学生はじめ市民にも開放している。また、東北産業経済研究所は、多くの図書・和雑誌・洋雑誌及び東北各県から集められた資料を所蔵しており、中央図書館を補完するという役割も持っている。

このように、本研究所は、目的、研究活動、市民や学生への研究成果の還元、研究資料の収集・所蔵など、あらゆる点で、教育研究施設としての適切性、妥当性を有している。

経理研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

経理研究所は、本学経済学部教員を所員として、経営学・会計学にかかわる諸分野の研究を深めるとともに、関連する文献・資料を収集・整理し、それらを広く学内外の研究者・実務者に開放している。昭和27(1952)年に設立され、既にほぼ半世紀におよぶ実績をあげている。研究成果は、『経営・会計研究』に発表されている。平成6(1994)年からは、多くの同窓の職業会計人の参加を得ながら経理研究所研究会を開催している。また同窓TG職業会計人会、日本公認会計士協会東北会などの後援のもとに講演会（公認会計士制度講演会及び税理士制度講演会）を開催し、さらに学内外に開かれた公開講義（簿記検定試験・税理士試験・公認会計士試験などへの受験対策を兼ねた簿記会計講座）を開催している。なお、会計学関連の文献資料・専門誌も多数所蔵しており、特に「有価証券報告書総覧」には、各証券取引所に上場している企業のもののほかに、東北に本社のある非上場主要企業のものがある。

このように、本研究所は、専門分野での研究活動、他の研究機関への開放度、公開講座等による社会貢献、研究資料の所蔵規模など、多くの点で、教育研究組織としての適切性、妥当性を備えている。

社会福祉研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

社会福祉の発展と本学における社会福祉に関する教育研究の充実を図るために、昭和

51(1976)年に設置されたものである。主な事業として、社会福祉の実態に関する調査・研究、『社会福祉研究叢書』と『オープン・カレッジ（福祉社会論）講義報告集』の刊行、文献・資料の収集及び研究会・公開講座の開催などがある。「オープン・カレッジ（福祉社会論）」は、心豊かに生活できる社会条件をつくる一助として、一般市民の方々を対象に、毎年ほぼ9月から11月にかけて、10週間にわたり学内外の方々を講師に招き実施している。オープン・カレッジは、昭和55(1980)年にスタートし、既に25年以上継続している。なお、当研究所は数多くの関連図書・雑誌を所蔵しており、大学内外の研究者の研究に活用されている。

このように、本研究所は、研究活動、他の研究機関への開放度、公開講座等による社会貢献、研究資料の所蔵規模など、教育研究組織としての実質を十分に満たしており、適切、かつ妥当である。

法学政治学研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

法学政治学研究所は、法学部と法務研究科の専任教員を構成員とし、いずれかの機関の専任教員であった者を客員研究員とする組織であり、法学、政治学に関する研究の遂行、研究のための図書・研究誌の収集及び研究成果の発表を主な目的としている。主な活動としては、研究会の開催、紀要の発行、公開学術講演会及び公開講座の開催がある。特に、17年にわたり開催されてきた公開講座は、構成員の研究成果を広く一般市民に知ってもらう貴重な機会として恒例化しており、毎年、多くの参加者を得ている。また、2006年度は、裁判員制度の意義について広く市民に知ってもらうために、法務研究科の学生による模擬裁判を主催し、好評を博した。このように、法学政治学研究所は、その目的達成のために、着実に実績をあげており、教育研究組織としての適切性、妥当性を有している。

教育研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

教育研究所は、平成10(1998)年4月に、激変する大学内外の状況に対応すべく、それまでの「教育研究所」と「一般教育研究所」とを発展的に統合して、新たに開設された組織

である。

設置の目的は、「教育研究所規程」にあるように、大学教育における諸問題の研究を通して、本学の教育力の向上に資することにある。所員は、所長を含め、大学長から委嘱された本学各学部の教員である。現在、11名の教員と庶務担当職員1名が研究所構成員となり、所長は本学のFD推進委員会の委員も兼任することになっている。

本研究所は「大学教育学会」の機関会員でもあり、また「東北・北海道地区一般教育研究会」にも会員校として毎年数名の所員が出席することになっている。

事業内容は、内外の高等教育並びに本学での教育の基本問題に関する研究、高等教育に関する情報サービス、「報告集」の刊行、学内FD活動に必要な資料の収集・整理・保存、等である。

事業成果の一部は、『東北学院大学教育研究所報告集』として毎年刊行され、学内各教員各組織に配布されるとともに、全国各大学の同種の研究所やセンターにも送付されている。

「報告集」の主な内容は、「成績分析からみた大学教育の研究」である（「報告集第1～4集」）。この研究の主旨は、本学学生の入学後の成績を、推薦入試やAO入試等、多様化してきた入学類型別に追跡・調査し、その分析結果を本学の入試形態やその後の教育方法の改善に資することを目的とするものである。

最近の研究としては、本学での「退学者動向」の研究があり、その最初の報告は「教養学部の場合」として発表されている（「報告集第5集」）。

これらの精緻な研究成果は学内外から高い評価を与えられているが、現在進行中の研究としては、各学部全教員を対象とした「大学教育への取り組みに関するアンケート調査」がある。本学のFD推進委員会と共催したこの調査の主旨は、各学部各学科での「学生による授業評価」から浮かび上がる諸問題を確認し、個々の教員がそれを克服するためにどのような創意工夫をしているのかなどを、教員が相互に正確に把握して情報を共有し、参考にしあうことにある。

以上のように、本研究所は、本学が学生の資質を向上させることができる能力を更に向上させるために必要な手立てを全学的に考える、という開設目的に照らして、組織の点からも、事業内容の点からも、おおむね適切にして妥当であると言える。

環境防災工学研究所

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

環境防災工学研究所は、工学部専任教員、専任教員であった者の中から選ばれる客員研究員から構成され、学内の教員、大学院学生及び学部学生がそれぞれの研究成果を学内に発表する機会として研究発表会を年に2回開催している。その一方で、環境問題に関する専門家を招聘し、年1回学術講演会を学生のために開催している。さらに年度末には、上

述した２回の研究会及び講演会の内容をまとめ、紀要として発刊している。また、工学部に所属するすべての教育職員と学生のために、独立行政法人科学技術振興機構（JST）でサービスしている文献検索データベース JDreamⅡ及び STN International でサービスしている文献検索データベース INSPEC への接続窓口としての活動も行っている。

環境防災工学研究所は名称として存在しているが、研究員は研究所の専任ではないことや、研究を行うほどのスペース及び研究資金がないことから、本学の他の多くの研究所と同様に、研究所としての組織的な研究を行うことは難しく、現状ではデータ提供型研究所を目指してその構築を行っているところである。他大学の類似した施設と同じような、研究所としての本務を遂行できる環境を構築したいと考えているが、他大学とは異なって、研究所の専任教員がいるわけではないので、容易ではない。

上記のように、本学の他の研究所の多くと同様の基準で判断すれば、本研究所は適切、妥当であるが、他の大学の類似施設に比べると、研究所としての実質の面で、問題があると言えよう。

人間情報学研究所

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

人間情報学研究所は、人間情報学に関する調査・研究を行いその発展に寄与することを目的とし、実質的には大学院人間情報学研究科（平成６[1994]年４月設置）の付設機関として、平成７(1995)年４月に設置された。研究員は人間情報学研究科や教養学部在籍教員からなり、その研究成果は毎年刊行される機関誌『人間情報学研究』を中心に発表されている。

また、人間情報学という観点から、さまざまな分野の講師を学外より招き講演会を開催しており、近年は学内者のみならず、一般市民の参加も増えている。

人間情報学研究所は設立の経緯上、大学院との関連も深く、機関誌には研究員と大学院生との共同研究も数多く発表されており、これは大学院生にとっては貴重な研鑽の場となっている。機関誌は、原著論文はもとより研究ノートや各種研究会の報告、研究所主催講演会の概要、研究員紹介、研究所通信など多彩な内容になっており、本学教養学部の広報面においても一役かっているが、専門領域を越えた教員間の学際的な研究において成果を残すまでには至っていない。

また、講演会については、これまでは、研究員の研究推進という面を重視してきたが、この数年は、研究所の存在を一般市民や地域社会に PR する面も模索してきている。後者の側面を広げるには、講演会のみでなく、研究員による市民向け公開講座を開催することも視野に置く必要がある。

上記のように、本研究所の大きな活動は、講演会開催と機関誌の発行であり、その成果

は十分に上がっていることから、教育研究組織としては適切・妥当であると言える。しかし、一層の充実を図るには、外部からの調査研究の受託、大学からの予算のみに頼った運営からの脱却、外部の共同研究員を加えての共同研究の活発化を目指す必要があるであろう。

(5)センター

オーディオ・ヴィジュアルセンター

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

本センターの主要な目的は、各種オーディオ機器類を用いた語学教育の推進とその研究法の開発等にある。主要施設は泉キャンパスに、一部施設が土樋キャンパスにあり、所員と選任された委員から構成され、言語文化学科、英文学科の教員が中心となって運営されてきたが、近年、全学部から所員を選出するようになった。

現状の施設は、前回の平成 14(2002)年度と平成 15(2003)年度の機器入替が必ずしも十分でなかったこと、及び特に泉キャンパスにおいては情報処理センターの施設拡大や地域構想学科の新設により施設面積が半減を余儀なくされ、また機器類も当時の財務当局の判断によってパソコン設備が割愛されたことなどから、フリースタイル型マルチメディア教室（会話クラス）１室以外、旧来型のLL設備（音声トレーニング：このうち１室のみブースがMD、ほかはカセット）にとどまり、有数のオーディオ教育施設として注目されたかつての面影は失われたと言わざるを得ない。

センターでは、この限られた施設環境の中で、いかにして時代の趨勢を捉え、先進的な語学教育機関として再生できるかについて、小委員会を設けて２年にわたる検討を重ね、平成18(2006)年８月に至り、５年間のリース切れを迎える現機器類更新の最終案をまとめ、財務当局に提出した。計画の骨子は、平成19(2007)年度土樋（平成20[2008]年度は泉）において前回の入替で実現できなかったコンピュータを設備した複合メディアルームを設けることで、コンピュータ支援による語学学習システム（call）の趨勢に沿い、また完全デジタル化に対応した各種設備の更新によって、アナログ用の既存設備からの転換を図ることとした。特に録音・撮影・編集機能を具備したスタジオの整備により、衛星放送などのデジタルコンテンツの蓄積、また著作権に関する認識が年々厳しさを増していく中で、教員による授業・自習用の独自教材の作成等を可能にすることを目指した。さらに旧来型のLL設備を３室減じ、２室・再リースとし（音声トレーニングの分野では最適なデジタル機器がなお見当らないため)、前回の入替で好評だったフリースタイル型マルチメディア教室を２室増すことにした。こうした今次の機器更新案は幸いにも現財務当局により、ほぼ原案通り認められ、既に理事会の承認を経て実行を待つばかりとなった。これにより本センターは時代の趨勢を先取りし、多様な要求に対応できる有数の先進的な語学教育機関として再び学内外の注目を集めるものと期待される。

上記のように、以前は教育研究組織として高い適切性・妥当性を誇っていたが、一時的に役割を低下させざるを得ない状態に陥ったものの、現在では適切性・妥当性を回復している。

カウンセリング・センター

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

カウンセリング・センターは、平成6 (1994) 年に当時の土戸清カウンセリング・センター所長が東北学院大学カウンセリング・センター年報第15号において提唱した「学生カウンセリングのための五つの理念」を継承しながら、その運営・活動にあたってきている。そうした中で、「学生カウンセリングは学生の抱えるどのような問題も扱う」という、いわゆる「よろず相談」を基本としながら、大学基礎データの表45にも示しているように、平成17 (2005) 年度においては1,414件という年間相談（延べ処理）件数に、15名の併任カウンセラーと1名の非常勤カウンセラー（うち臨床心理士は2名）で対応してきている。年間相談件数、すなわち相談申し込みの状況については、大学基礎データも示すように新規の来談者数も、また延べ処理件数（面接数）もともにここ数年顕著な増加傾向にある。問題別来談者状況では、特に「心の健康」が相当数を占めるようになってきており、その割合は「対人関係」や「性格」に分類されたものを除いても全体の50%に達しており、そこでは問題が単に「心の健康」に限定されることなく、「学業生活」や「家庭」等の問題とも関連しながら複合化・複雑化してきている。

こうした状況において、幸いにも本学カウンセリング・センターは、神経科・内科クリニック院長である精神科医を嘱託医としてスタッフの一員に迎えていることから、年に2回学内でも開催される精神健康相談日を含めて、クリニックへの紹介などの面で、連携・協力の体制の確立が図られてきている。そのほかにも、必要に応じて、相談者本人又は保証人の了解を得た上で、本人の意向を踏まえながら、公的機関や近隣の医療機関等への紹介も積極的に行われている。

そのほかにも、春季と秋季のカウンセリング・センター主催の講演会や「カウンセリング・センター便り」（年2回）、「カウンセリング・センター年報」の発刊を通して全学教職員・学生を対象としたカウンセリング・マインド浸透のための啓蒙活動や現代学生像への理解を深めることにも力を注いできている。

以上のことから、カウンセリング・センターの学生相談機能を担う教育研究組織としての適切性、妥当性については十分に認められるものと考えられる。

しかしながら、他方、生活相談をめぐっては、本学でも年間相談（延べ処理）件数が増える中で、さらに個別性・専門性・包括性の視点に立った対応が求められてきていることも事実である。同時に、そのことは、短期の改善なり解決が困難な、中・長期にわたる継続的な対応・支援が必要とされる問題状況を生み出しつつあるように思われる。

平成16 (2004) 年度からは1名の臨床心理士を専門カウンセラー（非常勤）としてスタッフの一員に迎えることができたとはいえ、2名の臨床心理士では早くも対応が難しい状況

となりつつある。また、大きな役割を担いつつある専門カウンセラーや現在１名の配属となっている受付事務職員（インテークワーカー）が非常勤職員・臨時職員となっていることにも、センターの日常的な運営・活動の安定的な継続性の確保という視点からは、懸念を抱かざるを得ない。今後は、学生相談をめぐる動向の変化の早さということに十分に留意しながら、学生の生活相談の新たなシステムの構築に向けての大学全体としての視点からの検討と取り組みを行ってゆく必要がある。

情報処理センター

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

情報処理センターは、「学術研究のための情報処理を行うことによって教育・研究の推進に寄与すること」を目的とするとされている（東北学院大学情報処理センター規程第４条）。しかし、これは、人的組織としての側面に着目した目的の定義であって、授業に活用される、あるいは学生が自由に利用できる施設としての側面にまで立ち入って言及したものではない。

組織としての情報処理センターは、近年新たに設置され、教学部門に属する情報システム部が管轄するセンターである。所長、所員など、他のセンターと同じような構成をとり、日常的には所員会議が運用しているが、最高意志決定機関は、情報システム部長を委員長とする情報システム委員会（2007年度より「情報処理センター運営委員会」と改称）とされている。情報システム委員会は、実際にセンター及び情報システム部が扱う業務が、カリキュラム運営にかかわる事項から事務システムの構築・維持管理にかかわる事項に至るまで極めて広範囲に及ぶことから、他の教学部門と同様に副部長を構成員とする一方で、事務系の委員会と同様に、各事務部局の代表をも議決権を持つ委員としている。

教育研究組織としての本センターの業務について述べると、研究や教育そのものというよりも、むしろ、情報処理機器の提供、情報処理施設において利用されるソフトウェアの導入と管理、ネットワーク接続のためのID等の管理などを通じて、研究・教育を支援することに中心が置かれている。事務組織との関係でも、同様に、業務遂行の手段となるOA機器やソフトウェアの導入と維持管理のサポートを担当しており、やはり支援業務が中心であると言える。

IT機器を備えた施設としての側面に着目すると、本学の３つのキャンパスに、情報処理センター（以下、「センター」という）という名称の施設・設備置かれており、授業に利用される他、授業の空き時間は、学生、教員の一般利用に供されている。また、センターの施設を利用して、各種セミナー等も開催されている。この側面での本センターの利便性は、近年飛躍的に向上した。

施設・設備に関する章でも述べられていることだが、３キャンパスのセンターのシステ

ムは、従来、センターごとに異なったシステム仕様となっており、キャンパスを移動して利用する際に不便であったが、平成16(2004)年に更新された現行システムでは、ソフトウェア、運用管理、利用方法等をできる限り共通化したものに改められている。その結果、学生、教員は、どのキャンパスのセンターでも、同じサービスを受けられるようになり、さらに、ファイルサーバに保存したファイル類も、どのキャンパスからでも参照・保存ができるようになっている。また、現行システムは、マルチメディア等の先端技術を導入して、多人数教育に対応し、かつ多様な情報を扱うことができる高度なコンピュータシステムを実現している。

利用可能な端末としては、土樋センターには、５つの演習室に合計162台の一般用端末と、４台の教員用PCが置かれている。また、多賀城センターには、３つの演習室に、182台の一般用端末と、２台の教卓用PCが置かれている。さらに泉センターには、７つの演習室に、396台の一般用端末と、17台の教卓用PCが置かれている。この数は、学生が自由に利用するには十分とは言えないが、一応授業の需要は満たしていると言える。

以上のように、教育支援、研究支援、事務作業支援の業務を行うセンターとして、本センターは適切・妥当であると考えられる。

教職課程センター

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

教職課程センターは、「本学における教職課程及び教員養成に業務を充実させ、円滑に運営することを目的」(教職課程センター規程第２条)として設置された全学的な組織である。本学では５学部14学科すべてに中学・高校の教員免許取得のための教職課程が開設されているため、センター所員も全学科長、教科科目の教員、教職科目の教員で構成され、全学的な合意形成を行った上で教職課程の運営を行っている。教職課程はそれを設置する各学科が責任と運営の主体であるが、センターは各学科における教職課程の運営について全学的に統一を図るとともに、教職課程の円滑な運営のための事業を企画立案実施する部署として重要な役割を果たしている。

センターの業務は、具体的には次のとおりである。

①「教育職員免許法」に対応する教職課程カリキュラムの立案・調整とその点検
② 教育実習・介護等体験実習のためのオリエンテーションの立案と実施
③ 教職課程履修学生のための日常的な教職相談、学習支援
④ 教職課程履修学生のための講演会の開催、教員採用試験対策講座の開催
⑤ その他の業務

①については、過去の教免法改正時や学科改組時にセンターが中心になってカリキュラムの改定を適切に行ってきた。上述のように本学は14学科で構成される総合大学であり、

教職課程履修者の割合に応じて各学科の教職課程についての意識にも若干の温度差があるが、平成19(2007)年に予定されている教免法改正への対応として、教職課程の更なる質の向上を目指したカリキュラムを全学的協力体制の下で実現することが重要な課題である。本学はすべての学科で「学生による授業評価」を実施しているが、学科によっては教職科目の授業評価が徹底されていないので、その徹底と結果の点検も検討課題である。

②については、教育実習終了後、実習校から返送されるアンケートを精査し、内容の改善に努めてきた。教育実習をめぐる環境は近年大きく変化しているので、今後とも継続的な改善努力が必要である。

③については、10学科の主に1・2年次学生が勉学する泉キャンパスに偏っており、教職課程履修者の最も多い土樋キャンパスでは明らかに不足していた。このため同キャンパスへの教職課程センター学習支援室の設置と学習相談員の任用を大学に申請し、平成19(2007)年度にはそれが実現する運びとなっている。これにより、全学で370～380人を数える教職課程履修者（教育実習生）に対するきめ細かな教職相談及び学習支援が可能となる。また、千葉県の通信教育課程を有する大学と提携して平成18(2006)年度開始した小学校教諭免許取得支援プログラムの履修者への学習支援も、支援室によって充実を図ることができる。

④については参加者の好評を得ているが、参加者及び回数の増加の方策を検討中である。

⑤については、平成18(2006)年12月2日に文学部とセンターが共催し宮城県教育委員会と仙台市教育委員会の後援を得て、本学としては初めて現職教員対象の研修セミナーを実施した。教科は外国語（英語）と地歴（歴史）であったが、参加者に実施したアンケートでは高い評価を得ており、平成19(2007)年度に向けて研修教科の拡大と隣県3県へのエリアの拡大を検討中である。

以上を総合すれば、本センターは、その目的を十分に達成しており、高い水準での適切性・妥当性を有していると言える。

入学試験センター

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

入学試験センターは、直接的に教育研究にかかわる組織ではなく、本学の入学試験実施の運営を司る組織であるとともに、学生募集活動を実施する組織である。この点では、他のセンターとは性格を異にしている。しかし、高大連携の推進などを考えるとき、高校側との直接的なやり取りをする入学試験センターは、本学の教育研究組織としての一翼を担っていると考えることができる。

入学試験センターは、センター所長（現在は入試部長が兼務している）、入試部副部長5名、センター所員7名により構成されている。原則的には、各学科より1名のセンター

所員が推薦され、その中から入試部副部長が指名される。センター所長については、学長の指名による。必要に応じて、これらの構成員からなるセンター所員会議が設けられ、入学試験センターの活動を支える事務組織である入試部入試課と連携して、上記試験実施にかかわる業務及び学生募集活動を行っている。

入学試験実施については、各種推薦入学試験、一般入学試験（前期日程、後期日程）、大学入試センター試験実施の企画・運営を担当している。学生募集活動については、進学相談会へ出席して大学及び入試方法の説明、高校での進学指導者を対象とした懇談会の実施、学生募集活動の一貫としての高校訪問活動、高校からの依頼による大学及び入試方法の説明を実施している。

学生募集活動においては、高校教員と懇談する機会が多く、入試関係の意見交換ばかりでなく高校教育の現状、大学への要望等についても意見交換することが多い。その懇談内容については、入学試験センター所員会議において話題提供がなされる。高校側からの入試にかかわる要望については、入学試験センター長を兼ねる入試部長より、本学の入学試験の検討機関である入学試験実施委員会、入学試験管理委員会に伝達される。

産学連携推進センター

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

産学連携推進センターは、その規程に学生のインターシップにかかわることが記載されているが、インターンシップは実際には他の部署で行っているため教育組織としてはほとんど活動を行っていない。一方、研究活動組織としては、外部資金導入の斡旋、技術相談、産学連携セミナーへの講師派遣、及び宮城県と県内 13 機関が結んでいる基盤技術高度化支援グループの一員として地域の産学連携を活性化するために本学の研究実績を背景に活動を行っている。

規程上の組織は、センター長、２名の副センター長及び若干名のセンター所員で構成されていることになっているが、例えば副センター長の１名が入試部副部長を兼ねるなど、もともとすべての所員が学部教員による兼任であることから、実務はセンター長と週３日出勤する派遣職員の２名で運営している。学外の産学連携活動は極めて活発なことから、外部から流入する情報に対応することに追われ、本学独自の産学連携を構築することができていない。また、発明規程など知的財産に関する規程整備が未整備であるため、本学に属する知的財産の保護が、相手方の知的財産規程に依存せざるを得ないなどの不都合な点が現れ始めている。

東北地方に何千人という本学出身の会社経営者が存在することから、それらの集約化が求められている。一方、宮城、東北圏で地域の中小企業を対象とした産学連携において、大学で座して待つ産学連携では活性化が図れないので、訪問型の産学連携の構築が必要で

ある。現在のところ、専任の事務職員はおらず、会計事務を庶務係職員が担当しているだけなので、上記のように、社会に存在する産学連携需要には必ずしも十分には対応できていない。

以上からすれば、産学連携推進センターという組織が設置されていることそれ自体は妥当であり、大学としては社会的状況に対応した適切な措置をとったと言える。しかしながら、実質的なフットワークよく産学連携を行うことのできる大学としての環境作りが必要である。

工学基礎教育センター

1．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

《設置の目的》

工学基礎教育センターは、学生が本学工学部において受けることのできる工学教育を十分に享受できることを使命とし、平成18(2006)年４月に発足した。

近年、高等学校における履修科目の大幅な選択制度の導入によって、理科離れが生じているほか、大学における入試選抜方法の多様化によって、工学教育における基礎教育科目である物理及び数学等を高等学校の教育課程で履修せずに入学する学生の比率が大幅に増大してきている。また、高等学校においてそれらを履修した者であっても、これら教科に関する基礎知識が十分でない学生の比率も高まってきている。したがって、専門教育を行う以前に、本センターを利用して、工学教育における基礎的事項を身につけさせることが重要である。工学基礎教育センターでは、このような「リメディアル教育」としての「学習支援」のほか、“勉強の仕方が分からない”、“勉学に意欲がわかない”といった学生に対する「学習相談」も行っている。

《施設・設備》

工学基礎教育センターの相談室等は、その名を冠した建物の２階に設置されており、受付カウンター、個人面談室、グループ相談室、教員が控えるスペース、会議室、倉庫などが配置されている。また、エアーコンディショナーにより、快適な環境で学習できるように配慮してある。コンピュータが数台とプロジェクターが用意してある。参考用の図書として、教育指導要領の類、高校で使用されている各種の教科書や参考書、大学の実際の授業で使っている教科書、辞典類が整っている。

なお、工学基礎教育センターのある建物内の他の施設として、大きな教室３部屋、自習室、学生ラウンジ、小さなカフェテリアが設備されており、バリアフリーなどにも配慮がなされている。

《運用（業務)》

センターは、目的を達成するため、工学教育の基礎となる教育科目に関する上記学

習支援、学習相談及び履修支援に必要な事項、基礎教育の方法及び効果に関する研究・調査、年報の発行など、基礎教育の充実に資する事項、その他センターの目的を遂行するのに必要な業務を行っている。センターは明るい雰囲気での学習支援を目指す一方で、規程には守秘義務の条項も設けてあり、個人情報の管理には十分配慮している。

センターの開館時間は11:30～19:20とし、「学習支援」及び「学習相談」の開講コマ数は、学生の正規科目の履修時間を考慮して月曜日～金曜日にあっては12:00～13:30、14:20～15:50、17:40～19:10の1日3コマ、土曜日にあっては10:30～12:00の1コマで、週16コマを開講している。それぞれのコマには、専任教員から選任された相談員及び非常勤の相談員が担当している。設立当初は、数学・物理学を中心とした学生個人に対するリメディアル教育を原則としているが、高校までの教育の現状に鑑みて、近い将来、他の基礎教科、専門基礎科目に対する「学習支援」も加味してゆきたいと考えている。他方、学習意欲の高い学生をますます伸ばすような活用も構想されている。センターの入口には、学習支援等を受けに来る学生のための受付カウンターを設置し、相談員への仲介や、数学、物理学以外の質問には処理できる教員への取り次ぎ業務も行っている。

《相談等の現状》

開設から半年が経過した時点での利用は、延べ410余組であり、順当な滑り出しと考えられる。学習支援と学習相談の利用者数比は、92.2%対7.8%であり、個人利用が57.5%、グループ利用は42.5%となっている。

学年別では1年生が75.7%、2年生14.1%、3年生7.0%、4年生3.2%であった。学習支援の利用者数比は、物理学が69.5%、数学32.1%（重複を含む）であり、物理学が大幅に多い。これは、高校で物理を履修していない、あるいは十分に理解していない学生が数十%を占める学科がある現実を反映している。また、数学・物理学以外の科目の問い合わせも17件あった。利用は、試験直前に特に多く、科目に合わせて時間帯と相談員を入れ替えて対処した。

利用者の多くは、意欲が高く、学力水準の高い学生であり、本来の対象者であるはずの、サポートを必要とする学生の利用が少ないことが問題である。学習相談は、学生の勉学意欲を高め、退学者を減らすことを目的としているが、他大学への編入学や進路変更に関する相談が多くみられ、目的意識を持たずに入学してくる学生が多いことを裏付けている。また、精神的な悩みを訴えるケースも多々見受けられ、カウンセリング・センターとの連携が必要になっている。

《今後の方向》

学生からは、授業に合わせた開講時間への変更、基礎科目についての小講義の開催、自主学習用テキストの作成などが要望されている。これらの要求を受け、平成18(2006)年度後期からは学生の学力を高める小講義を行う場所を提供するとともに、新指導要領に基づく、高校と大学を結ぶテキストの作成を企画することになった。さらに平成19(2007)年度には、物理を履修して来なかった学生を対象に、入学直後から放課後に補習授業を行う案が浮上している。

業務的には、従来工学部の入試対応委員会がAO入試や推薦合格者に課してきた入学前教育、また入学時に実施するプレースメント・テストを、センター主導で行うことになった。

カリキュラムや時間割上の問題が浮かび上がったものもある。例えば、物理学の理論面

では微積分、実験面では理論の学習が不可欠であるが、現状では、物理学の講義に微積分の講義が追いついていなかったり、物理学実験に物理学の講義が先行して行われたりする場合もみられ、このような不具合を是正するため、工学基礎教育センターからカリキュラム委員会、時間割委員会に申し入れを行い、改善を図っていくことにしている。

上記の改善策を滞りなく遂行していくことが、今後の課題である。規程には「センターは、工学教育の基礎となる分野の学習を一層円滑かつ効果的なものとし、もって工学教育の成果を高度に達成せしめることを目的とする」と記述されている。しかし、センターの存在は知っていても、目的意識が少なく、また学習意欲も少ない学生は自主的に利用しようとはせず、結果的に自分を見失しない、退学への道を選択する場合もある。勉強に対する意識をいかに認知させ、それを支援するセンターの存在を今以上に知らしめることが全体の基礎学力の向上に寄与するはずである。センターは、学生が自発的に利用できる雰囲気をもつことが理想であり、積極的に来ることができるための“広報活動”もまた重要であると考えている。一方、受験生や高校に、さらにセンターの存在と意義を知ってもらうことは重要であり、魅力あるパンフレットなどの作成にも心血を注ぐ所存である。

以上のように、本センターは、学力不足学生への周知が課題であるとはいえ、発足後間もないにもかかわらず、カリキュラムの不整合を調整する作業にまで至っており、十分にその役割を果たしているところから、適切性、妥当性の両方を有している。

オープン・リサーチ・センター

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

オープン・リサーチ・センターは、私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業によって、「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」（事業期間：平成 15[2003]～19[2007]年度、課題：「アジア流域文化論」研究プロジェクト、総経費：約１億 500 万円、研究代表者：細谷良夫文学研究科長）として設立された。プロジェクトにはアジア文化史専攻所属の教員 10 名を中心に、経済学研究科の教員を加えた学内 13 名、学外の各種公共機関、早稲田大学・日本大学・一橋大学などに所属する研究者７名の参加を得て、国内外の大学や研究機関と密接に連携しながらプロジェクトを推進している。研究成果はセンター報告書『アジア流域文化論研究Ⅰ・Ⅱ』などで公開している。それとともに、成果の社会への還元を目的とした学術シンポジウム、公開講演、フォーラムなどを積極的に実施していて、近３年間で開催した海外、学外、学内の公開行事は 20 回以上に及んでいる。

本オープン・リサーチ・センターの研究活動は活発であり、その成果は国内外で高く評価されているとともに、地方自治体や一般市民などの公開行事に対する評価も極めて高い。

また研究補助員などとしてこのプロジェクトに参加した本研究科院生２名が課程博士号を取得するなど、若手研究者の養成にも相応の効果を発揮している。ただ、本学で初めての試みであるプロジェクトであるためか、センターに専任の事務職員が配置されていないため、所属メンバーの教員の負担が過剰気味である。

アジア文化史専攻所属教員の研究活動・教育活動は極めて旺盛であり、本オープン・リサーチ・センターの活動は、その研究教育能力が十二分に発揮された一例であるということができる。こういった外部資金による研究事業推進を、事業期間終了後もいかに発展的に継続していくか、また新たにどのようなプロジェクトを開始するかといった問題は、全学的な中長期計画の中に位置づけて論ずるべきであり、本研究科では全学の動向を見据えながら、効力ある将来計画を策定したいと考えている。とりあえずは他大学の情況調査や経費組織関係資料の収集などにあたる小委員会の設置を計画している。

ハイテク・リサーチ・センター

１．教育研究組織

ア　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

ハイテク・リサーチ・センターは、平成 18 (2006) 年度私立大学学術研究高度化推進事業のハイテク・リサーチ・センター整備事業により、事業名「特殊環境下における外場誘起によるナノデバイスの機能性発現および新材料探索」（事業期間：平成 18 [2006] 年度～平成 22 [2010] 年度、研究代表者：工学研究科長・鹿又武、事業総額５億円 [うちセンター棟建設費１億円]）が採択されたことにより設立された。

上記事業の下に３つの研究課題（「磁歪薄膜材料の作製並びに微細加工によるナノデバイスの作製」、「ナノ構造を有する延性強磁性形状記憶合金の探索および評価」及び「ナノ構造を有する電歪材料の創製と特性評価」）を置き、工学部内４学科に所属する 13 名の研究員で上記研究課題の解明にあたっている。

センター棟は平成 19 (2007) 年２月の竣工を目指して、本稿執筆時現在建設中であり、その間各研究員は各自の研究場所で研究を行い、それぞれの研究実績を積み上げており、平成 18 (2006) 年度研究業績集を平成 19 (2007) 年３月に発刊の予定である。

センター棟建設中の現状にもかかわらず、センター棟で実験・研究を予定している学部学生及び大学院生には既にセンター棟での研究を想定し、熱心に基礎研究に励む者も現れてきており、「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」は工学部内の研究・教育に極めて大きなインパクトを与え、種々の点で研究活動が活性化されるものと期待される。

一方、全ての研究員は、通常の講義、学生の指導及び学内外の公務を行いながらハイテク・リサーチ・センターの研究業務を行っていることから、極めてタイトな日常生活を送っている。事業総額５億円は、これまで工学部において行われた研究事業としては高額であるが、ナノテクノロジー分野の研究は設備機器が高額であることから、上記金額でも決

して潤沢な研究資金総額とは言いがたく、機器備品費を除く費用では、機器のランニングコストを捻出するので精一杯である。また、人的問題においても、ポストドクター１名の採用を予定しているが、事業期間における高くかつ多くの業績を出さなければならない現実を考えれば、その経常的な研究費は極めて不十分であり、事業の成否は、今後の更なるポストドクターの採用、機器の維持管理のための技術員及び専任の事務担当者などの補充に懸かっているといっても過言ではない。

ハイテク・リサーチ・センターを東北におけるナノテクノロジーの研究拠点とするために努力することはもちろんであるが、ナノテクノロジーは国の進める重点分野であることから、当該分野の地域への貢献も重要なテーマである。そのために、現在、文部科学省の進める「学びなおし教育」や「先端研究施設共用イノベーション創出事業」などの外部資金を導入することにより、ナノテクノロジーを学ぼうとする教員及びナノテクノロジー技術を業務に生かそうとする近隣の技術者を対象に実習を伴うセミナーを行うことを計画中である。

また、学内の学生及び同一法人内の中高生にナノテクノロジーの重要性を宣伝することは当然であるが、昨今中高生の理科離れが大きな問題になっていることから、地域の中高生に当該センターを開放し、見学会あるいは啓蒙的なセミナーなども開催の予定である。

一方、上述したような外部資金の導入が可能となれば、人的及び資金的問題もある程度解消されるものと考えられる。

Ⅲ．学士課程の教育内容・方法等

Ⅲ．学士課程の教育内容・方法等

学部全体

１．教育課程等

(1)学部・学科等の教育課程

ア　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連、イ　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性、エ　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

各学部・学科の箇所で述べられるように、本学の教育課程は、全学レベル及び学部・学科レベルの理念・目的、教育目標及び法令に即して構成されており、特に問題はない。

ウ　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

《倫理性を培う教育》
本学では、「倫理学」などの、倫理を学問的に扱う科目だけではなく、学問的な知識と実践されるべき倫理との具体的な意味連関をも考察させるための科目として、１年次に「キリスト教学Ⅰ」を３年次に「キリスト教学Ⅱ」を置き、これらが、人間性の根源を扱う点で他のすべての科目を学ぶ出発点であると考え、全学的合意事項の中で、すべての学部・学科で必修としている。
上記科目は、教養教育科目とされているが、根源性に鑑み、他の教養教育科目よりも比重が大きく位置づけられている。他の科目が半期２単位（音楽は通年で２単位）であるのに対して、キリスト教学Ⅰ・Ⅱは、それぞれ通年４単位ずつ必修とされているのである。

ク　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学のカリキュラムにおいては、基礎教育もまた、多くの場合教養教育科目に分類される。そのような範囲の科目の実施運営に、全学レベルで責任を負っているのは、教務委員会に学科長を加えた、「拡大教務委員会」である。しかしながら、この委員会は、学部長を構成員としていないこともあって、新しい全学的合意事項や新しい科目を直接的に全学に提案する権限を与えられていない。ただし、そのような提案を、実質的にも全く行えないわけではないから、工夫の余地はある。
すべての学部を拘束する、現在有効な全学的合意事項は、大枠としては全学教育課程委員会による合意事項、個別的な事項としては、倉松功学長が主導した諮問委員会によるも

のであり、いずれも数年以上前に策定され、すでに見直しの対象とされなければならない。時代の変化に対応して、カリキュラム編成を全学的に見直すには、全学的合意事項を策定する会議体を再び形成するか、あるいは、現存する拡大教務委員会を活用して全学的合意事項を見直す工夫を考えるか、であろう。いずれにせよ、実質はともかく、全学に共通する科目群に関する体系的な合意事項を、形式上も構築できる体制を、早急な策定する必要がある。

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

ア　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

各学部・学科に関する記述の中で詳細に述べられているが、導入教育のための科目が置かれている場合と、そうではない場合とがある。上記の拡大教務委員会や、FDに関する研修会等において、実施の重要性が説かれてはいるが、コンセプトの構築はともかく、実際に実践するのはきわめて困難であるためか、たとえば法学部が開講している「大学生活入門」のような科目を、当該学部・学科の専任教員が実施している例は少ない。

ただし、「基礎演習」「総合演習」というタイトルで実施されている科目群は、実際には基礎教育と導入教育の両方の側面を兼ね備えている場合が多いため、自覚されているか否かには関わりなく、後期中等教育から高等教育へと移行させるための初年次導入教育は、実質的には、一部の学部学科をのぞいて、実施されていると言ってよい。

(7)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

単位互換には、国内外の個別の大学と個別の協定を締結して単位互換を行う場合と、複数の高等教育機関の間で協定を締結して、共通の枠組みの中で単位互換を行う場合とがある。学則第24条の3は、このような場合の単位認定の仕方を定めているが、要約的に述べれば、当該大学で単位修得が認められた科目の単位を、本学の教育課程に存在する科目の単位として「読み替える」場合と、当該大学で単位修得を認められた科目の単位を、その科目名のまま、本学の教育課程上の科目の単位として「振り替える」場合とがある。「読み替え」認定の場合、当該科目の成績評価は、認定または換算を意味する「NIN」あるいは「KAN」となり、「振り替え」の場合には、単位互換科目を開講している大学が認定した成績が記載されることになる。

「読み替え」「振り替え」のどちらになるかは、締結されている協定の内容、学科のカリキュラムの中での科目の縛り、学生本人の履修状況、本学の単位として認定する権限をもつ学科の申し合わせ事項あるいは学科役職者の姿勢などによって異なり、同一学科の中でも学生によって異なり、同一学生について科目ごとに異なる場合もある。

複数の大学間での単位互換としては、仙台圏の高等教育機関が集まって締結した「単位

互換ネットワーク協定」に基づく単位互換制度がある。このネットワークは、その後（2006年９月）に設立された「学都仙台コンソーシアム」の事業部会として吸収された。この制度においては、各大学が単位互換科目として提供した科目の単位を、科目開講大学によって認定されたとき、学生が所属する大学は、当該科目の単位を「振り替え」認定する。科目開講大学と学生所属大学で成績評価方法が異なる場合、学生所属大学の方式に従って換算される。単位互換による単位認定の状況については、大学基礎データの表４及び表５を参照していただきたい。

また、外国の大学 11 校と国際交流協定を締結し、学生の派遣を行い、相互交流・単位互換を実施している。派遣をする大学と派遣を受け入れる大学との間で、密なる連絡を取り合い、交換留学生の不利にならないように、徹底したオリエンテーションを行い、学生に科目履修をさせている。留学先で習得した単位は、学生が所属する学部・学科の関係機関によって単位が認定される。したがって、本学の留学制度の一つの利点は、この単位互換制度を利用して、留学しても４年間で卒業することが可能であるところである。

このように、大学設置基準が定める範囲内において、学生の便宜を考慮しつつ、学部・学科の教育目標、実践目標に従って単位を認定する仕組みが採用されており、適切かつ妥当な単位互換方法と言える。

エ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

本学は、現在、アーサイナス大学（アメリカ）、フランクリン＆マーシャル大学（アメリカ）、ビクトリア大学（カナダ）、ダラム大学（イギリス）、アルスター大学（イギリス）、ヴィースバーデン大学（ドイツ）、サヴォア大学（フランス）、平澤大学校（韓国）、大仏大学校（韓国）、南開大学（中国）、ニューサウスウェールズ大学（オーストラリア）の 11 校と学生交流協定を締結している。アメリカに短期に派遣するプログラムは、各学部において「アメリカ研究」としてカリキュラム上で開講され、この講座を受講した学生がアメリカにおいて、英語の学習とともにアメリカ文化を学ぶことになる。また、アメリカ出発前に「アメリカ研究」講座と英会話を学生は受講し、帰国後は各自が選んだアメリカ文化に関してレポート作成を課している。

(9)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

私費外国人学生に対しては、日本語教育のほかに、「日本事情」という科目を通して、日本文化・経済・政治等を幅広く学ぶ機会を与えている。主に協定校からの交換留学生に対しては、「日本研究夏季講座」、「日本研究秋期講座」、「集中日本語講座」を開講している。

交換留学生の日本語能力に応じてクラス分けを行い、担当者が変わっても適応できるように、レベル別になっている共通の日本語テキストを用いている。それにより、留学生が帰国後も継続的にまた有効的に日本語学習ができるように配慮している。

外国人学生の教育指導にあたっては、各学部から選出された国際交流部副部長や国際交

流委員が、それぞれの学部に所属する外国人学生の生活指導や教育的指導を行っている。

３．国内外における教育研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学の国際交流は、(a)「国際学術交流」、(b)「学生の派遣留学」、(c)「外国人留学生の受け入れ」を３本の柱としている。平成 16 (2004) 年３月までは、それぞれに対応する専門委員会とそれらの連絡調整を行う運営委員会が、実施機関である「国際交流センター」に設けられていた。国際交流に関する基本方針は「国際交流委員会」で構築・確立されていた。しかし、一つの案件を審議する委員会や教授会が多いため、決定までにかなりの時間を要していた。迅速に変化する国際情勢に対応するため、平成 16 (2004) 年４月からは、「国際交流部」に改組し、立案・審議する委員会を「国際交流委員会」に一本化した。また、委員会の構成員を、国際交流部長と各学部から選出された２名の委員として、審議の迅速化に努めてきた。その結果、平成 15 (2003) 年まで７校であった協定校を平成 18 (2006) 年までに 11 校まで増やすことができた。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

「国際学術交流」については、昭和 60 (1985) に教授交換を始め、現在２校と行っている。また平成６ (1994) 年から客員教授並びに客員研究員を毎年数名受け入れている。平成 14 (2002) 年にはアメリカのアーサイナス大学から１名の交換教授を招聘し、平成 15 (2003) 年には本学からアーサイナス大学へ交換教授を派遣している。また、平成 19 (2007) 年にも１名の交換教授を協定校から受け入れる予定である。

「学生の派遣留学」には、アメリカ研究アーサイナス大学夏期留学（昭和 48 [1973] 年開始）の短期プログラムがあり、現在まで約 350 人近くの本学の学生がこのプログラムによって留学している。また、協定校への短期・長期の派遣プログラムもある。韓国の平澤大学への夏期語学研修に参加したり、日本語教育実習を行っている学生も増加している。

「留学生の受け入れ」に関しては、正規留学生として私費及び国費の外国人留学生を受け入れているほか、英語による講義と日本語教育からなる日本研究夏季講座と日本研究秋期講座並びに１年間の集中日本語コースの３つのプログラムを交換留学生のために開講している。最近では、15 名程度の学生が日本研究夏季講座に参加し、８名程度の学生が日本研究秋期講座を受講している。加えて、平成 13 (2001) 年度から、１年間の交換留学生を通常の講義にも受け入れている。

文学部

１．教育課程等

（1）学部・学科等の教育課程

ア　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

英文学科

英文学科の教育課程は、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、外国人留学生科目、専門教育科目からなっている。教養教育科目は、第１類のキリスト教学、第２類の人文科学科目群、第３類の社会科学科目群、第４類の自然科学科目群からなっている。専門教育科目は、専門基幹科目群からなる第１類、演習系科目群からなる第２類、古典語及び上級第２外国語群からなる第３類から編成され、さらに、第１類は、英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系、英語文化論系の４つ専攻系の科目群に下位区分されている。

学校教育法第52条（「広く知識を授ける」とともに、「深く専門の学芸を教授研究」し、「知的、道徳的及び応用能力を展開」させる）、及び、大学設置基準第19条１項（「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」）、同条２項（「専攻に係る専門の学芸」の教授、「幅広く深い教養」及び「総合的判断力」を培い、「豊かな人間性」を涵養する）という指針を十分に反映したものになっており、適切かつ妥当である。また、英文学科の教育目標でもある英語運用能力の涵養及び多元的な文化の許容できる国際人の育成にも十分適ったものとなっている。

キリスト教学科

本学科の教育課程は、伝道者養成と世界に奉仕・貢献する人材の育成という本学科創設の目的を実現すべく編成されている。

教養教育科目は、「外国語科目」のほか、「キリスト教学」「人文系」「社会系」「自然系」の４分野に分類され、専門教育科目は、「聖書学」「キリスト教の歴史」「キリスト教の教理・倫理」、そしてキリスト教教育を含めた「実践部門」の４分野から成っている。

専門教育科目の編成は、神学教育課程としては極めてオーソドックスなものであり、学科設置の目的が変らない限り、これを大きく変える必要はない。教養教育科目の配置は、４分野の領域に広く触れ、絶えず世界の中で自らの領域を確認できる人材の養成を念頭に置いている。

最大の問題は、ミニストリーの多様化という現実と学生の多様なニーズに対応するにはどうすればよいのかということである。今後も積極的にカリキュラムの改革に取り組む必要がある。その際特に、現在の科目編成は従来どおり受洗者を前提としたものになっているため、未受洗者にとって不利益にならないようにする必要がある。

歴史学科

歴史学科の教育課程は、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、外国人留学生科目、専門教育科目で構成される。

教養教育科目は第１類の必修科目キリスト教学に加え、第２類の歴史学系科目群、第３類の人文系科目群、第４類の社会科学系科目群、第５類の自然科学系科目群に加えて第６

群の就職にかかわる科目群で構成される。外国語科目では英語Ⅰ、Ⅱを必修とし、合わせてドイツ語Ⅰ、Ⅱ、フランス語Ⅰ、Ⅱ、中国語Ⅰ、Ⅱを選択必修とする。また、アドバンストコースとして英語Ⅲ、中国語Ⅲを設け、専門教育科目履修に必要な語学力を養う。保健体育科目は体育講義とスポーツ実技で構成される。外国人留学生科目には日本事情Ⅰ～Ⅲと日本語Ⅰ、Ⅱを設ける。

以上の教養教育、外国語、保健体育、外国人留学生科目群により、学校教育法第52条、大学設置基準第19条に定められたように、広く知識を授けるとともに、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する目的を果たし得ると考える。

専門教育科目は、第１類から第４類までに分かれる。第１類は歴史学の諸分野の概説科目、演習科目、現代を考える上で必須の科目群、第２類は時代ごと、地域ごとに歴史を考える重要なテーマを取り上げて論ずる科目群（テーマ史）、第３類は学問の基礎的な技術や能力を養う講読、実習、分野ごとの諸問題を専門的に論ずる専門的科目群、第４類は歴史学に関連する学問分野と隣接する専門科目群で構成される。専門科目群は、第１類で共通の歴史学の認識を養い、第２類で世界の歴史の展開と重要な転換点について学び、第３類で深く専門領域を学び、第４類で広い視野から歴史学を捉え直すように配置されており、歴史学科の教育目標である国際的な視野を持ち、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成することが可能になり、学校教育法第52条、大学設置基準第19条に定められた学術の専門として、広く知識を授けるとともに、深く学部の専攻に係る専門の学芸を教授する目的を十分に達成できると考える。

イ　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

英文学科

英文学科は、国際語である英語を学ぶことによって、人間理解の基礎を築くことを目的としている。これにより、多元的文化を許容できる国際社会の一員として、どのような生き方ができ、どのような人になり得るかを学んでいく。１・２年次に養成される、「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」という言語の４技能で表される実践的な英語力の養成に裏打ちされて、英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系、英語文化論系の諸科目を横断的に履修することを可能にしている。

キリスト教学科

専門教育科目として１年次には「聖書通論Ⅰ、Ⅱ」「キリスト教史ＡⅠ、ＡⅡ」「基礎英書購読Ⅰ、Ⅱ」を、２年次には「旧約聖書緒論Ⅰ、Ⅱ」「新約聖書緒論Ⅰ、Ⅱ」「キリスト教史ＢⅠ、ＢⅡ」「英語神学書講読Ⅰ、Ⅱ」を配置し、３年次以降の専門教育とのつながりを大切にしている。教養教育科目の「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」については、他学科のために開講されている科目を受講するように指導している。これらの講義は、一般学生を前提としたより広い見地から展開されているからである。

専門教育科目を１年次及び２年次により多く配置すべきであるとの考えもあるが、将来

のためにはむしろ１・２年次に広く学ぶ機会を提供する方が適当と考えられる。また３年次以降に「旧約聖書釈義ＡⅠ、ＡⅡ」と「旧約聖書釈義ＢⅠ、ＢⅡ」を、また「新約聖書釈義ＡⅠ、ＡⅡ」と「新約聖書釈義ＢⅠ、ＢⅡ」を配当している。Ａの方は古典語(ヘブライ語及びギリシア語)を前提としない講義であり、Ｂの方は古典語を前提とした講義である。この区別は、学生のニーズの多様化と、学科の教育目的に基づくカリキュラム編成との調整から生まれたものである。

今後の課題は、古典語を学習する学生が減少する傾向を踏まえつつ、教育内容の質を如何に保つか、さらにそもそも神学教育とは別な関心を持って入学してくる学生に如何に対応するか、ということである。具体的には多様なカリキュラムを提供することが求められている。本学科の教育目標を堅持しつつ、限られた人材の中でこの課題を遂行するには、総合大学の利点を生かし、他学科所属の教員による協力を求めて行かなければならない。

歴史学科

歴史学科では、現代社会をグローバルかつ歴史的な視点で追求する理念を実現するために以下の教育目標を掲げ、研究教育活動を展開している。

(1) 国際的に視野を広げ、歴史的な洞察力を養う。
(2) 現代社会の歴史的な背景の理解を促し、諸問題への対処能力を養う。
(3) 地域社会の歴史的な成り立ちの理解を促す。
(4) 問題解決能力を育成する。
(5) 職業に生かせる多様な能力を育成する。

(1)～(3)は専門教育科目の第１類、第２類、第３類の科目群が対応し、(4)は専門教育科目の基礎演習、総合演習、論文演習で、(5)は教養教育科目の第６類の就職関係科目、専門教育科目第４類のコンピュータ関係科目で目標を達成できるよう配慮されている。また、歴史学科の教育課程は、学年進行とともに無理なく教育目標が達成されるように教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、外国人留学生科目、専門教育科目が体系的に配置されている。

ウ　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

英文学科

平成14(2002)年度に施行された新カリキュラムは、英語の４技能を伸ばすためのシステムをさらに強化した。外国語科目第１類及び専門教育科目第１類は、学年を追って段階的に英語能力を育成するようにカリキュラムが組まれている。外国語科目第１類に属す、１年次の「英語Ⅰ」、２年次の「英語Ⅱ」は英語の読解力を伸ばすための科目であるが、新カリキュラムでは読解力をさらに強化する目的で、「原典講読」を専門教育科目第１類の１・２・３年次に配し、１・２年次の「原典講読」を必修にした。英語を聞き、話す能力は専門教育科目第１類の「オーラル・プラクティス」、「英語コミュニケーション」によって培われる。両科目はいずれの系においても各４単位が必修である。英語を書く能力の涵養については、専門教育科目第１類の１・３年次に配置される「エッセイ・ライティング」において実践的訓練を行い、同じく専門教育科目第１類の２年次に配置される「基礎英文法」

において英文法の知識の確認と英作文の基礎を学ぶ。１年次の「エッセイ・ライティング」はすべての系の学生に必修である。

倫理性を培う教育については、「各個の人間の尊厳」を標榜するキリスト教主義の本学にあって、英文学科においても、１年次と３年次の「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」、各４単位が必修である。

キリスト教学科

専門教育科目の中で基礎科目として配置されているのは次の科目である。１年次科目としては、「聖書通論Ⅰ、Ⅱ」、「キリスト教史ＡⅠ、ＡⅡ」、「基礎英書講読Ⅰ、Ⅱ」が、２年次科目としては「旧約聖書緒論Ⅰ、Ⅱ」、「新約聖書緒論Ⅰ、Ⅱ」、「キリスト教史ＢⅠ、ＢⅡ」、「英語神学書講読Ⅰ、Ⅱ」が、それぞれ配当されている。

これらは、高等学校において必ずしも十分な語学教育を履修しなかった学生を前提としており、特にキリスト教神学を学ぶ上で前提となる「聖書」についての基礎知識を身につけることを目的としている。これらはすべて 10 人以下の少人数教育で行われるため、倫理性を培う機会ともなっている。

現在の学生の基礎知識を前提にすると、教養教育科目を圧迫しないという条件の下で、さらに基礎教育科目を増やすことも考えられるが、むしろ科目を増やすことにより、同時に学生の関心が分散してしまう危険性もある。ただし、高等学校で「世界史」を選択しなかった学生に対する特別な配慮はどうしても必要である。

歴史学科

歴史学科における基礎教育は教養教育科目が該当する。第２類では歴史学、第３類では人文科学、第４類では社会科学、第５類では自然科学の基礎を学び、第６類では就職にかかわる科目で社会との関係の基礎を学ぶ。基礎教育は専門教育を学ぶための知的基盤としてまた、人格形成の上で重要な役割を担う科目群として位置づけている。また、第１類のキリスト教学Ⅰ、Ⅱは必修科目で、倫理性を養う重要な科目と位置づけている。

エ　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

英文学科

平成 14(2002)年から導入されたカリキュラムにおいて、英文学科の専門科目は、「人間理解の基礎を築」き、「多元的文化を許容できる国際社会の一員」を養成するという教育の理念・目的を達成するために、英語関連諸学問分野の体系に沿って次のように編成されている。

専門教育科目は、第１類から第３類に分かれる。専門教育第１類は英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系、英語文化論系の諸科目から編成されている。英文学科を構成する英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系、英語文化論系のうち、昼間主の英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系において学生がそれぞれの系を選択するのは２年次からとなっており、１年次学生には英語の４技能を伸ばすための英語コ

ミュニケーション系の諸科目及び英米文学系科目の「英米文学概説」、英語学系科目の「英語学概説」が必修となっている。夜間主の英語文化論系にあっては、英語の４技能を伸ばすための英語コミュニケーション系の諸科目及び英語文化論系科目の「英語文化論概説」及び「英語の構造」が必修となっている。学生は自分が選んだ系の必修科目及び卒業に必要とされる単位数を満たす科目を履修した上で、他の３つの系の科目を自由に選択することができる。

専門教育科目第２類は「基礎演習」、「演習」、「卒業論文」及び「卒業研究」からなり、学生は所属する系が提供する授業を選択・受講することになる。

専門教育科目第３類は「アメリカ研究」、「ギリシア語」、「ラテン語」、「ドイツ語講読」、「フランス語講読」からなり、ヨーロッパ系言語に対する関心・理解を涵養しようとするものである。

キリスト教学科

専門教育科目は、「聖書神学」、「歴史神学」、「組織神学」、「実践神学」の４分野を、バランスよく全分野にわたって学ぶことを前提に、配当されている。しかし学生は最後に、唯一の必修科目である「論文・演習」（通年４単位）を受講することにより、各自の問題意識を特定の分野を通じてまとめ上げることを求められる。通常この科目は教師と１対１の関係で展開されるため、学生はそれまで学んだ全知識を再確認し、さらに自らの進路との関係でそれらを発展させる機会になっている。

ミニストリーの多様性を前提に関連分野の科目を増やした場合、「論文・演習」の科目を現在の教員だけで担当することは難しくなる。そのため兼任の教員にその担当を依頼することも考えられるが、他学科の教員にも余裕がなく、実際には不可能であろう。今後の検討課題である。

広く学ぶ」という点では、従来から設けられている「社会政策」、「社会保障論」、「社会福祉政策」、「社会病理学」、「社会福祉調査」などの科目のほかに、新しく設けられた「現代神学Ⅰ、Ⅱ」及び「総合演習」などの内容を更に充実させる必要がある。

歴史学科

専門教育科目は４類に分かれる。第１類は必修で、日本史、西洋史、東洋史、考古学、民俗学の５分野の概説、基礎演習、論文演習、現代社会の理解に直結する近現代史の科目群である。これらの科目群では歴史学各分野の基礎を学ぶとともに、演習科目で問題発見、解決能力を養い、現代社会の歴史的な成り立ちを学ぶ。第２類は選択科目で、歴史各分野の重要な変換点、グローバルな国際交流史、現代社会につながる重要な歴史的な展開など、現代社会の成り立ちを考える上で重要な歴史学の成果を、テーマを絞って展開する科目群である。第３類は、歴史学を専攻する上で重要な学問的な技術と方法を学ぶ講読、実習及び専門的な領域の諸問題を深く学ぶ科目群で構成される。第４類は地理学、文化史、経済史、法政史等、歴史学に隣接する諸科学に関連する分野を学ぶ。

これらの４類に及ぶ専門科目の履修により、歴史学科の教育目標である国際的な視野を持ち、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成することと学校教育法第 52 条に定める、学術の専門として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学

芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることが可能になると考える。

オ　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

英文学科

教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、外国人留学生科目、専門教育科目に分類される英文学科の教育課程において、幅広く豊かな人間性を育むことを目標とする教養教育科目は、キリスト教学、人文系科目、社会系科目、自然系科目に分類され、それぞれに卒業に必要な最低習得単位を定めるとともに、合計で最低 28 単位を履修することが義務づけられている。

キリスト教学科

教養教育科目として、建学の精神に基づく「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」、人文系科目７科目、社会系科目９科目、自然系科目８科目が配当されており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培う」条件は整えられている。「豊かな人間性を涵養」するという面では、自然科学系科目や社会科学系科目のほかに、「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」「哲学」「倫理学」「文学」「芸術論」「音楽」等が配当されており、この面でも条件は整えられている。

今後の課題は、いたずらに科目を増やすことなく、むしろ教員が、各科目の内容を柔軟に展開する教育力を身につけ、教育内容を豊かにすることにある。

歴史学科

教養教育科目は第１類のキリスト教学に加え、第２類の歴史学系科目群、第３類の人文系科目群、第４類の社会科学系科目群、第５類の自然科学系科目群に加えて第６群の就職にかかわる科目群で構成される。第１類は必修、第２～第６類は選択必修科目である。以上の教養教育科目は一般教養的科目群として体系的に配置されており、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に定められた、広く知識を授けるとともに、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する目的を果たし得ると考える。

カ　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

英文学科

平成 14 (2002) 年度からの新カリキュラム導入によって、英文学科は、外国語科目第２類の「中国語Ⅰ」を選択必修の対象科目から外し、外国語科目は第１類の「英語」４単位と、第２類の「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」の中から１科目２単位、計６単位を必修にした。この理由は、英文学科の特質としてヨーロッパ系言語に対する関心・理解を涵養しようとするためである。また、ドイツ語、フランス語を継続的に学習しようとする学生のために、２年次配当科目として「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」が設定されている。さらに、英文

学科の特徴として、専門教育とのかかわりにおいてドイツ語、フランス語の更なる向上を目指す学生のために、３年次配当科目として専門教育第３類に「ドイツ語講読」、「フランス語講読」が置かれるほか、同じく専門教育第３類に配置される「ギリシア語」、「ラテン語」によって、ヨーロッパ系言語の起源を学ぶことが可能になっている。

キリスト教学科

外国語科目は第１類と第２類に分かれ、前者には英語の６科目が、後者にはドイツ語、フランス語、中国語のそれぞれ２科目が配当されている。外国語科目から総計６単位以上修得することが求められ、そのうち第１類から４単位、第２類から２単位選択することが求められている。

英語は文献読解、日常英語、英会話に分かれており、受講生はそのニーズに合わせて選択することができる。

本学科の教育目標を達成するために、この外国語科目のほかに、１年次には「基礎英書講読Ⅰ、Ⅱ」が、２年次には「英語神学書講読Ⅰ、Ⅱ」が、さらに３年次には「ドイツ語神学書講読Ⅰ、Ⅱ」が、それぞれ配当されている。なおこのほかに古典語として、３年次及び４年次に「ギリシア語ＡⅠ、ＡⅡ」、「ギリシア語ＢⅠ、ＢⅡ」、「ヘブライ語ＡⅠ、ＡⅡ」、「ヘブライ語ＢⅠ、ＢⅡ」、「ラテン語ＡⅠ、ＡⅡ」、「ラテン語ＢⅠ、ＢⅡ」が配当されており、これらの科目は他学科の学生も受講することができるようになっている。

歴史学科

外国語科目では英語Ⅰ、Ⅱを必修とし、合計４単位、「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」を選択必修として２単位の修得が最低条件で、ほかに「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」、「中国語Ⅱ」、「ギリシア語ＡⅠ、Ⅱ」、「ギリシア語ＢⅠ、Ⅱ」、「ラテン語ＡⅠ、Ⅱ」、「ラテン語ＢⅠ、Ⅱ」、「英語Ⅲ」、「中国語Ⅲ」を選択科目とする。必修科目「英語Ⅰ、Ⅱ」はさらに「文献読解」、「日常英語」、「英語会話」に分かれ、希望に応じた内容を選択できるように配慮されている。また、「英語Ⅲ」、「中国語Ⅲ」はアドバンストコースとして設定され、専門教育科目履修に必要な語学力を養うことを目的とする。以上の科目群により、歴史学科の教育目標である国際的な視野を持つ人材を養うこと及び国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成は達成されると考える。

キ　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

英文学科

英文学科の卒業所要総単位数は 124 単位であり、その内訳は、教養教育科目 28 単位、外国語科目６単位、専門教育科目 62 単位、その他の科目（外国語科目第２類、保健体育科目、専門教育科目第１類～第３類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目）28 単位となっている。

専門教育科目は第１類 52 単位、第２類 10 単位、計 62 単位を修得しなければならない。第１類については、昼間主にあっては英米文学系・英語学系必修科目８単位、夜間主にあ

っては英語文化論系必修科目８単位に加え、すべての学生に必修とされる英語コミュニケーション系必修科目 20 単位及び専攻系の必修を除く科目 24 単位を修得しなければならない。

卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目とそれ以外の科目の割合は丁度半々であるが、「その他の科目」に属する科目の中で学生が専門教育的授業科目とそれ以外の科目の範疇にとらわれず、それぞれの興味関心に従って科目を選択する自由度が十分に認められており、全体としてバランスの良い配分となっていると思われる。

キリスト教学科

本学科の卒業に必要な最低修得単位数（124）は次のとおりである。教養教育科目 26 単位、外国語科目６単位、専門教育科目 60 単位、外国語科目第２類・保健体育科目・専門教育科目・他学部他学科開講専門科目・単位互換の協定を締結している他大学開講科目の中から 30 単位、総計 124 単位。

124 単位という数は決して多くないが、専門教育科目に古典語が含まれていることから考えて、受講生にとって無理のないところであろう。なお古典語の「A」は週２回開講で半期２単位である。さらに教育職員免許状の取得を目指す学生が少なくないことを考えると、卒業に必要な最低修得単位を現状以上に増やすことは難しい。

教養教育科目及び外国語科目を合わせて 32 単位、さらに仮に上記の 30 単位の半分を専門科目とすると、非専門科目は合計 47 単位となる。その場合専門科目は 74 単位となる。このバランスは本学科の教育目標から見て妥当なところである。

歴史学科

歴史学科の卒業所要総単位は 124 単位で、内訳は教養教育科目 28 単位、外国語科目６単位、専門教育科目 54 単位、その他教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部他学科開講の専門教育科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目、本学大学院ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻開講科目から 36 単位以上である。

教養教育科目、外国語科目、専門教育科目等の量的配分はおおむねバランスが取れており、その他の 36 単位に中で量的な配分を柔軟に運用が可能となっている。

ク　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

英文学科

英文学科においては、「基礎演習」以外に「基礎教育」的な科目は設置していないが、外国語科目及び専門教育科目中の英語コミュニケーション系必修科目である１年次の「オーラル・プラクティス」、「英語コミュニケーション」、「エッセイ・ライティング」がこれに相当すると考えられる。これらの科目は、基本的に少人数教育を行っており、英文学科が責任を持って開講している。

教養教育科目、外国語科目、保健体育科目等については、全学的に科目に該当する専門分野を有する学部が責任を持って担当することになっており、全学的な組織である拡大教

務委員会で担当学部学科、開講コマ数が決定され、運用されている。その結果、教養教育科目及び外国語科目の大半は教養学部が担当することになるが、英文学科の「英語」については、従来から英文学科が担当している。

キリスト教学科

カリキュラム上の教養教育科目・外国語科目・保健体育科目に配当する具体的な科目の決定は学科で行うが、当該教養教育科目・外国語科目・保健体育科目の開講にかかわる決定は、拡大教務委員会（学務部長が主催し、各学科教務委員、学科長、学務担当副学長も出席）の議を経て、担当となった学部学科が責任を負うシステムになっている。開講コマ数も拡大教務委員会において決定されるため、無責任な開講コマ数の増加は起こりにくい。

なお、本学科所属の教員は全員教養教育科目の「キリスト教学」を担当することになっている。その具体的なコマ数、授業担当者の決定などは、キリスト教学科会議及びキリスト教学担当者会議（キリスト教学科の教員と、教養学部に責任を持つキリスト教学担当者３名によって構成されている）において行われている。このキリスト教学担当者会議はいずれの規定にも明記されていない慣行上の会議であるが、歴史的経緯もあり、当分の間この形で運営するのが適当であろう。

歴史学科

教養教育科目、外国語科目、保健体育科目等については、全学的に科目に該当する専門分野を有する学部が責任を持って担当することになっており、全学的な組織の拡大教務委員会で担当学部、開講コマ数が決定され、運用されている。歴史学科では教養教育科目の中で歴史学、考古学、民俗学を担当している。また、外国語科目の必修、英語Ⅰ、Ⅱの文献読解、日常英語、英会話の履修にあたっては履修希望者の予備登録と調整を学科が実施しており、受講者数の適正化を図っている。

ケ　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

英文学科

教養教育科目第１類の「キリスト教学」、教養教育科目第２類の「倫理学」及び「思想の歴史」、教養教育科目第３類の「社会福祉論」及び「現代の政治」、教養教育科目第４類の「環境の科学」、「資源とエネルギー」、「コンピュータ科学」及び「コンピュータ演習」などの科目においてグローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための授業が開講されている。

いずれの科目も必修ではないため履修は学生の選択に任されているが、実際にはかなりの学生が選択・履修している。

歴史学科

歴史学科の専門教育科目の中に、ヨーロッパ世界の発展過程、イスラム世界の構造、ア

ジア世界の基盤など多様な世界を歴史的に理解することを目的とする科目群や日本とアジアとヨーロッパなどの交流にかかわる歴史を理解することを目的とした科目群を重点的に配置し、グローバル化時代に対応する歴史認識を養う教育を実施している。また、教養教育科目に必修科目キリスト教学Ⅰ、Ⅱを配置し、倫理性を養うとともに、演習科目での討論を通じて、問題解決能力やコミュニケーション能力を養う。

コ　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

英文学科

保健体育科目において「体育講義」及び「スポーツ実技」を開講するとともに、学内施設として保健室及びカウンセリング・センターを設置しており、学生の心身の健康の保持・増進に配慮している。カウンセリング・センターには英文学科教員も所員として加わり、その運営に携わるとともに相談員として活動している。

英文学科としては、学科を１学年６グループ（うち１グループは夜間主コース）に分け、グループごとにグループ主任を置き、学生の学業、心身の悩み等についての相談も受けている。

歴史学科

大学全体として学生健康管理は、学生課厚生係に所属する保健室担当者が行っている。

保健室の業務内容としては、①定期健康診断の計画、実施及び事後指導、②急病やケガなどの応急処置、③健康相談及び保健指導（週１回、１時間の校医健康相談を含む）、④健康診断証明書の発行などが主なものである。また、心のケアとしてはカウンセリング・センターが設置され、心の面を中心に学生からの相談を受け付けている。

歴史学科としては、学科を３グループに分け、グループごとにグループ主任を置き、学生の学業、心身の悩み等についての相談を受けている。またカウンセリング・センターに歴史学科教員が詰め、各種相談に応じている。また演習科目では少人数の受講者と頻繁なコンタクトがあり、演習を進める中で心身の状態を認識し、必要に応じて保健室、カウンセリング・センターへの連絡等を行っている。

現在、精神的に弱く、学生生活に適応することが困難な学生が増加しつつあり、将来的に更なる配慮が必要と考える。

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

ア　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

英文学科

「大学案内」、ホームページ、「学科ガイド」等によって周知の努力を行っているにもかかわらず、高等教育として英語にかかわることがどのようなことを意味するのかについては必ずしも十分に理解されているとは言えない。後期中等教育段階で「英語が好き」、「英語が得意」という理由で入学してくる学生の多くが基礎的なコミュニケーション能力の向

上のみを視野に入れていることは否めない。こうした学生に対する英文学科の導入教育の実施状況は主として以下の３点にまとめられる。

第一に、英文学科の昼間主コースにおける必修科目「英米文学概説」及び「英語学概説」、夜間主コースにおける必修科目「英語文化論概説」及び「英語の構造」は英語にかかわるさまざまな側面を提示することで、コミュニケーション能力の向上に意識が傾きがちな学生の視野を拡大させようとするものである。

第二に、２年次に開講される「基礎演習」は高等教育に必要な、複数の主張を分析して対立点・一致点などを整理する能力、物事を論理的に口頭又は文章で表現する能力を涵養する目的で開講されている。

第三に、直接の面談によって高等教育の本質を伝えることが可能な AO 入試による学生については、入学前に、論理・推論能力を重視した読書課題を指定し、入学後の円滑な学習につながるよう配慮している。

キリスト教学科

本学科の教育目標との関連で、特に「世界史」及び「英語」について一定程度の知識が求められるが、現実には必ずしもそれらの科目を選択しなかった学生がほとんどである。したがってこの点を補うため、「英語」については、１年次に「基礎英書講読Ⅰ、Ⅱ」、２年次に「英語神学書講読Ⅰ、Ⅱ」を配当している。特に「基礎英語講読Ⅰ、Ⅱ」では、高校受験程度の基礎知識から復習し、基本的な英語力の学習に努めている。「世界史」に関しては、１年次配当の「聖書通論Ⅰ、Ⅱ」及び「キリスト教史ＡⅠ、ＡⅡ」と２年次配当の「キリスト教史ＢⅠ、ＢⅡ」において基礎知識の習得に努めている。これらの配慮は今後ますます必要になると思われる。

歴史学科

歴史学科では、導入教育として外国語科目必修「英語Ⅰ、Ⅱ」と教養教育科目の歴史系科目を位置づけている。「英語Ⅰ、Ⅱ」では文献読解、英会話、日常英語を選択できるようにし、日常英語では、日常生活の中で支障のない程度の英語力を身につけることを目標とし、後期中等教育から高等教育への円滑な移行を図っている。また、教養教育科目の中の歴史学、考古学、民俗学は、各学問分野の入門的な内容とし、高校における学習の確認と基礎的な知識の補充を図る。今後高校教育との関係をさらに見直し、移行を円滑に行うための配慮が必要となろう。

(4)インターンシップ、ボランティア

ア　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

英文学科

大学の授業科目としてはなっていないが、重要な大学教育の一環と位置づけられ、３年次の学生に対して、職業意識の醸成及び職業観の向上を目的として、夏休み期間中に行わ

れている。

学生と企業とのマッチングに際しては十分な面談が行われており、インターンシップ終了後、学生が大学に報告書を提出する一方、学生受け入れ先の事業所は大学に評定書及び要望書を提出する形になっており、双方からの意見の聴取が可能なシステムとなっている。また、当該年度の総括として、「インターンシップ事後報告会」が開催されている。

インターンシップは全学的な取り組みとして、就職部を中心に行われており、英文学科が運営に積極的に関与する体制にはなっていないが、サポート姿勢についての問題はない。

歴史学科

歴史学科では、インターンシップを教育課程の中に取り入れているが、３年次に設定しており、現在２年次までの学生しか在籍しておらず、実施していない。平成 19 (2007) 年度より実施予定である。

(5) 履修科目の区分

ア　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

英文学科

平成 14 (2002) 年度のカリキュラム改定によって、専門教育科目について、卒業に必要な単位数が 70 単位から 62 単位に削減された。この削減された８単位分は、「その他の科目」（外国語科目第２類、保健体育科目、専門教育科目第１類～第３類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目）を 20 単位から 28 単位に増加させることで、選択単位に充当されることになった。

※専門教育科目以外の科目

卒業に必要な 62 単位のうち、必修は教養教育科目第１類８単位及び外国語科目第１類４単位、計 12 単位、選択必修は教養教育科目第２類から第４類まで各４単位及び外国語科目第２類２単位、計 14 単位であり、適切かつ妥当であると思われる。

※専門教育科目

卒業に必要な 62 単位のうち、必修は全学生が履修する専門科目第１類の英語コミュニケーション系科目 20 単位及び専門科目第２類 10 単位、所属するコース（昼間主ないし夜間主）の専門科目第１類必修科目８単位、計 38 単位、選択必修は所属する系（英語コミュニケーション系、英米文学系ないし英語学系）の専門科目第１類 24 単位であり、必修と選択必修のバランスは適切かつ妥当であると思われる。

キリスト教学科

本学科の卒業に必要な最低修得単位数は 124 単位であり、その内訳は次のとおりである。教養教育科目 28 単位、外国語科目６単位、専門教育科目 60 単位、外国語科目第２類・保健体育科目・専門教育科目（第１類から第３類）・他学部他学科開講専門教育科目・単位互換の協定を締結している他大学開講科目 20 単位。このうち必修科目の単位は、教養教育科目８単位、外国語科目６単位、専門教育科目４単位である。したがって学生にとって必修

科目が多すぎて負担になるということは全く考えられない。むしろこの形で、本当に本学科の教育目標が達成されるのかどうかが問われるべきであり、現在のカリキュラムは科目数を厳選することによってこの問題に対処しようとしている。この点に関しては、今後のカリキュラム改定においてさらに検討されることになっている。

歴史学科

歴史学科教育課程の卒業所要総単位は124単位で、必修科目は教養教育科目キリスト教学Ⅰ、Ⅱ８単位、外国語科目英語Ⅰ、Ⅱ４単位、専門教育科目第１類で36単位、合計48単位である。歴史学科の教育目標と照らし合わせて、ある程度共通した履修形態が必要であり、量的な配分は妥当と考える。

(6)授業形態と単位の関係

ア　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

英文学科

大学設置基準第21条に準拠して、45時間の学修で１単位とする方法を採用しており、１講時90分を２時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、１講時の授業に対する学生の自習時間を、講義科目については４時間、外国語科目については１時間、スポーツ実技については０時間と想定して、各授業類型の単位数を算出している。

英文学科では平成14(2002)年度の新カリキュラムより、外国語科目、スポーツ実技以外はすべて半期完結の科目となっており、講義科目及び演習科目については、授業外での予習・復習を前提にしながら、毎週１回２時間相当の授業を半年間15週受講し、試験に合格すれば２単位を与えることになっている。外国語科目については毎週１回１講時１年間30週で２単位、スポーツ実技については毎週１回１講時１年間30回の実習で２単位とされている。

キリスト教学科

本学統一の基準に従って、授業科目の単位を計算しており、現在のところ特に問題はない。これまで、古典語の時間数と単位の関係について、外国語科目の取り扱いを基準として考えるのか、それともそれらは専門教育科目なので、むしろ専門教育科目の計算方式を適用するのかということが問題になってきた。しかし次回のカリキュラム改定においては、あくまでも専門教育科目として考えることになっている。

歴史学科

歴史学科の教育課程においては講義、演習関係科目は通年１コマで60時間をもって４単位と認定し、外国語科目、実習科目については通年１コマ60時間をもって２単位と認定している。このような単位の認定は大学設置基準第21条に照らして妥当な計算方法と考える。

(7)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

英文学科

卒業単位 124 単位以上のうち 28 単位まで、外国語科目第２類、保健体育科目、専門教育科目、第１～第３類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目とともに、「学都仙台単位互換ネットワーク」で単位互換協定を締結している他大学開講科目から履修できるようになっている。

単位互換協定に基づく単位認定の状況については、「大学基礎データ」表４を参照のこと。

海外留学にかかわる単位認定の方法は、学生が帰国後に提出する単位認定願に基づき、英文学科の開講科目と講義内容が近く、授業時数も遜色のない科目を、文学部教授会の議を経て認定している。この単位認定方法については、学生に出発前・留学中を通じて、学科長が説明・指導にあたるが、学生が留学先大学で受講している科目が英文学科のいずれかの科目で読み替え可能かどうかは学生に確約できないため、特に９月期卒業を希望する４年生から不安の声があることも事実である。交換留学及び認定留学の制度を利用して海外留学を希望する学生は、今後も増えることが予想されるが、留学先によって帰国後の本学での取り扱いが著しく不平等とならないよう配慮する必要がある。とはいえ、各国・各大学に特有の授業形態を英文学科のカリキュラムに照らして正確に把握する困難は解消される見通しは立っていない。

キリスト教学科

本学科ではまだこの制度による他大学の受講生を受け入れた経験がなく、また本学科の学生の中でもこの制度に登録した者がいないため、現状では評価するデータを持ち合わせていない。

歴史学科

全学的に学都仙台コンソーシアムに参加し、在仙各大学と提携して単位互換を行っている。歴史学科としては専門科目の中で基礎的な講義科目を提供しており、少数だが受講者を受け入れている。

イ　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

※入学前の既修得単位の単位認定

本学では、学則第 24 条の４で、教育上有益と認めるときは、本学に入学する以前に大

学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる旨を定めている。

※本学以外の教育施設等での学修の単位認定

本学は学則第24条の5で、学生が行う短期大学又は高等学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる旨を定めている。また、学則第24条の3は、本学と単位互換の協定を締結している短期大学（外国の短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる旨を規定している。

なお、本学の学則によれば、「入学前の既修得単位の単位認定」又は「本学以外の教育施設等での学修の単位認定」は両者をあわせて合計60単位を超えない範囲で行われなければならないとされている。

上記のような単位認定の方法及び卒業に必要な単位として認定できる単位数は、大学設置基準の主旨及び規定に沿ったものであるとともに、本学以外での学修による単位認定を、本学における卒業所要単位の半分以下としている点で、また、幅広い教養を身につけるための学習を促すという点で、適切であると思われる。

単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況については、「大学基礎データ」表5を参照のこと。

ウ　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

英文学科

英文学科の卒業所要総単位数は124単位であり、他学部・他学科・他大学で開講される専門教育によって修得した単位を、卒業に必要な専門科目90単位のうち最大限で28単位まで卒業単位に算入することができる。すなわち、専門教育科目の場合、自大学・自学部・自学科による単位認定は、最低限でも62単位となる。専門教育以外の科目の場合には、卒業に必要な34単位中、最大で16単位までを卒業所要単位に算入できる。この場合、自大学・自学部・自学科による単位認定は18単位である。総単位数で見ると、124単位のうち、最も少ない場合で、80単位が、自大学・自学部・自学科による単位認定となっている。

これらを単位数の割合で見ると、専門教育科目にあっては最低68.9%、専門教育以外の科目にあっては52.9%が自大学・自学部・自学科により単位認定されなければならず、卒業所要総単位数においては、最低でも64.5%が本学英文学科によって認定される必要がある。

キリスト教学科

本学科の卒業に必要な最低修得単位数は124単位であり、その中で他学部・他学科開講専門教育科目と単位互換の協定をしている他大学開講科目として認められているのは20単位である。したがって単位互換による他大学開講科目の20単位を認めたとしても、本学科での必要単位数は104となり、また他学部・他学科開講科目20単位を認めたとしても、同じく104単位になる。本学科での所要単位数は、卒業所要総単位数の約84%にあたる。

さらに、これらに認められている総枠30単位の中の残りのうち、外国語科目（第２類）２単位、保健体育科目４単位を認めたとしても、残りの４単位は専門教育科目であり、専門教育科目の総単位数は64単位になる。これは卒業所要総単位数の２分の１を越えている。

歴史学科

卒業所要単位 124 単位のうち 36 単位は教養教育科目、外国語科目、専門教育科目のほかに、保健体育科目、教職等に関する科目、他学部他学科開講の専門教育科目又は単位互換の協定を締結している他大学開講科目、本学大学院ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻開講科目から履修でき、最大限 29％を歴史学科以外で取得することが可能となる。この場合歴史学科で履修する科目数は71％となる。しかし、一般的には他学部他学科等で履修する学生は少なく、ほとんどの学生は卒業所要単位の 90 ％以上は歴史学科で履修している。

エ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

本学では学生交換に関する協定に基づき、アーサイナス大学（アメリカ）、フランクリン・アンド・マーシャル大学（アメリカ）、ヴィースバーデン大学（ドイツ）、平澤大学校（韓国）、南開大学（中国）、ダラム大学（イギリス）、アルスター大学（イギリス）への１年間の交換留学制度を設けており、各協定校留学期間の在学期間への算入、取得単位の認定を行っている。協定校以外に、本学が認定する外国の大学等に留学する認定留学制度もある。この制度でも留学期間の在学期間への算入、取得単位の認定の特典が与えられる。

「大学基礎データ」表 11 の「国別国際交流協定締結先機関」も参照のこと。

(8) 開設授業科目における専・兼比率等

ア　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

英文学科

「大学基礎データ」表３及び英文学科の「学科課程表」を参照のこと。

平成 18 (2006) 年度に開講された専門教育科目の中で、専任教員が担当する授業科目を以下にあげる。なお、＊印は必修科目、＃印は選択必修科目である。

専門教育第１類

＊原典講読Ⅰ　＊原典講読Ⅱ　＊原典講読Ⅲ　＊原典講読Ⅳ　原典講読Ⅴ　原典講読Ⅵ　＊ｵｰﾗﾙ・ﾌﾟﾗｸﾃｨｽⅠ　＊ｵｰﾗﾙ・ﾌﾟﾗｸﾃｨｽⅡ　ｵｰﾗﾙ・ﾌﾟﾗｸﾃｨｽⅢ　ｵｰﾗﾙ・ﾌﾟﾗｸﾃｨⅣ　ｽﾋﾟｰﾁ・ｸﾘﾆｯｸⅠ　ｽﾋﾟｰﾁ・ｸﾘﾆｯｸⅡ　＊英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ　＊英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ　英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ　英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅣ　ｽﾋﾟｰﾁ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ　ｽﾋﾟｰﾁ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ　ｽﾋﾟｰﾁ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ　ｽﾋﾟｰﾁ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅣ　ｴｯｾｲ・ﾗｲﾃｨﾝｸﾞⅢ　ｴｯｾｲ・ﾗｲﾃｨﾝｸﾞⅣ　英語学習法Ⅰ　英語学習法Ⅱ　異文化間ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論Ⅰ　異文化間ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論Ⅱ　＊英米文学概説Ⅰ　＊英米文学概説Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽ文学史Ⅰ　ｲｷﾞﾘｽ文学史Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽ詩Ⅰ　ｲｷﾞﾘｽ詩講読Ⅰ　ｲｷﾞﾘｽ

詩Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽ詩講読Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽ小説Ⅰ　ｲｷﾞﾘｽ小説講読Ⅰ　ｲｷﾞﾘｽ小説Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽ小説講読Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽ演劇　ｲｷﾞﾘｽ演劇講読　中世ｲｷﾞﾘｽ文学　中世ｲｷﾞﾘｽ文学講読　ｱﾒﾘｶ文学史Ⅰ　ｱﾒﾘｶ文学史Ⅱ　ｱﾒﾘｶ詩　ｱﾒﾘｶ詩講読　ｱﾒﾘｶ小説　ｱﾒﾘｶ小説講読　ｱﾒﾘｶ演劇　ｱﾒﾘｶ演劇講読　ｷﾘｽﾄ教文学Ⅰ　ｷﾘｽﾄ教文学Ⅱ　文学批評Ⅰ　文学批評Ⅱ　＊英語学概説Ⅰ　＊英語学概説Ⅱ　英語音韻論　英語音韻論講読　音韻論　音韻論講読　英語統語論　英語統語論講読　統語論　統語論講読　初期英語Ⅰ　初期英語Ⅱ　英文法Ⅰ　英文法Ⅱ　歴史言語学Ⅰ　歴史言語学Ⅱ　言語学Ⅰ　言語学Ⅱ　＊英語文化論概説Ⅰ　＊英語文化論概説Ⅱ　ｲｷﾞﾘｽの文学と文化Ⅰ　ｲｷﾞﾘｽの文学と文化Ⅱ　ｱﾒﾘｶの文学と文化Ⅰ　ｱﾒﾘｶの文学と文化Ⅱ　英語圏の文学と文化Ⅰ　英語圏の文学と文化Ⅱ　英米思想史Ⅰ　英米思想史Ⅱ　＊英語の構造Ⅰ　＊英語の構造Ⅱ　日英語対照研究Ⅰ　日英語対照研究Ⅱ　現代英語のﾚﾄﾘｯｸⅠ　現代英語のﾚﾄﾘｯｸⅡ　翻訳実践Ⅰ　翻訳実践Ⅱ

専門教育科目第２類

基礎演習　＊演習Ⅰ　＊演習Ⅱ　＊演習Ⅲ　＊演習Ⅳ　＃卒業論文、＃卒業試験

専門教育科目第３類

ｱﾒﾘｶ研究　ｷﾞﾘｼｱ語Ⅰ　ﾗﾃﾝ語Ⅰ　ﾄﾞｲﾂ語講読Ⅰ　ﾄﾞｲﾂ語講読Ⅱ　ﾌﾗﾝｽ語講読Ⅰ　ﾌﾗﾝｽ語講読Ⅱ

旧課程科目

英語学と英語教育　翻訳論　英米詩概説　英米小説概説　英米演劇概説

以上によると、専門教育科目の必修科目については、20科目が専任による担当、８科目が兼任による担当であり、専兼比率は71.43％である。選択必修科目については、２科目すべてが専任による担当であり、専兼比率は100％である。全開設授業科目について言えば、107科目が専任による担当、25科目が兼任による担当であり、専兼比率は81.06％となっている。

教養教育科目については専任教員が担当する科目を列挙することはしないが、必修科目については、３科目が専任による担当、３科目が兼任による担当であり、専兼比率は50.00％である。選択必修科目については、２科目が専任による担当、１科目が兼任による担当であり、専兼比率は66.27％である。教養教育科目の全開設授業科目について言えば、81科目が専任による担当、55科目が兼任による担当であり、専兼比率は59.56％となっている。

キリスト教学科

平成16(2004)年度開講科目の中で専任教員の担当している科目は以下のとおりである。

専門教育科目（34科目）

聖書通論Ⅰ、聖書通論Ⅱ、ｷﾘｽﾄ教史ＡⅠ、ｷﾘｽﾄ教史ＡⅡ、基礎英書講読Ⅰ、基礎英書講読Ⅱ、旧約聖書緒論Ⅰ、旧約聖書緒論Ⅱ、新約聖書緒論Ⅰ、新約聖書緒論Ⅱ、ｷﾘｽﾄ教史ＢⅠ、ｷﾘｽﾄ教史ＢⅡ、英語神学書講読Ⅰ、英語神学書講読Ⅱ、旧約聖書神学、旧約聖書釈義、新約聖書神学、新約聖書釈義、神学概論、教義学、ｷﾘｽﾄ教倫理学、ｷﾘｽﾄ教教育、実践神学、説教学、牧会学、論文・演習、ｷﾞﾘｼｱ語Ⅰ、ｷﾞﾘｼｱ語Ⅱ、ﾋﾌﾞﾙ語Ⅰ、ﾋﾌﾞﾙ語Ⅱ、ﾄﾞｲﾂ神学書講読、宗教学概論、宗教史、哲学史

教養教育科目（２科目）

ｷﾘｽﾄ教学Ⅰ、ｷﾘｽﾄ教学Ⅱ

専門教育科目の総数は42であり、その他の科目総数は次のとおりである。教養教育科目の総数は26、外国語科目の総数は12、保健体育科目の総数は２、外国人留学生科目の総数は５。したがって全科目（87）中、専任教員が担当する授業科目（36）の比率は41％とかなり低くなるが、専門教育科目だけを見ると80.9％になる。これは本学の非専門教育科目の独自な取扱いから出てくる数字であり、本学科としては、専門教育科目における専任教員の担当比率が80.9％になっていることを評価すべきである。なお、平成18(2006)年度から２名の専任教員が増員されることになっており、この比率はさらに高くなる予定である。

歴史学科

歴史学科の総開講数は194で、専任教員は164、非常勤教員は30を担当している。専任教員の担当は85％である。また、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目に限れば総数55、専任教員35、非常勤教員20で、専任教員は46％を担当している。専門教育科目は総数139、専任教員129，非常勤教員10で専任教員の担当は93％である。

カリキュラムの学年進行に伴い、今後専任教員の担当科目に若干の変化が生じる可能性があるが、全体として大きくは変わらないと思われる。専門教育科目の専任教員の担当者数には特に問題はないと考える。

イ　兼任教員等の教育課程への関与の状況

英文学科

現在のところ、兼任教員等が教育課程の編成及び運用に関与する仕組みは存在していない。しかし、兼任教員等に科目担当を依頼する際に、学科長、教務委員が中心となって、当該科目のコース・アウトラインの周知を徹底するように努力している。

キリスト教学科

現在のところ、兼任教員が教育課程の編成及び運用に公式にかかわる仕組みは存在せず、兼任教員に担当科目を依頼する際には、拡大教務委員会の申し合わせ事項に従い、その教員の所属する学科長に依頼することになっている。本学科の専門教育は、ほとんど専任教員が担当しているため、兼任教員に依頼することがあるとしても１科目（英語関係科目）だけである。

歴史学科

教育課程の運営に兼任教員は関与していない。

(9)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

英文学科

社会人学生に対しては特段の教育課程編成上の措置や教育指導上の配慮を行っていないが、一般学生と同等に扱うという首尾一貫した姿勢も一つの配慮と言えるであろう。

外国人留学生、帰国生徒については、「東北学院大学文学部履修細則」に次のような定めがある。

第 14 条　外国人留学生及び帰国子女の履修については、本則を準用するほか、次により 10 単位までを外国人留学生及び帰国子女の科目についての単位で代えることができる。

イ　日本事情Ａは教養教育科目第２類２単位、日本事情Ｂは教養教育科目第３類の２単位、日本事情Ｃは保健体育科目の体育講義の２単位

ロ　日本語Ⅰは外国語科目第１類英語Ⅰの２単位、日本語Ⅱは外国語科目第１類英語２の２単位

この「東北学院大学文学部履修細則」第 14 条の定めによって、英語圏からの外国人留学生及び帰国生徒については十分な対応がなされていると考えられる。

歴史学科

外国人留学生及び帰国子女の履修については卒業所要のうち 10 単位までを外国人留学生及び帰国子女の科目についての単位で代えることができることとし、円滑な履修が可能となるよう、配慮している。具体的には、外国人留学生科目を設け、第１類の日本事情Ａを教養教育科目第２類の２単位に、日本事情Ｂを教養教育科目第３類の２単位に、日本事情Ｃを保健体育科目の体育講義の２単位に、第２類の日本語Ⅰを外国語科目第１類英語Ⅰの２単位に、日本語Ⅱを外国語科目第１類英語Ⅱの２単位に代えることができることを定めている。

歴史学科には現在のところ社会人学生は在籍していないが、将来的には教育課程の上で配慮することが必要と考える。

(10) 生涯学習への対応

ア　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

英文学科

従来から行われてきた英文学科公開講義に加え、平成 18 (2006) 年度よりサテライトキャンパスを開始した。これらは１年交代で英米文学分野と英語学・英語コミュニケーション分野で開催し、単年度で英米文学分野と英語学･英語コミュニケーション分野の講義の両方を提供する形に編成されている。英文学科公開講義の場合には学内で、サテライトキャンパスの場合には仙台市内のサテライトキャンパスにおいて行い、原則５名（うち学外講師１名）が担当し、５週で一連の連関した講義となる。とりわけ英文学科公開講義は伝統を持つものであり、ここには固定的な受講者も育ってきている。

平成 17 (2005) 年度の公開講座の開設状況については、「大学基礎データ」表 10 を参照のこと。

また、入学試験に社会人特別選抜枠が設けられており、とりわけ夜間主コースにおいて

は「専業主婦」を含む生涯学習を目的とする学生を積極的に受け入れている。

さらに、教養を高める、資格取得のために必要な科目の単位を修得する、さまざまな教育機関で修得した単位を集めて学位授与機構から学士号を得る、などの目的から、英文学科の科目を履修したいという要望には、科目等履修生として学習の機会を広く与えている。また、単位の修得は目的としないが、教員の指導を受けながら、特定のテーマの研究を希望する者に対しては、特に支障がない限り、指導教員の了承を得て研究生としての学習を認めている。

キリスト教学科

生涯学習に特化したカリキュラムは存在しないが、毎年「学科フォーラム」を開催し、公開講座の役割を果たしている。講師は原則として海外から日本に来ている方々にお願いしている。今後もこの形式を維持したいと考えている。最近4年間の講師及び演題は次のとおりである。平成14(2002)年にE.ブッシュ（ゲッティンゲン大学）「イエス・キリストはユダヤ人」、平成15(2003)年に除正敏（延世大学）「韓国キリスト教の歴史と課題…危機と変革の機会」、平成16(2004)年にU.ルツ（ベルリン大学名誉教授）「マタイによる福音書におけるインターテキスト」、平成17(2005)年にアシェル・ナイム（元イスラエル大使）「子どもが伸びる、ユダヤ式教育」。

歴史学科

歴史学科及びその前身である史学科では、学科の公開講座を毎年開講しており、あわせて仙台市民を対象とする講座を平成15(2003)年以来毎年開講している。学科の公開講座はみやぎ県民大学開放講座の一環でもあり、両講座ともに学生とともに県民、市民を対象に開催し、生涯学習に寄与している。また、歴史学科の各教員は地方公共団体の文化財保護審議委員や、自治体史の執筆編集、各種講演等、学問的な成果を社会に還元する各種活動を積極的に行っている。

これらの公開講座には平均して100名以上が受講し、特に近年では200名近い受講者が集まっている。生涯学習のために重要な役割を果たしてきたと考える。ただ、受講者は全体的に高齢者が多く、社会の中堅である壮年の人々や若者が少なく、今後改善する必要があると考える。

(11) 正課外教育

ア　正課外教育の充実度

英文学科

英文学科では、教職課程、学芸員課程、社会教育主事課程、図書館司書・学校図書館司書教諭課程を設置し、正課外教育の充実を図っている。教職課程では、中学校英語、高校英語の教員免許の取得が可能である。また、公開講座、講演会等、正課外の教育機会も設定している。

英文学科で特筆すべきは、「小学校外国語・国際交流活動支援」である。本学は仙台市

教育委員会と連携し、ボランティア学生を仙台市内小学校の外国語活動に派遣している。これは、学生・児童の相互の体験学習に資することを目的としたもので、平成15(2003)年度から継続的に行われており、毎年40名前後の日本人学生と15名前後の留学生が参加している。

参加学生は主に英文学科の学生で、英語の教職課程を履修していること、一定程度の英語運用能力があることが参加の条件となっている。小学校訪問の前には、外国語指導法に関しての研修を継続的に受けるなど、本活動を支援するために万全の体制が整えられている。日本人の学生２・３名と、本学で勉強している留学生がグループを編成し、仙台市の小学校を訪問し、「総合的な学習」の時間において、「外国語活動」、「国際交流活動」、「調べ学習」を柱とした国際理解活動を行っている。

歴史学科

歴史学科では、教職課程、学芸員課程、社会教育主事課程、図書館司書・学校図書館司書教諭課程を設置し、正課外教育の充実を図っている。教職課程では、中学校社会、高校地理・歴史、公民の教員免許の取得が可能である。また、公開講座、講演会等、正課外の教育機会も設定している。

教職課程、学芸員課程、司書課程ではこれまでに多くの受講者がおり、教員免許、学芸員資格、司書資格の取得者は多数に上る。この点で歴史学科の正課外教育は充実したものと言えよう。ただ、近年就職の状況が厳しくなり、各課程ともに資格取得者がその資格を生かして就職することが困難になってきている。今後この点を改善するための方策を考える必要があろう。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育上の効果を測定するための方法の適切性

英文学科

教育上の効果を測定するための方法として機能しているのは、(1)個々の科目で実施される定期試験、(2)定期試験以外の小テストやレポート、などであろう。

概して、学生における知識の集積度を測定する方法としては客観的指標に基づく試験が有効であると思われるが、英文学科に学ぶ学生に本当に必要とされているのは単なる知識の集積ではなく、受容した知識をもとに、さまざまな言語現象に対して自ら課題を設定し解明する能力する能力の涵養であると思われる。これらを判断するには論述形式の試験ないしレポートが欠かせないが、これらは往々にして教員側の主観的判断に基づかざるを得ない。

キリスト教学科

教育効果（理解度や達成度）は、原則として学期末あるいは学年末の試験によって評価

される。しかし本学科では、定員10名の文字どおりの少人数教育が展開されているため、予習、発表、参加態度を含めた総合評価が行われている。これは理想的な状況であり、今後もできる限りこの状態を維持すべきである。なお、各授業の評価方法はあらかじめ「シラバス」の中に明示されているため、混乱は起こっていない。

歴史学科

教育効果は、日常的に講義の中での質疑応答、レポート、小テスト、期末試験等で測定している。現状で、教育効果の測定の方法は適切と判断しているが、今後状況の変化に合わせて点検・評価が必要と考える。

イ　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

英文学科

同一科目名で複数の授業が開講される場合には、担当者間である程度の意見調整が行われている。また、教育効果の点から、概説科目を中心として、複数教員が連携のもとに担当している科目がいくつかあり、これらについての評価基準等は担当者間で調整されている。

キリスト教学科

毎月定期的に開かれる学科会議において、学科学生の受講状況が報告されるため、教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に関して、合意を形成しやすい状況にある。今後もできる限りこの状態を維持すべきである。むしろこれまで問題であったのは「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」が必修科目であるにもかかわらず、担当者によってその内容と評価に差がありすぎるのではないかとの批判であった。これについては昨年ようやく「キリスト教学Ⅰ」の統一シラバスをまとめることができ、一歩前進した。しかし評価については、まだまだ検討すべき問題が残されている。

歴史学科

現状では教育効果、目標達成度については科目担当教員がそれぞれの基準により測定している。ただし、演習科目の履修者を調整するための基準となる概説科目、基礎演習では、評価の基準を設け担当教員同士の評価基準がおおむね統一されるよう、教員間での合意が形成されている。

今後は学科全体として教育効果、目標達成度の測定方法について、一定の共通基準を設ける必要があると考える。

ウ　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

英文学科

教育効果や目的達成度の内容については、教育課程改定を検討するたびに、改定の構想の基礎として学科内で綿密な議論が行われる体制となっている。しかしながら、恒常的に

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについては、それほど積極的には考慮されていない。

キリスト教学科

学部全体として「学生による授業評価」が行われている。しかし本学科は少人数教育を実現しているため、この方法はむしろ機能しにくいのが実情である。それゆえ、グループ主任制度、「論文・演習」、年に２回開かれる修養会などを通じて、学生一人ひとりの意見を聞き、それを学科会議に反映させるようにしている。これまでの経験から、この方法はかなり有効であることが確かめられている。

歴史学科

現状では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは導入していない。今後導入する方向で検討したい。

エ　卒業生の進路状況

英文学科

大学基礎データ（表８）によれば、平成 15 (2003) 年度については、卒業生 357 人中、就職 294 人（82.4%）、進学 14 人（3.9%）、その他 49 人（13.7%）。平成 16 (2004) 年度については、卒業生 475 人中、就職 343 人 (72.2%)、進学 12 人 (2.5%)、その他 120 人 (25.3%)。平成 17 (2005) 年度については、卒業生 523 人中、就職 377 人 (72.1%)、進学 32 人 (6.1%)、その他 114 人（21.8%）であった。

キリスト教学科

これまで卒業生の大部分は、牧師、伝道師、聖書科教師、神学生（教派神学校に進学）、大学院生、社会福祉事業関係の職員となっている。これは本学科の教育目標から当然の結果であった。しかし受験条件を一般入学試験と同一にしたため、最近は、初めから一般企業への就職を希望する学生も増えてきた。事実、毎年数名の学生が他学科の卒業生と同種の企業に就職している。現在は、学科長が窓口となり、一人ひとりの相談に乗るとともに、就職部との連携を大切にしている。今後、このような希望者が増えることは確かであり、次回のカリキュラム改定においては、この問題を十分に検討する必要がある。

歴史学科

史学科、歴史学科の最近５年間の卒業後の進路は、民間企業、公務員、学芸員、教員、大学院進学等である。民間企業への就職は全体の８～９割に上り、残りの１割が教員、学芸員、公務員、大学院進学等で占められる。

歴史学科全体の就職率が景気の回復とともに上昇してきているが、まだ不十分な状態にある。就職の動機づけなど、就職意識を高める努力が必要であり、歴史学科カリキュラムの就職の基礎、インターンシップの教育効果が期待される。また、教員採用試験、公務員採用試験等への対策も望まれるところである。

（2）厳格な成績評価の仕組み

ア　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

英文学科
　履修科目登録の上限設定は行っていない。

キリスト教学科
　本学科では、履修科目登録の上限設定は行っていない。古典語を含め、十分な準備を必要とする科目が多く、しかも学生はこの実情を知っており、無謀な数の登録を希望する学生はほとんどいない。小人数教育が実現されているため、年度初めの始業礼拝の後、全学年を対象としたオリエンテーションを行い、その場で一人ひとりの科目登録の相談に乗り、適切な登録数になるように指導している。学科定員が変らない限り、現在の方法で十分対応できると考えられる。

歴史学科
　履修科目登録の上限設定は行っていない。

イ　成績評価法、成績評価基準の適切性

英文学科
　成績評価の方法は、原則的に、各担当者に任せられているが、その多くは出席状況、定期試験、小テスト、レポート、発表を通じての授業への貢献度などを組み合わせて行われており、おおむね妥当なものと判断される。

キリスト教学科
　本学科の評価は、定期試験に、課題レポート、発表、受講態度などの評価を加えた総合評価となっている。少人数教育が実現されている現状において、これは妥当な方法と考えられる。問題があるとすれば、数量的な客観的評価の面を前面に出しにくいことであろう。しかし現実には、ほとんどの講義が10人以下の受講生で運営されているため、学生一人当たりの発表の機会は他学部他学科の場合と比較にならず、本学科の学生の成績評価としては、やはり総合評価が最もふさわしい。

歴史学科
　各科目における成績評価は担当教員に任されている。基本的には期末試験成績、出席状況、レポート、口頭発表等を総合して評価しており、おおむね適切と判断される。
　今後は学科全体として成績評価について、一定の共通基準を設けるなど、成績評価の一定程度の統一を図る必要があると考える。

ウ　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

英文学科

全授業について『大学要覧（シラバス）』上に各担当者の「成績評価方法・基準」を公開することによって厳格な成績評価を行う仕組みを取り入れ、受講学生に不信を生じないよう配慮している。また、履修単位数の上限設定等の制度は導入していないが、入学時のオリエンテーションにおいて、「学科ガイド」に登載されている「４年間の履修の目安」中の各学年での望ましい履修単位数（科目数）を示し、平均的な履修単位数（科目数）の指導は行っている。

キリスト教学科

少人数教育であるがゆえに、主観的評価に終わる危険性がある。そのため、定期的に開催される学科会議において、教員は相互に受講生の状況について報告をし、他の教員の評価を聞く機会を持っている。特に留年にかかわる事項は、担当教師の責任を前提としながらも、学科教員全体で共通の認識を持つことができるように努めている。３、４年生は各講義において毎回発表を求められるため、この２年間における成長は大きい。そしてこれこそが「厳正な成績評価」の目指すところであろう。

歴史学科

特に導入していない。今後導入を検討したい。

エ　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

英文学科

昼間主コースにおいては、１年次に必修とされる専門教育科目の成績が２年次以降に所属する系の選択に反映するため、学生は常に自らの成績を意識する必要がある。つまり、英語コミュニケーション系を希望する学生は原典講読Ⅰ/Ⅱ、オーラル･プラクティスⅠ/Ⅱ、英語コミュニケーションⅠ/Ⅱ、エッセイ・ライティングⅠ/Ⅱの成績を上位に保つ必要がある。同様に、英米文学系を希望する学生は英米文学概説Ⅰ/Ⅱの成績を、英語学系を希望する学生は英語学概説の成績を上位に保つ必要がある。

また、東北学院大学文学部履修細則第４条によって、英文学科の学生は３年次への進級の資格を得るために、教養教育科目 20 単位以上、外国語科目４単位以上、専門教育科目第一類（必修から）20 単位以上を修得することが義務づけられている。

卒業時の学生の質を検証・確保するためには、３・４年次必修の「演習」によって学生に対して個別指導を行う体制を整えていることに併せて、４年次の「卒業試験」又は「卒業論文」が必修になっており、学生はこれらの科目によって４年間の学習の総まとめをすることになる。

キリスト教学科

平成 16 (2004) 年度にカリキュラムを改定する際に、この教育の質を保持する方策として、

専門教育科目をむやみに拡大せず、基本的なものに絞り、選択形式でありながら一定程度の基礎知識が身につくように配慮した。また４年次には「論文・演習」を必修として配当し、そこにおいて総合的な判断ができるように訓練することを狙っている。また秋にはこの「論文・演習」の中間発表の機会もあり、学生は、夏休みの間にこのために多くの時間を割くことになる。

歴史学科

歴史学科の教育課程では、３年次に進級するための進級要件が定められている。進級要件は２年次終了時までに教養教育科目 20 単位以上、外国語科目４単位以上専門教育科目 16 単位以上、その他専門教育科目、教養教育科目、外国語科目及び保健体育科目から 12 単位以上、52 単位以上を取得することである。３年次の段階までで一定の単位を取得させることにより、１～２年次の学生の質を検証・確保することを目指している。また、１～４年次に配置した必修科目の教育目標を達成することにより、各年次の学生の質を検証・確保している。また、必修科目である基礎演習、総合演習では少人数教育により、学生１人ひとりを把握し、適切な課題を与えるなどの指導を行い、演習の成果をゼミレポートとして作成させる。総合演習のゼミレポートは一般のレポートよりはかなり高い質と量を求めるもので、その作成の過程で学生、卒業生の質を高めることを目指している。

オ　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

英文学科

必修科目や人数制限が必要な科目を除き、多くの科目について、系をまたいでの履修が可能になっており、学生の多様な興味に対応できるようになっている。

また、とりわけ２年次の原典講読Ⅲ/Ⅳにおいては、学生は自らが所属する系が提供する授業を選択履修しなければならないものの、複数が開講されるこの科目の授業においては、各系の研究分野を可能な限り多様に提供する方針で担当者が選ばれている。

キリスト教学科

少人数教育のため、ほとんどの専門教育科目において「研究発表」を求められ、受講生はその準備の中で自らのテーマを絞り込むように訓練される。３年前期末に「論文・演習」の希望テーマを学科長に提出しなければならず、学生はおのずと主体的にかかわるようになって行く。また学科では「教育実習・報告会」を実施しているが、これは３年生以下の学生に大きなインパクトを与えている。この点も含め、最上級生が果たしている役割は他の何ものにも代えがたく、今後もこのような機会をより多く提供する必要がある。

歴史学科

歴史学科では、推薦入学等で早い段階で入学が決まった学生に対して、基本的な図書を紹介し、その内容についてのレポートを課題としている。このレポートは入学時に提出され、歴史学科教員がコメントを付して返却し、学生の学習意欲を醸成するよう指導している。また、入学後に読書案内を配布し、基本的な図書を紹介するとともに、概説等の講義

中に触れ、学生自ら学習を行う意欲を刺激するよう、配慮している。
また、演習科目では、各自に課題が与えられ、課題に基づく勉学と発表が要求される。

(3)履修指導

ア　学生に対する履修指導の適切性

英文学科
学生は入学時のオリエンテーション行事以来、履修指導を含め、さまざまな相談事について、自らが所属するグループのグループ主任の指導を受けることができる。英文学科昼間主コースの場合、1・2年次と3・4年次で主として学ぶキャンパスが変わるため、グループ主任も交替するが、夜間主コースでは4年間同じ教員がグループ主任を務める。また、3・4年生は少人数制をとっている「演習」の担当者からもアドバイスを受けることができる。

キリスト教学科
毎年、年度初めに行われる全学年を対象としたオリエンテーション、年2回開催される学科修養会において、必ず履修上の問題に言及し、しかも各自の抱えている当面の問題について、相談に乗る機会を設けている。本学にはグループ主任制度があり、現在は各学期初めに成績表を配布することになっている。この機会を形式的なものに終らせず、履修についても相談できるように工夫する必要がある。教養学部所属のグループ主任との協力も不可欠である。

歴史学科
学生に対する履修指導は、最初に入学時の全学オリエンテーションにおいて行われる。オリエンテーションでは、学科の概要が紹介されるとともに、大学における履修のあり方や高校との違いが説明される。具体的な履修の方法については各科目の担当者から説明されるが、全体的な履修の相談は、学年を3グループに分け、グループごとに決められたグループ主任が担当する。また、少人数による演習科目においては演習科目担当者から日常的な履修指導が行われる。

イ　オフィスアワーの制度化の状況

英文学科
オフィスアワーの制度化はしていない。多くの場合、授業の前後の時間帯を利用しての指導が可能である。また、自分の研究室の前に在室時間を表示したり、独自にオフィスアワーを設定している教員も存在する。

キリスト教学科
学科の教員は、各自一定の時間を相談時間として確保し、学生に公示している。したが

って学生は常に教員と接触する時間を保証されている。ただし少人数教育の場合、むしろ学生と教員の個人的な対話には限界があり、これと同時に、先輩を含めた集団的な対話の機会を増やす必要がある。１、２年次の学生と、３、４年次の学生が異なるキャンパスで学んでいる現状において、これは教養学部と工学部を除く全学部に共通の問題であるが、本学科では年２回開催される修養会がその役割を補っている。

歴史学科

制度化していない。ただし、総合演習の実施曜日はほぼ決められており、各教員ともに総合演習実施の日は研究室にいることが多く、学生もこの日、時間帯に教員に履修上の相談をしている。今後オフィスアワーを制度化する必要があろう。

ウ　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

英文学科

本学では、一般に「留年生」と呼ばれるであろう者について、本学では、２年次から３年次への進級条件を満たさなかった者を「原級止め者」と呼び、４年次の終わりになっても卒業要件を満たさなかった者を「留年者」と呼んでいる。

「原級止め者」に対しては、年度初めの履修登録に際して、必ず教務関係の窓口で指導を受けるように指示している。また、「原級止め」が学生の資質と系選択の不一致から生じている場合もあり得ると考え、「原級止め者」に対しては所属する系の変更を認めている。

「留年者」については特段の履修指導が行われているわけではないが、４年次後期の定期試験をもって卒業要件を満たさなかった者に対しては一定の条件の下に「再試験」の受験を認め、可能な限り「留年者」を出さないように配慮するとともに、留年者がもう１年在学しなければ卒業できないという事態を回避するために、前期終了科目で卒業要件を満たした場合、希望すれば９月末に卒業できる制度を導入している。

また、教育課程の改定によって、原級止め者・留年者が卒業までの単位修得や資格取得の点で著しい不利益を被らないように、卒業までの教育課程を保証している。

なお、「原級止め者」及び「留年者」についてもグループ主任制度が適用されているおり、「留年生」に対する演習指導教員とともに、学生は必要に応じてアドバイスを受けることができ、不足する単位を補充するための履修について特に問題を生じるような状況は生じていない。

キリスト教学科

毎月定期的に開催される学科会議において、留年するおそれのある学生及び留年者の状況について各教員の報告を求め、特に予防の意識を共有するように努めている。各個の問題については主に学科主任が中心となって相談に乗っている。特に２年次から３年次へと進級する際に問題が起きやすく、２年生の学習状況及び生活状況に常に注意を払っている。

今後の課題としては、教養学部所属のグループ主任との連絡をより密にし、情報を共有することが大切である。

歴史学科

現状では、３年次に進級できず、２年次に原級止めになっている留年者は旧史学科の学生で、現歴史学科と教育課程が大幅に違っており、移行措置として史学科の旧カリキュラムと歴史学科の新カリキュラムの両方を同時に開き、留年者にとって不利にならないよう配慮している。留年者への学習支援はグループ主任が対応している。現状では留年者への学習支援不十分であり、今後改善する予定である。

エ　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

アドバイザー制度は導入されていない。

オ　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

英文学科

科目等履修生、聴講生を希望する者に対する面接を４月に学科長が行うことによって、動機と意欲を確認するとともに、当該科目の内容が希望者の意図に適っているものかを判断し、そうでない場合には助言を行っている。また、履修を希望する科目の担当者が学期最初の授業時に当該学生と話し合いを持つ事例も多く見られる。これによって、『大学要覧（シラバス）』などを通じて履修を希望した科目の内容をより詳細に知ることができる。

キリスト教学科

現在は、受け入れる段階で学科長が面談を行っているので、その後の問題もほとんど学科長が中心になって対処している。日常の学習状況については、学科会議で報告されており、教員全体が学習者の状況を把握している。科目等履修生の多くは、「宗教科」教育職員免許状の取得を目指しており、目的意識が極めて明確である。少人数のクラスにおいて彼らは大きな存在感を示している。

歴史学科

科目等履修生については、受け入れの段階で面接を行い、学ぶ意志、目的の確認を行い、その目的に沿って履修上の指導を行っている。また、聴講生については科目担当教員の承認のもとに受講が許可され、履修にあたっての指導は科目担当教員が実施している。科目等履修生、聴講生の学ぶ目的は明瞭で、履修にあたっての問題は特に生じていない。

(4) 教育改善への組織的な取り組み

ア　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

英文学科

学科長、夜間主コース主任、教務委員、学生委員などを中心としながら、学科全体にお

いて学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための方策を検討する姿勢がとられており、その実効性に疑念はない。

キリスト教学科

年に２回開かれる修養会において、毎回、学科の教育目標の周知徹底に努め、それと同時に各自の卒業後の進路について相談に乗る時間を設けている。卒業式前日に開かれる修養会では、４年生による学生生活のまとめと、卒業生による講演などがあり、在学生は多くの刺激を受けている。学生にとっては、最上級生の存在と発言、さらに卒業生による現場からの発言が特に意味を持つことが多く、今後もこの企画を継続発展させて行きたいと考えている。

歴史学科

歴史学科の教育課程では、早期に専門的な学習を開始するために２年次に基礎演習を設けた。基礎演習では、学科全体で自ら学び、その成果を発表する能力を養うことを目的に、演習を実施することを申し合わせている。演習ではそれぞれに課題が与えられ、発表をすることが共通の課題になっている。早期に専門的な内容に取り組むことと、自ら行動して学ぶことが、学生の学修の活性化している。また、共通の教育方法を実践する過程で、教員相互の話し合いの中から教育指導方法の改善が促進されている。

専門的な内容の早期の学修は学生の学ぶ意欲を促進するので、今後も継続するが、その内容については今後改善工夫が必要であり、歴史学科の完成を待って再検討する予定である。

イ　シラバスの作成と活用状況

英文学科

『大学要覧（シラバス）』の項目として、テーマ、講義内容、授業計画、成績評価方法・基準、関連して受講することが望ましい科目、履修上の注意、テキストが立てられており、開講される全科目についてのシラバスが掲載されている。『大学要覧（シラバス）』は学部ごとの分冊になっており、文学部編は総頁数 420 頁、英文学科学生を対象にする授業科目にかかわるシラバス部分は 160 頁を越える。

キリスト教学科

少人数のため、専門教育科目に関しては、次年度の開講科目を決定する際に、あらかじめ学生の開講希望科目を調査し、その上で学科会議において最終決定を行っている。したがって学生は、シラバスを読む前に直接教員及び在学生から開講希望科目の内容について情報を得ており、この状況を前提にして、シラバスの作成と活用状況について評価する必要がある。学科では、年度初めの全体オリエンテーションと修養会においてこのプロセスについて周知徹底を図るとともに、学生との対話の機会を設けている。

歴史学科

シラバスは毎年作成し、学生が履修する上で重要な役割を果たしている。シラバスは科目のテーマ、履修の内容、月別の講義進行、成績評価の方法、参考図書などが記載されており、学生があらかじめ受講の準備をすることが可能となっている。現状ではシラバスの内容に教員間で精粗の違いがあり、今後是正する必要がある。

ウ　学生による授業評価の活用状況

英文学科

本学では、平成８(1996)年度から、すべての学部において、「学生による授業評価」を実施することになった。英文学科でも、専任教員及び非常勤講師の別なく、原則として、授業の最終週ないしその前週に、「学生による授業評価」を実施している。

キリスト教学科

すでに指摘したとおり本学科においては、たとえ無記名方式であれ、現在の「学生による授業評価」は学生の本音を記しているとは考えにくい。教員からみると、それが誰の書いたものか、容易に推察されるからである。したがって本学科の場合、学生一人ひとりが目指している「将来の自己像」を確認するような仕方で、現在の教育環境とのずれを意識しながら、各教員の授業内容を再確認することが大切である。

歴史学科

全学的な申し合わせのもとで、学生による授業評価を定期試験の時に実施している。歴史学科では、演習、実習科目を除くすべての講義科目で学生による授業評価を実施することにしている。授業評価は、質問項目それぞれについて５段階評価が行われ、それぞれの評価のパーセンテージが各教員に手渡される。教員は各質問項目の回答の５段階の比率から、学生が授業をどのように感じているか読み取り、授業改善に役立てている。

授業評価の質問項目に改善の余地があり、また、５段階の評価だけでは必ずしも学生の評価の内容が読み取りにくい。引き続いて授業評価を行って行く中で改善を図りたい。

エ　FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

英文学科

英文学科独自で FD 活動に対する組織的取り組みを行ってはいない。文学部として全学の FD 推進委員会に委員を送っている。

キリスト教学科

学科独自の FD 委員会等は立ち上げていない。本学科の構成員は現在８名であり、全員が学部学科の諸委員を兼ねている現状からみて、新しい委員会方式で検討するよりも、問題を学科会議の内容に取り込み、時間が不足する場合には、臨時学科会議で検討する方が現実的である。

歴史学科

全学的なFD推進委員会に参加しており、その成果をもとにFD活動に取り組んでいる。学科としてのFD活動への取り組みは不十分で、今度の課題である。

オ　FDの継続的実施を図る方途の適切性

英文学科

FDの継続的実施は全学的な意思であり、英文学科も全学のFD推進委員会の方針のもとに積極的に活動を行う姿勢を堅持している。

キリスト教学科

前項に述べたとおり、学科独自のFD委員会は存在しないが、全学のFD推進委員会主催で行われている種々のプログラムに積極的に参加するように勧める必要がある。特に教養教育科目の第1類に配当されている「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」については、全学必修科目でもあり、その教育方法について相互に研鑽することが求められている。これらの科目の場合は、従来行われてきたように、教養学部に責任を負っている3名の教員とキリスト教学科の全教員で構成されている「キリスト教担当者会議」において各自の問題意識を発表し、具体的方策について確認・検討することが望ましい。

歴史学科

学科では、継続的にFD活動に取り組んでいるが、特に継続的実施を図る方途は講じていない。今後の検討課題としたい。

カ　学生満足度調査の導入状況

英文学科

「学生満足度調査」は全学の学生委員会の管轄のもとで行われており、英文学科としての独自の取り組みは存在しない。

キリスト教学科

文学部の基準に従って「学生による授業評価」を導入しているが、少人数教育が実現されている本学科においては、この調査方法だけでは限界があることは、すでに指摘したとおりである。あまりに少ない人数のため、この調査から客観的なデータを得にくいからである。この調査を継続するとともに、全体オリエンテーションや年に2回開催される修養会の機会を有効に利用し、学生の本音を聞き出す努力が求められている。

歴史学科

「学生満足度調査」は全学の学生委員会の管轄のもとで行われており、歴史学科としての独自の取り組みは存在しない。

キ　卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

英文学科

「大学案内」、「学科ガイド」等において卒業生にメッセージを寄せてもらうことは多いが、卒業生に対して、在学時の教育内容・方法を評価させる恒常的な仕組みは導入されていない。

キリスト教学科

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる公式の仕組みは導入していない。しかし原則として卒業式の前日に、４年生が在学期間を振り返り、在学生たちに自らの期待を語るプログラムを組み、教員も全員参加する機会を設けている。その際、すでに卒業した先輩たちも参加できるため、在学生も教員も多くの情報を得ることができるとともに、豊かな交わりの機会となっている。今後も継続したいと考えている。

歴史学科

導入していない。今後の検討課題としたい。

(5)授業形態と授業方法の関係

ア　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

英文学科

専門教育科目の授業は、講義形態のものと講読・演習形態のものとに分かれている。英文学科の特質上、英語運用能力（スキル）の向上を目指す科目も多いがこれらはすべて講読・演習の形態と見なされる。講義が大人数の授業を前提とするのに対し、演習は少人数教育が原則となっている。講読はその中間にある。

平成14(2002)年度からのカリキュラム改定の眼目の一つは、講義科目と講読科目の有機的連携を目指すことにあった。例えば、旧課程科目にあった通年の「イギリス小説」は、新課程科目において、前期の「イギリス小説Ⅰ」と後期の「イギリス小説講読Ⅰ」の継続履修に相当する。これによって、講義によって提示された内容を実際の作品の購読によって検証することが可能になった。こうした科目は、前期・後期を通じての履修が奨励されている。大人数の講義科目と中人数の講読科目との接続は容易ではないが、こうした形態で開講される科目は３年次以降に設定されており、学生がそれぞれの系に所属した後のことになるため、大きな混乱は生じていない。

キリスト教学科

少人数教育のため、専門教育科目の場合、内容的にはすべての授業形式が演習と同じになっている。このため質疑応答が十分可能であり、１コマ90分の形式は妥当である。ところが「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」のような講義形式になると、現在の学生は緊張感を維持することができず、授業時間の長さについて再検討する必要がある。また出欠を確認する必要

のある必修科目においては、無駄な時間を省くためにも、学生証などを利用した出欠確認機器の導入が望まれる。

歴史学科

教育課程は、講義科目、演習科目、実習科目で構成される。一般的な講義課目は、受講者150名前後の講義形式である。演習科目は、導入的な内容の基礎演習は20名前後、専門的な内容の総合演習は10名前後になるよう受講者を調整している。実習科目は実習の内容にもよるが10～20名程度の受講者になるよう調整している。外国語科目中でも会話を内容とする科目は25～30名程度の受講者に調整している。

講義科目、演習科目、実習科目、外国語科目のいずれもおおむね受講者数は適正で教育指導は有効であると考えている。今後は講義科目の運営の仕方を検討する必要があると考える。

イ　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

英文学科

英語コミュニケーション系の「オーラル・プラクティス」は毎回オーディオ・ヴィジュアルセンターを利用して行われるのが通例となっている。

また、英米文学系の授業の中でとりわけ視覚的表象と関係が深い演劇関連の授業などでマルチメディアを活用した授業が行われている。

歴史学科

科目担当教員の判断で導入している。プレゼンテーションソフトのパワーポイントを活用し、映像を利用し、分かりやすい教育方法を実践する例が多い。

今後ますますマルチメディアを活用した講義が増加することが予想されるが、そのための設備が不十分で、不便が生じている。今後の改善が望まれる。

ウ　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

導入していない。

3．国内外における教育研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

英文学科

本学が海外の大学と結ぶ国際交流協定は、学生の交流のみならず、教員の交流をも包含するものとなっている。「大学基礎データ」表11を参照のこと。

キリスト教学科

学生レベルでの国際交流は、国際交流委員会の企画に従っており、学科独自のものは存在しない。しかし教員レベルでは、韓国の延世大学神学部との交流があり、平成15(2003)年6月、学科主催の「キリスト教学科フォーラム」の講師として神学部の除正敏教授を招いた。その際、今後も交流を継続することが確認され、現在まで、紀要への相互投稿という形で交流が続いている。

歴史学科

学科として国際的な交流を図ることを基本方針とし、国際化に対応している。所属教員は研究にあたって国際交流にかかわるテーマを取り上げることが多く、必然的に海外の研究者との研究、教育上の交流が頻繁に行われている。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

英文学科

教育研究交流を実現するにあたって、本学における授業の免除、渡航費などの補助が与えられる。

キリスト教学科

国際レベルでの教育研究交流としては、韓国の延世大学神学部との交流が行われている。しかし専任教員8名の本学科から、毎年相手校の紀要へ投稿することはなかなか難しく、さらに他の大学との国際交流を図ることは現実的に無理である。ここしばらくは、例外を除き、現在の延世大学神学部との相互投稿を維持することにエネルギーを注ぐべきであろう。

歴史学科

歴史学科の教員は、海外での学会、研究集会などに積極的に参加し、研究発表を行うことも多い。また、毎年中国など主としてアジア圏の研究者を招聘し、学科教員と教育研究を共にする。学生から見れば、国際的な研究に触れることができ、教員側では、研究上の相互理解を助け、刺激を受けることができる環境を整えている。

学科教員の国際的な交流は広範に行われているが、学生の国際交流はいまだ不十分であり、その改善が今後の課題である。

ウ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

英文学科

英語を前提とする学問を実践する学科ということもあり、英文学科は本学のどの学科よりも外国人教員を積極的に受け入れている。その割合の高さは、英文学科の専任教員22名中に外国人教員が6名を数えることからも理解できる。

キリスト教学科

本学科の教育には、その創設時から「宣教師」がかかわってきている。その後「宣教師」の定義は少しずつ変化してきたが、本学科では通称「宣教師」枠として１名の外国人専任教員を迎えることを確認している。現在も１名の外国人専任教員がおり、学科の教育・研究に大きな貢献をしている。このシステムは必ずしも公式化されていないが、本学科としては今後も継続発展させたいと考えている。

歴史学科

全学的に外国人客員教授及び外国人客員研究員の受け入れ規程がある。大学院文学研究科でほぼ毎年外国人客員教授を招聘しており、これと重複するため、学科単独で外国人客員教授、研究員を招聘していない。今後その実現を検討したい。

エ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

英文学科

英文学科所属教員の学内の発表誌としては『東北学院大学論集－英語と英文学』（年１回刊行）、『英語英文学研究所紀要』（年１回刊行）、『英学史年報』（年１回刊行）、『オーディオ・ヴィジュアルセンター紀要』（年１回刊行）などがあるが、英文学科教員は、学内誌はもとより国内外において積極的な教育研究活動を実践している。その概要については、別冊の『教育・研究業績』を参照のこと（平成 18［2006］年度から、全学的に「研究業績」が「教育・研究業績」に改められた）。

キリスト教学科

本学科の専任教員は現在８名であるが、年に２回紀要を発行し、全国の関係大学に発送している。８名の教員でこの体制を維持することはかなり難しいが、学科定員が恒常的に満たされていない現状において、学科の存在そのものと、その教育の質の高さを内外に発信するよい機会になると考えている。さらに本学科の教員は多くの書籍出版にかかわっており、これも学科の存在をアピールする機会になっている。

歴史学科

学科全体として教育研究の成果は、年に２回程度発行する歴史学科論集「歴史と文化」で発表するほか、年に２回開催する公開講座等で外部発信をしている。また、学科所属教員は、それぞれが各種学会発表、学術雑誌掲載論文、著書、外部依頼の講演、講座、自治体史の執筆等で研究成果の外部発信を実施している。

現状でもかなりの研究成果を外部発信していると考えるが、今後更なる外部発信ができるよう努力したい。

経済学部

１．教育課程等

(1)学部・学科等の教育課程

ア　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

経済学部は、経済学科と経営学科の２学科で構成されている。両学科にはそれぞれの専門を学ぶための科目が体系的に配置されているが、両学科とも現代社会の理解のための教養教育的科目及び専門を学ぶためのツールとしての語学・情報関連科目が主として１年次に配置され、それらの基礎の上に各人の関心に従って専門科目を体系的に学べるよう工夫されている。また、経済学科では１年次に総合演習の形で、大学での学習のための予備教育の場を設けている。さらに、平成12(2000)年度から両学科で昼夜開講制が導入され、科目履修上の自由度が広がり、学生のライフスタイルに合わせた履修が可能になった。経済学部両学科の教育課程は、リベラル・アーツの伝統に基づいて広い教養と専門性とを身につけることができるよう、有機的・総合的な視点で見直しが行われており、学部の教育理念・目的と十分な整合性を持っていると判断できる。その点で、学校教育法第52条及び大学設置基準第19条の趣旨に照らしてほぼ適正かつ妥当であると判断できる。しかし、語学教育、特に英語コミュニケーション能力の向上のための機会が限定されている点及び教養教育の位置づけが曖昧である点は改善の余地がある。学校教育法第52条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする」とある。現在、経済学部は、経済学科と経営学科の２学科で構成され、それぞれ専門教育と研究に力点を置いているが、教育課程の中に隣接科目として他方の学科の基礎的科目及び法律関連科目を配置するなどして視点を広げると同時に、キリスト教学及び幅広い教養科目を設置し、専門に偏ることのないよう工夫している。

上記のように、基本的には学校教育法の趣旨に沿って、専門的知識の習得と幅広い教養及び豊かな人間性の涵養を目的とした教育のための条件は用意され、目的達成のための努力が行われている。

今後、専門教育・研究の重点は大学院に移行し、大学は「教養大学」としての性格を強めていくと考えられる。経済学部での教育も、専門的素養を身につけるとともに、企業家及び起業家精神を持ち、同時に社会性、人間性豊かな人材の育成を目指す必要がある。そのための教育課程の見直しと教育条件の整備が不可欠である。

イ　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

経済学部の目的・理念を簡潔に表現すれば、幅広い教養及び倫理性と経済・経営につい

ての専門的知識・認識・理解を身につけた職業人の養成と言うことができる。この目的の実現のために、経済学科及び経営学科の教育課程は体系的に編成されている。

経済学科の場合には、１・２年次に教養教育及び外国語科目、保健体育科目とともに、経済学の基礎的科目（コア科目）を配置し、３・４年次では各自の関心に従って選択できるように応用科目を３つの系（①経済理論の展開、②グローバル化と地域社会、③現代社会をつくる）に配列している。

経営学科の場合には１・２年次に経済学科と同様の科目を配置するとともに情報教育を重視し、さらに１・２年の基礎専門科目を含めて４年間で学ぶ４つの「履修コアモデル」を提示している。「①マネジメント中心のコース」、「②マーケティング中心のコース」、「③ファイナンス中心のコース」、「④会計学中心のコース」等がそれである。さらに、いずれの学科においても建学の精神及びキリスト教の精神を学ぶための科目としてキリスト教学を１・３年次に必修科目として置いている。

学部・学科の理念・目的に照らすとき、学部、学科の教育課程は適切に配置されており、学士課程の教育課程として求められる体系性を備えていると考えられる。また、新たな学問的成果を取り入れる努力とともに社会の変化に対応できるよう努力している。

ウ　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

現行の教育課程では、１・２年次に専門基礎科目を配置している。従来よりも学年の早い段階で専門の基礎を学び、専門への興味と動機づけを与え、その後の発展・応用科目の学習との連続性を考慮している。また、倫理性を培う教育については、１・３年次に必修科目として設けられているキリスト教学が重要な役割を果たしていると同時に、新入生向けに設けている総合演習において大学生活への適応を促すとともに、大学で学ぶことの意味の理解、社会性の涵養などにも配慮した指導をしている。

キリスト教学は、大学の建学の精神及びキリスト教の精神を学ぶことを主たる目的としているが、キリスト教の教える普遍的価値、人格の尊厳、隣人愛などは倫理性を培う点で大きな役割を果たしている。また、総合演習あるいは基礎演習は、大学生活の最初の時点で大学への適応を促し、大学人としての自覚を持たせる上で効果的である。さらに、教養教育的科目の中の倫理学、心理学、生活と法といった科目は、倫理性の涵養という点でも重要な位置を占めている。倫理性を培う教育という点で言えば、おそらくキリスト教学を含めた教養教育全体がそうした側面を持っていると考えられる。

エ　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

少子・高齢化、情報化、グローバル化といった社会・経済情勢の著しい変化の中で、経済学及び経営学における理解・認識も少なからず変化しつつある。学校教育法第 52 条のいう「深く専門の学芸を教授する」という大学の目的の実現のためには、学問の体系性の確保と同時に専門教育的授業科目の中に学問研究における新たな知見を絶えず取り入れる努力が必要とされる。平成 12 (2000) 年度から実施されている現行の経済学部の教育課程は、

そうした視点から全面的な改定を行ったものである。学部・学科の理念・目的との整合性及び体系性に配慮し、学校教育法第52条に沿った授業科目の編成が確保されている。しかし、現行の教育課程を常に点検し、改善の可能性についても検討しており、経営学科は平成18(2006)年度から新しいカリキュラムに移行している。

オ　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

経済学部２学科の一般教養的授業科目は、設置科目の一部に違いはあるが、思想、歴史、文化、社会、科学技術といった分野を含む科目から構成されており、特定の分野に偏ることのないよう配慮し、幅広い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性の涵養に役立つよう工夫している。しかし、一般教養的授業科目の趣旨が学生に十分に理解されているかについては疑問が残る。科目の内容・編成も含め、この点での改善が今後の課題である。教養教育の内容の再検討と同時に、多様な機会を捉え、現代における「教養」の意義について学生に理解・認識させる必要がある。

カ　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

学部の中心的理念・目的を幅広い教養と専門性を身につけた職業人の養成とすれば、今日幅広い教養と専門性の両者において外国語能力の育成が重要な課題となる。経済学部では、１・２年次にある程度集中的に英語を中心としてドイツ語、フランス語、中国語を学べるよう科目を配置している。特に英語については、１年次に英語４単位を必修とし、クラス編成においてはグレード制を採用し、能力に見合った授業を展開している。また、それぞれの言語について上級クラスを設け、学生の能力・ニーズに対応できる科目の編成を行っている。

キ　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

経済学部の教育課程は、両学科とも教養教育科目と専門教育科目の２つの科目群から構成されている。卒業所要単位はいずれも124単位であり、そのうち20％を教養教育科目が占めている。また外国書講読及び文献講読を除く外国語科目は、教養教育科目に含まれ、英語４単位が必修となっている。

全学的な教育課程に関する委員会において、全学的に各科目群の構成及び量的配分について検討を加え、キリスト教学を含む教養教育科目を28単位（卒業所要単位の20％）以上とするという合意を得た。経済学部では改めてその割合について検討し、28単位(20％)とした。この単位数の妥当性については多様な評価があり得るが、当面この割合で教育課程を編成することとした。単位の履修については、一定の範囲で他学科開講科目の履修及び仙台圏の他大学との単位互換も認めているので、124単位の中でかなりの選択の幅が確

保されている 。

ク　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

両学科の専門教育のための基礎教育は、各学科が責任を持って運営している。科目の大部分は各学科所属の専任教員が担当し、一部を他学科教員もしくは非常勤に依頼している。教養教育については、教養学部所属の教員が、全学的な教養教育的科目の設定及び担当について責任を持つ体制になっている。むろん、各学科の教養教育的科目の配置及び担当については、学部・学科との合意に基づき実施している。また、学部・学科の一部の教員は、学部間の取り決めにより他学部・他学科の教養教育を担当している。

本学では、工学部を除くすべての学部（文学部、経済学部、法学部、教養学部）の１・２年生は、教養学部の泉キャンパスで授業を受ける体制になっているので、教養学部所属教員が教養教育を担当する現在の体制は合理的である。しかし一方、学部・学科との連携、及び専門教育との関連づけといった点で多少の齟齬が生じている。今後、教育課程の編成及び責任分担という点で一層の意思疎通が求められている。リベラル・アーツとしての学部教育を効果的に進めていく上で、学部・学科における専門教育との一層の連携が必要である。

ケ　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

英語についてはグレード制を取り入れているが、学生数が多いこともあり、入学時の１回のテストで機械的に振り分けているため、学生の能力あるいはニーズに十分に対応することが困難である。また、外国語科目に割り当てられる単位数が限られているため、レベルに応じて段階的に能力を開発していくには十分でない。他学部・他学科で開講されている上級レベルの科目を履修することは認められているが、時間的な制約で実際には困難な場合がある。

国際化、情報化の進展に適切に対応するという観点から言えば、現行の教育課程における外国語科目の編成は、質・量とも十分とは言えない。しかし一方、能力及びニーズに大きな開きのある学生すべてを一定レベルに引き上げることは教育効果という点で疑問が残る。今後の方策としては、特にコミュニケーション能力の向上を求める学生については、教育課程上の外国語科目とは別に、学内でレベルに応じた学習ができる機会を提供する必要がある。

コ　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

本学では「グループ主任制度」が設けられており、１年次から４年次までのグループ主任が決められている。グループ主任は、入学式後のオリエンテーション期間（キャンプも含む）に学生に大学生活のあり方や過ごし方を学生に話をするとともに、面談をして各学

生との交流を深めている。学生は、そのグループ主任に４年間、いつでも相談できるようになっているので、学生生活上の悩みなどについて相談を受けている。また、学生部が毎年実施する長期欠席者調査において、長期欠席者の面談指導も行っている。

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

ア　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

後期中等教育から大学への円滑な移行における学生への教育指導上の配慮については、１年次における総合演習が大学での学修への導入という点で一定の役割を果たしていると考えられるが、それ以外にカリキュラム上の特別の配慮はしていない。社会科学系の学部においては、後期中等教育から大学教育への移行という点で特に深刻な問題が存在するようには思われない。大学での学修に必要なスキル・知識は大学入学後習得することができるようカリキュラムが組まれている。

(5)履修科目の区分

ア　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

現行の教育課程では、基本的には、必修を可能な限り少なくすることを原則として編成した。その結果、経済学科では、卒業要件の 124 単位中必修単位（選択必修を含む）は 16 単位、経営学科では 20 単位となっている。いずれの学科も必修としているのは、キリスト教学（８単位）、英語（４単位）及び専門基礎科目[コア科目]（４もしくは８単位）である。

必修の単位数をどの位の割合にするのが望ましいかに関しては、何らかの客観的基準があるわけではない。経済学部では最も基礎的な科目（コア科目）と考えられるもの以外はすべて選択とした。これは、学生が各人の関心に従って大学での学習のコースを自ら決めることができるようにすることが基本的な趣旨であるが、むろん一方で、科目履修上の指導を行うことが前提である。

(6)授業形態と単位の関係

ア　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

経済学部の授業形態は、スポーツ実技以外は基本的には教室での講義が基本である。また、単位の計算は、スポーツ実技及び語学が通年開講で２単位であることを除けば、他の科目は半期開講科目２単位、通年開講科目４単位である。ただし、３・４年開講の演習は、３・４年連続受講して８単位となる。

現行の教育課程では、教養教育的科目は原則半期２単位、その他の科目は通年４単位となっている。現在のところ、この履修形態で特に混乱や問題は生じていない。また、開講

形態・内容に照らして単位計算も妥当であると思われる。

現在、全面的なセメスター制の導入の可能性についても検討中である。国際化への対応、授業の効率化などの面でセメスター制の必要性が認められるが、演習などでは他の要素も考慮せざるを得ないので、結論に至るまでにもう少し時間が必要である。

(7)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

現在、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単位互換を実施している。前者については、経済学部では上限を60単位とし、帰国後本学の教育課程上の対応する科目に読み替えている。後者については、他大学での修得単位の上限を経済学科28単位、経営学科24単位とし、他大学の開講科目の単位を認定する。また、後者のネットワークで経済学部が提供している科目は、両学科あわせて10科目である。

大学間の距離、時間的制約などのために実際には利用学生の数は限られているが、ネットワーク加盟校はそれぞれ特色ある科目を提供しているので、学生にとっては科目の選択の幅が広がることになるので、将来的には制度の利用者が拡大すると予想される。

イ　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

経済学部では、専修学校及び短期大学からの編入の場合には、選択必修科目を除いて(卒業単位124単位中)58単位を包括認定単位として認めている。また、新入学生に対しては、学部・学科の教育課程に対応する科目がある場合には、大学以外の教育施設での既修得単位を上限60単位まで本学での単位として認定している。また、学生に不利にならないよう編入学生及び新入学生に対し、大学以外の教育施設等での既修得単位を学部で開設されている科目に読み替え、本学での単位として認定している。しかし、類似の科目の場合でも、教育機関によって教育内容に差があることから、特に編入学生の場合には、その後の学習に困難を感じている学生が一部に見受けられる。単位認定の方法については当面変更の予定はないが、単位の認定の際に、本学での履修について個別に指導する必要がある。現在でも指導を行っているが、今後さらに入学後の本学での学修計画について指導を徹底する必要がある。

ウ　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

学則上、卒業所要総単位124単位の中で、他の大学又は短期大学において修得した単位及び外国の大学又は短期大学において修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして取り扱われている。

(8)開設授業科目における専・兼比率等

ア　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

経済学部の場合、全授業科目中、外国語及び専門科目の一部を除き専任教員が担当しており、その割合は、科目数で８割、開講コマ数で９割ほどである。

イ　兼任教員等の教育課程への関与の状況

学部・学科の科目担当のほとんどを専任教員が占めているので、兼任教員の教育課程への関与は実質的には極めてわずかにとどまっている。したがって、授業運営上の問題はほとんどない。今後も、現在の割合を維持したい。

(9)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

経済学部は、平成12(2000)年度より昼夜開講制を導入し、社会人特別入試制度を設けており、生涯学習を目的とする社会人の入学に配慮している。しかし、入学してくる社会人は少数である。社会人に対する配慮として、６・７校時（午後６時より午後９時10分まで）だけの履修によっても４年間で卒業に必要な単位が取得できるように時間割を編成している。

外国人留学生も少数であり、アジアからの留学生がほとんどである。中でも中国からの留学生が多い。留学生に対する配慮としては、第一に、入学時点でのガイダンスを行っている。第二に、10単位までを外国人留学生及び帰国子女の科目についての単位で代えることができるようにしている。「日本事情Ａ」又は「日本事情Ｂ」は教養教育科目第２類の４単位、「日本事情Ｃ」は保健体育科目の「体育講義」の２単位、「日本語Ⅰ」は外国科目第１類の「英語ⅠＡ」の２単位、「日本語Ⅱ」は外国科目第１類の「英語」の２単位に読み替えて配慮をしている。

(10)生涯学習への対応

ア　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

生涯学習への対応として経済学部が実行していることは２つある。１つは、昼夜開講制の導入である。夜間主コースへの入学に関しては、社会人特別入試制度を設けており、生涯学習を目的とする社会人の入学に配慮している。他の１つは、社会人向けに開講している各種講座がある。具体的には、宮城県の支援による「みやぎ県民大学開放講座」、東北産業経済研究所主催による「公開講演会、シンポジウム」、経理研究所主催による「簿記・会計講座」、社会福祉研究所による「オープン・カレッジ」などである。

夜間主コースへの社会人の入学者は年々減少しているが、仙台市周辺ではほかにこうした機会は開かれていないので、社会的に一定の役割を果たしている。各研究所主催による公開講義は、毎回30～80名の社会人受講者があり、また既に25年以上続いている講座もあり、社会的に広く認知され、高い評価を得ている。各種公開講義については、準備等を含めて教員の負担はかなり大きいが、研究に資するところもあり、また地域の大学の社会的役割という点からも、今後も可能な限り継続する予定である。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育上の効果を測定するための方法の適切性

学問の性質上、社会科学分野においては教育上の効果を客観的な基準で測定し、評価することはほとんど不可能であろう。しかし、トータルな意味での大学での教育上の効果ということで言えば、就職にあたっての経済学部の卒業生の進路、あるいは逆の視点から言えば卒業生に対する社会的評価によって、間接的に学部での教育の成果を判断することができる。経営学科の場合には、大学での学習が特定の資格の取得（簿記検定）及び専門職（税理士、公認会計士）への準備につながるという側面もあり、それらの達成度によって教育上の効果をある程度測定することも可能である。

イ　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

経済学部での教育上の効果の測定に関する教員間の認識は、前述した点でほぼ一致していると思われる。現状ではなお不十分であるが、学生の授業への出席率の改善、授業方法・形式の改善に向けた一層の努力とその必要性についての共通の理解を一層押し進める必要がある。

ウ　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

社会科学の場合、学習の目的は知識の獲得よりも、広い意味での教養としての「ものの見方・考え方」を学ぶことであると言える。あるいは、さらに広く人格の陶冶と言い換えることができるであろう。おそらく、採用にあたって企業が求めているものは基本的には「人格」そのものと言えるであろう。経済学部の場合には学生数がかなり多いこともあり困難な面もあるが、そうした目的に資する１つの効果的方法は、対話・討論形式の授業を可能な限り取り入れることであり、「総合演習Ⅰ、Ⅱ」、「基礎演習」、「演習」（３・４年次）でそれを実施している。

エ　卒業生の進路状況

経済学部の２学科は、卒業後進学を希望する学生はわずかであり、大部分は就職希望である。就職先（業種）は多方面にわたっており、就職率はここ数年90％前後で推移している。就職先を地域別に見ると、約半数が東北地方であるが、関東地方への就職の割合は男子よりも女子の方が高い。また、近年公務員志望の学生が増加しているが、合格者は少ないのが現状である。近年見られるもう１つの傾向は、卒業生に占める就職希望者の割合の減少である。この中には自営業も含まれるが、初めからフリーターを選択する学生がかなりの数に上っていると見られる。

近年の経済状況を考慮すれば、就職率としては妥当な水準を維持していると言えるが、学生の希望と実際の就職先との間にはかなりのギャップがあるように思われる。地域的にも、少子化を反映して地元への就職を希望する学生が増えているが、結果としては関東・関西圏に就職先を求めざるを得ない状況である。また、公務員の希望者も増えているが、求人数も落ち込んでいるので厳しい状況が続いている。

オ　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況

本学は、就職指導という点は伝統的に大変充実している。また、多数の卒業生を輩出していることから就職については有利な面もあるが、一方で公募制を採用する企業が増えていることから学生間の競争は激しくなっている。今後は、就職にかかわる指導の充実とともに、グローバルな時代に対応できる人材の育成（つまり、トータルな意味での人格の陶冶）に一層努力をする必要がある。

(2)厳格な成績評価の仕組み

ア　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

経済学部２学科では、１年 48 単位、２年 48 単位、３年 48 単位と履修科目登録に上限を設けている（４年は制限なし）。ただし、経営学科の場合には総合講座Ⅱを含まない。

両学科の卒業所要単位は 124 単位であり、上記の単位制限はかなり余裕を持たせてあるので妥当な単位数であると考えている。また。現在のところ特に問題点は指摘されていない。

イ　成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価の方法及び成績評価基準は、基本的には各教員の判断に委ねられている。具体的には、各学科のシラバスに科目ごとに明示されている。演習、外国書講読・文献講読などの少人数クラスでは、出席、発表、レポートなどが重視さているが、大教室での講義の場合には、ほとんど前・後期の期末試験で評価している。

ウ　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

授業形態によって多様な評価方法が用いられている。授業条件及び教員によって多様な方法・基準が用いられていることは、基本的には望ましいと言える。しかし、複数の教員が同一の科目を担当する場合には（語学、総合演習など）、共通の方法・基準の適用が望ましい。例えば、経済学科の総合演習Ⅰは必修科目ということもあり、授業内容・方法・評価基準について事前の話し合いのもとに実施している。

現段階では具体的な方策を検討してはいないが、成績評価方法・基準については、学生に対し可能な限り明示し、公正な評価の実現に向けた努力が必要である。

エ　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

経済学部両学科では、原級止及び留年の制度を設けている。前者は、３年に進級する時点で52単位を修得していない場合には３年次への進級を認めない制度であり、後者は、卒業所要単位数124単位を満たしていない場合には卒業を認めない制度である。在籍者数に占める原級止者の割合は昼間主コースで10％を超えているが、留年者の割合は、ほぼ５％前後である。ただし、両学科とも、夜間主コースの学生の原級止者の割合は、20％を超えている。

オ　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

ここ数年原級止者及及び留年者の大きな変化は見られない。原級止者及び留年者のかなりの学生は、大学での勉学についていけないというよりは、アルバイトもしくは部活動に夢中になり勉学を放棄しているケースである。本学では、こうした学生に対し、学生課及び教務課の窓口で個別に指導すると同時にグループ主任が助言等を行っている。

原級止及び留年の制度は、各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保において一定の役割を果たしていることは間違いないが、事前に相談の機会を設けるなど今後さらにきめ細かい指導が必要である。

(3)履修指導

ア　学生に対する履修指導の適切性

新入生への履修指導については、入学時のオリエンテーションにおいて、学務部の説明に続いてグループ主任が個別の相談を受け付けている。本学のオリエンテーションは、一泊のキャンプを含んでいるので、グループ単位でかなり具体的かつ詳細な指導が可能である。２年次以降については、新年度の成績発表時にシラバス及び登録のための書類を配付すると同時に、グループ主任が指導にあたっている。特に、成績不良学生については、当該学年での履修指導を含めて注意を促している。また、この段階でも教務課の窓口で常時相談を受け付けている。履修指導の仕組みとしては、かなり有効に機能していると考えられる。今後も現行の仕組みを維持する一方、よりきめ細かい指導ができるよう絶えず点検する必要がある。

イ　オフィスアワーの制度化の状況

経済学部では、現在オフィスアワーを制度化していない。学生は、質問・相談などがあるときは、直接研究室を訪問することになるが、教員が留守の場合も多々あるように見受けられる。決められた時間に教員が研究室にいないことは、学生にとって確かに不便な面もある。しかし教員は、授業の前後にはほぼ間違いなく研究室にいると思われるので、実際にはあまり問題はないように思われる。おそらく、オフィスアワーを設けても、大部分の教員は授業の前後をその時間に割り当てると考えられるので、実質的にはほとんど変わりはないであろう。オフィスアワーの制度化は確かに１つの方法ではあるが、本学の現状を考えるとき、教育・研究条件の一層の整備を図ることによって、日常的に教員と学生がキャンパスでの時間を共有できる条件を整える必要がある。

ウ　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

現在は、学生自身がグループ主任もしくは教務課の窓口に相談に訪れない限りは、留年者について個別に特別の配慮はしていないが、新年度の科目登録の際、登録の仕方などについて指導することはある。留年者といっても理由はさまざまであるので、大学側から具体的な対応を提示することは難しい。

エ　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

グループ主任制度や多様な相談窓口を設け、問題を抱えている学生が相談しやすい環境を整えている。また、経済学科では１年次の約 20 名の学生を対象とした総合演習が大学生活の入門的な役割を果たしている。

オ　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

経済学部では聴講生が履修できる科目を全科目開放している。ただし、演習科目については担当教員の了承が必要である。

(4) 教育改善への組織的な取り組み

ア　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

学生の学修の活性化の方策として考えられるのは、図書館を中心とした学習環境の整備と動機づけであろう。前者については、一応の条件は整っている。後者に関しては１つには授業の方法・内容の工夫・改善が求められるが、最も効果的な方法は、演習を利用することであろう。経済学部の場合、１・２年次において総合演習あるいは基礎演習が配置され、さらに３・４年次には演習が設けられているので、共通の関心を持つ少人数のグルー

プによる学修の機会が各年次に与えられている。こうした機会に経済問題への関心を喚起することができれば、その後は学生の自発的学習に期待することができる。

教員の側の教育指導方法の改善を促進するための方法の１つとして、経済学部では、学生による授業評価を数年前から取り入れている。この評価結果は現状では公開せず、各教員が自らの授業改善の資料として利用している。しかし、現在の仕組みでは、教員の教育指導方法の改善は専ら教員の自主的努力に任されているので、学生による授業評価が教育指導の改善にどのように生かされたのかは評価できない。

イ　シラバスの作成と活用状況

現在、学部別のシラバスが作られ、全学生に配付されている。シラバスの記載内容は基本的には統一されており、授業内容、授業計画、教科書、参考書、成績評価の方法などが共通の項目である。一人当たりのスペースは、A4 版の冊子の半ページ分である。

形式が統一されているので参照しやすく、全体の分量の制約を考えると妥当な内容であると言える。問題は、シラバスの記載内容と実際の授業内容との対応ということになるが、一部の授業でその点での食い違いが指摘されている。完全な一致を求めることはむしろ問題があるように思われるが、変更する場合には、事前に受講生に周知する必要があることは言うまでもない。

シラバスに記載される内容は限られているので、新年度の授業開始にあたって、（内容の変更も含めて）受講生により詳細な授業計画、参考文献等を提示する必要がある。本学では、新年度最初の授業は仮授業としているので、学生はシラバス及び授業での説明をもとに受講を決定することができる。

ウ　学生による授業評価の活用状況

本学では、全学的に学生による授業評価を導入しているが、学部間の事情の相違を考慮して、実施方法、設問項目、実施後の取り扱いについては学部ごとに独自の方法の採用を認めている。経済学部では、同一科目については２年もしくは３年ごとに実施することにし、共通の設問項目に各自が特別の項目を加えることを認めている。また、実施後の取り扱いについては、集計結果をアンケート用紙とともに各教員に返却し、その後教員が特に必要と認めた場合には、結果についての各自の所感及び学生からの大学・学部に対する要望事項などを学部長に報告することになっている。

学生による授業評価については、評価結果は各教員が自らの授業改善の判断材料として利用するとの学部での合意によって実施されているので、その限りでは一定の役割を果たしていると判断される。しかし、結果が一切公表されないため、自分の授業に対する評価の相対的判定ができない。また、アンケートの実施方法及び設問項目の妥当性についてなお問題点が指摘されている。しかし、授業改善のための１つの方法として、また学生の要望などを直接知ることができるという点で今後も実施する価値はあると思われる。ただし、実施方法、設問内容について絶えず検討を加え、マンネリに陥らないよう注意する必要がある。

エ　FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

経済学部では、現在のところ全学的組織である FD 推進委員会が実施する講演会の案内及び若干の資料を配付している程度で、独自の取り組みは行っていない。

オ　FDの継続的実施を図る方途の適切性

FD活動に対する取り組みについては、全学的になお検討の段階にあるので、そこでの結論をまって経済学部としての対応を考える予定であるが、当面具体的な事例の紹介などを通しての啓蒙活動を続けたい。

(5)授業形態と授業方法の関係

ア　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

経済学部の授業の形態は、大きく３つに分けることができるであろう。第１は、大教室での講義であり、この場合にはほとんど教員からの一方的な授業となる。第２は、比較的少人数による実習を伴う授業である。これには、語学、情報関連科目、簿記・会計学関連科目が含まれる。第３は、総合演習、基礎演習を含む演習関連の科目であり、これらでは、学生参加型の授業方法が一般的であり、対話・討論が重視される。

今日でも経済学部の授業は大教室での講義が中心であるが、一方で可能な限り少人数のクラスを編成し、対話・討論を授業に取り入れる工夫をしており、学生の学修意欲を喚起する上で有効に作用している。今後可能な限り大人数のクラス編成を減らす工夫をし、また講義形式の授業においても対話的要素を取り入れるなどの努力が必要である。

イ　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

語学、情報関連科目、簿記・会計学などでは従来からパソコン・AV機器を利用した授業が行われていたが、最近では、インターネットを利用してデータを集め、それを授業での資料として利用するとともに、さらに取り込んだデータを加工、分析するといった授業も展開されている。また、一部ではあるが、ホームページでの授業内容の公開、メールによる課題の提出、質問・返答を取り入れている教員もいる。

平成 13(2001)年度入学生から経営学科の学生にノートパソコンを持たせることになったので、今後一層マルチメディアを活用した授業形態が増えると予想される。しかし、本学では、マルチメディアを授業、教育において十分に活用できる環境の整備が遅れている。この面では今後整備が進められる予定であるが、そうした整備が進むとともに大学・学部教育全体の中でマルチメディアをどのようにより効果的に利用していくかが、あらためて問われることになると思われる。また、マルチメディアの利用が拡大するにつれて、セキュリティの問題を含めて大学全体での今後の方針を明確にする必要性が出てくる。マルチ

メディア関連の情報技術の変化があまりにも急激であることにもよるが、これまでのところ、こうした点について全学的に十分な検討がなされていないので、まず大学全体としての方針とそれについての合意の形成が求められている。

3．国内外における教育研究交流

ウ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

経済学部では、教員の新規採用については公募制をとっているので、外国人の応募も若干見受けられる。むろん教員の公募に際しては、国籍や性別等によって制約を設けてはいない。現在外国人教員は1名である。今後とも採用人事については公募制を継続していくので、外国人が積極的に応募されることを望んでいる。

エ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

経済学部教員が教育研究の成果を発表する機会としては、学術研究会の発行する年3回の『東北学院大学経済学論集』、東北産業研究所、経理研究所が年1回発行し、社会福祉研究所が隔年に発行するそれぞれの『紀要』がある。また、ホームページ上の教員紹介では、教員の教育研究内容について公開している。

法学部

1．教育課程等

(1)学部・学科等の教育課程

ア　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

本学部の教育課程は、大学設置基準第19条1項の「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」という規定に従い、授業科目を「教養教育科目」(第一類～第三類)、「外国語科目」(第一類～第四類)、「保健体育科目」、「外国人留学生科目(第一類～第二類)」、「専門教育科目」(導入科目及び第一類～第九類)、「教育職員免許状の教科に関する科目」の6つに分け、体系的に編成している。以下では「外国人留学生科目」と「教育職員免許状の教科に関する科目」以外の4つを取り上げる。

まず、「教養教育科目」の意義を本学部の理念・目的との関連でみる。上述のように、本学部の理念・目的は、「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」であり、それを実現するため、①「人生を主体的に生きる力」、②「法についての正しい知識と思考」、③「法を広い視野からとらえる教養」、④「人間の尊厳への深い理解」、⑤「隣人(他者・社会)

に奉仕する精神」の５つの教育目標を立てている。その際、教養教育科目は、第一に、「人間の尊厳への深い理解」（教育目標④）と「隣人（他者・社会）に奉仕する精神」（教育目標⑤）の涵養を通じて「人間の尊厳に奉仕する」精神を身につけること、第二に、「法的知識と法的思考を生か」すために必要な「法を広い視野からとらえる教養」（上記教育目標③）を身につけることを目指している。前者については、第一類の「キリスト教学Ⅰ」（１年・４単位）と「キリスト教学Ⅱ」（３年・４単位）が重要な授業科目であり、必修としている。また、「教養教育科目」第二類にも人間の尊厳にかかわる現代的問題を扱う「ジェンダー論」や「現代の倫理」といった授業科目がある。また、「教養教育科目」は、学校教育法第 52 条との関連でいえば、「広く知識を授け」、「知的、道徳的及び応用能力を展開」させるためのものであり、大学設置基準第 19 条２項との関連でいえば、「幅広く深い教養」及び「総合的判断力」の育成、「豊かな人間性」の涵養を目指すものである。

次に「外国語科目」についてみると、「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」という本学部の理念・目的との関連は直接的なものではないが、外国語とその背景にある文化を知ることは、法的知識や法的思考を学ぶ上でも、人間の尊厳を理解する上でも、極めて有益であると考える。また、「外国語科目」は、学校教育法第 52 条との関連でいえば、「広く知識を授け」るためのものであり、大学設置基準第 19 条２項との関連でいえば、「幅広く深い教養」及び「総合的判断力」の育成をめざすものである。

次に「保健体育科目」については、これも本学部の理念・目的と直接関連するものではないが、理念・目的を達成する基礎となる「人生を主体的に生きる力」（教育目標①）を養い、「人間の尊厳への深い理解」（教育目標④）を得ることに資すると考えている。また、「保健体育科目」は、学校教育法第 52 条との関連でいえば、「広く知識を授け」るためのものであり、大学設置基準第 19 条２項との関連でいえば、「幅広く深い教養」及び「総合的判断力」の育成、「豊かな人間性」の涵養を目指すものである。

最後に「専門教育科目」については、いうまでもなく、本学部の理念・目的のうち「法的知識と法的思考」を生かすための前提となる「法についての正しい知識と思考」（教育目標②）を修得すること、同時に「法を広い視野からとらえる教養」（教育目標③）を得ることをめざす。また、「専門教育科目」は、学校教育法第 52 条との関連でいえば、「深く専門の学芸を教授研究」し、そのことを通じて「知的、道徳的及び応用能力を展開」させるためのものであり、大学設置基準第 19 条２項との関連でいえば、「専攻に係る専門の学芸」の教授、そして「総合的判断力」の育成を目指すものである。

イ　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

上記のように、本学部の理念・目的は「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」であり、それを実現するため、①「人生を主体的に生きる力」、②「法についての正しい知識と思考」、③「法を広い視野からとらえる教養」、④「人間の尊厳への深い理解」、⑤「隣人（他者・社会）に奉仕する精神」の５つの教育目標を立てている。それぞれの教育目標との対応関係においては、本学部の学士課程としてのカリキュラムは、次のような体系性をもっている。

教育目標①「人生を主体的に生きる力」は、学士課程において最も基本的な教育目標である。そのためには、主体的に生きることの意義、主体的「学び」の意義、大学生活の意義を強く意識づける教育が、入学後の早い段階で必要である。本学部においては、その中心的授業科目が「教養教育科目」第三類の中の「大学生活入門」（１年前期・２単位）であり、履修指導により、原則としてすべての新入生が履修する。さらに、この授業科目を踏まえ、１年次後期には、「専門教育科目」導入科目の「法的思考入門」や第七類の「基礎演習Ⅰ」において、主体的「学び」の態度、批判的思考力が訓練される。さらに、２年次には「教養教育科目」第三類に「資格試験入門」が置かれ、主体的な進路選択のための意識づけと情報提供を行っている。これらの授業科目は、すべて法学部の専任教員が担当している。

教育目標②「法についての正しい知識と思考」は、１年次から４年次までを通じて行われる専門教育の教育目標である。その際、本学部としては、次の３点を特に重視している。第一に、さまざまな専門分野の授業科目によって得られる細分化された知識を総合化できるための「枠組み」を早くから持つようにすること。そのために、専門教育の導入科目として１年次に３つの授業科目「実定法概論」「法過程入門」「法的思考入門」を置き、２つ以上の履修が卒業要件としている。第二に、自分の進路、知的関心に応じて選択的履修ができるようにすること。そのため、６つのコース（法曹養成、法律専門職、企業法務、国際法務、政策・行政、総合法務）を置き、いずれかのコースの卒業要件を選択して卒業する。第三に、知識・思考力を実際の問題解決に応用できる能力を高めること。そのため、１年次から４年次までの各学年に演習科目を開設し、具体的問題に関する少人数・双方向の授業を行っている。

教育目標③「法を広い視野からとらえる教養」は、教育目標②と対になす重要な目標であり、そのための授業科目が１年次から４年次まで間断なく開設される必要があると考えている。なぜなら「法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳に奉仕する」という理念・目的にとって、「法的問題解決の相対化」する広い視野の獲得は不可欠だからである。上記導入科目の３授業科目には、この観点からも重要な役割が与えられている。また、教養教育科目第二類におかれた授業科目群は、この教育目標を強く意識したものである。さらには、専門教育科目第四類（基礎法学に関連する授業科目）や第六類（政治行政に関する授業科目）も、この教育目標に貢献することが期待されている。

④「人間の尊厳への深い理解」と⑤「隣人（他者・社会）に奉仕する精神」は、キリスト教に基づく本学及び本学部の教育理念・目的を特徴づけるものである。教養教育科目第一類におかれる必修の「キリスト教学Ⅰ」（１年・４単位）と「キリスト教学Ⅱ」（３年・４単位）は、まさにキリスト教に基づく「人間の尊厳への深い理解」と「隣人に奉仕する精神」の覚醒のための授業科目である。また、日々の大学礼拝においても繰り返し取り上げられるテーマである。これ以外にも、「教養教育科目」第二類には人間の尊厳にかかわる現代的問題を扱う「ジェンダー論」や「現代の倫理」といった授業科目が置かれており、さらには、専門教育科目第四類の「法哲学」（３年・４単位）においては、主要テーマとして生命倫理が取り扱われる。

また、５つの教育目標に直接関係しないものの、学士課程のカリキュラムの構成要素となるものもある。それは、外国語を含むコミュニケーション能力、情報リテラシーなど社

会の変化に対応するための基礎的な知識・技能の獲得である。教養教育科目第三類や外国語科目の授業科目の主要な目的はそこにある。

ウ　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学部の教育課程では、授業科目は「教養教育科目」（第一類～第三類）、「外国語科目」（第一類～第四類）、「保健体育科目」、「専門教育科目」（導入科目及び第一類～第九類）の４つに分けられている。

このうち教養教育科目、外国語科目、保健体育科目の授業科目、専門教育科目のうちの導入科目と第七類の一部が基礎教育に属する。

基礎教育は３つに分けて考えることができる。第一は、学部の専門教育とほとんど関係しないものの、大学教育として不可欠と考えられる教育であり、本学部の場合、外国語科目、保健体育科目、及び教養教育科目第三類の一部がこれに当たる。第二は、学部の専門教育と深くもしくはある程度関連し、専門教育だけでは得られない幅と深みをもたらす教育である。教養教育科目第一類・第二類及び第三類の一部がこれにあたる。第三は、専門教育の前提となる教育で、専門教育科目の導入科目と第七類の一部（「基礎演習Ⅰ」及び「基礎演習Ⅱ」）がこれにあたる。

次に倫理性を培う教育は、基本的には教養教育科目の中で行われる。なかでも教養教育科目第一類「キリスト教学Ⅰ」（１年通年・４単位）と「キリスト教学Ⅱ」（３年通年・４単位）がその中であり、どちらも必修である。これを通じて、学生は、キリスト教に基づいた「人間の尊厳」への理解を深め、キリスト教倫理（隣人愛）の本質について学ぶ。ほかにも、教養教育科目の中には、倫理性を培うことを目指した授業科目がある。「現代の倫理」と「ジェンダー論」（ともに１年・２単位）がそれである。ともに、現代社会における倫理的諸問題を扱っている。また、専門教育科目のなかでは「法哲学」（３年・４単位）が生命倫理を中心とする、現代の倫理的問題を扱っている。これらの授業科目はいずれも選択科目である。

エ　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

本学部の専門教育的授業科目は、専門教育科目（導入科目、第一類～第八類）として編成されている。これらの授業科目を通じて、本学部の教育理念・目的である「法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳に奉仕する」ために必要な、「法についての正しい知識と思考」（教育目標②）、「法を広い視野からとらえる教養」（教育目標③）を教育する。また、専門教育科目は、学校教育法第 52 条にいう「深く専門の学芸を教授」するためのものである。

導入科目は専門教育への導入のための３授業科目からなる。いかなる履修コースを選択するにせよ、選択の前提となる必要不可欠な知識、理解の枠組みを与えるための授業科目である。そのため、３授業科目のうち２つ（４単位）が選択必修である。

第一類～第六類及び第八類は、講義科目を学問の専門分野ごとにまとめた区別であり、

学問の体系性に対応している。具体的には、第一類は憲法、行政法を中心とした公法分野、第二類は民法、商法、民事訴訟法を中心とした私法分野、第三類は刑法、刑事訴訟法を中心とした刑事法分野、第四類は法哲学、法制史など基礎法分野、第五類は国際法、国際私法など国際法分野、第六類は政治学、行政学、政治思想など政治・行政学分野、そして第八類は経済学、経営学など経済・経営学分野とその他の分野となっている。

第七類は演習（及び外国書講読）の授業科目であり、授業形式による分類である。演習は「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「演習一部」「演習二部」として１年次から４年次まで各学年に置かれている。前二者は、大学での学びや専門教育への導入を目指すものであり、後二者は、講義を通じて得た専門的知識をより広い視野から、より深く探求し、現実に応用する能力を育てるためのものである。各演習とも 20 名程度のクラスが開設されており、各クラスは原則 20 名以内の参加者で編成される。倫理・道徳と密接に関連する法的問題を少人数で議論し合うことで、これらの授業科目（特に演習一部及び演習二部）は、学校教育法第 52 条にいう「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ためのものでもある。

このように、本学部の専門教育的授業科目の編成は、本学部の理念・目的を達成するのに適合したものであり、さらに、法学の学問的体系性を踏まえたものであり、学校教育法第 52 条にいう大学の目的にも適合している。

オ　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

一般教育的授業科目は、本学部においては教養教育科目にあたる。前述のように、本学部の教養教育科目は第一類～第三類に分かれる。第一類は「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」からなる。両授業科目は、本学の教育理念であるキリスト教に基づく「人間の尊厳」や「人格の完成」についての深い理解を得る授業科目であり、まさに「豊かな人間性を涵養」するためのものである。両授業科目とも必修（８単位）である。第二類には法学部の専門教育と比較的関連が深い学問分野に関連する 15 授業科目が置かれ、選択履修（８～16 単位）する。ここでは、「法を広い視野からとらえる教養」（教育目標③）を身につけることを目指している。それは、換言すれば、法的紛争解決についての「総合的な判断力」を培うためのものである。第三類には法学との関連は薄いものの、さらに「幅広く深い」教養を培うための授業科目、コンピュータ・リタラシーの向上、大学における主体的な学び、進路選択のための意識・知識・技能の修得に関する９授業科目が置かれ、選択履修（４～12 単位）する。

このように、本学部の一般教育的授業科目の編成においては、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために適切な配慮がなされている。

カ　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学部の外国語科目は、「外国語科目」（第一類～第四類）と「専門教育科目」第七類の中の外国書購読から編成されている。

「外国語科目」第一類と第三類は英語の授業科目からなり、第一類「英語Ⅱ」（２年・２単位）が必修、第二類「英語Ⅰ」（１年・２単位）は選択である。第二類はドイツ語、フランス語、中国語の初級授業であり、３つから１つが選択必修である。第四類はドイツ、フランス語、中国語の発展授業と韓国･朝鮮語の初級授業からなり、選択である。また、「専門教育科目」第七類には英語、ドイツ語、フランス語について「外国書購読」が置かれており、選択科目（国際法務コースは選択必修）となっている。

この科目編成において、学部の理念・目的を実現するために配慮していることが２つある。第一に、「法についての正しい知識と思考」（教育目標②）や「法を広い視野からとらえる教養」（教育目標③）という点で、日本法に強い影響を与えているドイツ、フランス、英米の言語を中心としている。第二に、同様の理由から、「外国語科目」第一類「英語Ⅱ（読解）」や第四類「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」では、専門教育を担当教員が専門的な文献を読むためのクラスを設けている。

それに対して、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を意識した措置も２つある。第一に、英語の授業において実用的言語運用能力を重視したクラスを多くしていること。具体的には、「英語Ⅱ」の 10 クラスのうち、５クラスは「会話」クラス、３クラスは TOEFL や TOEIC などの技能検定に対応したクラスとし、LL 教室、CAI 教室の設備を生かした教育を行っている。第二に、中国語、韓国・朝鮮語といったアジア諸国の言語を学ぶ機会を設けていることである。

このように、本学部の外国語科目の編成は、学部の理念・目的の実現に十分配慮されたものであり、かつ、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための適切な措置が講じられている。

キ　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

まず、開設授業科目数でみると、「専門教育科目」が 74（234 単位）、「教養教育科目」が 26（56 単位）、「外国語科目」が 14（28 単位）、「保健体育科目」が２（４単位）である。授業科目数の割合では、専門教育的授業科目が 64％、その以外の授業科目が 36％となる。また、「専門教育科目」のうちの導入科目の３授業科目、第七類の「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」は一般教育的授業科目としての性格を持っており、これらを一般教育的授業科目に入れると、専門教育的授業科目が 60％、それ以外の授業科目が 40％となる。いずれにせよ、開設授業科目の量的配分としては適切、妥当であると考えている。

次に卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教育的授業科目・外国語科目等の所要単位数をみる。卒業所要総単位 128 単位の中に占める「専門教育科目」の所要単位数は 88 単位（69％）、「教養教育科目」の単位数は 28～36 単位（22～28％）、「外国語科目」の単位数は４～12 単位（３～９％）である。また、上述のように「専門教育科目」の導入科目、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」を一般教育的授業科目に含めると、専門教育的授業科目の単位は 80 単位（63％）となる。この所要単位数の量的配分も適切、妥当である。

ク　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

基礎教育と教養教育の実施・運営ついては、全学的組織である「拡大教務委員会」が責任を持つのが原則である。特に、複数の学部に共通する授業科目については、実質的にも同委員会の責任で実施・運営される。しかし、基礎教育や教養教育の中には各学部が独自に開設する授業科目もある。これらについては、拡大教務委員会への報告義務はあるものの、実質的には学部の責任のもとに実施・運営されている。本学部では、外国語科目の一部と教養教育科目の中の「大学生活入門」、「資格試験入門」がそれにあたる。

このように、本学部の基礎教育と教養教育の実施･運営のための責任体制はすでに確立しており、実践上も問題なく実施・運営されている。

ケ　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

まず、「グローバル化時代に対応させた教育」のための授業科目としては、教養教育科目第二類に「文化人類学」と「現代アジア論」を置いている。ともに選択科目である。

次に、「倫理性を培う教育」については、すでに何度か言及しているように、「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」を教養教育科目第一類に置き、必修としている。また、教養教育第二類には「現代の倫理」、「ジェンダー論」があり、選択科目となっている。

「コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育」のうち、日本語コミュニケーション能力（書く・聞く・話す）については、教養教育科目第三類「大学生活入門」が基礎的役割を果たしているが、実際的訓練は専門教育科目第七類「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」で行われている。外国語コミュニケーション能力の涵養については、すべて「外国語科目」の中で行われている。

コ　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の中核となっているのは「保健体育科目」である。その授業科目としては、「体育講義」（２単位）と「スポーツ実技」（２単位）が置かれている。現在、「体育講義」の授業は３つ開かれており、そのうちの１つはスポーツ科学に関するものであるが、残りの２つは、まさに「学生の心身の健康の保持・増進のための教育」のためのものである。他方、「スポーツ実技」では、弓道、ゴルフ、サッカー、スキー、ソフトボール、卓球、テニス、バスケットボール、バドミントンのほか、ボールゲーム全般、フィットネス、軽スポーツと学生の多様性に合わせた授業を開設している。

このように、本学部は、教育課程において、学生の心身の健康の保持・増進のために十分な配慮をしている。

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

ア　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育として、本学部は、３つのタイプの導入教育を実施している。

第一は、教養教育科目第三類の「大学生活入門」（１年前期・２単位）である。ここでは、学生が早く一人前の大学生になるために、高校生活と大学生活との違いを意識させ、大学生活に必要な制度・施設・道具について基本的知識を与え、ノート取り・レポート作成・ゼミ発表などについての技能を訓練する。この授業科目は選択科目であるが、履修指導により１年生の90％以上が履修している。

第二には、法についてほとんど何も知らない新入生に向けて、専門教育への導入科目として置かれた３つの授業科目「実定法概論」、「法過程入門」、「法的思考入門」である。これによって、新入生は、実定法の体系、法的紛争解決の体系、法的思考の特徴について、その概略を知ることができる。実際、新入生にとっては、これら導入科目があることで、１年から始まる専門教育に関する授業科目の履修へ円滑に移行できている。３つの授業科目のうち２つが選択必修である。

第三には、上記２タイプの授業科目を基礎に、そこで学んだことをより実際的に修得する「基礎演習Ⅰ」（１年後期・２単位）「基礎演習Ⅱ」（２年前期・２単位）である。少人数による演習を通じて、学生は、円滑に大学における「学び」と学問的専門領域へ導かれる。この授業科目は選択科目であるが、毎年85％以上の学生が履修している。

(5)履修科目の区分

ア　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

本学部のカリキュラム編成において、狭義の必修は教養教育科目の「キリスト教学Ⅰ」（１年・４単位）と「キリスト教学Ⅱ」（３年・４単位）だけである。また、外国語科目第一類の英語Ⅱ（２単位）については、「英語Ⅱ(読解)」、「英語Ⅱ(会話)」、「英語Ⅱ(実用)」の中からの１選択であり、実質的には必修である。これを含めて必修は10単位である。したがって、卒業所要総単位数の中の必修単位の割合は８％である。特に、専門教育科目に必修がないことは、本学部のカリキュラムの大きな特徴である。

この点について、本学部は、必修を増やすことは、学生・教員双方にとって必ずしも良いことではないと考えている。なぜなら、必修の授業科目においては、教員は厳格な成績評価ができにくくなり、それを見越した学生には高い教育効果が期待できないからである。むしろ、選択の幅をあまり広くしない形で選択履修させる方が、教育効果は高い。こうした考え方から、本学部では、必修をできるだけ少なくし、選択必修を中心とするカリキュラムを採用している。その意味で、本学部のカリキュラム編成における、必修・選択の量的配分は適切である。

(6)授業形態と単位の関係

ア　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計

算方法の妥当性

授業科目のうち講義及び演習については、1回2時間相当（90分）の授業を15回受け、試験に合格すれば2単位を与えている。当然ながら、授業回数が30回であれば4単位である。この場合、授業外での予習・復習を4時間として計算している。

外国語科目の授業科目及び専門教育科目中の「法曹養成実習」については、1回2時間相当（90分）の授業時間に対する授業外での予習・復習を1時間として計算し、15回の授業を受け、試験に合格すれば1単位を与えている。授業回数が30回であれば2単位である。

保健体育科目の中の「スポーツ実技」については、1回2時間相当（90分）の授業時間に対する授業外での予習・復習を0時間として計算し、30回の授業を受け、試験に合格すれば2単位を与えている。

以上の単位認定方法は大学設置基準第21条に準拠しており、いずれも妥当であると言える。

(7)単位互換、単位認定等

ウ　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

入学前に既修得単位がない場合とある場合とで異なる。

入学前に既修得単位がない場合は、自大学・学部・学科以外の単位認定は、専門教育科目で20単位、専門教育科目以外で16単位が上限である。卒業所要総単位は128であり、その内訳は専門教育科目88単位、それ以外40単位であるから、自大学・学部・学科による認定単位数の割合は専門教育科目で77.3%、それ以外で60%、全体では71.9%となる。

入学前に既修得単位がある場合は、さらに2つのケースに分かれる。まず、転入学生、編入学生、学生入学生については、単位の卒業所要総単位の半分にあたる64単位が包括認定されるため、自大学・学部・学科による認定単位数の割合は50%である。次に、それ以外の学生で既修得単位の読み替えが行われる場合がある。この場合、読み替えは60単位を上限としているので、卒業所要総単位中の自大学・学部・学科による認定単位数の割合は68単位(53.1%)となる。

(8)開設授業科目における専・兼比率等

ア　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

平成18(2006)年度に開講された授業科目（1授業科目について複数のクラスが置かれている場合にはそのすべて）についてみると、専任教員が担当する授業科目の割合は次のとおりである。

教養教育科目：開講授業科目数80、専任教員が担当するもの40（50%）
外国語科目　：開講授業科目数42、専任教員が担当するもの16（38%）
保健体育科目：開講授業科目数21、専任教員が担当するもの11（52%）

専門教育科目：開講授業科目数159、専任教員が担当するもの125（79%）

イ　兼任教員等の教育課程への関与の状況

教育課程の編成については兼任教員がかかわることはない。

教育課程の実施・運営については、兼任教員は、一方では担当する授業科目の趣旨・内容について、専任教員の責任者から説明を受け、他方では、自分の意見を言うことができる。しかし、これらは事実上行われていることであり、制度に基づいて行われているものではない。

(11) 正課外教育

ア　正課外教育の充実度

本学部が実施している正課外教育には２つのタイプがある。第一は、受講料を徴収して、長期にわたって行う課外講座である。現在は、「国家試験・公務員試験対策講座」と「司法試験・法科大学院対策講座」の２講座がこれにあたる。第二は、受講料を取らず、１回で終わる講習会、説明会等である。進路選択のための情報提供を中心に、年間に10回程度行われている。そのほかに、学部が主催して実施しているわけではないが、学部教員が自発的に行っているいくつかの勉強会がある。

このように、本学部の正課外教育は、同規模大学の同系統学部、あるいは本学の他学部と比べた場合、充実していると言える。

２．教育方法等

(1) 教育効果の測定

ア　教育上の効果を測定するための方法の適切性

教育上の効果を測定するための方法の基本は試験である。試験は、筆記試験とそれ以外に分けられるが、本学部の専門教育科目に限ってみると、講義形式の授業科目では圧倒的に筆記試験による効果測定が多く、それ以外の試験としてはレポート試験が補充的に行われている。また、筆記試験は定期試験とそれ以外に分けられるが、本学部の専門教育科目の場合、定期試験が圧倒的に多く、それ以外の試験（例えば授業中の小テスト）は、ほとんど行われていない。また、専門教育科目の授業科目はほとんどが４単位の通年開講のため、定期試験は前期（７月）と後期（１月）の２度あるが、ほとんどすべての授業科目では２度とも行われている。他方、演習形式の授業科目では、レポート試験による評価が圧倒的に多く、教育効果の測定もこれによっている。

試験による効果測定を補充しているのが、授業評価（本学部では「授業改善のためのアンケート」）である。質問項目の一部に、受けた授業の教育上の効果についての学生の意識

を聞く質問が含まれており、その回答結果から、教員は授業の教育効果についての学生の意識を知ることができる。

このようなことから、本学部の専門教育に関する授業科目については、各教員は、教育上の効果を測定するために適切な方法をとっていると考えられる。

イ　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

上記の法学部改革検討小委員会で話題になることはあるが、教員間で正式に話し合ったことはなく、したがって、明確な合意もない。

ただし、本学部の専門教育科目（講義形式の授業科目）の試験をみると、試験の難易度や合格率についてかなりの平準化している。受験者の合格率は平均72％で、ほとんどの授業科目で合格率は72±10％に収まっている。その意味で、試験の難易度については、暗黙の合意があるといってよい。また、専門領域を同じにする教員間では、こうした点について常に意見交換が行われている。

ウ　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

試験による教育効果の測定の有効性について、データに基づく検証をする必要性はしばしば論じられ、一部データの蓄積が進められてはいるが、現在までのところ、そうした仕組みは導入されていない。

エ　卒業生の進路状況

平成17(2005)年度卒業生371名のうち、進路不明20名を除いた351名の進路をみると、進学者13名、就職者273名、(公務員試験等)受験準備24名、その他41名となっている。就職希望者のうち就職できた者の割合は87.2％である。

就職者についてその就職先を業種別にみると、建設19名、製造27名、運輸通信16名、卸売31名、小売38名、金融57名、サービス52名、公務員27名、教員1名、その他5名となっている。

(2)厳格な成績評価の仕組み

ア　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

履修科目登録の上限は、1～3年次は60単位である（4年次には制限なし）。ただし、3年次卒業を希望する者は、42単位を上限としている。また、3年次においては、①3年次編入生、転学部生、復学生等には70単位までの履修を認めることがあり、②資格関係科目については60単位を超えて10単位の履修を認めることがある。

履修科目登録の上限60単位には、（上記の例外措置はあるが）資格関係科目が含まれている。したがって、履修指導に際しては、学生にその点を十分に留意させ、資格関係科目

を履修しない場合は、40～45 単位の履修が望ましいことを伝えている。学生の実際の履修科目登録状況をみても、９割以上の学生は 50 単位以内で登録している。

上記のことから、本学部では、履修科目登録の上限設定とその運用はおおむね適切に行われていると言える。

イ　成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価は基本的には試験によるべきである。試験は、筆記試験とそれ以外に分けられるが、本学部の専門教育科目に限ってみると、講義形式の授業科目では圧倒的に筆記試験によるものが多く、それ以外の試験としてはレポート試験が補充的に行われている。また、筆記試験は定期試験とそれ以外に分けられるが、本学部の専門教育科目の場合、定期試験が圧倒的に多く、それ以外の試験（例えば授業中の小テスト）は、ほとんど行われていない。また、専門教育科目の授業科目はほとんどが４単位の通年開講のため、定期試験は前期（７月）と後期（１月）の２度あるが、ほとんどすべての授業科目では２度とも行われている。他方、演習形式の授業科目では、レポート試験による評価が圧倒的に多い。いずれにせよ、本学部では、成績評価は試験という方法を中心に適切に行われている。

もっとも、試験による成績評価を補完するものとして、授業への出席状況を加味することもある。講義形式の授業科目では一部が採用しているにすぎないが、演習形式の授業科目ではほとんどの場合採用されている。成績評価法についてはシラバスに明記されており、各教員はそこに記載した方法に従って評価している。その意味でも、本学部の成績評価法は適切に行われている。

それに対して、成績評価基準については、シラバスで言及されることはない。本学部では、成績評価基準についての制度や教員間の合意はない。その意味では客観点な成績評価基準がなく、その適切性を論じることはできない。しかし、各授業科目において行われている成績評価の現実をみると、上記のように、本学部の教員間には成績評価基準に関して暗黙の合意に近いものがあるように思われる。講義形式で行われる授業科目のほとんどについて、受験者の合格率は 72±10％であり、80 点以上の割合も 10～25％に収まっている。

こうしたことから、本学部においては、適切な評価基準のもとに成績評価が行われていると考えられる。

ウ　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

厳格な成績評価を行う仕組みとしては、第一に、適切な履修科目登録の上限設定とその運用、第二に、成績評価法、成績評価基準の適切性のチェックが重要である。

前者については、平成 18 (2006) 年度に履修科目登録の上限設定を導入し、現在、その運用状況を注視しているところである。後者については、法学部の授業科目のうち講義形式で行われるものについては、合格率、評価の分布状況を学部長がチェックし、不適切と思われる場合には、担当教員から事情を聞くなどの措置を講じている。

エ　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

新入生については、毎年４月に英語のプレースメント・テストを行い、基礎学力を見ている。また、同時に意識調査も行い、新入生の勉学意識の特徴を調べている。さらに、専門導入科目の担当者が、授業での様子などについて意見交換をしている。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途として最も基本的なものは、厳格な成績評価である。その点、本学部の教員間には、上記のように、成績評価を甘くしないという暗黙の合意ができており、各授業科目の単位認定率は受験者の72％（履修登録者の65％）と決して高くない。この点は学生にも浸透しており、本学部の学生は「法学部では成績評価が厳しく、しっかり勉強しないと単位は取れないし、卒業もできない」という意識を強く持っている。

また、２～３年次については３年次進級条件の設定が学生の質の確保に一定の役割を果たしている。進級条件を満たせないために、毎年７～８％の学生が３年に進級できない。そのため、２年次の一部の学生にとっては、進級条件を満たすことが勉学の誘因となっている。

しかし、平成18(2006)年度入学生からはこの進級条件をなくした。上記のプラスの効果より、進級できなかった学生へのマイナスの影響の方が大きいと判断したためである。その代わり、平成18(2006)年度以降の入学生については、３年次終了時点で「卒業見込証明書」を出すための条件を厳しくし、３年次終了までに90単位以上の修得を条件とした。学生の怠学を防止する効果としては、進級条件の廃止を補えるものと期待している。

このように、本学部では、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するために適切な方途をとっていると言える。

オ　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

学生の学習意欲を刺激する仕組みとして本学部が導入しているものには次の４つがある。第一に、課外講座の開設である。現在開設している「国家試験・公務員試験講座」と「司法試験・法科大学院対策講座」の２講座は、意欲ある学生の学習意欲をさらに高めるものとなっている。第二に、「司法試験・法科大学院対策講座」の成績優秀者に対する奨学金制度である。金額は１～２万円と少額であるが、講座受講者への励みになっている。第三に、各種資格試験、公務員試験などに関する説明会、講習会の開催である。こうした機会に先輩や専門家の話を聞くことで、学習意欲が高まったという学生は多い。第四に、意欲ある学生の学習意欲をさらに高め、勉強の方法などを学ぶための合宿である。現在は、５月に新入生を対象に、１月に１～３年生を対象に合宿を行っている。

また、来年度から実施予定のものとして、「勉学上の疑問・質問受け付けメール（仮称）」がある。文字通り、勉学上の疑問・質問に学部として対応するメールアドレスを設置するというものである。

このように、本学部は、学生の学習意欲を刺激する仕組みを積極的に導入している。

(3)履修指導

ア　学生に対する履修指導の適切性

学生に対する履修指導は、１年生に対するものと、２～４年生に対するものとではかなり異なる。

１年生への履修指導は、教員が中心となって、印刷物に加えて口頭で、十分な時間をとって、ていねいに行っている。入学式の翌日から６日間にわたり行われる新入生オリエンテーションでは、そのかなりの部分がカリキュラムについての説明と履修指導にあてられる。また、オリエンテーションの仕上げとして行われる１泊２日の「オリエンテーションキャンプ」では、学生からの質問に個別に対応する十分な時間が設けられる。これによって、学生は、履修に関するどんな疑問も解消してオリエンテーションを終えることができる。実際、法学部の１年生は、ほかのどの学部の学生と比較しても、カリキュラムの趣旨と内容をよく理解しており、履修登録のミスも顕著に少ない。

それに対して、２～４年生では、１年生のように履修指導を行うために学生を同時に一か所に集めることはしていないので、履修指導は、配布印刷物・掲示による説明・指導に依存し、その説明に対する学生の疑問・質問を担当職員が受け付け、(担当教員と密接に連携をとりながら）答えるという形で行われる。そこで重視しているのは、第一に、配布印刷物等の説明・指導内容を充実させることであり、第二に、学生からの疑問・質問への対応における担当職員と教員の連携を良くすることであり、第三に、履修上問題のある学生の早期発見と、そうした学生への履修指導を積極的に行うことである。現在のところ、本学部では、これらは総じてうまくいっている。

以上のように、本学部では、学生に対する履修指導は適切に行われている。

イ　オフィスアワーの制度化の状況

オフィスアワーの制度化は行われていない。また、自主的にオフィスアワーを設定している教員も一部いるが多くはない。したがって、学生は、その点についての不満があるのが実情である。

ちなみに、この問題をある程度解決するために、平成19(2007)年度から導入を考えているのが上述の「勉学上の疑問・質問受け付けメール（仮称)」である。学生は、勉学に関することであれば、教員の研究室に行かなくとも、質問をすることができる。特に本学では、１・２年生の通うキャンパスには専門科目担当教員の研究室がないため、たとえオフィスアワーが制度化されても、１・２年生にとっては専門の授業に関して教員研究室を訪ねるのが困難という事情がある。２００７年度から稼働する「勉学上の疑問・質問受け付けメール（仮称)」は、学部内の主な役職者に共通して届くように設定されているので、この問題も解消することができるはずである。

ウ　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

本学部では、２年次から３年次に進級できなかった者を「原級止め者」、４年次終了しても卒業要件を満たしていない者を「留年者」とよぶ。しかし、本学部では、平成18(2006)

年度入学生からは、２年次から３年次への進級条件をなくすため、原級止めの制度もなくなる。

原級止めや留年については、何よりもまず、原級止め者、留年者をできるだけ少なくすることが重要である。そのため、本学部では、単位不足者のために、一定の条件で進級再試験、卒業再試験を行っている。進級再試験は平成18(2006)年度から実施予定のため、その効果は不明であるが、卒業再試験については、毎年20～30名がこの制度によって救済され、卒業している。

原級止め者や留年者に対しては、年度初めの履修登録に際して、必ず教務窓口で個別の履修指導を行っているが、時間的にも内容的にも十分なものとは言えない。そこで、本学部では、進級制度をなくした平成18(2006)年度入学生からは、３年次終了時点で90単位以上を修得している者には卒業見込証明書を発行するが、75～89単位の者が卒業見込証明書の発行を希望する場合には、必要な指導を経なければならないこととした。この制度は、適切に利用すれば、留年の防止とともに留年者への教育的指導のために効果が期待できると考えている。

このように、本学部では、留年者に対する教育上の配慮措置の改善に努めている。

エ　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

本学部では、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度は導入していない。

しかし、上記のように、本学部では、平成19(2007)年度から「勉学上の疑問・質問受け付けメール（仮称）」を実施する予定である。学生は、勉学に関することであれば、メールでいつでも教員からの学習支援を受けることができる。どの程度の需要があり、教員の負担がどの程度になるかは、やってみなければわからない。しかし、もし教員スタッフだけでは処理しきれない需要があり、教員の負担が大きくなる場合には、恒常的なアドバイザー制度の導入が検討される可能性がある。

オ　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生については、受け入れを認めるかどうかの面接試験があるが、実質的には、その場で入学後に関する教育指導が行われている。

(4)教育改善への組織的な取り組み

ア　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

学生の学修の活性化を促進するための措置としては、カリキュラム上の措置とそれ以外とに分けることができる。

カリキュラム上の措置としては、第一に、導入教育の充実・強化がある。平成18(2006)年度に改定したカリキュラムでは、これまでの専門教育の導入科目と基礎演習に加えて、

大学生活全般への導入科目として「大学生活入門」を開設した。充実した大学生活を送るための意識・知識・技術を学ぶもので、学生の学修の活性化にすでに大きな効果がでている。第二に、履修コース制の充実・強化がある。平成18(2006)年度からのカリキュラムでは、これまで5コースに加えて、「法曹養成コース」を増設し、このコースのための授業科目「法曹養成実習」Ⅰ～Ⅲを開設した。法科大学院進学、新司法試験受験を目指す学生の学修の活性化に大きな効果を示している。第三に、3年次卒業の導入である。対象は平成18(2006)年度入学生からであるが、20名以上の新入生がこの制度の利用を希望し、高い意欲を持って授業に臨んでいる。そして、こうした学生が他の学生の学修を活性化させている。

カリキュラム以外の措置は、上記の「学習意欲を刺激する仕組み」とほとんど重なる。第一に、課外講座の開設である。第二に、「司法試験・法科大学院対策講座」の成績優秀者に対する奨学金制度である。第三に、各種資格試験、公務員試験などに関する説明会、講習会の開催である。第四に、意欲ある学生の学習意欲をさらに高め、勉強の方法などを学ぶための合宿である。いずれも、学生の学修の活性化に効果があることが認められる。また、平成19(2007)来年度から実施予定の「勉学上の疑問・質問受け付けメール(仮称)」も学生の学修の活性化への効果が期待できる。

次に、教員の教育指導方法の改善を促進するための措置としては、1年生の「基礎演習Ⅰ」、2年生の「基礎演習Ⅱ」の担当の意義を重視している。本学部の教員は、一部の例外を除いて、基礎演習Ⅰ・Ⅱの両方あるいは少なくともどちらかを担当しなければならない。1・2年生を対象にした少人数・双方向の授業を担当することは、専門知識を、その分野の標準的な項目に従って教えることが教育であると考えがちな本学部教員にとって、自らの教育指導方法への深刻な反省の機会となっている。実際、教員間で日頃行われる教育指導方法の改善に関する議論のほとんどは、基礎演習をどうするかに集中している。その意味で、基礎演習の担当経験は、本学部の教員においては、教育指導方法の改善に関する議論の出発点である。

イ　シラバスの作成と活用状況

本学部のシラバスも全学的基準に従って作成され、学生によって活用されている。

本学部のシラバスで他学部と異なっている点は、8ページにわたって「法学部で何をどう学ぶか」という文章を掲載し、その中でかなり詳しい履修・学修指導を行っていること、さらには、資料として「各種試験のために履修が必要な科目」を載せ、各種資格試験とカリキュラム上の授業科目との関連がわかるようにしていることである。これらの部分も、多くの学生に活用されている。

ウ　学生による授業評価の活用状況

本学部では、学生による授業評価は「授業改善のためのアンケート」という形で行われ、一定にルールに従ってすべての授業で行われている。

授業評価の集計は、学部の担当教員の援助を受けながら授業担当者本人が行い、その結

果を授業改善に活用している。また、本学部教員は、授業評価結果の概要、授業改善への活用について、学部長に報告しなければならない。学部長は、必要と思われる際には、それについて各教員から説明を求め、意見を述べている。

エ　FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性、オ　FDの継続的実施を図る方途の適切性

法学部においてFD活動の中心となっているのは、カリキュラム改革、自己点検・評価などでも中核となっている、法学部改革検討小委員会である。この委員会は、入試を除く教学事項であれば検討可能であるため、FDに関しても話し合いが行われる場となっており、学部から選出されるFD推進委員会委員は、この小委員会の構成員を兼ねることとされている。ただし、この委員会において検討されるFD活動は、主としてカリキュラム改革にかかわる事項に関連して付随的に行われているものであり、FDそのものを明確に意識したものとは言えない。その意味では、適切性が高いとは言えないであろう。

カ　学生満足度調査の導入状況

新入生を対象とした入学満足度調査は行っているが、それ以外に学生満足度調査は行っていない。しかし、学生部が主体となって実施される学生意識調査には、学部・学科に対する入学後の満足度の項目があり、法学部でも参考にしている。

キ　卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

本学部独自の仕組みはない。

(5)授業形態と授業方法の関係

ア　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

本学部の専門教育科目についていえば、授業形態・方法は講義によるものと演習によるものに二分される。演習形式による授業科目は、専門教育科目第七類の４つの演習と３つの外国書講読であり、他の授業科目はすべて講義形式で行われる。

講義による授業は、１学年全員(ほぼ400名)を１クラスで行うことを原則としている。したがって、再履修者を含めると500名を超える規模で行われる講義もある。教育的にはやや問題があるとは思われるが、教員の授業負担を考えるとやむを得ない。

しかし、これには重要な例外がある。１年生のための導入科目である。３つの授業科目は、いずれも学年を２クラスに分け、１クラス200名で講義が行われている。担当者は同じ内容の授業を２回行わなければならないが、教育指導上は有効である。また、この導入科目では、講義を基本にしながらも、教室内での質疑応答・意見交換を交え、できるだけ双方向の授業となるように工夫しており、教育的効果を上げている。

演習形式の授業では、少人数・双方向の授業を実現するため、事前の登録・選抜によってクラス編成が行われ、1クラスは原則20名(最大25名)以内で編成されている。これは、演習形式の授業科目が、期待される教育指導上の効果を上げるための重要な基盤となっている。

イ　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

本学部の専門教育科目のうち、演習においては、マルチメディアを活用した教育がごく一部ではあるが導入されている。その中心は、インターネットを利用した法情報調査・検索の基礎である。ただし、自由科目「法曹養成実習」では、そうした利用法を、実習を交えながらやや詳しく教えている。

ウ　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

本学部ではそうした制度はない。

(6) 3年卒業の特例

ア　4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

本学部では、平成18(2006)年度入学生から「3年次卒業」を制度化した。基本的要件は、①3年次開始の時点で3年次卒業申請が認められていること、②3年次終了までに卒業所要単位を修得していること、③その成績が特に優秀であること、④大学院への進学が決まっていること、の4つである。①については、1・2年次に履修登録が42単位以内であることと履修科目の成績が特に優秀であること、大学院進学の意思が明確であることが重要なポイントとなる。3年次卒業申請が認められた学生は、3年次配当科目42単位のほかに、4年次配当科目12単位の履修登録が認められることになる。さらに、3年次の後期には、3年次卒業の最終意思を確認するための面接が行われる。その結果、3年次卒業の意思が確認され、②～④の要件を満たせば3年次卒業となる。

この制度は始められたばかりで、まだ制度運用の適否を論じる段階ではないが、平成18(2006)年度入学生では、20余名が3年次卒業を目指して42単位以内の科目登録を行っている。

3．国内外における教育研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学部独自の基本方針はない。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

本学部独自の措置はない。

ウ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

本学部独自の受け入れ体制は整備されていない。

エ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

本学部による教育研究及びその成果の外部発信は、基本的には、２つの紀要『東北学院法学』と『東北学院大学法学政治学研究所紀要』発行による。前者は年２回、後者は年１回の発行であり、現在のところ、ともに適切に機能している。

また、一般市民向けの発信としては、毎年 11 月に５日間行われる公開講座「市民生活と法」の講義がある。本学部（及び法務研究科）の教員が講師となり、市民生活と関連する法学･政治学上の問題について解説するもので、毎年、各講義 30～60 名の参加者があり、これも適切に行われている。

工学部

１．教育課程等

(1)学部・学科等の教育課程

ア　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

工学部は平成 18 (2006) 年度に改組を行い、新たな教育課程を開始した。その教育課程や理念・目的は学校教育法第 52 条及び大学設置基準第 19 条に基づいている。各学科の特色を簡単に述べると、機械知能工学科は、機械工学分野の進展状況に合わせ、「知的なモノと社会をつなぐ技術者を育てる」ことを教育の目的としている。機械知能工学科では、知能としてのコンピュータあるいはこれを組み込んで知能化した機械との密接な関連性を考慮し、機械と人間とのかかわりを重視したカリキュラム編成に移行している。

電気情報工学科は、電子工学科が新設されたことから教育内容や体制等の見直しを行った。新たな学科の教育理念を「電気情報工学の基礎的知識を持ち、人類社会の発展に十分貢献できる豊かな人間性と正しい倫理観を有する技術者を育成すること」とし、「エネルギーの高効率化や、情報通信のパーソナル化、マルチメディア化等の進む最近の社会に十分対応可能な、情報技術（IT）の基礎理論を十分身につけた、創造性のある実践的な電気技

術者、情報通信技術者の育成」を教育の目的としている。

電子工学科は、21 世紀の日本の産業におけるあらゆる先端分野の発展を支える人材の育成を目的とする学科に改組され、「電子物性・デバイス系」「電子応用・計測システム系」を２本柱とし、興味ある分野を深く勉強できるように選択の自由度を広げたカリキュラムを用意している。この両系のバランスよい履修により、幅広い教養と電子工学の基礎と応用を備えた創造性豊かな技術者の養成を目指している。

環境建設工学科は、その前身の旧土木工学科において環境土木工学の専門的学術領域を体系化した教育課程を開始し、実際の運用と環境土木工学科への名称変更を経て、建築工学の基礎の要素も含め、「環境を熟知し環境と調和した建設技術（土木及び建築）を創造して地域社会の発展に貢献できる人材の育成」を目標として環境建築工学科への改組を行った。

平成 18 (2006) 年度からの各学科の教育課程や教育理念・目的は学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に適切に対応しているが、技術革新のテンポも速いことから技術の進歩に応じた専門的学力の充実を常に意識し、基礎的知識の教育を含む教育課程の見直し、組織の改善や研究教育環境の整備などを継続して実施して行く必要がある。

イ　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

工学部各学科のカリキュラムは、大別すると一般教養、正しい倫理観や語学力を培うための教養教育科目群、学科の骨格を形成する専門分野の基礎を習得するための専門必修科目群、各分野に関連する専門知識を習得するための専門選択科目群の３群からからなっており、各学科の理念・目的に基づき体系化されている。専門必修科目群は学科の中心となる専門科目からなり、学年が進むにつれて専門性が高まるようにバランス良く配置されている。

機械知能工学科では広範な機械知能の領域を、学生個々の興味や関心を大切にして勉学への意欲を高め維持するために、情報・制御工学、人間・生体工学、設計・生産工学及び環境・エネルギー工学の４コース制を採用している。また、多様化した入学形態に対応するための導入教育的科目やコミュニケーション能力の養成を重視する科目も組み込まれている。

電気情報工学科では専門必修科目群で学科の骨格を形成する電気工学、情報通信工学の２分野に共通する基礎知識を習得し、情報技術及び電力制御、情報通信の各分野に関連する専門知識を習得する専門選択科目群は、情報通信系、電力制御系、系共通の３種に分化されている。

電子工学科では電子物性・デバイス系と電子応用・計測システム系のそれぞれについて基礎力を養えるような体系的なカリキュラムとなっている。また、専門選択群では、大学院進学、技術系志向あるいは教員などの卒業後の進路に配慮していくつかの分野が設定されており、進路に応じた選択履修が可能になっている。

環境建設工学科では建設工学系及び環境工学系の基礎となる専門教育科目を必修科目とし、「環境を熟知し環境と調和した建設技術を創造して地域社会の発展に貢献できる人材

の育成」を教育理念・目標としている。専門教育科目は「建設工学コース科目」と「環境工学コース科目」に分類され、各コースの選択の自由度は確保され、教育理念・目標を達成できるように体系化されている。

工学部各学科のカリキュラムは、学科の理念・目的や教育目標を十分達成できるように、適切に体系化が行われている。しかしながら、各教育科目のカリキュラム上での配置の適正化については、教育目標の変更や修正も含め、常に検討していく必要がある。これについては、各学科内に「カリキュラム検討委員会」あるいはそれに相当する委員会が設置されており、継続的な検討が加えられている。

ウ　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

工学教育の目的は、科学技術を通して人類の幸福のために奉仕するという職業倫理を有し、工学的素養を備えた人材を養成することである。工学部では技術者としての知識の涵養を図るとともに、工学あるいは科学技術の発展が社会や人間の幸福に負の影響を与えることがないように、技術者としての倫理感を養うことを重視した教育を行っている。また、工学教育は過去の知識の集約を基盤とはするが、未来を指向したものでなければならない。このような観点から、カリキュラム上では、基礎教育科目として教養科目、外国語科目及び保健体育科目の３群を専門科目と明確に区分し、社会人としての素養を身につけるための教養科目の重要性を十分認識した教育課程の編成を行ってきている。

教養教育科目では、本学の他学部と同様にキリスト教学８単位（１年と３年に各４単位）を取得することを学生に義務づけている。これは、本学の教育目的である「徳育、人格教育」を実践するものであり、この中には一般倫理教育も含まれている。さらに、日々の礼拝における説教を通して、人間とは何かという問いについて共に考えている。このほかに倫理性を培う科目としては、一般的な「工学倫理」と情報技術に関連する「情報社会と情報倫理」の２科目が設置されている。このほかにも専門教育において人間性を考慮した科目を設け、豊かな人間性の涵養を図る工学教育を行っている。また、広い視野に立った工学者を育成するための教養教育のほかに、教養教育科目群には、高・大接続の円滑な移行を実現するために必要な導入教育科目やブリッジ教育による工学の基本となる基礎教育が行われている。

工学部各学科では科学技術を通して人類の幸福のために奉仕するという工学教育の目的を達成するためにも、多様な入試形態を経てくる入学生への基礎教育の重要性を十分に認識し、見直しや改善を行っている。また、近年の工学及び科学技術の発達や進展は目覚ましいものがあり、それに伴い工学技術に携わる技術者に対する倫理教育の必要性や重要性も指摘されている。本学における建学の精神の中心をなすキリスト教によるグローバルな倫理教育に加え、工学部各学科では倫理性を培う教育を工学教育の中で重要な科目として位置づけている。しかしながら、全教員が基礎教育や教養教育の重要性、工学倫理に関する正しい認識を共有するためには、開かれた討論の場を持つなどの試みが必要となる。

エ　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

工学部各学科は、学科の理念・目的に合わせて専門教育的授業科目を体系的に配置したカリキュラムを作成し、学校教育法第52条に適合した専門教育の充実に努めてきた。また、時代の要請にかなう専門教育の充実に努めながら、学生が十分な基礎知識を身につけ、希望する分野で重点的な学習が行えるような配慮がなされている。さらに、専門基礎の学力を必要とし、応用能力の開発にも有効な卒業研究を含む課題取り組み型の科目を重視する等の体系的な教育プログラムが組まれている。

機械知能工学科では、科学技術の進展に伴う広範な機械知能工学の専門領域を個々の興味・関心を大切にしたコース制を導入し、それぞれのコースにおける専門を体系的に深く探求することができるようにした。電気情報工学科では、教育目標の「情報技術（IT）の基礎理論を十分身につけた、創造性のある実践的な電気技術者、情報通信技術者の育成」を達成するため、専門教育科目中に電力制御、情報通信の２専門分野に関連する科目を学年が進むにつれて専門性が高まるように体系的にバランス良く配置している。電子工学科の専門教育は、電子物性・デバイス系と電子応用・計測システム系の２つの系からなっており、専門基礎科目をバランスよく配置し、高い教育効果が得られるように各学年に演習が組まれている。２つの領域に関する体系的な専門教育を通して、幅広い分野での技術的課題に応えることのできる適応性の高い人材の育成を目指している。環境建設工学科では、環境土木技術者としての基礎的知識の充実を図るために体系的なカリキュラムが組まれている。また、建設技術者を志望する学生と、環境問題に関する知識を習得し、関連する企業への就職を志望する学生のためのコースを設定し、履修の便宜を図っている。

理工系で必要とされる教科内容が高校までの教育から削減されていることも考慮し、工学基礎教育センターの開設やブリッジ教育の導入等による基礎力の充実を図っている。各学科のカリキュラムは、学校教育法第 52 条に適合するように専門教育的授業科目が体系的に配置されているが、入学してくる学生も多様化しており、学生がカリキュラムを十分に消化しているかについては今後の検証が必要である。今後とも多様な入学生や社会状況の変化に対応し、カリキュラムの改善について教員間のコンセンサスを得ながら各学科で継続して検討していく必要がある。

オ　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

大学教育の一つの大きな目的が豊かな人間性の育成にあることは明らかであり、一般教養的授業科目は極めて重要な役割を果たしている。継承すべき文化として、人間の歴史的経過や自然科学的世界像、人間社会の政治や経済の仕組みの解明、さらには人間そのもののあり方や存在の根源的な理解を通じて広く世界に通用する教養と現代に対する広範な判断力を培うべく多様な科目を用意している。すなわち、キリスト教学、哲学、心理学、芸術論といった人文科学、社会学、経済学、法学、日本国憲法といった社会科学、さらに自然科学的視野を広げる科学技術史、環境の科学、宇宙の科学、生命の科学、エネルギーの科学、学生の健康を支えるスポーツ実技と体育講義等多様な講義が用意されている。これらは１年から３年までの間に適切に配置されている。また、学生と教員が相互にかかわる

演習的科目である工学へのブリッジ教育科目と倫理関連科目の設置により、人とのかかわりによる総合的判断力や人間性の涵養への進展が図られている。

科目並びに内容のバランスも良く、極めてオーソドックスな科目を広い範囲から取り上げている。しかしながら、これらの科目の間には有機的つながりが欠けることが多く、学生にとっては、総合的な知識の習得には結びつかず、個々の知識の習得にとどまる場合が多い。特に、自然科学分野に関しては専門科目とのつながりを考慮してさまざまな視点を与えるべく配慮されているが、これは学生にも好評でおおむね成功と言える。

一般的に言って工科系の学生にとって文系の一般教養科目は敬遠されがちである。それぞれの課題を自分自身の問題として能動的に取り組ませる教育方法の開発が強く望まれる。科目構成は、専門、教養を問わず言えることであるが、教員の専門を重要視する場合が多く、必ずしも学生の知的要求に合致しないことがある。それぞれの学問領域の進展と時代の変化に対応していく努力が今後の課題と言える。

工学の専門的な学習や実践においても、人間や人間社会に対する深い洞察はますますその重要性を増すものと考える。教養教育のあり方については、全学的にも取り組むべき課題であり、現在、全学的な検討がなされている。また、将来、工学的専門教育を主専攻とし、ビジネスや経済、倫理といった分野を副専攻にするといった新しい教育体系が必要になるであろう。主専攻、副専攻のあり方についても、全学的な検討に入っている。

カ　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

外国語科目第一外国語群として英語Ⅰと英語Ⅱがそれぞれ１学年と２学年で通年２単位、必修として開講されている。そのほかの外国語科目としては、ドイツ語、フランス語、中国語及び英会話が通年２単位、選択として開講されている。１年次のドイツ語の履修者は約50％、２年次の中国語、フランス語の履修者はそれぞれ９％である。また必修の英語の再履修者は、英語Ⅰは14％、英語Ⅱは４％である。教養英語に加えて専門英語の涵養のために、各学科の性格に応じて、３年次及び４年次に外書講読や雑誌会、技術英語などの形で英語教育が行われている。このほか、新たに設けられた実用英語技能検定、TOEFL 及び TOEIC の検定結果や点数により単位認定の制度は、学生に対して英語学習の自己研鑽を促す絶好なきっかけともなった。さらに外国人客員教授による特別講義の実施等による日常生活でも国際化につながるような取り組みを行っている。

ここ数年、入学時の学生の英語力低下とともに、学力の差が広がってきたことが指摘されてきた。この状況に対する方策としていわゆる習熟度別教育が検討され、取り入れられた。具体的には入学時のオリエンテーション期間中に、グレード別のグループを作るためにテストを行い、その結果を踏まえて、２学科の学生に対して、６つのグループに編成し直して、比較的少人数で授業を行うことにした。これは平成12(2000)年度から実行されている。

少人数のクラス分けは明らかな習熟度別になっており、一部の学生にはクラス分けの目的とは逆に勉学意欲を喪失している学生も見受けられる。上記の習熟度に応じた授業のやり方は、始まって６年目に入っている。授業評価など積極的に学生の意見を取り入れて、

指導方法、クラス分けのあり方など、教育効果を高める、なお一層の工夫が必要であるとともに、この方法の評価をすべき時にきている。

習熟度別教育を有効なものとするためには、その趣旨を教員も学生も理解することが重要である。教員は、その趣旨を尊重し授業を進めるべきであり、学生も趣旨を理解して授業を受けることである。現教員に対して工学部では教務委員との懇談会を設け、意見収集を図っている。また、学生による授業評価を介して積極的に意見を聴取し、それに基づいて、教材の選択、授業形態の改善、学生の語学力への意識向上を不断に検討することが必要である。

キ　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

工学部では、工学教育を充実させることは当然であるが、人間形成も重要であり、学生時代に社会人としての素養を身につけられるように開設授業科目がバランスの取れたものとなるように配慮している。卒業単位数は、工学部の全学科で共通に 128 単位以上とし、内訳は学科によりやや異なるが専門教育科目 85～92 単位以上、教養教育科目 32～39 単位以上、外国語科目４単位以上の取得が必要である。

工学部各学科の教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分はほぼ同様である。例えば、電気情報工学科では、一般教養的授業科目として 29 科目（60 単位)、外国語科目として６科目（12 単位)、保健体育科目として２科目（４単位)、専門教育的授業科目として 70 科目（130 単位）(必修 17 科目〔30 単位〕、選択 53 科目〔100 単位〕)、合計 107 科目 206 単位を開設している。さらに、数学・工業・情報の３種類の教員免許をも取得できる教育課程編成を行っている。そのために、上記開設科目のほかに、卒業要件単位数には含まれない自由科目 13 科目（20 単位)、教職関連科目 20 科目（43 単位）を別途開設している。

電気情報工学科の開設科目の総単位数に占める卒業要件単位数は 62.1％と十分自由度がある。また、卒業要件単位数に占める専門教育的授業科目の単位数も 67.2％であり、幅広く一般教養を身につけた応用能力の十分ある電気情報技術者を養成する上で、非専門科目と専門科目の比率が約１対２と学生に対しバランス良く要求していると言える。したがって、本学科の各科目の量的配分はおおむね適切かつ妥当性がある。しかし、教員免許を取得しようとする場合には、卒業要件単位数に含まれない科目を多く取得する必要があり、窮屈なカリキュラムとなっている。

工学部各学科では、教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分が妥当で、適切なようにカリキュラムを作成し、運用を開始している。しかしながら、現在のカリキュラムは、まだ実施後１年を経過したばかりであり、今のところ本質的な問題点は見られていないが、このカリキュラムの量的配分とその適切性、妥当性については、今後とも継続して注意深く見守って行く必要がある。

ク　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養教育は主として本学教養学部において主体的に実施・運営されており、数学系科目、物理系科目、化学系科目などの工学基礎教育科目は工学部各学科が責任を持って実施・運営することになった。全学的組織としては、教務委員会やカリキュラム委員会等が設置されている。特に、基礎教育と教養教育について検討し、実施・運営するために、「教養教育に関する委員会」が設けられている。委員会独自の調査・提案を行うとともに、工学部内の４学科の学科会議を通して提出された問題の解決にあたっている。このほか、平成18(2006)年度には工学基礎教育センターが開設され、導入教育やブリッジ教育に関する検討と具体的活動が開始されている。

責任体制が確立しているということは、全体的に柔軟性を欠くことにつながりやすいことから、今後の社会情勢の変化等にすばやく対応できる管理運営・責任体制を確立することが課題である。「教養教育に関する委員会」を中心に活動し、いくつかの改善がなされた。工学部内の事項は工学部教授会での承認あるいは報告により、改善や実践が図られるが、全学的に検討しなければならない事項に関しては、学部間の十分な理解が得られるように努める必要がある。

基礎教育と教養教育のより良い実施と運営のための改善を目的とする全学的委員会「教養教育に関する委員会」が設置され、その活動を通してある一定の成果は収めている。しかしながら、工学部における基礎教育と教養教育の位置づけ、意義や重要性についての学生への説明を改善し、理解を深めさせる必要がある。この問題に対する、教養教育に携わる教員と専門基礎に携わる教員の意識の差は小さくないように思われ、個々の教員が積極的な情報交換を心がけるなどの努力が必要である。

ケ　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

グローバル化時代に対応させた教育としては、本学全体として語学例えば英語、ドイツ語、フランス語、中国語などと英会話がある。また、本学全体では建学の精神の基幹をなすキリスト教によるグローバルな倫理教育が、他学部と同様に講義としてのキリスト教学や毎日の礼拝における説教を通して行われている。このほかに倫理関連の教養的科目としては、工学部では工学全般に関する「工学倫理」と情報技術に関連する「情報社会と情報倫理」の２科目が開講されている。技術者としてのプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養成する科目については学科により実施形態は異なるが、フレッシュマンセミナーなどのセミナー系科目が行われている。これらの科目では、専門科目への興味を持てるように工夫された課題について、プレゼンテーションやディスカッションを行うことによりコミュニケーション能力の養成を図っている。また、電子工学科では実験でプレゼンテーションのコンテストを行い、優秀なプレゼンテーションの表彰を行っている。このほか、４年生で行われている卒業研究はプレゼンテーション力、コミュニケーション能力を養成するのに大変有効である。このようにグローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育やコミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育は工学部にお

いて適正に実践されていると考える。

最近の社会のグローバル化の流れに沿って英会話を履修する学生が増えてきていることは好ましいことである。しかしながら、教員の配置は十分とは言えず、多人数教育になりがちであり、本来の想定されている会話授業が十分できるように、できれば少人数クラスの実現が望まれる。また、工学部で行われている教育は、技術者としてのプレゼンテーション能力、さらにはコミュニケーション能力の養成を図るためのものであり、教養教育科目として位置づけられるコミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育についても検討が必要である。

コ　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

学生が心身の健康を保持し、増進できるような教育的配慮に主導的な役割を果たす機関として、カウンセリング・センターがある。また、セクシュアル・ハラスメント等への相談委員制度も設けられている。このほか、全学的にグループ主任制度が設けられている。グループ主任は学生への成績配布や科目履修の確認等にもかかわっており、これらのかかわりを通して教員と学生との密接な接点ともなっている。さらに、グループ主任は自らのグループに所属する学生の休学や退学等の手続きにも関与しており、休学や退学に至るまでに勉学の継続についての相談が行えるようになっている。加えて、工学部の４年生は、卒業研究のため研究室に所属して教員の指導を受けている。したがって、指導教員は所属する学生の心身の健康を保持や増進にも最も深くかかわることになる。このほか、学長及び学部長宛の無記名の投書箱を設けており、学生の意見や要望・希望並びに不満等を受け入れている。なお、工学部学生の代表である工学部学生委員会と大学の役職者が直接話し合う場としての「合同協議会」も設けられており、学生個々の意見が間接的にでもくみ上げられ、対応が図られるようになっている。

学生が心身の健康を保持し、健康を増進できるような教育的配慮に関連した本学の諸制度等はそれなりに有効な機能を果たしていると言える。この問題については、全学的には学生部やカウセリング・センターが最も深いかかわりをもつと考えられるが、担当者の数は学生数に比べ少数であり、現在以上の役割の拡大は期待できないように思われる。また、教員の間にも、将来自立した社会人となるためには、心身の健康を保持し、その増進に配慮するのは学生自身の問題であり、学生時代から自己管理に努めるべきで、過度の配慮はむしろ自立を阻害するとの意見もある。

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

ア　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

工学部では学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるように、カリキュラムにブリッジ教育群の科目として物理学基礎演習と数学基礎演習を設けている。さらに、数学や物理学の基礎について、随時学生が質問でき、指導が受けられるような施設として工学基礎教育センターが平成18(2006)年４月に発足し、各学科の教員が分担してその任にあ

たっている。また、各学科ともに後期中等教育から高等教育への円滑な移行を目的として、１年生のカリキュラムに数学や物理学の大学での学習に対する意欲を持たせるための科目を配置する等の工夫を凝らしている。例えば機械知能工学科では高校で履修した数学や物理学の基礎が大学における工学の分野で具体的に利用されている実例を示し、これらの科目の復習と学習への更なる意欲を持たせるような科目として「機械知能工学基礎」を設けている。

工学部各学科では、現在の新しいカリキュラムに先立ち、後期中等教育から高等教育への円滑な移行を目的とした科目を設置し、大学生活に対する不安解消も含めた指導を実施してきており、それなりの効果も得られていた。平成14(2002)年度から実施されているいわゆる「ゆとり」教育において、特に数学や物理学分野で教育内容がかなり削減されたことから、工学部各学科の新しいカリキュラムでは、数学基礎演習や物理学基礎演習などのブリッジ教育群を新設して対応を図っており、必要な導入教育は適切に実施されている。

大学において適切な工学教育を実施するためには、高校までの工学教育に関連した分野の教育内容の削減並びに入学者の学力低下に対して、適切に対処することが重要であることは、工学部各学科の教員は十分に認識している。したがって、学生が意欲を失うことなく大学での教育を享受できるように、後期中等教育から高等教育への円滑な移行を目的とする科目の更なる設置などの適切な方策を、工学部教育改善委員会において継続して検討して行く。

(3)カリキュラムと国家試験

ア　国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

電気情報工学科の卒業生は電気主任技術者の筆記試験が免除されるなど、工学部各学科のカリキュラムに基づく講義は、国家試験とも密接なつながりを有しているものが多い。また、在学中に自衛官の貸費奨学生となった学生や、国家公務員Ⅱ種試験に合格し、関係機関に就職先した卒業生もいる。しかしながら、工学部に関連する国家試験は卒業後に経験を経て受験できるもの等が比較的多く、受験状態は把握されていない。

(4)インターンシップ、ボランティア

ア　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

職業意識の向上やキャリアアップを目的とした実践的な体験学習の一つとして工学部でもインターンシップを導入している。工学部の学科におけるカリキュラム上の科目としてのインターンシップは、３年次の夏休みに実施され、民間企業や学科によっては官公庁や財団法人などでの就業実習により、キャンパスライフやアルバイトでは得られない貴重な体験を得ている。この場合のインターンシップは実施の期間が２週間以上で、単位認定に

は報告書等が義務づけられている。これに対し、就職部が窓口となるインターンシップも実施されており、期間も短く手続き的にも簡便であるが単位は認定されない。

インターンシップへの参加は任意であるが、参加した学生のほとんどが「就業体験を通じて社会や自分自身について再認識できた」など、有意義であるとの感想を述べており、教育的にはさまざまな体験を通して職業意識を育み、その後の学習意欲の増進にも役立っている。しかしながら、インターンシップを実施するためには引き受け先の企業等の協力を必要とし、特に単位認定を伴うインターンシップでは、実施に至るまでに担当者が引受け先を探して依頼や交渉にあたるなど準備にも多くの時間を費やすことになり、高い教育効果が得られる活動ではあるが、担当者の負荷軽減についても検討する必要がある。

国外の大学等で行われている１年間の本来の意味でのインターンシップの実施は、学生の勉学の意欲を高め、職業観を育むなど理想的ではある。しかしながら、そのような本当の意味でのインターンシップを実施できるような環境が現在はまだ整備されていない。

イ　ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

現在の工学部のカリキュラムでは、ボランティア活動を単位として認定していない。

(5)履修科目の区分

ア　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

工学部で平成18(2006)年度入学生より適用されているカリキュラムでは、教養教育科目(10-20/60-64)、外国語科目(4/12)、保健体育科目(0/4)、専門教育科目(18-30/198-215)、教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目、外国人留学生科目に分類される。カッコ内の数字は（必修単位数/開講単位数）である。上記科目群のうち、外国語、保健体育科目は、工学部全体で統一された科目により構成されている。教職関連科目、外国人留学生科目を除いた総開講単位数に対する必修単位の比率は、機械知能工学科が40/215、電気情報工学科が44/206、電子工学科が40/198、環境建設工学科が44/215で、約20％である。

工学部の新しいカリキュラムでは、卒業単位は従来の124単位から128単位と４単位増加しているが、必修単位はこれまでより大幅に減少しており、選択の幅が広がっている。単純な選択科目の増加は体系的な学習を必要とする工学教育においては問題であるとする見方もあるが、例えば機械知能工学科の例では、導入されているコース制により各コースにおける履修条件が体系化されており、学生個々の興味・関心を大切にして勉学への意欲を高め、維持するような工夫がなされている。また、学生の個性と得意分野を伸ばせる可能性が高いという利点もあり、このような観点からは適切な配分であると言える。また、新しいカリキュラムでは必修単位を大幅に減少させたが、学科として重要な科目は重点科目として選択を促すような配慮がなされており、必修単位を減らして学生の留年可能性を幾分緩和しながら、これまでとほぼ同様な教育効果も得られると考えられ、その意味では

カリキュラムにおける必修・選択の量的配分は妥当であるとも言える。

社会の要請に応え得る確かな工学基礎力を有する社会人を卒業生として送り出すという目的のためには、将来の初等中等教育における教育内容の変化や多様な学生の入学を考慮しながら、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性を継続的に検討していく必要がある。同時に、大学に明確な意思を持たずに入学してきた学生や、高校までの数理科目の基礎力に問題を抱えた学生も、学習の意欲を失うことなく大学での勉学に取り組み、各学科の教育理念や目標を十分に満足して巣立てるような配慮も必修・選択の量的配分に反映させる必要がある。

(6)授業形態と単位の関係

ア　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位の計算方法は、本大学学則第7章履修方法及び課程履修の方法に基づいており、第24条の2項に詳細が記されている。工学部においては一部の科目を除き、セメスター制を意識した半期完結科目が主体であることから（教養科目については、全学的統一性の観点から通年科目もある)、以下では1学期（前期と後期に別れる）を中心とした記述を行う。具体的には、講義（及び一部の演習科目）については、1学期30時間の授業で2単位となっている。演習科目及び英語については、1学期30時間の授業で1単位としている。実験実習については、1学期60時間で2単位を基準としている。卒業研究にかかわる科目では特に必要な時間を決定していないが、おおむね1学期60時間で2単位を最低限としている。実際の指導時間はこの最低限を大きく超えるものとなっている。

単位の計算方法は、大学設置基準第21条に従うものであり、多くの大学に共通するものと同等である。しかしながら、問題点は少なくない。大学教育の現状を重視すれば、1学期30時間の講義に対して自習を60時間と想定し、2単位と考える現在の講義の単位決定方法は現実を表すものではなく、より丁寧な学習指導が必要となっている。また、卒業単位の128単位で効果の高い教育を行うためには、同じ時間の講義で単位数の少ない演習科目を多く配置することも必要となっている。工学部各学科では独自に学生の学習効果を高めるための試みを行っている。例えば、環境建設工学科では講義と演習を組み合わせ、1学期60時間の授業(すなわち、週2回の実施)で3単位を与える科目も実施されている。工学部における実験・実習の単位の計算は、実験項目に対する予習、実験、レポート作成に必要な時間数を計算すると、講義演習科目に比較して学生の立場からは、その単位数が不当に低いものとなっている場合が多いが、一方では時間数に応じた教育効果をあげている。

大学卒業者の品質の保証というグローバルスタンダードを考慮した場合に、学生の専門基礎力の涵養により効果の高い教育を実施するための、創成型科目の充実や適切な科目分類などについて継続した更なる検討が必要である。

(7)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

本学では平成 13(2001)年度から学都仙台単位互換ネットワークによる他大学との単位互換を実施しており、工学部の学生もこの制度を利用して他大学における授業の履修及び単位修得が可能であり、修得した授業科目について申請を行うことにより、履修単位として認定される。最近の工学部からの制度利用者の数は、平成 17(2005)年度では機械創成工学科２名、環境土木工学科１名の計３名（うち２名が東北大学、１名が東北工業大学において受講)、平成 18(2006)年度では機械知能工学科の５名（いずれも東北大学において受講）である。一方、工学部からもこのネットワークを利用して聴講できる講義を現在 13 科目提示しているが、平成 18(2006)年度にはそのうちの１科目を東北工業大学の学生が受講している。

国外の大学については、本学と学術交流を結んでいる大学への留学生（交換留学生）あるいは本学学長が認定した大学あるいは高等教育機関又は研究機関への留学生（認定留学生）が留学先で修得した単位は、教授会の議を経て、合計 60 単位を限度として本学部の履修単位として認定されることになっており、工学部の学生もこれに基づく単位互換による単位認定を受けることができる。

学都仙台単位互換ネットワークによる単位互換制度を工学部の学生が利用するには、進級とともに実験実習等で時間的な拘束が増してくることや、地理的な問題もあり、他大学キャンパスでの講義受講のために工学部における科目履修が制約される場合もある。また、学生に海外留学を奨励し、留学による休学等の不利益を少なくするためにも、留学先で修得した科目を適切に互換する制度は非常に有効であるが、工学部からは、平成 17(2005)年度に物理情報工学科の学生１名が、平澤大学校（韓国）で約１ヶ月の語学研修を行った例があるのみである。

学都仙台単位互換ネットワーク単位互換制度の工学部学生の利用は、工学部における科目履修が制約されるなどの理由から少数であり、適切性を議論するまでには至っていない。

また、学生が海外留学による留年や休学等の不利益を受けない留学先で修得した科目の互換制度は有用であるが、工学部学生による利用は進んでおらず、適切性についてはまだ議論できない状況にある。

イ　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

本学では、短期大学等の修了者及び修了見込みの者に対し編入学の制度が設けられており、入学を許可された者は３年次に編入学できる。編入学を許可された学生の既修得単位の認定方法は学部・学科ごとに多少異なるが、基本的には、包括認定方式を用い、一部読替認定を併用しながら、各学部、学科が定めた卒業所要単位の２分の１を限度として、52～70 単位の範囲で認定を行っている。工学部では次表に示すように各学科とも卒業単位 128 単位に対し、52～64 単位の範囲(52 単位を超える部分は読替による)で認定している。

表）編入学を許可された学生の卒業単位と包括認定単位

学科名	卒業単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
機械知能工学科	128	52（最大 64）	76（最低 64）
電気情報工学科	128	52（最大 64）	76（最低 64）
電子工学科	128	52（最大 64）	76（最低 64）
環境建設工学科	128	52（最大 64）	76（最低 64）

この３年次編入学定員は認可され、平成 11 (1999) 年度から募集が開始されている。最近の３年間の定員並びに募集開始後の編入学者数を次表に示す。

表）編入学定員並びに編入学合格者数（ただし 15 年度は旧学科）

学　科	編入学合格者（定員）			計
	平成 15 (2003) 年度	平成 16 (2004) 年度	平成 17 (2005) 年度	
機械創成工学科	0 名 (6 名)	1 名 (6 名)	0 名 (6 名)	1 名
電気情報工学科	0 名 (6 名)	2 名 (6 名)	0 名 (6 名)	2 名
物理情報工学科	2 名 (4 名)	0 名 (4 名)	1 名 (4 名)	3 名
環境建設工学科	0 名 (6 名)	0 名 (6 名)	1 名 (6 名)	1 名
計	2 名 (22 名)	3 名 (22 名)	2 名 (22 名)	7 名

このほか、大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の１年次に入学した学生の既修得単位は、学部教授会の議を経て 30 単位を限度として、認定することがある。

編入学制度は、大学入学後に自身の将来の進路により近いカリキュラムを有する大学や、異なった環境の大学において学習を希望する学生や短大、あるいは専門学校での学習に加え、さらに高度な専門知識を習得しようとする意欲的な学生に、より良い選択の道を与えるという大きな長所がある。入学前の既修得単位の単位認定は、編入学してきた学生が、２年間で卒業単位を取得して卒業するために重要である。一方、工学部卒業生として必要とされる専門的な知識や学力を身につけるためには、本学部における主要専門科目の単位修得も重要であり、２年間で卒業単位を修得するためには、設定されている包括認定単位は妥当であると考えられる。しかしながら、重要な専門基礎科目は、３年次及び４年次の専門科目を理解し、単位を修得するのに重要であり、限られた時間での卒業単位の取得は難しいという問題点もある。したがって、編入して２年で卒業するためには、専門基礎力のレベルを短期間で向上させるための頑張りと強い意志が求められる。

入学前の既修得単位の単位認定は、編入学してきた学生が、２年間で卒業単位を取得して卒業するためには重要であり、より多くの単位が認定されることが望ましい。しかしながら、編入学生が工学部卒業生として必要とされる専門的な知識や学力を身につけて卒業するためには、包括認定単位を現在以上に設定することは難しい。

ウ　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

再履修等に伴う時間割上の制約から、教養科目の他学科での履修や、教職科目の履修に困難を生じたために他学部で同科目を履修するという特別な場合を除き、一般的な工学部の学生のほぼ全員が卒業単位を自分の所属する学科において修得している。学都仙台単位互換ネットワークによる単位互換制度を利用した学生は、他大学での修得科目の一定限度を卒業単位に組み入れているが極めて少ない。

編入学生の場合には包括認定単位が認められていることから、学則上は単位互換制度を最大限利用すると、極めて少ない自大学・学部・学科等による認定単位数で卒業が可能である。しかしながら、工学部の卒業単位には卒業研究等の他大学の提供科目では振替不能な必修科目があることや、自らの所属する学科の施設を用いた実験・実習等に出席するための時間的制約もあり、現状では60単位中のすべてを単位互換提供科目によって満たすことはできない。

学生が単位互換制度や海外留学制度を積極的に利用することは、多様な学習機会が得られることや学生の視野をより広げるという利点がある。したがって、そのような制度の利用を推奨するためには、卒業所要単位中における自大学・学部・学科等による認定単位数の割合を必ずしも大きく設定する必要はない。しかしながら、各学科とも卒業生として必要とされる教養、知識や学力を身につけられるような構成となるようにカリキュラムの工夫を行ってきており、その意味ではできるだけ卒業所要単位中の学科での認定割合が大きくなることが望ましい。したがって、自らの所属する学科で卒業に必要な単位をできるだけ多く修得することは望ましいが、他大学で自らが興味を持った講義を受講できるという恵まれた機会を利用する意欲を損なうことがないような程度の割合での単位認定も必要である。

各学科の学生教育理念に基づいたカリキュラムによる科目履修を行いながら、学生に自己の視野を広げる機会を有効に利用させるためには、卒業所要総単位中に占める自大学・学部・学科による修得単位数の割合をどのように設定するかという問題は、学部教育において非常に重要である。しかしながら、工学部においては、単位互換制度や海外留学制度の利用者が非常に少ないことから、当面は推移を見守りながら、将来的には適切な判断を行い速やかに改善・改革を遂行できるように委員会などで検討を進めている。

エ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

事例が特に報告されていない。

(8)開設授業科目における専・兼比率等

ア　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

工学部の開設授業科目における専任教員の担当割合は、大学基礎データ表3の開設授業科目における専兼比率（平成18[2006]年5月1日現在）に示されている。ただし、専任教

員担当科目数の中には、本学他学部・他研究科の専任教員による兼担科目が含まれている。全授業科目中の専任教員が担当する授業科目の割合についての工学部各学科の状況は、専門教育科目では、機械知能工学科91.0%、電気情報工学科82.3%、電子工学科（旧物理情報工学科を含む）81.5% 、環境建設工学科 77.3%と高く、特に、必修科目は機械知能工学科100%、電気情報工学科88.9%、電子工学科（旧物理情報工学科を含む）89.5% 、環境建設工学科79.2%と極めて高く、専門必修科目についてはそのほとんどを専任教員が担当していることになる。一方、教養教育科目についての全授業科目中の専任教員が担当する授業科目の割合は、機械知能工学科46.8%、電気情報工学科55.9%、電子工学科（旧物理情報工学科を含む）54.0% 、環境建設工学科 53.5%と専門教育科目に比べると低めであり、兼任講師に依存する割合が高くなっている。

教育課程の目的・理念や教育目標を実現するためには、工学部各学科の主要科目を専任教員が担当すべきであり、その点では専門必修科目のほとんどを専任教員が担当し、総開講科目数における担当率も高い水準にあると言える。教養教育科目等の専任教員が担当する授業科目の割合は、50%を越えており妥当であると言える。しかしながら、社会のグローバルに伴って強化されるべき英語及び工学部における基礎教育として重要な位置を占める数学の専任教員が担当する授業科目の割合が低いという問題は、今後の検討課題として残されている。

イ　兼任教員等の教育課程への関与の状況

工学部の専門教育と教養教育科目における兼任教員の教育課程への関与の状況は、大学基礎データ表３の開設授業科目における専兼比率（平成18[2006]年５月１日現在）に示された全科目数に対する兼任教員の担当科目数の割合によると次のとおりである。機械知能工学科では、専門教育については9.0%、教養教育については53.2%、電気情報工学科では、専門教育については17.7%、教養教育については44.1%、電子工学科では、専門教育については18.5%、教養教育については46.0%、環境建設工学科では、専門教育については22.7%、教養教育については46.5%である。

４学科の平均では、兼任教員への科目担当の依存度は、専門教育については17.0%、教養教育については47.5%であり、兼任教員への依存度が極端に高いわけではなく、全体的には兼任教員等の教育課程への関与の状況はほぼ妥当であると思われる。しかしながら、工学部における教養教育の基幹科目である英語と数学についてみると、英語の場合には教養学部より出向する専任教員（兼担）２名と兼任教員12名で、４学科すべての英語科目（英語Ⅰ、英語Ⅱ及び英会話）が行われている。また、数学の場合には、専門教育に属する応用数学等では数学以外を専門とする専任教員が、一定の割合を担当してはいるが、教養教育科目としての数学関連科目はおおむね工学部所属の専任教員３名と兼任教員７名で実施されている。

数学は教養教育と専門教育の二つの領域にまたがって分類されるので、単に工学部学生の重要な教養教育科目とするのは正確ではないが、今後とも工学部学生の教養教育科目として重要な位置を占める英語と数学の兼任教員等の依存度が高いという問題については工学部における教養教育の重要性の観点から、検討されるべき課題であると考えられる。

(9) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

工学部における教育指導上の配慮として、社会人に対しては他学部他学科の夜間主コースに準じた時間割構成で対応していることがあげられる。また、工学部各学科の教育課程に「外国人留学生科目」が設けられており、外国人留学生の受け入れも配慮されている。帰国生徒に対しては入学試験での対応のみで、学科課程編成上の配慮は行われていないのが現状である。ただし、編入学生だけでなく新入生に対しても入学前の習得単位を認定する制度が学則に設けられており、その有効活用が結果として学科課程の運用面で配慮されるようになっている。

(10) 生涯学習への対応

ア　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

大学で行われている教育・研究活動は、一般社会及び大学の立地する地域社会に対して貢献するものでなければならない。このためには、社会との文化交流や教育機会の開放などを積極的に推し進める必要がある。近年盛んに叫ばれている高齢化・国際化・情報化の進展する社会情勢にあって、本学の教員が保有する専門的知識や教育機能を地域社会に開放することによって、自己充実や生きがいの追求などを助ける学習機会を提供し、地域住民の高度で多様な学習要求に応えることを目的として、みやぎ県民大学「大学開放講座」が平成5 (1993) 年から実施されており、平成18 (2006) 年度で14回目を迎えた。

みやぎ県民大学は回を重ねるにつれて受講希望者の数が増え、初期の目的を十分に満たしてはきているものの、受け入れスペースの問題も生じてきている。過去の受講者の意見やアンケートを参考にしながら、生涯学習に貢献するこれまでの路線を継承し、「県民（地域住民）の視野に立った、科学技術の時流を学び教養を培い、豊かな日常生活への反映の手がかりと」なれるよう継続して実施することになる。

21世紀の大学は、教育改革はもとより他大学との競争的環境の中で、いかに社会や地域に貢献できるかが問われる。本学がこれまで開催してきた、公開講座や学術講演会等も学生だけに限らず、地域社会に開かれた大学として市民へ多様な学習機会を提供し、市民の学習意欲に積極的に対応してきた。今後は、これらの企画運営も統一的かつ効率的に進めていくためにも、社会人（高齢者）を対象にした総合窓口としての生涯学習センターの設置についても検討する必要がある。

(11) 正課外教育

ア　正課外教育の充実度

工学部学生が受講している正課外教育としては、大学生協との連携で、コンピュータ関連の専門的資格取得のための講座や公務員採用試験への講座が有料ではあるが開設されている。また、課外活動として位置づけられているが、工作機械の利用に関する技能検定試験受験のための活動支援も行われている。平成18(2006)年度には、指導を受けた学生が宮城県職業能力開発協会による技能検定試験の２級に１名、３級に２名が合格した。

現在、工学部学生が参加する正課外教育は極めて限定されており、数的な充実度は低いが、それにかかわった学生の充実度は当然のことながら、非常に高いようである。場合によってはさまざまな障壁はあるが、学生満足度の高い正課外教育をより充実させるための検討も必要となってくる。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育上の効果を測定するための方法の適切性

学生への理解度や達成度等の教育上の効果を測定するための方法としては、原則として学期末あるいは学年末に実施される試験がある。これ以外にも、授業中の小テスト、レポートの結果も含めて総合的な評価が行われる場合もある。評価の方法は授業科目の性質によって若干の違いが見られ、実験関係や設計製図関係等の実習性の高い授業科目では、出席、作業へ取り組む姿勢並びに各自作成した報告書や成果物なども評価の対象になることがある。また、セミナーや卒業研究などでは、論文、研究発表や質疑応答での態度などが評価に加えられる。各授業科目の評価方法は、全学部学生に配付される「大学要覧（シラバス)」の中に各授業担当者により明示されている。

教育上の効果を測定するための方法は、授業科目の性格の違いから、統一的な点検方法を設定することは難しく、各担当教員に委ねられているが、各担当教員は教育上の効果の測定結果から、受講生の理解度や達成度を確認し、その結果を考慮して、教育効果を上げるための努力を行っている。また、各授業科目の評価方法については「大学要覧（シラバス)」に明示されているため、各受講生が履修計画を立て、教育上の効果の測定を受けられるようになっている。

現在、教育上の効果を測定するための方法については、早急なる改善・改革を必要とする大きな問題は見受けられない。したがって、今後とも現在の教育上の効果を測定するための方法は維持しつつも、学習目標と受講生の理解度や達成度の一致を図るために、各学科にある個別の委員会において、教育上の効果の測定結果に基づく今後の講義計画について継続して検討を進めて行く。

イ　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する意見等は、各授業担当教員から各科の教務委員へと報告され、学科会議の場で学科長を中心に内容の検討を行い、教員間の

合意を図っている。内容によって、全学的な問題の場合には全学教務委員会へと報告され、最終的には教授会において諮られる。また、例えば環境建設工学科においては兼任教員及び非常勤講師との間で「非常勤講師を囲む懇談会」を実施し、教員間の合意の確立を行っている。

上記に示した方法によって、教員間の合意の確立が行われ、おおむね効果を上げてきたものと思われる。その中でも、「非常勤講師を囲む懇談会」における専任教員と非常勤・兼任教員間の合意の確立は、大きな役割を果たしていると思われる。一方、問題があるとまでは言えないが、担当教員と各科教務委員もしくは学科会議だけで問題の解決が図られるため、全学的にはその問題点に関してどのように対処したのか情報が伝わらない場合があり、一層の連絡調整を図る必要がある。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況において、おおむね現状の方法を維持しつつ、今後は、担当教員と各科教務委員もしくは学科会議だけで問題の解決が図られた場合に対し、その解決手段の公開を各科教務委員から全学教務委員会を通して、各学科に対して行うシステムの構築を考案する。公開方法としては、その都度委員会を開催すると、時間的浪費が大きくなるため、電子メールや文書を活用する。このように、ある学科の解決手段を公開することによって、他学科では問題解決の参考になるばかりか、より強い教員間の合意が得られるものと考えられる。

ウ　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

工学部において教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、大きく学科単位と学部単位とに分けられる。各学科単位では、教育目的や目標の達成度、単位取得率について学科会議を開き、その結果を授業方法、試験内容、到達目標等に考慮している。学部単位では、各担当教員が行った学生による授業評価（学生満足度調査）や就職部が行った卒業生の追跡調査結果について、工学部教授会の場で報告し、教員が共通にその重要性を認識できるように配慮している。さらに平成 14 (2002) 年度より、専門的委員会として教育改善委員会を設置し、教育改善への方策を含む教育効果全般について恒常的に議論を行っている。この委員会での議論は、平成 18 (2006) 年度より開設した「工学部基礎教育センター」の発足にもつながっている。

工学部各学科の教育目的や教育目標の達成度、単位取得率については各科で検討が行われており、学生個人のそれらの結果や成果、そのために注いだ努力の状況を把握・検証し、将来の改善に連結させる努力が行われている。また、各委員会において退学率、就職・進学率等におけるデータは調査され、工学部教授会において報告されているが、今後の教育改善への取り組み方法への具体的活用については、その多くは各教員の判断に任されている状況である。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する手段として、単位取得率、退学率、就職・進学率、資格試験合格率の把握などが想定される。これらの事項については、毎回授業担当者より工学部教授会にその経過が報告され、教員も共通の認識を有する事項となっているが、必ずしも十分ではない状況にある。工学部では教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの構築を含む教育改善のための専門的委員

会として教育改善委員会を設置し、平成 14(2002)年度より活動している。さらに、平成18(2006)年度より開設した工学部基礎教育センターもこの課題についてさらに有効な役割を果たすことになる。

エ　卒業生の進路状況

工学部卒業生の平成 15(2003)年度から平成 17(2005)年度までの３年間の進路状況は大学基礎データの表８に示されている。卒業生の進路を、改組前の平成 15(2003)年度と平成16(2004)年度の平均と、改組後の平成 17(2005)年度について比較すると次のとおりである。

平成 15(2003)年度と平成 16(2004)年度の平均では、機械工学科の 82％が製造業関係、25％が情報関係、18％が建設関係、電気工学科の 28％が製造業関係、26％が情報関係、19％が建設関係、応用物理学科の 31％が情報関係、29％が製造業関係、土木工学科の 46％が建設関係、14％が設計調査関係へ就職している。また、就職希望者の就職率は４学科平均で93.1％と高い値となっている。

平成 17(2005)年度は、機械創成工学科では 50％が製造業関係、22％が情報関係、11％が建設関係、電気情報工学科では 36％が製造業関係、33％が情報関係、19％が建設関係、物理情報学科では、23％が製造業関係、9％が情報関係、環境土木工学科では 53％が建設関係、8％が製造業関係となっている。就職希望者の就職率は４学科平均 96.7％と高い値となっている。また、大学院進学率は、４学科全体で、平成 15(2003)年度は７％、平成 16年度は 9.5％、平成 17(2005)年度は６％となっている。

就職希望者ために、本学では就職部を置き、職業安定法に基づいて就職に関する業務を行っている。就職部は、求人開拓のための企業訪問、各種就職行事の開催、そして就職資料室の充実や個人面談など、学生の就職活動が円滑に進むようにきめ細かい就職指導を行っている。また、工学部では独自の企業説明会を多賀城キャンパスで開催するなどの便宜を図っている。就職状況や就職に関する問題については、各担当教員から、就職委員又は就職部を通して教授会で報告されている。

卒業生の進路状況については、大きく取り立てて問題とすべき点はないものと思われる。しかしながら、インターネットによる求人募集を行う企業が増加しているため、対応をスピーディーに行う必要性があり、環境の整備（メールネットワーク）が必要である。また、就職希望者と各企業との個人的な接触が増えてくるため、さまざまなトラブルに対して大学が対応できるシステムについての検討を行う必要がある。さらに、就職活動とは切り離されているが、インターンシップの普及も進んでいることから、その活用にも配慮する必要がある。

オ　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況

事例が特に報告されていない。

(2)厳格な成績評価の仕組み

ア　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

現在履修科目登録の上限設定は行っていない。また、学生の履修登録科目が一般的に少ない単位数にとどまっていると感じている教員が多く、その必要性について議題として提案される状況にはない。

教員の多くは卒業要件をわずかに超える科目しか登録しない学生や、履修科目の放棄による問題の方が大きいと感じている。また、上限設定を行わない方が学習意欲の旺盛な学生により多くの情報に触れる機会を提供できるという利点があると考える教員が多い。しかしながら、現在検討中の大学院進学者に対する3.5年卒業制度導入では、キャップ制による履修科目登録の上限設定を必要としており、キャップ制による一般学生の学習習熟への効果についても調査する必要がある。

履修科目登録の上限設定の導入は大学院進学者に対する3.5年卒業制度導入に関連して議論されているが、一般の学生へのキャップ制の導入が議題として取り上げられることはない。しかしながら、上限設定を導入した場合の利点と弊害について、今後教務・カリキュラム合同委員会において検討を行う。

イ　成績評価法、成績評価基準の適切性

シラバスには、成績の評価方法や履修上の注意を記載した欄が設けられており、教員により成績評価法や成績評価基準は異なっている。一般的には、定期試験における結果が中心となり、講義時間中に行う演習、報告書提出などの観点別評価を加えた総合的な評価が行われている。また、卒業論文は、口頭発表会における発表や質疑応答の状況、さらには論文内容も評価の対象となっている。

実験・実習科目などの複数の教員が担当する科目の成績評価は合議制であるが、講義科目の多くの成績評価は担当教員に評価方法や評価基準が委ねられている。これにより、一方においては評価基準にばらつきが生じるということにもなるが、他方においては学生に対して多様かつ多面的な評価が行われているとも言える。評価への疑問は、学生が担当者に直接に問い合わせることが可能であり、また期間と窓口を指定した評価疑問受付が用意されている。

中等教育の多様化と入学選抜方法の多面化に対応し、教育学習の効率化を図るため、必修科目や演習科目のクラス分け、少人数化を積極的に推進している。複数で同一科目を担当する場合には、担当者らが情報交換を行って一定の評価基準を設定し、学生に不公平感が生じないように注意を払っている。今後も学生に不満が生じないように、より明確な評価基準の提示と、担当者らの連携と調整が必要である。

ウ　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

学生の理解度や達成度を測定するための方法は、原則として年2回、学期末及び学年末に行われる試験による。また、小テスト、レポート等を含めて総合的に評価される場合も多い。欠席回数が授業回数の1/5を超えた場合は受験資格を失う場合もあることが周知さ

れている。成績評価は点数制（100点満点で60点未満不合格）である。不合格の場合は再履修となるが、その割合が５割に達する科目もあり、おおむね厳格な成績評価の行われている科目が多いと言える。成績評価の方法を定量的にシラバスに明記することを実行する教員も増えてきている。また、従来個々の教員の裁量により行われる場合があった再試験についても整備が進み、全学的に認められた統一的制度が平成17(2005)年度より導入され、成績認定過程がさらに明確になってきている。

新規の評価方法の導入は行われておらず、従来の方法をより厳格に着実に実行することが励行されつつある。試験は原則60分、場合によっては90分で行われるため、専門知識の一時的暗記を避けるような出題の工夫が必要であり、試験回数を増やすか試験以外の評価方法により、不十分な点を補っていくことが必要である。また、定期試験中の不正行為に対する規程の見直しも行われ、定期試験は比較的厳格に施行されており、監督者・持込物等に関してきめ細かい不正行為の防止のための工夫がなされている。また、担当者による評価基準の不統一は今後の課題として残されている。

評価が統一的でない問題を解決する方法として、授業担当者以外から構成される試験委員会による統一試験という方法が考えられる。さらに、進級試験的な性格を付与すれば、次項目から要請される点にも対応できる。また、絶対評価のみではなく偏差値評価を部分的に取り入れることも、科目間の評価の不均一を緩和する手段であろう。

エ　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

平成18(2006)年度からの新カリキュラムでは進級要件が次のように定められている。すなわち、２年次に進級するためには、学科ごとに指定する卒業に必要な単位数のうち25単位以上修得しなければならない。ただし、そのうち重点科目から卒業に必要な単位数のうち20単位以上を含まなければならない。３年次への進級には、重点科目から卒業に必要な単位数のうち50単位以上を含み、学科ごとに指定する卒業に必要な単位数のうち60単位以上修得しなければならない。さらに、重点科目から卒業に必要な単位数のうち85単位以上を含み、学科ごとに指定する卒業に必要な単位数のうち100単位以上修得したものが４年次に進級できる。留年者の割合は学科・学年で大きくばらつきはあるもののおおむね各々10～15％程度である。卒業研究は工学部の教育における最重要科目と位置づけられており、学科ごとの研究発表会や論文審査により、卒業研究の水準が十分なものに保たれている。また、工学部では14年ほど前から、卒業論文概要集を刊行し、学部教育の水準を外部に公開している。

４年次進級のために卒業に必要な単位数のうち100単位以上の修得を要求することはかなり厳しい印象を与えるが、４年では卒業研究や就職活動を進めなければならないことから考えると、妥当な水準であろう。ただし、進級要件で必要単位数が設定されているため、学生は個々の科目の単位を取得することのみに目を向けがちになり、得た専門的知識を体系化することを怠り、断片化したまま放置しがちである。そのため就職活動や卒業研究等、応用力が必要とされる局面で実力を発揮できない場合が多いように見受けられる。

学科課程における必修割合の減少により新たな進級判定基準が構築されおり、従来と同様の判断基準が保たれるようにしている。なお、工学部各学科では学生のプレゼンテーシ

ョンを含むコミュニケーション能力の養成を重視する科目が増しており、学生自身が相互にかかわるために、より客観的な評価基準が適応されるようになってきており、少なからず評価の厳格性が増してきていると思われる。上述の統一試験を進級試験的な観点から統合的に行うことで、学生が今までに得た知識を段階的に体系化し、自分のものとしていくことを助けることができると考えられる。

オ　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

工学部各学科ではこれまでにも学生の学習意欲を刺激するような工夫を導入してきた。例えば、機械知能工学科では、広範囲な機械知能の領域を学生個々の興味・関心を大切にして勉学への意欲を高め維持するように４コース制を採用しており、平成 14(2002)年度、平成 16(2004)年度、さらには平成 18(2006)年度と学科課程の改定に従って段階的にコース制を充実させてきた。さらに、１年次には導入科目として「機械知能工学基礎」を設け、基礎となる数学や物理学が工学の分野で具体的に利用されている実例を示し、更なる学習への刺激を持たせるような工夫している。

また、電気情報工学科の例では、平成 18 年度からの新しいカリキュラムの中に、「フレシュマンセミナー半期１単位必修」を開講し、電気情報工学科の教員が現在研究している内容と関連分野の最新の情報を紹介するなどして、学生の勉学意欲を向上させるべく工夫を行っている。一方では、４年の卒業研究の決定時期にあたる３年後期に「電気工学セミナー半期１単位必修」を設け、数名のグループに分かれ担当教員のもと、将来の進路に関連する技術の調査と、研究実施上の基礎知識を学ぶとともに、調査内容のまとめと発表を行うことで、コミュニケーション能力を培い、同時に勉学の自覚を促している。他学科でも入学してきたばかりの１年と卒業研究配属前の３年にほぼ同様な科目を設けて、学生の学習意欲を刺激するような工夫を行っている。

学生の学習意欲を刺激するような工夫を行った科目の導入は、比較的良好な効果が得られている。しかしながら、入学してくる学生たちが多様な教育を受けてきていることに加え、必ずしも工学に対して興味を持って入学してきた学生だけではないこともあり、１年の工学的な研究分野への知識も希薄な時期に専門性の高い研究が説明されることによる戸惑いや、逆に学習意欲を削ぐ場合もあり、教員側にも更なる工夫が求められている。

(3)履修指導

ア　学生に対する履修指導の適切性

工学部各学科における入学時の履修指導は、オリエンテーションにおいて、教務委員２名及びグループ主任（クラス担任）２名が学務部教務課職員とともに実施している。また、各学年においても、グループ主任及び教務課職員により履修指導がなされている。特に教職科目に関しては、専門的知識が要求されるので、教務課職員あるいは教職課程センター担当教員が相談にあたっている。グループ主任の指導は、生活指導も含み、進級条件と履修科目の決定についても相談に乗っている。また、各科目においても丁寧な履修指導がな

されている。

現在は学部改組・学科新設に伴い、新旧カリキュラムが同時に進行する複雑な状態にあるが、グループ主任及び教務課職員による履修指導は丁寧になされており、このような状況に対応できる体制も整っている。また、新しいカリキュラムでは必修科目の比率が下がってきており、新たな支障も生じることが予想され、そのための対策についての検討も必要になってくるものと考えられる。

今後、改組の進行に従い、ますます多様な状況への対応が求められることになり、教員と職員だけでは、時間的に対処しきれない状況になることも想定される。したがって、学生に対する履修指導を適切に行うためには、将来的には補助的な人員の確保についての検討が必要になると考えられる。

イ　オフィスアワーの制度化の状況

工学部においては、システムとしてのオフィスアワーは導入していない。しかし、個々の教員が担当科目の理解を促すために、補習授業あるいは個別相談を行っている。大学基礎データの表 22 によれば、現在の工学部教員の担当授業時間（1 授業時間 90 分）は、平均して教授 19.7、助教授 15.3、講師 12.4 であることや、学生の側も特に１、２年の時間割は過密であり、新たにオフィスアワーを設置し、しかも受講する学生に都合のよい時間と教室を確保することは極めて困難である。しかし、通常の講義だけでは、講義の進行についていけない学生が多く存在し、また一方では、通常の講義よりも高いレベルでの学習を希望する学生がいるのも事実である。前者のような学生の希望に応えるために、平成 18 (2006) 年４月に工学基礎教育センターが設立され、その運用が開始されたことにより、基礎的な数学・物理学に関しては、サポート体制が整いつつある。

オフィスアワーの制度化については、今後とも総合的な観点からの検討が必要である。しかしながら、工学基礎教育センターに加え、現在の工学部で行われている大学院学生が学部学生を指導するティーチング・アシスタント制度を更に発展させ、この制度のより一層の活用を図れば、教員の指導のもとに大学院学生が基礎的事項に関して学部学生を指導することも可能となり、オフィスアワーと同等の実質的な効果が得られ、より現実的な方策となると考えられる。さらに、学科によっては、全教員によるチューター制度も実施されており、教員と学生の距離を縮める努力がなされているが、TA 制度をさらに発展させた大学院学生によるチューターの実施にも大きな効果が期待できる。

ウ　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

留年者のうち、少なくない数の学生が、講義にはほとんど出席していない。工学部ではグループ主任及び教務課や学生課を中心とする職員が、履修指導、生活指導を含めた総合的な指導を行っている。しかし、留年を繰り返し、退学に至る場合も少なくない。登校できない学生の中には、精神的問題を持つ者が増えつつあり、専門家による指導が必要である。

留年者、あるいは留年予備軍となっている学生に対する指導はかなりの時間を必要とし、

その成果はなかなか見えるものではない。留年に至る根本的原因（生活の乱れ、アルバイト過多、精神的問題、病気あるいは身体的障害）についてしっかりと把握することが重要である。工学部にもカウンセリング・センターが設置されており、場合によっては専門家（カウンセラー、精神科医）と連携して学生指導にあたるように教員及び臨床心理士による相談体制が整えられている。

カウンセリング・センターが設置され、教員及び臨床心理士による相談体制が整えられるなどの学生へのカウンセリングのシステムが進展したことにより、一部の留年者に対するカウンセリングについては改善が進むものと考えられる。しかしながら、一般教員（カウンセリング・センター所員）の当番制による相談分担体制は、当該教員の負担を大きく増加させており、専門家の増員等の人員配置についての改善が必要である。

エ　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

平成18(2006)年４月に開設した工学基礎教育センターには、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザーを配置し、基礎数学や物理についての学習支援体制がスタートした。現在は基礎数学と物理の各々について各学科１名の当番教員が、設定された相談時間に、工学基礎教育センター棟内に常駐し、学習支援・学習相談にあたっている。

利用率は発足間もないことからまだあまり多くないが、今後入学者の基礎学力低下によりニーズは増大し、センター運用方法の工夫等により、利用率は上昇すると思われる。今後は学習支援・学習相談の範囲を専門の基礎科目にも広げて行く予定であり、アドバイザー制度の導入による学生の学修への成果が期待できる。

今後の利用率の増加を考慮すると、教員の負担の軽減や、利用の心理的障壁を低くするためには、大学院生TAの利用が考えられる。

オ　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

主に教員免許取得のための科目等履修生の割合が多く、また本学部の卒業生である場合がほとんどである。したがって、本人に十分な履修上の知識がある場合が大部分である。さらに教務課などを窓口として必要なサポートが行われている。また、学年の当初の４月の早い時期にオリエンテーションが持たれるなど教育指導上の配慮がなされているほか、担当教員の適宜の指導が行われている。なお、休講等の情報は携帯電話からも見られるようにしており、科目等履修生や聴講生にとっても有益なものとなっている。

(4)教育改善への組織的な取り組み

ア　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

各学科では基礎科目から応用科目まで体系的かつ段階的に学修できるように配慮したカリキュラム中に、コンピュータリテラシーやコンピュータの演習・応用等の情報教育を

適宜導入している。さらに、学生の学修の活性化と教育効果の向上を図るために、重要な基礎科目にはグレード制や演習を取り入れている。また、実体験による教育を重視し、低学年から高学年まで実験・実習を設けている。実験は少人数の班編成で行われており、教員数の不足を補い教育効果を高めるために、ティーチング・アシスタントを活用している。さらに、機械知能工学科や電気情報工学科の「フレッシュマンセミナー」あるいは電子工学科の学生実験における「プレゼンテーションコンテスト」等の学生のコミュニケーション能力や専門科目への動機づけを高めるための科目が導入されている。また、４年次の学生は研究室に配属され、教員のきめ細かな指導の下に３年次まで学んだ専門知識を実際に生かして卒業研究を行う。卒業研究は、研究結果を口頭発表し、論文にまとめるという一連の体験を通して、技術者・研究者としての総合的な素養を身につけることができる非常に有意義な科目である。

工学部においては、学生の学修の活性化は有効に進められていると考えられる。しかしながら、入試制度の多様化に伴い、入学者の基礎学力にも格差を生じてきている。これを是正するために、１学年には高校教育と大学教育のギャップを埋める導入的な教育科目である物理学基礎演習・数学基礎演習を取り入れている。さらに、推薦入試やAO入試の合格者に対して、入学前に添削指導による教育指導を行っている。入学前の添削指導にはほとんどの教員がかかわるようになっており、入学生の未履修・未修得状況を教員が把握することにもなり、教員の教育指導方法の改善にも役立っている。教育指導法の改善を促進する措置としては、関連する科目の教員同士の連携や学生による授業評価が相応の機能を果たしていると考えられる。また、卒業研究の指導を通して多くの時間を共有する研究室の学生から得られる情報や意見も有効な役割を果たしていると考えられる。

教育指導法の改善に関しては教員個人に委ねられているが、工学部では教育改善委員会による教育指導法の改善への組織的な取り組みが行われており、今後ともこの活動を継続強化して行くことによりさらに進展するものと考えられる。

イ　シラバスの作成と活用状況

工学部のシラバスは講義目的、回ごとの授業内容、成績評価方法、教科書・参考書と備考欄の履修上の注意のほかに、到達目標や準備学習等についても明示しており、目標を明確にして計画的に学習させるように改善を図っている。シラバスが記載されている大学要覧には、教育課程に対する履修順序表も掲載してあり、学生の希望する分野の専門課程や教職課程を順序よく履修できるように配慮してある。また、各種資格の取得方法についても明記してあり、学生の広範な要求に対応している。さらに、他学部・他学科の履修や単位互換による他大学の開講科目についても示されている。

このようにシラバスの内容は年々改善が進められており、適切に作成されていると言えるが、学生による授業評価アンケートによると、あまり有効に利用されてはいない。シラバスが記載されている大学要覧には工学部全体の内容が掲載されているため、かなりのボリュームとなっており、携帯性の悪さがこの一因として指摘されていた。しかしながら、数年前よりシラバスの電子化が行われ、学内外のネットワークから自由に参照することができるようになったことや、平成18(2006)年秋より構内無線LANによる参照が可能になっ

てきており、学生による活用が進むものと考えられる。

ウ　学生による授業評価の活用状況

工学部において学生による授業評価委員会により実施されている学生による授業満足度調査アンケートの総合的な結果は、工学部教授会で報告がなされ、最終的には集計結果が各授業担当者へもフィードバックされることにより、次年度の授業方法の見直しに役立っている。また、提出は任意ではあるが、各教員から提出されたアンケートに記入された学生からのコメントを編集し、全教員に公開されるようになっている。したがって、担当科目以外の学生からの意見等も教員が把握できるようになっている。しかしながら、評価結果をどのように授業にフィードバックするかは、個々の教員に任されており、その活用状況は教員によって異なっている。

学生による授業評価をさらに有効に活用して授業の改善を図るためには、教員の授業改善などの教育活動への努力も相応に評価されるように、学生による授業評価を定量的化し、教員の教育活動評価の一部に加えるなどの提案もなされている。しかしながら、工学教育における教育の重要性は各教員も十分に認識し、これまでにも検討が行われてきているが、教員の教育活動に対する評価は難しく、有効な評価法はいまだに確立されていない。

エ　FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

全学的には FD 推進委員会が組織され、新任教員を主な対象とする研修や FD 講演会等がほぼ定期的に開催されている。しかしながら、FD 活動に関心を示し、参加される教員は少数にとどまっており、それ以外の教員の参加を促すような取り組みが重要になってくるものと思われる。

また、講義形態や講義方法などの改善は、関連する科目の教員同士の連携や学生による授業評価があるものの、基本的には教員個人の裁量に委ねられている。特に、授業方法の改善については、近年プレゼンテーションソフトや AV 機器を使用して、画像やシミュレーション等の視覚的な情報をより多く提供して、学生の講義への関心を呼び起こすとともに理解を深めさせるなどの工夫が工学部においても行われるようになってきている。しかしながら、授業改善努力も個人的なものにとどまっており、教員のマルチメディア利用技術等の改善を含む授業改善への組織的な取り組みが必要であると考えられる。

オ　FD の継続的実施を図る方途の適切性

FD 活動の重要性は十分認識されており、全学的に組織されている FD 推進委員会が FD の継続的実施について主導的な役割を今後も果たして行くことになる。現在の FD 活動は、スピードといった面ではその進展が幾分遅いようにも感じられるが、早急な FD 活動や改善の推進は教員への逆効果も懸念され、現状の FD 推進委員会による活動は FD の継続的実施を図る方途としては適切であると考える。

現在 FD 推進委員会によりほぼ定期的に開催されている FD 講演会や、主に新任教員を対

象に行われている研修に加え、今後は授業スキル改善のサポートとなるような、より実質的な研修が導入されることによりFDの適切な継続的実施が図られるものと考える。しかしながら、FDに費やす時間、労力及び費用を費やしすぎると、本来の授業準備に必要な時間、労力及び費用に影響が及ぶこともあり、継続的なFD活動を推進するには、本来の目的を見失わずバランスに配慮して、地道に取り組む必要がある。

カ　学生満足度調査の導入状況

工学部学生による授業評価委員会により、多くの科目に対して学生による授業満足度調査のアンケートが実施されている。このアンケート調査の総合的な結果については、工学部教授会で報告がなされ、最終的に各授業担当者へ集計結果がフィードバックされ、次年度の授業方法の見直しに役立つように配慮されている。また、年度ごとにアンケート項目の見直しを図り活性化に努めている。また、学長及び学部長宛の無記名の投書箱を設けており、学生の意見や要望・希望並びに不満等を受け入れる制度を設け、定期的に回答を行うようにしている。このほか、工学部学生を代表する工学部学生委員会との合同協議会が開催され、学生と大学の役職者が直接話し合う機会も設けられており、学生個々の要望や意見を調査する一つの機会ともなっている。この合同協議会の内容は教職員にも文書で配布され、工学部学生の要望や意見が教員にも周知されるような配慮もなされている。

現在、学生による授業評価はほとんどの科目に対して行われているが、実施率は7割程度とまだまだ改善を要することや実験・実習や卒業研究等については実施されていないなどの問題も残されている。今後実験・実習や卒業研究等においても調査アンケートの実施が望まれる。

授業満足度調査のアンケート自体は学生及び教員の双方にほぼ定着したと言えるであろう。しかしながら、その実効性についての学生からの疑問も少し見られるようである。学生による授業評価には、学内で委員会を設け順調に取り組んでいるが、授業評価の内容と有効性についてもさらに検討すべきである。

キ　卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

特別な仕組みは現在特に行われていないが、各学科の卒業生からなる同窓会があり、同窓会の会合において、先輩という立場から工学部あるいは学科の教育について、種々意見が寄せられる場合がある。このような卒業生からの貴重な意見を学生教育に反映させるような仕組みも検討する必要があると考えられる。また、卒業時に在学時の教育内容・方法を評価させるような仕組みを導入すること、より効果的な授業評価が得られるだけでなく、FD推進に役立つものと思われ、今後検討すべき課題である。

(5)授業形態と授業方法の関係

ア　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

通常科目の授業形態は講義形式で行われているが、主要な専門科目の講義ではクラスを２つ以上に分けるなどして、できるだけ少人数化を図り、学生の基礎学力を増進させるための工夫を行っている。また、英語の講義では教員当たりの学生数の少人数化に加え、入学直後のオリエンテーション期間中に試験を行って、その成績により学生を振り分けたグレード別による講義が行われている。また、講義を受講した学生の理解を助けるために、主要科目について講義とは別に演習科目が設けられている。さらに、口頭発表力・討議などのコミュニケーション能力を高め、自主性と自立性を有する技術者を養成できるような機会を増やすような授業もカリキュラムに取り入れている。

講義方法ではパソコンやマルチメディアプロジェクターによる動画教材を取り入れるなど、学生の講義内容の理解を助けるための工夫が凝らされるようになってきている。また、講義室の空調設備が整備され、学生が講義に集中できる環境も改善されてきていると思われる。このほか、実験科目においては多くの実験に大学院生をティーチング・アシスタントとして配置することにより、より効果的な学生への実験指導が行われている。

少人数科目を配置した学生の基礎学力の増進についての有効性を評価するにはさらに多くの時間を必要とするが、少なくとも意欲を持った学生には効果的な方法である。また、英語のグレード別授業や少人数化についても同様であるが、受講者の少人数化は学生の欠席や遅刻の減少や対話型の授業が実施しやすいなどの長所を有する。したがって、各学科の専任教員数や教員の担当科目等の問題もあり、その実施には解決すべきいくつかの問題もあるが、授業の少人数化促進に向けての検討を継続的に行う必要がある。

近年の受験人口の減少とそれに伴い入学してくる学生の学力低下に対応するため、授業方法や内容の検討を進めてきた。授業内容の検討に比べ、授業方法の改善はやや遅れ気味であるが、今後とも授業方法の改善についての検討を進めていく必要がある。加えて、少人数科目の適正配置による学生の勉学意欲向上への方策を継続して調査検討する必要がある。

イ　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアを活用した教育のための設備は、コンピュータ関連科目の講義演習を行う情報処理演習室や図書館以外にも、多くの講義室に設置されている。このほか、学科に数台の共用マルチメディアプロジェクターが設備されており、学科内における学生発表や学生への説明用などに利用されているほか、貸し出し用のマルチメディアプロジェクターも準備されており、コンピュータ関連科目以外でも、マルチメディアプロジェクターを使用した講義が行われるようになってきている。このようにノートパソコンとプロジェクターの小型化により、どこでもマルチメディアを活用した授業が可能になったとはいえ、プロジェクターとスクリーンが教室に設置してあれば、設置時間のロスが軽減できる。またスクリーンを見やすくするためのサブモニター設置も望ましい。このため、さらに多くの教室への視聴覚設備設置が計画的に進められつつある。

マルチメディアを活用した講義は視覚的に資料を学生に提示できることから、学生の講義内容の理解を助けるという大きな長所を有する。さらに、学生発表等で利用することにより、学生のマルチメディアへの習熟の機会を提供することにもなり、マルチメディアの

活用が一層進展すると考えられる卒業後の社会活動において、専門知識以外の有用な力となるなどの利点も考えられる。マルチメディアを活用した講義の実施による受講学生のノートやメモの記述力低下等の問題は残されてはいるが、マルチメディア使用時の講義ではスピードが速くなりがちでノートを取りにくい、あるいは部屋を暗くする必要がある等のいくつかの問題点は、ハンドアウトの配布やプロジェクターの高輝度化等の教育技術の改善により克服されつつある。

また、マルチメディアの活用によるキャンパス間の遠隔講義システムの整備は、キャンパス間を移動することなく本学の総合大学としての有利性をさらに活用でき、学生への多様な教育機会を提供し、教育環境の更なる改善につながる有用な方策である。

ウ　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

平成18(2006)年5月現在工学部では単位を認定する「遠隔授業」による授業科目は行われていない。「遠隔授業」は学生に多様な学習機会を提供するという大きな長所があり、その実施は時代の趨勢でもあると考えられる。「遠隔授業」を適切に利用して専任教員による講義を減らすことができれば、教員が学生指導により多くの時間を割くことができるという長所がある。加えて、少子化による受験人口の減少とそれに呼応した大学教員削減による影響を補完する手段としても有効である。

将来の工学部における学生指導の充実並びに効率の良い学生教育の実施に向けての「遠隔授業」の導入は、重要な検討課題である。

(6) 3年卒業の特例

ア　4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

工学部では、大学院への飛び級制度は既に設けられて運用されているが、この制度では卒業扱いとはならない。したがって、4年未満で卒業を認める制度はないが、大学院進学者に対する3.5年卒業制度導入の検討が進められ、平成19(2006)年度から実施する予定で手続きを進めている。

3．国内外における教育研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学の国際交流は、(a)「国際学術交流」(b)「学生の海外留学」(c)「外国人留学生の受け入れ」を3本の柱としており、それらの基本方針は「国際交流委員会」で構築・確立され、「国際交流部」で実施されている。工学部の教員からも国際交流委員会委員及び国際交流部副部長が選任され、これらの組織に加わっており、国際化への対応と国際交流の推

進に関する基本方針は適切に策定されていると考えられる。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

教育研究交流制度としての在外研究員制度があり、工学部全体で毎年に約１名が派遣されている。この制度は国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための派遣制度としては非常に有効であり、本学における一つの特色であるとも言える。

しかしながら、工学部では工学教育の特殊性から一般に教育負担が大きいことや教員定数の固定化により在外研究員として派遣中は他の教員がその分の仕事を分担しなければならないなどの問題もある。したがって、制度上は可能であるが在外研究員制度を２回以上利用することはほとんど不可能な状況にある。このように国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるのに適切な制度はあるが、ある程度の制約もあるのが実情である。若手教員が積極的にこの制度を利用できるように、派遣中の各学科への人的補助体制などの環境を整備することにより、特色ある制度をさらに有効に活用できるようになると考えられる。

ウ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

工学部には現在電気情報工学科に３名、環境建設工学科に２名の外国人（２名が中国、３名が韓国）教員が勤務しており、教育研究上は、特に外国人教員として認識されることなく職務に励んでいる。このように工学部では、外国人教員の受け入れについては開放的であり、受け入れ態勢も整備されていると言える。また、国際化がますます進展する時代にあって、学生にも良好な影響を与えている。

このほか、外国人客員教授の制度が設けられており、工学部及び工学研究科でも受け入れが可能で、居室等も準備されるようになっている。大学基礎データの表 12 に示されるように、工学部及び工学研究科には平成 15 (2003) 年度と平成 17 (2005) 年度に各１名が短期滞在した。

しかしながら、外国人客員教員の受け入れは土樋キャンパスの国際交流部国際交流課が窓口となっている。そのため工学部では諸手続きが不便な場合もある。生活面でのサポートは、受け入れの窓口となった教員が研究室ぐるみで行っている場合が多いが、住居に関しては当該部署での対応が行われてきているので、順次整備が進むものと考えられる。

エ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

本学に設置されている教育研究所に工学部からも教員が所員として加わっている。また、教育研究及びその成果の外部発信については、東北学院大学研究業績としてまとめられ、２年ごとに公表されてきた。工学部各学科の教員も、それぞれの専門分野の学会において研究成果を論文及び口頭発表の形で報告するとともに、講演会などにも講師として招待されるなどの活動を通して積極的に行われている。

しかしながら、これらは多くの大学で行われている一般的な方策に対して、特段の特色を有するまでには至っていない。

今後教育研究及びその成果の外部発信をさらに進展させるためには、インターネットを利用した発信が有効であるとの意見もあり、英語部分の充実も含む各学科ホームページの整備が急務であり、その整備と維持のために予算措置が必要となってくる。

教養学部

１．教育課程等

(1)学部・学科等の教育課程

ア　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

人間科学科

現在、人間科学科は社会学・心理学・教育学・体育学の４部門から構成され、それぞれに５～８名の教員が配されている。ただしコース制はとらず、発足以来、緩やかな相互連携の下に人間科学の専門教育に携わるとともに、他学科にも及ぶ全学的な規模で現代教養人の育成に努めている。教育目標とするのは、人間の置かれた現実を各種の実証的な研究を通して的確に捉え、その成果に基づいて魅力的な人間像・社会像を提示する能力を育てることである。この目標は、「知的、道徳的及び応用的能力」（学校教育法第52条）、並びに「幅広く深い教養」「総合的な判断力」そして「豊かな人間性」（大学設置基準第19条）の育成・涵養に通じるものである。

狭い専門領域にとらわれない一方で、学生の取り組み方次第では、徹底した専門研究も可能であることは、本学科の特色と言ってよいだろう。科目の選択の仕方によっては、広く浅い知識に終わる危険もないわけではないが、学生には自分自身の地歩をしっかり固め、その上で隣接領域の多様な知見に目を配るよう指導を心がけている。

人間科学の構成分野や研究領域は、必ずしも固定していない。時代の要請に応える柔軟な教育体制を維持発展させるためにも、先端科学技術をはじめとする隣接諸科学の今日的成果を講義内容やカリキュラムに取り入れるよう努めている。

言語文化学科

教養学部は大学設置基準の大綱化以前に、当時の諸法規の精神に即して設立されたものであるが、今日でも、上記の理念・目的に基づく教養学部のカリキュラムは、他項で述べるように、学校教育法第52条のうたうところの、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という精神にいささかも抵触することなく編成されている。また、大学設置基準第19条のうたうところの、「大学は当該大学及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目」は、これもまた教養学部は可能な限り体系的・段階的に開設・編成している。その開設・編成の大前提は、同条の２項目のうたうところの、

「教育課程の編成に当たっては、大学は学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない」という精神であって、平成９(1997)年のカリキュラム改定も、この精神にのっとって行われ、現在に至っている。

その意味で、教養学部は上記の２法に照らして、適正かつ妥当なカリキュラム編成であると言われてよい。特に、設置基準の大綱化以降、他学部ではいわゆる「一般教育科目」の削減が行われたのであるが、教養学部はそれを行わずに、「幅広く深い教養及び総合的な判断を培い、豊かな人間性を涵養する」ところの科目数を、学科共通の「学科専門科目第１類・第２類」等の形で増加させた。このことは教養学部のカリキュラムの「長所」と言われてよいのであるが、しかし、加速化の度を増す現代社会の変貌に照らして見れば、決して完璧なものとは言いがたい。

今後とも、時代に即応した授業内容の充実化と更なる体系化というカリキュラム改編の努力を怠らないつもりである。

情報科学科

１・２年次には教養教育科目のほか、コンピュータの基本操作やプログラミングの入門、数学の基礎を学ぶ。３・４年次では、演習や総合研究に加えて多様な専門科目が設けられており、１・２年次に学習する基礎知識を応用してさまざまな分野に発展させ、より深く広く理解できるよう配慮されている。教授陣の専門分野も多岐にわたり、学生の多様な興味に対応できるように幅広いカリキュラムが組まれている。このように、現行のカリキュラムは教育基本法第52条が求める「広い知識」、「深い専門の学芸」の教授を満足している。また、大学設置基準第19条の「幅広い教養」、「総合的な判断力」、「豊かな人間性」の涵養については、上記の専門科目に加えて、充実した教養教育科目がその役割を果たしている。同時に「高い技術と広い視野の習得」という学科の理念に元づく教育も実現されていることになる。

このカリキュラムが実際に有効に働くためには、教員の努力によって旺盛な好奇心と理解したいという意欲が学生側に喚起されなければならない。この点については授業評価などを踏まえ、絶えず教授法や教材にフィードバックし軌道修正し続けるつもりである。

地域構想学科

現在、地域構想学科は「人と自然との関わり」領域、「人と人との関わり」領域、「生涯にわたる健やかな生活」領域の３領域から構成されている。各領域を担当する教員を既存の学問分野で表現するなら、「人と自然との関わり」領域は主に自然地理学、「人と人との関わり」領域は人文地理学及び社会学、「生涯にわたる健やかな生活」領域は社会福祉学及び地域スポーツ学である。各領域それぞれに５名前後の教員が配されている。

地域構想学科の教育課程は、１、２年次にはどの学生もこれら３領域すべての授業を受け、その後３、４年次になると学生本人が選択した一つの領域において研鑽を重ねる、といったプランのもとに策定されている。また、いずれの領域の授業においても、大学のキャンパスを出て、現実の地域において実施されるフィールドワークを重要な教育手法として実践している。このことにより、複数の要素が絡み合って成り立っている現実の地域を

多角的に捉える幅広い視野を得た上で、専門知識を駆使してその地域を変革していく人材の育成という教育目標の達成が目指されている。

こうした地域構想学科の教育課程は、「知的、道徳的及び応用的能力」（学校教育法第52条）、並びに「幅広く深い教養」「総合的な判断力」そして「豊かな人間性」（大学設置基準第19条）の育成に通じるものである。

どの学生もこれら3領域すべての授業を受け、その後、学生自らが選択した一つの領域において研鑽を重ねる、というプログラム、そして大学のキャンパスを出て、現実の地域において実施されるフィールドワークを重視する教育手法、卒業生が出ていない現時点で成功／失敗を断ずることは困難であるが、現在2年生である第一期生を見ている限り、おおむね成功していると考えられる。

しかしながら、フィールドワークを重視する教育方法は、それによって得られる教育効果は非常に大きいが、他方、それを担当する教員に多大な労力と時間の支出を課す。高度な教育の質を維持するためにも、この教員の負担を軽減することが問題である。

上記の問題点があるからといって、本学科の教育課程の中核的特色である、フィールドワークを中軸とする実習を廃止してはならない。専門教育に携わる人的資源の強化を模索する一方、科目運営を工夫することによって、教育の質を維持・向上する努力を行う。

イ　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

人間科学科

「人間科学」は、ある領域にわたる個別諸科学に対する総称という面があり、明確な学問的体系性を必ずしも有しない。そこで本学科では、教育項目を「社会生活と人間」「人間の心と身体」「人間の発達」「社会の変化とライフスタイル」の4領域に整理し、これらを「個人と社会」及び「構造と変化」という二つの観点から考察するという独自の方針を採用している。同時に、社会学・心理学・教育学・体育学の4部門に関しては、それぞれに基礎論及び実験・調査実習の科目を設けることによって、基本的な知識や技能の教授に努めている。

一学科の組織の中で上記4部門の教育を充実させるには、スタッフや施設・予算の面などにおいて大きな困難を伴う。個別諸科学の総合を実りあるものにするには、それぞれの分野の充実が欠かせないとはいえ、他方、後者に重点を置けば前者が忘れ去られてしまうというジレンマがある。この問題について長らく検討を重ねてきた結果が、上記の体制である。

さまざまな機会に「学際」あるいは「総合」という言葉が掲げられるが、その実践となると容易ではない。各部門の教育を充実させることを通して、人間科学の視点を幅広く身につけ、また「基礎学力と複合的視野を兼ね備えた、自ら問題を発見し解決を模索する能力を持つ」ことを達成するという目標を、教員と学生が絶えず意識していく必要がある。

言語文化学科

現在のカリキュラムは、設置基準の大綱化の際、(1) 学際科目の重層的開設による総合

性の確保、(2) コンピュータ関連科目や実験と実習の実践的科目の重視、(3) 実社会における知識の運用能力の育成を目指した新方式の「総合研究（卒業課題）」の採択、という原則をもとに編成された。その根幹は、「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」「学科（学部）専門科目」「専攻（学科）専門科目」の５類であり、加えて、「教職に関する科目」と「社会教育主事に関する科目」「日本語教師に関する科目」が付設されている。

この中の「教養教育科目」群はさらに５類に分かれ、第１類は建学の精神に基づいた「キリスト教学」であり、第２、第３、第４類は伝統的な人文・社会・自然の３種の諸科目に対応している。第５類は研究活動の基礎となる科目や学際的な高度の教養科目からなり、「教養科目」と各学科の「専門科目」を学問的につなぐ役目を担っており、このことがまた教養学部のカリキュラムの特色の一つとなり、長所と言われてもよい。また各専攻（学科）共通の専門科目である「学科（学部）専門科目」も、教養学部の理念を具体化したものであって、ここには、研究活動の意義を説く「学問のすすめ」や総合科目としての「現代社会の諸問題」等が開設されている。最新のカリキュラムでは、この群に「演習」と「総合研究（卒業課題）」とを開設している。これは、学生が他の専攻の教員の「演習」や「総合研究」にも参加して、事象の多角的な考察能力をより一層修得できるようになることを意図したものであり、これもまた教養学部のカリキュラムの特色の一つであって、長所と言われてもよい。しかしまた、基礎的一般的なものから専門的学際的なものへと多様な科目を段階的に開設して、学生の自主性を尊重して卒業単位修得のコースも多様化させたこのカリキュラムは、確かに学部の理念・目的や教育目標と体系的に対応しているとはいえ、一面で、学生の一部に自らの専門性をめぐって、ある種の困惑を感じさせていることも否定できない。

この問題の解決策は、ひとえに教養学部教員各自が、自らの研究活動をもとにその教育活動に学部設立の理念を具現化し、内容を一層充実して、学際性と総合性の意義を学生に自ずと知らしめていく努力にかかっている。

情報科学科

情報科学科の専門教育は、「コンピュータ教育」、「数学の基礎」、「生命・生体情報」、「現代科学の基礎」並びに「教職（数学、情報）等に関する科目」によって構成されている。１年次では、まず習うより慣れろの方針でコンピュータの操作やメンテナンスに習熟し、さらに一般的なアプリケーションの使用法などを学習する。２年次からはプログラミングの学習が始まり、３年次と４年次の主要科目にはそれぞれ情報科学演習と総合研究がある。学科の理念であるコンピュータ技術の習得は４年間を通じて行われるが、広い視野の習得に結びつく科目は、主として教養教育科目や学部共通科目などが配当される１・２年次に集中している。

コンピュータ技術の習得に関しては、教員が詳細なマニュアルを準備して実習を行い、１年次であっても比較的高度な技術に触れることもあるが、操作手順の習熟が先行するため、なぜこのような操作をするのか、あるいはコンピュータ内で何が起きているかなどといった事項についての理解は３年次の専門科目や情報科学演習まで待たされる傾向がある。一方、学際性の高い学部共通科目などの履修により、広い視野の習得が図られているが、現状ではその成果は学生の意識や主体性に大きく依存するという課題がある。

地域構想学科

現実の地域を多角的に捉える幅広い視野のもとで、専門知識を駆使してその地域を変革していく人材を育成するという教育目標を具体化するために、地域構想学科の教育は、「人と自然との関わり」領域、「人と人の関わり」領域、「生涯にわたる健やかな生活」領域の３領域から体系的に行われる。こうしたコンセプトは、地域の現実が、さまざま要因が複雑に連関して構成されているという事実、そして人間はそうした地域の中で誕生し、成長し、老い、そして死を迎えるという事実、こうした二つの事実を見据えることから生み出された。

地域構想学科で学ぶ学生は、１年次科目「地域構想学入門講義Ａ」「地域構想学入門講義Ｂ」において学科に所属する全教員から講義を受け、地域構想学科の３領域がカバーする問題群に関する知見を獲得する。また１年次科目「地域構想学基礎実習」では、この３領域の基本的技法を習得する。

さらに、人と自然とが如何なる関係にあるかは、人と人とが取り結ぶ社会関係に規定され、同時に、人と人との社会関係は、人と自然との関係の如何に左右される。そして人と人との関係、人と自然との関係は、人の加齢に応じてそれぞれ変化する。こうした上記３領域の相互関連に関する認識を習得する授業も、２年次以降の、フィールドワークを中軸とする各種実習等で行われる。

既に述べたように地域構想学科では、１、２年次にはどの学生もこれら３領域すべての授業を受け、その後３、４年次になると学生本人が選択した一つの領域において研鑽を重ねる、というプログラムのもとで教育課程が構成されている。こうしたプログラムは、まさに学科の教育目標を実現させるために組まれている。さらにフィールドワークを基軸とする各種実習によって現場感覚の要請にも努めている。これらは評価されて良い。

しかしながら、限られた教員で、構想したプログラムどおりに教育実践を積み重ねるには、過重な負担が教員に課せられるのが問題点である。

学科開設２年であるから、学科の教育課程を改革するのは、早くとも第一期生が卒業する２年後以降となる。その教育課程の改定作業において、上記の問題点を解決すべく、現時点から、現行の教育課程を注意深く点検してゆくつもりである。

ウ　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

人間科学科

本学科の所属する教養学部は、その性格からいって、教育課程を基礎と専門に区別することが困難であり、またそうした区別を取り払うことに教養学部の面目があると言っても言い過ぎではない面がある。もとより、それは４年間の教育が入門レベルに終始することを意味するものではない。個々の専門知に自足することなく、総合的な視点から問題の追求・解決にあたるということにほかならない。その意味において、我々は基礎教育を専門教育から切り離すことなく、両者を一体化した教育課程と捉えている。

「倫理性を培う教育」に関して言えば、キリスト教精神に基づいて徳育、人格教育を施すことが本学全体の教育目標であり、本学科がこの目標に従ったカリキュラムの下に運営

されていることは言うまでもない。

現行のカリキュラムは、１・２年次に、伝統的な人文・社会・自然という基礎教育の枠組みに加えて、コンピュータ技能をはじめとする今日的な読み書き能力、及びボランティア活動といった社会と直結する実践活動などに重点を置いた科目群を設けている。こうした技能の習得を通して机上の学習が具体的に活用されるよう心がけている次第である。

形式上、学科課程表では教養教育科目と専門科目とを区別しているが、上記のように、この区別は教養学部及び本学科にとって本質的なものではない。この姿勢が学生にもよく伝わるような課程表の作成がいずれ必要になると思われる。

言語文化学科

教養学部の教養課程において基礎教育として位置づけられているのは、旧カリキュラムの「一般教育科目等」に相当する「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」である。特に、「教養教育科目」群の第１類必修の「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」は、本学の建学の精神であるキリスト教の倫理と精神とを教授する計８単位の科目である。さらには、「学問のすすめ」や「人間の科学」「言語と文化」「情報の科学」「地域の科学」「現代社会の諸問題Ⅰ」等の「学科（学部）専門科目」の一部も、先にも触れたように、教養学部では基礎教育科目として位置づけけられている。したがって、その意味では、教育課程における基礎教育や、倫理性を培う教育の位置づけは十分尊重されていると言ってよい。

加えてさらに、教養学部教授会は、平成９(1997)年に、設置基準の大綱化に伴う教育課程の改定にあたり、「『教養』とは単なる博識でも、また単なる専門知でもない。原理的な識見を持ち、それを実践に活かす智恵をいう」と考える教養学部の教育の原点として、以下のことを教授会決議という形で確認していることを、ここに付記したい。『…〈時代に対処する深い智恵と強い意志を持つ人々を新しい倫理の主体として社会に送り出す〉という大学本来の使命に寄与する』。このような決議を教授会ですること自体、ある意味では教養学部の教育の「長所」と言われてもよいのかもしれない。

しかしながら、全学的に決定されて減少化する卒業単位数や、限られた開講科目数の中で１年次と３年次に開講される「キリスト教学」の８単位の存在が妥当な数であるかどうかについては、異論がないわけではない。

この問題の解決は全学的な論議を待つしかないのであるが、ただし、教養学部の「倫理を培う教育」は「キリスト教学」のみに頼るのではなく、教養学部教員各自が上記の「大学本来の使命」を忘れることのないよう、努めることにかかっているのである。

情報科学科

専門と直接つながらないが、人間性を高めるための教養教育として、１・２年次には、教養教育科目・外国語科目・保健体育科目という科目群が置かれている。さらに、倫理の最たるものとして、本学の建学の精神を培っているキリスト教学及び日々の礼拝が、大きい意味での倫理教育の一環を担っている。

専門に直結する基礎的分野としては、コンピュータや数学系科目を中心として、基礎学力を重視したカリキュラムを組んでいる。さらに、演習や実験・実習の時間には、学生が教員と議論を行ったり、自らプログラムを組み、計算を行ったりするなど理解を深めてい

る。また、「情報社会と情報倫理」という科目を２年次に設けて、情報化社会の倫理観についても、きめ細かな教育を行っている。

基礎教育の重要性は言うまでもないが、はたしてあげたような科目で十全であるかと問えば、とても十分とは言い切れない。情報科学科の場合、教養教育科目は他学科と共通であるが、他学科が初年次に配当している基礎演習（基礎科目と位置づけられる）が情報科学にはないため、少なくとも他学科に比べて基礎教育が不足している可能性が高い。とりあえず現在のカリキュラムの既存の科目に分散させる、あるいは視聴覚教材を利用して自習で補うことなどで対応したい。

地域構想学科

この点に関しては、地域構想学科も教養学部他学科、つまり人間科学科、言語文化学科、情報科学科と同様である。すなわち、教養学部においては、基礎教育が専門教育と一体化した教育課程の中で位置づけられていること、また「倫理性を培う教育」に関しては、キリスト教精神を建学の精神とする本学全体が徳育、人格教育を重視し、さまざまな教育的工夫がなされている。

地域構想学科の教育課程において、１年次教育の基本的目標は、地域構想学科で学ぶことへの動機づけと基礎作りである。それを達成するべく「地域構想学入門Ａ」「地域構想学入門Ｂ」「地域構想学基礎実習」といった授業を実施している。学部共通の基礎教育諸科目に加えて、学科専門科目としてこれらの授業を行うことにより、所期の目標はほぼ達成されている。

「倫理性を培う」点に関して、地域構想学科は、学科の教育方法の特徴である各種実習において、現実の地域に積極的にかかわっていくことにより、ほかには見られない長所があると考える。すなわち、単なる机上で語られる倫理性ではなく、現場の中で生きている倫理を自らの身体を通して知る、という点である。

形式上、学課課程表では教養教育科目と専門科目とを区別しているが、上記のように、この区別は教養学部及び本専攻にとって本質的なものではない。この姿勢が学生にもよく伝わるような課程表の作成がいずれ必要になると思われる。

エ　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

人間科学科

理論と実践の両面から課題に取り組むために、本学科の専門科目は講義及び実習の二つの形態からなっている。講義科目については、各基礎論（１年次）を講じた後に、上記４つの教育項目の下にそれぞれ６～７コマの特殊講義（２・３年次）を配して、今日的なテーマを個別科学横断的に提供している。実習科目については、「人間科学基礎演習Ａ・Ｂ」（１年次）に始まって、各個別科学の実験・調査実習（２・３年次）を体験し、そこで習得した技能を「人間科学演習」（３年次）及び「総合研究」（４年次）において活用するという流れを設けている。総合研究の成果は卒業論文として提出することが義務づけられており、大学生活４年間の総決算となっている。

このような授業科目の組み立ては学部開設以来数度の検討・改定を経ており、学科の理念を実体化するものとしてはかなりの程度満足のいくものであると考える。また、学校教育法第52条にいう「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」目的には、十分にかなったものと言える。

専門的授業科目と学科の理念等との適合性については、今後も個別諸科学の進展をにらみながら絶えず検討を続けることが必要と思われる。また、教養学部及び人間科学科の理念に照らして、個別科学に偏ることなくしかも総花的に終わらないようなバランスの問題については、今後も検討が必要である。

言語文化学科

教養学部のねらいとするところは、１分野の細かな専門的知識を持つ従来の型の専門人の育成ではなく、深く基礎づけられた広範な知識を基盤とした創造的判断力を持つ新しい型の教養人（ゼネラリスト）の育成にある。この深く基礎づけられた広範な知識のために、教養学部のカリキュラムの「深く専門の学芸を教授研究」する科目群として、各学科の「学科専門科目」が多数開設されている。言語文化学科では「異文化理解やコミュニケーション能力の涵養」である。言語文化学科では、英語と、独・仏・中のどれか一つを第二外国語として選択し、これらの外国語の修得と並んで、言語理論、文化理論を学ぶことによって、異文化を本質的な次元で理解ができるコミュニケーション能力の涵養を目指している。

言語文化学科は、教養学部の中で、最も教養的な側面の強い、いわゆる人文系の学科である。外国語の修得を専門課程にまで延長しており、それ以外にも、言語理論、文化理論、文学・芸術理論が選択的に学習するようにカリキュラムが組み立てられている。その反面、言語文化学科は、専門的な知識・技能の修得という点になると、語学以外は、誰の目にもはっきりと見える形で示すことは難しいかもしれない。しかしながら、学生は４年間を通じて、自分なりに問題を見つけ出して、専門的な知見から、研究する態度を確実に見につけている。特に３年次の演習や原典講読、４年次の総合研究等で、みっちり仕込まれることが大きい。これが、言語文化学科が目指しているグローバル・リテラシー教育ということである

異文化を深く理解できて、実際に異文化との橋渡しができるようになるという言語文化学科の専門性は、今日の大学教育の一つのあり方として、高い次元でのリテラシー教育を実現していることは、誇るべきである。しかしながら、身につけたグローバル・リテラシーを現実に、どのような場面でどのようにいかして行くかという点では、まだ改善の余地がある。

外国語教育に実践的なものを増やすとともに、専門的な知識を現実に応用する実践的な専門教育の機会を開発すべきであろう。言語文化学科は、実験系の学科でも、実習系の学科でもないが、実習系人文科学を模索する必要がある。

情報科学科

学際的な視野を持った情報技術者の育成という目標達成のために、１・２年次に学習した基礎がどのように応用され展開していくかが、３・４年次の専門科目で学べるように科目の配当を行っている。特に、３年次の情報科学演習では、少人数に分かれ、それぞれの

専門分野で十分に理解を深め、応用能力を身につけ、４年次の総合研究へと進展できるよう配慮している。

新たな教養人＝ゼネラリストを提唱する教養学部の理念と、学科の専門科目の開設とは、少なくとも一芸に秀でることによる社会的貢献を目指す限り、学校教育法第52条の趣旨に十分沿うものである。

学部、ひいては学科のこの作り方は、教養部分と専門部分の調和という大いなる特色の一つである。個性的、かつ創造的な人材の育成のための好ましい教育環境であると思われる。しかし、１・２年次の基礎の具体的な内容、及び基礎と３・４年次の高度な専門科目との連携などはまだ完成・成熟の域には程遠いものである。

上記の課題の解決には、１年次の演習科目であるコンピュータリテラシーA、Bやコンピュータシステム概論の内容の再検討も必要である。３・４年次でどのような科目を選択するかによって、現状では１・２年次の履修科目の多くが生かされない結果となるからである。習うより慣れろの部分と理解を要する部分との仕分けを明確にし、３・４年次の教科との関連、４年間の学習の中での位置づけを示しながら授業を行う必要がある。

地域構想学科

地域構想学科の専門科目カリキュラムは、１年次より４年次までそれぞれの学年で講義科目と実習科目をバランスよく体系的に構成されている。１年次には、学科を構成する３つの分野全体を概観するための講義科目「地域構想学入門A」「地域構想学入門B」、３つの分野の主要な研究手法を体験する実習科目「地域構想学基礎実習」が開講されている。これらは必修科目であり、学生全員が履修する。

こうして学科の専門領域全体に関する知識を得た上で、学科の学生たちは２年次において各自の学問的関心に応じて、特定分野の実習である「地域構想学発展実習」で実践的な学習を行いつつ、２年次から３年次にかけて本格的に開講される専門講義科目で専門的な知識を習得する。この２年次には、学科の３つの主要分野の土台となる基礎論講義も開講され、３つの主要分野の相互関連についての見識が獲得される。３年次には専門講義科目と専門実習科目に加えて、全員が少人数ゼミである「地域構想学演習」で学ぶことにより、専門を深める。そうした学習の上に、卒業論文である４年次「総合研究」が、大学生活の総決算として位置づけられている。

このような授業科目の組み立ては、学科の教育理念を現実のものとするために、長い時間をかけ慎重な議論を重ねて案出された。少なくとも学科開設２年の時点では、かなりの程度成功していると評価している。また、学校教育法第52条にいう「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」目的にも適合している。

専門的授業科目と学科の理念等との適合性については、新設学科であるがゆえに、今後も学科としての教育経験を積み重ねていく中で、絶えず検討し続けていくことが必要である。

オ　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

人間科学科・情報科学科

先に記したように、教養学部では一般教育的授業科目と専門的授業科目を一体化した教育課程として捉えている。そして、教養学部の教育目標がまさに「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することにあることも、前述のとおりである。

教養とは何を意味し、とりわけ今日的な教養として何が求められているのかということが、教養学部発足以来の我々の関心事であった。我々の考え方は学部設立時の構想と、平成12(2000)年度のカリキュラム改定の際に改めて出された教育理念に示されている。後者は前者の点検・評価という役割も担っていたが、そこでは、当初の構想が基本的に正しかったことが確認されるとともに、10年の経過のうちに諸問題が深刻化し、より一層の自覚を持って構想の実現に向かうべきであることが指摘されている

時代とともに教養の内実も変化し得ることを思えば、時代にふさわしい授業科目を模索し続けることはもとより我々の重要な使命であろう。しかし同時に、時流に流されることのない教養の本質というものも見失ってはなるまい。今後も、教養学部の宿命として、「教養」や「人間性」の内実を問う努力を怠ってはならないと言えよう。

言語文化学科

教養学部の科目編成の根幹は、ほかでも触れたように、「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」「学部専門科目」「学科専門科目」の５類であり、このうち、前三者と「学部専門科目」の一部が一般教養的授業科目に位置づけられている。「教養教育科目」群の第１類は、建学の精神に基づいて豊かな人間性を涵養する「キリスト教学」であって、第２、第３、第４類は伝統的な人文・社会・自然の３種の諸科目を対応・再編した科目群であって、その中には〈音楽〉〈芸術論〉〈表現文化〉等も含まれ、さらには、〈先端技術論〉や〈環境の科学〉〈資源とエネルギー〉等、現代人必須の幅広く深い教養の科目も含まれている。加えてまた第５類は、〈ボランティア活動〉〈表現文化の実践〉〈教育と現代社会〉〈統計学入門〉等、研究活動の基礎となる科目や学際的な高度の教養科目からなるものであり、「保健体育科目」も、設置基準の大綱化以降も、廃止してはいない。したがって、その意味では、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための「配慮」は「適切」になされており、このことは教養学部のカリキュラムの長所の一つと言われてよい。

設置基準の大綱化以降も一般教養的授業科目を削減することなく編成した教養学部のカリキュラムはその科目数の多さから、初期のねらいを必ずしも十全に達成しているとは言えない。この問題は、各科目の学年配当の再検討や科目の厳選を行うことによって解決して行かなければなるまい。

地域構想学科

先に記したように、教養学部では一般教育的授業科目と専門的授業科目を一体化した教育課程として捉えている。そして、教養学部の教育目標がまさに「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することにあることも、前述のとおりである。地域構想学科は、一般教育的授業科目に関しては、教養学部他学科、とりわけ人間科学科、

言語文化学科とほぼ同じカリキュラムを採用しており、各学科で記述されている内容と同様の事態にある。

地域構想学科は、現実の地域においてより良き安定した生活を実現し維持するためには、何よりも「教養」が不可欠であることを強く認識している。それゆえ、一般教養的科目を重視する現行カリキュラムは評価されてよい。

ただ、そうした一般教育的授業科目のそれぞれを学生たちがどのように選び、履修していくのか。この点については、しかるべき観点からある程度の指導を行わなければならないと考える。

地域構想学科は、地域の現場において必要とされる「教養」を重視する。今後の課題は、個々具体的な場面において必要とされる「教養」をどのように言い表し、いかなる形で学生たちに教授するか、である。換言すれば、「哲学」「文学」等々既存の伝統的な一般教育的授業科目が、学生自身の成長にとって必要不可欠であることを、かれら自身が納得するような授業編成のあり方を考案することである。

カ　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

人間科学科・情報科学科・地域構想学科

平成元(1989)年の設立以来、教養学部は「国際化、高度技術化、情報化の進む現代社会にあって人間生活の抱える種々の問題に対処する新しいタイプの教養人を育成する」ためにも、外国語教育を重要な教育課題と位置づけてきた。本学科の場合、英語については４単位が、選択外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）については２単位が必修となっている。加えて、コミュニケーション能力を重視するという観点から、上記４か国語すべてについて会話の授業を到達度に応じて開設している。この運営主体は言語文化学科であり、本学科では必修とはしていないが、相当数の学生が自主的に履修している。

選択外国語については、先のカリキュラム改定により必修単位数が減らされた。これによってますます英語一辺倒になることが懸念されるが、時代の流れとしてやむを得ないことかもしれない。各種の留学制度を利用したり、個人的に短期留学を経験したりするなど、外国語習得に対する学生の関心は決して低くない。学生たちは、外国語を使いながら学ぶ機会を求めている。実際、外国語能力は運用の機会がなければ十分には育たないし、学習意欲も生まれないものである。しかし、本学科の教育課程でその機会が十分に提供されているかと言えば、決して十分とは言えない。外国語授業の充実化とともに、その活用の場を大学の中に数多く設ける必要があると言えよう。

海外の提携校との交流をもっと活発にするとともに、外国語による専門授業を設けるなど、学内教育に即した工夫を施すことも検討課題の一つであろう。

言語文化学科

教養学部では外国語の育成は、「外国語科目」群と言語文化学科の「学科専門科目」の第２類とで図られている。両者とも、英語・ドイツ語・フランス語・中国語の４か国語が開設されている。「外国語科目」第１類の英語は、必修科目（英語Ⅰ・Ⅱ）と選択科目（英

会話Ⅰ・Ⅱ）である。その第２類となる他の外国語も、（ドイツ語Ⅰ・Ⅱ）と（ドイツ語会話Ⅰ・Ⅱ）のように、各２種類開講されていて、（会話）を除いた３か国語の中の１か国語のⅠだけが選択必修となっている。ただし、このⅠも、言語文化以外の３学科では半期２単位であるが、言語文化学科では通年４単位であって、そのⅡも必修である。

一方、言語文化学科の「学科専門科目」の第２類は、（英語演習）と英独仏中の４か国語の（中級）と（コミュニケーション）と英語教員免許関係の諸科目から構成されており、それぞれ、（英米の言語文化論）等の諸講義課目と連携して、先の「外国語科目」とともに学年別段階的に開設されている。この方式は、国際化等の進展に適切に対応するためには、異文化理解の重要さの認識等、学生の外国語学習の動機づけそのものが肝要となるという教養学部の見識の現れである。

また、教養学部は平成６(1994)年以降、日本語教員養成課程を副専攻として開設しており、これまで多くの学生が「日本語教員資格」の認定を受けていることも評価されてよい。

なお、４学科の間に外国語での必修単位の相違があるが、他学科の学生にも、言語文化学科の外国語に関する「専門科目」等が選択可能であって、意欲ある学生の取り組みには適切に対処している。この方式は、開講科目数や開講コマ数に限りある中で、妥当な方策と言われてよい。また、各外国語とも、（外国語コミュニケーション）は、それぞれ、ネイティブ・スピーカーの専任教員が担当していることも、長所と言われてよいであろう。教養学部では、英語検定等の成績を単位化しているが、しかしこれは、語学の負担を減らすのが目的ではなく、より進んだ語学学習を学生が取りやすくするためのものである。しかしそれでも、開設科目が英独仏中の４か国語だけでよいかという問題は残る。

例えば、さらに韓国語などを開設する必要があると思われるが、これを全学部共通の「外国語科目」の中に開設するか、教養学部だけに開設するか、あるいは、言語文化学科の「専門科目」と関連づけて開設するかなどがあらためて問題となる。これらは、しかし、全学的な検討に委ねることから始めなければなるまい。言語文化学科では、英語以外の外国語についても、検定等の学部評価の成績を単位化すべく準備中である。しかし、この制度がうまく機能し、能率よく進んだ語学学習を提供するためには、現在置かれている学年配当を撤廃する必要がある。

キ　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

人間科学科

卒業に要する総単位数は 124 単位で、そのうち教養教育科目 36 単位、外国語科目６単位、専門教育的科目 72 単位をそれぞれ最低修得単位数としている。開設授業科目数は、教養教育科目 40 科目（うち必修２科目）、外国語科目 16 科目（うち必修３科目）、専門教育的科目 88 科目（うち必修５科目）となる。学部開設以来数度にわたるカリキュラム改定によって卒業単位数と必修科目数を減らし、より自由度の高い課程表を実現した。単位配分、科目配分ともに妥当と思われるが、教養教育と専門教育の一体化という観点からすれば、これらを無理に類別する必要はないとも言える。

現在のところ大きな問題点はないが、専門科目の数がやや過剰だと言えなくもない。個

別科学教育の充実を図るとの勢いで科目数が多くなってしまい、人間科学という全体的な視点がかすんでしまう。これは人間科学をどう捉えるかという根本問題にかかわることでもあり、今後も引き続き検討されるべきであろう。

教養教育科目と専門科目に内容の重複するものが散見される。その整理統合に努めるとともに、専門科目の相互連携をより緊密にし、来るべき人間科学像をカリキュラムに反映させる努力が今後も求められよう。

言語文化学科

学部改組により平成 17(2005)年度から施行された教養学部の教育課程での開講科目数は、教養学部４学科共通の一般教養的授業科目が、保健体育科目も含めて 42 科目、外国語科目が 16 科目で、専門教育的授業科目が 33 科目である。加えて、学科別に専門教育的科目の開設科目数を言えば、言語文化学科は 54 科目である。卒業に要する最低履修単位は、４学科とも 124 単位であるが、基幹となる科目の専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の配分では異なっている。言語文化学科では、一般教養的授業科目が 36 単位、外国語科目が 10 単位、専門教育的授業科目が 70 単位であり、残りの８単位は、「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を除く、保健体育科目も含めた各科目並びに他学科、他学部、他大学の開設科目からの自由選択となっている。教育課程の開設科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目、一般教養授業科目、外国語科目等の量的配分は、他で触れた教養学部の教育目標に照らしてみて、適切性・妥当性を持つものと言ってよい。

とりわけ、各科目の開設数の多いことや、「教養教育科目」の第５類や「学科専門科目」という形で研究技能の育成や高度の教養に資する科目を開設していることは、教養学部の教育課程の長所と言われてよい。しかし、一面では、変転する社会に即応した形となっているかについては論議のあるところであるから、今後とも継続して、開設科目の種類や数、各分野の最低修得単位数を検討していかなければならない。

情報科学科

卒業に必要な単位は 124 単位で、内訳は、専門教育的授業科目 74 単位（59.7%）、一般教養的授業科目 34 単位（27.4%）、外国語科目６単位（4.8%）で、残り 14 単位（11.3%）はすべての分野から選択できる。

各分野への量的配分は妥当なものと考えている。しかしながら、専門教育科目には３年次の演習や４年次の卒業研究などの、他学科と共通の専門科目も含まれる。そのため、卒業に必要な 124 単位のうち、学科の専門科目の単位数が 48 単位で済むなど、個々の学生の選択によっては量的配分の評価は大きく変わることになる。

情報科学科には文系と理系の学生が入学してきており、上記のケースも少なからずある。その際往々にして、大学で学ぶ専門性が曖昧になるきらいがあった。そのような場合、専門科目の組み合わせに細心の注意が必要となるが、学生にとって適切な助言が得られる体制にはなっていない。

現在のカリキュラムは２年前に改定されたばかりであり、しばらくは履修の動向を見る必要があるが、４年間を通した見通しのもとに科目の選択ができるよう、ガイダンスを充実させ、また適切なアドバイスを与えるシステムの確立が求められる。

地域構想学科

卒業に要する総単位数は124単位、そのうち教養教育科目34単位、外国語科目6単位、専門教育的科目74単位をそれぞれ最低修得単位数としている。開設授業科目数は、教養教育科目40科目（うち必修2科目）、外国語科目16科目（うち必修3科目）、専門教育的科目78科目（うち必修5科目）となる。学科開設後まだ2年目であり、現時点では、すべての科目が開講されてはいない。

現在のところ大きな問題点はないが、これから3学年、4学年と学年進行に伴い、それぞれの学年に開講される専門科目によって、何らかの問題が発生する可能性はある。予想される最大の問題は、地域構想学科が、フィールドワークを重視する教育方法を採用しているため、それによる教育効果は非常に大きい反面、担当教員に多大な労力と時間の支出を強いている点である。高度な教育の質を維持するためにも、この教員の負担を軽減することが問題である。

地域構想学科の教育目標を実現するためには、フィールドワーク実習を捨て去ることはできない。学科における教育の質を堅持するためには、専門授業科目の量的配分を再検討する必要が生じる可能性が予想される。

ク　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

人間科学科

本学科に限らず、本学全体の基礎／教養教育を主として教養学部が担当している。その実施・運営にあたっての責任体制は明確であり、十分に責任を果たしていると考える。

科目によっては他学部や非常勤講師に頼らざるを得ないものもあるが、その比率は高くない。専任教員全体に4年間の一貫教育という意識が定着しており、この意識こそ貴重というべきだろう。

責任体制を確立し、円滑な運営を行うには、教員の安定した確保がなければならない。しかし現状では、専任教員に欠員が生じても、スムーズにその補充がなされていない。教員を補充する健全な体制を整えるために、全学的に再検討が必要である。

言語文化学科

本学では、基礎教育と教養教育の実施・運営は全学的組織としての「拡大教務委員会」が担当している。その構成は、各学部選出の全学教務委員、各学部の学科長である。この委員会で、基礎教育と教養教育の開設科目数や開設コマ数や開講科目の単位数の、全学的最小基準を決定して、それに準拠するという形で、教養学部も含めて各学部がそれぞれの基礎教育と教養教育を設定・実施している。

旧一般教育科目等については各学部とも卒業に必要な最低修得単位の 20％は確保することなどは、この委員会の決定であり、その点検もこの委員会の役目である。その意味で、基礎教育や教養教育の必要性は全学的に認知されていると言われてもよいのであるが、しかし、20％という数の当否は、今後とも大いに論議されなければならないであろう。そしてまた、基礎教育と教養科目を担当する教員の非常勤講師に嘱託する比率等の問題も、今

後、検討されるべき問題であろう。

いずれにしても、現状では基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任は、この「拡大教務委員会」にあると言うことになる。この委員会の機能の充実を期待したい。

情報科学科

基礎及び教養教育全般に関する中・長期的展望に立った構想の検討、立案には学部の「将来構想委員会」がこれにあたっている。また、情報処理リテラシーにかかわる基礎科目については、学部として委員会を設けて授業内容、運営方法について協議し、それに基づいて授業を実施している。学科内では、情報系（コンピュータ教育などを含む）、数学系のそれぞれの分野において、担当教員全員で協議し、責任分担を決め基礎教育の運営にあたっている。一方、コンピュータ実習関連の科目については可能な限り学科の全教員が関与して運営にあたっている。

情報処理、コンピュータ実習関連の科目についてはほぼ望ましい体制になっている。しかしながら、必ずしもすべての分野について責任体制が整っているわけではないので、教員間の更なる緊密な連絡が必要とされる。

基礎教育のあり方は、学生の質の動向とともに変わるものであるから、常に授業効果について観察し、実情にあったものに改めていく必要がある。

地域構想学科

本学全体の基礎／教養教育を主として教養学部が担当している。その実施・運営にあたっての責任体制は明確であり、教養学部は十分に責任を果たしていると考える。

科目によっては他学部や非常勤講師に頼らざるを得ないものもあるが、その比率は高くない。

上記のように、現行のカリキュラムにおける教養教育に関しては、教養学部が主として担当し、おおむねスムーズに運営がなされている。しかしながら、カリキュラムの改定に際して、教養学部以外の学部学科の教養教育科目をどのように設定するかに関して、全学的に検討する仕組みは不十分と言わざるを得ない。本学が教養教育重視を掲げるからには、早急にこの仕組みを整備する必要があると思われる。

ケ　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

人間科学科

最近の「グローバル化」に先駆けて、本学では基礎教育としての英語教育に力を入れており、人間科学科でも１・２年次ともに通年科目を必修としている。また、独・仏・中国語から２単位を必修とするほか、英語を含む４か国語の会話科目も設置している。

また、分類としては学科専門科目に含まれるものの、人間科学科の理念に即して１年次に置かれている「人間基礎演習Ａ」は、文献を読み考え他者と意見交換を行うというスキル養成のための基礎科目として位置づけられる。英語による専門的知識修得の訓練のため

には、基礎教育としての１年次英語の上に立つものとして２・３年次に「外書文献読解Ⅰ・Ⅱ」が置かれている。

言語文化学科

これらの教育は言語文化学科の教育理念に基づく教育そのものであり、教養教育を目的とする教科としての特段の位置づけは行っていない。

情報科学科

初年次教育の一環として、コミュニケーション能力向上のための授業を導入することを検討している。授業は演習の形式で行い、学生間で役割分担を決めプロジェクトを組んで問題解決にあたる体験をし、また発表等の訓練も行う授業を取り入れたい。

これらの教科と従来の教養教育科目との役割は明らかに異なるが、教養教育科目を整理統合し、新たにこれらの科目を導入することを検討したい。

英語を使ったコミュニケーション能力も身につけさせたいが、現有の英語の授業を見直して導入を検討するほか、英会話の授業を活用する可能性も考えたい。

地域構想学科

地域構想学科においても、教養学部他学科と同様、基礎教育としての英語教育を重視しており、１・２年次ともに通年科目を必修としている。また、独・仏・中国語から２単位を必修とするほか、英語を含む４か国語の会話科目も設置している。

なお、１年次の地域構想学科必修専門科目「地域構想学基礎実習」において、読み、書き、議論するといったコミュニケーション能力の涵養を目的とした授業が行われる。

コ　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

人間科学科

当該問題に対する大学全体の体制としては、学生部学生課（保健室を含む）やグループ主任制等による学生への個別対応のほか、カウンセリング・センターが専門的な役割を果たしている。

また、人間科学科独自の対応として、平成17(2005)年度より、１・２年次において教員１名に学生約10名を割り当てるチュートリアル・グループ制度を導入し、個別及び少人数グループによる年間を通した面談等を実施して、学生の心身の健康について配慮できるような工夫を行っている。これは、専攻から学科への変更に伴う定員増により、従来のようにきめ細かな対応ができなくなる可能性を補うものとして開始されたが、特に１年次学生には必要かつ有効なものと認識され、今後も継続の方向にある。３・４年次においては、少人数科目である「人間科学演習」や「総合研究」の担当教員が、学生各自の心身状態への教育的配慮も含めた丁寧な指導を行っている。

言語文化学科・情報科学科

学生の心のケアについて学科として特に取り組んでいるものはない。カウンセリング・

センター、保健室などの学内の組織や施設にその多くを依存しているのが実情である。学科の教員が、グループ主任として学生個人の多様な問題の解決の相談に乗る仕組みは、従来からあるが、日常的に学生とグループ主任が接して、学生が抱えた問題を共有するような関係が形成されているわけではない。幼児化する学生と大学の旧来の体制との間の乖離が拡大していると思われる。情報科学科は他学科に習いチューター制の導入も必要かもしれないが、教科の教授とは異なり学生が抱える多様な問題に、すべての教員が適切に対応できるとは限らないことなどから、チューター制は導入していない。学生個々人の関心に応じて履修教科や勉強一般の助言を行うアドバイザーは、すぐにでも必要と考えられる。

地域構想学科

当該問題に対する大学全体の体制としては、学生部学生課（保健室を含む）やグループ主任制などによる学生への個別対応のほか、カウンセリング・センターが専門的な役割を果たしている。

地域構想学科独自の方策としては、学科開設時より１年生に対しては、教員１名当たり学生 10 名程度を担当するチューター制度を実施している。さらに１年次「地域構想学基礎実習」は、教員１名が学生 10 名を指導する少人数クラスの授業であり、学生一人ひとりを個別に認識して、その心身の健康を配慮できる体制となっている。同様の規模で同一の機能を担う科目として、２年次に「地域構想学発展実習」、３年次に「地域構想学演習」、４年次に「総合研究」が配置されており、学生一人ひとりの心身の健康に配慮できる制度的工夫がなされている。

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

ア　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

人間科学科

昨今、大学生の学力低下が話題となっているが、本学科の場合、入学者の学力は本学全体の水準から見て決して低くはない。ただ、ややもすれば受け身になりがちな中等教育での学習態度を自主的・積極的なものに変え、社会に対する問題意識を育てることの必要性は痛感している。そのために本学科では、１年次に「人間科学基礎演習Ａ・Ｂ」（必修）を設け、Ａでは講読形式の授業を通して本の読み方や議論・発表の仕方、文献の調べ方などの手ほどきを行い、Ｂでは実験・調査の基礎を体験させている。少人数制の授業ということもあって、学生と教員とのつながりも自然に生まれ、生活・学習面でのさまざまな助言を行う機会ともなっている。

また、これは教養学部全体に向けた授業であるが、「学問のすすめ」「現代社会の諸問題Ｉ」（いずれも１年次）などを通して、大学での勉学のあり方や現代社会が当面する問題について多角的な講義を行い、学生の意識を育む努力を重ねている。

大学生としての資質はいわゆる学力にあるだけでなく、その問題関心や学習意欲にも求められる。本学科では特に後者の支援に力を注いでいる。現在のところ、おおむね良好な反応を得ている。

入試状況などを見るに、やがて本学科も学生の基礎学力を問題にせざるを得ない時代が訪れるかもしれない。しかし、基礎の基礎となるのは、知識以前の、読み・書き・話す能力である。現行の「人間科学基礎演習」でもこの点を重視しているが、一層の充実を日頃の心得とすべきであろう。

言語文化学科

教養学部では各学科の、１年次開講の科目のかなりの部分を、本学部に入学する学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるための科目として開設している。具体的には、「教養教育」の第５類の「基礎コンピュータ」等や、「学部専門科目」の、学問や研究の意義を説く「学問のすすめ」や、「学科専門科目」の「人間科学基礎演習」「言語文化基礎演習」「コンピュータ科学入門」等の徹底した少人数の講義を開設して、教育指導上の配慮をしている。加えて、言語文化学科の「英語演習」は、多様な入学選抜者の中の、特に英語の学力に問題のある学生を対象として開設したものである。したがって、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に以降できるような教育指導上の配慮の適切性は一応あると言われてよい。

とりわけ「学問のすすめ」等は教養学部の教育課程ならではの長所と言われてよいであろう。しかしながら、いわゆる「ゆとりの教育」の後期中等教育への予想される影響や本学の多様化する入学者選抜の仕方を思う時、高等学校の教育課程等の研究を積極的に試みるなどして、「円滑な移行」の一層適切な方策を今まで以上に真剣に考えていなければなるまい。

情報科学科

リメディアル教育と明確に位置づけられる科目は、現在は設定していない。数学Ⅲ、数学Ｃは学科の入試科目として必須ではないが、入学後解析学、線形代数学等で学習している。本学科では入学時に学生にノートパソコンを持たせ、１年次は週当たり３コマの実習（必修科目）を通してコンピュータの実践教育を行っている。入学時の学生のコンピュータに関する知識等にはかなりの差が見られるが、全くの初心者でも無理なく１年間で情報系としてのコンピュータリテラシーが学べるよう実習内容を工夫し、さらには複数の教員を配置して対応している。

パソコンの実習では、自分のノートパソコンを使うことで、初学者のための教育として成果は上がっている。システムやOS、ネットワークの概念を理解させるために、Unix系のOSを使っているが、OSに関してはその多くが初心者であり、既にコンピュータの取り扱いに詳しい学生も新鮮な気持ちで学ぶことができる。

今後学生の質の多様化と基礎学力低下が進むことは間違いない。すべての分野について、リメディアル教育を含め基礎領域を理解させるための組織的な方策を立てる必要がある。パソコンの実習においては、担当する教員の層を厚くして、個々の学生に、より一層きめ細かな指導が行えるよう改善する。

地域構想学科

後期高等教育から大学教育へ円滑に移行できるように、地域構想学科ではいくつかの方

策を行っている。第一に、１年専門科目「地域構想学基礎実習」を必修科目として課し、そこにおいて専門の日本語基本文献の読み方、発表の仕方、発表レジュメの作り方、議論のやり方、レポートの書き方等の訓練を行っている。それによって、大学で学ぶために必要な基本的能力の育成を目指している。第二に、中等教育ではさほど必要ではないが、大学での学習では不可欠な問題意識の涵養を目的として、地域の現場で活躍している学外者を招いての特別講義ないし講演会を、１年次学科専門科目（「地域構想学入門Ａ」「地域構想学入門Ｂ」「地域構想学基礎実習」）の授業の一環として積極的に実施ししている。第三に、同じく問題意識涵養を目的として、上記「地域構想学基礎実習」のプログラムとして、１学年次学生全員がそれぞれの関心に応じて地域の現場を見学する、通称「キャンパス外実習」を行っている。

地域構想学科は、１学年次教育の目標の一つとして地域構想学科での学びへの動機づけを掲げている。それは、ややもすると教師に与えられた課題をこなすことに終始しがちな中等教育から、「自ら問題を見つけ、自ら解く中で学ぶ」大学教育への橋渡しを企図している。それを実現するべく、前述のさまざまな工夫を行っている。学科開設２年目の現時点での評価としては、その目論見は、ある程度成功していると考えている。

ただ問題点は、そのために要する教員の労力が多大であり、マンパワーの更なる充実が必要とされる、という点である。

とりあえず現行の教育システムを継続するが、その時点時点で点検を行い、修正すべき点は修正し、より良い教育のあり方を実現することとしたい。

(3)カリキュラムと国家試験

ア　国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

教養学部では国家試験につながりのあるカリキュラムは組んでおらず、特記事項はない。

(4)インターンシップ、ボランティア

ア　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

インターンシップは、就職部による就業体験支援事業として実施されており、学科カリキュラムの中には組み込まれていない。それゆえ、「ＸＩ.学生生活」の関係する項を参照されたい。

イ　ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

「ボランティア活動」は学部の理念を体現する科目であり、教養教育科目の一つとして、

２年次に半期科目として開講されている。複数教員が担当し、学外の施設・機関の協力を得て、実際のボランティア体験とそれに先立つ数回の講義から構成されている。また、言語文化学科独自の取り組みとして、近隣の小学校の英語教育の補助に学生がボランティアで参加している。このボランティア活動には単位は出されていない。学生の参加意欲・満足度は高いと思われるが、外部機関の協力を得て行う関係上、さまざまな問題を含むことも事実であり、実施方法等については今後も継続的に検討・改善を行っていくことが必要である。

(5)履修科目の区分

ア　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

人間科学科

本学科における必修・選択の量的配分は次の表のとおりである。数回にわたるカリキュラム改定の成果であり、現在のところ適切であると考えている。なお、今のところ急な改善の必要性はないが、学科理念に照らしてより一層の充実を図るため、今後も随時点検・改善を行っていきたい。

	卒業に関する最低修得単位数			選択科目数	必修科目数	必修単位数
教養教育科目	第１類		8		2	8
	第２類	2	20	9		
	第３類	2		11		
	第４類	2		10		
	第５類		8	8		
	小　計		36	38	2	8
外国語科目	第１類		4	2	2	4
	第２類		2	6	6（選択必修 1）	2
	小　計		6	8	8	6
外国人留学生科目						
学部共通科目	第１類		14	7	1	6
					5（選択必修 1）	
	第２類		12	20		
	小　計		26	27	6	6
学科専門科目	第１類		10	8	1	2
	第２類		4	9	2	2
	第３類		20	25		
	第１～４類 学部内 他学科専門科目		12	10 （第４類）		
	小計		46	52	3	4
教養教育科目２～５類 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 学部内他学科専門科目 （他学科、他学部、他大学）			10	2		
	合計		124	127	19（必修 10）	24

言語文化学科

本学科の卒業単位は 124 単位、うち必修は 42 単位である。何度かのカリキュラム改定ののち到達した単位数であり、卒業単位の約３分の１が必修というのは適切と思われる。

学生の多様な質に応じ、学生の自由選択の幅が多く多様な学生が輩出できる。

学生の多様性・ニーズにあわせるだけでなく、学科として一本の筋の通った学生を養成すべく緩やかなコース制などを設定することが考えられる。

情報科学科

卒業に必要な単位数 124 単位のうち、必修科目の単位数は 36 単位、選択科目の単位は 88 単位である。必修科目 36 単位の内訳は、基本的教育科目であるキリスト教学（８単位）、英語（４単位）、総合研究（卒業課題）（４単位）の３科目 16 単位、及び、コンピュータ入門関係の５科目 20 単位である。

基本的教育科目である３科目は、本学及び本学部の教育方針として必須とされるものである。コンピュータ関係の５科目は、学科として全学生に最低限の基礎知識を身につけさせるために是非とも必要であると考え必修科目としたが、必修科目は最小限にとどめるようにした。したがって、必修科目の量としては、適切なものであると判断している。

学生の質の多様化の傾向を考え、必修科目の量を抑え、幅広い分野の選択科目を用意して学生のニーズに応えられるようにしている。学生の科目選択の自主性を最大限に尊重するように心がけている。

現行のカリキュラムは平成 17 (2005) 年度に改定されたばかりであり、しばらくはその成果を見る必要がある。また一方で、学生の意見・要望などを反映して、必要があれば改めていくことを考えている。

地域構想学科

卒業に必要な単位数は 124 単位である。うち必修科目の単位数は 28 単位となる。必修科目の内訳は、キリスト教学が８単位、英語４単位、総合研究（卒業課題）４単位、地域構想学入門Ａ４単位、地域構想学入門Ｂ４単位、地域構想学基礎実習４単位である。

必修科目のキリスト教学、英語、総合研究は、本学及び教養学部で実施される教育の根幹をなすものである。地域構想学入門Ａ、地域構想学入門Ｂ、地域構想学基礎実習１年次必修科目であり、２年次以降、学生一人ひとりが各自の学問的関心に応じて学習を行っていくために必要不可欠な科目である。これら地域構想学科で充実した学びを実現するために基盤となる科目以外は、すべて選択必修科目ないし選択科目である。大学教育が「みずから問題をみつけ、みずから解くなかで学ぶ」ことを重視することから、必修科目を最小限にとどめたのである。必修科目の量としては、適切なものであると判断している。

学生一人ひとりの問題関心を育成しつつ、その多様な学問的関心に応じて履修科目が選択できるよう工夫されている。

地域構想学科はまだ学科開設２年目である。完成年度を経た後に初めて、全体的な改定を検討する予定である。

(6) 授業形態と単位の関係

ア　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

人間科学科・言語文化学科

90分通年講義科目4単位、同半期講義科目2単位、ただし、語学（演習を含む）は通年でも2単位であり、これらは極めて妥当と考えている。

上記は全学的合意点であり、他学部科目履修の際にも平等性が保たれる。当分の間はこの単位基準を保持し、科目の調整が重要となる。

情報科学科

情報科学科では、学科の特色を授業科目に反映させるため、1・2年次には基礎的演習を伴う科目（例：コンピュータリテラシーA、B、コンピュータシステム概論など）を置き、1週2回開講半期完結型で学生に履修させるようにしており、単位数についても通年科目相当（4単位）を割り当てている。その他の科目については、一部の講義科目（例：線形代数学など）、情報科学演習、総合研究を除き半期開講を基本にし、単位数は通年科目で4単位、半期科目で2単位を付与している。

1週2回開講半期完結型実施は学生の履修意欲を引き出す上で効果があると思われる。

現在大学全体でセメスター制の検討が行われており、検討結果を待ってより効果的な履修形態の探求、単位数計算方法の検討が必要になる。

地域構想学科

90分通年講義科目4単位、同半期講義科目2単位、ただし、語学（演習を含む）は通年でも2単位で、実習科目に関しては、90分2コマ通年で4単位である。これらは極めて妥当と考えている。

全学的合意点であり、他学部科目履修の際にも平等性が保たれる。当分の間はこの単位基準を保持し、科目の調整が重要となる。

(7)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

国内は「学都仙台単位互換ネットワーク」により 10 単位まで認めている。海外は協定校とは30単位まで、認定校とは類似科目読替えによる認定を行っている。これらは妥当な単位互換とみなされる。なお、他大学の講義に触れることはいい刺激になるとは思われるが、レベルの相違という問題を考慮すべきである。また、何のために自大学自学部に入学したのかという本旨を忘れぬようにしたい。国内の場合にはサテライト方式も考えられよう。

イ　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

他大学を退学して本学に入学する際、30単位を超えない範囲で既修得単位を認めている。

入学前の単位を尊重しつつ、本学卒業単位の約４分の１程度というのは妥当であり、卒業単位との関係で学生の負担を軽減することになっている。また、３年次編入学生に対しては、既修得単位のうち 62 単位を限度として包括認定及び単位読み替え制度をとっている。さらに、外部検定や資格取得による単位認定については、TOEIC 500 点以上 、TOEFL 470 点以上を英語 12 単位と認定している。

認定する単位数自体は妥当と考えられるが、認定する科目が本人の目指す学部の内容にふさわしい科目か否かの見極めが本来必要であり、現在の包括認定には課題が多い。

ウ　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

124 単位中、他大学他学部提供科目を 10 単位まで認めており、各人の関心やニーズに応じた科目の受講がある程度は可能である。この制度はスタートして日も浅いので、その成果についてはもう少し経過を待ちたい。なお、自学部教育の徹底とのバランスをどうとるか、転部・転科の伏線となるケースとそうでない場合との区別の必要性等について検討していく。

エ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

海外の大学との学生交流協定は複数大学と締結しているが、カリキュラム上有機的に連携しているということよりも、海外での学習体験や語学の研修などに重きが置かれている。履修科目数や履修時間に応じて 30 単位を上限として単位認定がなされている。

(8)開設授業科目における専・兼比率等

ア　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

人間科学科

学科専門科目は、ほとんどは専任教員が担当しているが、これらの教員の大部分は同時に他学部・他学科の教養教育科目を兼担している。この方式は教員負担が大きいものの、おおむねうまく機能している。なお、教員の年齢構成を再検討し、対策を立てるべき時期に来ている。

言語文化学科

本学科は、大部分の科目（９割以上）を専任教員で充当している。授業以外の指導も重要なので、専任率が高いことは好現象である。数年先の教員数に向けての調整中である現在では、教員の高齢化が進んでいる。同時にマンネリ化させぬような努力が必要である。

情報科学科

学科所属の専任教員は、学科の専門科目のほか、学部共通科目、他学部向け教養教育科目（数学、自然科学、コンピュータリテラシーなど）を担当している。学科の専門科目の

87.5％を専任が担当しており、また教養教育科目でも61.6％が専任教員の担当である。

学科の主要な専門科目は専任教員が担当しているが、教養科目の多くは他学部他学科が提供するので兼任が多いのは当然である。その点では大きな懸案事項はないと考えている。

今後は専門科目についても兼任教員の担当を柔軟に検討し、授業の活性化を常に志向することが必要と考えられる。

地域構想学科

地域構想学科においては、大部分の科目の授業が専任教員の担当で行われている。学科専門科目の授業（とりわけ各種の実習）において、時間割で設定された時間帯以外でも頻繁に指導がなされており、専任教員が担当しているからこそ可能であると評価している。

実習科目を重視する学科カリキュラムであるがゆえに、マンパワーの強化及び合理的編成が必要であると認識し、検討を開始している。

イ　兼任教員等の教育課程への関与の状況

教育課程の検討と編成は専任教員が行っており、兼任教員等は特別関与することはない。ただし、他学部にかかわる教養教育は、関係する学部・学科との協議によりその内容を検討・編成している。情報処理関係の科目の導入に際して、全学的に関係者が集まり協議したことは大きな前進であった。教科書の作成等は、各学科で担当し、独自のものを使用している。この際、兼任教員等の意向も十分配慮されている。教養教育に関しては、非常勤講師の担当が比較的多い。さまざまな経歴の人がいるという長所とともに、その授業の質的な把握はなかなか困難である。全学的な課題でもあるが、教育の評価として、一定の品質とでもいうようなことの基準が必要であろう。今後の改善の大きな項目になると思われる。そのための関係部局による協議がより円滑に行えるような機構の設置も考えられよう。人間科学科が担当する教職科目については、担当の部分を長年非常勤講師でまかなってきており、改善を要する。

(9)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

社会人学生及び帰国生徒に対する特別な教育課程の編成は行っておらず、今後の課題である。外国人留学生については、先に示したとおり、学科課程表に「外国人留学生科目」を設置している。いずれの場合も、通常の学生と同様にグループ主任や学科独自のチュートリアル・グループの制度、さらには授業担当教員による個別指導等の中で、教育指導上の配慮を行っている。

(10)生涯学習への対応

ア　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

人間科学科・情報科学科

生涯学習への特別な組織的取り組みは今のところ実施していない。みやぎ県民大学公開講座の導入を始めた程度である。社会人特別入試なども今後の課題である。学科の内容にかんがみ、社会人のニーズはあると思われ、今後検討していく。

言語文化学科

本学科では、生涯学習への対応は特になされておらず、社会人に開かれた生涯学習への対応が必要であるという意識は低い。言語文化学科が学科として将来大学院に参加する際には、この問題を合わせて検討することになると思われる。

地域構想学科

地域構想学科として、現時点で、明示的に生涯学習を掲げたプログラムを実施してはいない。しかしながら、生涯学習に通じる各種の取り組みは、学科開設時から行っている。学科がスタートした平成17(2005)年度、2年目の平成18(2006)年度と、地域構想学科専任教員が講師を務め、地域住民を対象とした連続講座が延べ3回実施され、いずれも盛況であった。これら連続講座は、約1か月にわたり毎土曜日ごとに計4回の講義が行われるプログラムである。また、地域構想学科の学科専門科目の実習の一環として、地域住民と連携して健康講座を開催した。生涯学習のニーズが高い昨今、これらの講座はすべて好評であり、今後も継続してほしい旨の要望が地域住民から出されている。今後も継続・充実させていくことが肝要と思われる。

(11) 正課外教育

ア　正課外教育の充実度

教養学部におけるほとんどの教育は正規の教科の範囲で行われており、学科としての特記事項はない。全学の学生を対象としたもので、正課外教育の範疇と考えられるものとして、インターンシップ、就職部主催の就職セミナー、実験技術講習会（組換えDNA実験講習会）などのほか、より良い学生生活全般のための各種の講演会がある。また、入学式後のオリエンテーションでボランティアとして活動するオリエンテーションリーダーは、長い時間をかけて学生部により指導、訓練されており、学生には大変いい教育の機会となっている。

2．教育方法等

(1) 教育効果の測定

ア　教育上の効果を測定するための方法の適切性

人間科学科

教育上の効果を測定するための方法として、教員が受講生の学修の達成度を測定する種々の方法を用いている。演習、実習では、発表報告のできばえ、出席状況と討論での意見内容、少人数の講義では、レポート、小テスト、筆記試験が行われている。しかし教育効果は、講義終了後の試験やレポートの評価による単位認定だけでなく、演習や実習を通じて種々の研究方法を修得したり、テーマ設定から文献研究や実験・調査の実施、さらには何度かの発表を経て総合研究をまとめ上げていくという作業の中にも、結晶化される。

各教員の工夫で、１回の筆記試験のみでの評価を下すことを避ける配慮がなされている。人間科学科は比較的少人数の授業が大半で、最も人数の多い学年全員必修の授業（例えば１学年全体が受講する必修科目「基礎演習Ｂ」）では、受講者を、心理学の実験観察から入る班と社会学のアンケート調査から入る班の２つの班に分けて行うというように、教育効果を考えて一度の受講生数を適正に保つ工夫が施されている。

学生が所属を希望する卒業研究の分野や教員については、一部人気のある分野で、人数制限を行っているため、必ずしも希望どおりいかないこともある。しかしながら、人数制限は特に実験や実習を伴う分野ではやむを得ないため、学生との面談を行うことによって理解を得るよう努めている。

言語文化学科

教育上の効果を測定するための方法として、本学科で実施されているのは、レポート、定期試験、小テスト、卒業論文、ゼミでの発表及び教員への質問を含んだ教員との日常的な対話である。これらは指導教員個人の責任と才覚のもとで執り行われている。特に教養学部では卒業論文を必修科目として課しており、その成績は複数教員の査読と公開を原則とする口頭試問によって判定されている。これらの手続きはおおむね適切に運営されている。大部分の科目は、１回だけの定期試験ないしレポートによって判定されているのが現状である。

この点は問題を残しているが、専門の科目は比較的少人数なので、受講生の習熟度を把握しやすい利点がある。今後はもう少しきめ細かく学生の反応を見る方策が必要になるだろう。

情報科学科

シラバスに、各講義での授業項目及び成績評価の方法を詳細に記載することにより、受講者はシラバスを参考に自分に対する評価の予測や正当性の評価を行うことができる。教育効果を測定する端的な方法としては、試験・レポートなどを用いるが、教科内容に応じて、その基準等の設定は異なるべきであると考えている。特に、教科の目標設定を LEARN に置く科目と STUDY に置く科目では、基本的な相違があると考えるべきであろう。

情報科学科では、LEARN を目的とする科目については、客観的な基準を関連科目担当教員の間で常時議論し検討して、少なくとも類似の学科目については、抑えるべきキーポイントについてのコンセンサスが成立していることは評価されよう。

STUDY に分類されるものの中でも、総合研究（卒業課題）やオムニバス方式で開講している「総合科目」、あるいは単独で開講する科目のいくつかについては、教員が受講し、あ

るいはセミナーを持つという方法で、ある程度の共通理解を形成しつつある。学生の研究課題が多様性を持ち、研究チームがある程度細分化されるので、その評価にばらつきが出やすいことは問題点の一つである。

教育評価ということは、万全を期さなければならない教育機関にとって大切な主題である。教育効果測定に客観性を持たせるための検討を、今後も引き続き継続していきたい。

地域構想学科

教育上の効果を測定するために、教員は受講生の学修の達成度を知るためにさまざまな方法を用いている。演習、実習では、発表報告のできばえ、出席状況と討論での意見内容、報告書の完成度を通じて、当該授業の教育の成果をはかっている。講義では、毎回の授業後に提出される質問・感想カード、レポート、小テスト、筆記試験によって教育効果を点検している。むろん教育効果は、その都度の試験やレポートの点数で計れるものだけではない。教養学部及び地域構想学科では、４年間の学習の総決算でもある総合研究（卒業課題）において学生一人ひとりが取り組む卒業論文の出来・不出来が、当該学生が大学に在籍している期間内で教育効果を確かめる最終の場となっている。

学科及び各教員の工夫で、一回の筆記試験のみでの評価を下すことは可能な限り回避している。地域構想学科の場合、一つの授業を複数教員で担当するケースが多いこともあり、そうした科目の場合、教員相互が互いに評価し合い、また議論しあって、教育上の効果が適切に計れるよう工夫を行っている。

教育上の効果を測定するには、複数の異なる視点から評価することが重要である。そのためにもこれまで以上に、授業を担当する教員が互いに議論し、相互評価し合うように努めたい。

イ　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

前項で述べたように、講義の目的がLEARNとされるものについては、一部は公式の委員会で検討し、ほかの大部分については担当教員の協議による。そのほかSTUDY的な科目については、個々の教員の判断に委ねている。ただし、緩やかにではあるが、相互批判に基づいてある程度の「評価基準についての極端な例外」は消滅している事実はある。

従来の大学教育において、どちらかと言えば研究が重視される傾向にあったが、現在では社会的にも教育の重要性が認識されている。このことを踏まえて、教育効果や目標達成度等について、基準作りで教員間の合意を確立するための努力を惜しまないことが必要である。

本学部には多くの教員が所属していることでもあり、この主題についての各種の試みがなされている。全学機関の「教育研究所」が設置されているとともに、「教育学専門」の教員も在籍しているので、それらの力を集結して教員間の合意確立に向けて、今後の方向づけを確かなものにしたい。

ウ　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

学生による授業評価を行っているが、これは必ずしも教育効果を測定するものとはなり得ていない。したがって、教育効果を測定する「システム」と言える仕組みは導入されていない。かつ、ペーパーテストを中心とする現行システムを大幅に変更する予定は今のところない。時代的にはこのような評価・検証システムを導入することは必然であると考えられる。企業では、既に所属している社員に対するこのような評価・検証システムの模索の段階を過ぎている。教育機関は、これについて危機意識を持って受け取らなければならない。しかし、このような目的を達成するために払われている努力は、教員個人への負担大という形で跳ね返っている。努力することが教育に効果大であるという実感はあるが、その大部分が教員個人の過重労働に負うところが多い。評価・検証システムが機能的に実現するための方策が強く望まれる。

現在、本学及び本学部は種々の改革の最中でもある。その間にこのような問題提起をすることができるならば、教育機関として更なる前進となることは間違いない。かつ、学生の保護者の教育効果に対する関心は、従来に増して高まっている。このためにも、客観性のある、かつ実効性のある対策を模索したい。

エ　卒業生の進路状況

人間科学科

次の表は、平成 13 (2001) ～平成 17 (2005) 年度の５年間の人間科学専攻卒業生（人間科学科となったのは平成 17 [2005] 年度からであるため、まだ学科としての卒業生は出ていない）の進路状況である。表中の「就職率」とは、就職希望者のうち実際に就職した者の割合である。大学就職部における就職率算定方法が平成 16 (2004) 年度分より変更されたため、一律には比較できないが、就職率は比較的維持されており、業種では年度により変動はあるものの、卸売、小売、サービス関係が多い傾向にある。また大学院進学者が数名ずつではあるが毎年出ており、卒業生数に対する進学者の割合が他学部他学科に比べて多いことも人間科学科の特徴と言える。

表）人間科学専攻の進路状況

年度	平成 13 (2001)	平成 14 (2002)	平成 15 (2003)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)
就職者数 (就職率)	52 名 (89.7%)	41 名 (91.1%)	46 名 (92.0%)	39 名 (67.2%)	59 名 (83.1%)
進学者数 (卒業者数比)	1 名 (1.0%)	2 名 (2.5%)	6 名 (6.7%)	5 名 (7.2%)	3 名 (3.8%)

注：大学の就職率算定方法の変更により、見かけ上の数字は平成 16 (2004) 年度より就職率が低下している。

厳しい中でも就職率が比較的保たれていることは評価できる。しかし、社会状況の著しい変化の中で就職希望者の数自体が低下しないよう、学生の就労意欲をいかに高めていくかが今後の課題である。また前述したように、人間科学科では毎年一定数の大学院進学者が出ており、より専門的な修学を希望する学生の存在は、学科の教育目標が十分に達成さ

れていることの一つの証明とも言えよう。もとより、多様な職種に就いていく学生たちにとっても、教養学部人間科学科での教育が、人間的な基礎力となっているものと考えている。

特に、デフレやリストラによって失業率が高まっている現在、企業は、若年労働者を求めているはずである。これを良い機会と捉えて就職活動をする学生を増やして行かなければならない。

言語文化学科

教員、公務員から会社員まで、職種も多様である。大学院進学や英語教員を除くと、学科で学んだことが進路選択に必ずしも直接反映されていないのが本学科の特徴であって、これは弱点でもあれば強みでもある。しかしながら、日本語教員、言語聴覚士、航空業界、旅行業界のように、学科の専門性をいかせる方面に就職する卒業生が増えてきており、学科の独自性を形成するようになりつつある。

日本語教育の充実等、学科の教育内容と進路選択とが近づくような専門課程の充実が着実に実を結びつつあるが、さらに一層の充実化が望まれる。

情報科学科

情報科学科の平成 14 (2002) 年度から平成 17 (2005) 年度に卒業した学生の就職先を以下の表に示す。就職先としてコンピュータや情報関連の仕事が多数を占めていることが他学科との違いである。本学科に対する社会の需要がこの方面にあることが強く感じられる。

表　情報科学科の卒業生の進路についてのデータ

〔平成 14 (2002) ～平成 17 (2005) 年度、％表示〕

IT 関連	教員 (含非常勤)	医・食・薬 関連	進学	ゲーム機	教育関連 (塾等)	銀行関連
48.5	9.8	7.8	4.9	3.9	3.4	2.5
公務員	スーパー	自動車販売	先物取引	総合商社	その他	
2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	14.2	

情報科学科卒業生の就職率は従来９割以上であり、本学科は、比較的就職状況は良い方であると評価できる。

習得するコンピュータ技術としてどのようなものが社会で必要とされているのか、就職先の会社などからのフィードバックが不十分である。

上記の問題点への対応のほか、本学科としての特徴である「総合力のある情報技術修得」という面を強調して、企業への働きかけを強めていく努力が必要である。

地域構想学科

本学科は、学科開設後２年目であり、卒業生が誕生するのは２年後である。それゆえ、卒業生の進路状況については、現時点では記述することができない。

オ　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況

教養学部の卒業生は、幅広い視野と深い識見をもって現代社会の諸問題に多角的に対処できる「新しいタイプの教養人の養成」という教養学部の教育目標に基づく多彩な教育を経ており、変容が加速している現代社会において広く評価されている。なお、教養学部は、平成元(1989)年の設立から18年しか経過しておらず、卒業生が国内外で高い評価を得ているかどうかの個別具体的な把握にはまだ時間を要するため、適切な時期にその評価を行いたい。

(2)厳格な成績評価の仕組み

ア　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

人間科学科

比較的少人数なので、履修制限はしていない。各学年指定の科目履修を徹底しており、年次の上昇につれて基礎学力が積まれていくように工夫されている。３・４年次の指定科目も用意されている。２年次から３年次に上がる時点で、履修科目単位数のチェックがあり、要件を満たしていない場合には、原級止めとなる。

履修科目の登録の上限設定を行っていないため、４年次で卒業研究のための演習を残し、必要単位を３年次までに取得してしまうという履修状況の者が少なからず見られる。学力の積み上げ、履修科目の系統的つながりの面で懸念されるが、しかし基礎論、基礎演習、調査実習、実験実習、演習が学年指定になっているので、学力の積み上げ、履修科目の系統性でそれほど心配はないと思われる。

上記のように、学年指定科目がかなりあり、４年次指定科目もあることから、履修科目登録に関しては特に問題はないので、現行方式を維持したい。

言語文化学科

教養学部では履修科目登録の上限は設定されていない。同じ時間に重複しない限り、いくらでも登録することができる。必要以上に多くの科目を登録しながら、実際には受講しないことによる弊害もあるが、それ以上に重大なのは、後期の科目も前期に登録しなければならない不便と不都合である。

この点が改善されれば、上限設定の問題も解決すると思われる。

情報科学科

入学時のオリエンテーションなどで、１年間の登録単位数として 40 単位を大幅に上回らないよう指導はするが、学務での手続き上では上限は設定していない。そのため従来は登録する教科が多すぎて問題が生じる可能性があった。現在は緩いコース制を採用し、それぞれのコースで推奨する教科を提示し、履修モデルも提示しているので、状況は改善されつつあると考えている。

情報科学における授業科目や学習内容に一般的な標準はない。また教養学部がカバーする分野が多様であることから、学生は学習の照準を定めにくい状況がある。このような状況の改善のために、履修科目等について学生に個別に助言するアドバイザーの導入が必要である。

地域構想学科

一学年の定員が100名と比較的少人数のため、学生の履修科目登録の上限設定は実施していない。学科専門科目のうち基幹となる科目に関してはすべて履修登録学年を指定し(1年次「地域構想学入門」「地域構想学基礎実習」、2年次「地域構想学発展実習」、3年次「地域構想学演習」)、またそれ以外の学科専門科目についても履修登録が可能となる学年が定められており、系統的な学習が行われるよう工夫されている。

学科開設後2年目であり、現時点では、さしたる問題は認められない。2年後の最初の卒業生を送り出し、学科カリキュラム全体の運用が経験された時点で、改めて検討することにする。

イ　成績評価法、成績評価基準の適切性、ウ　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

人間科学科・地域構想学科

成績評価法は、科目によって異なる。一般の科目は、定期試験・授業時間中の小テスト・何回かのレポート・出席状況等々を組み合せ、最終的にはそれらを総合して100点満点で点数化して評価する。評価は、担当教員の判断による。基礎演習や総合研究等、いくつかの科目については、複数の教員が協議して成績評価を行っている。

一人の担当教員による成績評価については、当該教員の評価方法や基準設定の仕方により、必ずしも最善とは言えない方法がとられる場合もあり得る。一方、複数教員による評価法では、一人ひとりの学生の成績評価のために、数人の教員がかなりの時間と労力を投入しなければならず、時期的にも作業が集中するため、教員の負担が極めて大きくなる。そのため、こうした方法で成績評価を行う科目は限定せざるを得ない。

複数教員による評価方法以外に、より適切な方法について今後も検討を続ける。

言語文化学科

複数の教員によって行われる科目を除く大部分の教科は、担当する一人の教員によって成績評価が下されている。成績評価の基準も各担当教員の裁量に任せられている。なお、本学科では、厳格な成績評価を行う仕組みは導入されていない。

現在のところ、成績評価法と成績評価基準について、さして深刻な問題は持ち上がっていないが、科目間・教員間にかなりのばらつきがあることは否めない。人文学系の学科が多いため、共通の基準が作りにくいという面はあるが、カリキュラムの均一化や授業内容のスタンダード化を図って、厳密な成績評価ができるようにすべきである。

情報科学科

試験・演習・レポート・受講態度等を、各担当者が総合的に判断して成績評価を行って

いる。どのような成績評価をとるかは担当者に委ねられているが、シラバスには「成績の評価方法」の欄があり、成績評価の方法については、どの科目でも事前に学生に伝わるようになっている。

レポートなどの評価では、何が評価されるのかを事前に学生に知らせるなどの配慮が必要である。また、クラス分けを行っていて複数の教員が担当する科目においては、担当者ごとに評価基準が一定ではない場合も起こり得る。厳格な成績評価を行う仕組みは導入されていない。

学生が、成績について疑問点があるときには、担当教員の研究室又は事務室の窓口で問い合わせることができるようになっている。特に、原級止めの場合には、文書による通知を行っている。また、現在まで大きな混乱は起きていないが、教育効果を上げるためにはしっかりとした評価基準を作成し実施する必要がある。

複数担当者のいる科目の場合だけでなく、単一科目についても、学部もしくは全学として、成績評価法・評価基準等についての個別的な工夫を超えた、組織的な取り組みが必要と思われる。また、学生の勉学意欲の向上と成績評価の透明性のためにも、シラバスの成績評価方法とともに評価基準を明記するなどの改善を行って、努力すれば達成できるという喜びを学生が体験できるようにすることが必要である。

エ　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

人間科学科・情報科学科

比較的少人数なので、履修制限はしていない。各学年指定の科目履修を徹底しており、年次の上昇につれて基礎学力が積まれていくように工夫されている。３年次・４年次の指定科目も用意されている。２年次から３年次に上がる時点で、履修科目単位数のチェックがあり、要件を満たしていない場合には、原級止めとなる。

履修科目の登録の上限設定を行っていないため、４年次で卒業研究のための演習を残し、必要単位を３年次までに取得してしまうという履修状況の者が少なからず見られる。学力の積み上げ、履修科目の系統的つながりの面で懸念されるが、しかし基礎論、基礎演習、調査実習、実験実習、演習が学年指定になっているので、学力の積み上げ、履修科目の系統性でそれほど心配はないと思われる。

上記のように、学年指定科目がかなりあり、４年次指定科目もあることから、履修科目登録に関しては特に問題はないので、現行方式を維持したい。

言語文化学科

これまでは個々の担当教員の努力と経験に任されていたが、AO 入試等の導入によって入学の際の選抜方法が多様化した結果、教養学部は学部改組を期に、英語について入学時にプレースメント・テストを行い、さらに１年次修了時点で追跡調査を実施している。

成績の追跡調査はまだ緒に就いたばかりであるが、これを体系的に行い、選抜方法の検討とあわせて、学生の質の向上を図る手段として大々的に利用していく予定である。また授業評価とは別に、教育サービス全般に対する学生の声を聴き、教育に反映させる方途を模索中である。

地域構想学科

学科専門科目のうち基幹となる科目に関してはすべて履修登録学年を指定し（１年次「地域構想学入門」「地域構想学基礎実習」、２年次「地域構想学発展実習」、３年次「地域構想学演習」）、またそれ以外の学科専門科目についても履修登録が可能となる学年が定められており、系統的な学習が行われるよう工夫されている。基幹となる学科専門科目は、それぞれ最も高い教育効果が得られるようなクラス・サイズ（１クラスあたりの受講学生数、例えば「地域構想学基礎実習」１クラス 11 名、「地域構想学発展実習」１クラス 20 名程度等）を実現しており、実習科目・演習科目では、学生一人ひとりに対してきめ細やかな教育を行っている。また、これら基幹専門科目に関しては、学生一人ひとりの出席状況及び成績等について地域構想学科として定期的にチェックしており、教育的指導が必要な場合には、チューターが面談を行い、学科として指導を行っている。

学科開設後２年目であり、現時点では、さしたる問題は認められない。２年後の最初の卒業生を送り出し、学科カリキュラム全体の運用が経験された時点で、改めて検討することにする。

オ　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

教養学部の４学科においては、学習意欲を刺激することを主たる目的とする仕組みは特には導入していない。しかしながら、情報科学科を除く３学科では、初年次に基礎演習などの時間を利用して教員の教育研究の紹介を行っており、４年間の勉学へのモチベーションを高める結果となっている。今後の教養学部の教育の流れの一つとして、企業や地域などの学外からのフィードバックがより一層重視されると考えられる。そのようなフィードバックは、教育の効果の検証とともに学習意欲を刺激する有効な手段になる。

(3)履修指導

ア　学生に対する履修指導の適切性

人間科学科

履修指導は新入生には入学時のオリエンテーションで説明指導がなされているが、在学生には特別なされていない。言わば入学時のオリエンテーションで、１年次だけでなく、４年間の指導がなされる形になっている。このオリエンテーションは、合宿を含め約１週間にも及び、その中で詳細な履修指導も実施している。なお、３年次の演習の登録のために２年次の終わりにガイダンスを、４年次の総合研究の登録のために３年次の終わりに説明会を行っている。

履修指導は、かなり懇切丁寧であり、一人ひとりについても科目登録の確認まで行うため、学生の自主自立の観点から見て問題がないとは言えない。

親切で丁寧すぎる履修指導に疑問は残るものの、学生の現状から、ある程度、手取り足取りの履修指導も必要と考えられる。したがって、今後も当分このような懇切な指導を続

行する。

言語文化学科

学生に対する履修指導として行われているのは以下のようなものである。入学時のオリエンテーションにおいて、科目紹介と受講の注意を述べ、４年間の履修モデルを紹介している。さらに、各学年の初めに、その年次に開講される重要な科目の特徴と注意点を教示し、単位の取り落としがないように、将来の進路との関連を考えさせるようにしている。さらに、言語文化学科では、１年生に対しては言語文化基礎演習の時間に、２年生については、グループ単位の指導教員（メントールと呼ぶ）が常時、アドバイスできるようになっている。これ以外には、それぞれの授業の中で関連する学科を紹介する形で個々の教員の判断で履修指導がなされているのが実情である。

相当きめ細かな指導をするようになったが、それでも、４年間を通じた最適の履修形態を各学生に指導するまでは至っていない。

情報科学科

情報科学科では、入学時のオリエンテーションで履修モデル等を示し、かなりの時間を割いて履修指導を行っている。教職科目の履修指導もここで行われている。さらに、平成12(2000)年より、学生には入学時にノートパソコンを購入してもらうため、その指導もこのオリエンテーションで行っている。

入学時の履修指導で、大半の学生は問題なく履修計画を立てられる。自分の好みと将来への希望を考慮しつつ、科目選択と卒業条件に合った単位取得計画を立てるのである。

２年次以上の学生に対しては、年度初めに前年度の成績発表時間を利用して、グループ主任（学年ごとの指導教員）が相談に応じているが、実際の時間が限られており十分な効果は期待できない。

３年次に転学部・転入学をした学生のための指導も、学年初めにオリエンテーションを行い対応している。単位の読み替えなどで負担の軽減を図っているが、学科として是非受講してもらいたい科目等を指導している。今後は、社会人の受け入れなどにも対応できるような受講科目指導など、学科としての工夫も必要となる。

地域構想学科

学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、大学における履修のやり方、履修登録の方法、時間割の組み方等、丁寧な指導がなされている。また、２学年開始時においても全員を集め、２学年次に開講される主要な科目を紹介し、受講上の注意を行っている。

いわば「手取り足取り」のきめ細かな指導を行っており、現時点では、大きな問題点は発生していない。完成年次までの中で、その時々に修正すべき点は修正し、より良い履修指導体制を確立する所存である。

イ　オフィスアワーの制度化の状況

人間科学科

オフィスアワーは制度化されていないが、学生が講義で不明なことやゼミでの報告の打ち合わせなどで教員室を訪れることがある。方法は、教員の任意で、あらかじめ日時を指定している教員や事前に約束を取ることを義務づける教員、また空いている限り随時受け付ける教員とさまざまである。また、平成17(2005)年度から学科となり定員が増加したことに対応して、まだ演習系科目がなく教員との結びつきが弱いと考えられる１・２年生を対象に、教員１名が学生10名程度を担当するチュートリアル・グループ制度を学科として導入している。

オフィスアワーについては、学生への周知徹底が十分でないのみならず、教員にも必ずしも浸透していない。各教員のオフィスアワー設定方法が区々であることも、オフィスアワーが活用されない要因とも考えられる。しかし、設定方法の画一化は極めて困難であり、今後の課題である。チュートリアル・グループについては、特に１年生に対する必要性が実感されているものの、担当教員の負担やグループ主任との関係など、今後更に検討を要する問題も残されている。

オフィスアワーを学生に広報することに努め、設定方法を画一化したとしても、果たして学生がどれほど活用するかは疑問である。ゼミや実験実習・総合研究等、３年次以上になるとほとんど毎日教員と接しており、学生はオフィスアワーそのものの必要性も感じないと思われる。しかし、問題は２年次以下の学生及び他学部他学科の学生への対応であり、これについては、学生に対する調査なども必要である。

言語文化学科

オフィスアワーという形で制度化されてはいないが、学生はいつでも教員の研究室を訪ねて質問やアドバイスを受けることができるというのが、本学科のコンセンサスである。

ほとんど研究室に行かない教員も何人かはいるので、そういう場合にはオフィスアワーの制度化は必要かもしれないが、大抵の教員は週に４日程度は大学に来ており、そのような制度を設けずにいつでも自由に学生は教員を訪れることができるとする現行制度の方が、教育的にははるかに望ましいと考える。

情報科学科

オフィスアワーを平成17(2005)年度後期よりスタートさせたが、学生の訪問はさほど多くはない。理由の一つに何を聞けばいいのか、質問に必要な知識への不安があると思われる。初年次教育でまず教育研究分野について何らかのイメージを持たせる必要があろう。実際に研究室の訪問が活発になるのは演習や卒業研究の配属先を決める時期である。その場合はそのために配布された資料が参考となり、来室した学生に対して、テーマの詳しい説明や学生からの質問に答えている。１・２年次の段階では教員と学生の交流は限られたものになっている。

どのような教員がいるかを初期に教育し、授業時間以外でも学生と教員が接触する習慣を確立したい。

地域構想学科

オフィスアワーとして制度化されてはいない。しかしながら、学生はいつでも教員の研究室を訪ねて質問やアドバイスを受けることが可能である。また、実習系の授業が多いので学科専任教員は研究室ないし実習室で過ごす時間が多く、時間割上の授業時間以外でも日常的に学生と教員が交流を行っている。

地域構想学科は前述のような特徴を持っているので、特にオフィスアワーの制度化は必要としない。現行のままで良いと考える。

ウ　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

人間科学科

留年者（原級止め、卒業単位未修得者）には、年度当初に呼び出して助言を与えることとしている。しかし、それらのうち、かなりの学生が呼び出しに応じないのが現状である。呼び出しても、特に理由もなく大学に来ない学生には、特別の履修指導が行われてはいない。原級止め、卒業単位未修得のための留年者の進級や卒業が必ずしもケアが十分でないため、そのまま回復がならず、退学除籍になるケースもある。必修科目の単位取得の取りこぼしが発端にある。留年になる前の予防策を検討する必要がある。

言語文化学科

留年者に対しては再履修科目を開設して、単位取得上、際立った不利益が生じないように配慮している。また、必要単位数を満たせば９月期に卒業できるような制度もある。しかしながら、卒業研究のような通年単位の教科に対しては、９月期卒業の制度が適用できないので、この点の改善が求められる。これ以外には、個々の教員が個人的に配慮することはあるが、学部ないし学科として留年者に対して特別な措置はとっていない。

情報科学科

留年者はとかく学習意欲に欠けることが多いので、演習等では過年度とは異なる別メニューを用意するなどのことを行っている。

安易に流れないようなバランスを持たせることは、現在模索しているところである。また、勉学への意欲を失った学生にはその背景も含めその理由を検証する必要がある。

地域構想学科

科開設後２年目のため、留年者が発生する可能性が生じる２年次から３年次への進級判定はこれからである。これまでさまざまな箇所で述べてきたように、成績不振者を出さないよう努力を行っている。

勉学への動機づけを行い、必要な場合には履修指導を行うなどの種々の工夫はこれからも継続する。またその時々において必要は手だてを行っていく。

エ　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

人間科学科・地域構想学科

前述のとおり、平成17(2005)年度から開始したチュートリアル・グループ制は、学生に対する学習面・生活面の支援を総合的に行うことを意図したものである。単位履修や学習方法等について、必要に応じて個別又は少人数グループで学科教員とじっくり面談する機会を持つことができる点で効果があると考えられる。しかしながら、グループの運営方法は教員各自に任されているため教員間のばらつきもあり、また学生自身がこの機会を積極的に利用するかどうかにも個人差が大きい。より効果的・効率的な支援のあり方について、今後も検討する必要がある。

言語文化学科

言語文化学科は、平成17(2005)年度より、「メントール・クラス」と言う名のチュートリアル制度を導入している。言語文化学科の場合、３年次は演習や原典購読のような少人数のゼミナールがあり、４年次は卒業研究（卒論）があって、一人ひとりの学生にきめ細かい指導がなされているが、１、２年次については、個々の学生の勉学状況を教員が直接指導する機会を持てないでいた。平成17(2005)年度より、メントールと呼ばれる教員が10～12人の学生をひとまとめにして、毎月１、２回程度、授業以外の時間を利用してグループ指導を行っている。このメントール・クラスは、授業時間には換算されていないので単位の対象にはならないが、それぞれのメントールが工夫を凝らして、学生との面談にあてたり、読書会を開催したり、学生の自由発表の場として利用している。このような接触を通して、学生が持っている勉学上の問題の指摘や進路に対するアドバイスを、年間を通じて恒常的に与えている。１年次については、少人数で運営されている基礎演習の時間が、メントール・クラスの役割も果たすよう担当教員は気を配っている。

言語文化学科は、４年間の勉学全般に対するオリエンテーションを入学時にしか実施してこなかった。平成18(2006)年度からは、２～４年生に対しても、年度初めの成績交付の際にその年度の全般的なガイダンスを与え、必要な学科については、それぞれの学期初めに重点的に学習支援を行うようにしている。

情報科学科

アドバイザー制度は現在ない。また他学科と異なりチューター制も導入していない。従来のグループ主任、その他の委員の職務には上記の機能は想定されておらず、現状では学生はオリエンテーションやシラバスなどを手がかりとして判断してきたが、決して十分とは言えない。そこで、学部や学科のカリキュラムや教育理念を十分踏まえた上で本人の志向性を勘案して適切な助言を学生に与える、アドバイザーは是非必要である。

実現に向けての最大の課題は適切な人材の確保である。学科内の教員が他の分野の学習の内容についても適切に助言できるか、特にアドバイスに個人的なバイアスがかかることは避けられるかなど、白紙状態で訪れる学生に適切に接するためには見識や経験が求められる。このような課題を念頭に置き、導入に向けて取り組む必要がある。

オ　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

これらについては、受け入れ担当者が随時対応している現状にあるが、他の一般学生へ

の教育指導上の配慮と同様、教員の個人差が大きいと思われる。今後、FD活動などとも連動して、一層の充実を図ることが必要である。

(4)教育改善への組織的な取り組み

ア　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

人間科学科

学生の学修の活性化に資する科目として、「基礎演習Ａ・Ｂ」を必修としており、極めて有効であるとの評価を得ている。当該科目のほかにも、人間科学科においては各種実験実習科目など複数教員が担当する科目が多く、これらは教員の指導方法の改善にとっても有効と思われる。教員の教育指導法の改善向上を促進するためには、学生による授業評価を各セメスターの最後の授業時に実施している。

「基礎演習」のほか、各種実験実習や演習等、学部・学科の理念に即した少人数科目は、学修の活性化にも効果を上げている。学生による授業評価は、大学及び学部の方針に従って実施されるほか、学科として独自に授業評価実施科目を決定するなどの取り組みが行われている。得られた評価を個々の授業改善にどう役立てて行くかは、継続して検討されるべき課題である。

上記のほかにも、学生の学修意欲が向上するような対策は常にとられている。また、学修・指導方法等の問題が生じた時は、教務委員会や学生委員会が集中してその解決策を企画実施して、より良い教育環境を目指して模索を続けることになっている。

言語文化学科

学部として学生による授業評価のアンケート調査が恒常的に実施されるようになった。また、言語文化学科は独自に学生による教員評価のアンケート調査を敢行し、これを学科内で公開した。これらの効果には絶大なものがあり、具体的な授業改善に結びついている。また本学科は、語学問題検討委員会を定期的に開催して、学生の勉学意欲を高めるためのカリキュラムと授業内容の改善についての提言を行っている。

これらによって相当改善されたが、まだ学生をきめ細かく指導して、学生全体の勉学意欲を高めるところまで行っていない。これが今後の課題である。

情報科学科

学修の活性化にはモチベーションの喚起が必要であり、情報科学科で学生がノートパソコンを購入し授業時間に限らず常時コンピュータと接する環境で学修を行うのも、その方策の一つである。また演習形式の授業に多数の教員が参加し、学生の指導や学生の疑問への対応をきめ細かに行うことで学習の活性化を図っている。３年次の情報科学演習、４年次の総合研究では少人数教育が可能であるため、より有効な教育が行われている。教育内容の改善に資するものとしては、学生による授業評価のほか他の教員が授業を参観することなどがあるが、後者はあまり実施されていない。

モチベーションの喚起に関連する重要な課題に、４年間の学習への見通しを学生がなか

なか立てられないことがあげられる。理由の一つは４年間のカリキュラムが何を目指したものかが多少漠然としていることである。コンピュータを操作すること、プログラムを書くことで何ができるようになるのか、自分自身がどのように変わるのかが見えてこない。

設定している４つのコースで何を学ぶかは明示されているが、ゴールに具体的に何が待っているかが明示されておらず、その点に不備がある。逆にそのような明示が難しいコースは見直しをする必要がある。魅力的なゴールを設定するよう至急検討する。

地域構想学科

大学での学修活性化のために１年次には「地域構想学基礎実習」を必修とし、その教育プログラムの一環として学外への現場見学であるキャンパス外実習、さらに地域の現場で活躍する人々による特別講義、公開講演会を実施している。さらに２年次には、本格的な学外実習を行う「地域構想学発展実習」が開講され、大学で学ぶことに対する学生たちの動機づけの点で、極めて有効であるとの評価を得ている。これら実習系科目のほとんどすべてについて複数教員が担当しており、各教員の指導方法を互いに明らかにして授業実施にあたっており、そうすることにより、各教員の指導方法の改善にとっても有効と思われる。

教員の教育指導法の改善向上を促進するためには、学生による授業評価を各セメスターの最後の授業時に実施している。さらに学年度末の３月には、地域構想学科として１泊２日の日程で、教育指導方法改善を目的とする徹底したミーティングを行っている。そこでは、それぞれの教員の教育指導方法を公開し、互いに批判しあって、より良き教育方法の確立を目指している。

これらの各種取り組みのほか、各種少人数授業、さらには正規の授業時間外における教員の日常的な学生への指導は、学修の活性化にも効果を上げている。学生による授業評価は、地域構想学科が新設学科ということで、完成年次まですべての学科専門科目に関して授業評価を実施することになっている。得られた評価を個々の授業改善にどう役立てていくかは、継続して検討されるべき課題である。

上記のほかにも、学生の学修意欲が向上するような対策は常にとられている。また、学修・指導方法等の問題が生じた時は、教務委員会や学生委員会が集中してその解決策を企画実施して、より良い教育環境を目指して模索を続けることになっている。

イ　シラバスの作成と活用状況

人間科学科

学生の学修を活性化する一助として、学部単位で作成されるシラバスに、各科目の年間ないしセメスターの授業内容やスケジュールを載せ、参考文献、指定教科書を明示し、図書館にもそれらを配架して学生の予習の便宜を図っている。

詳細なシラバスの提示により、学生の授業への意欲や学習態度の改善に資するものと思われる。他方、必ずしもシラバスのとおりに講義計画が進められない場合が見られることも事実である。

現行制度におけるシラバスの一層の活用について、その実行を教員に徹底するよう努め

る。

言語文化学科

現在シラバスの項目としては、テーマ、講義内容、授業計画、成績の評価方法、その他を明示することになっているが、多くは講義内容と授業計画をまとめて紹介している。

毎回の授業計画を詳細に紹介して、それへの予習や準備のための参考文献まで、ことこまかに指定するという本格的なスタイルをとるものはまだ少ない。

充実したシラバスは、授業のスタンダード化という点からも必要であるが、本学科にはまだ人文系の学科であるから、それは不可能だという意識が根強く残っている。

情報科学科

現状では授業の概略と授業計画の提示がシラバスの役割である。その範囲であれば記述内容はおおむね妥当である。

授業の予習復習や資料提示もシラバスの目的に含まれるのであれば、現行のシラバスは明らかに不十分である。そのためにはWebでの公開が近道で、かつ製本費の節約ともなるが、そのような動向は現状では明らかではない。

地域構想学科

学生の学修を活性化するために、学部単位で作成されるシラバスに、各科目の年間ないしセメスターの授業内容やスケジュールを載せ、参考文献、指定教科書を明示し、図書館にもそれらを配架して学生の予習の便宜を図っている。

地域構想学科では、こうした学部のシラバスに加えて、学科独自で、地域構想学科の基幹となる専門科目「地域構想学入門A」「地域構想学入門B」「地域構想学基礎実習」「地域構想学発展実習」に関して、授業の実施方法や履修上の注意等をより具体的に記載したシラバスを作成して配布している。

詳細なシラバスの提示により、学生の授業への意欲や学修態度の改善に資するものと思われる。他方、必ずしもシラバスのとおりに講義計画が進められない場合が見られることも事実である。

現行制度におけるシラバスの一層の活用について、その実行を教員に徹底するよう努める。

ウ　学生による授業評価の活用状況

人間科学科・地域構想学科

教員の教育指導法の改善向上を促進するため、学部の授業評価委員会のもとで、学生による授業評価を各セメスターの最後の授業時に実施している。学生による授業評価は、大学及び学部の方針に従って実施されるほか、学科として独自に授業評価実施科目を決定するなどの取り組みが行われている。

学生による授業評価の結果については、教員個人へフィードバックするのみならず、教養学部として報告書をまとめ、学部・学科としての改善の指標としている。しかし、それ

らをどのように実際の授業改善に生かしていくかは、個々の教員の努力によるところが大きい。

現行制度について、その実行を教員に徹底するよう努めるとともに、授業評価を生かした教員の教育改善への一層の取り組みが望まれる。得られた評価を個々の授業改善にどう役立てて行くかは、継続して検討されるべき課題である。

言語文化学科

学生による授業評価は、現在本格的に実施されている。これによって、授業内容が格段に改善された例も少なくない。授業評価は、全学的な取り組みとしてなされるべきであるが、ただ実施するだけでは意味がない。実際に授業の改善に役立つような取り組みとしてなされるべきだろう。

情報科学科

学部の授業評価委員会の報告書をもとに、日本語の能力向上など、学科独自で取り組む課題につき改善のための対策を検討中である。

従来から学生による授業評価の目的を、教員個人の努力の過不足を読み取るものとは考えてこなかったが、今回の報告書では科目ごとの評価のばらつきが大きいことなども示された。また、アンケートとは別に学生の自由な記述から学科の現状の認識も深まった。現行の調査の問題点をあげるとすれば、学生が単に分りにくい授業と評した場合、それが教授スキルの不足によるものなのか、理解するための学生の努力が不足しているためなのか、アンケートだけでは明確にはならないことがある。

いい授業をするためにはそれなりの準備が必要であるが、現在の教員にはそれだけの余裕がないのも事実である。また、教育と研究活動をより一貫したものにする必要もある。これらの改善に向けた学科全体の努力、特に教育研究以外の負担を適切に分散共有して効率を上げるなど、相互の連携が必要であり、その方向に向かいつつあると考えている。

エ　FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

人間科学科・言語文化学科・地域構想学科

学部授業評価委員会等が取り組んでいるが、大学生の減少という大学をめぐる状況の激変に対応するためのカリキュラムの改定や組織の整備に時間を取られ、十分な取り組みの余裕がないというのが現状である。

しかしながら、このような激変の時代だからこそ、FD 活動によって教育の質的向上を目指すべきであり、前向きに進めることが大切である。学生数の減少は、初等中等教育の場でも同じ現象が一足早く到来しており、それに対処するために、少人数教育というこれまでの日本教育界であえて行ってこなかったことが現実化していることは瞠目に値する。大学も少人数で行うことがそろそろ大切にされても良い時期に来たと言うべきであろう。本学部はそのことを学部理念の大きな柱に捉えてきており、このための全学的な支持があったことを多としたい。

FD 活動は、本学では実質的には以前から各実践されてきたが、明確な組織を通じての活

動は、そのごく入り口にたどり着いた状況である。今後、大学が生き残るための必須のことであると意識して着手していきたい。

現在、教育の一つの流れは総合化であると思われる。すなわち、複数の分野が同等に参画して共通の主題について意見を出し合い討論しつつ結論を見出す能力の涵養である。これは、全学的な取り組みが必要であり、同時に学部・学科レベルの検討と改善策の創成が行われるべきであろう。

情報科学科

FD活動の必要性については、次第にその認識は深まっている。また、教員を対象とする「情報科学セミナー」を年２回程度開催し、学外から自然科学及び情報科学（情報工学）の分野の講師を招いて諸分野の最先端の話を聞き討論している。このセミナーには学部４年以上の学生にも開放している。また、教員が学部・大学院の講義を聴講することも希望に応じて行ってきた。また、総合研究（４年次卒業課題）において専攻にまたがるテーマの場合には、教員の相互理解のためのセミナーを行っている。

ただし、現状を公平に見るならば、これらは組織的に推進されているというよりは、推奨して各教員の自主性に任せているという評価が妥当である。

FD活動は本来教員の教育研究能力の向上が目的であろう。そのためには教員にあらゆる点で向上の努力が求められるが、一方では技術としての教育方法の基本を教員が習得する研修制度も必要である。

オ　FDの継続的実施を図る方途の適切性

FDの必要性はこの数年で広く浸透し、今後は具体的な活動が本格化するものと考えられる。継続的な実施を図る方途としては、シラバスを毎年Webに公開すること、学生による授業評価の有効利用、評価の高い授業の参観や相互参観、プロによるアドバイス、授業の準備の補助や授業の補助態勢の整備などが考えられるが、学生からのフィードバックのほかに、授業を通して社会や時代の要請にどのように応えるかという姿勢がFDの継続性を支えると考える。

カ　学生満足度調査の導入状況

人間科学科・言語文化学科・情報科学科

学生の満足度に関しては、在学生を対象として学生部により継続的に実施されている、学生生活実態調査の中で取り扱われている。結果をまとめた「学生生活実態調査報告書」は、学部学科の全構成員に配布され、大学及び教員個人としての理解と改善のために利用可能となっている。また、教養学部授業評価委員会がほぼすべての科目に対する「学生による授業評価」を行い、報告書を作成している。

キ　卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

人間科学科・言語文化学科・情報科学科

卒業予定者（卒業確定後の４年生）を対象として、４年間の学修やそれに対するシステム全体を検討するために、教養学部授業評価委員会により「カリキュラム改善のためのアンケート」が実施されている。その結果については、在学生による個々の科目の「学生による授業評価」と合わせて報告書が作成され、学部の全教員に配布されている。

以下のグラフはその一部であるが、８割以上がおおむね満足して卒業していると判断できる。その中で情報科学科（専攻）に対しては満足度が他の学科（専攻）に比べ若干低い。その理由等の詳細については検討が続けられている。

FDや調査は緒に就いたばかりであり、まだ調査結果の解析などは終了していない。いずれにせよ、これらは今後とも継続して実施されることになろう。

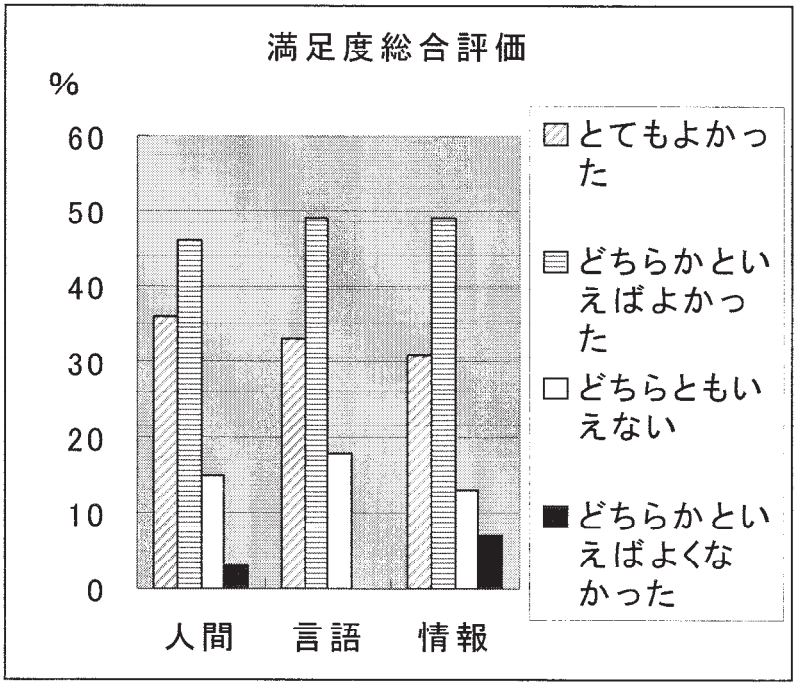

(5)授業形態と授業方法の関係

ア　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

人間科学科

一般の講義・演習のほかに、実験・実習の授業形態がある。心理学、社会学、教育学及び体育学では、実験実習、調査実習が設けられ、卒業研究を行うためのレポートのまとめ方、アンケートの作り方、集計の仕方、実験観察の仕方などが教えられる。教室の外で野外調査の経験を積み、キャンパスの一般学生にアンケートを実施し、集計分析する経験を積むこともできる。また、教員個人の工夫として、ビジュアルな教材を用いて学生の視覚に訴えたり、興味をひきつける工夫として、配布資料のほか、ビデオやパワーポイントを用いて講義を進めることなども行われている。

実験や実習では、複数教員が共同で授業を担当しているので、他の教員の教授法、講義法を参考にすることができる。学生の興味をひきつける種々の工夫を行っている教員の授業を広く公開する手立てが要望される。

学生の方はさまざまな教員の授業を聞いているのであるから、教員に興味深い授業法の事例を伝えることも考えられる。

言語文化学科

概論や特講と呼ばれる講義ものは、大講義室における数十人から数百人の授業であり、演習・講読は、小講義室で数人から十数人を相手に行われている。卒業研究・論文指導は、いくつかのグループあるいは個別指導で、主に教員の個人研究室でなされている。これ以外に語学は、数人から十数人を１クラスとして、LL 教室や小講義室で授業されている。

本学部は少人数制を旨としているので、大教室大人数の弊害は少ないが、それでも講義ものは指導が行き届きにくい。学部の講義でも 100 人を越える場合があるが、そうなると定期的にレポートを課すことも困難である。少人数の授業はいずれも極めて有効であり、学生に満足感を与えている。

本学部としては、少人数を大切にしているが、これはある意味で恵まれているのであって、本学部所属の教員が他学部の受講生の場合は大人数で講義しているということでは、恵まれているとばかり言えない。できる限り他学部の講義も良い環境の下で行えるように提唱していかなければならない。

すべての授業が少人数教育であることは望めないので、可能な科目とそうでない科目を分けて考えなければならない。

情報科学科

情報科学科では、学生が入学時にノートパソコンを購入して Linux と Windows をインストールし、１年次の必修科目「コンピュータリテラシーＡ、Ｂ」、「コンピュータシステム概論」、２年次の「プログラミング初級、中級」などの授業で使用している。他の授業では従来の板書を主とする授業、パワーポイントを主とする授業など多様だが、教員から学生へ学習するべき事項を教授するという形式で行われている。

常に手元に置くことで予習復習が容易となり、またコンピュータそのものにも早く慣れ、ハードウェア・ソフトウェアの両面で良く知ることができる。情報処理センターのコンピュータを使用していた時には不可能だったこととして、メンテナンスの基本の習得もあげられる。一方では、コンピュータを丸ごと学習するためには多岐にわたる知識が必要となり、その多様さが学習の焦点をあいまいにし、学習を難しくしているきらいがある。また入学時のレベル差に応じたクラス分けも必要性が高い。

１・２年次にコンピュータの基礎として何を学習するかを具体的に再検討する必要がある。

地域構想学科

地域構想学科の教育目標を達成するために、本学科の授業形態の特色として、既に縷々述べてきたように、学内のみならずキャンパス外の「現場」へ自ら足を運んで行う実習を

重視する点にある。そうした実習を行う科目として「地域構想学基礎実習」「地域構想学発展実習」が開講されている。これらは、地域構想学科で学ぶ学生のほぼ全員が履修する科目である。キャンパス内の教室で行われる講義で得られた知識を「地域という現場」で確かめ実践し、他方「地域という現場」で得た経験を講義で学ぶ理屈で説明する、こうした講義と実習による相互強化関係の実現が目指されている。

これらの実習は、１クラスが 20 名程度のサイズで、複数教員が共同で担当して実施されている。学科開設以来これまで２年間の経験からではあるが、その教育効果は極めて高いと評価している。受講した学生からの評価も同様である。ただ、問題点は、充実した実習を実施するには、担当する教員に多大な時間的・精神的な負担がかかるため、マンパワーの問題が課題として生じている。

教員のマンパワーの問題は残っているが、現行の科目運営方式を継続し、修正すべき点はその都度修正するという姿勢をとっていく。

イ　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

人間科学科及び地域構想学科においては、教材としてのマルチメディアの導入はもちろん、学生自身が授業の際にマルチメディアを使用することが求められる。例えば各種実験実習科目では、質問紙の作成やデータ整理、さらに統計処理等についてパソコンの利用は不可欠である。また演習科目においては文献検索や資料整理にインターネットが必要となり、総合研究においては、実証研究に際してパソコンが、さらに成果発表等のプレゼンテーションにもマルチメディアが活用される。言語文化学科では、研究の一環として、インターネットを利用した授業がいくつか見られる。また、各種資料や語学教材のデータベース化が行われている。情報科学科では、ノートパソコンを使用した演習や情報処理センターで端末を使用した演習などでは、教員のコンピュータ画面をプロジェクターで投影できるようになっており、教育支援が図られている。

一般教室には、ほぼ全教室でスライド投影や OHP 投影が授業で利用できるようになっている。さらに、泉キャンパスには４つの視聴覚教室があり、ビデオ投影が授業で利用できるようになっている。このような施設を有効に活用するには、さまざまな分野のスライドやビデオを系統的に整備する必要がある。教員によっては、学内ネットワークに授業の補助教材を掲載するなどの試みもなされているが、まだ全体のものとはなっていない。

それ以外では、ビデオ教材の利用や、資料教材として映像音響資料が導入されているが、その効果は徐々に浸透している。インターネットをはじめとしたマルチメディアの組織的かつ有効な利用に関しても模索し開拓している段階である。

本学のマルチメディア施設の一環として、情報処理センター、オーディオ・ヴィジュアルセンター、図書館が設置されている。特に、図書館には、電子索引システム「OPAC」が導入されているので、書物の利用が大幅に改善されている。図書カードシステムも利用されているが、本学の３キャンパスに分散されている図書を一望の下に検索できる体制は教育環境として大いにその特性を発揮できるようになっている。これらの施設間の協調関係が、逐次緊密になりつつあるが、まだ十全とは言いがたい。

マルチメディアについては、全学的な環境の整備が必要であり、その方向で良くなりつ

つある。学部学科としてもその良き影響が浸透しつつある。今後の情報ネットワークの整備によって、さらに高速大容量の基盤が確立するであろう。このようなハード面の改革に呼応して、ソフト面の対策が遅れないようにしなければならない。例えば、インターネットによる情報収集・発信にしても、得られる情報がどの程度信頼が置けるかの判断は各個人の力量によるし、情報発信のマナーも十分注意しなければならない。

ウ　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

教養学部では遠隔授業は行っていないが、導入は少子化対策の一つとして学生確保にも有効と思われる。また本学のように３キャンパスに分かれて授業を行う場合、教員の移動の負担、非効率性を考えると十分検討に値する。

（6）３年卒業の特例

ア　４年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

教養学部で４年未満での卒業を認めている学科はない。完全セメスター制が導入され、総合研究（４年次の卒業研究）の早期履修などが可能になれば現実的な制度となるが、とりあえずは総合研究の扱いが課題となる。

３．国内外における教育研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

教育の場を海外に求めることや、海外から学生や教員を経常的に受け入れることで、教育の国際化を図る動きは、留学生の派遣や受け入れ以外特に顕著ではない。しかしながら、教養学部の理念からの当然の帰結として、学外の組織等とのダイナミックな交流は今後一層活発化するものと期待されるので、そのような流れの中で国際交流も推進されるものと考えられる。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

学外組織等との教育研究交流を緊密化させる措置としては、教員の学会出席や資料収集の旅費等の補助があるが、それ以外は特段講じられてはいない。国際レベルでの教育研究交流についても同様である。

ウ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

外国語の教師として外国人教員は従来から受け入れられており、常勤教員としての給与等の待遇一般には課題はないと言っていい。しかしながら、教師としての資質の評価には課題がある。また、外国人教員には滞在用の施設が整備されておらず、その点では体制に不備がある。

エ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

研究成果については、それぞれの分野の学術雑誌等への投稿を介して、外部発信が行われている。また学部や大学院の紀要も発信の手段となっている。教育活動や成果については、ブログや新聞記事を介した発信が行われており、いずれもおおむね適切である。

Ⅳ．修士課程・博士課程の教育内容・方法等

Ⅳ．修士課程・博士課程の教育内容・方法等

文学研究科

１．教育課程等

(1)大学院研究科の教育課程

ア　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

英語英文学専攻

本専攻は、昭和44(1969)年度に修士課程・博士課程が完成し、その後の改正により現行の博士課程前期課程・同後期課程を持つこととなった。前・後期課程は、学校教育法第65条並びに大学院設置基準第３条第１項、同第４条１項の趣旨に沿い、また、時代の要請に応えて、点検・改善がなされてきた。直近の点検・改善は平成14(2002)年度である（詳細は平成15[2003]年３月31日発行の『東北学院大学点検・評価報告書（平成14[2002]年度大学基準協会相互評価報告書)』[p. 202]を参照)。この改善の主要点は、科目改編・科目名変更であるが、これは、人事計画の実現とあいまって、着実に実行され、充実した教育課程を提供していると言えよう。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻は、キリスト教を基礎に持つヨーロッパ文化を歴史的に考究することを基本とし、グローバル化した現代世界について高度の専門的な知識と能力を持った人材を養成することを目的としている。博士課程前期課程は平成９(1997)年に設置され、さらに平成11(1999)年には博士課程後期課程が開設された。平成14(2002)年度に、博士課程の完成年度を迎えた後、平成16(2004)年度に初めて博士の学位を出した。

本専攻の教育課程は、古代地中海世界から近代・現代に至る欧米の文化史をキリスト教思想の歴史的形成・展開の過程との相関関係において解明することを特色としている。具体的には西洋史に属する古代・中世・近世・近代・現代の国家・政治に関する研究と、欧米の文化・国家形成の歴史に決定的に影響を与え、かつ基礎をなしているキリスト教思想の生成・発展の歴史に関する研究とを総合的に行うことによって、その源泉が形成された時代から現代に至るまでの、キリスト教と国家、キリスト教と政治・経済等の相関関係の究明を可能とするものである。以上の教育課程設置目標の下に、前期課程修了生は当該専攻の学識を身につけた高度専門職業人（修士）として、また後期課程修了生には独立して研究教授し得る研究者（博士）として、社会的に貢献し得る人物を養成すべく努力している。その教育課程は理念・目的から見て妥当であり、また学校教育法第65条（大学院の目的)、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に照らして適切であると評価されよう。

アジア文化史専攻

博士課程前期課程の教育課程は、世界史の流れの中にアジア史を位置づけるという巨視的視野のもとに、歴史学・考古学・民俗学・地理学・環境学などを総合した学際的な研究と、各専攻の専門分野教育を実施すべく設定されている。また後期課程の教育課程は、前期の教育課程を受けて、複数の研究分野にまたがる研究能力と複数の地域資料にわたる資料処理能力、及び個別専攻分野において学術誌掲載の論文を作成し得る能力、この三者を備えた研究者を養成すべく設定されている。いずれの課程も学校教育法第65条及び大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に十分対応していると考える。ただ、高度の専門性を要する職業に就くためには、そういった研究能力はもちろんのこと、あわせて地域調査・資料調査などに関する専門技能の養成も不可欠であり、そのような技能の養成にかかわる教育システムを現行の教育課程に組み込むために平成18(2006)年度から中国・韓国や国内各地での学外実習を実施している。

イ　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

英語英文学専攻

本課程は、英米文学・英語学を中心にしているが、英米文学においては、時代的に偏らない教員と科目を配置し、英語学においては、理論及びデータの上で密接なかかわりを持つ言語学関連科目をも導入、また修了者のほとんどが、教職に就くことを考慮して、英語教育学関係の科目を３科目導入して、研究と職業に必要な高度な能力を養っている。

ヨーロッパ文化史専攻

本課程は、文学部歴史学科の西洋史分野と文学部キリスト教学科のキリスト教史及びキリスト教思想分野の上に設置したものであり、専門領域にとらわれることなく広い視野に立ちながら、一方では深い学識と研究能力を培い、専門性を要する職業に必要な高度な能力を養うことを目的としている。キリスト教領域と西洋史領域の連携によって成り立っているヨーロッパ文化史専攻は、全国の大学院に例のない特色を出している。

前期課程修了生は中学校教諭では「宗教」と「社会」、高等学校教諭では「宗教」と「地理歴史」の専修免許状を取得することができる。前期課程を設置した目的は、中学校・高等学校の教諭養成にあるのではないが、専修免許状を取得のカリキュラムと教員の配置がなされている。

学生の興味（研究テーマ）の多様化が進み、本学のスタッフのみで対応しきれない場合もあるので、大学院レベルでの単位互換制度の確立や非常勤枠の拡大が必要である。

アジア文化史専攻

本専攻の博士課程前期課程は、専門分野を異にする教員３名が担当する演習と、専攻分野ごとの基礎論・各論を講じる講義から編成されており、前者の内容が広い視野に立つ精深な学識の習得に対応し、後者のそれが専攻分野における研究能力と高度の専門性の習得に対応している。

設置以来、この課程編成の内容は所属学生の研究と教育に大きな効果を発揮し、歴史学・民俗学・環境学にまたがる学際的研究分野や、歴史考古学・異文化交渉史などの個別研究分野において、多数の有為な人材を養成してきた。課題としては、就職後に必要となる古文書処理法・特殊言語理解といった特殊技能・特殊能力を、２年間という短い在学期間中にいかにして習得させるかという点があげられるが、これについては、新たなオムニバス方式関連演習の設置や、学外実習の積極的導入によって対応に努めている。

ウ　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

英語英文学専攻

本課程は、英米文学・英語学について、科目として、論文指導、演習を置き、豊かな学識を養うとともに、日本英文学会、東北英文学会、各専門分野の学会、大学院英語英文学専攻課程協議会（通称「英専協」）などにおける研究発表、また、専門誌、本専攻の雑誌『東北』への投稿を促し、自立した研究活動ができるようにし、高度な研究・業務能力の養成に適切に対処している。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻は、ヨーロッパ文化史を時代ごとに対象化＝相対化して考究し得る高度の専門性と広い視野を備えた人材の養成を目的とすると同時に、共同研究を通じて新しい学際的な研究領域を切り開くことも一つの大きな目標としている。この課題は現状では順調に機能していると判断できる。

最大の問題は就職の困難さであり、この点は社会的にも改善の方策が必要である。研究者の養成だけでなく、高度専門職への対応をも検討していく必要がある。

アジア文化史専攻

本専攻の博士課程後期課程では、学生に学術研究論文の作成・学会活動への参加を義務づけるよう、指導体制を設定しており、事実として、すべての所属学生が３年間に最低２編の学術論文を公表し、最低１回の学会発表を行うという指導を徹底してきている点からも、所定の目的に十分適合していると考える。課題は、個別研究を深化させる一方で、後期課程修了者にふさわしい豊かな学識をいかにして身につけさせるかという点に尽きるが、これについては、指導教員が演習における指導や資料調査・フィールドワーク・発掘調査などの実習経験をそれぞれの専門分野に即して積ませることによって達成しようとしている。

エ　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

英語英文学専攻

文学部英文学科は、昼間主・夜間主コースに４つの専攻系（英語コミュニケーション系・英米文学系・英語学系・英語文化論系）を置いている。学生はこの専攻系の一つを中心に専門教育を受けるが、緩やかな専攻系となっているので、英語英文学専攻と直結する英米文学系・英語学系のみならず、他の系からも継続して大学院で学習できる教育課程となっている。また、卒業論文（選択科目）があり、大学院進学者にはこれを奨励している。

ヨーロッパ文化史専攻

本学の文学部歴史学科所属の西洋史専攻の学生は、講読と演習、卒業論文を通じて基礎的知識と素養を身につけていること、西洋史専攻とキリスト教学科専攻のそれぞれの領域を統合的に理解できるように関連づけられていることから、学生はヨーロッパ文化史専攻の教育課程に円滑に適応し勉学を継続することができる。また学部の専門的科目である特殊講義と大学院の特論を、学部と大学院相互で聴講と単位取得を可能にすることを検討中であるが、このことを通じて学部の早い時期から研究を深めようとする動機づけができるものと思われる。

アジア文化史専攻

本専攻の教育課程に設置されている演習・特論・各論などの科目は、それぞれ本学文学部歴史学科の学士教育課程に設置されている演習・特殊講義・概説などの科目を内容的に深化させたものであり、両者の教育内容は極めて適切に対応している。

オ　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

英語英文学専攻

（下記カ．博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性を含む。また上記イを参照。）

博士課程前期と後期の教育課程は、英米文学、英語学で、密接、かつ適切に関連している。前期の学習を踏まえ、後期においては、前述した平成11(1999)年の改善を実施し、自立した研究活動を育むような指導ができるような課程となっている。さらに前期課程には、本専攻の修了者のほとんどが教職に就くことを考慮し、英語教育関係科目を３科目設けている。

ヨーロッパ文化史専攻

博士課程前期課程で、学部の教育を前提にして、各専門領域の研究動向を踏まえながら、一次史料の収集・利用を促すことによって、より専門的知識を深められるようになっており、修士論文として総括される。後期課程においては、修士論文で取り上げたテーマをさらに深く研究できるように、年次後に研究計画書と報告を提出させ、博士論文の作成に向けて準備できるような指導体制をとっている。

後期課程も、主・副指導教員による複数指導体制であり、学生に対するきめ細かい教育と学生を客観的・多角的に評価することを可能にしている。なお、今後は後期課程の学生

に対しても、高度専門職業人としての自覚を促すようなカリキュラムも必要であろう。

アジア文化史専攻

本専攻の前期課程は、既述のように３名の教員が共同で指導する演習と、専攻分野ごとの特論・各論の講義から構成されていて、前者が広い視野に立つ精深な学識の習得、後者が専攻分野における研究能力と高度の専門性の習得に対応しており、きわめて適切な教育内容になっている。一方、博士後期課程は、１・２年次がオムニバス式指導体制による演習、３年次が学位論文作成に向けての論文指導から構成されており、研究計画の妥当性に十分に留意しながら主指導教員が中心となってさらに高次で視野の広い学識と専門能力を養わせる教育内容になっており、適切に対応している。

カ　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

英語英文学専攻

上記オを参照。

ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻

前期課程の演習・特論・各論と後期課程の演習・論文指導は、教育内容において一貫性をもって関連しており、５年間の課程の教育内容は極めて整合的に設定されている。したがって、後期課程進学者は進学後ほどなく前期課程における研究成果を学術論文として公表するとともに、その内容をさらに発展させて博士論文を作成することが、ごく当然かつ自然な研究プロセスとなっている。事実、本学前期課程からの後期課程進学者のほとんどは、進学後２年以内に博士論文のベースとなり得る学術論文を公表しており、その内容は学界で十分な評価を受け得るものとなっている。他大学前期課程及び前期課程修了者で本学後期課程に進学した者についても、オムニバス式演習において、本学前期課程との一貫性を補うべく、複数の教員が研究方法・資料読解などを指導しており、現在のところ問題はない。

キ　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

英語英文学専攻

入学から学位授与までの教育システム・プロセスの中で、特に重要なものは入学時の履修指導と論文作成である。入学時の履修指導は、入学時オリエンテーション行事によって、全体が提示されるとともに、さらに分野別に指導・相談がなされる。修士論文作成については、複数指導教員制度をも敷き、適宜コロキアムを開き、議論の設定、組み立て、ひいては作成法まで、論文作成に必要な事柄を懇切丁寧に指導できるようになっている。後期では、修士論文を作成した経験を踏まえ、さらに高度に洗練された、客観的評価を受け得る論文に仕上げるため、修士論文と同じくコロキアムなどによる指導体制をも敷いている。このような指導は、個々の学生のみならず、学生相互、あるいは、教員にも学問的刺激を誘発させている。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程は、12授業科目（各４単位、うち２科目については各２単位）とそれぞれに関連する分野ごとの演習Ⅰ・Ⅱ（各４単位）を開設してきたが、学生のニーズに応えるために、６授業科目（４単位５科目、２単位１科目）の充実を図った。学生は２年以上在学し、これらのうち30単位以上（演習８単位は必修）を修得し、さらに特定の指導教員の指導を受けて修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

後期課程を修了する標準的条件は、３年以上在学して、12単位（演習８単位、論文指導４単位）以上を習得し、研究指導を受けて博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。後期課程において特に優れた研究業績をあげた者については、在学期間を短縮して２年の在学期間をもって修了できるようにする場合がある。

実際のカリキュラムも、以上のようなプロセスに適切に対応している。

前期課程では、科目増設と昼夜開講制によって、学生は無理なく単位を修得できるシステムが組まれている。ただし同じ講義を２度開講する必要から、教員の負担は増加するという問題がある。

後期課程では、主・副指導員体制によって偏った指導に陥ることなく客観的多面的にサポートできるようになっている。

アジア文化史専攻

前期課程で、１年次に設定されている特論・各論の履修と、演習Ⅰにおけるオムニバス式指導と研究テーマの決定、研究テーマによる学内研究会での発表、２年次に設定されている演習Ⅱにおけるオムニバス式指導と、研究テーマによる学外学会での発表、修士論文の指導と作成、後期課程においては、１年次に設定されている研究計画書と研究成果報告書の提出、演習Ⅰにおけるオムニバス式指導と学外学会での発表、２年次に設定されている研究計画書と博士論文中間報告書の提出、演習Ⅱにおけるオムニバス式指導と学術論文の公表、３年次に設定されている主指導教員１名と副指導教員２名による論文指導と学術論文の公表、博士論文の作成・提出。以上が現行のシステム・プロセスであり、５年間の課程で博士の学位を取得するために、十分に適切なものと考える。

ク　創造的な教育プロジェクトの推進状況

英語英文学専攻

「英専協」では、毎年１回学生の研究発表会が開催されている。各大学からアドバイザーとして数名ずつ教員スタッフが派遣され、活発な研究発表会が催されている。12年に一度当番校の責任を担うが、平成 15(2003)年度は本専攻が当番となった。本学教授の講演、12大学から34の研究発表、そして、30名のアドバイザーの参加があり、教員そして大学院生間の学問上の交流が活発に行われた。本制度は、長い歴史を経て、安定的に発展し、大きな成果を上げている創造的な教育プロジェクトである。

ヨーロッパ文化史専攻

高等教育等改善経費によって、高度情報システムの導入によるインターネット、パソコンを利用した情報収集及び一次史料の解読を行えるような対策をとってきた。この結果、経済的制約などから収集することができなかった研究資料の情報収集が可能となった。目まぐるしい技術革新に対応した機材の維持管理費を確保することが困難であることが今後の問題である。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻では、平成18(2006)年度より大学院生の学外実習のプロジェクトを実施している。これは演習・史料論等の授業の一環として、日本史・東洋史・考古学・民俗学の大学院生を、中国（中国人民大学清史研究所・中国社会科学院古脊椎動物与古人類研究所・湖北省社会科学院など)、韓国（国立済州大学校など）及び国内（東京大学史料編纂所・北海道立開拓記念館・静岡県立中央図書館・岐阜県立博物館・立正大学文学部・山口県文書館・湖西市教育委員会など）の研究機関・資料所蔵機関に一定期間（５日～１週間程度）受け入れてもらい、資料調査・発掘調査・現地調査などの指導を依頼するもので、国外に関しては指導教員が院生を引率して実施しており、すでに多くの貴重な成果を上げている。このプロジェクトでは、海外の場合も含めて、実習費用のほぼ８割を大学から支給しており、学生の負担を最小限に抑えるようにしている。歴史学・考古学・民俗学の研究においては、現地調査・資料調査が不可欠であるが、学内の通常の授業では大きな限界がある。本プロジェクトはそれを補うものとして、大学院教育上大きな意義を持つものである。なお、実習の成果の概要は、研究年報『アジア文化史研究』誌上で報告する予定になっている。

(2)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

英語英文学専攻

本専攻は、「英専協」の一員として、協定する他大学院から10単位を限度に単位を認めるという単位互換制度を確立しており、その点では適切である。しかし、本学が他大学院と遠隔の地にあることから、他大学院の単位を修得する例は少ない。また、他大学院からの単位取得者は、平成15(2003)年に明治学院大大学院から１名、平成18(2006)年に、青山学院大学から２名ある。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

英語英文学専攻

社会人にも、便宜を図るため、平成11(1999)年から、昼夜開講制度を導入している。外

国人学生については、英文学科には毎年数名の外国人が入学しているが、本専攻への入学はない。

ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻

社会人・外国人留学生に対する特別の教育課程編成を実施していないが、社会人の生涯学習などに対応するため、社会人の受け入れを積極的に行い、社会人学生の円滑な教育を推進するために、勤務形態に柔軟に対応できる昼夜開講制を実施している。

ただ社会人の場合には勤務上などさまざまな制約があり、前期課程を２年で修了することが非常に困難である。

ヨーロッパ文化史専攻

インターネット等による通信システムを利用した自宅学習や講義のあり方を、月に１回から２回にまとめて行うなど、運営のあり方を臨機応変に取り組む必要があろう。

アジア文化史専攻

現在のところ、社会人入学生は公的機関の在職者で相応の研究歴を有する者と、公的機関・民間企業等の退職者、主婦などの一般社会人に大別されるが、後者には、資料操作の能力・外国語能力などにおいて特別の教育を必要とする場合があり、これについては、オムニバス式演習内の担当教員が個別に教育・指導することで対応している。これまでの例に徴する限り、この個別の教育・指導で十分な効果を上げており、当該学生の修士論文の水準にも、その効果ははっきり反映されている。

(4) 生涯学習への対応

ア　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

生涯学習の推進について、大学院としての取り組みはまだ本格的には行っていないが、一般入試とは別個に社会人入試を実施して受け入れ態勢を整え、昼夜開講制を行って対応している。

英語英文学専攻

本専攻への社会人入学者の中には、純粋に高度な専門知識を学びたいもの、あるいは大学に職を持つものもあったが、英文学科の卒業者が、中・高等学校等に多数奉職している現状を見れば、教職者の再教育機関としての可能性も探る必要がある。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程のカリキュラムは、高度専門職養成を主としていることから、幅広い知識を学び直すという要望に応えにくくなっている。大学でもう一度学びたいという中高年が増えていることに対応したカリキュラムの編成と予算措置を検討する必要がある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻が中心となって進めているオープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトで、毎年、多くの講演会・シンポジウム・講座・フォーラムなどを公開で行っており、多数の一般市民の参加を得ている。

(9)研究指導等

ア　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

英語英文学専攻

上記（1）「キ」の項を参照されたい。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程の場合は、修士論文の手引書を作成し、本専攻の全教員が参加する修士論文の構想発表会を4月と9月の年2回開き、適切な助言ができるような体制をとっている。後期課程の学生は、修士論文作成の経験に基づいた研究テーマを、より確実な成果を上げるために、相互に密接な研究テーマを選考する指導教員が各分野に属して、それぞれの演習と特論を担当し、さらに論文指導は各研究分野における演習と関連を持たせつつ、直接指導にあたる教員が主指導教員となって行い、これに他の指導教員・副指導教員が協力するという方式をとっている。修士論文作成の手引書は学生に対して大いに参考となっている。また、研究成果については、修士課程の学生には外国語文献に関する紹介文の投稿や学会発表を、後期課程の学生には学術論文の投稿と学会発表を義務づけており、成果を上げている。

アジア文化史専攻

前期課程にあっては、1年次の特論・各論における個別教員による指導体制と1・2年次の演習における複数教員による指導体制を有機的に組み合わせ、教育指導を行っている。前者については、各地域・各時代の歴史的現象に関する基礎的知識の習得、後者については、歴史学と考古学、民俗学と歴史学、人文地理学と環境学といった隣接分野研究方法の相互参照、及び文献資料解読法・発掘調査法・地域調査法といった技能能力の習得に特に意を用いており、修士論文作成においても、基礎知識の習得と学際的方法論・技能能力の習得双方の、この有機的結び付きに留意しながら指導を行っている。後期課程にあっては、1年次の演習Ⅰにおいて、研究計画の妥当性・方法論上の問題点・資料収集上の問題点に留意しながら複数の教員による指導を行い、2年次の演習Ⅱにおいて、指導内容をさらに深化させつつ、一部研究成果を学術論文もしくは学会発表として公表することを義務づけ、3年次の論文指導において、主指導教員を中心に論文作成を具体的に指導し、博士論文を提出させている。今のところ、いずれの課程においても、課程の展開と論文指導の作成に十分に対応した研究指導が実施されていると考えられる。

イ　学生に対する履修指導の適切性

英語英文学専攻

上記（1）キを参照。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程では、規定の履修科目を履修させながら、1年次に提出された研究計画書をもとに、テーマに関する研究動向を整理させ、年度末か次年度初めに修士論文のための構想発表会を指導教員全員参加のもとで行っている。2年次には後期に更なる構想発表会を同じように開き、修士論文の内容をより深めさせている。

後期課程では、1年次に学生が提出した研究計画書をもとに、研究計画に対応する研究分野に所属させて、学生の博士論文作成の指導にあたる教員を主指導教員と定め、主指導教員が演習の運営と博士論文の課題の方向づけを指導する。先行研究の調査・整理とその正確な理解の修得に主眼を置き、学生は定められた時期に当該研究分野の全指導教員の前で研究経過を報告して指導と助言を受ける。さらに学年末に研究経過報告書を提出させ、演習の評価を行っている。2年次の指導体制は、論文の課題に関する史料の調査・整理とその正確な理解の方法に重点が置かれ、学生には学年末に博士論文中間報告書を提出させ、演習の評価を行っている。3年次は博士論文執筆の段階であり、創造的な構想の具体化に向けた論文作成法の指導を重点的に行っている。前期と後期にそれぞれ1回ずつ、本専攻の指導教員全員が出席する場で博士論文の構想発表を行い、多面的な指導・助言を行っている。

演習と特論で基礎的理解を深めさせつつ、全教員参加による発表会を開催することで、学生の研究意欲を高めることに成果を上げている。ただし、社会人学生の場合には十分な時間を確保できないなどの問題がある。すなわち、一般学生と社会人学生の統一的指導体制をとることが困難になりつつあり、将来的には社会人学生向けの特別な指導体制を行う必要が出てくるであろう。

アジア文化史専攻

毎年、新年度が始まる4月にオリエンテーションを実施しているほか、指導教員及び事務職員が、適宜、学生に対する履修指導を行っている。また博士課程後期の学生には、主指導教員が研究計画書や研究成果報告書の作成の指導を行いつつ、学位論文作成に向けての指導を随時行っており、履修指導は適切に行われている。

ウ　指導教員による個別的な研究指導の充実度

英語英文学専攻

論文作成のためとともに、学生それぞれが履修する科目において、個別的な研究指導がなされている。専任教員だけでも英米文学分野に8名、英語学分野に5名、英語教育分野に1名おり、常に接触が可能であり、授業時間以外でも、適宜アドバイスを受けているので充実度はかなり高い。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻に所属する現教員は、西洋史領域５名、キリスト教領域３名からなり、さらにイスラム教領域１名の非常勤からなる。本専攻は、前期課程において西洋史領域では「地中海世界の形成と構造」「中世ヨーロッパ社会の構造」「近世ヨーロッパ社会の形成と構造」「ヨーロッパ近・現代史」「アメリカ社会思想史」、キリスト教領域では「初期キリスト教史」「ドイツ宗教改革史」「スイス宗教改革史」「近代神学思想史」「現代キリスト教思想」の 10 の研究分野を設定する。他方、後期課程では、「古代世界と初期キリスト教」「ヨーロッパ社会の成立と構造」「宗教改革とヨーロッパ社会」「近代ヨーロッパ社会と世界システムの展開」「アメリカ社会の構造と展開」の５つの研究分野を設定する。各研究分野において、１学生に対して主指導教員、副指導教員の２名の指導体制をとっている。さらに規定の授業時間以外にも個別的に修士論文の作成に向けて随時指導を行っている。

正規の授業以外においても学生に対して常に密度の濃い指導体制を行っているために、満足度はかなり高いと思われる。

アジア文化史専攻

本専攻における個別的な研究指導は極めて充実している。アジア各地域・各時代の、歴史学・考古学・民俗学・地理学・環境学の専門家 15 名を擁しており、資料読解の講読、研究論文の検索と収集、現地調査・発掘調査への帯同、学界活動への参加など、大学院の研究指導に不可欠な指導と援助が、ほとんどマンツーマンで行われている。また、学生の学会参加・資料調査に対する補助制度があることもあって、学生の大半が年に数回、学会や資料調査に行っている。

エ　複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

英語英文学専攻

上記、（１）キにあるように、論文作成にあっては、複数指導を受ける場合もあるが、主たる責任は１名の教員が担うことになっているので、教育研究指導責任は明確である。もちろん、論文審査にあたっては、複数があたる。

ヨーロッパ文化史専攻

各院生一人につき、取り組むテーマに適切と思われる２人の教員が主・副指導教員として教育研究にあたっている。院生は、主として主指導教員の演習に参加するが、必要に応じて副指導教員の演習にも参加する。修士論文の作成にあたっては、主副の指導教員が協力体制を取りながら指導にあたる。

修士論の判定に関しては、主副両名が口頭試問を行い、専攻会議において検討する。

後期課程においても、同様のシステムをとっている。さらに学会報告や論文投稿の場合には、主副指導教員がともに報告内容や投稿論文を事前にチェックして客観性を高めている。

主指導教員が中心的役割を果たし、副指導教員がそれをサポートするという役割が明確になっており、その責任体制が明確になっている。現在の２人体制は、院生の研究テーマ

によっては３人体制あるいは専攻分野を超えた指導体制が考慮されるべきであろう。

アジア文化史専攻
　アジア文化史専攻では、前期課程・後期課程ともに複数指導制をとっており、オムニバス式の演習を行って大きな効果を上げているが、日常的な専門分野の指導をはじめ論文題目の決定や論文審査においては主指導教官が責任を持って行うという方式をとっている。

オ　教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

英語英文学専攻
　上記、（１）キを参照。

ヨーロッパ文化史専攻
　年２回の修士論文作成のための発表会、院生に対する学会への積極的参加の推奨などを通じて学問的刺激を誘発させている。また、ヨーロッパ文化研究所と連携して、教員の学内フォーラムやシンポジウムを開催しており、指導教員の研究状況などを公開している。
　ヨーロッパ文化史専攻の教員と院生が一同に集まる修士論文作成のための発表会は非常に有効であり、学内外への情報発信となっているため、教員間の学問的刺激にもなっている。今後は博士課程の院生の発表会を展開していく必要がある。

アジア文化史専攻
　教員間では、オープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトをはじめ、科学研究費補助金を得ての共同研究など、さまざまな共同研究を行っているし、オープン・リサーチ・センター整備事業研究プロジェクトの一環として多くの学際的な公開講演会・シンポジウム等を開催している。さらに各教員は、随時、学生を地域調査・発掘調査・資料調査・学会などに帯同している。また学生は自主的に学内研究会を組織して定期的に開催しており、教員間・学生間及びその相互の学問的刺激を誘発させるための措置は極めて適切にとられていると判断される。

カ　研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

英語英文学専攻
　研究分野や指導教員にかかわる変更希望は、その時期、研究内容などを、複数の教員で吟味しながら、できるだけ学生の希望に沿って対応している。

ヨーロッパ文化史専攻
　前期課程では、ヨーロッパ文化史専攻の領域内では複数指導教員体制をとっているので、学生の希望に沿えるようになっている。また変更後に学生の研究がスムーズにいくように、指導教員同士が連携を行っている。ただ、変更希望の分野によっては語学的制約があり、所定の年限で修了できない場合も生じる。

アジア文化史専攻

現在のところ、専攻の指導体制が有効に機能していることもあって、学生からの研究分野や指導教員の変更の希望はほとんどないが、そのような希望が出された場合は、複数指導体制の利点を生かして、関係の教員が相談して柔軟に対応する体制が整えられている。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

英語英文学専攻

教育効果の測定に関しては、前期・後期を問わず、学会発表の内容、論文の質、あるいは、就職状況がその目安となる。修士論文については、論文として、研究と職業に必要とされる高度な能力の裏付けとなる質を厳しく要求している。

「英専協」では毎回４・５名の発表があり良好な評価を受けている。また、全国規模の各種学会、東北英文学会等にも積極的に応募し、発表の機会を得ている。ちなみに、日本英文学会では、平成15(2003)年度大会で１名、平成16(2004)年度大会で２名、日本アメリカ文学会では、平成18(2006)年度に２名発表している。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程では、提出された研究計画書をもとに１年次に１回、２年次に１回、修士論文の構想発表会を全教員の出席のもとで行っている。また、１年次に学生の研究分野に関する学会動向を踏まえて、欧文研究書の紹介を機関雑誌『ヨーロッパ文化史研究』に発表させている。

後期課程では、修士論文をもとに学会報告を促すとともに前述の機関雑誌に論文として投稿させて、客観的評価を受けるよう指導している。また、関連する学会や研究会への参加を積極的に促している。今後は学内誌だけではなく関連する学会などの発表、投稿をさらに積極的に行わせて客観的評価を得られるようにする必要がある。

アジア文化史専攻

前期課程にあっては、試験の成績・レポートの評価と修士論文の評価で教育・研究指導の効果を測定しており、おおむね適切な評価法であると考えている。前期課程修了者の３分の１程度は課程での研究・教育と何らかの形でかかわる職に就いており、教育・指導の効果が一定程度あったとみられる。

後期課程にあっては、学術誌掲載論文や学会口頭発表の学界での評価、提出された学位論文の内容などによって効果を測定しているが、最も公平で最も適切な評価であると考えている。

イ　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

英語英文学専攻

（下記ウ．大学教員、研究機関研究員などのへの就任状況と高度専門職への就職状況を含む）

博士課程前期の修了者は、平成14(2002)年度２名、平成15(2003)年度２名、平成16(2004)年度２名、平成17(2005)年度３名、平成18(2006)年度９月期１名。後期課程の満期退学者は、平成14(2002)年度２名、平成15(2003)年度２名である。平成17(2005)年までの修了者９名中、２名が後期課程進学、６名が高等学校の講師、１名が一般の会社に勤務。後期課程満期退学者は４名、そのうち１名は大学に、１名は高校に常勤の職を得、２名は大学で講師を勤めている。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程は以下のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(予定)
一般公務員	0	1	1	0	1
教員	0	0	1	0	0
民間	2	2	1	0	1
後期課程進学	2	0	0	0	1
その他	1	2	2	0	1
計	5	5	5	0	4

後期課程については、平成16(2004)年度に博士号を取得したのち、リサーチ・アシスタントを２年間勤め、平成18(2006)年度に国立大学講師として就職した。また、平成17(2005)年度には満期退学２名を出したが、一人は家業を引き継ぎ、もう一人は就職活動を行っている。

前期課程修了者の進路は多様に分布している。本来の院生の希望は教員志望であるが、現実には採用されることが困難であり、就職浪人する者が多い。すなわち教員志望の学生に対する対策を講じる必要がある。後期課程については、一般企業などへの就職は非常に困難である。

アジア文化史専攻

前期課程は、平成13(2001)年度修了者は、教員１名（公立中学校非常勤講師１名）、一般会社２名、後期課程進学者２名、未就職者３名。平成14(2002)年度修了者は、教員２名（公立高校非常勤講師１名、私立大学非常勤講師１名）、公務員５名（市町村職員３名、市町村非常勤職員２名）、独立行政法人研究所１名（防災科学技術研究所）、一般会社２名、後期課程進学者２名、社会人入学者１名、未就職者１名、平成15(2003)年度修了者は、教

員１名（私立高校非常勤講師１名）、公務員５名（国家２種１名、仙台市職員１名、古川市学芸員１名、市町村教育委員会非常勤職員１名、市町村非常勤職員１名）、社会人入試入学者１名、未就職者１名。平成16(2004)年度修了者は、公務員２名(市町村非常勤職員２名)、塾講師１名、後期課程進学者３名、未就職者３名。平成17(2005)年度修了者は、公務員１名（仙台市非常勤職員）、社会人入学者１名、後期課程進学者１名、一般企業１名、未就職者１名である。

後期課程では、平成16(2004)年度に３名が学位を取得したが、その進路の内訳は、教員１名（私立高校非常勤講師）、公務員１名（市町村非常勤職員）、社会人入試入学者１名（市町村文化財調査専門職員）となっている。なおこのほかに就職決定による中途退学者が、平成15(2003)年度に学芸員１名(北海道立開拓記念館)、平成17(2005)年度に教員１名(私立高校教諭)、公務員１名（市町村教育委員会文化財調査専門職員）出ている。

ウ　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

英語英文学専攻

上記「イ.前期課程、博士課程修了者（就業者年限満期退学者を含む）の進路状況」を参照されたい。

ヨーロッパ文化史専攻

平成 15(2003)年度博士課程修了者が平成 18(2006)年度に国立大学への就職を確保できたが、博士課程を修了してもすぐに研究職に就くことが困難であるため、大学のリサーチ・アシスタントや非常勤職に就く機会を提供した。今後ますます大学など高等教育研究機関への就職は厳しくなるものと思われるので、後期課程への進学者に対する説明を明確にする必要がある。

アジア文化史専攻

前期課程では、平成14(2002)年度修了者が東北学院大学非常勤講師、秋田県仙北郡太田町町史編纂室職員、防災科学技術研究所職員各１名、平成15(2003)年度修了者が古川市(現大崎市）学芸員１名、後期課程では、平成16(2004)年度学位取得者１名が東北学院大学非常勤講師となっている。その他、前項に記したように、平成15(2003)年度に北海道立開拓記念館学芸員に、平成17(2005)年度に宮城県刈田郡蔵王町教育委員会文化財調査専門職員に各１名就職している。

(2)成績評価法

ア　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

英語英文学専攻

成績評価法については、論文を除いて、担当の各教員があたるが、学生の質的向上の状況の検証は、担当各教員に委ねられている。

ヨーロッパ文化史専攻

毎学年末に授業を受けた学生に対して、その授業担当教員が筆記試験ないしレポートによって試験を行い評価する。演習については、前期課程において研究計画書をもとに年度末に報告書を提出させて評価する。後期課程においても研究計画書をもとに学年末に研究経過報告書を提出させ評価する。なお、演習や対外的研究活動への積極的参加姿勢も加味される。

アジア文化史専攻

学生の資質向上の状況を検証する方法としては、前述のように試験・レポート及び学位論文の成績によって適切に行っているが、本専攻ではこれに加えて現地調査・発掘調査での指導性・外国調査での通訳能力・文献整理データベース化作業での習熟度なども重視しており、成績評価の際に参考にしている。

(3)教育・研究指導の改善

ア　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

英語英文学専攻

上記、論文指導におけるコロキアムシステムは、教育・研究指導方法の改善に大きく資している。さらに、適宜、専攻会議の場で問題点について議論され、組織的に取り組むことができるようになっている。

ヨーロッパ文化史専攻

ヨーロッパ文化研究教育を支援するために、平成14(2002)年度に大学附属研究所として「ヨーロッパ文化研究所」が設置された。これによって、より組織的な取り組みができるようになってきた。平成17(2005)～18(2006)年度の教育・学習方法等改善支援経費「ヨーロッパ文化史関連資料のデジタル化システムの推進」によって、当該研究所に情報処理機器を導入して、高度情報化に即した情報収集や検索を可能にして、教員、学生の研究・教育状況の改善に努めた。外部資金の導入により設備の充実を図ったことが評価できる。しかし、目まぐるしい技術進歩によって、導入した機器が数年で現実に対応できなくなる事態が生じ、機器の更新が必要になっている。

アジア文化史専攻

前期課程・後期課程に開設されている、オムニバス式演習の実施方式には問題がある。複数教員が担当する演習は、方法・地域・時代の学際的研究とその指導に大きな効果を発揮してきており、特に後期課程の論文指導においてはさまざまな分野の教員の適切な助言が得られて極めて有効に機能している。しかし現地調査や資料収集などの指導においては、担当教員間の連携が必ずしも容易でない場合がある。担当教員の組み合わせの変更も含めて、専攻全体として今後のあり方の検討を行っている。

イ　シラバスの適切性

英語英文学専攻

教育・研究指導の改善に資するシラバスの作成は、各教員が前年の反省を踏まえそれぞれの責任と工夫において毎年行っている。大学院全体の『大学院要覧』のほかに、適宜各教員が科目ごとにさらに詳細のシラバスを作成配布しているケースもある。平成19(2007)年度からは成績算定の基準を記すことになった。

ヨーロッパ文化史専攻

毎年大学院要覧を印刷して、履修要項、授業科目及び履修単位、担当者名のほかに、講義題目表を示し、各科目について講義題目、講義内容、テキストなどを示し学生が受講しやすいように配慮している。演習については、あらかじめ主・副指導教員名を表記し適切な選択をできるようにしている。学生が受講しようとする科目の概要を事前に理解させるのに効果的であるが、もう少し詳細な項目も示せるようにすることが望ましい。

アジア文化史専攻

大学院要覧に掲載されている各開講科目のシラバスに加えて、新年度には専攻として研究・指導内容の詳細なガイダンスを実施しており、受講生の準備に支障をきたすようなことは、今のところない。

ウ　学生による授業評価の導入状況

研究科全体としては実施していないが、講義、演習を担当するそれぞれの教員が、学生から声を聞いているのみである。今後は学部にならった授業評価の導入も考えていきたい。

英語英文学専攻

学生の授業評価については、一つの科目の人数が少数なので、常時学生の反応を見ることによって判断ができるが、客観性を担保するため、疑義のある場合は、専攻主任が窓口となって対応することになっている。さらに学長に直接訴えることのできるシステムもある。

3．国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は全学レベルで明確化され、国外の大学との教員の交換、学生の留学等に関する協定が整備されている。研究科として独自に学院間の国際的な交流を実施するに至っていない。

英語英文学専攻

（下記ア、イ、ウ、エ、オを含む。）

専攻レベルでは、平成11(1999)年度の科目改編以降、国内外の研究者を招き「特別講義」として担当を依頼することができるようになり、これを実施している。また、平成17(2005)年度からイギリス人教員1名を専任とした。

12大学院の参加する「英専協」は単位互換にとどまらず、毎年1回学生の研究発表会が開催されている。各大学からアドバイザーとして数名ずつ教員スタッフが派遣され、活発な研究発表会が催され、教員そして大学院生間の学問上の交流が活発に行われている。各種学会における成果の発信のほかに、本専攻独自のジャーナルとして『東北』が発行され、平成17(2005)年度で39号になる。毎号5・6編の論文が収録され、研究の成果が公にされている。

大学院在学中に、短期又は長期にわたり留学する学生もいたが、ここ数年はいない。

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

ヨーロッパ文化史専攻

国際交流部との連携を強めており、教員と院生によるより積極的な交流を行っていく必要がある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻ではかねてより国際化の流れに対応すべく国際交流を積極的に推進してきた。特に平成15(2003)年度に5年間の予定で採択された私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトは「アジア流域文化論」を研究課題として、細谷良夫文学研究科長を研究代表者とし、文学研究科アジア文化史専攻の教員が中心となり、それに経済学研究科の教員を合わせて学内13名、さらに学外から7名の研究者を加えて共同研究を推進しているが、この研究プロジェクトでは連年にわたって中国・ロシア等の研究者を加えた国際シンポジウム・公開講演会・公開研究会を開催しており、平成15(2003)～18(2006)年度の4年間に13回の多きにのぼっている。また、アジア文化史専攻では継続的に中国から客員教授を招聘して大学院生の教育に大きな成果を上げている。このようにアジア文化史専攻では研究・教育両分野にわたって国際交流推進の方針を明確に掲げて交流を強力に推進している。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

ヨーロッパ文化史専攻

現在のところ交流を緊密にする措置はとられていない。平成16(2004)年度の科学研究費補助金の経費を利用して、短期間であるが、指導する院生を海外への調査研究に同行させて、海外の研究者との交流を行った。教員は交流を緊密化することをできるが、専攻分野によって交流先がグローバル化するために現状では困難な状況にある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻では、現在、主として大学院客員教授の制度とオープン・リサーチ・

センター整備事業の研究プロジェクトによって国際的な教育研究交流を行っている。大学院客員教授は１研究科につき１名という制約はあるが、今後ともこの制度を活用して客員教授の招聘を行っていく方針である。一方、オープン・リサーチ・センター整備事業は、５年間という限定があるため、将来的には、恒久的な研究センターの開設が大きな課題となっている。

ウ　国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

ヨーロッパ文化史専攻

現在のところ大学院独自の交流プログラムは作られていない。大学院間の組織的交流は大変望ましく今後積極的に展開する必要があるが、一方では学生の質的維持が大変難しいことが問題であろう。交流プログラムを作っての交流に至らないが、研究協力者として来日する教授を招いて積極的に講義をしていただく措置を作る必要がある。

アジア文化史専攻

大学院同士の交流は、正式な形ではまだ行っていないが、前述のように中国の大学や社会科学院から継続的に大学院客員教授を招聘しており、また後期課程の学生が１年間休学して中国の研究所の研究員として研修を行った事例もあって、国際的な交流は実質的には既に行っている。また国内では、東北大学の研究会に恒常的に参加している学生が少なからずおり、こちらも実質的な交流は日常的に行っている。このような状況を踏まえて、今後、国内外の大学院の組織的な教育・研究交流を進めていく必要がある。

エ　外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

ヨーロッパ文化史専攻

まだ受け入れの実績はないが，院生の研究の国際化を図っていくために、提携大学との交流や客員教授制度の積極的な活用を行っていく必要がある。

アジア文化史専攻

外国人研究者の受け入れ体制としては、大学院客員教授の制度がある。既述のようにアジア文化史専攻では大学院客員教授を継続的に招聘しており、平成 13 (2001) 年度には中国哈尔濱市社会科学院歴史研究所研究員王禹浪氏、平成 14 (2002) 年度にはタイ国ワライラク大学沿岸海洋資源管理学部教授パイプーン・プラモジャニー氏、平成 15 (2003) 年度は中国湖北省社会科学院歴史研究所所長夏日新氏、平成 16 (2004) 年度は中国社会科学院近代史研究所研究員・同大学院教劉小萌氏、平成 17 (2005) 年度は中国社会科学院考古研究所副研究員・同大学院助教授朱岩石氏（４～９月）と中国社会科学院考古研究所研究員・同大学院教授趙超氏（10～３月）、平成 18 (2006) 年度は中国人民大学清史研究所教授張永江氏を受け入れており、極めて適切に運営している。

オ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

ヨーロッパ文化史専攻

専攻独自の雑誌である『ヨーロッパ文化史研究』や『東北学院大学論集　歴史と文化』などにおいて、教育研究成果を外部に発信している。毎年１回の発行を行っていることで、継続性において適切である。国際的評価を得るためには英文アブストラクトを付記しているが、将来的には英語論文の掲載が必要であろう。

アジア文化史専攻

教育研究の外部発信に関しては、まずオープン・リサーチ・センターにおける公開のシンポジウム・講演会・講座・フォーラム・研究会等の開催があげられ、平成 15 (2003) 年度４回、平成 16 (2004) 年度６回、平成 17 (2005) 年度７回、平成 18 (2006) 年度７回（12 月現在）にのぼっていて、十分に外部発信を行っている。また教育研究成果の外部発信に関しては、平成 12 (2000) 年度以来、年報『アジア文化史研究』を毎年刊行し、論文・研究ノート・資料紹介等に彙報として修士論文の要旨等を掲載しており、教育研究成果の外部発信の場として重要な役割を果している。

４．学位授与・課程修了の認定

修士号・博士号ともに、所定の単位を履修し、修士論文を提出した者のうち、主査・副査による論文審査に合格し、かつ最終試験において合格と判定された者に授与している。論文と最終試験の判定は主査・副査の審査報告のもとに専攻会議が行い、研究科委員会及び大学院委員会の承認を経なければならない。方針・基準は極めて適切であると考える。

英語英文学専攻

修士・博士の各々の学位の授与状況は下表のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
修士	2	2	2	3	(1)
博士 (課程)	0	0	0	0	0
博士 (論文)	0	0	0	0	0

(平成 18 年度については、同年９月修了分)

学位授与に関しては、修士論文の場合、研究と職業に必要とされる高度な能力の裏付けとなるものとしての質を確保する方針のもとに、厳しい審査を複数の教員で行うとともに、その審査内容を専攻教員全員で構成する会議で公表し、審議し、当該論文を評価している。これによって、論文審査の透明性・客観性を高めている。博士論文の場合は、課程・論文を問わず、自立した研究者の証として位置づけ、レフリー制度のある学術誌に掲載された論文（もしくはこれに準じるもの）が数点含まれること、また、外部からも含め４名以上の審査員によって審査され、その上修士論文と同様の手続きで審査される。

(1)学位授与

ア　修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

ヨーロッパ文化史専攻

修士・博士の各々の学位の授与状況は下表のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
修士	5	5	5	0
博士(課程)	0	0	1	0
博士(論文)	0	0	0	0

後期課程については、平成18(2006)年度に博士論文提出者1名を予定している。また今後は博士論文を提出するレベルまで至らず、満期退学する学生も出てくる可能性がある。後期課程における社会人の入試選抜のあり方などを再検討して中途退学を防ぐ方法を講じる必要がある。

なお、学位論文提出の前提としては論文3本（うちレフリー付き1本）の条件を設けて学位論文の水準維持に努めている。

アジア文化史専攻

修士・博士の各々の学位の授与状況は下表のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
修士	14	8	9	5
博士(課程)	0	0	3	0
博士(論文)	0	0	0	0

なお、学位論文提出の前提として論文2本（うちレフリーつき1本）という条件を設けて学位論文の水準の維持に努めている。

イ　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位申請論文が提出されると、それぞれの専攻会議で主査・副査を選任する。主査は副査とともに審査報告書を作成して専攻会議に提出し、承認を得なければならない。さらに各専攻で選任された主査・副査、及び各専攻で審査された審査報告書は、文学研究科会議の審査と承認を得た後に、大学院委員会に提出して審査と承認を得る必要がある。また論文の正本・副本を所定場所に保管し、閲覧に応じなければならない。透明性・客観性は十分に確保されていると考える。

ウ　学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

修士論文の審査は専攻所属の教員のみで行っている。博士論文の審査に関しては、主査１名、副査３名を選任するが、そのうち副査１名は外部の研究者に審査を依頼している。

エ　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

アジア文化史専攻
現行の規程では、修士論文では日本語、博士論文では日本語あるいは欧文を使用することになっている。したがって、論文提出予定の留学生に対する日本語指導が当然問題となるが、本専攻では今までのところ該当者がなく、問題となったことがない。ただ専攻の性格上、中国・韓国などアジア諸国からの留学生が入学することを想定しなければならず、日本語指導だけでなく、将来的には中国語文・韓国語文などの使用許可も含めて検討していきたい。

(2)課程修了の認定

ア　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

英語英文学専攻
「東北学院大学大学院学則」第 16 条に後期課程の短縮措置をうたっているが、該当するケースはまだない。

ヨーロッパ文化史専攻
後期課程において特に研究業績が優れた者に対しては在学期間を短縮して２年の在学期間をもって修了できる場合を規定している。しかし現在までそのケースがない。

経済学研究科

１．教育課程等

(1)大学院研究科の教育課程

ア　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

東北学院大学大学院の教育課程並びに東北学院大学大学院の理念・目的は、基本として同大学院学則第１条である「キリスト教による人格形成を基礎として、学術の理論及び応

用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする」。このような同大学院の基本的な理念・目的のもとで、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」（同大学院学則第４条）。また、「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」（同大学院学則第４条の２）。これらは学校教育法第65条、大学院設置基準第３条第１項、及び同第４条第１項と緊密に関連していると考えられる。

イ　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

経済学研究科では博士前期課程・修士課程に在籍する大学院学生の約７～８割が会計士、税理士、中小企業診断士又はファイナンシャル・プランナー等の資格取得を目的にしており、約１割が博士後期課程への進学を希望し、残りの約１割が公務員・教員・企業等への就職を希望している。これらのどの職業へ向かう場合であっても、目的がそれぞれほぼ実現されている。このことから判断すれば、経済学研究科の複数教員による指導体制に基づいて、大学院学生は広い視野に立つ清深な学識を習得し、経済学と経営学の両専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を十分身につけていると考えられる。

ウ　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

経済学専攻博士課程後期課程の目的は、大学院設置基準第４条第１項と緊密に関連しており、在籍する大学院学生の数は平成18(2006)年10月現在４名とわずかであるが、当該目的に沿って教授研究が行われている。なお、大学院学生の数が少ないことで、教授研究が非常にきめ細やかである反面、大学院学生同士が切磋琢磨する機会が学内では少ないといった課題もある。この課題に対処するため、経済学研究科は本学に付置されている３つの研究所（東北産業経済研究所、経理研究所、社会福祉研究所）が毎年主催するシンポジウム、研究会又は講演会に大学院学生に発言の機会を求め積極的に参加することを求めている。そのほか、経済学研究科は大学院学生に対して経済学部の「TG研究会」、「経理研究所研究会」や「東北経済学会」、さらには全国学会で発表の機会を持つことを勧めている。

エ　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

学部の学士課程における教育内容の適切性及び経済学研究科の関係は、本学の経済学部の専門教育科目の内容がコア科目群を基本として応用科目群から構成されている。経済学

専攻においては、これらのコア科目群及び応用科目群は、さらに「経済理論の展開」、「グローバル化と地域経済」並びに「現代社会をつくる」の３つの系から成り立っている。経営学専攻においては、「経営学系科目」、「会計学系科目」、「商学系科目」の３つの系から成り立っている。経済学研究科は学部学士課程おいては基本を習得の後に専門科目を学び、さらに大学院でそれぞれの専門領域を探求できるように教育内容が組み立ててある。

オ　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

経済学研究科の修士・博士（前期）課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容は、経済学研究科の基本的な理念・目的のもとで、修士・博士（前期）課程が東北学院大学大学院学則第４条に従い、博士（後期）課程が同大学院学則第４条の２に従い、一貫した体系的な教授研究が行われており、両者の適切性及び両者の関係は良好であると考えられる。

ク　創造的な教育プロジェクトの推進状況

経済学研究科は修士・博士（前期）課程における教育の１つとして、毎年、大学院学生が２年次になった年の７月又は９月に修士論文中間報告会を行っている。報告会では主指導教授及び副指導教授をはじめその他の教員が専門分野に関し、起承転結のみならず、論文の独創性、体裁、引用及び引用文献の適切性など多面的な指導・助言を与えている。修了時には修士論文の要旨を１万字にまとめ、研究年誌に掲載する。博士（後期）課程における教育内容は、大学院学生の調査や研究の進捗部分を研究年誌及び学会で発表することを通じ自己の研究計画とその内容を高めるとともに、他の研究から学ぶ機会とすることで創造性を生み出している。

（3）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

経済学研究科は、社会人又は外国人学生に対する教育課程につき特段の編成を行っていない。ただし、経済学研究科が社会人又は外国人に対して行う選考試験は、一般選考とは異なり、修士・博士（前期）課程が社会人の受験者に対して、希望する研究主題とそれに関する研究計画（1200～2000字程度）に基づき口実試験を行う。外国人の受験者に対しては、修士・博士（前期）課程並びに博士（後期）課程ともに日本語の筆記試験が必修である。入学後の教科課程に関しては、社会人並びに外国人の大学院学生は条件がそれぞれ異なることから、個々の大学院学生の事情をよく汲み取る形で、主指導教授並びに副指導教授のきめ細やかな教育研究が行われている。

（4）生涯学習への対応

ア　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

経済学研究科は、社会人再教育を含む生涯学習（いわゆるリカレント）を推進しており、毎年、１名程度の大学院学生の教育研究を実施している。この種の教育課程の内容は、主に、会計士や税理士、さらには教員の専修免許取得を目的にしたもの、家庭の主婦、さらには定年退職後のリカレント教育と多様である。経済学研究科は、これらの多様な目的・ニーズに対応したきめ細やかな研究教育を実施している。

（8）「連携大学院」の教育課程

ア　研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本研究科は該当しない。

(9)研究指導等

ア　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

経済学研究科における教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性に関して、経済学研究科においては、博士（前期）課程及び修士課程の修了要件として、２年以上在学し、授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を作成して、その審査及び最終試験に合格しなければならないと規定している。博士（後期）課程の修了要件として、３年以上在学して12単位（演習８単位、論文指導４単位）以上を修得し、研究指導を受けて博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格することと規定している。

イ　学生に対する履修指導の適切性

開講されている授業科目は経済学専攻前期課程においては特講が33科目、演習が31科目、外国経済書研究が３科目、経営学専攻修士課程においては特講が24科目、演習が24科目、外国経済書研究が３科目である。内容豊かな教育課程が提供されていると考えられる。

ウ　指導教員による個別的な研究指導の充実度

学位論文は開講している演習を通じて作成されるが、経済学研究科においては、主・副指導教員による複数指導制をとっているので、大学院学生は教育課程の中で複数の異なる研究視点から各自の研究内容を深める機会が与えられている。

エ　複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

大学院学生に対する教育研究指導は主・副指導教員が十分話し合った上で行っており、主指導教員の責任は明確である。

オ　教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

経済学研究科における教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置とその適切性は、まず組織的な枠組みとして主に３つの方途がある。第一は、博士（前期）課程及び修士課程の大学院学生が２年次の時、修士論文中間報告会において大学院学生の中間報告に対するコメントや意見の交換が行われている。第二は、本学に付置されている３つの経済・経営系の研究所がそれぞれ主催するシンポジウム、講演会、セミナー等の場でそれぞれ意見の交換が行われる。第三は、東北経済学会及びTG研究会・経理研究所研究会において研究報告、シンポジウム、セミナー等において、意見の交流が行われている。また、個人的な意見の交流も活発に行われており、経済学研究科における教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置とその適切性は総じて良好であると思料される。

カ　研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、主指導教員及び副指導教員が当該大学院学生の意見・希望をよく聴いた上で、研究分野及び研究テーマやその研究内容に関して話し合いを行っている。話し合いの過程で、必要な限り、専攻主任及び研究科長も話し合いに加わり、意見や提案さらには必要な対処を行う。

最近起きた事例では、指導教員の指導理念・指導計画に大学院学生の研究計画とスケジュールがかみ合わず、研究科長及び専攻主任が調整役となり、当該大学院学生、当該指導教員及び新たな指導教員の意見を慎重、かつ十分に聞いた上で、対応策を考え、研究科委員会決議のもとで、善処することとなった。

２．教育方法等

（1）教育効果の測定

ア　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性を検証する成績評価法の適切性に関しては、まず効果測定法には大別して２つあると思われる。第一は実態測定法といえるもので、第二は成長度測定法といえるものである。両測定法とも客観的な基準が利用できれば明瞭性が確保しやすい。しかし、大学院学生に関する教育・研究指導の効果を測定す

る際、多くの場合、客観的な基準を用いることには制限がある。

経済学研究科では、外国書経済研究のような科目は普段の授業での平常点に基づく評価とあわせて、できるだけ筆記試験を実施し、客観評価を実施している。論文作成の場合は、複数指導体制に基づき、両指導教授が指導内容とともに、評価についても話し合い、できるだけ独断と偏見に偏ることを避ける努力をしている。

イ　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

経済学研究科の修士課程及び博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況は、平成13(2001)年度から平成17(2005)年度までの５年間についてみると、経済学専攻の博士（前期）・修士課程が、建設業１、繊維工業・衣服その他の繊維製品製造業１、印刷・同関連業１、電気・ガス・熱供給・水道業１、運輸業１、金融業１、保険業１、保健婦・助産婦・看護士１、医療福祉事務１、教員２、その他のサービス業（会計事務所・税理事務所等）16である。博士（後期）課程は、課程修了時点で就職が決まった者は、大学教員２、リサーチ・アシスタント１となった。同期間についてみると、経営学専攻の修士課程修了者の就職状況は、卸売・小売業（管理者）２、新聞報道１、その他のサービス業（会計事務所・税理事務所等）４である。これ以外に各専攻において自営の者がかなりいる。

ウ　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

経済学専攻後期課程修了者の大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況は、厳しい状況が続いているものの、終了後も研究を続けることにより目的を達成することが可能である。

(2)成績評価法

ア　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性に関しては、効果測定法には大別して２つあり、実態測定法と成長度測定法であることは既述した。成績評価法としてこのような方法が成績評価法大学院学生にとって受け入れ可能なものであるのか否かについては、専攻主任が毎年、大学院学生から直接聴取するアンケートによっても、良好な評価を受けていると思料される。

(3)教育・研究指導の改善

ア　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

経済学研究科所属教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況は、本学に平成15(2003)年12月に設置され平成16(2004)年度から実施しているFD(フ

ァカルティー・ディベロップメント）推進事業に従って実行している。この事業は、本学のFD推進委員会規程に基づいて実施され、その目的は本学全体における「教育方法の改善を図るため、各学部・学科及び個々の教員の教育活動を支援すること」であり、具体的には主に次の３点を全学的に推進する。(1) 各学部・学科におけるFDへの取り組み状況を相互に報告し、意見を交換する、(2) FD に関する情報を収集・分析し、その分析によって得られた知見を、学部・学科及び個人の教員に提供する、(3) FD に関する講演会及び研修会等を企画・実施する。

経済学研究科は以上の実施計画及び実施事業に積極的に参加している。

イ　シラバスの適切性

経済学研究科におけるシラバスの作成及びその内容は、基本的には毎年新たに作成する「大学院要覧」がその役割を担っている。要覧には講義又は演習の科目名、担当教員名、講義又は演習の題目、講義又は演習の内容・スケジュール、用書又は参考文献が記される。なお、大学院学生の研究テーマ・内容が授業開始後に変わることもあるので、その場合は、指導教員とよく相談した上で、その都度、新たな指導計画書の練り直しが行われる。このようなやり方はおおむね適切であると思料される。

ウ　学生による授業評価の導入状況

経済学研究科における学生による授業評価の導入状況については、両専攻で統一して行われてはいない。指導教員の個別的な研究指導に対する大学院学生の充実度について、経済学専攻主任が平成18(2006)年に調査した結果によれば、５段階評価（１が極めて不満足、…、５が極めて満足）で3.5から５の評価を得ている。

３．国内外における教育・研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

経済学研究科の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針、及び国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置に関しては、大学院学則で次のとおり規定している。大学院学生が海外留学を希望する場合、「教育上有益であると認めるときは、学生が海外の大学院に留学することを許可することがある」（第27条）。また、交換留学生については、同大学院との「協定のある外国の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修を希望するときは、所属を希望する本大学院研究科委員会の承認を得て、交換留学生として許可することができる」（第39条の２）。同時に、外国人留学生の本大学院への受け入れに関しては、「外国人で、本大学院に入学を志願するものがあるときは、当該研究か委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある」（第40条）。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針、及び国際レベルでの教育に関する上記の規程のほか、大学院学生と学部学生を対象にした国際交流に関する基本方針が別規程として同大学学則に用意されている（学則第 13 条)。この学則規程に基づき、交換留学生及び認定留学生の取り扱いに関する規程が別に定めてある。つまり、「東北学院大学学生の海外留学に関する規程」（平成２年４月制定)、「東北学院大学外国人留学生受け入れに関する規程」（平成３年４月施行)、「東北学院大学交換留学に関する規程」（平成４年４月制定)。などがその主なものである。

ウ　国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

上記の諸規程に基づき、経済学研究科の国際学術交流の枠組みは、まだ改善・改良の余地があるものの、徐々に整ってきていると考えられる。ただし、過去５年に関してみると、経済学研究科の学生の１年以上を通しての海外留学は１名と非常に少ない。

エ　外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性に関しては、経済学研究科においては「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」（平成７年 10 月制定）及び「東北学院大学外国人客員教授及び客員研究員に関する規程」（平成 10 年４月制定）に従い、平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までの５年間に２名（１名は韓国から、もう１名はタイ）から招聘を行った。

オ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

上記の２名の外国人客員教員は、経済学研究科において授業を担当するとともに、研究会や講演を行い、精力的に本学の教員及び大学院学生と学術交流を進めた。両教授はそれぞれ帰国後にも同研究科の教員と連絡を取り続け、韓国の当該教授が核となって平成 18 (2006) 年度に韓国で日韓経済シンポジウムを開催し、国際学術交流、並びにその情報の受発信で成功を収めた。

４．学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

ア　修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

経済学研究科の修士学位の授与状況を平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までの５年間についてみると、平成 13 (2001) 年度９名、平成 14 (2002) 年度５名、平成 15 (2003)

年度８名（経済学専攻４、経営学専攻４）、平成 16(2004)年度４名（経済学専攻３、経営学専攻１）、平成 17(2005)年度８名（経済学専攻６、経営学専攻２）である。博士の学位の授与状況を同期間についてみると、平成 13(2001)年度１名、平成 14(2002)年度１名である。

イ　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位の授与方針及び基準は、学校教育法第 68 条の２及び学位規則（昭和 28[1953]年文部省令第９号）の規程に基づき、東北学院大学大学院学則並びに東北学院大学学位規程の定めるところに基づいて、経済学研究科もこれに従っており、適切である。

経済学研究科では博士の学位授与が少ないが、これは学位の授与方針及び基準が厳しすぎるというよりも、博士（後期）課程への入学する者が極めて限られている状況に基づくと考えられる。

ウ　学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

ケースによっては東北学院大大学院教員でない他大学大学院教員（非常勤講師）に副査として審査に関与してもらっている。

エ　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

留学生への学位授与に関しては、日本語指導等について、経済学研究科で組織的に十分に講じられているとは言えない。専ら指導教員の努力に依存しているのが実情である。なお、留学生へ授与する奨学金が極めて限られているのが現状であり、留学生が奨学金へ応募してもなかなか取得できず、生活資金にも支障をきたすケースが散見され、火急を要する問題と懸念される。

(2)課程修了の認定

ア　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

経済学研究科では、標準修業年限未満で修了することを認めている。平成 13(2001)年度から平成 17(2005)年度までの５年間についてみると、この条件を満たしたケースはない。

法学研究科

１．教育課程等

(1)大学院研究科の教育課程

ア　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

本研究科の教育課程は学校教育法第 65 条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に沿ったものである。本研究科の理念・目的と本研究科の教育課程との関連性については、以下のとおりである。

本研究科博士課程前期課程の教育課程は、実定法基本科目を中心に重要実定法科目、基礎法学、外国法、政治学関係科目を含んでいる。また、各科目は、原則として、特殊講義と演習からなる。平成14(2002)年度には、政治学特殊講義、同演習を新設した。このようにして、「学部段階での基本的法学・政治学教育の成果を踏まえ、さらに高度の専門知識を与える」という目的を実現しようとしている。また、平成7(1995)年度より中学校、高校教諭専修免許状授与に必要な科目を教育課程に追加した。さらに、平成10(1998)年4月から、社会人特別選考制度を導入し、専門職業人養成にも力を入れつつある。平成14(2002)年度から、税理士をはじめとする専門職業人志望者のために、租税法特殊講義Ⅰ、Ⅱを新設した。平成 17(2005)年度から、実務家教員担当の「法律学応用特殊講義」(2単位) 新設し、平成 18(2006)年度には、これを「法律学応用特殊講義Ⅰ」とし、さらに、「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設した。博士課程後期課程に関しては、平成11(1999)年度から授業科目として「法律学演習Ⅰ、Ⅱ」、「論文指導」を新設し、「専攻分野について研究者として自立して研究活動」を行えるよう養成する体制を強化した。

上記のように、本研究科の理念・目的は本研究科の教育課程の中に具体化されている。重要性を増してきた専門職業人の養成に関しては、運用上、一般入学院生と社会人入学院生との授業を別に開講するとか、それができない場合には、授業内容について配慮することが行われている。後期課程の教育課程は、適切と思われ、特に問題点は認められない。

イ　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

前期課程においては、2年以上在学して、授業科目について 30 単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。2年目の4月に、修士論文題目を提出しなければならない。なお30単位のうち、10単位を限度として他研究科の授業科目の中から担当教員の承認を得て選択履修することができる。また、後述するように、北海学園大学大学院法学研究科と単位互換協定を締結しており、10単位を限度として、単位を取得できる。

30単位以上というと、4単位科目でいえば、8科目以上を履修しなければならない。このうち、指導教員の担当する授業科目は、特殊講義1科目(4単位)と演習1科目(4単位)であるのが通常である。これらの授業を通して、指導教授は、「広い視野に立って精深な学識を授け」るよう努める。加えて、院生は、通常6科目以上、指導教員以外の関連授業科目等を履修しなければならない。このことも、上記目的達成に役立っている。他研究

科等の授業科目履修を認めていることもそれに加わる。他方、「専攻分野における研究能力」を養うということとの関係では、指導教授による演習の単位数を増やすべきかどうか検討する必要がある。また、他研究科や単位互換協定校の授業科目履修については、実際に活用されているとは言えない。

「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という点に関しては、教員が受講生の志望を考慮して授業内容を工夫することなどによって、一定の対応がなされている。また、前述のように、平成 18(2006)年度からは、「法律学応用特殊講義Ⅰ、Ⅱ」が新設され、実際にも受講されている。

税理士の養成に寄与できるよう努力しているが、将来的には、専任教員の採用と関係科目の充実を図ることが考えられる。

他研究科や単位互換協定校の授業科目履修については、院生にそれほどの必要性や時間的余裕がないことが主な原因と思われるが、活用できるようにさらに検討する予定である。

ウ　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

後期課程では、３年以上在学し、授業科目について 12 単位（演習８単位、論文指導４単位）以上履修し、指導教員の指導のもとで研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、在学期間を短縮することができる。年次ごとに、研究計画書を提出しなければならない。これまで後期課程進学者８名のうち、博士号が与えられた者４名、満期退学者３名、在学中１名である。

上記の教育課程そのものは適切であり、問題はないと考える。

エ　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

両課程それぞれの教育内容の適切性についてはそれぞれの関係個所で述べる。したがって、ここでは両者の関係について述べる。

本研究科の教育課程は法学部教育の基礎の上に立ってそれを一層発展、展開させるように組み立てられている。実定法科目の授業科目はすべて本研究科の教育課程に置かれており、学部に置かれている科目に対応する科目が大部分本研究科にも置かれている。

学部の教育内容との関係については、適切な段階的配慮がなされていると考える。ただし、法学部卒業生でない社会人院生に専門科目の筆記試験なしに入学の道が開かれたため、大学院レベルの授業内容に学部段階の授業内容の要点を加味することが必要となるなど、困難な問題も生じている。一般院生と法学部出身でない社会人院生を一緒にして授業をする場合には、さらに複雑になる。

学部学生も院生も多様化しているため、本研究科の授業科目についてさらに見直すほか、一定の限度と条件で、学部学生が博士課程前期課程の授業を履修すること、及び、院生が

学部専門科目の授業を履修することを認めるべきかどうか検討する必要がある。

オ　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

前期課程の教育課程を修了した院生は、修了に必要な科目を履修しており、また、修士論文の作成を通して、その研究テーマに関し、従来の研究経過及び研究状況の整理確認をほぼ終えているのが通常である。後期課程では、修士論文（又は、これに代わるもの）の成果を踏まえ、指導教員の指導の下に博士論文の作成に努めることになっている。

両者の関係は適切であると考えられる。

キ　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本学学位規程によれば、修士の学位は、博士課程前期課程の修了の認定を得た者に授与し、博士の学位は、博士課程修了の認定を得た者に授与する。後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学も認められている。平成18(2006)年度より、後期課程入学資格者に「法務博士の学位を有する者」を加えたこと（大学院学則20条の２）に対応して、出願書類につき、修士論文に「準ずる論文」でも可とした。

以上の現状に特に問題はない。後期課程への進学者が少ないことは問題である。しかし、同課程の趣旨から入学者について一定の水準を維持しなければならないので、やむを得ない面がある。

博士課程前期課程に後期課程進学希望者をより多く迎え入れる必要がある。

(2)単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

本研究科は、平成14(2002)年４月より、北海学園大学大学院法学研究科との間で単位互換協定を結び、５年目になる。しかし、単位互換の実績はない。この協定の有効期限は平成18(2006)年度末で終了するが、さらに５年延長することについて、両研究科の間で既に合意がなされている。

単位互換の実績がなかったことは残念であるが、研究科相互の情報交換及び個々の教員同士の交流には、互換協定の存在が役立っている。

協定更新にあたって、単位互換だけにこだわらず、その根底にある「学術の交流と教育効果の向上・促進」に向けてさらに成果を生み出すよう、両研究科間で協議する予定である。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生に対する教育課程編成上の配慮としては、昼夜開講制を実施しているほか、時間割編成上も、できるだけ社会人院生の事情に合わせるよう配慮している。個々の教員による研究指導においても同様である。外国人留学生については、これまで受け入れの実績がない。実際に入学者が出たときには、指導教員を中心に対応するほか、経験豊富な本学国際交流部が支援することになろう。

この間、前述のように、社会人院生が受講を希望する科目の新設が一定程度実現した。また、法学研究資料室の利用時間も、通常の場合、土曜日も午後7時30分まで延長された。中央図書館も、同じく通常の場合、平日、土曜とも午後10時まで開館している。

前回報告時の問題点の改善は、一段落したと言える。

(4)生涯学習への対応

ア　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

平成16(2004)年度より、日本行政書士会連合会の依頼により、同連合会と共催して、東北6県の行政書士会会員を対象に、「行政書士のための特設講座」を行っている。

定員50名で、開講科目は、「家事審判法／民法の親族・相続」、「行政救済法」（各2単位相当）である。

科目ごとに、院生の研修補助員を付けるなど、少人数授業に準じた措置を講じている。平成16(2004)、17(2005)年度を通じて、2科目とも3分の2以上の授業に出席した者のうち、レポートを提出し合格した者に履修証明書を発行した（単位は取得できない）。

両年度は定員を超える応募があり、50名を採用し、合わせて、92名に履修証明書を発行した。平成18(2006)年度は、19名の応募者全員を採用した。

(9)研究指導等

ア　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

大学院生は指導教員の特殊講義と演習を2年間にわたり合わせて8単位履修する。同じ専攻科目につき他の教員による特殊講義、演習が設けられている場合（民法、商法）には、それをも履修するのが通常である。同じ専攻科目につき他の教員による特殊講義、演習が設けられていない場合には、関連科目などの特殊講義や演習を履修する。指導教員は2年間にわたる特殊講義、演習の中でその指導する院生に対する一般的研究指導を行うほか、授業時間とは別に、指導する院生に対して個別に修士論文の作成を指導する。後期課程院生の場合には、その授業科目「論文指導」では、正規の授業時間も個別の研究指導が主たる内容となる。また、前期、後期課程を通じて、指導教員は、受験に際して志願者が希望し、当該志願者の合格と同時に確定する。したがって、院生は履修科目を届け出る時から、指導教員の指導を受ける。なお、入学式当日には新入院生を対象に、6月頃には、全院生

の出席の下に、研究科担当の全教員が出席してオリエンテーションが行われている。平成17(2005)年度からは、前記オリエンテーションに代って、10月又は11月に、その年度の修士論文提出予定者による修士論文中間発表会を行い、引き続き、全院生を対象に、「修士論文作成オリエンテーション」を行っている。

これまで提出された修士論文及び博士論文の評価から見て、上記の教育・研究指導はほぼ有効に機能している。後期課程学生をティーチング・アシスタントに採用したことは、その教育・研究指導にも良い効果をもたらした。他方、修士論文が完成せず、留年する院生が少なくなかった年度もあり、それが、オリエンテーションに関する前記の改革の一因となった。この改革は、修士論文の年度内提出と質的向上に役立っている。

前期課程修了に必要な単位を平成14(2002)年度以降、32単位から30単位にし、指導教員による個別的な研究指導をより充実させることにした。

イ　学生に対する履修指導の適切性

前項で述べたように、前期課程1年目の履修科目選択に際して、指導教員の指導を受ける体制をとっているほか、個々の授業において、カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導に努めている。ほかに、入学式当日には、新入院生のみならず、全院生に対して、全教員が出席してオリエンテーションが行われている。

前期課程1年目の履修科目選択に際して、指導教員の指導を受ける体制をとっているのは、長所であり、研究指導の効果を高めている。

ウ　指導教員による個別的な研究指導の充実度

個々の教員により、その指導方針に基づき、また、個々の院生の置かれている環境などに配慮して、多様な指導方法が行われている。また、平成12(2000)年度から、本研究科紀要(「法学研究年誌」)の編集に院生が主体的に関与することを保障・援助する体制を作るとともに、投稿基準を若干緩和した(平成12[2000]年4月の「法学研究科紀要に関する申し合わせ」参照)。院生の研究に対する意欲、教員の指導に対する意欲を高めることを意図し、既に一定の成果をもたらしている。しかし、この改革以降も、修士論文のうち、紀要に投稿されるものは少数にとどまっている。

修士論文審査結果から見て、指導教員による個別的な指導はおおむね充実していると見られる。この点では、一部の専攻分野を除いて、在籍院生が比較的少ないことが指導の条件を良くしている。修士論文の紀要投稿に関しては、指導教員が勧めても、院生が辞退するケースが少なくない。修士論文提出年度中に掲載するには時間的余裕がなく、修了後は就職などの事情によりやはり時間的、精神的に余裕がなくなるという問題がある。

当面は個々の教員の裁量、さらには、専門領域を同じくする教員間の協議に委ねることになる。

エ　複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

複数指導制はとっていない。ただ、事実上の副指導教員を定めており、また、前記の修士論文中間発表会は、院生にとって、指導教授以外の教員からも指導を受ける機会である。中間発表を契機に、その後も広く本研究科担当教員から指導を受ける例がある。

オ　教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

基礎たる学部である法学部では、法学政治学研究所主催の「公開講演会」に毎年、各分野の第一人者を招請しているが、その都度、懇談会や懇親会を行っている。また、スタッフによる「法学研究会」がある。ただし、法科大学院設置準備開始以来、開催されていない。その再開が望まれる。本研究科独自には、前記の修士論文中間発表会は、教員と院生間だけではなく、院生相互の学問的交流にも効果を発揮している。

本研究科の個々の授業の中で、授業内容に関連する実務家を招いたり、実務の現場に赴くことも行われている。

カ　研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

実際に学生から変更希望が出された例はないが、そのような希望が出された場合には、同じ研究分野の場合には、指導教員の交代は可能である。研究分野の変更に関しては、一般入試による入学者に関しては、受験した専門科目との関係で、限界があると思われる。しかし、前例がないので、研究科としての見解は出されていない。

2．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

教育効果の測定方法としては、各科目担当教員が、授業中に何度かテーマを与えて発表させたり、授業期間中又は授業期間終了後にレポートの提出を求めることが多い。研究指導の効果の測定方法としては、指導教員が指導する院生に修士、博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることによって行われる。その場合、電子メールを活用している教員、院生が少なくない。前期課程に関しては修士論文、後期課程に関しては博士論文の、審査及び最終試験が、教育・研究指導の効果を測定する上で、最も重要であり、かつ最終的なものである。この審査及び最終試験は、指導教員を含む、少なくとも複数の教員によって行われ、研究科委員会に報告され、審議される。また、修士、博士論文をはじめ院生の研究成果については、なるべく研究科紀要に発表することを勧めている。これには、教育・研究の指導の効果について、学界をはじめ外部から効果測定を受けるという目的もある。後期課程院生には、全国、あるいは地方レベルの研究会に参加し、発表することを勧め、ある程度実現している。

一つひとつの授業を履修する院生の数が少ないので、上記のような教育効果測定方法は

適切であろう。また、上記の論文作成指導（研究指導）の効果測定方法もオーソドックスなものである。外部からの効果測定に関しては、法律専門誌の学会回顧などを参考にしている。ただ、研究科紀要への掲載が少ないことは、問題点と言える。

イ　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況、ウ　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

Ⅰ．1．エ「大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況」の項に述べた内容を参照されたい。

（2）成績評価法

ア　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

前述した効果測定方法によって成績評価が行われている。履修科目の成績の評価は、担当教員に一任される。各教員は、平成19(2007)年度から、その成績評価方法を『大学院要覧』の中の「講義内容」に示すこととなった。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法について、研究科担当教員全員による話し合いの機会を持つことが新たな出発点になろう。

（3）教育・研究指導の改善

ア　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

担当教員の意向を尊重することを基本としている。研究科委員会における学位論文の審査などはできるだけ丁寧に行うようにしている。個々の教員の対応に問題がある場合には、研究科長、専攻主任が当該教員と話し合うなどし、最終的には、研究科委員会で審議・決定される。研究・指導の改善に限定したものではないが、平成12(2000)年3月には平成12(2000)年度修了生を対象に、平成13(2001)年2月から3月には在籍院生全員を対象として、本「研究科改善のためのアンケート」をとり、その結果を研究科委員会に報告し、主な問題点に対する対応について話し合った。

上記の院生からのアンケートでは、教育・研究指導方法の改善に関しては、次のような意見があった。①複数の教員による授業もあったほうがよい。先生方同士の議論を聞くのも刺激になる。②研究科全体での修士論文などの合同発表会を開催してほしい。③授業の中で、実務に触れる機会を多くしてほしい。②は実現し、③も一定程度実現したが、①のような授業はまだない。

本学全体として財団法人大学基準協会の「平成14(2002)年度相互評価」を受け、本研究科に関してもいくつかの助言があった。それに対しては平成18(2006)年7月に改善報告を行っている。

イ　シラバスの適切性

シラバスという形ではないが、年度初めに刊行される『大学院要覧』の中の「授業題目表」に、各科目の「講義題目」、「講義内容」、「用書」が記載される。院生は、それをもとに、履修希望科目を選択する。入学式当日のオリエンテーションでは、上記『大学院要覧』をもとに、全教員がその授業の基本方針について説明する。授業内容については、授業開始後、受講生の希望も聞くなどして、より詳細な授業計画が示される。

上記『大学院要覧』は、院生が授業科目を選択する指針としておおむねその役割を果たしていると言うことができる。社会人入試の導入などによる院生の多様化により、授業内容などをあらかじめ確定しにくいという問題も生じている。

上記の問題点はやむを得ないものと考えている。しかし、院生の側でその点を含めて『要覧』の記載についてどのように考えているか、調査・検討の必要があろう。

ウ　学生による授業評価の導入状況

本研究科では行っていない。ただし、既に述べたように、授業に限定したものではないが、平成12(2000)年３月にはその年度の修了生を対象に、平成13(2001)年２月から３月には在籍院生全員を対象として、本「研究科改善のためのアンケート」をとった。

本研究科として授業評価を導入していない理由は、授業ごとの受講生が１、２名で、多くても数名であるため、受講生の意向を担当教員が把握することは容易であるという事情がある。しかし、あらためて聴取されなければ、個々の受講生が授業に対する意見を述べないままに終わってしまうということがあるかもしれない。前記「研究科改善のためのアンケート」では、既に述べたように、個々の授業にも参考になる意見が述べられている。ただし、最近は、新設の授業科目に限定したものを別にすれば、この種のアンケートは行われていない。

研究科として院生から、（個々の授業についてではなく）授業全般についての意見、感想を毎年度聞くことが考えられる。

３．国内外における教育・研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

本研究科独自には、この点に関する基本方針を持っていない。個々の教員が、それぞれの研究分野で努力していることは言うまでもない。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

各研究科は、規程により、客員教授をそれぞれ年間１名ずつ招請することができるが、本研究科ではまだ実績がない。大学院担当教員の在外研究については、本学教員一般の在外研究員制度及び研修休暇制度による。留学生の受け入れに関しては、大学院に在籍する

私費留学生に対し授業料を70％までの減免する制度があるが、本研究科ではまだこの制度を利用した実績がない。

ウ　国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

国内の大学院間の組織的な教育研究交流に関しては、前述したように（Ⅳ．1．(2)．ア)、北海学園大学大学院法学研究科との間で、単位互換協定を締結しており、平成19(2007)年度からさらに５年間延長することが決まっている。国外の大学院との間では、本研究科独自の協定等はない。

エ　外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

前項イを参照されたい。本研究科の在籍学生のニーズからみると、一般的には、外国人研究者を受け入れる必要性は乏しいと思われる。

オ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

基礎たる学部が『東北学院法学』(平成16[2004]年までは、『東北学院大学論集・法律学』)を年２回、法学政治学研究所が、『東北学院大学法学政治学研究所紀要』を年１回刊行している。年３回になるが、刊行の頻度としては、ほぼ適切であろう。また、大学院生の発表の場として、『法学研究年誌』が原則として毎年１回刊行されている。問題点としては、原稿不足のため、以上の頻度が守られないことがある。

４．学位授与・課程修了の認定

(1)学位授与

ア　修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

平成14(2002)年から平成17(2005)年の４年間をみると、修士号授与数は13（平均3.3）で、博士号授与数は０であり、状況は改善されていない。

その原因はともに在籍者数そのものがやや減少気味であることにある。特に、後期課程については、この４年間に在籍した者は１名であり、その学生も満期退学（本学講師として採用）している。

前期課程の在籍者が修士論文を提出できるように指導する努力は続けられている。前回評価当時から前期課程１・２年生を対象にした「修士論文作成オリエンテーション」を実施していたが、平成17(2005)年度からはそれに加えて、２年生を対象にした「修士論文中間発表会」を行い、効果を上げている。

学位の授与方針・基準については、本学大学院学則により、「前期課程の学位論文（注：修士論文）は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに

足るものでなければならない」（第15条の２第１項）、「博士課程の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない」（第16条の２第１項）と定められている。博士課程の学位論文については、上記４年間に授与した者はいないが、申請者がいなかったためである。それ以前に授与した場合においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力」、すなわち、一人前の研究者としての出発点に達しているかどうかで判断してきた。

本学学則の上記規定は、大学院設置基準第３条１項、第４条１項に則したものである。また、その運用方針も適正なものと考える。問題点は、最近４年間、博士課程の学位の申請者が出ていないことである。１名の満期退学者がある。

上記問題点に関しては、後期課程進学者を増やすという対策しかない。

イ　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

博士論文の審査は、「当該研究科の専任の教授のうちから２人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱」する（本学学位規程第10条１項）。「研究科委員会が、必要と認めたときは」「教授以外の本大学大学院研究科教員を審査委員に委嘱することができる」（同条２項）。以上については、修士論文の審査についても、同様な運用が行われている。審査委員には、原則として主査に当該申請者の指導教授、副査に当該論文のテーマと関係ある研究領域を専攻する教員が委嘱される。副査の数は、修士論文審査の場合には１名、博士論文審査の場合には２名である。

「学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる」（本学学位規程第11条）。「審査委員は、審査が終了したときは、ただちにその結果を、研究科委員会に報告しなければならない」（同規程第17条）。「研究科委員会で学位を授与できるものと議決するには、教授の全員（中略）の３分の２の出席を必要とし、かつその３分の２以上の賛成がなければならない。」「研究科委員会が必要と認めたときは、教授以外の本大学大学院研究科教員を出席させることができる。」（以上、同規程第18条）。「博士論文に関しては、申請を受理した後１年以内に、学位を授与できる者かどうか決定できるように終了しなければならない」（同規程第12条１項）。「研究科委員会の議決は大学長に報告しなければならない」（同規程第20条）。「大学長は、前条第２項の学位（注：論文のみによる博士の学位）を授与できない旨の報告があったときは、その旨を、申請した者に報告する」（同規程第21条２項）。

「博士の学位を授与された者は、授与された日から１年以内に、その学位論文を書籍又は学術雑誌などにより公表しなければならない。」「やむをえない事由のため当該論文の全文の公表ができないときは、研究科長の承認を受けて、全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。」（以上、同規程第22条）。「大学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与したときから３月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表しなければならない。」（同規程第23条）

以上のように、修士、博士の学位の重さに対応して、学位審査の透明性・客観性を高める措置がとられている。指導教授が原則として主査になることについて、特に問題がある

とは考えられていない。

ウ　学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

「エ」で述べたように、「他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる」旨の規定があるが、これが適用された例は、ほとんどない。博士の学位審査に関しては、活用について考慮すべきであろう。

エ　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

留学生に学位を授与した例がない。そのような事例が生ずる可能性が発生した場合に、どのような措置をとるべきか検討する。

(2)課程修了の認定

ア　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

前期課程における標準修業年限未満の修了に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、本大学院に１年以上在学すれば足りる」(大学院学則第 15 条)、後期課程に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、本大学院に３年（前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる」(大学院学則第 16 条）と規定されている。

これまで標準修業年限未満で修了した者はいない。また、本大学院に関する限り、標準修業年限未満で修士論文、博士論文を作成できるということ自体、通常考えがたい。「優れた業績」とは、通常の修士論文、博士論文に相当するものを指すのか、それを超える業績を指すのか、必ずしも明確ではない。

「優れた業績」と判断する基準について、より明確にする必要があろう。

工学研究科

１．教育課程等

(1)大学院研究科の教育課程

ア　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

東北学院大学大学院は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条１項に基づき、大学院学則第１条にも述べているようにキリスト教による人格教育を基に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することを理念として、その教育課程を定めている。

機械工学専攻では機械知能工学科の教育目標「信頼され期待される国際的エンジニアの育成」を高度な立場で達成するために、それに続く博士課程前期課程では高度の専門技術者を養成し、博士課程後期課程では研究職を養成している。すなわち、大別して材料・固体力学系、エネルギー系、生産工学系、制御系の４系の理論と応用を研究しており、学生はこれらの分野に関する広い視野に立って、専攻分野における研究能力あるいは高度の専門性を要する職業に必要な高度な能力を養えるよう、教育課程は編成されている。電気工学専攻では人類社会に貢献する国際的に通用する高度な電気、電子、情報通信技術者の育成を教育目標としている。博士課程前期課程では、高度の専門技術者を養成し、博士課程後期課程では、研究教育職の人材養成を行っている。具体的には電力エネルギー系、情報通信系及び電子材料系の３系の理論と応用に関する講義科目と課題研究で教育課程が編成されている。大学院学生はこれらの分野に関する広い視野にわたって学習するとともに、専門分野での研究を行い、卒業後就くであろう専門職に必要な、高度な研究能力と指導能力を修得できるよう教育課程は編成されている。応用物理学専攻では、現代社会の発展に資するさまざまな技術的諸問題の中から特に材料物性工学及び計測工学の分野を中心とした諸課題、すなわちハードディスクに用いる磁性材料や半導体の新材料開発、ナノテクノロジー薄膜技術を用いた素材開発、レーザーを用いた新しい計測法の開発、粒子計測技術の開発等の各分野にわたって研究が行われている。土木工学専攻では独自に、人類が置かれている地球環境、技術者倫理などの人間的資質を踏まえた上で、建設及び環境分野の技術者として社会に貢献できる人材の育成に努めている。博士課程前期課程では高度の専門知識と自主的かつ向上心を有する技術者を養成し、博士課程後期課程では広い意味での研究職を目指す大学院生の養成にあたっている。専門分野は大別すれば、力学系、材料系、地盤、水理、環境の５分野を中心に、理論と応用を研究しており、大学院生はこれらの分野に関する広い視野に立って、専攻分野における研究能力あるいは専門性を要する職業に必要な高度な能力を養えるように教育課程は編成されている。

各専攻では大学院定員に見合った学生を入学させており、その結果、講義、ゼミナールともに少人数教育が可能なので指導が徹底している。また、他の専攻との共同研究が可能であり学生のよい刺激になっている。しかしながら、従来のカリキュラムの内容には、全体的にある特定の分野の科目が多くバランスに欠けていたり、科目群が大きく分かれていて漠然としているためカリキュラムの内容がほとんど見えなかったり、また、進展著しい技術分野の動向を踏まえると学生として習得してほしい科目が欠如しているなどの問題点が多々見られた。これに対して工学研究科では、上記の理念・目的を踏まえ、平成 18 (2006) 年度にこれら問題点の改善を一部進めた。なお、社会の変化に対応した創造的な技術開発のための基礎を効率よく学生に教授するためには、カリキュラムに対して絶えず検討を加えていくことが必要である。また、国際的に通用する高度な技術者育成のためには、外国語の文献読解力はもちろん、会話力や研究結果の発表能力の指導も不可欠である。現在は担当教員が講義やゼミナールの中で、個別に外国論文の講読を指導するなど実施している

が、これらをいかに教育課程にうまく組み入れるかの検討も、今後必要となる。さらに、インターンシップで代表されるような、学生が在学中に実社会で働く経験も技術者教育には必要であり、それらを教育課程でいかに実現するかの検討も必要となる。

なお、各専攻における研究に共通する特色は、複雑多岐にわたって展開する現代技術の各分野で、とりわけ創造的な技術の開発に指向している点にある。したがって、これを積極的に推し進める人材を育成するためには、具体的かつ積極的な研究活動の推進と、高度に深い基礎知識の涵養が必要である。なお、大学院課程の教育・研究を活発にし、より良き指導成果を上げるためには、まず指導教員自らが積極的に研究活動を推進する姿勢が必要である。この点を踏まえ工学研究科では、現在、教員の国際会議への参加、国内外の大学との共同研究などの具体的行動を積極的に推し進めている。

イ　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

東北学院大学における博士課程前期課程の目的は、大学院学則第４条に記されているように、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養う」とうたわれている。例えば、応用物理学専攻博士課程前期課程では、その目的を具現化するためにカリキュラムを材料系、計測系の２系に大別し、大学院生が応用物理の分野で広い視野の学識が身につくように配慮している。必要であれば他専攻の講義も受講可能である。また、課題研究の遂行においては、指導教員によるゼミナールなどを通して研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養っている。さらに応用物理学専攻では独立行政法人産業技術総合研究所東北センターと連携大学院を行い大学院生に対して一層の視野の拡大を図っている。機械工学専攻、電気工学専攻、土木工学専攻においても同様に、その目的を実現するための配慮がなされている。しかしながら、大学院進学者が少数のため、指導が徹底されるという利点はあるが、同輩が少ないために互いに切磋琢磨するという研究環境が生まれず、また自分以外の研究に対する考え方や研究手法を学ぶ機会が少ないなどの問題が存在する。また、ほとんどの学生は学部からの進学者であり、産業界の状況を肌で感じる機会が少ないことから、今後インターンシップなどに代表されるような社会との接続の充実を図るとともに、産学連携を一層強化し、社会で役に立つ研究者養成を目指すことが必須である。

工学研究科の４専攻前期課程における授業科目は、１科目２単位ずつで機械工学専攻 33 科目、電気工学専攻 22 科目、応用物理学専攻 29 科目、土木工学専攻 32 科目である。授業科目の担当は、専任教員並びに非常勤講師がこれにあたる。教員の専門分野も多種多様であり「広い視野に立って精深な学識を授け」の項目に適合する。また、各専攻とも専攻分野のゼミナール６単位、課題研究 10 単位があり、担当の専任教授が個人指導の形態で学生を指導し、研究能力と高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養えるように前期課程が編成されている。また、学生は国内外での学会等へ積極的に参加しており、大学はこれに旅費等を補助し、奨励している。

ウ　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専

門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

東北学院大学における博士課程後期課程の目的は、大学院学則第４条の２に記されているように、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とうたわれている。この目的に沿い、研究科の博士課程後期課程は、博士課程前期課程のカリキュラムに立ってさらに高度で豊かな学識を養うことを考えてカリキュラムを構築しているが、現状は博士課程後期課程に進学する学生は極めて少なくい。その理由は学費の高さや研究内容の斬新さの不足などが考えられる。平成 18 (2006) 年度に博士課程前期課程のカリキュラムの変更を進めたが、今後は博士課程後期課程のカリキュラムを現在の工学の進展に適合するように変更することが必要である。また、後期課程への進学者の数は、対外的に研究科の研究レベルに結びつくことから、進学者の極めて少ない現状を打破するための方策を真剣に検討する必要がある。

エ　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

工学研究科の教育内容は、工学士課程としての工学部の教育内容との継続性を重視し、これをさらに高度にし、専門性を高めたものが主となっている。科目担当者も基礎となっている学部の科目担当者とほぼ同じである。この意味では学部から滑らかに連結されており、整合性も取れている。当該学部から入学する学生には抵抗が少なく、より高度な専門性を高めた教育を受けることのできる利点がある。また、他大学等から入学する学生にとっても、比較的普遍性のある教育内容としていることから、馴染みやすいと考えられる。ただ、工学研究科での講義は、学部における講義の大部分を網羅しているわけではなく、学部科目の主要部分を取り出してその専門性を高めるとともに高度化を図っている点が学部と異なる。

なお、平成 18 (2006) 年度から本学工学部の４学科のカリキュラムが変更されている。これに伴い、平成 22 (2010) 年度において、学部と研究科の滑らかな連結が失われる恐れがあるので、慎重な対応が必要となる。また、近年の産業界あるいは世の中の開発・研究動向を考慮すると、学部、研究科ともに研究内容に普遍性を持たせながら絶えず改革することが必要であり、また一方では、個性ある研究内容を学外に積極的に公表していく姿勢が必須である。

オ　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

工学研究科の前期課程における教育内容は、工学の幅広い分野にかかわる基礎科目と先端科学技術等での産業における応用を目的とし、各専攻でそれぞれの専門の教育科目が編成されている。各教科の授業内容は科目担当者に一任されており、その内容はシラバスで

確認できる。学生はこれらの多様な科目を自由に選択することが可能で、さらに希望により他専攻の科目も選択できる。前期課程におけるゼミナールや課題研究に関しては、指導教員を中心に、学部教員も含めて複数の教員により行うことが可能で、また同様に修士論文を完成させることもできるため、常時きめ細かな指導が行われる。後期課程ではゼミナール及び課題研究が中心であり、前期課程での経験を生かし、さらに高度な研究の推進と外部発表が自立してできるように適切に指導が行われている。前期課程の教育内容は幅広い基礎科学と工学の分野を網羅しており、各専門に関する基礎的教育内容と工学的応用を目的とした教育内容のバランスは良く、適切である。前期課程修了者の内で後期課程への進学を希望する学生は極めて限られているが、それらの学生は前期課程の研究テーマが継続されるので、専門分野での学識、研究能力が十分養われる。しかし、各専攻においては、種々の分野の専門教育研究がなされているが、科学技術の流れに応じた先端科学、技術に関する教育内容を適宜取り入れることが必要であり、このための教育研究の環境整備が不可欠である。今後、施設設備の近代化を促進し、教育内容の改善を図りたい。

カ　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

博士課程では、前期課程の開講科目と後期課程の研究内容は統一されており、後期課程を目指す大学院生は同一の指導教員の下で、カリキュラム上前期課程から後期課程へ一貫した研究テーマについて、無理なく上級へ向かうように構成されている。前期課程の教育内容は幅広い基礎科学と工学の分野を網羅しており、各専門に関する基礎的教育内容と工学的応用を目的とした教育内容のバランスが良く適切である。前期課程から後期課程への進学を希望する学生は少ないが、その大部分は前期課程での研究が継続されるので、専門分野での学識、研究能力が十分養われる。なお、博士課程における教育内容をより一層充実したものにするためには、教育に携わる教員各自が、貪欲に自らの研究に打ち込むことが、技術の進展著しい工業界に学生を送り出すにあたって最も望まれることである。

キ　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

前期課程を修了した者は、試験に合格すれば後期課程へ進学できる。進学した者は、課題研究とゼミナールを中心に学ぶ。通常は３年間の研究により学位論文を提出することができる。ただし、優れた研究業績を上げた者と工学研究科委員会が認めた場合は、後期課程に１年以上在学すれば学位論文の提出が可能であるがこのような例はまだない。後期課程に通常３年間在学し学位論文を提出するケースが多く見られるが、提出が１年ないし２年遅れる場合もある。提出された論文は、指導教授を含む３名以上の教授が論文審査委員となって審査し、さらに各専攻内で口頭発表される。この過程を経て合格の見通しが得られれば、最終的に学位論文として提出される。さらにその後、公開形式での口頭発表（最終試験と呼ぶ。）が、工学研究科内で行われる。学位論文並びに最終試験が論文審査委員により合格と判定されれば、工学研究科委員会で論文審査委員の主査により審査報告がなされ、審議の後、工学研究科の段階での合否が決まる。最後に大学院委員会で承認を得て博士（工学）の学位が授与される。このプロセスは一般的なものであり、システムとしては

明瞭かつ公平なものである。現在、いわゆる飛び級の制度が存在しているにもかかわらず、適用された修了生が現時点において皆無である。このことに対して学部・博士課程前期課程・博士課程後期課程へと続く学生の進学システムあるいは研究の評価システムを学生の立場を考慮して検討する必要がある。また、学位論文の審査をより厳密に行うためには、論文審査委員に学外からの審査委員（副査）を招聘することが望ましい。この手法は従来もしばしば行ってきたことではあるが、学位評価の透明性を確保する上で制度化する方向で検討したい。

ク　創造的な教育プロジェクトの推進状況

工学研究科においては、現在創造的な教育プロジェクトは行っていない。

(2) 単位互換、単位認定等

ア　国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

学部のレベルにおいては、仙台市内の大学と単位互換の協定を結んで活動しており、また英語英文学専攻及び法律学専攻では、他大学の大学院と単位互換の協定を結んでいるが、工学研究科においては、単位互換に関する規程を取り交わしている国内外の大学院は現在のところない。

なお、本学の基本方針として、国際交流の活発化を目指しており、工学研究科としても、積極的に国内他大学の大学院との交流を行っている。また外国の大学ともさまざまな協定を結び、学術交流を盛んに実施している（国際交流の項を参照されたい）。したがって、大学院生レベルでの交流も工学研究科の学術・研究レベルの維持、発展に寄与することが大きいと判断されるので、単位互換の協定の締結に向けての必要な整備も積極的に進めることが必要である。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

工学研究科の入学にあたっては、社会人に対する入試制度を設け積極的に募集している。前期課程を修了する条件は30単位以上であり、講義学習による単位数は14単位以上である。この単位数は、1年次に習得可能な単位数であり、職業を持ちながら学ぶ社会人大学院生にとって大きな負担とはなっていない。社会人入学者があった場合には、希望する講義は6時間目（18時30分から20時）に実施し、会社等における業務に支障をきたさないように配慮している。また、修士論文作成に必要なゼミについても、同様の時間に設定し配慮している。以前に、土木工学専攻に1名の社会人枠での入学した学生がおり、上記の配慮のもとに無事修了した。講義における成績、修士論文も、満足すべき成果を収めた。

また、現在も土木工学専攻に社会人枠で入学している学生がおり、順調に学業をこなしている。外国人の入学希望者には、研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て入学を許可している。留学生に対しては、国際交流委員会のもと「外国人留学生受け入れに関する規程」、「私費外国人留学生授業料減免規程及び同内規」等の規程が定められており、各研究科に学ぶ外国人留学生への配慮がなされている。

また、後期課程の留学生に希望があれば、研究に支障のない時間に、ティーチング・アシスタントとして授業の補助や前期課程の大学院生への助言を行わせている。さらに、本大学院と協定のある大学院生が授業科目の履修を希望するときは、大学院研究科委員会の承認を得て、交換留学生として許可されるが、工学研究科では協定を結んでいる大学院はないことから、現在、交換留学生は在籍していない。

以上のように、社会人、外国人留学生に対して、現行制度のもとで必要とされる配慮を行い、それなりに留学生に対しても温かい目を向けているが、まだ十分であるとは言えない。大学の方針は国際化を重要視しており、このことはキリスト教大学の使命でもある。また、工学研究科は、社会資本を充実させるための基本である技術の重要性を学ぶ場でもあることから、途上国からの留学生に対して今以上に門戸を開き、受け入れる体制を柔軟にさせる必要がある。人数の点からも、学内の様子や研究上のシステムを知り、互いに切磋琢磨する上でも、多くの留学生が在籍することは望ましいと考えている。しかしながら授業料に関して、上記の規程を満たすことは現行では難しく、特に途上国からの私費留学生の入学は困難なことから、授業料への配慮、奨学金の給付が必要である。また、途上国からの私費留学生の宿舎代を含む滞在費の問題は極めて大きな問題であることも認識する必要がある。今後、工学研究科においても、社会人及び留学生の希望が増加するものと考えられ、勉学意欲に富むこれらの人の期待に沿えるように、必要な条件整備（日本語教育、奨学金制度の充実、住居設備の確保手段、社会人外国人留学生の受け入れに伴う担当教員の負担に対する正当な評価、教育課程編成に対する適切な規程の設置など）を考えていきたい。

(4) 生涯学習への対応

ア　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

工学部では、毎年テーマを決め「みやぎ県民大学」において地域住民のためにセミナーを開催している。回数は年によって異なるが年 15 回程度である。しかし、工学研究科独自では、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究は行っていない。「みやぎ県民大学」への出席者は、若者から高齢者までの広い年齢層で構成されているのでテーマ名は広い範囲を網羅するように考慮されており、一般教養の向上に寄与している。

一方、専門的な知識を習得したい社会人には、この内容では極めて不満な内容であると推察できるので、工学研究科で社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究を行う際は、この点に焦点をあてて行うべきである。その際は、聴講者の希望に合わせたいくつかのコースを用意することが必要である。また、「みやぎ県民大学」では修了証を最後に授与しているが、いわゆる大学の聴講生のような内容で単位取得を認めることを実施

できれば、生涯学習コース（例えばセメスター単位）としての生涯学習の推進にも貢献できる。

(5)専門大学院のカリキュラム

工学系の専門大学院は、国内外ともほとんど見受けられない。また、社会的にも特に要請される分野がないことから、本学工学研究科においても特に専門大学院を設置していない。

(6)独立大学院等の教育課程

ア　学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

工学研究科には4専攻があり、大学院担当教員は当然学部教員による兼任であることから、現在の各学科の教員組織において独立大学院を設置する人的余裕はない。したがって、現状では工学研究科に独立大学院は設置されていない。しかしながら、現在、産学連携が重要視されており、また起業も国の重点項目になっていることから、工学研究科の平成19(2007)年度大学院カリキュラムには経営工学特論が新設される。したがって、経営工学などの独立大学院を検討することも将来的には選択肢としてあると考える。

(7)連合大学院の教育課程

ア　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

工学研究科では、現在、いずれの大学とも連合大学院を組んではいないが、現在仙台市近辺の大学が“知が連携する学都仙台”を目指し「学都仙台コンソーシアム」を組み、単位互換などを行っている。したがって、今後その仕組みが大学院レベルへ拡張されれば「連合大学院」が設立される可能性はある。

(8)「連携大学院」の教育課程

ア　研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

工学研究科は、仙台市宮城野区苦竹にある独立行政法人産業技術総合研究所東北センターと「連携大学院」を結んでいる。以前は、同センターに材料科学分野の研究者が多く在籍していたため材料科学分野の大学院生が進学したこともあるが、組織改編により、現在はメンブレイン化学を中心とする環境科学をテーマとする研究拠点となっている。したがって、工学研究科における指導教員のテーマと多少の乖離が見られ、以前ほど工学研究科

にとって魅力的な連携大学院とはなっていない。

大学院生には同センターとの「連携大学院」に進学することは、広い研究テーマから選択できるメリットはあるが、それらのテーマの基礎となる科目設定は現在カリキュラム上には存在しない。しかし、その点を考慮してカリキュラムを設定することはカリキュラムの肥大をもたらす恐れがある。

なお、連携大学院を締結する他の研究機関がないため、現在の連携大学院を維持することはそれなりに重要である。しかし、先方の組織変更によりカリキュラム上で齟齬が起こる可能性があるため、その点を考慮して今後の連携大学院を考える必要がある。

(9)研究指導等

ア　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

前期・後期課程ともに大学院学則第 12 条別表1に「授業科目、単位数及び履修方法」を定め、同表の「履修方法」に単位習得方法を細かく定めている。同第 13 条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下『研究指導』と言う。）」によって行うことを明記している。具体的に研究指導の内容は工学研究科委員会が定め、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために指導教員を定めている。学生は学年の初めに指導教員の指示に従い履修科目を研究科長に提出する。時間割には研究指導の時間が記入され、学生は研究指導を受けることを保証されている。学位論文の指導については前期課程では2年次初頭に論文題目届を提出し、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出する。後期課程では指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出する。上記のことは大学院で広く採用されている教育課程の展開及び研究指導の方法で、格別の問題は見られない。また、入学者数と前期課程修了者もほぼ対応しておりその点においても問題は見られない。課程博士取得者もほぼ一定数あり教育・研究指導は十分にその成果を上げている。しかし、個別の事例を見ると、一指導教員当たりの学生数が多すぎる例もあり、十分な研究指導時間を取ることができないなどの弊害も懸念される。今後は、一指導教員当たりの担当学生数を限定し、類似の分野で学生を調整して指導することが望まれる。

イ　学生に対する履修指導の適切性

前期課程については、履修方法を「2年以上在学して、授業科目についてカリキュラム表から 30 単位以上を修得する。修士論文は必要な研究指導を受けた上で提出する」ことと定めることにより、十分な研究指導が行えるように配慮している。後期課程については、履修方法を「3年以上在学して、博士論文は指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上で提出する」こととしている。履修する授業科目の選択は指導教員の指導を受けて行い、学習内容に不足及び偏りが生じないように配慮している。

上記のことは大学院で広く採用されているカリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導方法で格別問題は見られない。履修科目数は最低単位数を上回ることが

多く、また広い分野の授業科目を履修する意欲を引き出しており研究指導は十分に成果を上げている。しかし、個別の事例を見ると、狭い範囲の授業科目で必要科目数のみ履修する例もあり、多方面の知識を必要とする分野で活躍できるか懸念される。したがって、授業科目の選択にあたってはこれまで以上にカリキュラムの趣旨・内容を説明する必要がある。

ウ　指導教員による個別的な研究指導の充実度

指導教員はゼミナール（６単位)、課題研究（10 単位）を通して個別的な研究指導を行っている。このほかに指導教員が担当する授業科目を必ず履修させ必要な専門知識の理解を深めさせている。ゼミナールでは研究テーマに関連の深い文献、学術研究論文に目を通し、それらの要点をまとめ、それを関係の深い学生等に発表をすることによって理解を確実なものにさせている。課題研究では研究テーマについて研究計画の提出、研究の進捗の報告と議論、不足部分の補充、研究計画の修正などを適宜行い、着実な成果が得られるよう指導している。課題研究についての研究成果の関連学会での発表及び関連学会誌への投稿、さらに年２回開催される学内の環境防災工学研究所主催の研究発表会での口頭発表、工学研究報告への投稿が行えるよう指導している。

上記のことは大学院で広く採用されている指導教員による個別的な研究指導方法で格別問題は見られない。課題研究の成果を発表、投稿することは外部者の目から討議を通して研究内容の水準を次第に高めていくことに役立っている。大学院生の工学研究報告への投稿には奨励をする意味から報奨金を支給している。また、学会参加関連の旅費は、現在、学生一人当たり国内発表、国外発表、学会参加及び資料収集ともに年１回補助されており、おおむね評価できる。なお、学生の学会参加にかかわる旅費等の経費は以前と比較して格段に改善されたが、大学院生が独自に研究を続行できる機器備品をさらに確保できるよう配慮すべきである。

エ　複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

工学研究科においては、基本的には複数指導制はとっていないが、前述したように研究内容が他の分野にまたがり、他の教員の指導を受けたときには、学位論文審査会では、副査という立場での論文内容判定時への参加を認めている。

一般的に研究テーマは学際的になってきていることもあるので、工学研究科における複数指導制の採用に伴う優劣を検討する時期にきている。また、今後は複数指導別の下で作成された論文についてはその貢献度を明確にすることも必要となろう。

オ　教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

環境防災工学研究所では年２回教員の基調講演の後、主として大学院対象の研究発表会を行い、大学院担当教員と大学院生らが出席し、研究内容について討論を行っている。また、工学会では年数回種々の分野の専門家を招聘し学術講演会を開催している。これらの

行事を通して教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させていると考えている。ただし、企画によっては参加者数にばらつきも見られることから、企画に対する評価が必要である。

カ　研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望が提出された際、その申し出に対応するための規定化されたシステムは存在しないが、指導教員あるいは専攻主任から大学院担当事務及び工学研究科長を通して対処している。なお、全専攻では、学部での指導教員と大学院での指導教員を異にすることが認められ、自由に指導教員を選択できる仕組みとなっている。この点が大学院入学者に普遍的に知られているかは不明なところであり、学生本人の進路にかかわることであるので、今後ルール化された対処方法を制定する必要がある。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

各科目の履修効果については、筆記試験、レポートもしくは課題に対するプレゼンテーションなどにより評価される。この評価は各担当者独自に任せられているが、大学院教育の専門性を考えた場合妥当と考えられる。また、前期課程での各専攻に対する評価は、基本的には修士論文とその発表においての質疑応答に基づく評価の形式が取られている。この発表会は各専攻ないしは研究領域ごとに分けて一人につき50分（発表30分　口頭試問20分）をかけて行われている。また、修士論文には発表論文、発表講演を記載するページが設けられ、国内外で開催された研究会、会議においての発表を正当に評価する制度も導入されている。これは学内だけの評価だけでは客観性を欠くとの判断に基づくものである。

このような評価方法は、院生のその研究に対する理解の深さを別の観点から評価できるが、学会などの外部発表は本来、院生の専攻に対する評価を目的としていないため、あくまでも評価の補助手段としての利用にとどまる。今後はこれを積極的に取り入れることで更なる教育効果の向上が期待される。また、後期課程の学生についても基本的には同様であるが、前期課程に比しで一段と高いレベルでの評価が行われる。

イ　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

機械工学専攻では、博士課程前期課程（修士課程に相当）修了者は、平成16(2004)年３月から平成18(2006)年３月まで（平成15[2003]年度７名、平成16[2004]年度８名、平成17[2005]年度１名）16名であった。このうち民間企業就職者は14名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

電気工学専攻では、平成 16 (2004) 年３月から平成 18 (2006) 年３月まで（平成 15 [2003] 年度 12 名、平成 16 [2004] 年度９名、平成 17 [2005] 年度８名）29 名であった。このうち民間企業就職者は 28 名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

応用物理学専攻では、博士課程前期課程修了者は平成 16 (2004) 年３月から平成 18 (2006) 年３月まで（平成 15 [2003] 年度３名、平成 16 [2004] 年度６名、平成 17 [2005] 年度６名）15 名であった。このうち民間企業就職者は９名、後期課程進学者は１名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

土木工学専攻では、平成 16 (2004) 年３月から平成 18 (2006) 年３月まで（平成 15 [2003] 年度 21 名、平成 16 [2004] 年度 13 名、平成 17 [2005] 年度 10 名）44 名であった。このうち民間企業就職者は 31 名、後期課程進学者は１名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

ウ　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

平成 15 (2003) 年３月から平成 18 (2006) 年３月までの期間に大学教員として採用されたものはいない。大企業の研究開発業務に採用されたものはかなりいるが、卒業後の動向を正確にチェックする制度が現在存在しない。

(2) 成績評価法

ア　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

博士課程前期課程修了のために必要な単位数は、ゼミナール（６単位）、課題研究（10 単位）を含め 30 単位である。したがって、科目履修での必要単位数は 14 単位（７科目）であり、院生は各専攻にあわせて必要な単位を選ぶことができる。各科目における専門的な能力を習得できているかどうかは、試験、レポート又はプレゼンテーションなどにより各担当者が総合的に検証し評価している。開講科目の履修がセメスター制のため、大学院指導教員全員が半年の講義を担当することになる。教員数が少なく、それでいて分野は多岐にわたっているため、受講する院生は自分の分野とは異なった内容の講義を受講せざるを得ない状況が生じている。このことは幅広い知識の習得という観点からは好ましいと考えられるが、専門的な能力の習得という点からは問題が残る。この点からそれぞれの分野に応じて科目を選択できるように講義科目を増やす必要がある。現在、他専攻での科目履修を増やす方向の検討が進められており、今後は他大学院との単位互換制度、企業との連携大学院制度や院生のインターンシップの充実も考えていく必要がある。

(3) 教育・研究指導の改善

ア　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

工学部では、今日に至るまで組織的に教育改善に取り組みながら学部改革を進めてきている。現在はこの改革が工学研究科の教育研究にとって望ましい効果を及ぼすように、常に自己点検・評価を行いながら、大学院教育に相応し体系化された教育課程の構成を目指して改革を試行中である。工学研究科委員会においては、これまでに教育課程の編成や教育課程の実施・運用に関して、次のような検討を行ってきている。すなわち、工学研究科の専任教員は、学部教員が兼務しているので、それを補うために非常勤講師や国立研究機関との連携大学院等による客員教授の参加により充実を図っている。

また、工学研究科全体に共通する専門基礎講義や客員教授による特別講義を開設したり、関連科目として他専攻の科目から２科目４単位（平成 19 [2007] 年度から、４科目８単位の予定）まで履修可能な制度を設けるなど、少ないスタッフで教育効果を向上させる工夫を行っている。研究指導に関しては、他大学研究機関や公的研究機関等との共同研究を行うことで、先端分野の研究の活性化と大学院生の研究へのモチベーションを高めるような措置を講じている。また、大学院として独自に行っているわけではないが、大学の FD 推進委員会における講習会等への参加や在外及び国内研修制度により、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みが行われてきている。今後さらにこのような委員会活動を効果的なものにすることや研修制度の活用等が進めばより大きな効果が期待できる。

イ　シラバスの適切性

大学院要覧は全研究科の内容を一冊にまとめて編集してあり、この中にシラバスが掲載されている。工学研究科においては、他の研究科に先駆けて授業計画や評価方法も取り入れたスタイルでシラバスを掲載している。工学部のシラバスは、平成 14 (2002) 年度からは、日本技術者教育認定機構への認定にも対応可能なようにシラバスの中に到達目標や準備のための学習等についても示しており、目標を明確にし、計画的に学習させるように改善を図っており、適切に機能していると言える。工学研究科においても、同様に到達目標や準備のための学習等を明記し、大学院生の講義に対する方向づけを行うよう改善されている。しかし、工学研究科の大学院要覧については、シラバス形式で授業計画や評価方法が記載されているが、ゼミナールはまだ講義内容の記載にとどまっているので、今後は講義計画も取り入れることが望まれる。また、現在のところ大学院生を対象にしたシラバスの適切性についての検討は特に実施されてはいない。しかしながら、少人数の利点を生かして講義内容やシラバスの適切性について一部教員と学生との間ではフランクな意見の交換がなされている。今後は組織としてシラバスの適切性について評価を実施することが望まれる。また、全大学院的のシラバスの形式統一や、シラバスの電子ファイル化とホームページへの公開なども望まれる。

ウ　学生による授業評価の導入状況

大学院生による授業評価は、院生数も少ないことから現在のところ組織的には実施されておらず、担当教員に委ねられ、一部の教員ではあるが、少人数の利点を生かして学生と

の授業内容についての意見交換は行われている。今後、大学院にも学生による授業評価を取り入れていく必要がある。

３．国内外における教育・研究交流

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

例えば、機械工学専攻では教員各自がその重要性を認識し、海外での国際会議における論文発表に努めている。また、機械創成工学科（現・機械知能工学科）と機械工学専攻が中心となって推進してきた韓国の大仏大学校（Daebul University）との交流が進展し、平成15(2003)年10月10日に国際交流協定が正式に調印された。しかしながら、国際化への対応と国際交流の推進は重要課題であり、さらに進展させる努力が必要である。また、応用物理学専攻では客員教授の招聘による「国際学術交流」を中心に展開している。ここ３年間では、ロシア共和国（２名）、ウクライナ共和国、ブルガリア共和国、台湾から、合計５名を各研究科に受け入れている。今後、アジア諸国も含めた多くの国際学術交流を活発に推進するよう努力している。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

「学生の海外留学」は、特に大学院生を対象にした交換プログラムがないため、学部生対象の海外留学プログラムを利用しているほか、休学してイギリスや中国などに留学しているのが実情である。「外国人留学生の受け入れ」については、平成18(2006)年度は国費留学生２名を含め５名となっているが、工学研究科においては長年、中国からの現職の大学教員を留学生として迎え入れ、修士あるいは博士の学位取得のために研究指導を行った実績がある。彼らは現在母国で後進の教育と研究に活躍している。

各研究科は、規定により客員教授をそれぞれ年間１名ずつ招聘することができ、今後はこの制度をさらに活用することが望まれるが、同時に宿舎の確保など、本学での受け入れ体制を整備することが必要である。また、大学院生の交換も可能となるような協定を締結することも必要である。留学生の受け入れに関しては、大学院に在籍する私費留学生に対して授業料の70％までの減免を実施しており、これは国際交流の促進に役立っている。

国際交流を推進するための組織については、現在のところ特に大学院を視野に入れた委員構成とはなっていないため、この点で組織上の見直しを進める必要がある。また、その組織の見直しにあたっては、手続きの簡素化、意思決定の迅速化などを考慮する必要がある。これらにより、大学院レベルでもより活発な国際学術交流と学生交流が展開されることが期待できる。

ウ　国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

工学研究科では、国内外の大学院間の教育研究交流は単発的に行われているが、組織的には行われていない。今後、教育研究の活性化からも国内外の大学院間の交流に努めるべ

きと考えている。

エ　外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

本学の外国人研究者の受け入れ体制は、客員教授の招聘による「国際学術交流」及び本学の教員の個人的ルートにより行われている。しかし、受け入れの予算額や宿舎等の問題があり、活発に行われていないのが現状である。今後ますます国際協力が必要であることから、国際交流協定締結校の拡大を含めて、これらの問題を早急に改善されることが望まれる。

オ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

国内外における教育研究の成果は、学術雑誌への投稿、国際会議での発表、単行本として出版している。また、技術開発は、特許申請や企業と連携して製品化するなどで行われている。今後ますますこれらの発信が増加するよう努めることが望まれる。

4．学位授与・課程修了の認定

(1)学位授与

ア　修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

工学研究科においては、次の表に示すように過去5年間において論文博士7名、課程博士6名、修士164名に対して学位を授与している。学位授与の審査基準は、まず学則で述べられている理念及び各専攻の教育目的を十分理解しているかを基に、工学に寄与する内容であること、テーマの設定が独創的なものであること、さらにそのテーマが理解しやすい形で表現されているかの3点を検討した上で、授与の可否を判定している。

授与方針・基準は厳密なものであり、特に問題はないものと判断している。

専攻	学位	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
機械工学	修士	8	3	7	8	1
	博士(課程)	0	0	0	0	0
	博士(論文)	0	0	0	1	0
電気工学	修士	11	10	12	9	8
	博士(課程)	0	1	0	0	0
	博士(論文)	1	0	0	0	1
応用物理学	修士	8	5	3	6	4

	博士(課程)	1	1	1	1	0
	博士(論文)	1	1	0	0	0
土木工学	修士	11	11	16	13	10
	博士(課程)	0	0	1	0	0
	博士(論文)	1	0	1	0	0

イ　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

工学研究科における修士論文の審査は、それぞれの専攻において、大学院担当教員全員の出席の下で50分にわたって発表と口頭試問を行っている。したがって、研究分野の異なる視点から学位審査に対して合否判定にかかわる意見を述べる機会が与えられている。また、博士論文の審査は、修士論文と同様の環境の下で1時間を用いて発表と口頭試問を行っている。博士論文においてもその手続きは基本的には修士論文と同様であるが、博士の授与方針としての客観性を維持するために、審査つき論文を3編以上外部に公表していること及び外国語による発表を行っていることを最低条件としている。最終的には、研究科委員会で指導教員が論文審査の報告を行い、審議の後、全員の投票で提出者個別に厳正かつ公平に合否を決定している。したがって、透明性・客観性という意味では適切な運営が行われていると考える。

ウ　学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

例えば、機械工学専攻では平成14(2002)年度（平成15[2003]年3月）博士課程前期課程1名が連合大学院の提携先である現在の独立行政法人産業技術総合研究所東北センターの客員教授に論文審査における副査として研究指導を受けている。また、平成14(2002)年度（平成15[2003]年3月）から平成17(2005)年度（平成18[2006]年3月）までの間に、博士課程前期課程6名が本学大学院以外の研究機関の研究員に論文作成にかかわる課題研究の指導を受けた。

他専攻においても詳細は省略するが、他大学の専門教授の出席のもとで審査会が実施されている事例があるほか、副査として参画してもらうことも少なくない。

エ　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

工学研究科では、大学院入学試験の面接試験で日本語能力の確認を行い、入学を許可しているので、留学生に学位を授与するにあたり特に日本語指導等は講じていない。しかし、今後大学院入学試験のあり方も含めて日本語指導等の検討も必要と思われる。

(2)課程修了の認定

ア　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切

性、妥当性

学則に標準修業年限未満で修了することを認めているが、従来その実例はない。現在博士課程前期課程を１年半で修了し、修士（工学）の学位を取得できるよう学則等の改正も検討中である。

人間情報学研究科

１．教育課程等

(1)大学院研究科の教育課程

ア　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

人間情報学研究科の教育課程は、「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与する」（大学院学則第１条）という教育理念・目的を実現する上で適切な水準を維持しており、学校教育法第65条に準拠したものである。

まず、本研究科博士課程前期課程は大学院設置基準第３条第１項に従い、広い視野に立った学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的としている。それは母体である教養学部の組織を基礎として、研究領域はコア科目群と基礎科目群の２群からなり、前者は社会情報学、行動情報学、生命・情報学の３領域から、後者は１群に教育学、哲学、倫理学、宗教学、文化人類学、民俗学、２群に数学、物理学、化学、地学、情報学の二つの群からなっている。学生は社会、行動、生命・情報の領域の一つをコアとして、主たる専門とし、この専門を支える基礎学科目群の支援を受けて、学際的教育の実をあげている。

前期課程の修了要件は、２年以上在学し、30単位以上を修得して、必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格して、修士（学術）の学位が授与されている。平成８(1996)年、後期課程の設置に伴い、修士課程を博士課程前期課程と改称した。

後期課程は大学院設置基準第４条第１項に従い、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。後期課程では、学生の研究課題に即して複数の指導教員が配置され、演習を主とする教員間の緊密な連絡の下に指導されている。課程修了は３年以上在籍し、博士論文を提出し合格することになっている。１年次の演習は博士論文作成のための基礎作りとして基本的な知識の習得に主眼を置いている。２年次の演習は最新の技術・方法論の修得に主眼を移し、３年次では論文の作成の作法などの指導を主眼としている。

本研究科の教育課程は、本研究科の理念・目的から見ても妥当なものと考えられる。また学校教育法第65条（大学院の目的）、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項の精神に照らして適切妥当なものと評価されよう。

特に発足から 12 年を経過して教員の逐年退職に対応し、教養学部より研究業績のある若手の教員を任用することにより、各コアの人事の補充及び拡充を行ってきた。

イ　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

前期課程の修了要件は、２年以上在学し、30 単位以上を修得して、必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格する必要がある。その中で、所属するコア科目群の必修４単位と指導教員による演習８単位（２年継続）は必ず修得しなければならない。

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という前期課程の目的に適合するように十分な科目を配置し、高度な教育内容を提供している。

ウ　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

３年以上在籍し、12 単位（演習８単位、論文指導４単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な指導を受けた上、博士論文を提出することになっている。１年次の演習は博士論文作成のための基礎作りとして基本的な知識の習得に主眼を置いている。２年次の演習は最新の技術・方法論に主眼を移し、３年次では論文の作成の作法などの指導を主眼としている。

「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に適合するように、主に指導教員を中心とした集団指導体制によって専門的研究を進め、研究者として自立できるような指導が適切に行われているものと考える。

エ　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現在の本研究科の教育内容は、教養学部の言語文化学科を除く人間科学科、情報科学科、地域構想学科の３学科の教育内容をさらに発展させたカリキュラムが設定されている。学部の講義に特論、特講が付されているのは、それを反映するものである。コア科目群は、社会情報、行動情報は人間科学科の社会学、心理学のスタッフが中心となっている。生命・情報コア科目群は、情報科学科の生物・生理学、情報学のスタッフが中心となっている。地域構想学科の自然地理、人文地理のスタッフは、前者は基礎学科目群２群、後者は社会

情報コア科目群に配置されている。

行動情報は人間科学科の心理学と教育工学、社会情報は社会学と社会教育学のスタッフが担当、生命・情報は情報科学科のスタッフが担当、地域構想分野は、地域構想学科のスタッフが担当している。ただし地域構想分野は現在専修する学生は不在で、平成19(2007)から入学者が来る。問題点は言語文化学科の卒業生の進学先の受け皿が用意されていないことである。

平成21(2009)年度を目途に2専攻に改組を計画しているが、言語文化関係の分野は当分の間まとまった形で加わる予定をしていない。言語文化の哲学、人類学のスタッフが基礎学科目群に加わる予定なので、不十分ながらその緒を就けたとも言える。

オ　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

前期課程の教育内容に基づくカリキュラムを履修した学生は、必要な科目の修得を終えており、また修士論文の作成を通して、研究テーマも固まりつつあるものと考えられる。後期課程では、その研究テーマをさらに絞り込み、専門性の高い研究を展開し、博士論文の作成に努めることになっている。

上記の現状は、それぞれの課程における教育内容の適切さの観点から妥当と判断され、格段の問題点はない。

カ　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

前期課程の演習、特論又は特講と後期課程の演習・論文指導は、教育内容において一貫性を持って関連しており、5年間の過程の教育内容は極めて整合的に設定されている。ただし、前期課程で指導を受けた教員が教授でない場合には、後期課程で引き続き研究を継続する場合には、学問分野が近い教授が主指導教員となり、従来の教員は副指導教員になる体制を敷いている。

キ　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本学学位規程によれば、修士の学位は、博士課程前期課程の修了の認定を得た者に授与し、博士の学位は、博士課程修了の認定を得た者に授与することになっている。後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学も認められている。後期課程入学資格として、本研究科の前期課程を修了していることは要件としない。他大学の前期課程修了者も入学できる。

ク　創造的な教育プロジェクトの推進状況

本研究科では現在そのようなプロジェクトは行っていない。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生が多いので、その便宜を考慮して昼夜開講のほかに土曜日開講を行っている。

外国人留学生は、現在、ベネズエラからの国費留学生が１名後期課程に在籍している。英語会話を主要言語として、３名で集団指導にあたっている。

昼夜開講は、昼間に学部の講義・ゼミも担当している関係で、教員の負担は大きい。しかし大学院生向けの講義、ゼミは受講学生の人数も少なく、集団指導なのでさほど過重にはなっていないように思われる。

大学院進学者の開拓は、これまでの研究者養成コース、高度専門職業人コースのほかに、一般教養的学習コース、現職教員の専修免許取得コースなどの設置が考えられる。後者の進学者の便宜のために、現職社会人が勤務を終えたあと履修が可能なように、現在の泉キャンパスでの開講だけでなく、仙台市の中心部にある土樋キャンパスに、大学院サテライトキャンパスの開設も検討に値する。

(4)生涯学習への対応

ア　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

主に前期課程であろうが、リカレント教育を受けるために入学してくる学生の前例がないので、取り組み体制は整っているとは言いがたい。

(9)研究指導等

ア　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

博士前期課程の修了要件は、２年以上在学し、30単位以上を修得して、必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格して、修士（学術）の学位が授与されている。後期課程では、学生の研究課題に即して複数の指導教員の下で指導を受けながら博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格して博士（学術）の学位が授与される。

現行指導体制が有効に機能している結果、平成18(2006)年現在で、博士学位取得者13名、修士学位取得者は76名を数えている。しかし、課程博士学位取得者が所定の３年でなく、それ以上を要していることや、限度の６年で取得できず、満期退学をしている学生が多い現状を鑑みると、後期課程に問題がないわけでもない。それは、研究教育指導面に問題があるというよりも、学生自身が本務と兼務して勉学していることとか、学位論文の申請要件の一つ、レフリー制の学会誌への掲載をなかなかクリアできないことがその根源にある。

文学研究科アジア文化史専攻から、地理関係のスタッフが本研究科に移籍するのを契機に、１専攻を２専攻に改編する計画である。その機会を利用して、学生の履修に供する新

しいカリキュラムの再編とスタッフを大幅に拡充する予定である。

イ　学生に対する履修指導の適切性

新入生に対しては、新入生オリエンテーション・ガイダンスを、在学生に対しては、在学生オリエンテーション・ガイダンスを４月の授業開始直前に実施している。またシラバスに、講義の目的、毎回の講義内容、成績評価判定を記載し、周知徹底に努めている。

前期課程については、基礎学科目群を除いて、専門科目は教員と学生が１対１で対応しているので、きめ細かい指導が行われているものと考える。また前期課程の演習、後期課程の演習、論文指導は、複数の教員によるチーム指導なので、効果が上がっているものと考えられる。

ウ　指導教員による個別的な研究指導の充実度

博士前期課程、後期課程とも、毎年１月締め切りで、本研究科紀要（人間情報学年誌）に投稿を義務づけている。修士論文提出者は、修士論文の圧縮版かハイライト部分を掲載し、博士前期課程、後期課程在籍者は、１年間の研究の中間成果を発表し、特に後者は、これに掲載された論文を学会誌の投稿の準備に活用している。

博士後期課程については、博士論文提出の資格要件として、博士課程在籍２年を経て、博士論文提出の１～半年前までに、中間審査をパスすることと、レフリー制の学会誌への掲載１本とその他雑誌への掲載１本、計２本の掲載が設けられており、この要件をクリアした者が提出できることになっている。後期課程の学生は、指導教員と連名で『人間情報学研究』に投稿掲載できる。

課程博士修了希望者の学位論文提出のための在籍期間延長が多いのが問題であるが、社会人のため、頻繁に教員の指導を仰ぐ時間がとれないことが関係しよう。

後期課程２年修了時に博士論文の研究のための中間審査を行っていたが、その１年後に論文の提出がかなわないことが多々あるので、学位論文提出の１年前までの中間審査を、半年前でも可に、２年前から制度を改めた。

エ　複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

博士前期課程、後期課程とも、演習、論文指導を３人の集団指導体制をとっている。

主指導教員を中心に、副指導教員が補佐する形で、定期的に指導が行われている。特に２か月に１度の間隔で発表する合同演習では、前期課程、後期課程の学生が、普段顔合わせや指導を受けない教員から有益な意見や指導を受ける貴重な機会となっている。また副指導教員が実質主指導者である場合にも、教授が主指導の形をとり、副指導教員の指導内容に目配りが利く形になっている。

オ　教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

上記（９）エに記載の合同演習では、学生の報告に際して事前にチーム指導にあたっている教員たちの前で発表の予行が行われ、指導教員にとっても、他の教員からの評価コメントが気になる仕込みになっている。そのほかに、学生の報告が非番のときには、教員自身が話題提供や学会報告の予行演習をして学生に手本を示したり、他大学での研究会、学会に同行して聴取させたり発表させて、刺激を与えるように努めている。

カ　研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

他学部、他大学の出身者の場合、入学時に計画していた研究テーマからの変更や前期課程１年を経て、修士論文の構想が明確化して指導教員の変更を希望するケースが散見される。できるだけ学生の希望に応じる方向で対処している。３人によるチーム指導体制が、同じチーム内での他の教員に主指導者を変更することを容易にしていると言える。ただし、後期課程の同様ケースの場合には、学生の方が自分の希望に合う研究科を求めて退学することが多い。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

ア　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

各教科の履修効果については、各担当者が課す筆記試験もしくはレポートの成績によって評価されるが、70 点台はめったになく、おおむね 80 点台である。前期課程での研究指導効果は、基本的には修士論文の口述試問と論文の中身、公開の発表会でのプレゼンテーションと質問に対する受け答えで評価される。これも 70 点台はめったになく、おおむね 80 点台、ときには 90 点以上のこともある。

後期課程は演習と論文指導が評価の対象であるが、前者は学内の合同演習や学会で発表する内容と１年間の研究成果をまとめた報告論文の出来が、後者はレフリー制のある掲載誌への投稿と掲載までの経過が評価の目安となる。特に後者は掲載まで時間がかかり、研究指導の力量が客観的に試されている心境である。この関門がクリアできなくて、博士後期課程を中退する者もいる。学会誌にも難易度に開きがあるので、無条件に客観的指標とは言えない面もある。

イ　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程修了者

平成 18 (2006) 年度　現職復帰２名、民間就職２名
平成 17 (2005) 年度　後期課程進学１名、不明１名
平成 16 (2004) 年度　専門学校非常勤講師１名、民間就職１名
平成 15 (2003) 年度　後期課程進学１名、民間就職２名、現職復帰１名

平成14(2002)年度　後期課程進学１名、現職復帰４名、高校教員１名、不明１名
平成 13(2001)年度　後期課程進学１名、他大学研究科進学１名、本学非常勤講師１名、現職復帰３名、不明２名
平成12(2000)年度　現職復帰１名、不明２名

博士後期課程修了者

平成17(2005)年度　現職復帰１名
平成15(2003)年度　現職復帰３名
平成14(2002)年度　現職復帰２名
平成13(2001)年度　現職復帰１名
平成12(2000)年度　現職復帰３名

博士後期課程満期退学者

平成18(2006)年度　現職復帰１名、大学非常勤講師１名
平成17(2005)年度　大学非常勤講師１名、専門学校非常勤講師１名
平成16(2004)年度　他大学研究科転学１名
平成15(2003)年度　現職復帰１名
平成14(2002)年度　研究機関就職１名
平成13(2001)年度　現職復帰１名、不明１名

不明は修了時未定で、その後の状況を把握できないものである。

前期課程修了者は、後期課程進学者、現職への復帰の社会人のほか、一般企業への就職である。不明のものが定職に就けていないものと思われる。後期課程修了者は、すべて現職の大学教員である。現在のところ博士学位を取得しながら、未就職の者はいない。後期課程満期退学者の中には、非常勤講師で生計を立てながら、学位取得（論文博士、もしくは復学して課程博士）を目指している者も少なくない。

ウ　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

上記（１）イに記載のように、後期課程修了者はすべて社会人のために就職開拓の心配がなかったが、今後一般学生で後期課程修了者が出た場合、新たな就職口の開拓が要求されよう。満期退学者に博士学位取得を目指している者がおり、同じ事情である。

(2)成績評価法

ア　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

前期課程については、演習については集団指導にあたっている教員の合議で評価をしている。講義については、担当教員が単独で採点している。

(3)教育・研究指導の改善

ア　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

大学院については、学部のようなファカルティー・ディベロップメントは試みていない。

イ　シラバスの適切性

前期課程の学生が受講する講義については、半年ないしは１年間の講義内容をシラバスに記入するように、大学院教務から指導しているが、必ずしも徹底されていない。また受講生が、１名の場合は、学生との相談の上で、シラバスとは異なった内容が教授されているようである。

修めたい分野の教員が少ない場合の学生において、他分野の専門的な内容が高度過ぎることが事の発端になっているので、分野のカリキュラム、スタッフの拡充に取り組んでいるところである。また行動情報、社会情報分野の学生が、卒業要件を満たすために、数学、情報系の自由科目群から履修しなければならない事情もあるので、改組を機にカリキュラムの見直しを考えている。

ウ　学生による授業評価の導入状況

本研究科においては、分野の必修科目を除いて、マンツーマンか少数での授業なので、授業評価は導入していない。

エ　外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

平成 19 (2007) 年度本研究科で初めてネパールの研究者１名を客員教授として迎える。申請者が海外で共同研究をしている仲間であり、彼の個人的なサポートに依存するほかない。申請者は移籍前の他研究科時代にも、客員研究員を迎えており、経験者である。

オ　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

研究科の教員の研究成果の発信機会としては、年３回発行の『教養学部論集』と教養学部付置の人間情報学研究所年１回発行の『人間情報学研究』がある。後者は国内の 420 の大学その他の機関に送付している。

４．学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

ア　修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

平成 17 (2005) 年度までの４年間における前期課程と後期課程の学位授与者数は下記のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
修士	7	4	2	2	4
満期退学	1	1	1	2	2
課程博士	2	3	−	1	−
論文博士	−	−	−	−	−

学位の授与方針・基準については、本学大学院学則により、「前期課程の学位論文は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るものでなければならない」（第15条の２第１項）、「博士課程の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない」（第16条の２第１項）と定められている。

大学院学則の上記規定は、大学院設置基準第３条１項、第４条１項に則したものである。その運用方針も適正なものと考える。

後期課程３年在籍者が、平成14(2002)年度11名、平成15(2003)年度９名、平成16年(2004)度８名、平成17(2005)年度８名で、その中から課程を修了できたものが上記の表の数である。３年の課程を６年在籍するものがほとんどである。それで博士論文を提出できなかったものが満期退学を選択している。博士論文提出の資格要件のハードルが高いのか、博士論文審査基準のハードルが高いのか、論文博士は、満期退学者の何人かから提出されたことがあるが、受理の段階で停止し、審査委員会を発足させて認められなかったケースは今までにない。

イ　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

修士論文については、主指導教員が主査を務め、同じ研究領域の副指導教員２名が副査となり、審査基準に基づいて厳正に審査がなされる。その審査結果は研究委員会に報告され、そこで合否が判定される。

博士論文については、審査委員委嘱のための研究科委員会が開催される前日と前々日の２日間にわたり、提出された論文を研究科委員会構成員全員の閲覧に供される。研究科委員会においては、まず提出された論文の受理の可否を諮り、受理が承認されたのちに、審査委員として主査１名、副査２名が委嘱される。テーマによっては他の大学院ないしは研究所の専門分野の教授をさらに副査に加えることが認められている。また博士論文の提出要件として、全国規模の学会機関誌かそれに類する権威ある機関誌に、関係する論文を審査があるもの１編、それ以外のもの１編の計２編が掲載されていることが規定されている。

上記の手続きから明らかなように、学位論文の審査に対する研究科構成員による客観的な評価の機会が確保されており、学位審査の透明性と客観性においては問題がない。

ウ　学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

博士学論文審査委員には、審査の厳正を図るために、指導教員のほかに、１名審査対象

専門領域に関係する学外の研究者に依頼し加わってもらっている。もちろんその就任については、審査委員会発足時に研究科委員会で承認を求めている。

エ　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

1.（3）アで記載のベネズエラからの国費留学生は、日本に来て本学に入学する前に、1年間東北大学の留学生センターで日本語を学習し、日常生活に不自由のない状態で入学してきている。前期課程のときには、演習では研究指導は英語で行っていた。一般の講義は日本語によりマンツーマンで行われたが、必要な単位は修得している。現在では、本研究科に在籍して3年が経過し、日本語も大夫堪能になったが、論文執筆、プレゼンテーションは英語主体で行っている。

法務研究科

1．教育課程等

(1)大学院研究科の教育課程

法務研究科にあっては、その理念・目的に即して、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目、に区分される科目を配置し、教育課程を体系的に編成している。

(2)単位互換、単位認定等

法務研究科として独自に記述する事項はない。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

法務研究科にあっては、社会人学生等の特別の事情に対応できるようにするため、標準修学年数である3年間をこえて、4年間又は5年間で計画的に履修できる計画的長期履修の制度を整備している。設置以来平成18(2006)年度まで、この制度を利用している学生は1名にとどまるが、今後この制度をより適切柔軟に運用できるよう検討を進めている。

(4)生涯学習への対応

法務研究科として記述する事項はない。

(5)専門大学院のカリキュラム

本項目(5)については、現在のところ本学唯一の専門職大学院である法務研究科の状況を以下記述する。

ア　カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合

標準修学年数3年の学生の課程修了要件は 95 単位であり、このうち、全科目必修とされる科目群「法律基本科目」60 単位のうち演習科目 26 単位、及び、同じく全科目必修とされる科目群「法律実務基礎科目」9単位のうち「法情報調査」を除く9単位の合計 35 単位の大部分（慎重に見積もってその 80%、28 単位分が上記ケース・スタディ等を内容としている。さらに、選択科目である科目群、「基礎法学・隣接科目」（課程修了に4単位修得が必要）や「展開・先端科目」（課程修了に 22 単位習得が必要）にも上記ケース・スタディ等を内容とする科目が少なからず含まれていて、選択であるために個々の学生ごとに多少の差異はあるものの、こうした内容の授業を実質4～5単位修得する。したがって、課程修了に必要な 95 単位のうち、ほぼその3分の1で、上記ケース・スタディ等を内容とする教育を受けることとなっている。

イ　高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況

科目群「法律実務基礎科目」に区分されるほぼすべての科目において、高度専門職業人としての活動を倫理面から支える教育がなされているが、専ら直接その目的にかなう教育が行われているのは、3年生科目の「法曹倫理」2単位である。

ウ　高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性

①学生による授業評価、その結果の整理と開示を行っている。②一定期間ごとに FD での協議、③さらに、非常勤講師からの報告等の聴取等を教育内容・方法の水準の維持向上のための方途と考え、現に実施してきている。とりわけ、法律実務基礎科目を中心に、非常勤として多数の法曹実務家が講義を担当しているが、こうした講師には、すでに担当講義の開始前年度の春休み、及び担当講義の終了後、当該年度の春休みの2回にわたって、講義の方針や実施後の総括等を報告してもらい、スタッフミーティングの形式で専任教員を交えて情報と意見の交換をしている。

エ　高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定

厳格に単位認定・進級認定・課程修了認定を行っている。平成 18 (2006) 年度末で課程修

了時期をむかえる、第１期生の修了予定者は、入学時学生数の約６割であり、なお約１割が、留年などのため平成19(2007)年度以降も在籍する予定である。

オ　学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性

学外での活動が科目の内容となっているのは３年科目の必修科目「法曹実務実習」１単位のみである。この科目での教育の一部として、学生が協力弁護士の事務所に出向き、弁護士の行う実際の法律相談に同席し、その相談の前後に協力弁護士に指導を受ける、という内容である。こうした法律相談同席については、参加学生の理解の程度、熱心さ等について協力弁護士に判断をもとめ、認定するか否かについてのみ判断を求めている。なお、「法曹実務実習」の成績については、上記法律相談のほか、スクーリングや模擬法律相談等もあり、能力に応じた判定が、この科目の担当講師によってなされている。

２．教育方法等

(1)教育効果の測定

法務研究科にあっては、なお設置後３年であり、教育効果の判定を行い得る段階に達していない。

(2)成績評価法

ア　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

法務研究科にあっては成績評価にあたって、期末試験のほか、日常の小テストや出席状況、授業参加の積極度などにより適切に総合的に判断するようにしている。

(3)教育・研究指導の改善

ア　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

法務研究科にあっては、研究科長をトップとして FD 活動を行っている。こうまでは、新しい組織の運営にあたり、教育にあたっての種々のルールを作成し、申し合わせることに中心があった。今後は、より積極的に改善促進に向けて活動を継続する。

イ　シラバスの適切性

法務研究科にあっては、印刷物としてシラバスを配付するほか、電子式教育支援システムの上でもシラバスを適切に提供している。

ウ　学生による授業評価の導入状況

法務研究科にあっては、学生による授業評価をそれぞれの授業科目ごとに、授業途中と授業終了後の２回実施し、その結果を整理し、学生・教員等関係者に開示している。

３．国内外における教育・研究交流

法務研究科にあっては、教員が各種関係シンポジウムに出席して研修するとともに、司法研修所の参観なども行っている。

４．学位授与・課程修了の認定

(1)学位授与

法務研究科として既述すべき事項なし。

(2)課程修了の認定

ア　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

法務研究科にあっては、入学時に法学７科目についての学力を判定し、入学後ただちに２年生とする、いわゆる既修生の受入れを適切・妥当に行っている。

Ⅴ．学生の受け入れ

Ⅴ．学生の受け入れ

１．学部・学科における学生の受け入れ

学部全体

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

本学の入学者選抜方法を列挙すると、以下のようになる。カッコ内に示す数字は、平成19(2007)年度入学試験の各試験の大学全体の定員である。募集定員の総数は2,455名である。

・一般入学試験：前期及び後期（1,206名）
・センター試験利用入学試験：前期及び後期（147名）
・推薦入学試験：キリスト者、スポーツ、学業推薦、資格取得、TG推薦（同一法人に併設される２つの高校の推薦試験）（802名）
・夜間主社会人特別入学試験（45名）
・AO入学試験（255名）

《学生募集の方法》

学生募集は、以下の方法で行っている。上記の各種の試験の目的、方法、過去の実績、合格のためのアドバイスなどを説明している。主な資料としては、大学での学習、生活を説明する「大学案内」、入試選抜の方法と実績を説明する「受験ガイド」を配布している。

・本学入試部が、高校の進路指導者を対象として東北６県で実施する「進学指導者懇談会」
・進学相談会（主として、入試関係業者が運営するが、在仙の大学が独自に実施するものもある）
・高校における入試説明会（高校からの依頼により、入試関係者が出向して、入試方法の詳細を説明）
・オープンキャンパス（８月初旬開催）における入試説明会と受験生との個別相談
・高校訪問（入試関係者が高校を訪問しての入試説明、場合によっては生徒への説明）
・新聞、テレビ、受験雑誌等のマスコミへの広告掲載

《各選抜方法の適切性》

本学では、社会人・職業人としての基礎的知識を学習するとともに、建学の精神に基づき人格の形成も大学教育の大事な目標として捉えている。学習能力に偏重した選抜ではなく、多様な個性を持つ多様な人材の育成を可能とする選抜を実施している。選抜において重視する点を大きく分けると、次の２つになる。

①多様な個性を有する、コミュニケーション能力に優れた人材を選抜する。

②大学における学習に十分な基礎的学力を有する。

①を重視する試験としては、各種推薦入学試験、AO入学試験、社会人特別入学試験がある。主に、面接、小論文、高校の調査書等を参考にして選抜する。受験定員総数に占める比率は45%である。

②を重視する試験としては、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験がある。主に、学力試験により、入学者選抜を実施している。全体に占める比率は55%である。

①の選抜においては、学力を軽視しているわけではなく、選抜に際しては、大学での学習に十分な学力（現時点での学力よりも、大学での学習へのポテンシャルを重視する）を有していることも考慮している。

平成18(2006)年5月現在としては、上記の選抜方法は適切なものと考えているが、今後の社会状況の変化に応じて、より適切な選抜方法を検討していくことが不可欠である。

(2)入学者受け入れ方針等

ア　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学の建学の精神は、キリスト教の普遍的人間愛に基づいている。聖書の中の「世の光」、「地の塩」の教えが在学中に繰り返し語られる。建学の精神を具体化するために、大学全体として、さらに各学部において、社会人あるいは専門家として必要な知識ばかりでなく、倫理観を持ち他者を大切にする心を持つ人材を育成することを教育の理念としている。この建学の精神及び教育理念を達成するために、本学の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、入学志望学科における学習意欲及び知識の取得ばかりでなく、人格の形成を目指す入学者を重視している。すべての入学試験に共通しているのは、入学後の建学の精神の尊重である。

イ　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

各入学者選抜方法についての概要を以下に記す。

1）一般入学試験及び大学センター利用入学試験：客観的な学力を基本として、入学者の選抜を実施する。ただし、一般入学試験においては、調査書の内容も評価に加え点数化して、総合点により合否判定を行っている。

2）学業推薦（指定校制）：本学における高校の志願者実績あるいは合格者実績を基本的資料として、本学と関係が密な高校に対して、指定校制による推薦を行っている。評定平均値がある値に達した生徒あるいは卒業生が推薦の対象となる。小論文及び面接を加えた総合的評価により合否判定を行う。学力とともに、高校における活動に実績を持ち、個性も重視した推薦をお願いしている。

3）AO入学試験：大学で学ぶ基礎的な学習能力を有するとともに、高校での活動、コミュニケーション能力、大学での学習への意欲、志望する学科への熱意を重視した入学試験を実施している。第一次選抜試験では、30分程度の面接、第二次選抜試験で

は小論文（課題文の要約と課題文に対する自分の意見）と面接を実施し、第一次選抜と第二次選抜試験の総合評価で合否判定を行っている。

4）TG推薦入学試験：同一法人の併設高校である２つの高校からの推薦入学試験である。ある一定の学力を有することを条件としている。建学の精神は本学と併設校は共通であり、大学においても、建学の精神を具体化するためのリーダーシップを期待している。

5）スポーツ推薦入学試験：スポーツに秀でた生徒で本学においても同じ競技を継続する意思のある者の推薦を公募により依頼している。

入学者受け入れ方針、すなわち「知識の取得ばかりでなく、人格形成を目指す入学者を尊重する」については、客観的な試験結果を重視する一般入学試験での具現化は難しいが、さまざまな推薦試験、AO試験においては重要な要素とし、人物、コミュニケーション能力、将来性など多様な観点から評価し、選抜を行っている。

多様な選抜方法を採用しているために、合格者であっても、大学における学習に必要な基礎学力不足や必要な科目を履修していないことがある。このようなことを想定して、各学部・各学科で、入学前教育や入学後のリメディアル教育、導入教育を大切にしたカリキュラムを作成している。

人格形成に必要な科目は、キリスト教学、倫理関係科目に代表されるように、すべての学科でカリキュラムに含まれている。

ウ　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

本学の入試科目は、多様な入試科目より選択して受験できるようになっている。これは、普通高校に比して、専門高校（商業高校や工業高校）が不利にならないようにとの配慮に基づくものである。このため、入試科目と入学した学科のカリキュラムが必ずしも密接に対応しない場合もある。しかし、この点については、入学前教育や入学後のオリエンテーション、導入教育などで対応している。

試験科目に多様性を持たせた入学試験といっても、学科の教育に関係しない入試科目は選択できないことになっている。例えば、英文学科志望者が、入試科目としての「商業」などを選択することはできない。

(3)入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性

入学試験は、入学試験実施委員会のもとに実施される。入学試験実施委員会は、学長を委員長として、副学長２名、各学部長、学務部長、学生部長、入試部長、総務部長、財務部長、情報システム部長より構成されている。各種試験において、実施委員会の委員は、特定の場所に待機することになり、不測の事態が発生したときには、実施委員会の判断により、試験実施の是非を判断することになっている。

入試実務（試験問題の準備、受験の説明、試験監督など）については、入試部長を長と

し、副部長５名、センター所員７名より構成される入試センターが実施することになる。入試実施に必要な会場準備は入試部入試課を中心として行い、前日から当日の試験会場管理（受験生入場、試験会場への誘導、警護など）については、総務部長を中心とする事務職が実施することになる。

イ　入学者選抜基準の透明性

各種入学試験における選抜基準と実績については、主に「東北学院大学受験ガイド」に記載し、公開している。どの試験においても、情報伝達の公平性には注意を払っている。すなわち、特定の者が利益を得るような特定者のみへの情報は提供していない。高校の進路指導者及び本学志願者は、進学指導者懇談会、進学相談会、高校における入試説明会、オープンキャンパスなどを利用して、本学の選抜基準を確認し、過去の実績などを確認することにより、適切な判断・生徒指導ができるものと考えている。

各種試験のうち、選抜基準について高校側より最も問い合わせが多いのは AO 入学試験である。AO 入学試験では、面接試験（一次及び二次選抜）と小論文（二次選抜）が主な選抜基準となるために、客観性と公平性の確保には特に注意している。選抜基準は明確であるが、志願者数や学科の重要評価点などの違いにより学科ごとに異なっている。このことは、学生募集、問い合わせ時など、多くの機会を利用して説明を行っている。

ウ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜については、以下の手順で合否判定を実施している。

・入学試験実施委員会（学長以下、副学長、各学部長、入試部長等を主に構成している）
・入学試験管理委員会（入学試験実施委員会のメンバーに、各学科長が加わる）
・学部教授会及び全学教授会

合否判定資料は、すべての教員に配布（会議後に回収）され、担当者が合格者を報告し、その確認を得ている。上記すべての段階で、受験概況、判断基準等が確認されているので、公正性・妥当性は保たれていると言える。

(4) 入学者選抜方法の検証

ア　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

平成 17 (2005) 年度入試問題までは、本学との関係が深い高校に、問題の適切性の判断を、校長を介してお願いしていた。しかし、高校教員の本務との関係より、この依頼が実施できなくなっている。このため、本学入試関係者は、当該年度の問題の適切性については、個人的レベルで高校教員に問い合わせ、高校教員の意見を入試問題作成に反映する努力をしている。しかし、個人的レベルでの入試問題に対する意見は、依頼した教員の個性（好み）が強く反映することがあり、慎重に検討することが必要である。

適切な入試問題を作成するためには、外部からの意見が重要である。外部教育機関への

問題評価依頼なども含め、真摯に検討すべきであると考えている。

イ　入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

入学者選抜方法の適切性については、受験者及び進路指導教員からの意見聴取に努めている。特に、本学主催の進学指導者懇談会においては、当該年度の入試についての概要説明を実施したのち、進路指導教員との個別相談に応じている。その機会にさまざまな要望も聴取している。これらの要望は入試部で検討し、翌年度以降の入試選抜方法の変更案作成にいかしている。変更案は、学長諮問機関である「入試選抜方法検討委員会（学務担当副学長が委員長）」において、詳細に検討され、学長に答申される。その答申に基づいて、入試部において変更にかかわる詳細事項を検討し、変更案が入試実施委員会及び入試管理委員会において審議され、最終的には学部教授会及び全学教授会の了承を得ることになる。

学外関係者からの意見聴取をより効率的に行うために、高校の進路指導教員（予備校教員も含む）からの意見・要望を聞く会の開催を考えている。既に、本学工学部においては、そのような会合を実施しており、そこでの本学教員と高校教員の意見交換が、入試選抜方法の改善につながっている。全学的にそのような機会を設け、入試選抜方法の改善を考えていきたい。しかし、単に入試選抜方法のみに限定することなく、高校と大学での教育連携のあるべき姿について、意見交換できるような会に発展させていきたい。

(5)アドミッションズ・オフィス入試

ア　アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

本学においては、募集定員の約1割に相当する入学者を AO 入学試験で選抜している。AO 入学試験は第一次選抜試験と第二次選抜試験からなっている。第一次選抜試験においては、AO 委員及び AO 面接委員の組み合わせによる2名の担当者が、個人面接を 30 分程度の時間で実施している（経済学科においては、グループ・ディスカッションを含む）。第一次選抜試験においては、資料として志願書（A3 版1枚の用紙に、志望動機、高校生活、大学生活への希望、読書、社会的事項、高校での成績概要を記載する）を提出している。第二次選抜試験では、小論文と面接（5分から 10 分程度）を実施している。第二次選抜試験の段階では、高校からの調査書の提出を必要としている。第一次選抜試験の評価と第二次選抜試験の評価を総合して、合否判定を行っている。

AO 入学試験の学科別の重要評価のポイントについては、「受験ガイド」に記載している。また、前年度の小論文の問題も受験ガイドに記載しており、これらの情報は、AO 入学試験受験者が周知していると考えている。また、進学相談会などの機会を利用して、各学科の重要評価点の説明、受験希望者に面接で注意すべきこと、小論文で注意すべきことなどの指導も行っている。

AO 入学試験については、受験生の個性や将来性をより重視することになっており、その評価の客観性と公正性には、十分に注意しているが、今後もより正確な情報を伝達すると

ともに、その一部は前述の「重要評価点」に示されている、AO試験における各学科のアドミッション・ポリシーを一層明確にし、受験生の理解を促すことに努めたい。

(6)入学者選抜における高・大の連携

ア　推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入学試験としては、４種類の推薦試験がある。すなわち、学業推薦（指定校制)、キリスト者推薦（公募制)、資格取得による推薦（指定校制)、スポーツに優れた者の推薦（公募制）である。

学業推薦（指定校制）については、前年度の志願者数と合格者数により、各高校における推薦数を決定し、さらに過去の実績を考慮して、学科を指定した上で、第一次の通知を行っている。この通知に基づき、学科の変更を希望する場合には、その希望を極力満足できるように調整し、最終的な決定を高校側に通知している。以上の方法により、公平性については適切に実施している。しかし、このような方法では、高大連携の成果や高校における教育の特色などに配慮した指定校決定を行うことができないために、平成20(2008)年度より、学業推薦の中に、学部特別推薦枠を新たに設け、高大連携、高校教育の特色などに配慮した学業推薦の実施を予定している。

キリスト者推薦（公募制）については、建学の精神をより良く理解する者を対象としており、受験資格として、キリスト者であることを条件としている。また、教会の牧師（司祭、神父）からの推薦状も必要となっている。学校長からの推薦は必要とはしていない。キリスト者推薦については、平成20(2008)年度入試より、より広範囲に建学の精神を理解する者の入学を可能とするために、キリスト教を建学の精神とする高校の卒業予定者も対象に実施することを予定している。この場合には、キリスト者であることを出願の資格とはせずに、高校において、顕著な活動を行った生徒を高校の宗教主任が推薦するということを予定している。

資格取得（指定校制）による推薦は、経営学科で実施されている。商業高校で、簿記に優れた資格を有するものに対する推薦試験である。昼間主、夜間主ともに実施されている。

スポーツに優れた者の推薦試験（公募制）は、本学の学生会体育会に所属するクラブで行われている種目において、優秀な実績を有する者に対する試験である。

これらの推薦入学においては、小論文と面接が行われ、総合的見地から合否判定が行われている。これらの推薦試験については、高校側も熟知しており、大きな問題はないものと考えている。しかし、高校教育の変化に応じた推薦枠のあり方、指定校の決定については、平成20(2008)年度に変更を予定しているものの、今後とも真摯に検討すべきであると考えている。

イ　入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

学業推薦、一般入学試験においては、高等学校の調査書を点数化して、合否判定に用いている。学業推薦においては、指定校推薦であり、高校と大学の信頼関係に基づく入試で

あることより、調査書の評価は大きなものとなっている。一般入学試験においても、高校での学習態度・生活を評価するために調査書内容を点数化して、試験の得点とともに総合点を算出し、その総合点により合否判定を行っている。試験の得点と比較して調査書の点数の比率は小さく、合否は主に試験の得点により決定される。

ウ　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

高校生に対して、直接実施している進路相談・指導は、進学相談会の個別指導、高校から招かれての入試説明会で行っている。また、受験ガイド及び本学ホームページにも入試に関する詳細な情報が記載されている。受験生への情報伝達に関しては、以下の点に注意している。

・情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること
・情報伝達がタイムリーであること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。
・情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあいまいな情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件など）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えている。

受験生への情報伝達の必要な改善については、本学ホームページの充実があげられる。現時点においても、必要な情報はホームページより得られる。しかし、よりアクセスが容易で、受験生の要望と合致するようなホームページの体裁に変更する必要性がある。この件については、既に全学的にもホームページの全面的な改善が計画されており、入試関係についても対応していきたい。

(7)夜間学部等への社会人の受け入れ

ア　夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

本学では、文学部英文学科（35名）、経済学部経済学科（95名）及び経営学科（35名）に夜間主コースを設けている。カッコ内に示した数字は募集定員である。社会人に対する特別な試験として、夜間主コース社会人特別入学試験を実施している。試験日は2回であり、11月初旬及び3月初旬に実施している。募集定員は、英文学科が（7・3）名、経済学科が（20・10）名、経営学科が（4・1）名である。出願資格は、入学予定時よりも3年前に卒業した受験生には、調査書の点数は受験資格とせず、社会人としての経験を重んじたものとしている。3年以内であれば、職業を持ち、高校時代の評定平均値が3.0以上を出願資格としている。定時制高校卒業見込みで職業を有する人にも受験資格がある。職業としては、専業主婦も有資格者とするなど、弾力性に富んだ受験資格となっている。

選抜方法は、小論文、面接により行っている。平成18(2006)年度においては、この特別入学試験で、15名の合格者が出ている。しかし、募集定員には達しておらず、本特別入試

のより適切な広報が必要と考えが得られる。

(8)科目等履修生・聴講生等

ア　科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

《科目等履修生》

本学においては、学外者（本学卒業生を含む）に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする科目等履修生を、特に支障のない限り受け入れることとしている。

学則第 46 条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第２条第１項及び第２項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第１項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第９条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第２条第２項により、「学士の学位を有する者で、２年以内に所定の必要単位を取得することができると認められる者」あるいは「大学に２年以上在学し 62 単位以上を修得した者で、２年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格または短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。さらに、教育実習に関する科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できることとなっている。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、広く学習機会を提供するという本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

なお、資格関係科目の場合、在学生の受講者がおらず科目等履修生だけの場合であっても、当該授業を実施している。本来は、在学生の受講者が存在しなければ、その科目は実施せず、したがって科目等履修生も受け入れないのが通例であるが、資格取得目的の場合、その趣旨からして、本来の受講者がいな場合に実施しなければ、志願者を著しく不利な立場に陥らせる可能性が高いからである。

《聴講生》

本学は、広く学習機会を社会人等に提供するため、単位修得を目的としない聴講生を受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。

また、聴講生の場合、科目等履修生と若干異なって、聴講可能な科目を学部ごとに決めることになっているが、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

《受け入れ手続き及び学内の取り扱い》

科目等履修生の場合、書類審査と面接を行った上で学部教授会の議を経て学長が許可し、聴講生の場合には書類審査・面接はなく、学部教授会の議を経て学長が許可する。

どちらの場合にも、所定の手続きを経て、在学生とほぼ同程度の施設利用資格が認めら

れ、学習の機会が保証されている。

以上のように、本学における科目等履修生、聴講生の受け入れ方針及び受け入れ要件並びに入学許可後の取り扱いは、制度の趣旨に合致して適切かつ妥当である。

(9)外国人留学生の受け入れ

ア　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

本学では外国人留学生を(a)私費外国人留学生、(b)交換留学生、(c)特別聴講生として受け入れている。私費外国人留学生に対しては、「日本留学試験」の「日本語」を受験し、受験者の日本語能力の平均点以上の点数を取っていることを求めている。そのほか、本学の外国人特別入試試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い合否の判定をしている。交換留学生は海外の協定校からの留学生で、「日本研究夏季講座」(5月～6月)、「日本研究秋期講座」(9月～12月)、「集中日本語講座」(9月～翌年7月)の各講座に参加している学生をいう。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。初級・中級・上級のレベル分けられている。「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」に参加している留学生には、複数年の日本語学習歴があることを求めている。日本語のみならず日本文化や日本経済を中心にした講義を提供している。特別聴講生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講する留学生を示している。日本語検定1級程度の能力を有していることを、受け入れの条件としている。

平成18(2006)年現在、私費外国人学生は43名、特別聴講生は4名であり。夏季講座に参加した学生は15名で、アメリカの2つの協定校からの交換留学生であった。秋期講座で受け入れた交換留学生は、アメリカの協定校から3名、ドイツの協定校から4名、オーストラリアの協定校から1名、計8名であった。いずれの学生も所定の試験を受験し、60点以上の場合にのみ単位が認定される。

(10)定員管理

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

平成18(2006)年5月1日現在の本学の入学定員は2,455名、編入学定員(3年次)は127名、収容定員は10,089名である。入学定員とその総計である収容定員に違いがある理由は、平成17(2005)年度に改組された教養学部が完成年度に達しておらず、編入学定員が異なるからである。在籍する学部学生の数は、12,243名であり、収容定員に対する比率は、1.21倍となっている。一部の学科において、上限とされる1.25倍を超えているが、これは、合格者発表時の歩留まり率を実際よりも低い値に予想したために、多くの入学者を迎え入れることとなったためである。収容定員を超える学科については、社会的に許容され

る範囲で、翌年度の入学者数を減じる措置を行っており、学科全体としての教育水準の劣化につながらないように努力している。

編入学に関しては、別記したように募集定員に対して、入学者数はおよそ半数である。学生募集方法等に関して適切な対処を実施することの必要性があり、対処したい。

イ　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

本学においては、募集定員の 1.25 倍を上限とする入学者数の確保を目標として、合格者を発表している。しかし、社会情勢の変化や受験動向などにより、予定数を超える入学者が集まる学科が出てくることがある。大学全体としてみれば 1.25 倍以内であり、適正な数となっている。前年度に 1.25 倍を超える学部・学科が出た場合には、社会的に許される範囲で、翌年度の合格者数を少なくするなどの工夫を行い、各学科の教育に大きな影響を与えないようにしている。現時点において、定員超過の著しい学科は存在していない。

ウ　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

ある年度において定員充足率が 100％を下回った学科については、全学的に、当該学科に重点を置いた広報活動を実施している。定員充足率が伸びない学科については、多様な観点から検討し、その学科の所属する学部で学部改組を実施し、より魅力的な学科の創造を目指している。例えば、平成 17 (2005) 年度に教養学部の改組を行い、それまでの１学科３専攻制度より、４学科体制へと組織変更した。また、平成 18 (2006) 年度には工学部の改組を行い、４学科すべての変更を含めて、新たな工学部として再スタートを切ることになった。教養学部の改組は、志願者数も満足できるレベルであるが、工学部においては、新しく設置した電子工学科が平成 18 (2006) 年度入学者数では定員を下回ることとなった。工学部及び入試部における広報活動において、電子工学科を重点的に広報することとした。当該学科自身の広報活動の成果もあり、平成 19 (2007) 年度入学者については、前年度より改善されるものと十分に期待できる。

このような組織改組や定員変更は、まず学部において検討されるが、全学的な整合性を考えるため、さらに学部を超えた組織改組を検討するために、全学的組織としてその都度、学部改組全学委員会が設置される。各学部における組織改組の要望はこの学部改組全学委員会で全学的に検討され、最終的には、教授会の議を経て、理事会の承認のもとに、組織改組や定員変更が行われることになる。

エ　恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

本学において、在籍学生数が恒常的に定員を下回っている学科はキリスト教学科（定員 10 名）である。学科の当初の目的がキリスト教伝道にあたる牧師を養成する学科であり、10 名という少ない定員の学科である。しかし、定員を入学者が下回る期間が長かったため、定員充足のために、さまざまな対応を行ってきた。すなわち、①牧師を目標としない入学

者も認める。②センター試験を導入する。このような対応により、受験者数及び入学者数は近年伸びてきており、定員を超える入学者を迎えることができるものと期待される。当該学科においては、この状況でよしとすることはなく、より魅力的な学科の構築を目指して努力している。

出願資格の変更、入試制度の変更、学科内容の改善により入学者の確保を目指すという、標準的な学生募集の範囲内での対処であり、適切な対処方法であると考えられる。

(11) 編入学者、退学者

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

一般に、退学は、①家庭の経済状況の悪化、②他大学受験・就職など進路変更、③病気による学業継続困難、④学習意欲の喪失、⑤原級止め・留年、⑥修業年限の到来、などが直接のきっかけとなって生じる。本学の場合も同様であり、退学願いに記載されている理由のほとんどは、上記のうちのいずれかである。ただし、記載されている理由は一つであっても、実際には複合的であることが多いと推察される。たとえば、①の条件を持つ学生の場合、⑤が退学を助長するし、もともと不本意入学だった者や学力不足の者は、④の条件を持つところへ⑤が加わって、退学につながることが多い。

平成 15（2003）年度から 17（2005）年度にかけての退学者数は、大学基礎データの表 17 に示されている。全体としては、一見減少傾向にあるように見えるが、これは、学年によって在学者数が異なることも一因となっているし、より長い期間で見ると、退学者の数は増加傾向にあるから、単純に解釈することは禁物である。また、２年次の退学者数が最も多くなっているのは、退学届けに記載されている退学理由がいかなるものであっても、客観的には上記⑤の原級止めがかなり重大な契機となっていることを示している。すなわち、原級止めとなって４年間では卒業できないことが明らかになった時点で、経済状況があまり思わしくない家庭の場合、親も子も退学を決断するのであろうと考えられる。なお、表 17 が、学納金未納による除籍者も退学者に含めているのは、実質的に両者の事情が類似しており、退学届けを出すか出さないかは、タイミングの問題と言ってもよいからである。すなわち、学納金納入締め切りの近くになってから経済状況が悪化して除籍になった場合、復籍しなければ退学の手続きはできず、復籍料がかかるから、このような状況で除籍になった者は、正式手続きに至らないことが多いのである。

退学者の増加は、「勉強しない者、あるいは勉強に向かない者は退学した方がよい」という公式的な立場からすれば、必ずしも望ましくない状況ではないのかもしれないが、別の観点から見れば、本学のシステムによって疎外されるあるいはもともと疎外されている状況を一層悪化させられる学生が多くなったことを意味しているとも言える上、収入の大半を学納金に依存している私立大学としては、それだけ収入が減り、学生に対するサービスの低下を招くことにもなる。したがって、退学の重大なきっかけとなっている要因のうち、大学の措置で除去できるものはできるだけ除去する、というのが、望ましい姿勢であろう。

イ　編入学生及び転科・転部学生の状況

《編入学生》

編入学は、３年次編入学のみを制度化している。募集定員は、全学で 127 名である。平成 18 (2006) 年度の編入学者数は、推薦が 13 名、一般編入学が 29 名、社会人編入学が８名の合計 50 名であり、募集定員の半数以下となっている。この状況は、多くの短期大学が四年制大学へ組織変更したことや工業高専が専修科を設けたことなどの社会的状況の変化による影響がもたらしたものと考えられる。本学においては、専門学校からの編入学者は多くない。これは、専門学校と大学の学習内容が大きくかけ離れている場合が多く、包括単位認定の対象となりにくいためである。編入学者の数を増加させるためには、各種専門学校などと協議の場を設け、大学での学習と専門学校での学習の連携についてお互いの理解を深め、大学進学希望者には別カリキュラムの履修を実施することなどの必要性を共通理解とし、大学としても適切な連携教育を実施することが必要であると考えられる。

《転学部・転学科生》

学則上は（第 15 条）は、他の学部への転学部、同一学部内の他学科への転学科を許可する学年を特に限定していないが、実際の制度としては、２年次から３年次になるときにのみ認めている。昼夜開講制に転換する以前、英文学科と経済学部に二部が存在していたときには、二部から一部への転部を希望する者が多かったが、転換後は、夜間主コースも同一学科内のコースに過ぎなくなったため、当然のことながら、「転部」希望者が著しく減少した。その結果、現在では、転学部・転学科試験の受験者もまた大きく減少している。

しかし、受験者が減少したとはいえ、複数の学部・学科を受験できる本学のような入学試験のもとでは、本来の志望学部・学科とは異なる学部・学科にひとまず入学した上で、転学部・転学科をねらう学生が、常に一定数存在するはずであるから、転学部・転学科の制度は、そのような学生に対して、退学せずに進路を変更する機会を提供していることになる。また、転学部・転学科試験において、現所属学科における２年次終了時点までの平均成績が半分の比重を占めていることは、勉学意欲の持続を助長する効果をもたらしていると考えられる。その上、勉学意欲の減退や不適応を原因とする潜在的な退学予備軍を減少させることにもつながっているはずである。

なお、本学では、転学部・転学科生の場合も、編入学生の場合の「包括認定」に類似した調整認定を行い、編入学生に比べて不利にならないよう配慮しているため、転学部・転学科生の留年率が特に著しく高いということはない。

文学部

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

英文学科

英文学科では、従来から行われてきた①一般入試、②AO 入試、③帰国子女特別入試、④附属校推薦入試（TG 推薦）、⑤学業成績による推薦入試（指定校推薦）、⑥キリスト者推薦入試（公募推薦）、⑦スポーツに優れた者の推薦入試（公募推薦）、⑧夜間主社会人特別入試、⑨外国人特別入試、⑩編入学試験に加え、平成 19 (2007) 年度入試より、⑪大学入試センター試験利用入試が加わった。以下、平成 18 (2006) 年度のそれぞれについて説明する。なお、英文学科の入学定員は昼間主コース 215 名、夜間主コース 35 名である。

①一般入試

「前期日程」（２月初旬）と「後期日程」（３月初旬）からなる。「前期日程」は３科目入試であり、「後期日程」は２科目入試である。

昼間主コースの入学定員は 136 名、夜間主コースの入学定員は 15 名。

②AO 入試

平成 11 (1999) 年度から実施されている。本学の AO 入試では、出願資格として、「出願する学科が受験生にとって第１志望であること」及び「出願した学科に入学した場合、そこに学ぶ学生として、積極的で有意義な学生生活を送ることができる学力、意欲、適性を有すること」を求めている。選抜方法は第一次選抜（書類審査及び 30 分程度の面接）と第二次選抜（小論文試験と短い面接）からなる。

昼間主コースの入学定員は 35 名、夜間主コースの入学定員は３名。

③帰国子女特別入試

昼間主コース、夜間主コースとも定員は若干名。

④附属校推薦入試（TG 推薦）

昼間主コースの入学定員は 10 名、夜間主コースの入学定員は２名。

⑤学業成績による推薦入試（指定校推薦）

昼間主コースの入学定員は 30 名、夜間主コースの入学定員は２名。

⑥キリスト者推薦入試

昼間主コースの入学定員は２名、夜間主コースの入学定員は１名。

⑦スポーツに優れた者の推薦入試

昼間主コースの入学定員は２名、夜間主コースの入学定員は２名。

⑧夜間主社会人特別入試

夜間主コースのみ、入学定員 10 名。

⑨外国人留学生特別入試

外国人留学生を対象に、一般入学試験前期日程と同じ時期に実施される。

昼間主コースのみ、入学定員若干名。

⑩編入学試験

短期大学を卒業した者及び卒業見込みの者や四年制大学に２年以上在学し、62 単位以上を修得した者などを対象とする３年次編入試験である。

昼間主コースの定員は 48 名、夜間主コースの入学定員は 12 名。

⑪大学入試センター試験利用入試

未実施であるが、昼間主コース 20 名、夜間主コース５名の定員が確保されている。

以上のように、英文学科の入学者選抜方法は多様なものとなっており、大学への進路の複線化という時代の要請に積極的に応えていると評価することができる。ただし、各入試

形態に配分される定員については継続的な検討・見直しが必要であろう。
志願者・合格者・入学者数の推移については、「大学基礎データ」表 13 を参照されたい。

キリスト教学科
本学科の募集定員とその内訳は次とおりである。定員 10 名（一般入学試験３名、センター利用試験２名、AO 入学試験３名、キリスト者推薦入試２名)。本大学の受験生がますます近県３県に集中しつつある現状において、本学科の受験生は必ずしもこの動向と連動せず、全国にその存在を周知徹底させることが長年の課題であった。しかし「センター試験利用入試」の導入が可能になったことにより、その課題は少しずつ克服されつつある。

歴史学科
歴史学科の学生募集定員は総数 150 名であり、その内訳は一般入学試験前期日程 75 名、一般入学試験後期日程８名、センター試験利用入試前期８名、センター試験利用入試後期２名、学業推薦入試 26 名、AO 入試 15 名、TG 推薦 10 名、キリスト者推薦２名、スポーツ推薦４名である。推薦入試全体でも５割を越えず適正である。学業推薦は歴史学科の教育課程を学ぶにあたって十分な学力を有する点を評価するものであり、AO 入試は、歴史学科で学ぶ十分な意志と歴史的な知識と興味の持ち方に合わせて基礎学力を有する点を評価するものである。TG 推薦は建学の精神を共にする同じ法人に属する高校の教育内容とその成果を評価するものである。キリスト者推薦は本学の建学の精神を十分理解、賛同し、基礎学力を有する点を評価するものである。

(2)入学者受け入れ方針等

ア　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

英文学科
キリスト教による人格教育に基づく知育・徳育を教育理念に掲げ、自覚的に教養教育を重視する「教養大学」としての性格を強く有する本学は、入学者受け入れ方針として、大学における勉学に対応できることは当然の前提として確認した上で、多様な選抜方法を通じて、受験生の多種多様な資質・個性・経歴等を積極的に評価して迎え入れている。
英文学科にあっては、上記の本学の入学者受け入れ方針に沿って、進路の複線化を実現かつ推進してきた。平成 19(2007)年度入学試験から「大学入試センター試験利用入試」を導入したこともその一環と捉えられる。

キリスト教学科
本学科の設置理念及び目標はその名称に明示されている。そのため、従来、受験生は本学科の教育内容に一定程度の正確なイメージを持つことができた。ところがその後、受験条件を一般入学試験と同一にしたにもかかわらず、受験生の間には従来のイメージが強く残ったままである。この問題の解決は設置理念とかかわるため、単なる名称変更の問題にすり替えることができず、慎重な審議と判断が求められる。つまり定員充足の問題に終ら

ず、建学の精神とは何か、という根本認識の問題、さらにその建学の精神を担う組織とは何か、という問題がからんでいる。したがって、定員充足という量的な問題意識だけで捉えるのはあまりに皮相である。これからも学科名称を変更せずに、内容の面でより開かれたものになっていることをさらに周知徹底させる必要がある。

歴史学科

歴史学科の入学者受け入れ方針は、歴史学科の教育課程を履修する十分な学力を持つ入学者、基礎的な学力を有するとともに本学の建学の精神に賛同し、歴史学科の教育課程を十分に学修が可能である入学生、歴史に十分な興味と関心を持ち、歴史を学ぶための基礎的な能力を持つ入学生を選抜することである。

これまでのところ、歴史学科の目標である国際的な視野のもと、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成するための選抜方法として妥当であると考えるが、平成 20 (2008) 年度の学科完成を待って点検・評価を実施したい。

イ　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

英文学科

本学の入学者受け入れ方針は、前項のとおり、本学が自覚的に教養教育を重視する「教養大学」であることを前提とした上で、大学での勉学に対応し得る学力を有した多種多様な学生を迎え入れることにある。

こうした方針に従って、英文学科は、平成 18 (2006) 年度までは 10 種類の、平成 19 (2007) 年度からは 11 種類の入学者選抜方法を実施している。

一般入学試験においては、高校での学習の成果として、学科試験の成績が優秀なものを選抜する。

AO 入試では、受験生が英文学科の勉学に対して適性・能力・意欲を有するか否かを、本人のアピールを通じて評価する。

帰国子女特別入試は、帰国子女に大学受験の機会を提供するもので、受験資格が限定されるが、選抜方法等は AO 入試に準じる。

附属校推薦及び指定校推薦においては、一定基準以上の学業成績の達成を前提とした上で、高校生活全般に対する受験生の取り組み方の積極性を高校からの推薦をもとに評価する。

キリスト者推薦公募入試及びスポーツ推薦公募推薦入試においては、一定基準以上の学業成績の達成を前提とした上で、特定の分野における得に優れた活動実績を評価する。

夜間主社会人特別入試においては、社会人が求める多様なニーズ（職場で必要とされる専門知識の提供、資格取得のための新規学習、教養充実のための広範囲な勉学など）に応えるべく受け入れるとともに、社会人学生が一般の入学生に対して良い刺激となることをも期待している。

外国人留学生特別入試においては、日本の大学で学ぶ意欲のある外国人を積極的に受け入れるとともに、国際的相互理解の促進に貢献する。

編入学試験については、夜間主社会人特別入試と同様の効果を期待するとともに、短期

大学や専門学校を経由して四年制大学に入学するという「進路の複線化」を積極的に支持するものである。

平成19(2007)年度入試から導入される大学入試センター試験利用入試は、遠隔地に居住するなど、それ以外の入試形態による受験を躊躇していた受験生に受験機会を提供することで、学科試験の成績が優秀なものを選抜するものである。

英文学科では、各種の入試形態において、入学後に履修するカリキュラムを前提として、学科試験が課される場合には英語の学力が重視され、学科試験が課されない場合には、面接や小論文を通じて、将来的な学習・研究に不可欠である論理的思考が可能か否かの判断が重視されている。

キリスト教学科

例えば本学科のAO入試における「重要評価点」は次のとおりである。①キリスト教に対して深い関心と敬意を持っていること、②本学科での勉学に強い意欲を持っていること、③主体的かつ責任的であること、④英語を含めて基礎的学力を有していること。カリキュラムはこれを前提に編成されている。ところがセンター試験利用入試応募者の場合、従来設けられていた「面接」が廃止されたため、以上のような「重要評価点」を受験生に再確認することができず、入学後、戸惑うことも考えられる。今後、この点を注視する必要がある。

歴史学科

歴史学科の入学者受け入れにあたり、一般入学試験、大学入試センター試験利用入試、学業推薦では歴史学科の教育課程を履修する十分な学力を持つ入学者を、TG推薦、キリスト者推薦では、基礎的な学力を有するとともに本学の建学の精神に賛同し、歴史学科の教育課程を十分に学修が可能である入学生を、AO入試では、歴史に十分な興味と関心を持ち、歴史を学ぶための基礎的な能力を持つ入学生を、スポーツ推薦ではスポーツに秀でた才能を持つ入学生を選抜している。また、教育課程ではこのような形で選抜され入学生に対し、基礎的な能力をさらに育成するとともに、歴史にかかわる興味と関心をさらに深め、専門的な能力を身につけるとともに国際的な視野のもと、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成するための教育課程を実施している。

ウ　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

英文学科

前項のように、英文学科では、入学後に履修するカリキュラムを前提として、英語の学力、論理的思考能力の有無を重視しており、それが各種の入試形態の入試科目に反映している。

一般入学試験は前期日程と後期日程に分割される。前期日程は、「英語」を必須とし、「国語」、「政治・経済」、「日本史」、世界史」、「地理」、「数学」から２科目選択を選択する（ただし、「日本史」、「世界史」、「地理」からは１科目のみ選択が可能）、３科目入試である。後期日程は、「英語」及び「小論文」を必須とする２科目入試である。

AO 入試・帰国子女特別入試では、書類審査、小論文、面接が課される。

附属校推薦では、学校長による推薦及び小論文が課される。

指定校推薦においては、書類審査、小論文、面接が課される。

キリスト者推薦入試においては、書類審査、小論文、面接が課される。出願に際しては、所属教会牧師・神父・司祭による受洗証明と推薦状が必要になる。

スポーツに優れた者の推薦入試においては、書類審査、小論文、面接及びスポーツテストが課される。

夜間主社会人特別入試においては、書類審査、小論文、面接が課される。出願に際しては、在職証明書や勤務先所属長の推薦書が必要となる場合がある。

外国人留学生特別入試においては、書類審査、英語・日本語による小論文、面接が課される。

編入学試験については、書類審査、英語、小論文、面接が課される。

平成 19(2007)年度入試から導入される大学入試センター試験利用入試は、指定した教科・科目の大学入試センター試験の結果及び出願書類により総合的に判断される。英文学科で指定する教科・科目は、「外国語」(リスニングを含む『英語』)が必須、「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」の５教科から２科目の選択である。

キリスト教学科

例えば一般入学試験前期日程の試験科目・配点は、文学部全学科、教養学部全学科と同じく次のとおりである。英語(100 点、必修)、国語、政治・経済、日本史、世界史、地理、数学(２科目選択、各 100 点、ただし日本史、世界史、地理、の場合は、その中からいずれか１科目のみ選択可)。本学科としてはカリキュラムとの関係から「世界史」を必修にしたいところであるが、高等学校の現状から考えてこれは無理であり、入学後の教育の中でこの点を補うほかないであろう。

歴史学科

一般入試前期日程の試験科目・配点は、文学部全学科、教養学部全学科と同じく英語が必修で 100 点、国語、政治・経済、日本史、世界史、地理、数学から２科目選択、各 100 点である。一般入試後期日程は小論文、国語、政治・経済、日本史、世界史、地理、数学の中から２科目選択、各 100 点である。歴史学科のカリキュラムは基礎的な学力を前提に歴史的な科目を履修する構造になっており、入試科目は主として基礎的な学力を判定するために選定されている。

歴史学科の専門科目履修にあたってアメリカ史・ヨーロッパ史専攻の学生が世界史を、日本史専攻の学生が日本史を選択しておらず、基礎的な知識に欠ける場合があり、履修科目との関係で今後歴史関係の入試科目を必須とするかどうか今後検討する必要がある。

(3)入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性

英文学科

入学者選抜にかかわる全学的な「入試管理委員会」、「入試実施委員会」、「入試判定委員会」の存在を前提に、英文学科には「英文学科入試管理委員会」が設置されており、各種入試の合否判定について学科案を作成し、学科会議の了承を経て全学の「入試管理委員会」に提案する形をとっている。各種入試の合否判定について、個々の学科の意向が反映される形になっており極めて適切であろう。

キリスト教学科

現在の入試制度はほぼ妥当なものと考えられるが、「推薦入学試験」については必ずしも意見が一致していない。推薦入学試験には、「キリスト者推薦」「スポーツ推薦」「学業推薦」「資格取得推薦」「TG 推薦」の５種類があるが、本学科で採用しているのは「キリスト者推薦入試」のみである。恒常的な定員割れのもとで、なぜ他の推薦入試方法を選択しないのか、という問題である。「センター利用入学試験」（前期、後期）の結果についてのデータが集まった段階で、この問題と真剣に取り組むことになっている。

歴史学科

各種入学試験は入試部を中心に全学的な体制で実施している。一般入学試験は本学独自の体制で行っており、入試問題も大学内部で作成している。入試の実施にあたっては、歴史学科教員は主として問題作成と採点にあたっている。AO 入試、各種推薦入試では歴史学科教員が面接と小論文の採点にあたっており、歴史学科の考え方に沿った入学者選抜が行われている。大学入試センター試験利用入試では試験監督を行っている。

一般入試で問題作成と採点を実施しているのは歴史学科としての考え方を入学者選抜に反映させるためであり、教育課程の円滑な運営に役立っていると考える。

イ　入学者選抜基準の透明性

英文学科

一般入学試験においては、学科試験の得点をコンピュータ処理した得点順位表が文学部長を通じて英文学科に知らされ、英文学科において合否判定案を提出し、入試に関する全学の３つの委員会の議決を経て合格者が確定する。一般入試で補欠合格者を出す場合にも、正規合格者の次点者から合格者を出していくのが英文学科の慣行である。

AO 入試においては、英文学科から選出された AO 委員が全学の「AO 委員会」に参加している。学科選出の AO 委員は受験生の面接結果を「英文学科入試管理委員会」を経て、学科内で検討し、ここで作成した合否判定原案を全学の「AO 委員会」が承認した上で、入試に関する全学的３委員会の議決を経て合格者が確定する。

その他の入試形態についても、英文学科の主導のもとに合否判定原案が作成され、全学３委員会の議決を経て合格者が確定する。

以上のように、英文学科を経て全学に至る入学選抜基準の透明性は極めて良好である。

キリスト教学科

文学部では、３学科長会議に学部長提案という形で原案が提示され、それを各学科が審議し、最終的に文学部教授会及び全学教授会で入試判定を行うシステムになっている。したがって、特別な受験条件（「既受洗者であること」）をなくした段階で、本学科に特有な選抜方式は存在しなくなったと言ってよい。問題があるとすれば、AO 入学試験のように、客観的に点数化しにくい入学試験によって入学した者の学力を、どのようにして一定の水準に保つかということである。

歴史学科

一般入学試験においては、点数順に入学者が選抜されており、ほかの特別な要素は存在せず、透明性は保たれている。AO 入試はその評価を歴史学科が重要と考える項目別に点数化して入学者を選抜しており、選抜の客観化を図り、透明性を確保している。各種推薦入試も採点を複数の教員により実施し、評価を点数化して透明性確保を図っている。

ウ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

本学では、全学部全学科の「一般入学試験結果」（実質倍率、合格最低点を含む）、「大学入試センター利用試験結果」（実質倍率、合格最低点を含む）、「AO 入学試験結果」（評価の段階を含む）を「東北学院大学受験ガイド」「アドミッションズ・オフィス（AO）による入学試験募集要項」などを通して公示しており、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性は十分に保たれていると言ってよい。

特に、英文学科では、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するために、さまざま入試形態を経て入学してくる学生に対する成績の追跡調査が行われており、こうした追跡調査をもとに、各種の入試に振り分けられる定員の増減が随時検討されている。

(4)入学者選抜方法の検証

ア　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

英文学科

毎年の一般入学試験（前期・後期）の入試問題について、県内の複数の高校に評価を依頼するという本学全体の取り組みと同時に、「英語」の入試問題作成を担当している英文学科では、入試出題委員が前年度の入試問題を検証しつつ当該年度の問題作成にあたっている。また、英文学科の教員が出題委員に対して既出の入試問題について意見を述べることは自由に行われている。

キリスト教学科・歴史学科

毎年の一般入学試験（前期・後期）の入試問題について、県内の複数の高校に評価を依頼するという本学全体の取り組みに参加している。

イ　入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから公的な意見聴取を行うのは全学の入試管理委員会の任務である。

(5)アドミッションズ・オフィス入試

ア　アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

英文学科

受験生が英文学科の勉学に対して適性・能力・意欲を有するか否かを、本人のアピールを通じて評価するAO入試では、英文学科のAO委員が中心となりながら、多くの教員がAO面接委員として加わっている。

AO入試においては、第一次選抜において書類審査によって慎重な検討が行われるとともに、十分な時間を確保した面接によって受験生の英文学科に対する適性を判断した後、第二次選抜において小論文と短時間の面接が行われている。面接が常に2名の担当者によって行われることで、また、第一次選抜と第二次選抜において面接担当者が変わることで、主観的に傾きがちな面接に客観性を持たせている。

また、選考の経過は英文学科入試管理委員会を経て英文学科会議に報告・了承される形となっており、十分な透明性が確保されている。

キリスト教学科

毎年このAO入学試験によって入学する学生がおり、定員確保という意味ではその機能を十分果たしている。最近、この入試制度に応募する学生の学力が低下しているため、現在2回ある試験を1回にすべきであるとの意見が強く打ち出されている。しかし将来ますます受験生が少なくなることが確実な情勢から考えると、たとえさまざまな問題があるとしても、受験の機会は多く残しておくべきであろう。

歴史学科

歴史学科ではAO入試には定員150名のうちの1割、15名の定員を振り分けている。これまでのAO入試による入学者の大学の成績は一般入試による入学生の成績を上回っている。また、専門教育科目における学習意欲も高く、大学院進学者も一般入学試験に比べて高率である。全体としてAO入試は歴史学科にとって有効に機能していると言えよう。面接が重要な評価方法であるため、面接を担当する教員間で評価の統一を図る必要があり、今後公平な評価をするための点検を継続的に行っていく必要がある。

(6)入学者選抜における高・大の連携

ア　推薦入学における、高等学校との関係の適切性

英文学科

全学的な問題として、継続的に学生を送り込んでくれる高等学校を推薦入学において重視し、これに多くの推薦枠を割り当てていることは当然として、英文学科では指定推薦校の拡大にも努力している。

また、推薦入学の出願に際しては、評定平均値による厳密な基準を設けることによって高等学校との恣意的な関係に陥らないように配慮している。

キリスト教学科

既に述べたように本学科では「推薦入学試験」制度の中で「キリスト者推薦」のみを採用しているため、評定平均値の問題以外に、高等学校側と直接かかわる接点はない。むしろ問題は、この「キリスト者推薦」の時に求められる「推薦書」の記述責任者と学科の関係にある。つまり入学後の学科と推薦者の関係をどうするのかということである。学生の入学後の生活状況について、法的に許される範囲で、推薦者に情報をフィードバックする可能性を検討する必要がある。

歴史学科

歴史学科では、学業推薦と TG 推薦がある。学業推薦では、30 校前後の指定されている高校からの学業成績に優れた学生の推薦を受け、小論文、面接の結果を受け、入学を許可している。面接にあたっては調査票を受理し、その内容を評価し、内容を参考にしながら面接が行われる。調査書の内容は各高校により、違いがあるが、若干の高校間の学力差を勘案しながら選抜の評価に加えており、これまで特に問題はない。学業推薦により入学した学生の成績は良好で、高校との信頼関係に問題はない。TG 推薦は 10 名程度であり、同一法人に属する二つの高校との信頼関係のもとに実施されている。TG 推薦については今後高校との教育内容等に関する連携を強めていく必要がある。

イ　入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

英文学科

高等学校の「調査書」が合否判定に反映するのは、AO 入試、TG 推薦入試（同一法人内高等学校推薦入試）、指定校推薦入試、キリスト者推薦公募入試、スポーツ推薦公募推薦入試、一般入試であるが、これらのいずれについても「調査書」は、受験生の学業成績に関する一定基準以上の達成を確認するとともに、各種入試に必要とされる判定材料を入手するための重要な資料として活用されている。

キリスト教学科

現在のところ、各種試験において提出される高等学校の「調査票」には、同じ点数でも明らかに質の点で差の見られるケースが少なくない。しかし近県の高等学校の場合、ある程度全体状況を把握することができるので、あまり問題になっていない。いずれにせよ、

本学科では、提出された「調査票」をまず信頼して選抜の参考にすることを基本姿勢にしており、今後もこの方針を堅持したい。

歴史学科

一般入学試験において高校の調査書は受験生の基本的な情報を入手する最も重要な資料として活用されている。学業推薦、AO入試では受験生評価の重要な一部で、合否判定にまでかかわるものである。

ウ　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

英文学科

8月に行われる全学のオープンキャンパス、10月に行われる文学部オープンキャンパスにおいて、英文学科は入試、教務、学生生活、就職等の担当者を配置して、高校生に対する進路相談・指導にあたっている。また、大学のホームページ上に英文学科の電子メールアドレスを記載し、これによって高校生を含む学外者からの各種の相談に対応している。

キリスト教学科

本学科の特有な教育目的について一般高等学校に向かって説明する機会はほとんどない。しかし、たとえ間接的であれ、本学科に関する情報を伝達するために、例えば文学部に依頼されたいわゆる「出前授業」などの要請に積極的に応えて行く必要がある。直接的な情報伝達としては、キリスト教会にかかわっている高校生を念頭に置き、日本基督教団出版局が毎月発行している『信徒の友』、北海教区の『教区通信』に募集要項を掲載するとともに、東北・奥羽の諸教会に「学科通信」と「学科案内」を送付し、学科の情宣に努めている。なお、毎年開かれる日本基督教団の東北教区、奥羽教区、北海教区の各教区総会において、本学科の教育について紹介する時間が与えられている。

歴史学科

高校生への指導は主としてオープンキャンパスの機会に行われる。歴史学科では全学的なオープンキャンパスは8月に行われ、模擬授業を行い、担当教員が分野別に高校生の相談を受け、指導を行う。また、10月には文学部オープンキャンパスを行い、講演を行うとともに高校生を指導する。ほかに東北、北海道の高校に学科ガイドを郵送し、情報の伝達に努めている。

8月のオープンキャンパスでの指導の結果は、AO入試などの面接の際に受験者から進路選択のために有効との意見が聞かれ、重要な成果を収めていると考える。文学部オープンキャンパスは開始したばかりでその評価は今後の課題である。情報伝達については現状では不十分で、今後改善する必要がある。

(7)夜間学部等への社会人の受け入れ

ア　夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

英文学科

英文学科では、「夜間主社会人特別入試」を採用しており、これに10人の定員を割り当てているが、平成18(2006)年度の入試においては、この入試形態による入学者はいなかった。とはいえ、英文学科に社会人学生が存在しないということではなく、平成18(2006)年度には、4学年を通じて、昼間主コースに1名、夜間主コースに12名の社会人学生が在籍している。詳しくは「大学基礎データ」の表15と表16を参照されたい。

(8)科目等履修生・聴講生等

ア　科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

英文学科

教養を高める、資格取得のために必要な科目の単位を修得する、さまざまな教育機関で修得した単位を集めて学位授与機構から学士号を得る、などの目的から、英文学科の科目を履修したいという要望には、科目等履修生として学習の機会を広く与えている。また、単位の修得は目的としないが、教員の指導を受けながら、特定のテーマの研究を希望する者に対しては、特に支障がない限り、指導教員の了承を得て研究生としての学習を認めている。

キリスト教学科

本学科の教育目的を理解するすべての人に科目等履修生及び聴講生となる機会が開かれている。専門教育科目については、学科長が面接し、学科会議の議を経て決定されるため、応募者の目的意識は常に明確である。さまざまな社会経験をした人が多いため、在学生に対するインパクトも大きく、今後も積極的に受け入れたいと考えている。ただしこれまで、科目等履修生及び聴講生獲得のために特別な方策は講じられていなく、再検討の余地がある。

歴史学科

科目等履修生については、受け入れの段階で面接を行い、学ぶ意志、目的の確認を行っている。聴講生については科目担当教員の承認のもとに受講が許可される。歴史学科としては該当科目を履修する目的が明確である場合に履修、聴講を許可している。

(9)外国人留学生の受け入れ

ア　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

英文学科・キリスト教学科・歴史学科

平成19(2007)年度の「外国人留学生特別入学試験」については次のような出願資格が設

けられ、「受験ガイド」に記載されている。

次の１、２すべてに該当する方です。

１．2007 年(平成 19 年) 4 月 1 日現在、外国籍をもつ満 18 歳以上になる方で、次の①、②のいずれかに該当する方

①外国において通常の課程による 12 年の学校教育課程を修了した方、あるいはその国において大学入学資格を有する方〔表１参照〕

②文部科学大臣の指定した方

〔表１〕大学入学資格試験一覧または統一試験

分類	試験名
Ⅰ　アメリカの教育制度によるもの	イ．　SAT　Ⅰ　またはACT ロ．　SAT　Ⅱ
Ⅱ　イギリスの教育制度によるもの	GCE、GCSE 両試験で計５科目以上。 ただし、GCE　A レベルを２科目以上含む。
Ⅲ　フランスの教育制度によるもの	バカロレア資格試験
Ⅳ　ドイツの教育制度によるもの	アビトゥア試験
Ⅴ　オーストラリア･ニュージーランドの教育制度によるもの	現地実施の統一試験
Ⅵ　韓国の教育制度によるもの	大学修学能力評価試験
Ⅶ　国際バカロレアの教育制度によるもの	国際バカロレア（IB）最終試験６科目
Ⅷ　その他の教育制度によるもの	本学入試課に問い合わせること

２．独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験を 2006 年(平成 18 年) 6 月または 11 月に受験した方。

以上のような受験資格の設定からも、本学及び英文学科における、留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定に問題はないと考えられる。

単位認定については、本報告書の「Ⅲ．学士課程の教育内容・方法等」、「１．教育課程等の(9)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮」、「ア　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮」に記述したように、「東北学院大学文学部履修細則」第 14 条によって「外国人留学生科目」が置かれているが、それ以外の部分においては日本人学生との区別を設けていない。外国人留学生の単位認定について特段の配慮を行わないことで、通常の学生と同じ課程に学んでいるという意識が醸成されることになると考えられる。

(10)定員管理

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

英文学科

平成 18 (2006) 年５月１日現在で、英文学科昼間主コースの学生収容定員は 1,078 名、在籍学生総数は 1,263 名、比率は 1.17、英文学科夜間主コースの学生収容定員は 182 名、在籍学生総数は 184 名、比率は 1.01 である。また、平成 18 (2006) 年度について、昼間主コースの入学定員は 215 名、入学者数は 276 名、比率は 1.28、夜間主コースの入学定員は 35 名、入学者は 37 名、比率は 1.06 である。

編入学生については、平成 18 (2006) 年５月１日現在で、昼間主コースは定員 48 名に対して入学生 27 名、比率は 0.56、夜間主コースは定員 12 名に対して入学生３名、比率は 0.25 である。

学生収容定員と在籍学生数、入学定員と入学者数の比率については十分に適切であると考えられるが、編入学定員と入学者数の比率に関しては定員割れとなっており、定員充足の努力が望まれるが、学科内には編入学定員の削減を考えるべきとの意見も強い。

詳細は「大学基礎データ」表 14 を参照されたい。

キリスト教学科

各学年の学科定員は 10 名、３・４年次の編入学生定員は各２名である。平成 15 (2003) 年度以降の在籍者総数は 27→24→21 と減少気味であるが、平成 18 (2006) 年度は 24 に回復している。同じく平成 15 (2003) 年度以降の編入学生の在籍者総数は、３→２→２と推移し、平成 18 (2006) 年度は３に回復している。平成 15 (2003) 年度以降の在籍学生数比率は、0.61→0.55→0.48 と減少してきたが、平成 18 (2006) 年度は 0.55 に回復している。定員不足の状態は相変わらずであるが、入試方法の変更等により、減少傾向に歯止めがかかることを期待している。

歴史学科

現在史学科は３・４年次の学生が在籍しており、歴史学科は１・２年次の学生が在籍している、史学科３・４年次の総収容定員は 416 名で、在籍者は 515 名で比率は 1.24 である。歴史学科１・２年次の総収容定員は 300 名で在籍者は 379 名で 比率は 1.26 である。

平成 14 (2002) 年度に実施した財団法人大学基準協会による「相互評価」では、定員に対する在籍者の比率が高いことが指摘されたが、その後の入学者数を抑制することにより、おおむね妥当な水準に是正されたと考える。

イ　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

英文学科・歴史学科

英文学科、歴史学科では全体として定員を超過しているが、超過が著しいとは考えていない。

ウ　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

英文学科

英文学科において定員充足率の確認の上に立った定員変更の可能性を検証する役割を担うのは学科内の入試管理委員会である。組織改組については、英文学科単独での検討は困難であり、学科会議で審議を行った上で、文学部の将来構想委員会、文学部教授会の議を経て、学内の関係委員会において検討を促すことになる。

キリスト教学科

定員充足率は極めて低い現状であるが、本学科設置の目的を考えるとき、単に組織改革によって問題の解決を図るのではなく、むしろ受験条件、入試方法、カリキュラムの改定によって対処すべきである。例えば、コース制を導入し、多様なカリキュラムを提供することも現実的であろう。その中に入るものとしては、伝道者養成コース、キリスト教の思想と歴史を前提とした文化・芸術コース、カウンセリングを含む福祉コースなどが議論されている。いずれにせよ、大学入試センター試験利用入試と推薦入学試験を活用し、全国から人材を集めるように努力しているところである。

歴史学科

文学部将来構想委員会に参加し、将来的な組織改組、定員変更についても検討する機会を持っている。また、歴史学科小委員会でも随時検討している。

エ　恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

キリスト教学科

学科定員充足のための施策として、現在キリスト教学科は、次のような計画を立てている。①新しい学科案内を作成する。②高等学校との連携を深めるため、「出前授業」や「特別授業」などを行う。③大学入試センター試験利用入試を導入する。④教会と連携を強化するため、懇談会や講師派遣などを企画する。⑤文学部オープンキャンパスを開催し、そこで「特別ゼミ」を行う。⑥カリキュラムを改定する。

なお、キリスト教学科は本学の「建学の精神」を前提に創設された学科であり、定員充足は当然の課題であるが、さらに全学におけるその役割（「キリスト教学」の担当と宗教活動）を十分果たすために、努力したいと考えている。

(11) 編入学者、退学者

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

英文学科

英文学科における退学者は、昼間主コースについては、平成 15 (2003) 年度 22 名、平成 16 (2004) 年度 25 名、平成 17 (2005) 年度 33 名、夜間主コースについては平成 15 (2003) 年度 9 名、平成 16 (2004) 年度 7 名、平成 17 (2005) 年度 10 名となっている。昼間主コースにおいては漸増であり、夜間主コースにおいては毎年ほぼ同数の退学者が出ている。

学年度別の退学者数を見てみると、毎年 2 年次に退学する学生が全退学者数の半数以上

を占めており、これは入学時の学部・学科選択の誤りによるものと考えられる。
詳しくは「大学基礎データ」表17を参照されたい。

キリスト教学科

これまで、伝道者養成を前面に掲げてきた結果、学生は、その目的意識を維持することが難しくなると、退学の道を選ぶケースも少なくなかった。それはおおむね進路変更という理由での退学であった。ところが最近は、入学当初から目的意識があまりはっきりせず、いつの間にか勉学意欲をなくし、退学するケースも増えてきている。いわゆるニートではないが、誰にも相談せず、突然退学届を提出する者もあり、日頃から特別な関心を持ってこの問題に対処する必要がある。

歴史学科

ここ数年の退学者数は 17～18 名程度である。退学の理由は学業不振、進路変更、病気等であるが、近年精神的な不安定の結果学業不振に陥るケースも目立っている。また、近年は経済的な理由による退学者も増えてきている。

退学者は総収容定員に対して特に多くはないが、今後増加する可能性があり、対策が必要である。学業不振に関しては、グループ主任などが学業をサポートするための活動をより活発に行うことが必要であろう。また、今後は精神的なケアのためにカウンセリング・センターの活用を考える必要がある。

イ　編入学生及び転科・転部学生の状況

英文学科

平成18(2006)年5月1日現在、英文学科では、昼間主コースに27名、夜間主コースに3名の編入学生が学んでいる。転科・転学部生数は数名を数えるに過ぎない。いずれの学生も英文学科に馴染み、それ以外の学生に対する良い刺激ともなりながら、充実した学生生活を送っているように見受けられるが、詳細な個別調査は今後の課題である。

キリスト教学科

例年、3年次と4年次で定員総計4名のところに、1名か2名の編入学生が在籍するが、その存在は在学生にとって大きな刺激になっている。これまで、キャンパスが3つに分かれている上に、1・2年次に専門教育科目の必修を配当していたため、編入学生及び転科・転部学生は、短時間で長い距離を移動しなければならないという物理的な負担を負わされてきた。しかし今回のカリキュラム改定において必修科目をほとんどなくした結果、この物理的障害は取り除かれたと言ってよい。

歴史学科

編入学生については教養教育科目、外国語科目を中心に単位の包括認定を行い、ほかに専門科目について科目別に既取得単位の認定を行い、履修の負担軽減を図っている。しかし、本学の場合、1・2年次の科目を泉キャンパスで、3・4年次の科目を土樋キャンパ

スで開講しているために、専門科目の履修のために泉キャンパスに通うことも多く、卒業単位の修得に多くの労力が必要な状態にある。さらに資格取得のための講義の履修には努力が必要な状況にある。転科・転学部学生の場合、教養教育科目、外国語科目等は全学的に共通しているため問題はないが、専門教育科目、資格関係科目については編入学生と同じ状況にある。編入学生、転学部、転学科の学生が一般の学生に比べて単位取得にやや厳しい状況にあることはある程度やむを得ないが、土樋キャンパス開講科目を増やすなどの措置が必要である。

経済学部

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

本学では、現在、学部・学科等の学生募集方法として、①一般入学試験、②アドミッションズ・オフィス（AO）による入学試験（以下、AO 入試）、③推薦入学試験、④外国人留学生特別入学試験、⑤社会人特別入学試験、⑥編入学試験の６種類の方法を併用している。経済学部の平成 19(2007)年度の学生募集定員は次のとおりである。

学科 ｺｰｽ	募集定員	一般入試		AO 入試		推薦入試					夜間主社会人特別入試	
		前期	後期	A日程	B日程	キリスト者	スポーツ	学業	資格取得	TG	A	B
経済昼	475	245	10	45	6	5	39	75		50		
経済夜	95	25	15	5	1	1	6	6		6	20	10
経営昼	275	139	6	23	3	4	20	30	20	30		
経営夜	35	15	4	1	1	1	2	2	2	2	4	1

◇一般入学試験

「前期日程」（２月初旬）と「後期日程」（３月初旬）からなる。「前期日程」は、３科目入試であり（文学部・経済学部・法学部・教養学部の４学部では英語が必須、工学部は英語と数学が必須)、「後期日程」は、２科目入試である。

◇AO 入試

本学の AO 入試は、平成 11(1999)年度から実施されている。比較的早い時期からの導入であり、定員も多いが、安定的な運用がなされている。AO 入試では、出願資格として、「出願する学科が受験生にとって第１志望であること」及び「出願した学科に入学した場合、そこに学ぶ学生として、積極的で有意義な学生生活を送ることができる学力、意欲、適性を有すること」を求めている。選抜方法は第一次選抜（30 分の面接）と第二次選抜（小論文試験と短い面接）からなる。なお、AO 入試における重要評価点を各学科別に公表しており、経済学科では、個人面接だけでなく、グループ・ディスカッションも行っている。

◇推薦入学試験

推薦入学試験は、大きく分けて、指定校制による推薦入試と公募制による推薦入試の二つがある。さらに、指定校制による推薦入試は、「学業成績による推薦入試」と「資格取得による推薦入試」の二つからなり、公募制による推薦入試は「キリスト者推薦入試」と「スポーツに優れた者の推薦入試」の二つからなる。指定校制による推薦入試のうち、「資格取得による推薦入試」は、一定の簿記の資格（全商、全経一級以上、または日商二級以上）取得者を対象とした経営学科（昼間主コース・夜間主コース）への推薦入試であり、東北地方を中心に多くの商業高校が指定校となっている。これらすべての推薦入学試験受験者につき、11 月下旬に小論文と面接を課して、合否判定を行っている。

◇外国人留学生特別入学試験

外国人留学生を対象に、一般入学試験前期日程と同じ時期に実施される。選考方法は、書類審査と筆記試験（英語と小論文）及び面接である。経済学部への志願者は、平成 18(2006)年度で５名であり、多い年でも 20 名未満である。

◇社会人特別入学試験

社会人（職業の有無を問わないので、退職者や主婦も含む）を対象とする、経済学科・経営学科の夜間主コースへの入学試験である。選考方法は書類審査、小論文及び面接である。近年、入学者は少なく平成 18(2006)年度で経済学科９名、経営学科３名である。

◇編入学試験

短期大学を卒業した者及び卒業見込みの者や四年制大学に２年以上在学し、62 単位以上を修得した者などを対象とする３年次編入試験である。選考方法は書類審査、筆記試験（英語と小論文、ただし推薦編入と社会人編入は英語なし）及び面接である。経済学部では、卒業単位 124 単位中 58 単位を包括認定単位として認めている。編入学定員は、経済学科（昼）18 名、（夜）９名、経営学科（昼）12 名、（夜）５名であるが、定員は満たされていない。

(2)入学者受け入れ方針等

ア　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学の建学の精神（教育理念）は、キリスト教による人格教育に基づく知育・徳育であり、その理念の現れとして本学は、自覚的に教養教育を重視する「教養大学」としての性格を強く有する。この点において、本学は、学科試験の成績を中心とするごく限られた選抜方法で入学者を選抜する大学とも異なった特徴を有している。

このような教育理念を前提として、本学は、入学者受け入れ方針として、前述したような多様な選抜方法を通じて、受験生の多種多様な資質・個性・経歴等を積極的に評価して迎え入れている。むろん、大学は教育機関であるから、そこでの勉学に対応できることは当然の前提として確認した上で、進路の複線化を実現かつ推進しているのである。

経済学部は、本学最大の入学定員を持つ学部であるので、多様な入試制度のもとでの入学生数も多いので、勉学だけでなく、課外活動やスポーツ選手として活躍している学生も多い。学生の多様な資質・個性が十分発揮できるような大学生活を送れるように支援していきたい。

イ　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係、ウ　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

本学の入学者受け入れ方針は、本学が自覚的に教養教育を重視する「教養大学」であることを前提とした上で、大学での勉学に対応し得る学力を有した多種多様な学生を迎え入れることにある。したがって、大学での勉学に対応できることを前提としているので、経済学部においてリメディアル教育は実施していない。しかし、これまで大学入学者は当然のこととして身についていた、基礎的な学力が低下しているようにも思えるので、今後カリキュラム編成においてリメディアル教育の必要性を検討する必要がある。なお、多様な入試方法を実施している現在、特に入試科目とカリキュラムの関係について問うことはできないものと思われる。

(7)夜間学部等への社会人の受け入れ

ア　夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

経済学部では社会人特別入試制度を設けているが、近年社会人学生は減少傾向にある。夜間主コースでの定員は経済学科が 30 名、経営学科は５名である。平成 18(2006)年度の入試においては、経済学科入学定員 95 名のうち９名、経営学科は入学定員 35 名のうち５名の入学者であった。

(10)定員管理

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

経済学部の学生収容定員と在籍学生数の比率は、新入学生数、原級止者及び留年者数の影響で年度ごとに多少の変化が見られるが、学科ごと及び学部全体いずれにおいても次項に示すように 120％から 130％である。経済学部の比率は比較的安定しており、定員超過率という点でもおおむね妥当な数値であると思われる。今後の受験生の推移にもよるが、できるだけ 120％に近づけたい。

イ　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

平成18(2006)年5月1日現在の学生収容定員に対する在籍学生数比率は、経済学科昼間主コースが1.27、経済学科夜間主コースが1.11、経営学科昼間主コースが1.26、経営学科夜間主コースが1.29になっており適正と考えられるが、できるだけ1.20に近づけたい。

ウ　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

経済学部は、現行の経済学科及び経営学科の2学科とも昼夜開講制を実施しているが、近年の夜間主コース入学生の減少、とりわけ社会人学生の減少にかんがみて、経済学部内に「経済学部将来構想委員会」を設置し、昼夜開講制の見直しと現行学科のほかに新学科の設置について検討を始めている。経済学部の活性化を図って、少子化、志願者数減少に対応したいと考えている。

(11)編入学者、退学者

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

経済学部における退学者は、進級規定において3年次に進級できなかった学生と4年次において卒業できなかった学生に顕著に見られる。平成17(2005)年度を見ると、退学者137名のうち、2年次において82名、4年次において29名が退学している。各学科では、退学者の成績を追跡しているが、そのほとんどの理由が勉学意欲のない学生であるが、近年は経済的理由で退学する学生も多くなってきている。

イ　編入学生及び転科・転部学生の状況

編入学生の需要が増大すると予測して経済学科（昼）18名、（夜）9名、経営学科（昼）12名、（夜）5名の編入の定員枠を設けたが、現状は、各学科とも定員が満たされていない。平成18(2006)年5月1日現在の編入学在籍学生数は、経済学科（昼）11名、（夜）4名、経営学科（昼）9名、（夜）1名となっている。今後とも編入学生の確保のための努力が必要であるが、定員の見直しも考慮する必要がある。なお、転科・転部学生は極めて少数である。

法学部

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用

している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

本学部の学生募集、入学者選抜は次の６つの方法で行っている。

(1) 一般入学試験

「前期日程」（募集定員 161 名）と「後期日程」（募集定員 10 名）からなり、前者は３教科３科目の学力試験と高校からの調査書、後者は２教科２科目の学力試験と高校からの調査書によって入学者を選抜する。大学入試の受験資格をもった者を対象とする最も一般的な入学者選抜である。

(2) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験４教科４科目の成績で入学者を選抜する。大学入試センター試験を受験している者への便宜を考慮した入学者選抜である。募集定員 10 名。

(3) 推薦入学試験

推薦入試には次の４つがある。

①「TG 推薦入試」（募集定員 34 名）：同一学校法人が経営する２高校（東北学院高校・東北学院榴ヶ岡高校）からの推薦による入学者選抜。選抜方法は、小論文、調査書及び書類審査。

②「学業成績による推薦入試」（募集定員 42 名）：本学への志願・合格実績に基づいた指定高校からの学業成績による推薦入試。選抜方法は、小論文、調査書及び面接。

③「キリスト者推薦入試」（募集定員３名）：キリスト者を対象とした公募型推薦入試。選抜方法は、小論文、調査書及び面接。

④「スポーツに優れた者の推薦入試」（募集定員 20 名）：スポーツに優れた者を対象とした公募型推薦入試。選抜方法は、小論文、調査書、スポーツ実績及び面接。

(4) アドミッションズ・オフィス（AO）入学試験

本学部を第一志望とし、入学後「積極的で有意義な学生生活を送ることができる学力、意欲、適性」を有している者を対象とした入学者選抜である。選抜は二段階で行われ、第１次選抜は面接（30 分）と書類審査、第２次選抜は小論文と面接及び調査書による。Ａ日程、Ｂ日程の２回行われ、募集定員はＡ日程 35 名、Ｂ日程５名。

(5) 外国人留学生特別入学試験

外国人留学生を対象にした特別入試。選抜方法は、英語、小論文、面接及び書類審査である。募集定員は若干名。

(6) 編入学試験

大学、短大、専修学校などに２年以上在学し、62 単位以上を修得した者を対象とした３年次への編入学試験であり、募集定員は 12 名。選抜方法は、英語と小論文及び書類審査である。

(2) 入学者受け入れ方針等

ア　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学部が受け入れたい入学者とは、①学力が本学部で学ぶための水準に達している者、

②本や新聞などを通して社会への高い関心と豊かな知識を持ち、社会的問題を論理的かつ多面的に考えることができる者、③本学部で学ぶ内容をよく理解しており、その上で、本学部での勉学を志望する明確な理由がある者、④こうしたことを自分の言葉で適切に表現できる者、である。こうした条件を満たしている入学者であることが重要であり、すでに法についての一定水準の知識を持っていることは重視していない。また、本学部で学ぶ理由・目的や卒業後の進路選択については、むしろ多様であってよいと考えている。

これらの条件は、本学部の理念・目的「法的知識や法的思考を、人間の尊厳のために」の達成、そしてそのための５つの教育目標の達成を目指すために必要な基本的能力である。大学での勉学には①と④は不可欠であるし、②は正しい法的知識・思考を身につけ、それを広い視野からとらえるための必要条件であり、同時に、法的知識や思考を人間の尊厳のために使うという視点を獲得するための必要条件でもある。また、③は主体的な人生、主体的な学びにとって不可欠な条件である。

イ　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

本学部の入学者受け入れ方針は、基本的には、入学者選抜のための多様な方法の実施と結びついているが、特にAO入学試験の重視と結びついている。本学部では、募集定員325名のうち40名をAO入試の募集定員にあてている。それは、上記の受け入れ方針に沿った選抜が最も可能なのがAO入試だからである。また、同一学校法人の２高校からの推薦（TG推薦）も重視している。進路指導の先生方や志願希望者に本学部の受け入れ方針を伝えやすいからである。他方、一般入試は上記受け入れ方針の③や④についてほとんどチェックできないという問題があるが、④については、選択式を最小限に抑え、記述式を多用することで対応している。

本学部の入学者受け入れ方針は、本学部のカリキュラムと次の３点において関係している。第一に、カリキュラムは、入学者受け入れ方針にそぐわないまま入学した者に対して、できるだけ早期にそれを補修することを重視している。１年前期に開設されている教養教育科目第三類「大学生活入門」の役割は、まさにそこにある。第二に、カリキュラムは、入学者が本学部で学ぶ理由・目的が多様であることを前提として作られている。多様なコース制や履修における選択科目の多さは、その代表例である。第三に、カリキュラムは、入学者が法的知識をほとんど持っていないことを前提に作られている。専門教育への導入科目を充実させているのはそのためである。

ウ　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

最も多くの募集定員を割いている一般入試（前期日程）においては、英語が必須であり、国語、公民（政治・経済、商業）、地歴（日本史、世界史、地理）、数学（数学、簿記・会計）の４教科から２教科２科目を選択する。

上記のように、本学部のカリキュラムは、入学時点で高い水準での法的知識を求めておらず、法学部で学ぶ多様な理由・目的があることを前提にして作られている。そのため、入試科目においても、多くの選択科目を置き、選択の幅を広げている。特に、選択科目の

中に「商業」と「簿記・会計」を置くことで、商業系の専門高校からの受験を容易にしている点は本学部の大きな特徴である。

(3)入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性

ここでは、さまざまな入学者選抜試験の中で学部の独自性が最も現れている AO 入試の実施体制を取り上げる。

AO 入試は第一次選抜と第二次選抜に分かれ、第一次選抜は書類審査と 30 分の面接、第二次選抜は小論文、面接（５～10 分)、書類審査で行われる。全体の選抜過程の中で最も大きな比重を占めるのが第一次選抜における 30 分の面接試験の評価である。本学部では、２名の AO 委員と４名の面接委員の６名が面接試験を担当する。面接は２名の面接担当者が受験者１名ずつに行う。本学部では、面接担当者の組み合わせは固定化しないようすることと、面接の方法・内容については事前に十分な打ち合わせを行い、面接担当者ごとに差が出ないようにすることに留意している。

面接試験の評価(Ａ～Ｄの４段階)は、面接担当者ではなく、AO 委員全員、面接委員全員ほかを構成員とする「面接評価検討委員会」で決める。そこでは、面接担当者から面接の様子が伝えられたのち評価の原案が提示され、それについての質疑応答を行い、その後評価を決定する。１人の受験者の評価決定について平均７～８分がかけられている。この委員会の評価は、直後の学部教授会に報告される。

こうした実施体制は、適切であると考えている。

イ　入学者選抜基準の透明性

ここでは、さまざまな入学者選抜試験の中で学部の独自性が最も現れ、同時に入学者選抜の透明性という点で最も問題になりやすい AO 入試を取り上げる。

本学部の AO 入試実施体制・方法については上記のとおりであり、入学者選抜の透明性という点で最も問題になりやすいのは第一次選抜における 30 分の面接試験の評価である。本学部においては、この面接試験の評価は、①高校での学修状況、②志望動機、③勉学意欲の３つを基本に、④社会的関心と知識、⑤論理的思考力、⑥口頭による応答能力について行っている。それは、AO 入試の募集要項に記載している「AO 入試における重要評価点」と一致するものであり、その意味で、選抜基準は透明である。

ウ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

本学部では、１年生のいくつかの授業科目について、入試類型別に成績の分布・平均を調査している。これによって、どの入試で入学した者が、どのような成績であるかを時系列的に知ることができる。これによって、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保できていると考えている。

(4)入学者選抜方法の検証

ア　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況、イ　入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

本学部独自の仕組みはない。

(5)アドミッションズ・オフィス入試

ア　アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

本学部のアドミッションズ・オフィス入試（以下「AO 入試」）の概要は上述のとおりであり、最も重要な評価が行われるのが第一次選抜における 30 分の面接試験である。なぜなら、そもそも本学の AO 入試では、第一次選抜での評価が合否に大きな影響を及ぼし、その第一次選抜での評価に大きな影響を及ぼすのがこの面接試験の評価だからである。

本学部では、この第一次選抜における面接については、実施・評価ともに慎重に行っている。面接試験は２名の AO 委員と４名の面接委員が担当する。面接は２名の面接担当者が受験者１名ずつに行う。本学部では、面接担当者の組み合わせは固定化しないようすることと、面接の方法・内容については事前に十分な打ち合わせを行い、面接担当者ごとに差が出ないようにすることに留意している。

面接試験の評価（Ａ～Ｄの４段階）は、面接担当者ではなく、AO 委員全員、面接委員全員ほかを構成員とする「面接評価検討委員会」で決める。そこでは、面接担当者から面接の様子が伝えられたのち評価の原案が提示され、それについての質疑応答を行い、その後評価を決定する。１人の受験者の評価決定について平均７～８分がかけられている。この委員会の評価は、直後の学部教授会に報告される。

このように、本学部の AO 入試は、極めて適切に実施されている。

(6)入学者選抜における高・大の連携

ア　推薦入学における、高等学校との関係の適切性、イ　入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

本学部について特に記載すべきことはない。

ウ　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

大学全体とは別に、本学部が独自に高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達としては、次の２つがある。第一が、本学部が主催するオープンキャンパス（年１回）における情報提供であり、第二が、高校の主催する「進路相談会」、「模擬

授業」などへの参加による情報提供である。後者については、年に15校程度から参加要請があり、可能な限り参加している。

これらによって、高校生に対しては、進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達を適切に行っていると考えている。

(7)夜間学部等への社会人の受け入れ

ア　夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

本学部は関係しない。

(8)科目等履修生・聴講生等

ア　科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学部には、本学の受け入れ方針・要件のほかに、科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件はない。

(9)外国人留学生の受け入れ

ア　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

本学部独自のものはない。

(10)定員管理

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

本学部の学生収容定員は1,329名であり、それに対して在籍学生数は1,629名、収容定員に対する比率は1.23である。私学の経営を考えるとき、この比率は適切と考えている。

また、過去3年間の、入学定員325名に対する入学者数の比率をみると、1.23～1.25である。私学の経営を考えるとき、この比率は適切と考えている。

しかし、編入学収容定員24名に対する編入学在籍学生数は5名にすぎず、比率は0.21と目立って低い。この点は問題であると認識している。

イ　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

本学部では、定員超過の著しい学部ではないが、そうならないために、学部内に「正規合格者数検討委員会」を設けている。そこでは、一般入試、センター試験利用入試におけ

る合格者数をどの程度出せばよいかについて、さまざまなデータを検討し、具体的な合格者数を学部長に提案している。ここ数年間をみるかぎり、この委員会が予想した手続率は大きく外れたことがなく、本学部の定員適正化に大きく寄与している。

ウ　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

編入学における定員充足率の低さの根本的原因は、定員設定時の需要見込みが甘く、定員を多くし過ぎたことにある、と認識している。そのため、法学部では、学部内の「改革検討小委員会」において、編入学定員の削減を検討中である。

エ　恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

本学部は恒常的に著しい欠員が生じている学部ではない。

(11) 編入学者、退学者

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

本学部の退学者は、過去３年間でみると、37 名、35 名、43 名であり、在籍学生数の２～３％となっている。退学理由では、「一身上の都合」との記載も多く、実質的な理由を把握しきれない面もあるが、実質的には学業不振と進路変更、勉学意欲の喪失の３つが多いようである。

イ　編入学生及び転科・転部学生の状況

本学部への編入学生数は、過去３年でみると、３名、２名、４名であり、現在、編入学収容定員 24 名に対する編入学在籍学生数は５名（充足率 0.21）にすぎない。他方、過去３年間の転部学生は、０名、１名、０名である。

編入学生、転部学生の中には、３・４年の２年間で卒業所要単位を修得する困難さを感じている者もあるが、ほとんどは留年することなく卒業している。

工学部

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

工学部においても本学の他学部と同様の学生募集及び入学者選抜が行われている。平成19(2007)年度の工学部各学科の選抜方法及びその定員は次のようになっている。

学科	募集定員	一般入試		センター試験利用入試		AO入試		推薦入試			
		前期	後期	前期	後期	A	B	キリスト	スポーツ	学業(職業教育を主とする学科出身者)	TG
機械知能	120	42	6	10	2	12	6	2	2	30(8)	12
電気情報	120	42	6	10	2	12	1	2	2	30(8)	12
電子	100	35	5	8	2	8	3	2	2	26(6)	10
環境建設	100	35	4	8	2	8	1	2	2	26(6)	10

一般入学試験における「前期日程」は、3科目入試であり(工学部は英語と数学が必須)、「後期日程」は、2科目入試である。本学のAO入試は、平成11(1999)年度から実施され平成18(2006)年度で8回目を迎えた。また、工学部の推薦入学試験のうちの学業による推薦試験は、完全指定校制による推薦入学試験となっており、工業高校などの職業教育を主とする学科からの推薦枠も設けられている。このほか工学部では、短期大学を卒業した者及び卒業見込みの者や四年制大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者などを対象とする3年次編入試験も実施している。

工学部でもこのように多様な入学者選抜方法を実施しているが、大学への進路の「複線化」という時代の要請に積極的に応えていると評価することができる。しかしながら、今後とも適正な入学試験を実施することは重要であり、工学部には入試対応委員会が設けられ、その他の入学試験にかかわる問題を含め、常に検討が行われている。

(2)入学者受け入れ方針等

ア　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

工学部及び各学科の教育理念・目的を前提として、入学者受け入れ方針として、多様な選抜方法を通じて、受験生の多種多様な資質・個性・経歴等を積極的に評価して迎え入れている。もちろん、工学部各学科への入学者は各学科での勉学に対応できる基礎学力を有することは当然の前提となっており、学部及び各学科の教育理念をよく理解し、その教育目標に向かって積極的に努力する者を、基本的に入学者として受け入れる方針をとっている。現状ではこの入学者受け入れ方針と学部や学科の理念・目的・教育目標との関係は、

整合していると評価することができる。

これまで工学部で学ぶ学生に必要とされる教科内容が高校までの教育から削減されていることから、各学科での勉学に対応できる基礎学力についても見直しが必要となる。工学部ではこのような後期中等教育の変化や多様な教育を受けた入学生の増加にも対応できるように、「工学基礎教育センター」の開設や「ブリッジ教育」の導入等を図ってきている。基本的な入学者受け入れ方針は将来的にも大きく変化することはないと考える。しかしながら、将来性豊かな入学希望者を排斥することなく、学部・学科の理念・目的・教育目標に沿って多くの有為な人材を社会に送り出せる高等教育機関としてあり続けるためには、中等教育の教育内容の変化及びそれによる学生達の学力動向にも配慮し、柔軟な対応が必要となると考える。

イ　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

前述したように工学部各学科の入学者受け入れ方針に基づき、学部及び各学科の教育理念をよく理解し、その教育目標に向かって積極的に努力する学生を迎え入れるために、入学者選抜方法に示したようなさまざまな観点からの入学者を選抜する方法を実施している。大学基礎データ表13の平成14(2002)年度～平成18(2006)年度までの学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移には、工学部各学科の各入学者選抜方法による志願者・合格者・入学者数が示されている。各入学者選抜方法における合格のための評価方法や基準については、本学の他の学部との間に大きな差異はないものと考える。すなわち、指定校制推薦入試では、特別な場合を除き高等学校の推薦を重視して全員を受け入れている。また、アドミッションズ・オフィス入試では、基礎学力を確認についての方針は、学科によりやや差異はあるが、受験生本人のアピールを通して受験生の勉学意欲や多種多様な資質・個性・経歴等を積極的に評価している。

本学の入学者受け入れ方針に対して、現状の入学者選抜方法は相当程度対応していると評価できる。また、多種の入学者選抜方法をとりながらも、大学での勉学に対応できることを一貫した大前提としている。なお、工学部では早い時期に合格発表が行われるアドミッションズ・オフィス入試入学者、推薦入試入学者が円滑に大学での高等教育に移行できるように、数学及び物理の通信添削による「リメディアル教育」を実施している。また工学部への入学者の多様化に対応し、後期中等教育までの教育課程による学習内容の習熟度の違いにより、学生が不利益を被ることを極力少なくするために、各学科では１学年前期に高大連結科目として、数学基礎演習、物理学基礎演習の２科目を設けている。今後とも本学の入学者受け入れ方針に適うように、入学者選抜方法についても、さらに検討を加えていく必要がある。

ウ　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

工学部の一般入学試験科目は前期入試では英語、数学、理科の３科目となる。このうち、数学は数学Ⅰ・数学Ａ・数学Ⅱ・数学Ｂの範囲から２題、数学Ⅱ・数学Ｂと数学Ⅲより２題から１題選択となり、理科は物理Ⅰ・物理Ⅱ、化学Ⅰ・化学Ⅱからの１科目選択となる。

後期入試では、前期と同様に数学が必須で、英語、物理（物理Ⅰ・物理Ⅱ）、化学（化学Ⅰ・化学Ⅱ）より１科目選択の２科目になる。一方、大学入試センター試験利用入試は、環境建設工学科を除く３学科が国語、数学、理科、英語による４教科、環境建設工学科が数学、理科、英語の３教科である。このうち、数学は数学Ⅰ・数学Ａが必須で、数学Ⅱ・数学Ｂ、工業数理基礎、情報関係基礎から１科目選択、理科は物理Ⅰ、化学Ⅰより１科目選択となるが、環境建設工学科だけは生物Ⅰを加えた３科目より１科目選択となる。入学後に工学部で学ぶためには、数学や物理の基礎知識が大切であり、分野によっては化学の知識も必要とされる。したがって、高等学校で少なくとも物理か化学の一方は習得してくることが望ましいことから、入試科目としている。また、生物の知識が必要となる分野のある環境建設工学科では、生物を入試科目に加えている。さらに、各学科では、国際化に対応できる学生の育成も教育目標の１つに掲げていることから、英語（外国語）も入試科目としている。また、機械知能工学科、電気情報工学科と電子工学科では卒業生に要求されるコミュニケーション能力の基礎となる国語（近代以降の文章）も大学入試センター試験利用入試の入試科目に加えている。

しかしながら、工学部において勉学を進める上で、必要される物理学及び数学Ⅲで学ぶ微分・積分学を受験科目としなくとも入学が可能となっていることから、工学部での学びで重要となる数学Ⅲ、物理などの基礎科目については、大学１年次のカリキュラムに、数学基礎演習や物理学基礎演習、さらには各学科独自の科目を取り入れて対応している。

工学部の入試科目には、入学後に専門科目を履修するために必要とされる科目をかなり取り入れている。入試科目を増やすことは、受験生の学修を促す意味では効果があるとの意見もあるが、むしろ未消化部分を増やす場合もある。したがって、現在の入試科目は、各学科の教育プログラムを通して社会に送り出すことのできるバイタリティーに富んだ将来ある有用な人材を確保するためには有効であると考える。

（3）入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性

工学部における入学者選抜試験は、本項目に対する入試部の記述に示されるような体制で厳正に実施されている。本学の入試実施体制は、いささか「重装備」との指摘もあるが、入学試験に真摯に取り組む受験生のことも考慮すると、このような実施体制をとらざるを得ないものと考えられる。また、入学者選抜試験の実施にかかわる委員会組織が、必要な場合には機動的に機能する点についても高く評価すべきであろう。

これまでのところ特段の問題点は指摘されていないことから、入試実施体制は適正であると言える。

イ　入学者選抜基準の透明性

工学部における入学者選抜は、各学科での審議及び工学部教授会での審議を通して入学試験の成績により厳正に行われている。すなわち、一般入学試験においては、コンピュー

タ処理した受験者の得点順位表が提示され、その結果に基づき各学科で合否判定案を提出し、入試に関する委員会の議決を経て合格者が確定する。また、AO入試では、各学科から選出されたAO委員が、受験生の面接を行い、この結果に基づく判定案を学科会議において検討した後、判定原案が全学の「AO委員会」に提出され、入試に関する全学的3委員会の議決を経て合格者が確定している。

このように入学者選抜は各学科での審議から全学教授会によって決定されるまでオープンに行われており、透明性は極めて高いと言える。

ウ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

工学部における入学者選抜は、本項目に対する入試部の記述に示されるような体制及びそのシステムに則して厳正に実施されており、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性は十分に保たれていると言える。

しかしながら、入学者選抜の重要性から、常にその公正性や妥当性を確保することは必要である。工学部には入試対応委員会が設けられ、これらの入学試験にかかわる問題を含めた検討が常に行われている。

(4)入学者選抜方法の検証

ア　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証については入試部が行っており、工学部として独自の取り組みは行っていない。しかしながら、高校の現場からの評価は、工学部において所属する教員が入試問題担当者として適切な入試問題を作成するのに大変有意義なばかりでなく、高校教育と大学教育との連携・連続性を充実させるという側面においても大きな効果があると考える。

工学部では多様な入学者選抜方法により、多様な高校生を受け入れており、入試問題の検証についても、より多くの高校からの評価や具体的な指摘を受けることが理想であり、今後の検討課題でもある。

イ　入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みとして確立しているとは必ずしも言えないが、高校の進学指導者を本学に招待して工学部教員との懇談の場を設けるなどの試みは行っており、入学者選抜方法の適切性について意見を聴取する一つの機会となっている。

入学者選抜方法の適切性についての検討は、工学部の教育目標とも密接に関連する重要事項である。工学部では現在入試対応委員会が入試に関連した重要事項の一つとして内部的には検討を行っているが、これを継続して行うとともに、将来は学外関係者などから意

見聴取を行う仕組みの導入についても検討が必要である。

(5)アドミッションズ・オフィス入試

ア　アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

工学部がアドミッションズ・オフィス入試を導入してから既に８年が経過した。平成14(2002)年度～平成18(2006)年度までの学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移を示した大学基礎データ表13には、工学部各学科のアドミッションズ・オフィス入試による志願者・合格者・入学者数も示されている。大学基礎データ表15に示された平成18(2006)年度における学部入学者の構成によると、各学科の入学者に対するアドミッションズ・オフィス入試による入学者の割合は、機械知能工学科が13.5%、電気情報工学科が12.5%、電子工学科が　18.6%そして環境建設工学科が17.2%であり、工学部全体の全入学者数に対するアドミッションズ・オフィス入試による入学者の割合は15%を占め、入試選抜方法として定着してきている。

当初アドミッションズ・オフィス入試による入学生の基礎学力の低さが問題なったが、高い勉学意欲を有する学生が多いこともあり、高学年に進級するにつれて逆に成績上位者に多く含まれるようになった年度もあった。アドミッションズ・オフィス入試に対する評価は各学科により幾分異なるが、平成18(2006)年度における機械知能工学科の例では、２学年から４学年で特待生及び優等生を授与された16名の学生のうちアドミッションズ・オフィス入試により入学した学生は１名であり、平成18(2006)年４月から10月までの７か月間の退学者９名に対し、アドミッションズ・オフィス入試による学生は１名であった。アドミッションズ・オフィス入試による入学生は学科の入学者の10数%であることから、年度によるばらつきを考慮しても、アドミッションズ・オフィス入試はほぼ適切に実施されていると考えられる。

最近の工学部各学科におけるカリキュラムには、プレゼンテーション能力を含むコミュニケーション能力を養成する科目が設けられるようになったが、アドミッションズ・オフィス入試により入学した学生の多くは、これらのコミュニケーション能力に優れており、成績についても他の入試により入学した学生との大きな差異は認められない。したがって、今後とも継続的な調査を必要とするが、有為な学生を入学に導く有力な入試選抜方法と考えられる。

(6)入学者選抜における高・大の連携

ア　推薦入学における、高等学校との関係の適切性

入学者選抜における推薦入学試験は、指定校制による推薦入試と公募制による推薦入試の二つがあり、工学部においても他学部と同様に実施している。指定校制による推薦入試は、「学業成績による推薦入試」からなり、公募制による推薦入試は「キリスト者推薦入試」と「スポーツに優れた者の推薦入試」の二つからなる。これに関連する資料として、大学

基礎データ表13の平成14(2002)年度～平成18(2006)年度学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移及び大学基礎データ表15の平成18(2006)年度の学部の入学者の構成に工学部各学科のそれぞれの状況が示されている。平成18(2006)年度入試の結果は、「学業成績による推薦入試」による工学部全体の志願者が143名であるのに対して合格者すなわち入学者は142名で、合格率は99.3%で、入学者の全入学者に占める割合は28.0%であった。一方、公募制による推薦入学試験の希望者はいなかった。指定校制による推薦入学については、学業成績による規制を設けてはいるものの、高等学校の校長による推薦を尊重しており、高校からの調査書と各学部教員による面接の評点により合否判定が行われる。この推薦入試による合格率はほぼ100%であり、指定校である高等学校と間には適切な関係が築かれていると言える。

指定校制による推薦入試は工学部における入試選抜方法として定着しており、平成18(2006)年度における機械知能工学科の例では、2学年から4学年で特待生及び優等生を授与された16名の学生のうちこの推薦入学により入学した学生は3名であり、平成18(2006)年4月から10月までの7か月間の退学者9名に対し、推薦人試による学生は1名であった。このデータからも、指定校である高等学校がほぼ適切な学生を推薦してきていることを示していると考えられる。

これまでの高等学校の校長による推薦に基づく指定校制による推薦入試によって入学してきた学生は、大学における学業成績における実績も良好であると考えられており、有為な学生を本学部・学科に入学させるための入試選抜方法として適切であり、今後とも継続して行うべき入試選抜方法であると言える。

イ　入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

工学部の入学者選抜における推薦入学試験のうち指定校制による推薦入試では、出願資格として、「調査書の全体の評点平均が3.8以上となる方」及び「高等学校の校長からの推薦による方」との制約を設けている。指定校制による推薦入試では高等学校の「調査表」を最も重要な信頼できる入学者選抜のための拠り所として位置づけている。

ウ　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

入試部にかかわる工学部各学科の教員は、本学が実施し、主として東北地方を中心として40数会場で開催される高校生・父母・高校教員に対する入試相談会参加し、進路相談・指導等にかかわる情報伝達を行っている。また、間接的な高校生への情報伝達となるが、東北6県6会場において開催される本学主催の進学懇談会を高校の進路指導者に対して行っている。さらに、工学部としてオープンキャンパスを年2回開催し、高校生に対する情報伝達に努めている。平成18(2006)年度のオープンキャンパスには833名が工学部の多賀城キャンパスを訪れた。このほか、高校訪問や出前講義なども行っており、平成18(2006)年度には工学部全体として高校訪問150校、出前授業は20講義であった。加えて、工学部のホームページは、高校生の閲覧にも配慮して充実に努めており、高校生への情報伝達に大きく寄与しているものと考えられる。

工学部の教職員が一体となって、高校生への進路相談・指導及びこれにかかわる情報伝達に努めており、高校生及び進学希望者と懇談する比較的多数の機会も場所や時期を問わず設定されている。このほか、平成18(2006)年度より、業者の主催で高等学校において頻繁に行われる大学や専門学校を一同に介しての進学説明会にも積極的に参加している。高等学校の進路指導者や高校生に対する情報伝達は、地域性や時期を十分に考慮して行われており、地域によって情報に格差が生じることのないように配慮されている。このように高校生に対して行う進路相談・指導やその他のこれにかかわる情報伝達は、工学部教員により適切に行われていると考えられる。

入試相談会については、さらに参加する会場を増やしていることや高校訪問、出前講義などへも工学部の教員が精力的に参加しており、工学部各学科への受験を考えている仙台地区以外の地域の高校生に対してさらに綿密な懇談が可能となり、今後さらに適切な情報伝達が行われるようになるものと考えられる。

(10)定員管理

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

大学基礎データ表14の学部・学科の学生定員及び在籍学生数（平成18[2006]年5月1日現在）には、工学部各学科の収容定員及び在籍学生数が学年ごとに示されている。平成18(2006)年度からの改組後の入学定員は、機械知能工学科と電気情報工学科が各120名、電子工学科と環境建設工学科が各100名で、合計では440名である。2年生から4年生までの学年ごとの入学定員の合計も440名と同じであることから、工学部全体の入学定員は1,760名で、編入学定員を加えると収容定員は1,804名となる。この収容定員に対し、在籍学生数は2,044名で、比率では1.13倍である。また、入学定員と入学者数については、大学基礎データ表15の学部の入学者の構成（平成18[2006]年度）にも示されており、平成18(2006)年度の入学定員440名に対する入学者数は507名で、比率では1.15倍であった。各学科の入学定員に対する入学者数の比率も1.30倍以内で適切な範囲内にあると考えられる。

適正な高等教育を実施するために、工学部では各学年に進級要件を定めている。留年者数は年毎にわずかながら変動するが、成績不振者にはグループ主任及び科目担当者が熱心な履修指導を行っており、留年者数を最小限にとどめている。また、入学者のいわゆる歩留り（入学者と合格者の比率）は変動が大きく、予定数を超える場合もある。この場合には在学者数を予測し、翌年度に許容される範囲内で合格者数の調整を図っており、現状では大きな問題はないと考えられる。

在籍学生数の収容定員に対して比率は数値的に一定範囲内に収まれば良い問題ではないが、適正な比率を超えないようにできる限りの処置を行っている。また、留年者の中には、精神的問題を抱えている学生も少なくない比率で存在し、その割合は年毎に増加している。さらに、努力しているにもかかわらず、それが単位取得に結びつかない学生もいる。このような学生に対しては、教職員の努力ばかりでなく、大学全体の組織としての適切な措置を講じる必要があると考えている。なお、定員超過に関しては現在のところ問題は生

じていない。一方、平成 18 (2006) 年に入学者数が想定値に達しなかった電子工学科については、高校に対する設置目的、学科の特徴等の説明が不十分であったとの認識に立ち、平成 18 (2006) 年度は新たに DVD による説明資料も作成し、高校に十分な説明を行った。

イ　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

収容定員に対する在籍学生数の比率が、旧機械工学科と旧電気工学科で一時的に高くなった時期があったが、収容人員に対する在籍学生数の比率を一定の範囲にとどめるために、翌年度以降の入学者数を社会的に許容される範囲内で減少させた。一方では、成績不振の学生に対する履修指導を徹底させるなどの措置を講じて、在籍学生数の比率が適正となるようにさまざまな取り組みを行った。このような取り組みの効果により、平成 18 (2006) 年５月１日現在の収容定員に対する在籍学生数の比率は、機械知能工学科（旧機械工学科：平成 14 [2002] 年度から機械創成工学科、平成 18 [2006] 年度から現学科名）では 1.15 倍、電気情報工学科（旧電気工学科：平成 14 [2002] 年度から現学科名）では 1.18 倍まで改善している。しかしながら、平成 18 (2006) 年に新設した電子工学科では、逆に入学者が総定数に達しないという定員問題が発生した。

現時点では、工学部に著しい定員超過の問題はないが、前項に示したように留年者や学習上に問題を抱える学生の増加により、在学者数が適正な値を超える可能性は常にあり、これまで以上に十分な組織的処置や対応を講じる必要があると考えられる。これらの問題について、工学部に設置されている各種委員会（教務、学生、教育改善などの委員会）において、これまで以上に活発な議論を行い、整合性の取れた対策を講じて行く必要がある。また、工学部では平成 18 (2006) 年より工学基礎教育センターを設置するなど、学生の勉学への支援環境をさらに整備している。工学基礎教育センターでは工学部における学修において重要な理数系科目について高校での修得が十分でなかったため、大学における講義の受講に支障をきたしている学生への学修支援を行っており、多くの学生が現在利用している。なお、平成 18 (2006) 年に定員超過とは逆の問題を生じた新設の電子工学科に関しては、高等学校に対して学科の内容や特徴を説明し、入学希望者の増加に向けて継続して活動を行っており、今後改善が進むものと考えている。

ウ　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

平成 18 (2006) 年度の工学部改組により新設された電子工学科の入学者数が想定したほどは伸びなかったが、工学部内の学科の定員充足率に恒常的に著しい問題を生じているとは考えていない。しかしながら、今後の社会情勢によっては、再度学科改組を必要とする可能性があることは常に認識しており、各学科内の委員会や工学部に設置されている入試対応委員会で、社会情勢や受験生動向の変化の把握に努めている。また、工学部内に将来計画委員会、学科改組準備委員会を設置し、必要な準備体制を整えている。したがって、今後の社会情勢を十分に把握しながら、将来を見据えた改組や各学科の定員変更等に、積極的に、かつ柔軟に対応できるものと考えている。

工学部においては、社会情勢や受験生動向の変化による組織改組など必要性に対応できるような準備体制は整っている。しかし、文系学部が多数を占める中での唯一の理工系学部であるため、他学部の教員の理解を得るのが困難な場合が多い。今後は、工学部の教育方針あるいは教育方法を積極的に説明し、工学部の改組、定員変更にかかわる対応が理解されるように継続した努力を行うべきであると考えている。工学部は改組並びに定員変更を実施したばかりではあるが、今後更なる検討の継続が必要であると考えている。

エ　恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

現在、工学部各学科において恒常的に著しい欠員が生じているという問題は発生していない。しかしながら、日本における工学部の志願者の減少は顕著なものとなっていることから、今後の社会情勢によっては、学科の改組に至る可能性もあることは常に意識している。

(11) 編入学者、退学者

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

大学基礎データ表 17 の平成 15 (2003) 年度から平成 17 (2005) 年度までの学部・学科の退学者数に工学部各学科の退学状況も示されている。平成 15 (2003) 年度から平成 17 (2005) 年度までの工学部全体の退学者数はそれぞれ 88 名、77 名、57 名で、在籍学生が多くなると退学者も増加する傾向が見られる。また、一般には高学年になるにつれて、退学者が減少する傾向がある。退学の主な理由は、進路変更が多く、続いて一身上の都合が続いている。退学申し出の時期は、２月、４月、９月に集中している。

本学では、退学申し出の受付は学生部（学生課・学生係）が担当しており、工学部では学生係が学生から退学の相談があった場合に学生からの相談に耳を傾けてその理由等を聴取し、グループ主任との面談の橋渡し役も行っている。学生係での退学理由聴取やアドバイス、あるいはグループ主任との面談で退学を思いとどまる場合もないわけではないが、学生係に申し出てくる時には、既に決意が固まっている場合が多い。グループ主任が退学を受理する場合にも、退学後の進路などについて本人の考えを聞き、将来の再入学の可能性などについても説明し、将来大学での勉学が無駄にならないよう指導している。

受付窓口である学生係で、退学理由などを聴取し、さらにグループ主任が学生との面談を行っていることから、退学理由についてもよく把握していると言える。しかしながら、退学を申し出る学生の中には、原級止・留年による者が多数を占めており、その多くは大学での学習について行けないことが引き金になっている。したがって、工学部の場合には、平成 18 (2006) 年度に開設された工学基礎教育センターが今後その役割を十分に果たすようになり、さらに新カリキュラムにおけるブリッジ教育の導入効果が現れれば、退学者の減少が期待できる。また、グループ主任からは素人では対応できないと感じる事例も増えてきているとの意見も寄せられてきており、退学に至るまでの事前の悩み相談にもカウンセリング・センターがよりその機能を発揮できるような仕組みの導入についても検討の必

要があると考える。

イ　編入学生及び転科・転部学生の状況

平成 15(2003)年度から平成 17(2005)年度までに行われた工学部各学科の編入学受験者と合格者の状況は、機械知能工学科（旧機械創成工学科）では平成 15(2003)年度に受験者１名で合格者１名、平成 16(2004)年度と平成 17(2005)年度は受験者が各１名で合格者は０名、電気情報工学科では平成 15(2003)年度に受験者２名で合格者２名、電子工学科（旧物理情報工学科）と環境建設工学科（旧環境土木工学科）では平成 16(2004)年度に受験者が各１名で合格者も各１名で、そのほかの年度には受験生がなかった。また、この期間の転科・転部学生を希望した学生はなかった。

全国的な趨勢を考えると、本学と同程度の規模を有する大学と比較して、編入学受験者及び転部・転科の試験を受ける学生が非常に少ないと考えられる。工学部では、本学の編入学試験が他大学工学部の編入学試験実施時期に比べて遅いことも理由の一つと考え、工学部の編入学試験の早期実施を関係委員会に要望している。当面は、編入学試験の活用を工業高等専門学校、各種専門学校及び短期大学に積極的に働きかけ、受験生の増加に努めているが、必ずしも効果が現れてきていない状況である。一方では、工学部への編入学に対する社会的要請の低下が背景となっているという根本的な問題もあり、編入学定員の削減も選択肢の一つと考えられる。今後とも社会情勢を十分に把握しながら、将来の学生動向を見据えた対策を講じて行く必要がある。

教養学部

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

学生募集は大学の広報の一環としての従来からの募集のほかに、近年は県内外の高校訪問、学部独自のホームページやブログの立ち上げ、季刊教養学部の発刊、各種講演会、フォーラムの企画など、多様な広報活動を通じて行われており、応募者の獲得につながっていると考えている。

入学者選抜方法は、一般入試（定員の約５割）、学業推薦、付属校推薦（合算して定員の４割強）、残りがAOとセンター利用入試（定員の２割）である（大学基礎データ表13）。実際の入学者の内訳でみると、年度によっては学業・付属校推薦入試とAO入試で定員の６割を超える学科もあり、内訳の学科間の違いは比較的大きい。

これらの複数の選抜方法による選抜は、おおむね良好に機能している。学業推薦と付属校推薦入試に関しては指定したレベルをクリアした成績の生徒が推薦されてきており、AO入試でも入念な面接により、それぞれの学科の特性に合致した受験生の選考が行われてい

る。一般入試は学部共通の試験科目を主にして行われるが、センター試験利用入試では利用できる科目の幅が大きいため、多様な志向性の学生の選別が可能となり、教養学部の理念からも好ましい。

(2)入学者受け入れ方針等

ア　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

学部の受け入れ方針として明文化されたものはないが、AO入試などにおいては、特定の分野に特化した関心よりも、より広い視野で物事を受け止める資質などが重視されてきたと言える。今後学業推薦指定校などとも密接に協議し、従来以上に学部学科の教育理念等を踏まえた推薦が行われるよう連携に努めたい。

イ　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

カリキュラムと選抜方法との間には、現在は強いリンクはない。今後、言語文化学科が、高校在学中にフランス語やドイツ語などを履修した学生に、入学枠を設定する可能性や、情報科学科が、高校在学中に情報関連の資格を取得した学生を対象に、入学枠を設定する可能性などは十分考えられる。

ウ　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

教養学部の一般入試の試験科目は、従来から英語が必須、残りは国語・社会・数学から２科目選択の計３科目であり、そのうち情報科学科は英語のほかに数学も必須という組み合わせで試験を行ってきた。人間科学科、言語文化学科、地域構想学科ではカリキュラムとの関連上の課題は特にないが、情報科学科の場合この試験科目の構成などから文系色の強い学科と受け止められることが多かった。現実には教員が主に理学部や工学部出身者で、理系色の強い学科であり、入学後のカリキュラムとの一貫性に欠けるきらいがある。大学入試センター試験利用入試の導入や、平成20(2008)年度より予定される入試方法の改正により、このような問題が緩和されることが期待される。

(3)入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性

入学者選抜試験は全学入試実施委員会と全学入試管理委員会の管理下で、入試課職員と入試センター所員で構成される入試業務要員、試験監督、及び採点委員とで実施されている。学部学科が関与するものとしては試験科目の選定、入試判定が主要なものである。

イ　入学者選抜基準の透明性

入学者選別基準は受験ガイドに明示されている。実際の判定においても入試管理委員会に提出された成績一覧に基づいて判定が行われる。

ウ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

上記の体制により、結果の公正性、妥当性は確保されている。AO 入試においても面接、小論文採点いずれも複数の委員が担当することで、恣意的な判定となることはない。

(4)入学者選抜方法の検証

ア　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

本学では、毎年の一般入学試験（前期日程・後期日程）の入試問題について、県内の複数の高校に評価を依頼している。具体的には、４月中に入試問題１セットを高校に送り、各科目担当の先生方に、それぞれの入試問題の設問ごとにコメントをもらうとともに、５段階評価をしてもらう。その評価を５月末までに返送してもらい、本学入試部で整理・分析した上で、６月に行われる次年度入試に向けた「一般入試問題作成主任者会議」にその結果を提示して、各科目の作成主任者の参考にしてもらうという段取りをとっている。高校の現場からの評価は、入試問題作成にとって大変有意義である。好意的な評価が多かった出題傾向については、出題者も意を強くすることができるし、消極的な評価があった出題については、具体的なコメントをもとに見直しが可能となる。また、最近は、出題者が高校からの評価を強く意識するようになっており、特に新傾向の出題をした場合などは、高校からの反応に注意深く対処している。

このように、入試問題に対する高校からの評価を積極的に受け入れていることは、単にいわゆる難問・奇問を排除するということにとどまらず、高校教育と大学教育との連携・連続性を充実させるという側面においても大いに効果を発揮していると考える。特定の、いわゆる進学校を対象とする大学と異なり、本学は多様な高校から学生を受け入れる大学であり、そこに本学の理念がある。したがって、入試問題の検証についても、より多くの高校からの評価や具体的な指摘を受けることが理想である。今後の検討課題である。

イ　入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

学部独自の入試方式ではないため、学部として学外から意見聴取することはないが、他大学の選抜方式等を参考として改善のための提言を行う姿勢は必要である。

(5)アドミッションズ・オフィス入試

ア　アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

受験ガイドに学科ごとの判定基準を詳細に掲示し、複数の委員が担当して２度にわたる面接と小論文とで選別している。判定が学業成績に偏りすぎていないかとの高校からの指摘もあるが、AO 入試の経験を積むことで本来の趣旨をより重視した判定がなされるものと考えられる。そのためには入学後の学業の評価と AO 入試における判定との相関を検討していく必要がある。学部独自の取り組みとして、言語文化学科における仏・独・中などの英語以外の言語科目履修者、情報学科における情報処理技術の資格取得者などの受け入れが、今後検討されるものと考えられる。

(6)入学者選抜における高・大の連携

ア　推薦入学における、高等学校との関係の適切性

従来は入試部の判断で県内及び近県の高校に学業推薦枠を配分していたが、中には推薦枠を一度も利用しない高校もあった。平成 20(2008)年入試から３割を限度として学部独自に推薦枠を配分することができるよう変更されたため、今後は高校との緊密な連携をもとにきめ細かな選別が行われるものと期待している。

イ　入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

AO 入試や推薦入試において、調査表中の各教科の５段階評価値や評定平均値はそれぞれの高校によるばらつきが大きいため、選抜のための客観的な指標とはなりにくい。そのためそれらの値を参考とする場合には、それぞれの高校の従来のレベルを念頭において評価することになる。調査表から読み取る情報としてより重視されるのは各教科への志向性(向き不向き、好き嫌い）であり、また３年間の高校生活や人物、人柄についての教師の評価である。

ウ　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

オープンキャンパスや各種の資料配布を介して、高校生に学部学科の特徴などの周知を図っており、オープンキャンパスで質問にきた高校生には学科の教員が十分な時間をとり丁寧に説明を行っている。このような指導は、従来の学部学科とは異なる教育理念を掲げ、異なる教育研究体制をとっている教養学部においては特に重要であり、限られた情報、限られた時間で限界はあるにせよ、現状ではおおむね適切に行われている。

(7)夜間学部等への社会人の受け入れ

ア　夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

現在教養学部では夜間開講による社会人の受け入れは行っていない。

(8)科目等履修生・聴講生等

ア　科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

教養学部における受け入れに際しては、履修を希望する理由、関連した教科の履修状況等の確認、シラバスの内容の提示などを行っており、適切性と明確性には特段の問題はない。

(9)外国人留学生の受け入れ

ア　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

留学生の受け入れは全学共通の体制で行っており、教養学部としての特記事項はない。外国人留学生特別入学試験の入試判定は、日本学生支援機構が実施する日本留学試験の成績と本学で実施する小論文、面接で行われており、外国における大学前教育等の成績は判定には用いられていない。また、外国人が海外の大学で単位を取得している場合、その認定基準は現在設けられていない。海外の大学に在籍したまま短期に留学する学生については、それぞれの協定校との合意事項が受け入れ条件となる。

(10)定員管理

ア　学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

平成18(2006)年5月時点では人間科学専攻、言語文化専攻、情報科学専攻の編入学定員は3名で、各専攻の収納定員はそれぞれ146名、146名、126名となる。これは専攻時代の入学定員の2倍に6名加算した数である。従来、編入学定員数の妥当性について十分な議論はなされていない。

人間科学科

次の表は、平成18(2006)年5月1日現在の人間科学科の入学定員・入学者数と収容定員(編入学定員を含む)・在籍者学生数及び過去5年間の推移について示したものである。なお、人間科学科は平成17(2005)年度より学科に改組され定員を100名としているが、それ以前は専攻として定員70名であった。

人間科学科（専攻）過去５年間の入学定員・入学者数・収容定員・在籍学生者数

年度	平成 14 (2002)	平成 15 (2003)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)
入学定員	70	70	70	100	100
入学者数 (入学定員比)	91 (1.30)	80 (1.14)	86 (1.23)	158 (1.58)	108 (1.08)
収容定員	286	286	286	316	346
在籍学生数 (収容定員比)	345 (1.21)	339 (1.19)	332 (1.16)	412 (1.30)	439 (1.27)

過去５年間の平均在籍学生数は 373.4 名で収容者定員の約 1.23 倍である。入試において、一般入試の正規合格者数を過去３年間の歩留り率から算出しているため、この予測が大きく異なった場合に、入学者数も大きく変動するという問題点が存在する。平成 17 (2005) 年度には学科昇格・定員増に伴い、従来の予測が適合せずに大幅な入学者増となった。しかしながら、次年度以降の正規合格者数の調整により、全体の在籍学生数が適正となるように努力している。

現在までのところ、できる限り適切な在籍学生数となるよう合格者数の調整を行っているが、歩留り率の精度をさらに上げるよう努める必要がある。

言語文化学科

過去５年間の在籍学生数及び学生収容定員に対する比率は、次のとおりである（平均比率 1.25）。

言語文化学科（専攻）過去５年間の入学定員・入学者数・収容定員・在籍学生者数

年度	平成 14 (2002)	平成 15 (2003)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)
入学定員	70	70	70	100	100
入学者数 (入学定員比)	86 (1.23)	82 (1.17)	85 (1.21)	121 (1.21)	135 (1.35)
収容定員	286	286	286	316	346
在籍学生数 (収容定員比)	374 (1.31)	370 (1.29)	336 (1.17)	381 (1.21)	431 (1.25)

許容範囲ぎりぎりの比率である。講義形式授業の開講コマ数をある程度抑えることを通じて、演習や実習の開講コマ数（さらには実質担当者数）を多めに設定しているため、専攻（学部）が「看板」とする少人数教育体制は、演習・実習において維持される。

改組以前から比較的高比率であることの背景には、本学科（及び本学部）の受験生ニーズに対する対応ということがある。このことは、学部改組に際して収容定員を増やした理由の一つでもある。

情報科学科

過去５年間の入学者数、収容定員、在籍者数を以下に示す。在籍者数は収容定員に対して過去５年間の平均で 1.28 倍である。

情報科学科（専攻）過去５年間の入学定員・入学者数・収容定員・在籍学生者数

年度	平成 14 (2002)	平成 15 (2003)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)
入学定員	60	60	60	100	100
入学者数 (入学定員比)	72 (1.20)	72 (1.20)	84 (1.40)	145 (1.45)	120 (1.20)
収容定員	246	246	246	286	326
在籍学生数 (収容定員比)	311 (1.26)	311 (1.26)	313 (1.27)	377 (1.32)	424 (1.30)

平成 18 (2006) 年度の情報科学科の各学年の在籍学生数を次の表に示す。在籍学生数は収容定員の 1.30 倍であり、２年次の学生数が多いのは、平成 17 (2005) 年度に入学した学生が定員の 1.45 倍と非常に高かったためである。

	平成 18 (2006)	比率
１年	120/100	1.2
２年	144/100	1.44
３年	85/63	1.42
４年	75/63	1.25
在籍学生数計	424/326	1.30

増加の主因は、入試合格者歩留まりの見積もり違いなどにも起因する。この定員より多い年次の時の授業、特にコンピュータ実習も収容施設でできるように最大限の努力を払ってきた。情報科学科ではコンピュータの実習が必須である。そこで入学生の数を実習の限度以上にならぬよう配慮が必要である。

学科の定員増に伴い新たな実習室を設け、超過した学生も含めてかろうじて全員を収容して実習を行う体制ができた。今後も情報科学科は、IT 関係の技術者を社会に供給する組織の一つとして、設備の整った環境を目指し、地に足のついた実効の上がる教育を心がけたい。

地域構想学科

地域構想学科の過去２年間の入学定員・入学者数・収容定員・在籍学生者数は以下のとおりである。なお、当学科は、平成 17 (2005) 年度に開設されたため、２年度分のデータしかない。

年度	平成17(2005)	平成18(2006)
入学定員	100	100
入学者数 (入学定員比)	129 (1.29)	125 (1.25)
収容定員	100	200
在籍学生数 (収容定員比)	129 (1.29)	253 (1.27)

外部評価の基準からすれば、許容範囲を超えているが、演習や実習の開講コマ数（さらには実質担当者数）は少人数教育が実現できるよう設定されている。

今後は、適切な在籍学生数となるよう、合格者数に関する歩留り率の精度をさらに上げるよう努める。

イ　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

人間科学科

表１は、平成14(2002)年から平成18(2006)年５月１日現在まで５年間の人間科学科（専攻）における入学定員・入学者数及び超過率を示したもので、表２は同様に収容定員・在籍学生数及び超過率を示したものである。

なお、人間科学科は平成17(2005)年度より学科に改組され定員を100名としているが、それ以前は専攻として定員70名であった。

表１　人間科学科（専攻）における入学定員・入学者数及び超過率

年度	平成14 (2002)	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)
入学定員	70	70	70	100	100
入学者数	91	80	86	158	108
超過率	1.30	1.14	1.23	1.58	1.08

表２　人間科学科（専攻）における収容定員・在籍学生数及び超過率

年度	平成14 (2002)	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)
収容定員	286	286	286	316	346
在籍学生数	345	339	332	412	439
超過率	1.21	1.19	1.16	1.30	1.27

平成17(2005)年度には学科昇格・定員増に伴って従来の予測が適合せず、入学者数については入学定員の1.58倍という大幅な超過を示した。他方、定員超過にならないよう歩留

り率を低く見積もると、場合によっては入学者が定員に達しない可能性もあり、単一年度内だけでの調整は難しい。そのため、平成18(2006)年度には歩留まりの見積もりを控えて、入学者数ひいては在籍学生数の適正化に努めた結果、４年生までの収容定員に対する在籍学生数の比率は1.27倍にまで修正することができた。

しかし、これでも外部評価の基準を超過しているため、上記のとおり、今後とも数年間にわたる正規合格者数の調整により、全体の在籍学生数が適正となるように努力を続ける。

言語文化学科・情報科学科・地域構想学科

前項の各表に示したように、入学定員に対する在籍者数の超過率は、５年間の平均（地域構想学科は２年間）で言語文化学科 1.25 倍、情報科学科 1.28 倍、地域構想学科 1.28 倍である。

定員超過にならないように歩留り率を低く抑えると、定員確保が困難になる可能性もあり、年度内だけでの調整は難しい。一方、安定した予算編成には、単年度での入学者数を減らすことは望ましくないのでジレンマがある。

今後は、在籍者数が定員の1.25倍以内に収まるよう、実入学者数を調整する。

ウ　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

前々項で述べたように、教養学部では在籍学生数の収容定員に対する超過率は、他学部に比べて高いが、この背景には本学部の受験倍率の高さと合格者の歩留まり率の高さがある。これらに関しては、学部内に「将来構想委員会」を設置し検討している。この委員会では、柔軟に課題を取り上げることができ、十分機能していると考えられ、委員会の更なる活用を図りたい。

エ　恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性

教養学部は、従来幸いにして著しい欠員が生じる状況にはない。

(11) 編入学者、退学者

ア　退学者の状況と退学理由の把握状況

退学者数は年間で数パーセント以下であり、退学理由は進路変更が多い。進路変更に至った経緯などの把握は十全にはなされてこなかったが、今後は学部学科の改善のための貴重な手がかりと位置づけ把握に取り組むことになる。

イ　編入学生及び転科・転部学生の状況

編入学や転学部転学科の出入りのバランスからは、いずれの学科においても出る数より

も入る数のほうが多い。そのため退学等による減少が編入学、転学部転学科によってほぼ補填される結果となっている。

２．大学院研究科における学生の受け入れ

文学研究科

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

学生募集は、６月と９月に本学学部生を対象とした在学中の成績による学内推薦特別選考入試を実施している。なお、本選考は従来６月に１回実施してきたが、６月の段階では４年次前期の成績が未定であり、また大半の学生は希望進路が未確定であるため、平成18(2006)年度より秋期（９月下旬～10月上旬）にもう１回実施することになった。９月と２月の一般学生を対象にした一般選考及び社会人を対象にした社会人特別選考と年に４回行っている。受験生のために『大学院学生募集要項』を発行している。また過去に行われた入試問題は公開している。

英語英文学専攻

平成12(2000)年度より入学試験の内容に若干変更を加えた。博士課程前期課程の主要な改正点は、英語の読解力を重要視したこと、専門知識の詳細よりも英文で書かれた専門領域記述の読解力を試すことができる出題にしたことの２つである。後期課程も、従来は修士論文と今後の研究テーマに関してのみであったが、ここでも専門領域の読解能力をテストする問題を出題することにし現在に至っている。

本学学部生を対象とする在学中の成績による学内推薦特別選考入試も、対象を英文学科のみでなく、他学部にも枠を広げている。また、この入試は、平成18(2006)年度から２回実施したが、第１回目３名、第２回目１名の合格者が出た。しかし、他学部からこの制度を利用した入学者は今のところない。

社会人に対しても平成10(1998)年度以降門戸を広げており、平成14(2002)年以降では前期課程に２人を受け入れた。しかし、現職教員のリカレント・コースないし専修免許取得コースとしての社会人枠の利用を期待しているが、十分に利用されているとは言いがたい。

ヨーロッパ文化史専攻

入学者選抜方法については、博士課程前期課程の場合、６月と９月の特別選抜はこれまで取得した語学科目と専門科目の平均点が一定の基準（平均75点以上）に達した優秀な学生に対する学内選考である。９月と２月の一般選考は、外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語の１科目）、専門科目（キリスト教史領域又は西洋史領域から１科目選択）、口述試験の総合点で判定される。特に口述試験は、論文及び研究計画書に基づき専門分野に関する基礎学力について試問する。

また、後期課程の場合、外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語の内から２科目選択）、

専門科目（キリスト教史領域又は西洋史領域から１科目選択）、口述試験の総合点で判定される。特に口述試験は、論文及び研究計画書に基づき専門分野に関する基礎学力について試問する。社会人特別選考の場合、修士論文及び研究計画書に基づき専門分野に関連する基礎学力について試問する。

後期課程の語学試験については、最近の学生のレベルを考えると、２科目受験ということがかなりの負担となっていることが分かった。社会人学生の語学能力を試験することがないために、入学後かなり苦労している場合が出てきている。本専攻の場合には、語学能力の維持ということが欠かせない。入学後に語学能力を高めるための科目の導入など、新たな措置を考えていく必要があろう。

アジア文化史専攻

一般選考では、専門科目試験・外国語科目試験・面接口述試験を課して、その成績によって合否を判定し、社会人特別選考では、口述試験の成績と書類審査によって合否を判定している。後期課程は、年１回の一般選考と社会人特別選考を実施している（春期の前期課程試験の翌日）。一般選考では、修士論文などの提出もしくは専門科目試験・外国語科目試験・口述試験を課して、その成績によって合否を判定し、社会人特別選考では、口述試験の成績と書類審査によって合否を判定している。募集方法・試験期日・選抜方法はいずれも適切であると考えるが、社会人特別選考にも外国語科目試験を課すべきか検討中である。

(2)学内推薦制度

ア　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

英語英文学専攻

前期課程の入試について、学部３年次までの成績優秀（平均 80 点以上）の本学の４年生に対して、研究計画書をもとに基礎学力について試問する制度を導入している。この制度により、平成 14 (2002) 年度は３名、平成 15 (2003) 年度は５名、平成 16 (2004) 年度は２名、平成 17 (2005) 年度は５名、平成 18 (2006) 年度は４名が入学している。勉学意欲の高い学生にとって、入学への強い動機づけになっている。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程の入試について、外国語講読と演習の平均点が一定の基準（75 点以上）に達した本学の４年生に対して、研究計画書をもとに基礎学力について試問する制度を導入している。この制度で入学した学生は、平成 14 (2002) 年度２名、平成 15 (2003) 年度１名、平成 16 (2004) 年度１名、平成 17 (2005) 年度１名である。

過去の問題と学内推薦の基準を公開したため、この制度は、学部学生に対して大学院進学の動機づけとしてかなりの効果を持っている。

アジア文化史専攻

口述試験と書類審査により合否を判定している。学業成績が所定の水準以上でなければならず、かつ指導教員の推薦も必要であり、成績優秀者の入学を促すためにも適切な方法であるが、実施回数を２回に増やしたことによって学生の志望にも応じやすくなったと言えよう。

(3)門戸開放

ア　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

英語英文学専攻

学内推薦制度は、本学の英文学科の学生に限らず他学部学生にも「門戸解放」しているが、今のところない。他大学には、もちろん「門戸開放」をしている。平成15(2003)年度に他大学から１名の受験があったが、不合格であった。社会人枠では、平成15(2003)年に１名受験し合格、平成17(2005)年に１名受験したが不合格であった。後期課程への受験者はいない。積極的・組織的な他大学・大学院への情報提供が必要である。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程において、平成10(1998)年度入学１名、平成11(1999)年度１名、平成12(2000)年度２名と毎年該当学生がいる。本専攻の設置がいまだ周知されていないことが、受験生が少ないことに結びついていると思われる。今後はインターネットなどを通じたより積極的な広報活動を展開する必要がある。

アジア文化史専攻

門戸を十分に開放している。現在までのところ、東北福祉大学・帝京大学・中央大学・立命館大学・国士舘大学・山形大学・大妻女子大学・武蔵大学の卒業生が本専攻前期課程に入学しており、後期課程には福島大学大学院・青山学院大学大学院の前期課程修了者が入学している。ただ、他大学・他大学院へのアピールは専ら教員の個人的努力に負うところが多く、今後は組織的に各大学・各大学院に情報提供を行わねばならないと考えている。

(5)社会人の受け入れ

ア　社会人学生の受け入れ状況

英語英文学専攻

上記「(３) 門戸開放　ア. 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況」を参照。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程は、平成14 (2002)年度１名、平成15(2003)年度０名、平成16(2004)年度０名、平成17(2005)年度１名で、計２名を受け入れている。後期課程は受験者がいなかった。社

会的ニーズからすると、決して十分な数とは言えない。その一つに社会人特別選抜の存在、その選抜方法について知れわたっていないことが考えられるので、パンフレットの作成などを行うとともに県や市の教育委員会などに積極的に働きかける必要があろう。

アジア文化史専攻

前期課程：平成 14 (2002) 年度入学者１名（公立高校退職者）、平成 16 (2004) 年度入学者２名（仙台市非常勤職員１名、東北学院大学図書館職員１名）。後期課程：平成 18 (2006) 年度１名（公立高校教諭）。近年、漸減傾向にあるので、社会人学生増加の対策を早急に検討する必要がある。

(6) 科目等履修生、研究生等

ア　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

学則に定められていて、受け入れ態勢は整っている。今後は社会人のニーズに応えるために、受講単価を安くするなどして、一般教養の向上を目指す人々の受け入れを拡大する必要がある。

(8) 定員管理

ア　収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

英語英文学専攻

現員と定員の充足率は以下のとおりである。

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 度	平成 18 年度
前期課程	定員 (20 名)	8	11	12	13	14
	率 (%)	40	55	60	65	70
後期課程	定員 (9 名)	4	2	1	2	3
	率 (%)	44	22	11	22	33

定員に対する充足率は微増しているが、十分とは言えない。充足率を上げるためには、分野を広げ、学生の多様なニーズに応えようとする教育課程の改定も一つの可能性である。また、前期課程の平成 14 (2002) 年度から平成 17 (2005) 年度までの学内推薦特別選考入試を除く、入試の合格率は、21％と低い。不合格者の中には、他大学院に合格している者も複数いる。今後検討に委ねられる余地があるかもしれない。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程の定員５名のうち、入学者は平成 14 (2002) 年度６名、平成 15 (2003) 年度３名、

平成 16 (2004) 年度１名、平成 17 (2005) 年度２名、平成 18 (2006) 年度３名であり、後期課程の定員２名のうち、入学者は平成 14 (2002) 年度１名、平成 15 (2003) 年度２名、平成 16 (2004) 年度０名、平成 17 (2005) 年度１名、平成 18 (2006) 年度０名であった。

前期課程の入学希望者が減少している傾向が見られる。前期課程への入学希望者は教員志望が多いが、教員採用が非常に困難な状況にあるので、教員志望の院生向けの対策をとる必要がある。また、後期課程はより就職が困難な状況にあるので、今後定員を確保すること自体が問題となる可能性がある。前期課程、後期課程を通じて就職に関しても全学的に対策を考え、その取り組みを公開する必要があろう。

アジア文化史専攻

前期課程は、１学年の定員５名に対して在籍学生数は、平成 14 (2002) 年度 23 名、平成 15 (2003) 年度 18 名、平成 16 (2004) 年度 18 名、平成 17 (2005) 年度 15 名、平成 18 (2006) 年度 18 名であり、定員のほぼ２倍で推移している。担当教員が 15 名であることを考えると、あるいは定員増を考慮しなければならないと思うが、近年、入学者は漸減傾向にあるので慎重に検討したいと考える。

後期課程は、１学年の定員２名に対して在籍学生数は、平成 14 (2002) 年度７名、平成 15 (2003) 年度９名、平成 16 (2004) 年度９名、平成 17 (2005) 年度８名、平成 18 (2006) 年度８名であり、就職状況が厳しいことから若干定員オーバー気味ではあるが、おおむね適切といえよう。

経済学研究科

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

学生募集は、一般選考、特別選考及び社会人特別選考を実施している。

一般選考は、本学、他大学の学生を対象に、９月と２月の２回実施し、２つの専門科目、１つの外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうちいずれか１つ、他大学出身外国人は日本語）の各筆記試験と面接及び口述試験（研究計画書に基づく）で行われている。

特別選考は、本学の学生を対象にした、推薦入試制度（出願時の学部既修得科目の成績の平均点 75 点以上、研究計画書、面接、教員の推薦書）で、６月と９月に２回実施している。

社会人特別選考は、大学卒業資格を持ち、企業や官公庁に勤務し、所属長の推薦を受け、在職のまま研究できるもの、あるいは、３年以上の社会人経験を有するもの（主婦を含む）を対象に、研究計画書と口述試験で、９月と２月に実施される。

外国人特別選考は、文部科学省が各国で実施した留学生試験に合格した（外国人日本語能力試験１級）国費外国人留学生を対象に２つの専門科目と日本語の筆記試験、面接及び口述試験によって行われる。なお、私費留学生については、一般選考が適用される

が、他大学の出身の場合は、外国語に関しては、日本語を選択させている。

学生募集の方法は、多様な対象、入試機会を与えている点で適切である。今後の課題は、このような制度・体制があることを、いかに広く知らせるかである。また、入学者を増やすことは必要だが、入試選抜方法を緩和することには限界がある。ある一定レベルの修士論文を書いてもらうためには、現状の選抜方法を踏襲する必要があると思われるからである。将来、社会人が抱える経営上の問題を解決するための制度を導入し、問題解決型社会人修士も考慮する必要があるかもしれないが、今後の課題である。

(2)学内推薦制度

ア　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

学内推薦制度を利用して、入学する学生は、平成18(2006)年12月現在で、経済学専攻3名、経営学専攻1名が既に決定されているが、特に、経営学専攻は設立(平成14[2002]年)されて間もないことから、十分に知られていない可能性もある。推薦制度そのものは、上記の入試選抜方法の内容から、適切と言える。

学内推薦制度が十分知られていないこと、また、大学院に入学することの意義を十分に理解していない可能性があるため、広報活動が必要である。そのため、平成15(2003)年から、新3年生及び新4年生に対して、大学院のガイダンスを3月と4月に行っている。また、大学院入学時の校納金支払いを軽減するために、本学出身者に対して、入学金を免除することを検討していたが、平成19(2007)年度入学生から入学金を免除することが決定された。また、規定の学習年限内に在籍する大学院学生に対して一定の給付奨学金が授与されることも決定された。

(3)門戸開放

ア　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

大学院の案内及び募集要項は、広く広報され、他大学・大学院の学生に門戸を開放している。他大学出身者が相当数、入学している。平成17(2005)年度には他大学の工学部出身者で、社会人特別選考出身者が、優秀な成績で修了している。

他大学などに対する学生に広く門戸を開放していることは評価され得ることである。今後は、魅力あるカリキュラム、スタッフの充実を通じて、さらに充実した専攻にすることが必要である。

(4)飛び入学

ア　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

現在、経済学研究科においては、「飛び入学」制度は、実施していない。学部との連携を考え、将来の検討課題としている。

(5)社会人の受け入れ

ア　社会人学生の受け入れ状況

各年度の社会人入学者数は、平成 14(2002)年度に５名、平成 15(2003)年度に６名、平成 16(2004)年度に５名、平成 17(2005)年度に３名、平成 18(2006)年度に５名である。平成 19(2007)年度に入学が決定している社会人学生は平成 18(2006)年 12 月現在で４名である。社会人は、企業における経験の中から、問題意識を持ち、理論的根拠を得たい、あるいは問題を追及したいなどの意欲から、積極的に研究している。教員が、彼らの経験を尊重しつつ、経験したことが必ずしも正しいとは限らないことを研究で気づかせること、及び、最新の問題意識から、彼らが、研究を開始することは、教員、大学院学生の双方に意義がある。

今後も、積極的に社会人を受け入れていく方針である。今後数年内に、カリキュラム、スタッフの充実、広報活動の充実に取り組んでいきたい。

(6)科目等履修生、研究生等

ア　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

現在のところ、門戸は開かれており、平成 13(2001)年度から平成 18(2006)年度の間に数人の研究生がいた。さらに、広報活動及び新たな対策を考えている。

(7)外国人留学生の受け入れ

ア　外国人留学生の受け入れ状況

平成 18(2006)年５月現在、経済学専攻博士課程後期課程に１名（中国から）がいる。

イ　留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

経済学研究科に入学を志願する外国人には、独自に学力検査を実施し、その入学を経済学研究科及び大学院委員会で決定することになっている。したがって、特に、本国地での大学教育・大学院教育の内容・質を認定し、学生受け入れ・単位認定した事例はない。

(8)定員管理

ア　収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

大学院学生の収容定員は、経済学専攻前期課程が 16 名、経営学専攻修士課程が 16 名、経済学専攻後期課程が６名である。平成 18 (2006) 年度における在籍者数は、経済学専攻前期課程が 15 名（在籍比率 94%）、経営学専攻修士課程が２名（在籍比率 13%）、博士課程が４名（67%）である。経済学専攻においてはほぼ定員を充足していると言ってよい。経営学専攻における定員への充足率の低さが顕著であるが、経営学専攻におけるカリキュラムに租税法等の科目を設置したところ、平成 18 (2006) 年 12 月時点で平成 19 (2007) 年度入学者は既に５名おり、改善の方向に向かっていると言える。収容定員に対して入学者が少ない状況であり、今後さらに充実させる必要がある。さらに、大学院入学案内の内容、カリキュラム、スタッフの充実、広報活動の充実（大学院入学ガイダンスの更なる充実など）に努めていく。

法学研究科

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

前期課程は、一般選考、特別選考に加えて、社会人特別選考も実施している。一般選考は、すべての大学の学生、卒業生などを対象に、秋季入試（９月末から 10 月初め）と春季入試（翌年の２月末）と２回に分けて実施される。社会人を対象とした社会人特別選考は、一般選考と同時に行われる。一般選考と社会人特別選考の募集方法は、各大学に募集要項の掲示を依頼するとともに、学内外にポスターを掲示する。インターネットのホームページも利用されている。特別選考については、別項で述べる。

入学者選抜方法は、一般選考の場合、専門科目２科目及び外国語科目１科目（英独仏語から選択）の筆記試験、口述試験並びに面接により行われる。社会人特別選考は、口述試験のみである。口述試験では、「研究計画書に基づき専門分野に関連する基礎学力について試問する」（募集要項）。社会人特別選考の場合、提出書類としての「研究計画書」は、一般選考（800 字以上 1200 字以内）よりも長文のもの（1200 字以上 2000 字以内）を課している。後期課程は、一般選考のみで、春季に外国語２科目（英独仏語から選択）と口述試験による選抜が行われる。募集方法は、前期課程と同様である。

一般選考では全受験者に外国語の受験を課している。このことは、大学院の目的からみて、望ましいあり方と考えている。専門科目についても、２科目の受験を課している。これも適切であると考える。他方、外国語の受験を課すことによって、研究職ではない専門職業人を目指す受験者の一部を大学院から遠ざけているのではないかという指摘もある。しかし、一定水準の外国語能力は、専門職業人を目指す場合にも必要であると考える。

前期課程一般選考では、外国語科目を中心にこれまで改善・改革を続けてきた。平成 19 (2007) 年度選考からは、辞書の利用にも冊数に制限を設けず（ただし、電子辞書の使用

は認めていない)、かつ、各外国語とも出題２問中１問選択解答方式（これまでは両問とも解答）とするなど、外国語科目の負担軽減措置が講じられている。その結果として、外国語科目の成績により合否が決まることが多く見られた従来の選抜方式と比べ、専門科目の成績をより重視する選抜が可能になった。これは、将来、研究職を希望しない受験生が圧倒的部分を占める本法学研究科においては、適切な改善措置であると考える。

後期課程一般選考においては、従来は外国語受験科目１科目についてのみ辞書の使用を認めていたが、平成19(2007)年度選考から外国語受験科目２科目とも辞書（電子辞書を除く）の使用を認め、かつ、外国語２科目の平均点が60点以上を合格とすることとなった。これらの措置は、後期課程においても専門科目を重視し、外国語科目の比重を軽減することにより、より多くの前期課程修了者に後期課程進学の機会を提供することを目的としたものである。

今後の改善点としては、学生の募集方法に関して、ホームページをさらに活用する方向での広報活動を強化していく必要があると思われる。

(2)学内推薦制度

ア　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

本研究科の特別選考は、「本学法学部学生及び卒業生で学部成績の優秀な者」を対象に行われる。前記「学部成績優秀な者」についての基準は、在学生については学部３年までの成績が、卒業生については最終学年までの成績が、次の基準に該当する者をいう。

・専門科目の成績：単位取得科目につき、平均75点以上
・外国語科目の成績：必修科目につき、平均 80 点以上（ただし、研究者志望でない場合には平均点75点以上）

（以上、本研究科「内規に関する申し合わせ」）

特別選考による入学判定は、「学部成績表、研究計画書、法学部教員の推薦書及び面接の結果を総合して行う。」（本研究科内規）。

この制度による入学者は、入学後も好成績を残している。この制度は、優秀な学生を大学院に進学させ、大学院の所期の目的を達成する上で役立っていると言える。平成19(2007)年度選考より、従来６月から７月にかけて実施していた特別選考に加えて、９月にも特別選考を実施することになり、特別選考による入学機会が年２回に増えた。

(3)門戸開放

ア　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

平成14(2002)年度から平成18(2006)年度までの前期課程在学生27名のうち、本学学部卒業生は18名である。同期における後期課程在学生は２名とも本学学部卒業生である。外国の大学の卒業生を受け入れたことはない。

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況は、十分ではないと言わなければならない。他大学・大学院からのしかるべき志願者が少ないところに問題がある。外国人留学生を受け入れたことがない点については、法制度の違いもあり、やむを得ない面もある。

ホームページを使った広報の強化のほか、外国人留学生のための特別選考制度についても検討することも必要であろう。

(4)飛び入学

ア　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

従来、前期課程への入学などの資格として、「飛び入学」を認めてきた。しかし、前期課程への「飛び入学」を認める要件としての「所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本大学院において認めた者」についての基準が、研究科ごとに定められているだけで統一性に欠けるところがあり、また、「飛び入学」した学生が前期課程を中退した場合には、当該学生は大学学部も中退した扱いとなるなど、制度上の矛盾点がこれまで指摘されてきた。

そこで本学では、「飛び入学」に加えて、４年未満の在学期間で卒業できる「早期卒業」制度を導入した。ただし、「飛び入学」「早期卒業」のどちらが有利であるかは、個々の受験者によって異なるから、大学院を受験する者が２つの制度のどちらを利用することが多いかは、予測が難しい。

(5)社会人の受け入れ

ア　社会人学生の受け入れ状況

平成 10 (1998) 年４月から昼夜開講制、社会人入試を導入した。前期課程の定員（20 名）には変更を加えていない。平成 14 (2002) 年度以降の入学者は次のとおりである。平成 14 (2002) 年度６名、平成 15 (2003) 年度０名、平成 16 (2004) 年度０名、平成 17 (2005) 年度１名、平成 18 (2006) 年度２名。従来、税理士資格取得を目的とした入学者が多く見られたが、税理士法の改正に伴い、その数は減少した。現在では、会社業務に役立てるという実務的目的や、法律学の更に深い理解という研究目的による入学者が多数を占めている。また、法務研究科が設置された現在、法学研究科では法曹以外の法律専門職業人の養成と再教育にも力を入れている。その一環として、平成 16 (2004) 年度より日本行政書士連合会との共催による「行政書士のための特設講座」を開催してきた。これは、東北５県の司法書士 50 名を対象とした大学院前期課程相当の講座で、「家事審判法」、「行政救済法」（各２単位相当）という行政書士実務と密接に関係した科目の講義を、９～12 月期の土曜日にそれぞれ 15 回程度実施してきた。

社会人学生は、法学部以外の学部の出身者が通常である。また、外国語の試験を受けずに入学する。そのため、授業実施上、多少困難な問題が生じている。他方、社会人入学者は既に専門職業経験を有するものが少なからずおり、概して社会経験が豊富である。また、

一般に向学心が強い。それにより社会人学生は、一般学生の勉学はもとりより、教員の研究にとっても良い刺激となっている面も認められる。

「行政書士のための特設講座」に関しては、最初の２年間は定員を上回る受講希望者があったが、３年目の平成 18(2006)年度には受講希望者が 19 名へと激減した。需要を既に満たし同講座の役目は終わったとも考えられるが、講座終了後に受講者に対して実施した同講座に関するアンケート調査の結果は、今後とも講座の継続を望む意見が依然として強いこと示している。そこで、「行政書士のための特設講座」を継承・発展させるべく、平成 19(2007)年度からは、受講定員を 10 名程度にまで絞り、同講座を予定されている「東北学院大学社会人学び直し教育プログラム（仮称）」の一環として実施することが、法学研究科委員会で承認されている。

社会人学生に役立つ授業科目を増やす観点から、カリキュラムの見直しが緊急の課題であったが、それへ向けてのささやかな第一歩として、平成 17(2005)年度からは、「法律学応用特殊講義」を新設し、平成 18(2006)年度にはこれを「法律学応用特殊講義Ⅰ」とし、「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設した。

(6)科目等履修生、研究生等

ア　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学大学院では、科目等履修生として出願できるのは、博士課程前期課程、修士課程または専門職学位課程に入学する資格を有する者（＝大学を卒業した者あるいはそれと同等以上の資格を持つ者）としており、かつ、正規学生の登録がある授業科目に限り科目等履修生として受け入れている。科目等履修生の履修単位は、１年を通じて 12 単位を超えることはできない。

社会人を対象とした専門職業人の養成と再教育が大学院教育の中で一層重要性を増してきている。このような社会的養成に応えるべく、今後、科目等履修生として社会人をより柔軟に大学院に受け入れるための制度整備が必要と考える。現在、法学研究科においては、行政書士や司法書士などの法律実務家を科目等履修生として大学院で再教育すること検討している。そのためには、一定年限以上の実務経験を有する行政書士や司法書士などに対しては、学部卒業などの履修要件を緩和するとか、正規学生の登録がある授業科目以外の科目履修を認めるなど、現行制度の改革が必要となる。

研究生として入学できる者は、大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者、及び修士の学位を有する者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者である。指導教員が必要と認めたときは、研究生に授業の一部を受講させることができることになっている。過去４年間に法学研究科が受け入れた研究生は前期課程１名である。

法学研究科は平成 14(2002)年度より、北海学園大学大学院法学研究科と単位互換に関する協定を結んでいる。この協定のもとで、東北学院大学大学院法学研究科は、北海学園大学大学院法学研究科の学生を特別委託聴講学生として、北海学園大学大学院法学研究科は東北学院大学大学院法学研究科の学生を特別聴講学生として、各年度それぞれ５名以内を

受け入れることができる。修得単位数は、各履修者において10単位を超えないものとされている。当初の計画では、本協定により研究科間の学術交流の促進が図られることによって、より一層の大学院教育の充実的発展が期待されたが、残念ながらこれまで実績を上げるには至っていない。当該単位互換協定は平成19(2007)年3月をもって有効期限を迎えるが、さらに5年間の単位互換協定の更新が両法学研究科により承認されている。協定更新に先立ち、過去5年間に実績を上げることがなかった原因の分析と今後の活性化の方策についての検討を行うことで、両研究科は合意している。

(7)外国人留学生の受け入れ

ア　外国人留学生の受け入れ状況

これまで法学研究科として外国人留学生を受け入れたことはない。法学部には毎年、数名の中国や韓国からの留学生が学んでおり、大学院レベルにおいても、留学への関心は存在すると思われる。英文入学案内の作成やホームページなどを利用した、外国人学生を対象とした広報活動も検討されるべきであろう。当然のことながら、このような広報活動は、法学研究科独自ではなく、大学院全体として取り組む必要がある。

イ　留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

外国の大学を卒業した者、又は卒業見込みの者に大学院博士課程前期課程受験資格を、外国の大学で修士課程（又はそれに相当する大学院課程）を修了した者に博士課程後期課程受験資格を認めている。いずれの場合にも、外国人日本語能力試験（1級）に合格していることが必要とされる。外国人留学生の定員は定められていない。法学研究科はこれまで、外国人留学生を受け入れたことはない。

(8)定員管理

ア　収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

平成14(2002)年度から平成18(2006)年度までの法学研究科の定員及び在籍者は次のとおりである。

	定員	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
前期課程	20	8	10	10	9	9
後期課程	6	1	1	0	0	1

以上により、前期課程は、平均して定員のほぼ半分を満たしている程度、後期課程は定

員の著しい恒常的欠員が生じていることが分かる。そこで、平成 14 (2002) 年度以降、主として前期課程の定員充足のために以下の対策に取り組んできた。

Ａ：研究科の教育内容、教育環境の充実

(1) 修了生、在籍院生から「改善のためのアンケート」をとり、学生側から見た問題点を把握し、主な問題点の改善に取り組むこと。

(2) カリキュラムの充実として、平成 14 (2002) 年度から「租税法特殊講義Ⅰ」、「同Ⅱ」及び「政治学特殊講義」を、平成 17 (2005) 年度より、「法律学応用特殊講義」を新設し、平成 18 (2006) 年度にはこれを「法律学応用特殊講義１」とし、「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設した。

(3) 前期課程につき、各研究科の合同研究室の設備の充実（全研究科）の一環として、平成 18 (2006) 年度に合同研究室に空調設備を設置。

Ｂ：入試志願者を増やすための対策

(1) 過去５年間の法学研究科全入試問題の公開。

(2) 学部学生を対象とする入試説明会の開催（年２回）。

近年の入試志願状況から見る限り、以上の対処方策は、残念ながら十分な成果を上げていない。しかしながら、志願者増には直接結びついてはいないが、大学院進学説明会を定期的に開催することになって以降、学部学生の大学院進学への関心が高まってきていることは事実である。毎回の説明会には 10 名程度の参加者があり、また、参加者の一部からは、大学院説明会を３、４年生が在学する土樋キャンパスだけでなく、１、２年生が在学する泉キャンパスでも開催し、早い段階から大学院進学への具体的準備ができるよう指導してほしいなどの要望が出されており、平成 19 (2007) 年度からこれらの要望に応えるべく必要な措置を検討中である。今後とも、上記の各対処方策を持続・発展させていく必要がある。

法科大学院の設置に伴い、法学研究科の目的と役割とを明確化する必要が出てきた。法科大学院は弁護士、裁判官、検事といった狭義の法曹養成を目的とした専門職大学院であるのに対し、法学研究科は上記法曹以外の高度専門職業人と研究者の養成を目的とした高等教育・研究機関と位置づけることができるであろう。司法制度改革の流れの中で、法学研究科の社会的役割はますます重要になってきていると言える。そのような要請に応えるべく、法学研究科は基礎研究の重視、法曹以外の法律専門職人材の養成に力を入れる必要がある。そして同時に、法務研究科修了者の法学研究科後期課程への受け入れ態勢の整備など、後期課程における研究者養成機能を強化していく必要もあると考える。

工学研究科

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

大学院研究科の学生募集は出願資格に定められている東北学院大学大学院学則第 20 条の入学等の資格に明記されている。また、収容定員を次の表に示す。入学者の選抜はまず、

大学院工学研究科の博士課程前期課程において、主として大学卒業又は卒業見込み者を対象とした一般選考を秋季（９月）と春季（２月）の２回行っている。一般選考では筆答（専門、外国語など）試験及び口述試験により、入学者が選抜される。受験すべき科目は研究科によって異なるが、他大学あるいは他学科の学生の受験に配慮して受験科目を選択できるようにしている。また、３年次までの成績が優秀な本学工学部の学生を対象とした特別選考を平成18(2006)年から６月及び９月の２回実施している。特別選考出願者は前述の出願資格に加え、ある一定の成績基準を満たす者だけを推薦することが申し合わされている。特別選考については口述試験により入学者選抜が行われる。

表）大学院工学研究科収容定員

専攻	前期課程		後期課程		総収容定員
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
機械工学	8	16	2	6	22
電気工学	8	16	2	6	22
応用物理学	8	16	2	6	22
土木工学	8	16	2	6	22
計	32	64	8	24	88

加えて、本学では本格的な生涯学習の時代を迎えた社会の要求に応えるため、平成10(1998)年４月からは、全研究科が社会人を受け入れており、工学研究科においても一般選考が実施される秋季（９月）と春季（２月）の２回、社会人特別選考を行っている。社会人特別選考への出願者は、入学等の資格（東北学院大学大学院学則第20条）を満たし、企業、官公庁等に正規の職員として勤務し、所属長の推薦を受けて、在職のまま入学できる者であるか、又は３年以上の社会人経験を有する者でなければならない。社会人特別選考では書類審査及び口述試験により入学者の選抜が行われる。

後期課程については、春季（２月）だけに一般選考と社会人特別選考が行われており、一般選考では筆答（外国語、論文など）試験及び口述試験、社会人特別選考では書類審査及び口述試験により入学者選抜が行われている。また、社会人特別選考への出願者は、入学等の資格（東北学院大学大学院学則第20条）に加え、３年以上の社会人経験を有する者でなければならない。

このほか外国人の大学院入学を志願者の受け入れも行っている（東北学院大学大学院学則第41条）。

大学院工学研究科の学生募集における、現在の特別選考、一般選考及び社会人特別選考の実施は、受験者に多様な応募機会を提供しながら、大学院において教員が行き届いた指導ができる学生数を選抜するのに適切であると考えられる。また、入学者選抜についても各専攻において適宜検討がなされ、改善が進められてきていることから、適切な方法がとられていると確信できる。しかしながら、次の表に示した平成18(2006)年５月１日現在の工学研究科学生数にも見られるように、後期課程においては多くの欠員を生じているという問題点もある。また、前期課程における専攻による学生数のばらつきは一過性のものと

考えられるが、これも現在の問題点の一つとしてあげられる。

表）大学院生数〔平成18(2006)年５月１日現在〕

専攻	前期課程			後期課程				合計	研究生	総計
	1年	2年	小計	1年	2年	3年	小計			
機械工学	2	10	12	0	0	0	0	12	0	12
電気工学	8	6	14	0	0	1	1	15	1	16
応用物理学	6	4	10	0	0	1	1	11	0	11
土木工学	8	13	21	1	0	1	2	23	0	23
計	24	33	57	1	0	3	4	61	1	62

今後、後期課程における欠員の問題や、一過性のものと考えられるが前期課程における専攻による学生数のばらつきを改善する必要がある。教員が行き届いた指導を行えるという本研究科の長所を保ちながら、学生数の増員に向け前期課程において平成18(2006)年から特別選考を６月及び９月の２回実施しているが、奨学金制度の充実を図るなど検討を継続的に行う必要がある。しかしながら、後期課程の欠員は博士号取得者の就職先の確保が極めて困難という社会状況とも密接な関連があり、欠員を減らすための具体的な方策を見出すまでには至っていない。

(2)学内推薦制度

ア　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

前述のように、３年次までの成績が優秀な本学部の学生を対象とした特別選考を平成18(2006)年から６月及び９月の２回に実施し、口述試験による入学者選抜を行っている。この特別選考では推薦者に対して一定の成績基準を設けることにより、成績も良好で勉学意欲の高い学生が合格していることや、学内推薦制度は大学院を目指す学生の勉学意欲の向上や推薦され合格した学生に早期に大学院での勉学や研究活動に向けての自覚を促すなど、良好に作用している面が多く、適切な運用が行われていると考えられる。この制度は、学生が特別選考による入学を目指すことによる学生間の適正な競争や勉学意欲の向上という利点がある。また、この制度によって優れた大学院生を入学させることは、大学院における研究教育活動の質の向上につながるばかりではなく、そのような院生の存在は研究室に配属されてくる学部学生への格好の刺激ともなり、研究室活動や運営の面でも良好な作用が得られている。特別選考の基準を十二分に満たし、勉学意欲もある優秀な学生にとっても大学院における学費の確保は容易ならざる問題であり、特別選考によって入学する特に優秀な学生への奨学金制度の整備や特待生制度等は、大学院の更なる活性化のためにも重要な課題である。

(3)門戸開放

ア　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

従来から、本学大学院では他大学からの大学院入学者や他大学院学生の後期課程への受け入れを行ってきている。しかし、平成18(2006)年4月現在では0名である。

他の大学や大学院からの学生を受け入れることは、工学研究科における研究教育の活動の枠を広げるという意味でも望ましいことである。しかしながら、他の大学や大学院からの入学者は少数であり、その数をいかにして増やすかという問題点が残されている。他の大学や大学院の学生にとって、魅力ある大学院となるための検討が今後の課題である。

また、本学では、協定を締結した他の大学の大学院で特別聴講生として授業を聴講できる委託聴講生制度（東北学院大学大学院学則第39条）があり、現在文学研究科英語英文学専攻において関東地区の11大学（青山学院大学、法政大学、上智大学、明治学院大学、立教大学、聖心女子大学、津田塾大学、東京女子大学、東洋大学、日本女子大学、明治大学）と協定が行われている。工学研究科においても委託聴講生制度の導入による大学院教育活性化が将来の検討事項となるものと考えられる。

(4)飛び入学

ア　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

3年次までの成績が極めて優秀な本学工学部の学生を対象にした「飛び入学」制度〔東北学院大学大学院学則第20条（6）〕があり、平成7(1995)年度に機械工学科において1名がその適用を受けた。しかしながら、その後はこの制度が適用された例はない。

「飛び入学」は優秀な学生に早期により高度な専門課程を教育でき、1年早く修士（工学）として社会に送り出せるという長所があり、この制度を適用できる学生が多く出現することは望ましい。しかしながら、本学工学部のカリキュラムは4年間で大学工学部卒業生として相応の教育成果が得られるように構成されている。したがって、教員側に4年次の重要な部分を経ずに大学院に飛び入学させることに対する逡巡がある。さらに、現在の学則のままでは大学院に飛び入学した学生が中退した場合、大学卒業資格も持たないという問題もある。

大学院への「飛び入学」制度を有効に実施するためには、5年間で修士終了というプログラムの再検討が重要な課題である。同時に、優秀な学生が安心して大学院への「飛び入学」に挑戦できるような大学卒業資格認定の整備も必要となる。今後、工学研究科として検討していきたい。

(5)社会人の受け入れ

ア　社会人学生の受け入れ状況

前述したように、工学研究科においても社会人特別選考により、社会人に対しても門戸開放を行っている。しかしながら、社会人の大学院生は現在土木工学専攻後期課程１年次に所属する１名だけである。社会人学生の受け入れは、生涯学習の時代を迎えた現代社会の要求である。特に技術の進展が速い工学分野においては、技術者のリカレント教育として重要な役割を果たすと考えられる。しかしながら、社会人がその仕事に従事しながら、講義を受講して単位を修得するには、本人にかなり大きな努力が要求されるという問題点が指摘されている。したがって、大学院教員側の開講時間への特段の配慮に加えて、修業年限に柔軟性を持たせるなどの大学院生で学習しやすいような受け入れ態勢の整備も必要となる。

(6)科目等履修生、研究生等

ア　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

受け入れは可能であるが、平成15(2003)年度以降、科目等履修生、聴講生ともに在籍者はいない。しかし、研究生は平成15年度２名（電気工学専攻１名、土木工学専攻１名)、平成16年度２名（電気工学専攻１名、土木工学専攻１名)、平成17年度１名（電気工学専攻１名)、平成18年度１名（電気工学専攻１名）受け入れられている。

(7)外国人留学生の受け入れ

ア　外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生の受け入れ制度はあるが、平成15(2003)年度以降に受け入れた実績はない。

(8)定員管理

ア　収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

工学研究科の収容定員に対する在籍学生数の比率を次の表に示す。表は平成 18(2006)年５月１日現在の状況である。

表）大学院の収容定員に対する在籍学生数の比率〔平成18(2006)年５月１日現在〕

専攻	前期課程			後期課程		
	収容定員	在籍学生数	比率	収容定員	在籍学生数	比率
機械工学	16	12	0.75	6	0	0.00
電気工学	16	14	0.88	6	1	0.17
応用物理学	16	10	0.63	6	1	0.17
土木工学	16	21	1.31	6	2	0.33
計	64	57	0.89	24	4	0.17

工学研究科において、前期課程は定員をわずかに下回る大学院生が在籍し、社会の経済的状況を反映し多少の波が見られるが、今後経済状況の変化とともに比率も変わるものと考えられる。後期課程については、博士号取得の能力を持つ学生は在籍するものの、博士号取得者の就職が極めて困難な社会状況を考えた場合、進学希望を持つ学生を受け入れることができないのが現状である。

博士号取得者の就職が極めて困難なのは、社会的状況に大きく依存し、工学研究科の努力の範囲を超えた事項である。しかし、大学の組織として就職先の確保などに努力し、才能ある学生に応える措置を講じる必要がある。後期課程ばかりでなく、前期課程の学生に対しても、修学に対する経済的支援のあり方を検討する必要がある。さらに、就職先の確保に関しても全学的に取り組む必要がある。これらの問題を有効に議論するための委員会設立を要望していきたい。

人間情報学研究科

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

入学者選抜方法は、一般選考、（成績優秀な学内応募者向けの）特別選考、社会人特別選考の３つの方法をとっている。前期課程の一般選考は秋季（９月）と春季（２月）の２回、後期課程は春季の１回である。前期課程の選考は、専門科目、外国語科目及び面接・口述試験の結果に、出身大学の教員の推薦書と研究計画とを総合的に判断して決定される。後期課程では、研究計画書と面接試験の結果により決定される。特別選考では、教員の推薦書と研究計画書と面接結果の総合で判断される。社会人特別選考は春季に行われ、前期課程、後期課程で実施され、外国語の試験及び筆記試験が免除されており、研究計画と面接結果によって判定される。

本研究科は、他大学出身者、本学の他学部出身者、社会人の受験者が多く、本学部出身者は少ない。社会人の受験者には前述のような配慮をしているので、受験段階ではねられることはほとんどない。本学出身受験者の前期課程出願者は、秋季９月の一般入試に集中

し、卒業間際の春季入試ではほとんどいないのが実情である。就職ができかったための進学はほとんどないと言える。

(2)学内推薦制度

ア　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

従来は、教養学部卒業見込みの学生の中から、学業成績優秀（平均点 80 点以上）のものは、特別選考入試に出願できていたが、平成 17 (2005) 年度入学生より、教養学部以外の学部生にも対象を拡大し、特別選考出願基準もそれぞれの学部の上にある大学院の基準を満たしていれば良いことに改めた。

他学部在学者の出願が続くようになって、特別選考入試改革の効果が徐々に表れてきていると言えるが、この制度を利用しての教養学部の在学者の入学は平成 12 (2000) 年を最後に途絶えている。平成 19 (2007) 年度より、特別選考入試を従来の６月１度から、秋季入試時の９月にも実施することの計２回に増やしたが、その効果はしばらく様子を見ないことには判断できない。特別選考の学部からの出願者が少ないのは、一般選考出願者も少ないところから、学内推薦の基準が高すぎるということでもなさそうである。

(3)門戸開放

ア　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

平成 13 (2001) 年度から平成 18 (2006) 年度までの入学者数と他大学卒業者並びに他大学大学院前期課程修了者は次のとおりである。

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
前期課程	入学者数	8	2	2	4	3	3
	他大学卒業	5	1	1	2	1	0
後期課程	入学者数	1	3	2	0	2	1
	他大学卒業	1	2	2	0	2	1
	院前期課程	0	2	1	0	0	0

前期課程については、平成 16 (2004) 年度まで約半数は他大学出身者が占めていたが、最近の２年間は、本学卒業生が多くなってきている。

後期課程については、入学者のほぼ全員が他大学卒業生で占めている。

門戸の開放という観点からは好ましく見えるが、本学の卒業生の大学院への進学が芳しくないところを他大学卒業生で穴埋めしている状況が浮き彫りにされる。後期課程は、他

大学在職者が博士の学位を取得するために入学してくるものが大部分であることを証明している。ただし後期課程の入学者の中では、学部は他大学卒業者ながら、大学院は本学の前期課程修了者であるものが増加していることがわかる。

(4)飛び入学

ア　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

本研究科は「飛び入学」を実施していない。

(5)社会人の受け入れ

ア　社会人学生の受け入れ状況

平成 13(2001)年度から平成 18(2006)年度までの入学者数と社会人入学者数は次のとおりである。

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
前期課程	入学者数	8	2	2	4	3	3
	社会人入学	4	1	1	1	2	0
後期課程	入学者数	1	3	2	0	2	1
	社会人入学	1	2	1	0	1	0

前期課程については、社会人と一般学生が半々、後期課程については、平成 14(2002)年度までは、大半が社会人、それが最近は一般学生と半々になってきている様子がわかる。

門戸の開放という観点からは好ましく見えるが、本学の卒業生の大学院への進学が芳しくないところを社会人入学者で穴埋めしている状況が浮き彫りにされる。後期課程は、他大学在職者が博士の学位を取得するために入学してくるものが大部分であることを証明している。平成 12(2002)年以前も、前期課程から社会人が入学し、後期課程に進学し、博士学位を取得するパタンが一般的であったが、そのような入学者が払底し始めたため、入学者全体の減少が平成 14(2002)年度から始まっていることがわかる。

(6)科目等履修生、研究生等

ア　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学大学院では、科目等履修生として出願できるのは、博士課程前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学する資格を持つ者（＝大学卒業またはそれと同等以上の資格を持つ者）に限られている。また正規学生の登録のある授業科目に限り受け入れが許可されて

いる。履修単位は、１年を通じて 12 単位以内に限られている。研究生として入学できる者は、大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者、及び修士の学位を有する者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者である。過去４年間では、科目等履修生１名、研究生１名である。前者は前期課程修了者が専修免許取得のために履修生になった者で、後者は前期課程修了者が後期課程に進学するために研究生になった者である。現在のところ両制度に別段問題があるとは思わない。

(7)外国人留学生の受け入れ

ア　外国人留学生の受け入れ状況

教養学部には毎年、数名の中国や韓国からの留学生が学んでいるが、そのような学生の中から本学研究科に進学したケースはない。現在本研究科には、ベネズエラから国費留学生が１名後期課程に在籍している。彼は前期課程から入学し、前期課程を２年で修了し、そのまま後期課程に進学したものである。

イ　留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

外国の大学を卒業した者、又は卒業見込みの者に大学院博士課程前期課程の受験資格を、外国の大学で修士課程（又はそれに相当する大学院課程）を修了した者に博士課程後期課程の受験資格を認めている。いずれの場合にも、外国人日本語能力試験（１級）に合格していることが要件とされる。外国人留学生の定員は定められていない。本研究科ではこのような事例の外国人留学生は受け入れたことがない。

(8)定員管理

ア　収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

平成 13(2001)年度から平成 18(2006)年度までの大学院生及び在籍者は次のとおりである。

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	定員
前期課程	１年	8	2	2	4	3	3	8
	２年	10	9	4	2	4	5	8
後期課程	１年	1	3	2	0	2	1	3
	２年	3	1	3	2	0	2	3
	３年	11	11	9	8	8	4	3

博士前期課程については、定員を満たしていたのは、平成13(2001)年度までで、その後現在に至るまで約半分の充足で推移している。

博士後期課程については、平成17(2005)年度までは定員を満たしている。しかし在籍延長者が3年に滞留しているおかげであり、正規の入学生が定員を割り始めたのは、平成15(2003)年以降であることがわかる。

平成14(2002)年度頃から、他大学卒業者や社会人が前期課程に入学する比率が低下してきていることに伴い、もともと本学出身者の進学が芳しくないこととあいまって、定員の半分を埋めるのがやっとという状況である。本学出身者の進学率を向上させることが急務である。

法務研究科

(1)学生募集方法、入学者選抜方法

ア　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

法務研究科にあっては、他研究科と同様、研究科を紹介するパンフレット、及び「学生募集要項」を作成し、東北地方の大学あるいは東北地方の弁護士事務所等に送付するとともに、求めに応じて請求者に配付している。また、研究科紹介のパンフレットや学生募集要項とほぼ同様の内容を研究科独自の公式webサイトにも掲載して案内している。

入学者選抜にあたっては、選抜の要素となるものを明確に示し、その結果についても、各受験者に対して、選抜要素ごとの得点、総得点、順位を明示し、選抜を行っている。

学生募集の方法、入学者選抜の方法、いずれも適切と考えているが、必ずしも十分な応募者を得ていないことから、この研究科の設置趣旨にも合致して選抜方法等の導入について検討を進めている。

(2)学内推薦制度

法務研究科はこうした制度を採用していない。

(3)門戸開放

ア　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

法務研究科について、現在まで、設置以来3年度の実績を提示する。本学の学部又は大学院の出身者でないもの（以下非内部者とする）の比率（いずれも少数点以下第1位四捨五入）では、初年度（平成16[2004]年度）は84%（入学者57名中48名)、平成17(2005)年度は80%（40名中32名)、平成18(2006)年度は82%（33名中27名）であり、これま

でのところ「門戸開放」という観点で特別な問題はないと考えられる。

(4)飛び入学

ア　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

法務研究科はこうした制度を導入している。ただし、同研究科に入学するまでに、大学の学部に3年以上在学し、その間、110 単位以上を修得し、しかも修得したすべての単位の5分の4以上の学業成績が100点満点中80点以上(又はそれに相当する成績)であることという、「特に優秀な成績」の者に対象を限定しており、慎重な制度運営は適切であると考えられる。なお、現在までこうした要件に該当し、法務研究科の入学試験に望んだ受験者は存在していない。

(5)社会人の受け入れ

ア　社会人学生の受け入れ状況

法務研究科にあっては、一定の割合で社会人又は非法学部出身者を入学させて入学者の多様性を確実に確保することを意識し、この目標達成を確認できるようにするため、「社会人」概念の明確化を必要と考え、次のように定めている。

すなわち、「社会人」とは、①「年齢が 30 歳以上の者」、又は②「大学卒業後2年以上を経過し、かつ卒業後の期間のおおむね3分の2以上にわたって、定職に就いていたもしくは週30時間以上の労働に従事してきた者」としている。

上記の定義により社会人とされる者は、平成16(2004)年度から平成18(2006)年度まで、各年度の入学者数:その内の社会人数(入学者中の社会人の百分率)は、57名:16名(28%)、40名:12名(30%)、33名:11名(33%)となる。

(6)科目等履修生、研究生等

法務研究科に記述すべき事項なし。

(7)外国人留学生の受け入れ

法務研究科に記述すべき事項なし。

(8)定員管理

ア　収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性

法務研究科の入学定員は50名、収容定員は150名だが、平成16(2004)年から18(2006)年まで各年度での入学者実数は57名、40名及び33名で、平成18(2006)年5月1日現在の

在籍者総数は112名である。資質にすぐれた十分の数の学生を受入れ、現状が入学定員、収容定員のいずれについても下回っている状態を改善しようと努めている。このため、同研究科の教育活動の実情がより良く理解されるよう各種広報活動を強化するとともに、あらたな形態の入学試験制度の導入等も検討しており、こうした措置は適切なものと判断される。

Ⅵ. 教員組織（教育・研究のための人的体制）

Ⅵ．教員組織（教育・研究のための人的体制）

１．学部・学科における教員組織

文学部

（1）教員組織

ア　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

英文学科

英文学科では、英米文学、英語学、英語コミュニケーション、英語文化論（夜間主コース）の４つの系を柱として教育課程を編成している。それぞれの教員構成は英米文学 10 名、英語学５名、英語コミュニケーション７名、合計 22 名であり、複合的な専攻系である英語文化論系は上記の３つの系の教員が兼務している。２年次以降昼間主コースの学生は英米文学、英語学、英語コミュニケーションの３つの系に学生の希望を基に振り分けられる。夜間主コースの学生は入学時から英語文化論系を選択する。上記の教員構成はこのような専門系の区分と専門教育科目の構成及び数を基に決定されている。

英語を母語とする専任教員は 22 名中５名おり、英語コミュニケーションの科目だけではなく演習を含む専門教育科目を担当している。

以上から考えれば、本学科の教員組織は適切かつ妥当である。

キリスト教学科

キリスト教の伝道者養成を目的として設置された本学科のカリキュラムは、伝統的なキリスト教神学の構成にならっている。それは大別して、聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の４分野から構成され、教員組織もこの構成を前提にしている。各専門分野に最低１名の教員が必要であるが、本学科には現在８名の専任教員がおり、この条件を十分に満たしている。学科総定員数は 44 名であり、学生数との関係においても何ら問題がなく、適切である。なお、各教員は教養教育科目の「キリスト教学Ⅰ、Ⅱ」も担当することになっており、実際には平均７コマ以上の科目を担当している。

歴史学科

歴史学科には現在 18 名の教員が在籍している。日本史担当５名、東洋史担当４名、西洋史担当５名、考古学担当２名、民俗学担当１名、図書館学担当１名である。学科の目的は現代社会をグローバルかつ歴史的な視点で追求することにあり、国際的な視野のもと、現代社会を歴史的に洞察でき、実践的な解決能力を持った人材を育成することを目標としている。そのためには。①国際的に視野を広げ、歴史的な洞察力を養う。②現代社会の歴

史的な背景の理解を促し、諸問題への対処能力を養う。③地域社会の歴史的な成り立ちの理解を促す。④問題解決能力を育成する。⑤職業に生かせる多様な能力を育成することが必要である。このような教育を実現するために歴史学科の教員数は大学設置基準と照らし合わせても妥当な水準にある。在籍教員数はおおむね妥当であるが、分野別配置は今後学生の専攻希望分野の動向を見ながら柔軟に対処することが必要である。

イ　主要な授業科目への専任教員の配置状況

英文学科

英文学科の専門教育科目は英語コミュニケーション、英米文学、英語学、英語文化論（夜間主コース）の４つの専門領域に関する専門第１類科目（英米文学概説、英語学概説など）及び基礎演習と演習Ⅰ～Ⅳ の演習科目を中心とした専門第２類によって構成されている。専門科目全体の専任教員担当率は 81.3% である。専門第２類は 100%専任教員によって担当されている。

キリスト教学科

神学は聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の４分野から構成され、現在、各分野を担当する専任教員が総計８名おり、主要な科目はすべて専任教員が担当している。これは理想的な状況であり、できる限りこの状態を維持したいと考えている。ただし既に述べたとおり、各教員の担当総コマ数は平均７コマを越えている。

歴史学科

歴史学科専任教員は教養教育科目、外国語科目を若干担当しているが主として専門教育科目を担当している。専門教育科目は全部で 139 コマ開講しており、そのうちの 119 科目を専任教員が担当している。なかでも歴史学科の中心科目である専門教育科目第１類はすべて専任教員の担当である。主要な科目を専任教員が担当することは望ましく、この状況を継続する予定である。

ウ　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

英文学科

英文学科専門教育科目の専任教員担当率は前述のとおり 81.3%である。専門第１類の中の英語運用能力を高めることを主眼とした英語コミュニケーション系専門科目に限って見ると、徹底した少人数制をとっているため非常勤講師の担当率が比較的高くなっている。英語運用能力の伸長を目的としたこれらの科目では、１クラスの受講者数が 30 名以下になることを目指してクラス編成をしている。例えば平成 18 (2006) 年度の英語コミュニケーション（１年次必修科目）は 12 クラス開講されているが、それぞれのクラスの受講者数は 25 名前後となっている。

演習や概説・講読などの専門教育科目は専任教員が担当し、英語運用能力を伸ばす専門教育科目は非常勤講師の力を借りて徹底した少人数クラスを実現している。このような教

員組織は、本学科の目的をかなえる上で適切であると思われる。

キリスト教学科

１科目を２単位とみなして換算すると、専門教育科目の総科目数は 99 になる。その中で専任教員が担当している科目が 76、兼任教員が担当している科目が 23 であり、専任教員の担当している比率は 76.8％となる。ただし専門教育科目第３類（30 単位）は、社会政策、社会保障論、社会福祉政策論、社会病理学、社会福祉調査、日本経済論など、あらかじめ他学部他学科で同時に開講されている科目であり、専任教員を配当する予定はない。したがって、現在の専任教員の員数は妥当なものであろう。

歴史学科

歴史学科の教員 18 名のうち、大学院アジア文化史専攻と兼任している教員は 11 名ヨーロッパ文化史専攻と兼任する教員は５名である。他大学、他学部・他学科との兼任教員はいない。大学院との兼任は一貫した教育を実現するために必要と考える。

エ　教員組織の年齢構成の適切性

英文学科

英文学科 22 名の年齢構成は 30 代４名、40 代６名、50 代９名、60 代２名、70 代１名とある程度バランスのとれた構成になっている。英語コミュニケーション系では、30 代１名、40 代３名、50 代１名、60 代２名の計７名、英米文学系では 30 代２名、40 代２名、50 代５名、70 代１名の計 10 名、英語学系では 30 代１名、40 代１名、50 代３名の計５名となっており、３つの専門系それぞれにおいても年齢のバランスはある程度とれていると言える。

英語母語話者５名の年齢構成は、30 代１名、40 代１名、50 代２名、60 代１名となっている。

キリスト教学科

８名の専任教員の中で 40 代が１名、50 代が５名、60 代が２名となっている。これは、若い教員を集めて新学科を立ち上げた学科創設期の課題がそのまま残されていることを示している。今後、できる限り各年代の教員がそろった、バランスのとれた構成にして行く必要がある。ただし、神学という学問の性質上、また伝道者を養成するという実際的な目標のゆえに、少し高い年代の教員が望まれる面があることも確かである。

歴史学科

18 名の専任教員の年齢は 70 代１名、60 代５名、50 代６名、40 代３名、30 代３名である。全体構成としては、年齢の高い教員の比率がやや高く、是正が必要である。これからの人事計画の中で随時若返りを図る予定である。

オ　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその

妥当性

英文学科

教員間の連絡調整は、毎月行われる英文学科会議を中心として効果的に行われている。英語コミュニケーション、英米文学、英語学それぞれの系において行われる系の会議も教員間の連絡調整のために大きな機能を果たしている。このほか、学科の直面する短期的な課題に対応するため、さまざまな小委員会が設立され臨機応変な対応ができるようにしている。平成18(2006)年度には、英文学科ガイド編集委員会、英文学科広報委員会、英文学科入試管理委員会などが学科独自の委員会として立ち上げられた。

キリスト教学科

少人数の学科であるため、教育課程編成の目的を具体的に実現するための話し合いは日常的に行われている。定期的に開催される学科会議、年に２回開かれる学科修養会などがその話し合いの場となっている。

歴史学科

教育課程の運営にかかわる連絡調整は学科の小委員会、学科会議で実施している。特に教育課程の中心である演習科目については、小委員会で講義の運用形態や採点評価等について重点的に話し合われ学科会議の承認を受ける。また次年度の科目担当者についても学科会議で調整される。現在、新しい教育課程が学年進行中であり、新しい講義科目等のあり方について学科会議で検討を進めており、連絡調整は円滑に進められている。

カ　教員組織における社会人の受け入れ状況

英文学科

現在、特に社会人を教員組織に積極的に取り入れようとする試みは行われていない。社会人、大学人を問わず、専門分野における研究業績を中心に公平な採用を行っている。英語教育関係科目を担当する教員は、中学・高校での教員経験を有している。

キリスト教学科

教会の牧師職にあった者を広い意味で社会人と呼ぶことができるとすれば、８名の教員のうち３名は牧師職経験者である。これは、神学が教会という現場と不可分な関係にあることから生ずる結果である。さらに本学科には、教会において信徒の立場にある者もおり、これも神学教育の上で重要な意味を持っている。教会において指導するよりも、むしろ指導される側に立つ者が神学教育に携わることにより、その教育内容はさらに豊かになるからである。

歴史学科

歴史学科の教員組織には、国立の研究機関、博物館、図書館から３名を受け入れており、社会人にも開かれている。教員採用にあたっては、公募を原則としている。公募条件にか

なえば採用の可能性があり、社会人にも開かれている。

キ　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

英文学科
従来、米国の交流校からの交換教授を受け入れてきたが、平成 14(2002)年度～平成18(2006)年度は受け入れがない。

キリスト教学科
学科創立以来、いわゆる「宣教師」と呼ばれる教員が専任教員として本学科の神学教育に携わってきた。今日、たとえ「宣教師」という名称が使われなくなったとしても、学科としては常に内外に開かれた教育機関であり続けるためにも、「宣教師」に相当する外国人研究者を必要としている。今後もこの体制を維持したいと考えている。これは本学科の要請であるだけでなく、本学の理念の明確化にもかかわることである。

歴史学科
全学的に外国人客員教授及び外国人客員研究員の受け入れ規程があるが、大学院文学研究科でほぼ毎年外国人客員教授を招聘しており、これと重複するため、学科単独で外国人客員教授、研究員を招聘していない。今後必要に応じて外国人研究者の招聘を検討したい。

ク　教員組織における女性教員の占める割合

英文学科
22名の専任教員のうち、女性は2名であり、その割合は10%弱となっている。

キリスト教学科
学科創立以来、女性教員は1名も存在しなかったが、平成18(2006)年度には2名の女性専任教員が新たに採用され、この不自然な状態はようやく解消された。

歴史学科
残念ながら、現状では女性教員は在籍しない。教員採用は公募を原則としており、女性の応募者もいるが、残念ながら公募条件を満たさず採用に至っていない。今後改善したい。

(2)教育研究支援職員

ア　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

英文学科
英文学科では、学生の自律的学習や英語運用能力伸長を支援する学科独自の職員が求め

られているが、現状では配置されていない。しかし、大学院生をティーチング・アシスタントとして採用する一方、学生の英語学習の支援のために全学的組織のオーディオ・ヴィジュアルセンターの事務職員の助けを借りている。

歴史学科
人的補助体制の整備を要請しているが、実現していない。

イ　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

英文学科
英文学科と密接な関係を持つ教育研究支援機関は研究機関事務課であり、特に英語英文学研究所の担当事務職員は英文学科所属教員の職務をさまざまな面から支援している。また、英語コミュニケーション系科目の多くがオーディオ・ヴィジュアルセンターの教室で行われていることから、同センターの事務職員が授業の補佐を行う体制ができている。

歴史学科
人的補助体制の整備を要請しているが、実現していない。

ウ　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

英文学科
大学院生を教員の希望に応じて学部のティーチング・アシスタントとして活用する制度が確立している。大学院担当教員のほとんどが学部での授業をサポートするティーチング・アシスタントの支援を受けている。大学院担当ではない教員もこの制度が利用できるようになっている。

歴史学科
大学院生を教員の希望に応じて学部のティーチング・アシスタントとして活用する制度が確立している。ティーチィング・アシスタントの受け入れにより、演習、実習関係科目の講義運営はより学生に親切に行われるようになり、効果を上げている。今後更なる充実を目指したい。

(3)教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

英文学科
教員の募集にあたっては、全学的な組織である「全学組織運営委員会」の承認が必要である。同委員会の承認の後、学科内に選考委員会を設置し、教員採用の方法について審議し、学科会議の承認を経て教員募集を実施する。近年の募集は公募を原則としており、担

当科目と教員採用候補者の専門の合致度を重視しながら研究・教育業績に関する書類審査、主な研究論文の審査と面接で採用を決めている。任用、昇格には全学の統一基準（「東北学院大学教員資格審査規則」参照）を適用している。

キリスト教学科

各学科の教員基準値は学内の統一基準によって定められており、新たに教員を募集する際には、まずその新たな教員を加えた学科の教員総数が一定の基準値内にあるかどうかが問題になる。このことについて最終的な判断を下すのは学内の全学組織運営委員会である。ここでの了承を前提として、各学科は必要な手続きを取り、さらにその案は、各学部の了承を得て全学の人事委員会において検討される。

本学科では、まず募集の方法について議論し、次に人事委員会を設けて具体的な手続きに入っている。この募集の方法については、必ずしも規定として明記されておらず、公募の形式をとっていない。それは、本学科の創設が建学の精神に基づいているためであり、この点について十分な了解を得る必要があるからである。

任免・昇格については学内の統一基準に従っている。

歴史学科

教員の募集にあたっては、全学的な組織である全学組織運営委員会の承認が必要である。同委員会の承認の後、学科内に選考委員会を設置し、教員採用の方法について審議し、学科会議の承認を経て教員募集を実施する。近年の募集は公募を原則としており、担当科目、希望年齢、学位等について定めた公募要領を関係機関に配布するとともに、インターネット上に公開する。任免、昇格については学内規程により行われている。昇格は本人の申請を基本としているため、各分野あるいは学科で該当者には申請を奨めている。

教員の公募は近年原則となり、現在円滑に進められている。公募には、広い範囲から応募者があり、従来よりも多様な能力やネットワークを持つ教員が確保され、歴史学科の運営に大きく寄与しており、適切な方法と判断している。

イ　教員選考基準と手続の明確化

英文学科

教員選考にあたっては、全学の基準である「東北学院大学教員資格審査規則」を適用し、手続きの明確化を図っている。

英文学科の教員採用にあたっては、担当科目、職、年齢、学位などについての条件を明確に示し、次の項で示す方法で告示している。

学科の選考手続きとしては、まず採用者の専門に合わせて数名の学科構成員からなる選考委員会が設置される。選考委員会が書類審査、論文審査を行って採用候補者を数名に絞る。選考基準は学科会議で審議され、選考の過程も学科会議に逐次報告される。複数の候補者に対して面接を行った後、選考委員会が候補者案を建て、学科会議で審議、決定する。この採用候補者案は文学部教授会を経て理事会で審議、決定される。

キリスト教学科

教員募集にあたり、学科会議においてこれまでの経験を踏まえつつ選考基準を新たに確認し、その上で手続きに入っている。従来この選考基準は公表されていない。しかしこれまでの経緯から、福音主義教会（プロテスタント教会）の、しかも日本基督教団の教会員もしくは教師であることが前提とされていることは周知の事実である。

歴史学科

教員の選考基準は、専攻ごとに異なるが、選考委員会で作成し、学科会議で承認される。一般的には科目の担当能力、学問業績、教育実績、学位、希望年齢などで構成される。専攻は応募書類の審査に始まり、論文の査読で少人数に絞った上で面接が行われる。選考基準は学科内で承認されており、その基準に照らした専攻の過程、結果が学科会議にかけられ、承認されるという学科内の手続きを踏む。この過程は明確に示されている。学科で決定された採用候補者は文学部教授会で承認され、最終的には理事会で決定される。

ウ　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

英文学科

JREC-IN（研究者人材データベース）及び関連学会誌（『英語青年』、『英語教育』など）への募集掲示などによって教員募集を告示する公募制をとっている。

キリスト教学科

既に述べたとおり、本学科は建学の精神に基づいて創設されているため、応募者はこの事実を主体的に担うことを求められる。この点を十分了解してもらうには、現在の方法が妥当であり、公募制の導入は考えていない。ただし研究業績等については、一定の学術的水準を確保するため、本学の選考基準を厳格にあてはめている。学科内の最終候補者決定後、文学部教授会の正教授だけによる投票によって、過半数の支持をもって、全学の資格審査委員会に学部として採用予定者として推薦する。全学の資格審査委員会以降理事会による決定までは、全学共通のプロセスを経る。

歴史学科

歴史学科では、新採用教員の選考にあたって公募制を平成15(2003)年から導入し、その後の教員採用では原則として公募制を採用している。公募の運用にあたっては、選考委員会で採用の手順、方法、採用基準等について原案を作成し、学科会議の承認を得て公募を実施している。

(4)教育研究活動の評価

ア　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

英文学科

２年ごとに、全学的に「東北学院大学研究業績」を刊行し、著書、論文、研究発表など、教員の研究活動にかかわる業績のリストを公開している。なお、平成 18 (2006) 年度の点検・評価から、改正された点検・評価に関する規程に基づき、教育活動や学会活動の内容も含めた「東北学院大学教育・研究業績」を３年ごとに刊行することになった。また、「英文学科ガイド」及び英文学科公式ホームページには、各教員の業績が広く公開されている。

キリスト教学科

学科教員は、年に１回発行される「学科通信」と、年に２回発行される『教会と神学』に自己申告の形で教育研究活動を報告することになっている。したがって、それぞれがどのような研究及び教育活動を行っているのかは常に公示されている。専任教員８名の小さな学科であるにもかかわらず、年に２回紀要を発行するために、各教員は少なくとも１つの論文を発表することを目指している。したがって、第三者の評価を待つまでもなく、本学科には自己点検の機会が備えられている。

歴史学科

教員の研究活動については、２年ごとに刊行される「東北学院大学研究業績」に掲載された論文、著作等の内容で評価されている。

なお、これまでの評価おいては学術論文、著作等に重点が置かれていたが、平成 17 (2005) 年４月に改正された点検・評価に関する規程に基づき、平成 18 (2006) 年度から教育活動や学会活動の内容も含めた「東北学院大学教育・研究業績」を３年ごとに刊行することになっている。

イ　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

英文学科

書類選考、論文審査によって最終選考に残った採用候補者に対しては、選考委員会の複数のメンバーによる面接を行い、教育研究能力の確認を直接行っている。論文審査にあたっては主要論文数点に関して複数の学科構成員で査読を行い、厳正な評価を行う。査読結果は学科会議で報告される。教歴も重要な判断材料として扱っている。

キリスト教学科

本学全体に共通する「東北学院大学教員資格審査規則」及び同規則の「申し合わせ事項」に従っている。ただし本学科は建学の精神に基づいて創設されているので、この点の確認を特別に行う必要がある。従来はこのために開かれる非公式な会もあったが、今や規定によらない非公式な会の決議は拘束力を持たず、現在では本学科の判断が極めて重要な意味を持っている。つまり建学の精神を具体的に検証する機会ともなっている。

歴史学科

教員の公募にあたっては、応募者の論文著作等の提出を求め、その内容を精査する。また、主要な論文について査読を行い、論文内容を評価し、選考に反映させる。また、教育

実績、社会的な研究活動などについても合わせて審査し、応募者の教育研究能力・実績を選考に忠実に反映させるよう、配慮している。

経済学部

(1)教員組織

ア　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

経済学部２学科の教育課程は、学部・学科の目的に沿って編成されており、その教育課程の実施を可能にする教員も適切に確保されている。一方、学生数との関係では、教員一人当たりの学生数は他学部・他学科と比較して高い数値となっている。

教育課程の種類・性格と学部教員組織との関係はおおむね適切であると判断できる。学生数と教員組織に関しては若干改善の余地はあると思われるが、教育課程の種類・性格からすれば、特に問題はない。当面現状を維持しながら、学生数と教員組織の問題は教育課程の実施の方法を工夫することによって対応したい。

イ　主要な授業科目への専任教員の配置状況

経済学部２学科の主要な授業科目にはほぼ専任が配置されている。主要な授業科目への専任教員の配置という点では、経済学部は適切であると判断できるので、今後も可能な限り現状を維持したい。

ウ　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

一部の科目（外国語、情報リテラシーなど）の担当を除き、経済学部では科目担当における専任の教員の比率はかなり高いので、授業の開講コマ数に占める専任担当の割合は適切であると判断できるので、今後も現状を維持したい。

エ　教員組織の年齢構成の適切性

経済学部の理念・目的・教育目標との関連で教員組織の年齢構成の適切性を判断することは難しいが、年齢構成のバランスという点では若干偏りが見られる。つまり、経済学科では中高年世代のウエイトが高く、経営学科では若い世代のウエイトがかなり高くなっている。しかし、学部・学科の理念・目的、教育目標の実現にとって支障が生じる状況ではない。教員採用の時点では当然年齢構成を考慮するが、応募者との関係で年齢のバランスをとることは難しい面がある。上記の観点から問題が予想される場合には特にその点に配慮したい。

オ　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

経済学部では、教育課程編成の目的実現のための教員間における連絡調整は、各学科会議で行われている。各学科会議が各学科の問題を検討する最も重要な位置づけを与えられており、それらの会議を経て学部教授会で学部全体の調整が行われる。学科会議は学科の教員全員が構成員であり、学部教授会は学部の全教員から構成されている。また、他学部・他学科の教員に経済学部の科目担当を依頼する場合には、その教育内容について学部・学科で検討後、他学部・他学科に経済学部の要望を添えて依頼している。学科会議及び教授会が有効に機能しており、教育課程編成の目的及びその実現のための教員間の連絡調整は適切に行われており、今後も現状を維持したい。

キ　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

経済学部における教員採用方法は、全国の主要な関連大学及び研究機関に依頼するとともにインターネット上において募集を公開し公募制をとっている。現在専任教員として外国人研究者１名が在職している。

ク　教員組織における女性教員の占める割合

経済学部における女性教員は学部教員 58 名のうち現在４名であるが、教員採用時において女性教員の比率を意識して採用はしていない。

(2)教育研究支援職員

ア　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

経済学部では、現在経済学科で開講されている情報リテラシーにおいて、人的補助制度を導入している。具体的には、ある程度専門知識を持った外部の人材をアルバイトとして雇うと同時に、大学院生をティーチング・アシスタントとして活用している。

情報リテラシー開講当初は、大学院生をティーチング・アシスタントとして活用することで必要な人員を確保できると考えたが、社会人の場合には難しいことが明らかになり、かなりの部分を外部の人材に依存せざるを得なくなった。

授業の運営上確実に人材を確保する必要があり、ある程度長期的な見通しに立った人材の確保の仕組みの検討が不可欠である。

イ　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性、ウ　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

教育研究支援職員については、教育ではティーチング・アシスタントの制度がある。大学院の学生を研究に支障ない限り、情報教育及び学部の演習等のアシスタントとして活用している。経済学部では、教育支援を必要とする科目は限られており、教員とアシスタントとの事前の話し合いに基づいて実施されているので、現在のところ、両者の連携・協力関係は非常にうまくいっている。なお、経済学部には研究支援職員は存在しない。なお、平成18(2006)年度は、ティーチング・アシスタントが5名採用されている。

(3)教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

経済学部における教員の募集については、各学科で新規採用教員について審議・承認した後、学部教授会での審議・承認を経て、経済学部教員の判断で募集の情報を公開する方法をとっているので、実質的には公募制と言える。選考は、まず学部の内規（基本的には大学の規程に準拠している）に従って行われ、学部での承認後大学に推薦し、その後全学共通の基準に従ってあらためて大学としての資格審査が行われる。経済学部の場合、昇任については、学部段階での審査は行わず、学部長を通し直接大学に申請する。任免・昇格についての基準・手続きは、教員任用及び昇任に関する規程に明示されている。

イ　教員選考基準と手続の明確化

学部段階及び大学における教員の募集・任免・昇格は、明確な基準・手続きによって行われており、適切であると判断できる。今後も現行の手続きを継続したい。

ウ　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

経済学部では教員の新規採用については、公募制をとっており、各大学・研究機関に依頼するとともにインターネット上で応募を公開している。新規採用に関する内規を定めて、書類選考及び業績審査員を選び審査を行っている。各学科会議の審査を経て学部教授会で審査決定し、最終的には大学資格審査委員会で決定され、理事会の承認を得る仕組みであり、適切に運用が行われている。

(4)教育研究活動の評価

ア　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育研究活動の評価は、教員の採用・昇任審査の時点で行われることは言うまでもないが、教育・研究上の業績が顕著なものに対してはそれを表彰する制度がある。しかし、現状では、いずれの場合にもどちらかというと研究能力の評価にウエイトが置かれて

いる。

イ　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教育業績についての評価には困難な面があるが、何らかの基準を設け積極的に評価する仕組みを早急に整備する必要がある。

法学部

(1)教員組織

ア　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

法学部の教員組織は、専任教員 27 名（教授 12 名、助教授５名、講師 10 名)、兼担 14 名（教授 11 名、助教授３名)、及び兼任 32 名からなる。

専任教員はすべて専門教育を担当する教員で、専門分野別でみると、憲法２、行政法２、民法４、商法２、労働法１、民事訴訟法１、倒産処理法１、刑法２、刑事訴訟法１、刑事政策１、国際法２、法哲学１、法文化論１、日本法制史１、政治学１、国際政治学１、比較政治学１、地方自治論１、政治思想史１である。兼担教員もすべて専門教育を担当し、法務研究科に所属する教員が多い。

学部の理念・目的並びに教育課程の種類・性格からみて、こうした教員組織のあり方に問題はない。また、本学部の専任教員の専門分野別構成も法学部の教育課程に即したものである。

学生数との関係でみると、専任教員１教員当たりの学生数は 60.3 名である。しかし、これは、上記のように、法学部学生の専門教育科目以外の科目（教養教育科目、外国語科目など）を担当している教員のかなりの部分が教養学部に所属しているためであって、非専門科目担当者を各学部に案分すれば、教員１人あたりの学生数は、大学基準協会の設けた基準を満たす。

したがって、本学部の教員組織は適切である。

イ　主要な授業科目への専任教員の配置状況

上記のように、本学部の専任教員は主として専門教育を担当することを念頭に組織されているので、専門教育科目の主要な授業科目はほとんどすべて本学部の専任教員が担当している。ちなみに、専門教育科目の講義科目として主要な授業科目である、「実定法概論」「法過程入門」「法的思考入門」「憲法一部」「憲法二部」「行政法一部」「行政法二部」「民法総則」「物権法」「担保物権法」「債権法総論」「債権法各論」「親族法・相続法」「商法総則」「商行為法」「会社法」「民事訴訟法」「労働法」「刑法一部」「刑法二部」「刑事訴訟法」

「国際法一部」「国際法二部」「法哲学」「政治学」の25授業科目のうち、専任教員が担当していないものは「親族法・相続法」(学内兼担教員が担当) だけである。演習・講読関係の授業科目も、開設クラス95のうち79は専任教員が担当している (残り16はすべて学内兼担教員が担当)。

さらに、教養教育科目の中でも、本学部独自の授業科目として重視している「大学生活入門」「資格試験入門」は本学部専任教員が担当している。

ウ　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

本学部の教員組織のうち、専任は27名(37%)、兼担は14名(19%)、兼任は32名(44%)であり、専任、兼任の比率は適切である。

エ　教員組織の年齢構成の適切性

本学部専任教員の年齢構成をみると、31～40歳9名、41～50歳5名、51～60歳7名、61～70歳5名、71歳以上1名となっている。年齢構成は適切である。

オ　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学部で、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の役割を果たしているのは、法律学科長、学部選出の学務部副部長、教務委員の3名である。この3名は、相互に連絡を密に取り合い、円滑な授業運営が行われること、同時に、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整が円滑に行われることに責任を持っている。その結果、教員間における連絡調整は適切に行われている。

カ　教員組織における社会人の受け入れ状況、キ　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

本学部は受け入れていない。

ク　教員組織における女性教員の占める割合

本学部専任教員27名中5名 (19%) が女性である。

(2) 教育研究支援職員

ア　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学部の専門教育科目には実験・実習を伴う授業科目はない。ただし、それに準ずる授業科目として「法曹養成実習」（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）があり、これは教員が２人で担当している。また、一部の演習科目と教養教育科目の「大学生活入門」など実習的要素が含まれている授業科目については、ティーチング・アシスタントを活用している。

外国語教育、情報処理関連教育等にかかわる授業科目では、教育研究を支援する体制はなく、担当教員が単独で授業を行っている。

イ　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学部には教育研究支援職員はいない。

ウ　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

本学部では、３授業科目に３名のティーチング・アシスタントを活用している。その活用は、「ティーチング・アシスタントに関する規程」にのっとり、適切に行われている。

(3)教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本学部においては、教員の募集・任免・昇格に関する手続（「東北学院大学教員資格審査規程」による手続に入る前段階の手続）で中心的役割を果たすのは法学部人事拡充委員会（以下「人拡委」）と法学部教授会（以下「教授会」）である。

教員の募集・任用については、人拡委が人事計画を立て、候補者を選考する選考委員会を選出し、その選考委員会が候補者を選考して人拡委に報告し、人拡委がその候補者について教授会への提案の可否を決定する。また、全学の「資格審査委員会」において業績審査を行う主査、副査を決めるのもこの人拡委である。人拡委で承認された候補者は、その後、教授会の審議（必ず２回にわたって審議する）・承認を経て、学部長が学長に採用のための審査申請を行う。

昇格については、昇格希望者からの申し出をもとに、人拡委が承認申請の可否を決め、承認された昇格候補者については教授会への報告の後、学部長が学長に審査を申請する。また、全学の「資格審査委員会」において昇格のための業績審査を行う主査、副査を決めるのもこの人拡委である。

こうした手続は、「東北学院大学教員資格審査規程」の趣旨を踏まえ、教員の募集・任免・昇格が適切になされるためのものである。したがって、本学部では、教員の募集・任免・昇格に関する「東北学院大学教員資格審査規程」の運用は適切であると考えている。

ところで、さらに、本学部の人拡委と法務研究科の人拡委との関係について言及しておかなければならない。本学部と法務研究科は、人事における両組織の意思疎通と協働をはかるため、どちらかの人拡委が議案を審議する際には、その前に他方の人拡委との合同協議会を開き、議案について説明と意見交換を行うことにしている。また、本学部の教員の

募集・任用のための選考委員、業績審査のための副査（主査になることはない）には、必要に応じて法務研究科の教員が入ることがあるし、その逆もある。

イ　教員選考基準と手続の明確化

本学部では、現在、教員採用に際しての選考基準として次の４点を特に重視している。①本学の建学の精神に理解があること、②専門教育及びそれを通じての人間教育の重視という教育方針に理解があり、能力・資質（できれば実績）があること、③高い研究能力・資質があること、④大学・学部における行政的役割分担に理解があり、能力・資質があること。また、手続については、①学部人拡委選考委員会、②学部人拡委、③学部教授会、④全学資格審査委員会、⑤理事会の５段階を踏む。したがって、教員選考基準と手続はともに明確である。

ただし、本学部では、公募制のように複数の候補者からの選考という方法を原則としてとっていないため、教員選考基準と手続が前もって公示されることはない（候補者が決まらない場合に、例外的に公募が行われる）。したがって、採用候補者は、候補者であることが知らされる際に、同時に、事後的に上記の選考基準と、これからの手続を知らされることになる。

ウ　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

本学部では、教員選考手続において、原則として公募制は導入していない。ごく例外的な状況においてのみ公募が行われることがあるだけである。

(4)教育研究活動の評価

ア　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

本学部として付け加えることはない。

イ　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

本学部は、上記のように、４つの教員選考基準には教育研究能力・実績が含まれている。中でも最も重視しているのが教育能力・実績であり、教員採用に際しては、すでに相当の教育経験があり、教育能力・実績において（自己申告のみならず、多方面からの情報収集によって）高い評価を得ている教員を候補者とすることを原則としてきた。

その結果、ここ数年来採用してきた本学部教員は、教育的熱心さと能力において学生からいずれも高い評価を得ており、教員選考に際しての教育能力・実績への配慮が適切であったと言える。

工学部

(1)教員組織

ア　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

工学部は、機械知能工学科、電気情報工学科、電子工学科、環境建設工学科の４学科よりなり、各学科の教育・研究上の方針は各学科の責任の下に尊重されている。教育理念・目的に基づいた教育を実施するための工学部各学科の専任教員等の組織は、大学基礎データ表 19 の全学の教員組織（平成 18 [2006] 年５月１日現在）の中に示されている。各学科の専任教員数は機械知能工学科、電気情報工学科及び電子工学科が各 19 名、環境建設工学科が 18 名であり、文部科学省大学設置基準上必要な専任教員数の機械知能工学科、電気情報工学科及び環境建設工学科各 14 名、電子工学科 13 名を満足している。工学部の専任教員一人当たりの在籍学生数は 27.3 名である。工学部各学科は学科の理念や教育目的に合わせてカリキュラムを編成し、必要となる専門科目を担当する教員の新規採用を行ってきた。

工学部各学科の専任教員数は、文部科学省の大学設置基準を満足していることや、工学部各学科は学科の理念や教育目的に合わせてカリキュラムを編成し、必要となる専門教育科目を担当する教員の新規採用を行ってきたことから、専門教育科目の教員は適切に組織されていると言える。また、専任教員一人当たりの在籍学生数も私学としてはほぼ適切な数字であると考える。しかしながら、工学基礎教育に重要な数学や物理学を含む教養教育科目については、学科によりばらつきはあるが、この面に限って言えば、教員組織が適切であるとは言いがたい。さらに、ゆとり教育に代表される多様な教育を受けた入学生へのブリッジ教育やリメディアル教育への対応、あるいは教育目的を高度に達成するための少人数教育や特色ある教育カリキュラムを実現するためには教員組織に必ずしも余裕があるとは言えない。現在は、多賀城キャンパス実験実習指導・教育研究支援係事務職員の協力やティーチング・アシスタント制度などを活用することにより、教育効果を高めている。

各学科の教育理念・目的を実現するための教育課程を実施する教員組織及び学生数に対する比率は、私学であることを考慮すると比較的適正であると言える。将来は少人数教育や学生の満足度を高める特色ある教育カリキュラムの実現に向けて専任教員数を増やすことが望まれるが、大学経営上の制約もあり教員数を増加することは難しい。したがって、ティーチング・アシスタント制度の利用範囲をさらに拡大するなどの弾力的な運用についても検討が必要である。

イ　主要な授業科目への専任教員の配置状況

大学基礎データ表３の平成 18 (2006) 年５月１日現在の開設授業科目における専兼比率のデータには、工学部各学科の専任教員の配置状況も示されている。ここでの専兼比率は専任担当科目数と兼任担当科目数の和に対する専任担当科目数の比率を表す。各学科の専門教育科目の必修科目と全開設授業科目の専兼比率は、機械知能工学科は 100％と 91.0％、

電気情報工学科は 88.9％と 82.3％、電子工学科は 89.5％と 81.5％、環境建設工学科は 79.2％と 77.3％であり、一般に専門教育科目では高い数値を示している。これに対し、教養教育科目では電気情報工学科と電子工学科における必修科目の専兼比率がそれぞれ 75.0％と 77.8％と比較的高いのを除き、教養教育科目の必修科目と全開設授業科目の専兼比率は、機械知能工学科は 50.0％と 46.8％、環境建設工学科は 53.3％と 53.5％、電気情報工学科と電子工学科の全開設授業科目の専兼比率は、55.9％と 54.0％であり、機械知能工学科の全開設授業科目の場合以外は 50 数％となっている。専兼比率がこのような状況にあるのは、専任教員の採用では主要な専門教育科目を担当できることが最重要要件となっていることも一因であり、各学科の専任教員数は制約されることから、教養教育科目を兼任で補うことにより対応が図られているためである。しかしながら、教養教育科目の必修科目の多くは教養学部など他学部からの兼任教員、工学部他学科からの兼担教員によって担当されており、専兼比率は比較的低いが、適切な人材が適宜配置されていると考えられる。

工学部各学科では学科の教育理念並びに教育目標の達成にも重要な役割を果たす専門教育科目中の必修科目や重点科目へは、専任教員を配置するなどの配慮を行っており、主要な授業科目への専任教員の配置状況は適切であると言える。工学部各学科の教育理念並びに教育目標の達成に重要な役割を果たす主要な授業科目への専任教員の配置については、今後とも適正な配置が保たれるように継続的に検討して行く必要がある。

ウ　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

工学部の教員組織における専任、兼任の比率については、前項で示した大学基礎データ表３の平成 18(2006)年５月１日現在の開設授業科目における専兼比率のデータに加え、大学基礎データ表 19 の全学の教員組織（平成 18[2006]年５月１日現在）に専任教員数と兼任教員数が示されている。工学部では専任教員数が 75 名であるのに対し、兼任教員数は 65 名で、教員組織全体に対する専任、兼任の比率はそれぞれ 53.6％と 46.4％であり、兼任の比率が一見するとかなり高い数値に見える。しかしながら、兼任教員は専任教員に比べて担当科目数が少ないこともあり、専任担当科目数と兼任担当科目数の和に対する専任担当科目数の比率である専兼比率では、機械知能工学科の教養教育科目の必修科目と全開設授業科目の専兼比率がそれぞれ 50.0％と 46.8％、電気情報工学科と電子工学科の全開設授業科目の専兼比率がそれぞれ 55.9.％と 54.0％、環境建設工学科の教養教育科目の必修科目と全開設授業科目の専兼比率がそれぞれ 53.3％と 53.5％と 1/2 程度である以外の専兼比率は 3/4 を超えている。

前述したように、専兼比率の比較的低い教養教育科目の多くは教養学部など他学部からの教員や工学部他学科からの教員によって兼任されており、適切な人材の配置が行われていると考えられる。したがって、工学部各学科の教育理念並びに教育目標の達成にも重要な役割を果たす学科の主要な授業科目は、ほぼ専任教員によって担当されており、教員組織における専任、兼任の比率は、十分適切であると判断できる。

教員組織における専任、兼任の比率は、十分適切であると判断できるが、教員組織における専任、兼任の比率の適切性は、工学部各学科の教育理念並びに教育目標の達成にも重

要であることは認識しており、教員定員に対して適正な専任と兼任の比率について各学科で継続して見直しを行っていくことが必要である。

エ　教員組織の年齢構成の適切性

工学部の教員組織の年齢構成は大学基礎データ表21の専任教員年齢構成(平成18[2006]年5月1日現在）に示されている。創設時に採用された教員の高齢化と、工学部教員数削減のための新規採用の抑制から、一時的に高齢者が多い年齢構成となっていた。このような年齢構成の偏りを改善するために、工学部教員は定年（教授の場合には67歳）後の嘱託任用を辞退するとともに、新規採用にあたっては年齢構成に配慮して、できる限り若手教員の採用を行っている。改善の途中であることもあり、平成18(2006)年5月1日現在の工学部教員の年齢構成では、教授及び全教員で 65 歳～61 歳が最も多くそれぞれ 35.7%と25.3%である。したがって、専任教員の56%を占める教授の平均年齢は比較的高くなるが、平成23(2011)年3月末までにはそのうちの6名が定年を迎えることになっており、一気に改善が進むものと考えられる。一方、助教授・講師など若手教員の割合が相対的に低いことから、研究・教育体制の活性化という面での問題も懸念されていた。これについては、大学院での研究レベルを高めながら、でき得る限り若手教員を採用し、より適切な年齢構成となるように努めていることもあり、現在の助教授の年齢構成では40歳から35歳が助教授全体の32.1%にまで増加している。参考までに工学部各学科の専任教員の平均年齢を下表に示した。

教員組織の年齢構成の適正化については現在是正に努めており、平成23(2011)年4月以降は一気に改善が進むものと考えられる。工学部各学科においても教員の年齢構成の適正化についての重要性は十分に認識されており、各学科の将来構想の議論とともに、年齢構成の適正化並びに研究レベルの高度化と研究・教育活動の活性化の両面からの検討を継続して行っている。

表）工学部各学科専任教員の平均年齢

学科	教員数	教授の割合	助教授の割合	学科平均年齢	教授平均年齢	助教授平均年齢	講師平均年齢
機械知能工学科	19	0.58	0.37	51.2	56.6	45.3	32.0
電気情報工学科	18	0.44	0.50	50.6	58.1	45.7	32.0
電子工学科	19	0.57	0.32	53.2	58.5	50.3	33.0
環境建設工学科	18	0.61	0.33	50.0	55.0	43.2	36.0

オ　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的を具体的に実現するための組織としては、大学全体として全学教務委員会があり、工学部内の事項を検討するための工学部教務委員会及びカリキュラム委員

会がある。工学部教務委員会では、工学部全般にかかわる教務上の大枠を検討し、審議を行っている。また、各学科のカリキュラム編成及び科目担当については、各学科の教務委員、カリキュラム委員を中心に定期的に学科内で検討されている。工学部及び各学科では、授業科目の検討、講義内容の確認や共通科目の分担及び人員配置について、工学部の教務委員会とカリキュラム委員会、さらには教育改善委員会を設けて、工学部全体の緊密な連携の下に検討を行っている。

このほか、環境建設工学科の例では、決定機関である学科会議の下に教育改善委員会を設置し、さらに教育改善委員会の下に教育点検小委員会、教育改善小委員会とFD小委員会の３つの小委員会を設け、これらの小委員会が教育内容のチェックから教育の質の向上までを分担して検討している。これらの小委員会における活動の成果は教育プログラムに反映されるほか、声の玉手箱や学生アンケート、OB会におけるアンケートなどを通じて教育の内容に対する情報を入手し、これらを教育プログラムに反映させるシステムも整備している。多方面からのこれらの情報は、いわゆるPDCAサイクルを構成し、恒常的に教育の質が上がるようなシステムとなっている。このような環境建設工学科のシステムは日本技術者教育認定機構（JABEE）においても評価されている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整を行う機関は全学並びに工学部各学科のそれぞれの単位で構築されており、現在のところ有効に機能している。したがって、教員間における連絡調整の状況については妥当であると言える。

現在妥当な状況にある教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整が、より適切で、妥当ものであるように、今後とも関連する委員会で継続的な検討を進めていくことが必要である。

カ　教員組織における社会人の受け入れ状況

工学部では最近の教員採用は公募で行われてきており、特に社会人であることに対して高い評点を加えているわけではない。したがって、各学科が希望する分野で、十分な能力を有する人材であれば大学人、社会人を区別することなく教員として採用している。工学部における教員組織における社会人の受け入れ状況は、学科により全く異なっているが、各学科に民間機関の経験者が採用されている。比較的多く受け入れている環境建設工学科では、教授11名中の４名が社会人の出身である。

このように、新規採用教員の選考に際しては、工学部各学科の公募する分野に適合し、教員としての能力を有する人材であれば、社会人を全く区別することなく、むしろ積極的に教員として受け入れている。また、教育目的に照らして社会人講師の方が望ましい専門教育科目では、社会人の非常勤講師をできる限り受け入れるように努めている。

キ　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

工学部では教員採用において、国籍を問わず、能力のある人材を採用してきている。平成18(2006)年５月１日現在の工学部の外国人教員は、電気情報工学科で３名、環境建設工学科では２名であり、熱心に教育研究に取り組んでいる。

工学部では外国人であることを特に採用の際の評価条件として用いていないことから、教員組織における外国人研究者の受け入れはオープンに行われている。現在は教員組織における外国人研究者の受け入れ状況に特に問題はないと考えられるが、社会のグローバル化も進展してきており、教養教育の外国語科目についてはネイティブの外国人教員の採用を積極的に推進すべき状況になってきていると考える。

ク　教員組織における女性教員の占める割合

平成18(2006)年5月1日現在、工学部では機械知能工学科に1名の女性教員（講師）がいるだけである。教員組織に適正数の女性教員を加えることは工学部の今後の重要課題であると考えられる。しかしながら、各学科ともその理念や教育目標にそって教育科目を設定して、教員を適正に配置するために人事計画を進めており、限られた教員定数の中でその人事計画に適合し、合理的な基準をクリアできる女性教員を確保することは極めて難しい問題でもある。

(2)教育研究支援職員

ア　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

工学部の学部教育では、研究機関事務課多賀城キャンパス実験実習指導・教育研究支援係の事務職員が各学科の学生実験を中心とした教育支援を行っている。具体的には、一般教養科目の物理学実験1名、化学実験2名、機械知能工学科3名、電気情報工学科2名、電子工学科3名、環境建設工学科5名の担当者が各学科の学生実験及び工場担当の7名による工作実習における指導、レポート整理や実験器具の管理・発注などの管理業務などの教育支援業務に従事している。しかしながら、工学部にはLL設備がなく、外国語教育、特にコミュニケーションとしての英語教育の大きな支障となっている。また、ネットワーク管理・運営・機器トラブル保守・管理業務を行う情報システム課多賀城キャンパス情報システム係3名は、情報処理関連教育の補助者をも兼ねている。このような事務組織からの人的支援体制に加えて、平成7(1995)年からティーチング・アシスタント制度を発足させて、学生実験や情報処理教育にかかわる教員の負担の軽減を図っている。

しかしながら、助手が工学部全体として1名もいないこともあり、実験・実習を伴う教育における教員の負担は重くなっている。工学部の基礎教育において重要である実験・実習の教育水準の維持には、人的補助体制の整備は必要不可欠である。また、情報処理教育における人的支援については、担当教員からの要望も強く、人的補助体制の整備が望まれる。さらに、コミュニケーションとしての英語教育のためにも、LL設備の早急な設置が望まれる。

このように、人的補助体制の整備状況は良好とは言えない。現在は大学院生によるティーチング・アシスタントにより十分ではないが不足を補っているが、ティーチング・アシスタントの活用にも限界があることから、人的補助体制を改善するためのスチューデン

ト・アシスタント等の活用や規程の整備についても真剣に検討すべきであると考える。

イ　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

工学部各学科の学生教育において重要な位置を占める学生実験や機械知能工学科の工作実習では、現在のところ多賀城キャンパス実験実習指導・教育研究支援係の協力より円滑に行われている。また、情報処理教育に関しては多賀城キャンパス情報システム係による機器のトラブル管理、ネットワーク管理・運営などの十分な寄与が得られている。したがって、工学部では教員と教育研究支援職員である多賀城キャンパス実験実習指導・教育研究支援係事務職員並びに多賀城キャンパス情報システム係事務職員との間の連携・協力関係は適切に行われていると言える。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係は適切であり、この観点から点検すれば良好であると言える。しかしながら、一般的には学生が後期中等教育までに体験する実験や実習は減少している傾向があり、安全性を考えると少人数での実施が望まれるのに対し、教育研究支援職員数は現在でも不足しているのが現状である。現在の入学生を各学科の理念や教育目標にかなう人材に育成するためには、工学部各学科の学生教育における体験型の実験・実習はその重要性をますます増しており、学生に安全で整備された環境の下で効果的な教育を行うためにも、教育研究支援職員数の不足を補うような処置を早期に検討することが必要である。

ウ　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントの制度は平成7(1995)年に発足し、工学部各学科で強力な教育支援として活用されている。工学部では平成18(2006)年度には、博士課程前期課程55名、後期課程1名、合計56名の大学院生が、ティーチング・アシスタントとして学部教育の支援を行っている。また、ここ数年はほぼ同程度の支援が行われている。工学部におけるティーチング・アシスタントは、主として学部の実験や実習、あるいは情報処理教育における教育的補助業務を行っており、非常に良好な教育効果が得られていることが報告されている。このようにティーチング・アシスタントの制度は、工学部の学生教育において制度化が十分に進展し、その活用も非常に適切に行われていると言える。

工学部ではこのような学生教育への有効性から、ティーチング・アシスタントの活用をさらに拡大すべきであるとの強い要望もある。しかしながら、ティーチング・アシスタントとしての大学院生数の確保にも限界があり、さらに検討を要する問題である。

(3)教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

工学部における新規採用教員の募集は、教授会の議を経て原則として公募で行っている。採用・昇任の基準については「東北学院大学教員資格審査規則」、採用・昇任の手続きは「東

北学院大学教員資格審査委員会内規」にのっとって行われており、工学部並びに各学科の教育理念にかない、必要とされる専門分野において優れた教育研究能力を有する教員の採用・昇任を実施している。

教員の採用に関しては上記の規則にのっとって厳正に行われている。また、各学科に内規が定められており、講師職以上の採用に際しては、原則的に博士の学位を要求している。また、特定大学からの教員が多数を占めることがないように、1/4 ルール（教員数の 1/4 以上が同じ大学出身者とならないルール）を内規として設け、採用者が特定大学からの出身者に偏らないように配慮している。

さらに、教授職昇任にあたっては公正を期するため、博士の学位を有することを最低限の基準としている。原則として、助教授については講師３年、教授については助教授７年の経験後に昇任の資格を得るが、この期間が短縮される場合もある。採用と昇任のいずれの場合も、各学科の採用あるいは昇格人事委員会等で研究及び教育業績等を審査し、学科の教授会での承認後、工学部人事委員会での審査と工学部教授会での議を経て、大学の資格審査委員会において審議の後、承認される。審査は厳正に行われており、教員の採用・昇任についての工学部の承認が覆された前例はなく、特にある個人の採用・昇任が不利になるということはない。

このように工学部教員の採用・昇任については、工学部教授会が主体となって厳正に行われており、募集・昇格に関する基準とその手続の内容並びにその運用は適切であると言える。また、教員の免職については東北学院大学懲戒規程が設けられているが、工学部ではこれまでこの規程が適用された例はない。

現在の教員の採用・昇任は主に研究業績が審査の対象であり、それに教育面での業績評価も一部加味される状況である。近年、学会活動や学外の各種委員を務めた貢献度等も提出書類に加えられるようになってきているが、今後とも募集・昇格に関する基準やその手続の内容が的確に設定され、適切に運用されるように継続的な検討が必要である。

イ　教員選考基準と手続の明確化

工学部各学科の教員選考の基準は「東北学院大学教員資格審査規則」、その手続きについては「東北学院大学教員資格審査委員会内規」に十分明確に示されている。工学部各学科では、これらにのっとって教員選考を実施しており、特に問題はないと言える。また、昇任にあたっては各学科の推薦を重んじ、上記の教員資格審査規則等に従って厳正に行われている。

強いて問題点をあげるならば、教員選考基準に関しては一部の工学部での申し合わせ事項を除き、各学科の申し合わせを尊重していることがあげられる。しかしながら、採用教員の工学部教授会での承認にかかわる審議や、それに先立って行われる工学部人事委員会において十分に明確な客観的な判断が加えられていることや、学科の申し合わせが「東北学院大学教員資格審査規則」から少なくとも逸脱することなく明確にされていることから、特に問題はないと考えられる。

現在の工学部における教員選考の基準や手続きは既に十分に明確化されていると言えるが、工学部各科で独自に定めている申し合わせ事項についても、今後明文化することに

より明確化がさらに進展すると考えられる。

ウ　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

科学技術や工学各分野の進展、さらには情報、環境、バイオテクノロジーあるいはナノテクノロジーなどの日本の科学技術基本計画に示された重点４分野やそれらの学際分野における学問領域の拡大に対応できる教育課程を編成するには、実社会での経験豊富な教員、多様な領域の教員の確保が必要となる。そのような教員を確保するため、工学部各学科では教員の採用に原則として公募制を導入している。

最近の工学部において公募制の導入により新規採用された教員は、前職や出身大学も多様であり、公募制が適切に運用されていることを明らかに示している。採用に際しては各学科が採用人事委員会等を組織して、「東北学院大学教員資格審査規則」にのっとって厳正な審査が行われている。

工学部各学科では教員の採用に原則として公募制を導入しているが、導入してからの経過期間もまだ短く、より工学部あるいは各学科の要望にかなう教員を採用するためには、採用の審査にかかわる具体的な基準の策定についても検討して行く必要がある。

(4)教育研究活動の評価

ア　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

工学部における教員の教育研究活動の評価については、研究業績が資格審査を受けられる十分条件の一つであることや、資格審査のために研究業績一覧の提出が必要となる以外は、教員の待遇に関連した評価は行われていない。なお、２年ごとに「東北学院大学研究業績」が発行されており、教員の研究活動が公開されている。また、学科によっては、科学研究費補助金を申請した教員に対して予算を多くする制度を設けている場合もある。一方、教育活動については、従来の「東北学院大学研究業績集」が今回の平成18(2006)年度の点検・評価から、教育業績を加えた「東北学院大学教育・研究業績」として発行されることになっている。また、「学生による授業評価」アンケートが工学部では平成７(1995)年度から実施されており、教員の教育活動について学生からの評価がなされている。このほかにも、環境建設工学科の例では、FD活動の一環として教員相互による授業参観制度の導入や、教育改善委員会による評価もなされている。さらに、卒業論文を学生が学会等で発表した場合や教科書を執筆した場合などはその貢献度に応じて、次年度の担当教員への予算を多くする制度を設けている。

前述した教員の教育研究活動についての評価の現状は、教員の自己啓発という意味では有効に機能していると考えられる。しかしながら、研究活動をさらに推進させる効果は薄く、大学の更なる活性化を図るためには、新たな評価方法の導入が検討課題となる。また、大学における教育の重要性についての社会の要請に応えて、教員が現在以上に教育活動に力を注ぐことを奨励するためにも、合理的な教員の教育業績評価方法の確立も検討課題となる。

大学における教育研究活動をさらに活性化するには、合理的な評価方法の確立に加え、優れた教育研究活動を行っている教員の処遇改善についての検討も行う必要があると考える。

イ　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

工学部各学科では現在教員採用は、原則として公募で行っている。公募における提出書類には、教育並びに研究業績等に関する書類も含まれている。教員選考では、学科内の選考委員会等や教授会において教育並びに研究業績等を評価し、募集の趣旨にかなう候補者を選定し、工学部の人事委員会を経て、工学部教授会の承認を得る必要がある。候補者の承認の際の説明資料には、研究能力の証となる公表論文数や教育実績について記述する欄があり、教育研究能力やその実績の評価が適切に行われ、選考基準にも適正に反映されているものと言える。

教員選考において、研究業績は資格審査を受けるための十分条件の一つであるとともに重要な評価項目であるのに対し、教育業績についての評価の重要度は低く、経歴が資格要件となっている程度である。したがって、教員選考基準における教育能力や実績への配慮の適切性についてはさらに検討を進める必要がある。また、本学においては、各学部学科の教員数に対し定数化が行われており、この教員数に対する制約により、工学部教員、特に教授の場合には大学院を担当できることも大きな評価の対象となる。したがって、大学院における研究指導という観点からの研究業績の評価には妥当性があり、その意味では適切な評価が行われていると考えられる。

しかしながら、入学してくる学生の多様性を考慮すると、学生教育に対して情熱と優れた能力を有する教員を選考するための何らかの合理的な基準も必要となってきており、合理的な教育能力を評価する方法の確立は重要な検討課題となると考えられる。また、研究業績についても時代の流れに対応した見直しが必要である。

教養学部

(1)教員組織

ア　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

教養学部は教育課程等で有機的に連関した人間科学、言語文化、情報科学、地域構想の４つの学科で構成されており、各学科に所属する教員数は、平成18(2006)年現在、人間科学科が25名、言語文化学科が35名、情報科学科が20名、地域構想学科が22名の計102名である。

この構成は、研究・教育において、新しい意味での専門性の確立を図ると同時に、広範な知識を基礎とする総合性を実現するという本学部の理念・目的に基づくものであるが、

教養学部教員組織の母体が旧「教養部」の教員であったこととも決して無縁ではない。すなわち、社会科学系の教員が主として人間科学科の教員となり、人文科学系と外国語系の教員が現在の言語文化学科の教員となり、自然科学系の教員が情報科学科の教員となった。また、地域構想学科がその後の学部の改組で設立された。所属する教員の専門を活用するという主旨に沿ってそれぞれの学科の教育課程も構想された。その枠組みには、学部設立以来十数年が経過し、教育課程の改編が行われ、新規採用の教員もいるのであるが、基本的に変更がない。したがって、その意味では、教養学部の教員組織は、その学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格等に照らして不適切なところは少ない。

また、各学科の所属学生数は、平成18(2006)年現在で人間科学科が439名、言語文化学科が431名、情報科学科が424名、地域構想学科が253名となって、合計1,547名である。この数に照らし、また、教養学部の教員の多くは全学部の「教養教育科目」や「外国語科目」を担当していることを勘案すると、少人数教育を標榜する教養学部の教員組織としておおむね適切と考えられる。

変容する社会に対応していくためには、新たな教科の開設や教育課程の不断の見直しが不可欠であり、組織体制の柔軟な改編が担保される必要がある。しかしながら、教養学部は他学部の教養教育にも同時に責任を持つため、教員の専門分野や研究分野の改編にはある制約が存在する。

教養学部が標榜する学際性には、自らを包含する社会の変革を希求するエネルギーが秘められている。そのためには多様な分野が学部・学科内に共存する必要があり、その点では教養学部は望ましい状況にあると言える。しかしながら、新たに設立された地域構想学科を例外として、現状ではその多様な分野が独立したままただ並立し、新たなものを生み出すには至っていないきらいもある。今後は有機的な連携を念頭に置いた体制作りが一層求められよう。

人間科学科

教養学部の理念は、学際性と総合性に基づき、「変容する社会に立ち向かうことのできる基礎学力と複合的視野を兼ね備え、自ら問題を発見し解決を模索できる人間の育成」である。人間科学科の教員組織は、心理・社会・教育・体育・人間科学等の教員によって構成されており、教育課程の性格にかんがみても、構成内容上は適切であると考えられる。しかしながら、上記の理念達成には、比較的少人数での教育が不可欠である上、当該学部教員は全学の教養教育も担当しており、その点から見ると教員数の不足は否めない。具体的には、平成18(2006)年度における専任教員数は、心理学８名・社会学５名・教育学６名・体育学６名・人間科学１名・経済学１名・キリスト教学１名の計28名である。

学部学科の理念実現のため、あまり多くの学生を受け入れるのは困難である一方、入学を希望する学生は比較的多い。教員増と実験実習施設や実験調査実習の予算拡充が必要であるが、それもまた困難な状況にある。そうした条件下で比較的少人数教育を心がけているため、教員の個人的負担が大きい。授業時間以外の個別的な指導時間は、授業コマ数をはるかに上回る。

教員の個人的な善意による指導に頼る現状改革のために、組織的な整備が必要である。

言語文化学科

言語文化学科の教育研究理念は「言語を介した多様な文化の理解」であり、英語、フランス語、ドイツ語、中国語の外国語教員のほか、比較文化論、哲学、論理学など多様な分野を専門とする40名の教員で構成される。大所帯である理由の一つは、他学部学生の外国語の授業も担当しているためであるが、その点を勘案すれば、学科の理念の実現のため現在の教員構成は適切と考えられる。

教養学部が標榜する少人数教育は、言語文化学科において特に有効に具現化されている。一方、教育活動における教養教育科目担当の比重が大きいことから、学科の理念の実現に向けての教育活動、特に学問分野間の学際的、有機的連携との兼ね合いが課題となる局面もある。

今後は、教員の新規採用の機会等を有効にいかして、学際性や専門性の深化を図りたい。

情報科学科

情報科学科の主要な教育目的に情報処理技術の習得があるが、情報処理技術の開発や応用を専門とする教員の割合は低く、学科教員の４割前後である。他の６割前後の教員は平均すれば一般のエンドユーザーと大差がない。これには教養学部設立の経緯や他学部の教養教育に対する責任などが背景としてあり、今後この状況が強化されることはないにしても、完全に解消する可能性は低い。したがって、決して好ましくはないが、他の専門であった教員が情報処理技術を習得し、学生に教授するという従来からの形態が今後もしばらく持続すると考えられる。情報科学科についても、１学年定員100名に対する20名の教員数は、他学部の教養教育や大学院の教育も分担していることを勘案すれば、不適切ではない。

設立当初に比較すれば、教員の専門分野の多様さは次第に消失しつつある。コンピュータ技術関連の専門家が学科の教員として必要とされたためである。教養、学際性、総合性、広い視野など、教養学部が重視してきたものと、コンピュータ技術とが相反するものとは限らないが、現実は技術への傾斜が顕著となってきた。

上記のように情報科学とコンピュータ科学（情報工学も含む）とには本来大きな違いがあり、教養学部が重視してきたものの中には情報科学と共有するものが多い。しかしながら、社会一般の受け止め方では情報はコンピュータなのである。そして情報がこのような二面性を持つがゆえに、情報科学科が教養学部の中で存立し得たとも言える。学科として早急に取り組むべきことはこの二面性の融合、一体化であり、教員組織の改革、特に今後の教育研究分野の改編は、このような方向性で考えるべきであろう。

地域構想学科

地域構想学科は、「人と自然との関わり」領域、「人と人との関わり」領域、「生涯にわたる健やかな生活」領域の３領域から構成されている。各領域を担当する教員を既存の学問分野で表現するなら、「人と自然との関わり」領域は主に自然地理学、「人と人との関わり」領域は人文地理学及び社会学、「生涯にわたる健やかな生活」領域は社会福祉学及び地域スポーツ学である。各領域それぞれに５名前後の教員が配されている。専門分野ごとの教員配置という点では適正と言ってよい。

既に述べてきたように、地域構想学科における教育の特徴の一つは、キャンパス内外で行われる実習の重視にあり、少人数教育と並んで極めて大きな教育成果を上げている。充実した実習を実施するために、現在、担当教員は多大なエネルギーを支出しており、各教員の研究時間を削ってまでより良き実習の実現を目指している。この点からすれば、教員数の不足は否めない。

学科の教育理念・教育目標・教育方針を深く理解したがゆえの教員個人の熱意によって現行の教育水準を維持しているのが現状である。それゆえ、組織的な整備が必要である。

イ　主要な授業科目への専任教員の配置状況

人間科学科

人間科学科における主要な専門科目は、ほとんどすべて専任教員が担当している。また、全学部にかかわる科目のうち特に教職に関する科目については、非常勤講師に依存する部分が多い。数年来、教育学領域の教員の補充に努めているが、いまだにこの分野の専任教員は不足していると言わざるを得ない。

主要な授業科目を専任教員が担当することで、授業時間以外にも随時きめ細かな指導ができる。常時、質問にも応じることができ、試験・レポート提出等にも適切に対応できる。

社会学領域に関しては平成18(2006)年度に急遽欠員ができたため、その担当領域への手当てについて苦慮しているところであり、今後早急に対応を検討していきたい。また、上記のような教職関連科目担当者の補充も緊急の課題である。

言語文化学科・情報科学科

教養学部の授業科目には、現在、日本語教育や外国語関係の一部の科目を除いて、９割以上、専任教員が配置されていて、主要な授業科目に関してはほぼ問題がないと言われてもよい。

情報科学科に近い学部・学科として工学部の電気情報工学科、電子工学科があるが、それらの学科とは兼任という形での交流は今後あり得る。しかしながら現状では学科の主要科目はほとんどすべて専任教員が担当している。一方、他学部の教養教育科目については、総担当コマ数の約５割を非常勤講師に依存している。これは特定の科目（生命の科学など）の開講数が多いためであり、他学部が希望する科目に責任を持って担当する以上避けられない。

情報科学科の現在の教員構成は、数学系と自然科学系が５割弱で残りがコンピュータ関連領域の専門家であり、現状では程よいバランスとの見方もある。今後急速に世代交代が進むが、どのような分野の教員を採用していくかが今後次第に難しくなる。他学部他学科の数学や自然科学の教養教育に責任を負うからである。

今後も教養学部が変容する社会に不断に対応していくためには、教養教育とのバランスを勘案しつつ、教員構成を主体的に決定していく必要がある。

地域構想学科

地域構想学科における主要な専門科目は、ほとんどすべて専任教員が担当している。地

域構想学科が責任を持つ全学教育科目の担当者については、非常勤講師に依存する部分が大きい。

学科専門科目の主要な授業を専任教員が担当することで、授業時間以外にも日常的にきめ細かな指導を行って高い教育効果を上げており、適切である。

既に述べてきたが、今後は、専門教育のみならず全学教育においても教育水準を維持するために教員組織の構成を検討する必要がある。

ウ　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

人間科学科

人間科学科における主要な専門科目は、ほとんどすべて専任教員が担当している。また、全学部にかかわる科目のうち特に教職に関する科目については、非常勤講師に依存する部分が多い。数年来、教育学領域の教員の補充に努めているが、いまだにこの分野の専任教員は不足していると言わざるを得ない。

主要な授業科目を専任教員が担当することで、授業時間以外にも随時きめ細かな指導ができる。常時、質問にも応じることができ、試験・レポート提出等にも適切に対応できる。

社会学領域に関しては平成18(2006)年度に急遽欠員ができたため、その担当領域への手当てについて苦慮しているところであり、今後早急に対応を検討していきたい。また、上記のような教職関連科目担当者の補充も緊急の課題である。

言語文化学科・情報科学科

教員組織別に現在の「専門科目」の兼任教員の数を示すならば、人間科学科では１科目２名であり、言語文化学科では２科目７名であるが、そのうち６名は、当初から兼任教員の担当を計画した「言語文化特殊講義」の要員である。情報科学科では１科目１名であって、教養学部ではその主要科目のほぼすべてを専任教員が担当している。

このことは、学生指導は、講義時間だけではなくて、各教員の研究室や合同研究室や実験室でも行われることを考えれば、大いに評価されてよい。

否、教養学部の長所とも言われてよいのであるが、一面、講義内容のマンネリ化、考察の視点の固定化等、問題が決してないわけではない。

したがって、科目によってはあえて、隔年ごとに兼任教員に担当を依頼するというようなことがあってもよいのかもしれない。今後はこの種の方策も、学生に対する教育上の配慮として考えてみなければならない。

地域構想学科

地域構想学科における主要な専門科目は、ほとんどすべて専任教員が担当している。専門科目のうち、兼任教員が担当している割合は１割以下である。

学科専門科目の主要な授業を専任教員が担当することで、授業時間以外にも日常的にきめ細かな指導を行って高い教育効果を上げており、評価できる。とりわけ地域構想学科の教育で重視している各種実習では、授業時間以外での指導の方が多いのが現状である。

今後は、可能な限り専任の割合を高水準に維持するよう努める。

エ　教員組織の年齢構成の適切性

平成 18(2006)年 5 月現在で、教養学部所属教員の 102 名の平均年齢は 53.2 歳、そのうち人間科学科が 52.9 歳、言語文化学科が 54.3 歳、情報科学科が 54.2 歳、地域構想学科が 49.3 歳である。

人間科学科

教養学部は発足以降、退職教員があってもほとんど補充は許されなかったため、新規採用が少なく、全体として高齢化の傾向にあった。近年、若干の採用が開始されるようになり、20 歳代から 40 歳代の教員も少しずつ増加傾向にはあるが、依然として 50 歳代、60 歳代が多数を占めている。

ベテラン教員が多いことは教育方法等について、ある程度安心感はあるものの、新たな問題への対処の意欲やその方法についてチャレンジしにくくなる傾向があると思われる。また、学生との年齢差が大きくなると、物事の見方など、学生の感覚とのずれも出てこよう。幅広い年齢構成とすることが必要である。

学部学科に許容される範囲で、できるだけ新規採用を図り、その際、年齢を重要な採用基準の一つとする。

言語文化学科・情報科学科・地域構想学科

知的伝統の継続という点ではともかくとしても、学問のパラダイムの変換が進む現代社会の変容に対処するという教養学部の理念・目的・教育目標に照らして言えば、現在の極端な高齢化は問題である。特に情報科学科では 30 代と 50・60 代への局在化が顕著であり是正を必要とする。

学生総数や教員総数の上限や採用基準を決め、それをもとに学部独自の判断で学部教員の採用ができる体制になりつつあるので、長期計画のもとで改善を図る状況ができつつある。新規採用人事の際には、できるだけ年齢構成の適正化を図らねばならない。

オ　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成に関しては、将来構想委員会・カリキュラム委員会・教務委員会・総合研究委員会等々の各種委員会があり、またそれらの母体としては定期的に（原則として月 1 回）学科会議及び学部教授会が開催され、連絡調整を図っている。

連絡調整のための各種委員会が多数あるため、会議が頻繁に開催される。そのため、かなりの時間が会議に費やされ、またそのための書類作りなどに忙殺される。

将来は、多すぎる会議の整理のみならず、各種委員会の統廃合も検討されるべきであろう。

カ　教員組織における社会人の受け入れ状況

教養学部では現在は社会人の教員としての受け入れはしていない。
今後、実社会での経験を学生に教授することがより重要になると考えられる。適切な人材には協力を求めていくことになろう。

キ　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

言語文化学科以外の学科では学部の教育での外国人研究者の受け入れはまだない。例えば英語は国際語であり、英会話以外の専門科目でも授業を英語で行うことには意味がある。今後の採用人事で、英語のネイティブでかつ優れた教育研究を行っている人材であれば、専門科目担当の教員としても是非採用したい。

ク　教員組織における女性教員の占める割合

教養学部教員の平成18(2006)年5月時点での女性教員は11名であり、全教員102名の約1割に相当する。教養学部の学生は他の学部学科と比較して、英文学科に次いで女子学生が多い。女性教員の存在は多くの面で好ましいと言える。

(2)教育研究支援職員

ア　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

人間科学科の現状については、実験実習を伴う教育に対する人的補助体制が不十分と言わざるを得ない。社会・教育・心理とも、各1名の事務職員が配置されているが、当該職員の所属は「研究機関事務課（泉キャンパス事務室)」であり、教育補助が主たる目的とはなっていない。実習の準備、後片付けなど、すべて担当教員が行っている。
情報科学科に現状に関しては、実験室や実習室をカリキュラムに記載された科目で使用する場合には、施設の維持管理、実験実習補助のため職員が配置されるのが通例であるが、現在は週2日ないし3日の非常勤職員が配属されているに過ぎないこと、また、情報処理機器を設置した実習室には事務職員の配置がないなど、他学部と比較しても明らかな不備がある。また、実験・実習、情報処理関連教育を対象としたティーチング・アシスタント制度は確立しているが、大学院生の奨学を主たる目的とした制度であるため、大学院生の希望者数で補助を受ける授業数が決まることになる。そのため、コンピュータリテラシーの授業など、本来補助を必要とする授業には学部学生を配置することで対応している。
実験や実習に教育補助が必要であることについて、全学的に統一された方針が示されていない。
実験・実習に対する人的補助体制の整備は、今後とも改善は極めて困難と思われる。一つの要望としては、必要な補助の延べ数をもとに予算を計上し、大学院生以外でも補助員として採用することで、ティーチング・アシスタント制度の普及・定着を図ることがある。

イ　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

連携協力関係に関して、制度的な保証は確立していない。現場で教育研究を支援している事務職員の個人的な善意に多くを依存している。実験室などに事務職員が配置されていても、教育研究支援職員と一般の職員の区別が不明瞭であり、業務についての事務職員の意識、業務内容の整理には課題がある。他の部署に異動した場合、研究支援職員としての経験が生かされないことが多いため、意欲をそがれる面もある。また、施設管理の面からも、夜間に及ぶ実験実習が困難であることなど、問題は多い。

以上の課題があるにもかかわらず、連携・協力関係はおおむね適切である。

特に、情報機器を使用する実習室や実験実習を伴う教育研究に関して、補助人員を何らかの形で整備することが急務である。このままの体制では、教育研究の質の低下を招きかねない。

実験系の教育研究に関して、教員及び事務職員双方の全学的な理解を深める必要がある。

ウ　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

人間科学科においては、各種実験実習等の科目において大学院生におけるティーチング・アシスタント制度の利用が可能ではあるが、大学院生の多くが社会人であることなどの理由から、必ずしも十分機能しているとは言えない。

言語文化学科においては、外国語教育のためのティーチング・アシスタントなどの人的補助は十分とは考えられないので、充実を図る必要がある。

従来本学では、ティーチング・アシスタント制度は大学院生の財政上の援助が主要な目的であったため、そのため担当できる院生が非常に少ない場合には、授業の補助の必要性は認識されていてもティーチング・アシスタントの配属はなされてこなかった。

学部学生による授業補助の制度を正式に導入するべきと考える。既に情報科学科では、主として４年次学生に１年次のコンピュータの演習科目等の補助を依頼し、謝礼の額等には課題があるにせよ、学習に成果を上げている。

(3)教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

募集・任免・昇格は、明文化された基準に基づき、人事委員会、学部教授会等の検討を経て行われている。募集・任用については、将来構想委員会・組織運営委員会等で、必要な分野とその人数を検討し、公募等の方法により募集する。応募者の審査は、人事委員会が手続き的な書類審査と審査委員選定を行い、その結果を学部教授会で報告して了承を得る。免職については、懲戒規程は整備されているが前例がない。昇格は、勤続年数と学術論文数について明文化した規定に基づき、人事委員会の書類審査と審査委員選定、審査結果の教授会への報告という手続きをとる。学内に適切な審査委員がいない場合は、他大学

の教員に審査委員を委嘱する場合もある。

	基準	手続き
募集	学科内で専門分野等の選考基準を決定。	学科の人事委員会と、人事委員会から委託された選考委員会が選考作業を行う。
任免	任命は学科の判断が最も重視される。	学部長が学長に選考結果を報告して任命を申請し、全学の資格審査委員会の審査を経て、理事長が任命。解雇については、懲戒規程が策定された。
昇格	規程に昇格の条件が明記されている。	学部長に申請し、学部の人事委員会が申請の妥当性を検討し学部長に答申、学部長が全学の資格審査委員会に審査を申請。

募集・任免・昇格の基準は極めて明快で公正である反面、やや機械的なきらいがある。人物的に教育上かなり問題があると思われる場合でも、単純に基準を満たしていれば昇格が可能である。

募集・任免・昇格について、研究業績の更なる厳正な審査も必要であるが、それ以上に教育活動や大学の諸行事への協力なども、ある程度基準に盛り込むことを検討すべきである。

イ　教員選考基準と手続の明確化

選考基準は学科内での議論が基本となる。手続きも学部人事委員会が中心となるので、選考基準や手続きの明確化は担保されている。

学部人事委員会は有効に機能しているので、全学組織運営委員会への人事要望が認可された時点で作動することになる。

４学科の人事計画を慎重に調整して、学部としての責任を十全に果たすようにしなければならない。

ウ　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

教養学部の新任人事は、平成 12 (2000) 年に行われたものを契機として、公募制がほぼ定着した。選考委員会により明文化された公募要領を、大学ホームページや独立行政法人科学技術振興機構による「JREC-IN（研究者人材データベース）」のほか各種関連学会のホームページ等のウェブ上で公開し、さらに各種学会誌等に掲載している。応募者の選別は選考委員会が行い、選考結果と選考理由とを学科に報告した上で、学部人事委員会に報告している。

公募制の導入も未熟な段階にある。しかし、少しずつ経験を積み上げていく可能性が出てきている。

公募制のメリットとデメリットについて、及び運用上の諸問題について検討する必要がある。その上で、機会をとらえて実践することで改善策も生まれてこよう。

(4)教育研究活動の評価

ア　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

研究活動については、毎年各教員の研究業績を調査し、ほぼ2年ごとに研究業績集を自己申告により取りまとめ刊行している。研究業績の内容については、著書や学術論文（審査つきとそうでないものに分ける）や学会での口頭発表などをはじめ、フィールドワークや演奏会などの芸術表現及び研究に関連するエッセイや新聞への投稿記事まで、5段階に分けて分類している。

教育活動については、授業評価をボランタリーに授業中に学生にアンケート形式で行っている。これは主として授業改善（=FDの一つ）に反映させる目的である。教員同士の授業の進め方の検討は、数人の小範囲に近い科目について行われているが、組織だった全体としての方針は明確ではない。

研究業績集の刊行によって、活発な研究活動をしている個人と、何年も研究発表をしていない個人が分かるが、後者について何らかの働きかけやペナルティを課しているわけではない。すなわち、研究活動の調査とその取りまとめは実施しているが、それが何らかの形で評価されることはほとんどない。心理的効果以外に有効性があるとは言いがたい。

研究に関しては、「研修休暇」などの制度があり、毎年国内外で研究研修を学内にいる時と同様の条件で行える。全般に旅費や図書費などについては条件が良い方だと思われる。委託研究など外部からの研究費の受け入れについての学内制度上の整備や柔軟な受け入れについては、事務部門のバックアップがさらに必要である。

また、教育活動については、一人当たりの持ちコマは分かるものの、その内容に関しては「学生による授業評価」制度以外にはない。すなわち、教育活動に対する適切な評価方法にはまだ課題が残されている。

研究活動の調査をさらに充実させるために、近年、文部科学省の科学研究費補助金申請状況の調査やそれを促進する情報提供を開始した。今後は、研究教育活動に対する評価をどのように行うかの研究が望まれる。

教育業績は比較的分かりやすいのに対して、教育上の貢献度が見えにくい傾向がある。教育と研究のどちらかを主とするかを選択して双方に適当な評価体制を設けるのも全体的に効率を上げる一案ではないかと思われる。

また、各種委員会などにより研究時間が分断されるきらいがあるので、電子メールなどを有効に利用するなど効率よく委員会の業務を進めることなどが望まれる。

イ　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

複数の選考委員によって選考が行われるが、最も重視されるのは、教育研究と実績である。その配慮は適切であると思われる。

教養学部は、多くの学問分野に所属する教科を担当する教員を必要としているので、分野によって、候補者の分布密度が偏っている可能性がある。公募しても当該分野にふさわしい候補者が決められない場合もあり得る。このような場合には、選考を次年度にまわさ

なければならないことも起こり得る。

今後は、最適な人物を選考するためのネットワークのようなものが必要となるので、分野ごとの責任者に適時配慮を願わなければならない。

２．大学院研究科における教員組織

文学研究科

(1) 教員組織

ア　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

英語英文学専攻

英語英文学専攻の専任教員数の内訳は、英米文学部門専攻が８名、英語学・言語学部門専攻が５名、そして、英語教育学専攻が１名で、合計 14 名(財団法人大学基準協会による「平成 14 年度相互評価」時には 11 名)である。このうちの８名（イギリス人教員１名を含む。８名中博士号取得者は６名）は、世代交代に伴い、平成 14(2002)年度以降に新任として加わった者である。世代交代が極めて順調に行われ、新進気鋭の人材を確保している。ほかに非常勤講師として英米文学関係に４名、英語学・言語学関係に２名（平成 18[2006]年度実績）が加わっている。現在学生数は定員を満たしてはいないが、満たしたとしても、教員は、極めて適切に、そして妥当に組織されている。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻は、文学部キリスト教学科のキリスト教史及びキリスト思想担当教員３名と文学部歴史学科の西洋史担当教員５名の、計９名から構成されている。本専攻の教育課程が、古代地中海世界から近代・現代に至るヨーロッパの文化史をキリスト教思想の歴史的形成・展開の過程との相関関係において解明することを特色とし、具体的には西洋史研究に属する古代・中世・近代・現代の国家・政治に関する研究と、ヨーロッパの文化・国家形成の歴史に決定的影響を与えているキリスト教思想の生成・発展の相関関係の究明を目指している。

現時点においては、教育課程の種類、性格、学生数との関係において妥当である。

アジア文化史専攻

世界史の中にアジア史を位置づけるという基本理念のもとに、アジア史領域・民族文化論領域・地域環境論領域にまたがる学際的研究を行い、あわせて日本・東アジア諸地域の歴史・考古・民族・民俗・環境などの個別研究分野における研究を進展させるのが、本専攻の基本的目的である。この理念と目的に応じて、前期課程における演習と特論・各論、後期課程における演習と論文指導が設置されている。

これに対して、平成 18(2006)年度の担当教員は、文学部歴史学科の教員 11 名と教養学部地域構想学科の教員４名（平成 17[2005]年度の教養学部の改組に伴い、地理学・環境学関係の教員が旧史学科から教養学部地域構想学科に配置換えになったことによる変更)、都合 15 名があてられており、その内訳は、日本史分野４名、東洋史分野４名・考古学分野２

名・民俗学分野１名・地理学環境学分野４名であり、時代的には先史から近現代に至るすべての時代の、地域的には日本・中国・東北アジア・東南アジアなど東アジア各地域ほぼ全部の、それぞれの専門研究者が配置されている。また、本専攻の開設申請時における教員の資格判定は、前期課程で15名全員が論文指導有資格者、後期課程で12名が論文指導有資格者、４名が有資格者であり、いずれも学界での活躍が顕著な研究者ばかりである。この教員配置は、専攻の教育理念と目的の実現にとって極めて適切であり、前期課程の学生定員が５名(現員はほぼ２倍)、後期課程のそれが２名であることを考え合わせると、質・量ともに極めて充実していると言わねばならない。

イ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制等の教員の適切な流動化を促進させるための措置は、現在のところ未整備である。今後の検討課題としたい。

(2)研究支援職員

ア　研究支援職員の充実度

各専攻ともに専攻の研究・指導を支援する専任職員は配置されておらず、支援体制は必ずしも十分ではない。緊急を要する場合は、各研究所の事務職員をはじめとする一般職員の臨時的支援に頼るのが通例であり、研究・指導の遂行に支障をきたす場合もある。今後の大きな課題である。

英語英文学専攻
研究支援職員は、現在、特に本専攻の専任はいない。大学院課や中央図書館事務職員が主に学生向けサービス業務に携わっている。

イ　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

研究・指導を支援する専任職員は配置されていないが、研究費の管理・学会の運営などについては、関連する研究所や大学院課の事務職員が臨時的に支援している。両者の連携・協力関係は良好であるが、事務職員が時として過剰負担となることがあり、早急に体制を整備する必要がある。

ウ　ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

学則規程に従って、前期課程の院生については、学部学生の総合演習、論文演習、講読Ⅰ、講読Ⅱの各科目を、後期課程の院生については、このほかに前期課程の演習Ⅰ、演習Ⅱのティーチング・アシスタントを採用している。なお、平成19(2007)年度から上記演習

以外の講義科目が担当科目に加わる予定である。ティーチング・アシスタントの採用にあたっては、希望者全員に不公平さをなくす配慮がなされていて、円滑に実施されている。

英語英文学専攻

専攻担当教員は全員学部の授業も担当している。これら専攻担当教員の学部の授業運営を支援するために、ティーチング・アシスタントの採用枠を後期課程の院生から前期課程の院生にまで拡げた。大学院担当者の学部授業の負担を軽減し、研究に没頭できる時間の確保に間接的に貢献できるようになってきている。

ヨーロッパ文化史専攻

ティーチング・アシスタントについては、教員の指導体制のもとで、院生の希望を考慮しながら、前期課程の院生には２コマ、後期課程の院生には４コマを上限として採用している。リサーチ・アシスタントについては、博士の学位を取得した者を採用することとし、平成 16 (2004) 年度と平成 17 (2005) 年度に１名採用した。

アジア文化史専攻

本専攻独自のものにリサーチ・アシスタントがある。すなわちオープン・リサーチ・センター整備事業で３名のリサーチ・アシスタントと１名のポストドクターを置き、研究教育の支援を行っている。この結果、以前より状況は改善されたが、オープン・リサーチ・センター整備事業終了後の研究支援体制の整備が急務である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員の募集は、学部の人事に依存しており、大学院独自の公募はない。専任教員の任免・昇格は、大学院教員資格審査規則に基づいている。本学所定の基準と手続き、及びそれを援用した文学研究科の運用規程に従っている。大学院教員の人事規程として極めて公平かつ厳正なものであると考える。なお、非常勤講師の場合も、専任教員の資格審査に準拠して行われている。

英語英文学専攻

専任の募集については、英文学科において大学院教員資格者を優先して採用するという基準で公募して採用しており、その中から一定の審査を経て専攻の担当者を決定している。専攻そのものが持つ人事権は学部採用の者から選ぶので、限られたものになっているが、英文学科長と英語英文学専攻主任の調整のもとに同意がそれぞれの会議組織で得られているので、人選はスムーズに行われている。

ヨーロッパ文化史専攻

非常勤講師の場合も、専任教員の資格審査に準拠しているが、実社会に活躍している人による講義を積極的に導入する必要がある。そのために、非常勤に関しての資格審査をより簡略化するか、特別枠を設ける必要があろう。

アジア文化史専攻

後期課程においては、設置申請において論文指導有資格者を付与された者のみを、博士論文の主査に充当している。平成13(2001)年度に後期課程が完成したので、今後は必要に応じて、本学所定の手続きで新たな論文指導有資格相当者を選任して、博士論文の主査たり得る資格を与えたいと考えている。

(4)教育・研究活動の評価

ア　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

文学研究科として独自のシステムはなく、全学の評価実施に従っている。すなわち「東北学院大学研究業績」を2年ごとに公表している。なお、教育活動については、平成18(2006)年度から教育業績の報告も義務づけられたので、将来的には学部に準じて教育研究活動の評価方式が整備される必要があろう。

英語英文学専攻

教員の教育活動及び研究活動を専攻として比較評価することはしていない。

ヨーロッパ文化史専攻

教育方法の評価内容に関しては、より明確にしていく必要がある。

アジア文化史専攻

本専攻の教員は、前期課程設置時に、15名全員が論文指導有資格者、後期課程設置時に12名が論文指導有資格者、4名が有資格者という評価を受けている。

イ　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

本学全体を通じて、評価方法はまだ存在していない。

ウ　教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

文学研究科独自のものはなく、全学的に自己申告に基づいた『東北学院大学研究業績』が発行されていることに依拠している。

(5)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

英語英文学専攻

人的交流としては、他大学非常勤講師（外国人研究者を含み）を依頼すること、アメリカの姉妹校から交換教授を招くこと、「英専協」の研究発表会にアドバイザーを派遣するなどしてこれを深めている。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻を構成しているのは文学部所属の教員である。学部学科主催の公開講座の講師を務めている。そして同時に本学附置のヨーロッパ文化研究所、キリスト教文化研究所及び東北文化研究所の所員でもある。したがって、３研究所が主催する公開講座の講師を引き受けるなど、人的交流に努めている。一教員当たり年数回の講演を行っており、研究の公開という点ではかなりの成果を上げている。しかし、開催時期と内容によっては、本来の教育研究を妨げる状況を引き起こしている。全学的に公開講座等の開催予定を調整して、１人の教員に集中しないようにする必要がある。

アジア文化史専攻

本専攻の教員は、学内にあっては全員が学内附置の東北文化研究所の研究員であり、特に研究面において密接な連携を保っている。学外にあっては、まず数人の教員が他大学の大学院・学部に非常勤講師として出講しており、出講大学の教員との研究交流が極めて盛んに行われている。立地上、東北大学への出講が最も多い。次に文化財研究所・博物館などの研究員との研究交流も顕著である。また、科学研究費補助金などの研究代表者・研究分担者として、学外の研究者と研究交流を行っている者も多い。

国外では、主な交流機関として、中国ハルピン市社会科学院・中国人民大学清史研究所・中国社会科学院近代史研究所・武漢大学、韓国国立忠南大学校・国立済州大学校、タイチュラロンコン大学・タイワライラク大学・タイプリンスオブソンクラ大学、ベトナム国家大学があり、中国の南開大学とは、大学間協定を締結していることもあって、研究交流が特に盛んである。

総じて言えば、学内外・国内外を問わず、外部研究機関・研究者との研究交流は極めて盛んである。ただ、これらの交流は教員個個人の努力や個々人の持つネットワークに負っているところが多く、専攻という組織としての交流活動は多くない。専攻主催の研究会の開催、専攻単位の外部研究機関との交流、専攻単位の内外研究費の申請などを積極的に推し進め、組織的対外研究交流を活発化したいと考えている。

経済学研究科

(1)教員組織

ア　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当

該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

東北学院大学大学院の教育課程並びに東北学院大学大学院の理念・目的は、基本として東北学院大学大学院学則第１条である「キリスト教による人格形成を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする」。このような大学院の基本的な理念・目的のもとで、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」（同大学院学則第４条）。また、「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」（同大学院学則第４条の２）。これらは学校教育法第 65 条、大学院設置基準第３条第１項、及び同第４条第１項と緊密に関連していると考えられる。

在学中の同大学院の学生数は、平成 18 (2006) 年５月１日現在、経済学専攻が博士（前期）課程 15 名、博士（後期）課程４名、経営学専攻が修士課程２名である。専任教員数については経済学専攻が 15 名、経営学専攻が 20 名である。経済学専攻の博士（前期）課程及び経営学専攻の修士課程の学生の約８割が会計士・税理士の資格取得を目標にしているので、毎年、当該資格に関係する科目担教員は専任教員のほかに非常勤教員を依頼している。経済学研究科は独自で人事任免権がないので、経済学部と連携を深めて対処する必要がある。

イ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入を検討する段階にある。

(2) 研究支援職員

ア　研究支援職員の充実度

研究支援職員又はティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントに関しては、本学の「ティーチング・アシスタントに関する規程」（平成７年４月制定）及び「リサーチ・アシスタントに関する規程」（平成 16 年４月制定）がそれぞれ制度化されている。

イ　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

上記アの２つの規程が制度化されており、研究者と研究支援者の連携の枠組みはできている。

ウ　ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

経済学研究科は、情報処理概論、情報リテラシー、学部及び大学院での演習指導補助のために、大学院学生をティーチング・アシスタントとして毎年、依頼している。また、経済学研究科ではリサーチ・アシスタントが平成18(2006)年5月現在1名いる。両アシスタント制度も立ち上がり後、よく機能していると思料される。

(3)教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

経済学研究科は、大学院担当の専任教員の募集を独自に実施しておらず、経済学部と連携する形で行っている。また、任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性に関しては、基本的には主に本学の「東北学院就業規則」(昭和28年4月施行)、「東北学院定年制規程」(昭和30年5月施行)に基づくほか、大学院の「教員資格審査規則」(昭和45年4月施行)、本学の「就業規則」(昭和63年4月施行)及び「懲戒規程」(平成14年8月制定)に従う。これらの運用は法規に照らしたものであり、おおむね適切であると思料される。

(4)教育・研究活動の評価

ア　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

本学は既に平成3(1991)年6月の大学設置基準の一部を改正する省令、いわゆる設置基準の「大綱化」に基づき、「自己点検・評価に関する準備委員会」を発足させ、翌年に「自己点検・評価委員会」と改称し、以降、全学的な枠組みとして自己点検・評価及び学生による授業評価を行ってきたが、これによって教員の教育活動及び研究活動の評価をそれぞれ実施してきた。

イ　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

経済学研究科も上記の全学的点検・評価の枠組みに含まれている。

ウ　教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

昭和63(1988)年以降の「研究業績」を平成6(1994)年に公表したのを皮切りに、2年ごとに(平成6[1994]年から平成11[1999]年までは3年間隔で)公表してきた。平成18(2006)年度には、教育と研究を網羅する形で、平成17(2005)年～18(2006)年までの「教育・研究業績」を公表するための準備を現在進めている。本学では、以上のほかにも独立行政法人科学技術振興機構の研究者データベース「ReaD(リード)」にも教育研究の情報を開示して

いる。

(5)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本学に附置されている経済学・経営学にかかわる3つの研究所の運営は、経済学部及び経済学研究科に所属する専任教員の中から自薦・他薦に基づき選出された運営委員によって構成される運営委員会が行っている。運営委員の負担は、研究テーマの適合性もあり、多少のアンバランスが生じることがあるが、協力し、連携することによりおおむねうまく運んでいると考えられる。

法学研究科

(1)教員組織

ア　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本研究科の教員数は、平成18(2006)年度では、専任教員13名（うち法務研究科との兼坦教員3名、嘱託教授2名)、非常勤教員10名、計23名である。専任教員は一般教員と嘱託教授からなり、一般教員の定年は67才、嘱託教授の任用限度は73才である。専任教員13名の年齢構成は、70代1名、60代3名、50代6名、40代2名、30代1名となっている。専任教員は、後期課程開設当時から、実定法基本科目を中心に配置されている。その担当専任教員は、平成18(2006)年度で9名である。法学研究科では、後期課程担当資格者のみを前期課程担当者としており、原則として両課程担当者を区別していない。

昭和63(1988)年の大学審議会答申「大学院制度の弾力化について」に基づき、本学では、平成6(1994)年、大学院教員資格審査規則を改定し、「専攻分野につき、特に優れた知識及び経験を有する者」という基準を追加し、優れた実務家出身教員の採用に道を開いた。本研究科では、平成13(2001)年2月、本研究科細則に同様の規程を置いた。平成17(2005)年度からは、「法律学応用特殊講義」を新設し、当該科目を担当する実務家（弁護士）を非常勤教員として採用した。平成18(2006)年度にはこれを「法律学応用特殊講義Ⅰ」とし、「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設した。

教員数及びその配置に関しては、後期課程発足時の体制を維持している。これからは専門職業人養成により一層力を入れていくべきだと考える。そのために必要な教員や実務家出身教員の採用を今後増やしていく必要がある。

イ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制の導入は全学的問題であり、法学研究科として独自に検討したことはない。

(2)研究支援職員

ア　研究支援職員の充実度、イ　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本研究科及びその基礎となる法学部には専任の研究支援職員は存在しない。総務部研究機関事務課に所属する法学研究資料室担当の事務職員が、その職務の範囲で法学部教員の研究支援をも行っている。しかし、その支援は、ここで言う、教員に特殊な研究・教育の支援にまで及ぶものではない。個々の教員の教育支援に関しては、ティーチング・アシスタント（TA）制度がある。TAが実際に採用された授業に関しては、教育支援に一定の役割を果たしている。

ウ　ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

平成11(1999)年度から、本研究科においても利用できる形で、ティーチング・アシスタント（TA）制度が発足した。TAの業務が、「博士前期課程の教育補助業務」及び「学部の…演習の教育的補助業務」に拡張されたことによる。TAになり得るのは、大学院学生である。本研究科では、平成13(2001)年度に後期課程学生1名が初めてTAとして採用された。平成18(2006)年度には3名が採用されている。うち1名が後期課程学生、2名が前期課程2年生である。

TAの業務範囲が上記のように拡張され、本研究科においても実際に利用できるようになったことは、当該院生の「教育経験と奨学に寄与」（本学規程）したのみならず、当該授業の充実と活性化にも貢献した（指導教員の報告）。また、平成18(2006)年度には法学研究科内規に関する申し合わせが改められ、授業の中での教育的補助に加えて、授業前後の準備・指導も、一定の範囲内で、TAの「教育補助業務」として認められた。その結果、より広く前期課程学生をTAとして採用することが可能となった。今後は、前期課程2年生以上の全学生をTAに採用することが可能となるよう、TA制度の更なる拡充を図っていく必要があると考える。

(3)教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員の募集に関しては、本学では大学院だけを担当する専任教員を認めていない。そこで、法学部において、本研究科の要請をも考慮して専任教員の募集を行う。採用された教員の定年についても、大学院独自の取り扱いはない。学部担当教員から

大学院担当教員を任命するについては、本学の「大学院教員資格審査規則」及び本研究科の「同基準細則」に基づき、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が審議決定している。

前者の「規則」では、後期課程の担当資格に関しては、(1)「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者」、(2)「研究上の業績が前号［(1)］に準ずると認められた者」、(3)「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」という基準を設けている。後者の「細則」では、上記（2）に関し、学術研究書や学術論文の点（編）数など、より詳細な基準を定めている。また、選考手続きの開始については、「専攻を同じくする本研究科担当教員の提案」あるいは「研究科長及び専攻主任の共同の提案」のいずれかによるとしている。昇格人事は専ら学部が行い、研究科は関与しない。

専任教員の採用は学部のみが行うことができる（大学院のみを担当する専任を認めない）とすることには、もちろん利点を認めることはできるが、例外を認める必要があるかもしれない。大学院の充実がともすれば後回しになる危険性があるからである。

(4)教育・研究活動の評価

ア　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性、イ　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況、ウ　教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

本学においては、平成９(1997)年、「大学院自己点検・評価に関する規程」と「大学院自己点検・評価委員会規程」を定め、大学院の教育・研究に関係する事項について継続的に点検・評価を行ってきた。その活動の一環として、平成 12(2000)年３月に、『東北学院大学－現状と課題《自己点検・評価白書》』を刊行した。そこでは、本研究科における教員の教育活動及び研究活動についても、点検・評価が行われている。さらに、大学の自己点検・評価委員会は、平成９(1997)年以来、隔年、大学院担当者を含むすべての専任教員の『研究業績』を刊行・公開している。大学院教員の教育活動の評価としては、研究科委員会における学位論文審査が最も重要である。その中で、指導教員の指導の適否、妥当性も評価できるからである。また、平成 17(2005)年度より、毎年 11 月に学位論文中間発表会を開催し、博士前期課程２年次生全員に修士論文中間発表を義務づけている。発表に基づき、大学院担当教員による論文指導オリエンテーションが実施され、論文作成上の入念な指導が指導教員を中心に行われる。

研究活動については、上記の『研究業績』によって、相互評価、外部評価が可能である。教育活動については、従来の「学位論文審査」に加えて「修士論文中間発表」と「論文指導オリエンテーション」が導入されたことにより、一定の相互評価が可能になったと言える。しかし、指導教員による学生に対する指導体制をさらに制度化していく必要がある。そのためには例えば、従来、指導教員が授業時間外で個人的に行ってきた論文指導を、通常の授業枠に組み入れることも検討されるべきである（本学工学研究科では論文指導のためのコマが設けられている）。また、現在年１回実施されている院生に対するアンケート調査も、回数を増やすなどして、より密なる情報収集に努める必要がある。

(5)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本研究科ではいくつかの授業で、当該分野の第一人者あるいは第一線の研究者を非常勤講師として招いている。これは、学生にとってもまた教員にとっても、学問的・教育的に有意義な交流の機会となっている。本研究科から他大学に非常勤講師などとして出講している教員もいる。また、個々の授業に他大学の教員や実務家をゲストとして招くことや、当方から見学・実習のために他大学研究科を訪問することも、各担当教員の裁量で行われている。また、前期課程学生の場合には、本学の他の研究科の授業を、10 単位まで履修することが認められている。さらに、北海学園大学法学研究科との間には単位互換協定が結ばれており、本研究科の学生は 10 単位まで北海学園大学法学研究科の授業科目を履修することができる。このような学内外との人的交流が一層活発になることが望まれる。

工学研究科

(1)教員組織

ア　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

工学研究科は、４つの専攻より構成されている。機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、そして土木工学専攻である。４つの専攻における教員構成は、次のとおりである。

・機械工学専攻　：(常勤) 教授10名、助教授４名、(非常勤講師) ８名
・電気工学専攻　：(常勤) 教授９名、助教授３名、(非常勤講師) 10名
・応用物理学専攻：(常勤) 教授10名、助教授２名、(非常勤講師) ６名
・土木工学専攻　：(常勤) 教授11名、助教授４名、(非常勤講師) ４名

※注意：上記の非常勤講師には、大学院において講義を担当せず、ゼミナール・課題研究において、必要な指導を行っている教員も含んでいる。

大学院教員は、「東北学院大学大学院教員資格審査規則」に基づき適切と判断された教員が担当している。非常勤講師についても、同規則を適用し大学院教員としての適切性を判断している。各専攻における前期課程の学生の在籍数は各学年で 10 名程度であり、上記教員数は、適切なものと考えている。工学研究科における必要事項を審議するために、工学研究科委員会が大学院担当教員により構成され審議機関となっている。現時点においては、工学研究科における教育・研究レベルを維持する上で、組織的に大きな問題はないものと判断している。

しかしながら、今後工学研究科が社会からの多様な要望に応えるためには、なお一層の充実と時代に合致した教育への不断の改善が必要であると認識している。このために、工

学研究科における（改組転換も含めた）教育・研究指導方法の改善に関する検討が必要と考えている。これらを達成するためには、本学教員の研鑽が必要であるとともに、公的機関あるいは民間の研究機関における研究者に依頼して、社会での最先端の講義を積極的に取り入れることも考えていきたい。また、任期付きでの教員採用なども、工学研究科の発展に必要と考えている。このためには、柔軟な人事の可能性を検討する必要性があり、鋭意検討していきたい。

工学研究科博士課程の理念・目的を実現すべく、現在専任教員は次のように配置されている。機械工学専攻においては専任教員14名（教授10名、助教授４名)、電気工学専攻は専任教員12名（教授９名、助教授３名)、応用物理学専攻は専任教員12名（教授10名、助教授２名)、土木工学専攻は専任教員15名（教授11名、助教授４名）で、専任教員計53名で組織されている。一方、機械工学専攻においては他大学院大学から７名の講義協力と連携大学院による客員教授の参加を、電気工学専攻は他大学より８名の講義協力を、応用物理専攻は他専攻より１名、他大学より４名の講義協力を、土木工学専攻は非常勤４名の講義協力を得ている。また、各専攻ともゼミナールや実験の担当に本学助教授や講師の応援を得ているほか、さらに、各専攻とも２～３年ごとに、半年の間海外からの客員教授を迎えて共同研究や特別講義が実施されている。博士課程前期課程在籍院生は、機械工学専攻で12名、電気工学専攻で14名、応用物理専攻で10名、土木工学専攻で21名、計57名である。専任教員一人当たりの院生数は1.1人である。博士課程後期課程在籍院生は、機械工学専攻で０名、電気工学専攻で１名、応用物理専攻で１名、土木工学専攻で２名、計４名である。専任教員一人当たりの院生数は0.1人である。

本研究科の母体とも言える工学部の教員が大学院を兼任しているため、比較的余裕のある教員配置となっている。このことより、院生に比較的多くの関係科目を提供できており、充実していると判断される。また、教員一人当たりの院生数も少なく、懇切で丁寧な教育指導が行われているものと評価される。ただし、本学で定めた教員定員枠の関係で、定年退職した教員の補充が見送られる傾向にあり、必然的に教員の高齢化は否めない。

教員構成については、将来を十分に考慮して検討を進めていきたい。また、今後定年に伴うベテラン教授の退職に伴い、新分野の教育と研究の指導ができる教員の確保を視野に検討を進めている。

イ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制は採用されていないが、学部の学科改組により教員の移動や新規採用が行われ、それにより大学院への波及効果として人員配置等の変化が生じていると思われる。なお、研究科内では専攻を超えた共同研究も可能であり、教員の交流は自主的に行われていると判断される。

(2)研究支援職員

ア　研究支援職員の充実度

工学研究科には研究を支援する専任技術職員は不在で、工学部の各学科に所属する技術職員（研究機関事務課実験実習指導・教育研究支援係）の業務範囲に大学院研究科の課題研究をサポートすることは入っていない。しかし、一部技術職員は業務外として課題研究をサポートしており、これら技術職員は、実態として、学部と大学院双方の研究の研究補助業務を両立させているのが実状である。機械工場における技術職員は学部における卒業研究と同様に、大学院生の課題研究の遂行に貢献している。

また、非常勤講師には本学の専任学部助教授、講師も一部入っているが、大部分は教育、研究に豊富な経験を持ち、かつ国内外で活躍している他大学の教員である。これら教員による研究支援は大学院生の課題研究進展の大きな力になっている。

イ　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

大学院で研究を行う教員と学生を「研究者」とすれば、この「研究者」が実験を行う場合、実験室の管理を担当している技術指導員の協力を得ながら研究を実施する場合が多い。技術指導員のサポート内容は、実験内容にもよるが、資材の準備から実験装置・計測装置を含めた実験内容へのアドバイスや実験実施・データの整理にまで至っており、研究上大きな力となっている。

ウ　ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

平成18(2006)年度には、博士課程前期課程55名、後期課程1名、合計56名の大学院生が、TAとして学部教育の支援を行っている。ここ何年か、ほぼ同程度の支援が行われている。この制度がより充実し、大学院生にとっても有益な制度であることが理解されれば、大学院の活性化にもつながるものと思われる。

(3)教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する手続きについては、工学研究科委員会と大学院委員会の承認のもとに行われている。教員の資格は「東北学院大学大学院教員資格審査規則」にのっとって決められている。工学研究科においては、今までこの従前の規程が運用されていたが、現状に即した規程に平成19(2007)年4月より改正され運用されるので、おおむね適切な状況になると思われる。ただし全学的な教員定数の関連で、募集等についてはいくつかの障害が生じている。

(4)教育・研究活動の評価

ア　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

研究業績は大学院担当教員の資格審査を受けられる十分条件の一つになっており、資格審査のために研究業績一覧の提出が必要となる。また、２年ごとに「東北学院大学研究業績」が刊行されており、教員の研究活動が公開されている。なお、平成18(2006)年度から関連規程が改正され、これまでの２年ごとから３年ごとの公刊となり、また、研究業績のみならず教育実績や学会活動などについてもまとめられ、「教育・研究業績」として公開するための作業が進められている。

イ　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

一部専攻では教員の研究活動を調べるため、毎年研究成果を報告させている。また、研究成果をWebページに表示させている。これにより教員の研究活動度を客観的に把握できるとともに教員の自覚を促している。また、工学研究科全体としては制度化していないが、外部資金調達への応募状況等の活動に対しての評価等も検討されており、教員の研究活動の活性度合いを評価する方法を構築しつつある。

ウ　教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

今回の点検・評価の活動において、研究活動のほかに教育活動や競争的資金の獲得等の申告項目が含まれており、順次評価への段階に入りつつあると思われる。

(5)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

連携大学院制度が設けられており、学外の研究所において学生が研究活動を既に行っている。また、同一研究科内ではあるが、専攻の異なる教員同士で共同研究を行っている例は以前よりいくつか存在し、さらに他大学との共同研究も行われている。これらの共同研究には学部学生も参加しており、学生数と規模から勘案して適切に行われていると思われる。

人間情報学研究科

(1)教員組織

ア　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本研究科は、人間情報学専攻の一専攻であるが、実質的には社会情報、行動情報、生命・情報の３分野と人文系の共通科目である基礎学科目群Ⅰ群、自然系・数学系の基礎学科目群Ⅱ群から構成されている。それぞれの教員は、社会情報 11 名、行動情報７名、生命・情報８名、基礎学科目群 16 名の計 42 名である。助教授６名以外は教授である。

平成４(1992)年発足時は社会情報７名、行動情報７名、生命情報４名、基礎学科目群Ⅰ群５名、Ⅱ群 11 名、計 34 名であったから、分野として発足時になかった、情報科学、地域科学、地球科学のスタッフの加入が大きいと言える。

学生の収容定員は前期課程 16 名、後期課程９名であるが、平成 18(2006)年度の在籍者数は、前期課程８名、後期課程７名であるから、教員一人当たりの学生数は前期課程 0.19 名、後期課程 0.17 名である。

大学院教員は、大学院教員資格審査規則に基づき適切と判断された教員が担当している。学生数の割には、教員数は潤沢すぎるくらいである。一人の学生について３人の教員が合同で指導にあたっている。学生の指導にあたる教員とそうでない教員の負担の差が生じるがやむを得ないであろう。

イ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制は採用されていない。導入は全学的な問題であり、また人事採用は学部の専権事項であり、研究科の権限外の事項である。教員の流動化の促進という面では、高齢の教員の退職、教員の転出に伴う欠員ができたものについては、学部の若手教員より、同じ分野の講義、演習指導ができる者を順次補充したり、分野を担当できる者がいないときには、学部の新採用条件に、大学院のその分野の担当のできることを付帯要件にしてできる限り欠落が出ないように対応している。

(2)研究支援職員

ア　研究支援職員の充実度、及び、イ　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

実験、実習の助手にあたる研究支援職員なる者はいないために、これまで生命系で博士後期課程に在籍していた学生は、実験施設設備の整っている協力機関で研究を進めてきていた。現在はそのような研究課題を持つ学生はいない。

ウ　ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

平成 18(2006)年度、前期課程５名、後期課程２名の大学院生が TA として学部教育の支援を行っている。年次によって異同があるが、この制度の利用を希望しない社会人院生を除いて、一般院生は希望がかなえられている。仕事は学部のコンピュータ実習補助と実験実習補助であり、大学院のリサーチの補助ではない。実験実習補助については、自分の専

修する分野と直接かかわるものであり、自らが学位論文執筆のために実験を行うのに大いに役立っているものと思われる。

(3)教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当専属の教員募集はない。教員の採用、昇格は学部の専権事項である。学部では教員の募集は原則として公募制をとっており、募集の際に大学院担当を予定する場合に、応募要件の一つに加えている。専修免許や分野からの要望で、新たに大学院を担当することになる教員（任用）については、「大学院教員資格審査規則」があり、さらに本研究科独自の細則が設けられており、それに従って３名による資格審査委員会による審査が行われ、その審査結果の妥当性が研究科委員会、続いて大学院委員会の審議を受けて承認されることになっている。これまで大学院を担当していた教員が、学部で懲罰にかけられたり、大学院執行部で、大学院担当を継続することに支障があると判断されたケースで、担当を免じた事例がある。したがって、本研究科が関与できる大学院担当の任免については、適切に運用されているものと判断する。

(4)教育・研究活動の評価

ア　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

教員の教育活動については、授業の計画どおり講義演習が進行しているものと推察する。演習については、チーム指導制を採用し主指導教員以外の副指導教員も関与しているし、必修科目講義については複数の学生が受講するので、計画どおり行われているものと思われるが、圧倒的に多い開講形態の学生１名、教員１名の隔年半期開講の講義については、実態の把握はつかめていない。

研究活動については、２年に１度、本学所属全教員に研究業績を自己申告させたものを編集した「東北学院大学研究業績」が刊行されている。その中で、大学院担当の有無も記載されている。大学院担当教員の業績が貧弱である場合には本人に相当のプレッシャーがかかる仕組みになっている。

大学院の授業の実施状況について把握するために、学部で実施している学生の授業評価を講義のみでも実施する必要があるであろう。

イ　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

学部を含めて、全学的に評価方法はまだ存在していない。

ウ　教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

研究科独自のものはなく、全学で２年に１度、本学所属全教員に研究業績を自己申告させたものを編集した「東北学院大学研究業績」が刊行されている。研究業績の種類別に分類されて記載されているので、客観的指標に換算した評価は記載していないが、業績点数のみでなく、業績の質も見るものが見れば分かる仕組みになっている。

(5)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

学内の他の研究科との関係では、本研究科の５名の教員が文学研究科アジア文化史専攻の兼任となっている。もともとそちらの研究科に所属していた教員が学部、研究科の配置換えで、本研究科所属となったためで、過渡的な現象である。それ以外には、本研究科教員で学内の他の研究科で担当している事例や他研究科教員を本研究科で講師として担当させている事例はない。

他大学の研究科とは、交流協定を結んでいないので、組織としての交流はない。

学内の学部、研究所との面では、人間情報学研究所は、以前は実質的に本研究科の教員が所員の大部分を占めていたため、講演会の講師の招聘、紀要の論文執筆の中心となっていた。現在は所員が研究科の教員でないものも多くなり、研究所が主催したり、後援する活動を通じて、研究科以外の教員の参加が見られるが、学部教員という共通項での交流が見られものの、それが研究科に反映されるものではない。

法務研究科

(1)教員組織

ア　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

法務研究科にあっては、専任教員定員は 14 名である。分野別に見ると、憲法１人、行政法１人、民法４人、商法２人、民事訴訟法２人、刑法１人、刑事訴訟法１人、実務教育２人である。このうち刑事訴訟法１人と実務教育２人が実務家吸引であり、それ以外の９人が研究者教員である。主要な科目にバランスよく専任教員を配置するとともに、弁護士の実務経験者のみならず裁判官の経験者も配して、高度専門職教育にふさわしい適切、妥当な教員組織となっている。(ただし、平成 18 [2006] 年度現在、前年度である平成 17 [2005] 年度末に、刑法担当の専任教員が退職した後、その後任を専任として確保できていないという問題がある。)

イ　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

法務研究科にあっては、実務家教員（定員は専任２名、みなし専任１名）については任期５年、１回に限り更新の可能性を認める任期制を採用している。

(2)研究支援職員

法務研究科に特有の記載事項なし。

(3)教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

法務研究科に特有の記載事項なし。

(4)教育・研究活動の評価

法務研究科にあっては、他の部局同様、教員の自己申告にもとづき、研究・教育の業績をあきらかにする制度があるほか、既述のとおり学生による授業評価をそれぞれの授業科目ごとに、授業途中と授業終了後の２回実施し、その結果を整理し、学生・教員等関係者に開示している。

(5)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

平成18(2006)年度現在、３名の教員が２つの研究科（法学研究科と法務研究科）の専任を併任している。また、法務研究科所属教員と法学部所属教員はそれぞれの一定数ずつが兼担教員として相互の組織における授業担当をしている。適切な交流・協力関係である。

Ⅶ. 研究活動と研究環境

Ⅶ．研究活動と研究環境

１．学部・学科における研究活動と研究環境

文学部

（１）研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

英文学科

英文学科の教員が研究論文を発表する場として『東北学院大学論集－英語英文学』及び『東北学院大学英語英文学研究所紀要』があり、毎年数点の研究論文が発表されている。英文学科公開講座も教員が研究成果を地域の人々に対して公開する場となっている。

当然のことながら英文学科所属の教員は国内外の学会での研究発表、学術誌での論文発表などを活発に行っている。その詳細に関しては、本報告書別冊の「教育・研究業績」に示されている。

キリスト教学科

本学科の教員は全員、それぞれの専門分野の研究に真摯に取り組み、毎年その成果を学会及び諸紀要等に発表している。さらにそれらを踏まえて、書物を出版している教員も多い。国内外への投稿はもちろん、学内においても学科紀要『教会と神学』（年に２回発行）に投稿することになっている。専任教員８名の小さな学科であるが、この紀要の発行のために相当のエネルギーを注いでいる。本学科は研究者集団としての役割を十二分に果たしていると言ってよい。

歴史学科

学科としては東北学院大学論集『歴史と文化』を年に２回刊行し、研究成果を発表している。また、年に２回の公開講座を実施し、研究成果の公表に努めている。また、「東北学院大学研究業績」に示すように、所属教員は多くの論文、著作を執筆するとともに、学会、シンポジウムで研究成果を公表している。

イ　国内外の学会での活動状況

英文学科

英文学科教員のほとんどがそれぞれの専門における主要な学会において役員を務め、活

発な活動を行っている。本学科教員が実行委員となり、本学を会場として全国大会・国際大会を開催することも多く、英文学科教員がそれぞれの学会で中心的な役割を果たしていることを示している。

国外で積極的に研究発表を行っている教員も多い。学会での研究発表の詳細に関しては、別冊の「教育・研究業績」を参照のこと。

キリスト教学科

８名の専任教員であるにもかかわらず、毎年数名の教員が国内外で学会発表を行っている。さらにその中の多くが各専門分野の学会の理事などを務め、重要な役割を果たしている。このような学会活動が本学科の評価を高めていることも事実である。しかし残念ながら、このような外部の高い評価が学生募集と連動していないのが現状である。高校生に向かってどのようにしてこのような評価を周知させて行くのか、これも今後の課題の一つである。

歴史学科

歴史学科所属教員は、それぞれ多くの内外の学会に所属しており、学会の代表者、理事等の学会活動の中心を担うことも多い。また、多くの教員が海外の学会、シンポジウムに参加し、発表を行うことも多い。

ウ　当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

英文学科

120 年前の東北学院創立期より脈々と続けられてきている英米文学研究は、その深さ、幅広さにおいて第一級である。生成文法研究を中心とした英語学部門も研究レベルの高さは国際的な評価を受けている。英語教育部門の研究も活発に行われ国際的な研究者もおり、東北地方の中学・高等学校の英語教育においては指導的な役割を果たしている。

歴史学科

本学が東北地方の中心部にあることから、歴史学科では伝統的に東北地方を歴史的な展開の中で位置づける研究及び北の視点から日本列島史を見直し、再構築する研究が重点的に行われてきており、学科教員の共同著書『歴史の中の東北』河出書房新社が刊行されている。今後はこれに加えて日本史、西洋史東洋史、考古学、民俗学の５分野が連携しながら、国際的な交流史の研究を重点的に展開していきたい。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

英文学科

平成 17(2005)年度に現代 GP に「大学生による地域小学校の外国語活動支援」プログラム、特色 GP に「大学生による小学校外国語活動支援」プログラムを英文学科教員が中心となって申請したが、採択されなかった。同年度、文部科学省「英語指導力開発ワークシ

ョップ事業」に実施申請をしたが採択されなかった。

歴史学科

現在、オープン・リサーチ・センター整備事業にかかわる補助金を受けて「アジア流域文化論研究プロジェクト」を進めており、平成 18(2006)年度は５年計画の４年目である。これまでにアジア諸地域、日本列島を対象に精力的に調査研究を積み重ねており、最終年度の調査研究成果のとりまとめに向けて活動を展開中である。今後も積極的に外部資金を導入し、研究プログラムを展開していきたい。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

英文学科

複数の教員、とりわけ英語学部門の教員が、主にヨーロッパや北アメリカで開催された国際学会で研究成果の発表を積極的に行い、同時に、関連分野の研究者との情報・意見交換を活発に行ってきた。音韻論の分野においては、国際的かつ学際的研究の一環として、平成 18(2006)年９月に「Strength Relations in Phonology」というテーマのもとで国際音韻論ワークショップを本学において企画・開催し、国内外から著名な研究者の参加をみた。現在では、ワークショップを企画した教員が中心となり、英国ロンドン大学 UCL、オランダ・ライデン大学、米国インディアナ大学等の研究者とともに「表示と音韻現象上の強さとの関係」についての共同研究を行っている。

歴史学科

中国社会科学院考古研究所漢唐研究室、東北学院大学大学院文学研究科、東北学院大学オープン・リサーチ・センターの共同主催で国際シンポジウム「東アジア６～７世紀仏教寺院塔基壇の考古学的研究」、韓国忠南大学校百済研究所、東北学院大学オープン・リサーチ・センターの共同主催の公開講座に参加、発表するなど、学科所属教員は積極的に国際的な共同研究に参加している。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

英文学科

「英語英文学研究所」は大学に付設された研究所であるが、英文学科の教員すべてが研究所の所員であり、実質的には英文学科がその企画・運営に積極的にかかわっている。

キリスト教学科

本学には「キリスト教文化研究所」がある。本学科の教員は全員がキリスト教文化研究

所の所員であり、その企画・運営に積極的にかかわっている。

歴史学科

歴史学科に実質的に関係の深い「東北文化研究所」が設置されている。東北文化研究所には歴史学科の教員全員が所属し、さらに経済学部経済学科、教養学部地域構想学科の教員が加わっている。東北文化研究所においても東北地方にかかわる研究が進められており、歴史学科所属教員も随時研究に加わっている。東北文化研究所の活動と歴史学科の教育・研究活動は相互補完の関係にあり、今後もこのような連携を継続する。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

英文学科

「オーラル・プラクティス」や「スピーチ・コミュニケーション」などの科目を中心にして、オーディオ・ヴィジュアルセンターを利用した英語教育を行っているが、センター職員が、学生がセンター内で視聴するためのソフトの貸し出し、教員の教材準備のための手伝い、部屋の管理などにあっている。

（2）研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

英文学科

大学の個人研究費及び図書費については、人文科学の研究者が研究活動を行うのに必要な最低限の額が支給されている。国内外で研究活動を積極的に行っている教員が多い英文学科では、必要に応じてさらに増額されるシステムの確立を検討しなければならない。旅費に関しては、ある程度満足な額が支給されているが、国外出張の際には、旅費上限によって活動が制限されるケースもあり、今後検討が必要である。

キリスト教学科

理科系の学問と異なり、神学は常に共同研究を必要とする研究領域ではないが、学際的な研究を行うには、どうしてもそれに見合う「個人研究費、研究旅費」が必要になる。近年この共同研究への志向はますます高まっており、これを実現するには現在のシステムを再検討しなければならない。他方で、当然のことながら、必ずしも共同研究を必要としない研究者の権利も十分に保証されなければならない。

歴史学科

年２回の学会参加旅費と年１回の学会発表旅費、学会参加を条件とする旅費に充当することも可能な個人研究費が個々の教員に用意されている。個人研究費の額一人当たり年間

27万円が適切か否か、判断が難しいが、一応の研究条件が設定されていると考える。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

英文学科
本学科では、専任教員全員が個室を使用している。

キリスト教学科
本学科教員の場合、全員が個室を備えられている。しかし約十年間で、新規購入図書を保管できなくなるのが実情であり、誰もがその取り扱いに困っている。今や大学図書館にも余裕がなく、書物を持たずに研究しなければならない時代が来るのかもしれない。しかし電子図書ですべてが解決するとは思えず、全学的に議論を展開すべき時期である。

歴史学科
各教員には個室の研究室が割り当てられている。現状では教員相互、教員と学生の日常的な交流が可能な共同研究室を持っておらず、コミュニケーションを確保するための環境が不十分であり、今後改善したい。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

英文学科
多くの専門教育科目において少人数制をとっているため、開講コマ数が多く教員の持ちコマが増え研究時間の減少につながっていることは否めない。カリキュラム改定によるカリキュラムの重複が収まってきたため、改善の方向にはあるが、今後検討が必要である。

キリスト教学科
本学科の教員の場合、専門分野の研究及び学内でのさまざまな行政的役割分担のほかに、建学の精神に基づくキャンパスミニストリーの責任を負っている。これは、各キャンパスで毎日行われる礼拝における説教をはじめさまざまな宗教活動を含んでいる。そのため、「教員の研究時間」を確保するための施策を真剣に検討する必要がある。つまり毎年各プログラムの内容を精査し、少しずつ全体としてスリム化して行かなければならない。

歴史学科
現在は新旧のカリキュラムが併存する移行期間にあたり、開講講義数が多く、研究時間を確保させる適切な方策は行われていない。今後研究時間の確保に向けて新たな方策を検討する必要がある。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

英文学科・キリスト教学科

長期の在外研修、国内研修の制度が確立しており、教員の希望に応じて研修機会を得やすい体制が出来ている。

歴史学科

長期の在外研修、国内研修の制度が確立しているが、現実に研修を実行するため、講義担当科目にかかわる複数の教員の確保などの条件が整えられておらず、これまで研修が十分に行われていたわけではない。今後この点を改善する必要がある。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

英文学科

過去４年間(平成 15 [2003] ～18 [2006] 年度)の科学研究費補助金の申請数は 11 件、採択数は５件で採択率は 45％である。個人研究のほか、他大学の研究者と共同で大規模な科研費研究を行う教員もいる。

キリスト教学科

個人のレベルで科学研究費の補助を申請し、採択されているケースもあるが、学科としてはまだ共同研究の企画を検討したことがなく、したがってその申請も行っていない。

歴史学科

科学研究費補助金の申請、採択は以下のとおりである。

・平成 15 (2003) 年度：申請数６、採択数２、採択率 33.3％
・平成 16 (2004) 年度：申請数４、採択数０、採択率０％
・平成 17 (2005) 年度：申請数５、採択数０、採択率０％

ほかに私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業、学校法人東北学院共同研究助成金平成 17 年度研究助成、高梨学術奨励基金などの助成を受けている。これまで比較的多くの助成を受けてきたが、今後も研究助成が受けられるよう、引き続き努力したい。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

英文学科

論文発表の場として、『東北学院大学論集－英語英文学』、『英語英文学研究所紀要』などがあり、英文学科教員が投稿する権利を与えられている。

キリスト教学科

論文発表の場として、『東北学院大学論集－教会と神学』、『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』などがあり、キリスト教学科教員が投稿する権利を与えられている。

歴史学科

研究論文・研究成果の公表については「東北学院大学論集歴史と文化」を年２回刊行しており、歴史学科所属教員は投稿の権利が保障されている。また、大学附置の東北文化研究所でも「東北文化研究所紀要」が毎年発行されており、歴史学科教員は全員が東北文化研究所に所属しており、投稿の権利を保有している。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

英文学科

国内外の大学などの研究成果を発信・受信する機関として、英文学科所属の教員が日常的に利用しているのは、３つのキャンパスにある図書館と土樋キャンパスにある英語英文学研究所である。特に後者は、英米文学、英語学、英語教育関連の学術誌を多数備えており、重要な研究支援施設となっている。

キリスト教学科

本学科の教員は全員、キリスト教文化研究所の所員である。このキリスト教文化研究所には国内外の紀要及定期刊行物を受信するシステムがあり、所員はいつでもこれを自由に利用することができる。予算の関係で必ずしも十分とは言えないが、現在のところ国内でも充実した部類に属する図書資料が備えられている。

歴史学科

国内の大学で発行される紀要等は、大学相互の交換により大学図書館で収集されている。国内の研究期間の研究成果、海外の学術雑誌等は歴史学科に設置されている東北文化研究所で収集している。学科で発行する「東北学院大学論集歴史と文化」を各大学、研究機関に送付し、交換に学術情報、文献を入手している。

今後は特に海外の研究機関の研究成果を受信するため、予算措置を含めて検討したい。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

英文学科

現在のところ、英文学科所属の教員が行う実験・研究において倫理面での配慮が必要となるケースはほとんどない。実験が必要となる研究を行う場合には、教員各自の責任においてそれぞれの所属学会などが定めるガイドラインに従っている。今後、全学的な規制システムの確立を検討する必要がある。

歴史学科

研究の倫理に関する学内的なシステムは整備されていない。各教員の倫理に任されているのが現状である。

経済学部

(1)研究活動

研究活動については、別冊の「教育・研究業績」を参照されたい。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学では毎年教員全員に支給される個人研究費（27万円）のほか、年２回分の学会出張費と年１回分の資料収集のための出張費が支給される。個人研究費は、主として学術図書・資料作成費・用品費などに支出されており、また研究出張旅費（研究費総額の50％まで）にも適用可能である。資料収集費は３泊４日まで可能である。なお、学会発表がある場合には、学会出張費は年３回まで可能である。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

専任教員すべてに個室があり、その平均面積は 18.4 ㎡である。しかしながら、冷房設備はまだ一部の研究室にしか整備されていない。冷房設備は近い将来すべての研究室に備わることになっているが、その時期を早めて完備してほしい。また各教員の研究室が各棟に分散しているため何かと不便である。将来は学部ごとの研究棟が建築されることが望ましい。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

経済学部（経済学科・経営学科）は、昼夜開講制をとっているため、専任教員は昼間主のみならず夜間主の講義も担当しており、他の学部の教員より負担は過重である。またキャンパスは、１・２年次が泉キャンパス、３・４年次が土樋キャンパスであるため、ほぼ全教員が二つのキャンパスで授業を行っている関係上、移動時間の無駄がある。このような状況でできる限り授業時間割の編成において、各教員には研修日を設け研究時間の確保を図っている。しかし、大学を取り巻く環境が厳しい昨今、学生教育のための会議が多く

なっているのが現状であるし、また近年は高等学校での模擬講義が多くなっているので、それだけ教員の研究時間の確保が制約されているのは否めない。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学には、在外研究制度、国内研究制度、研修休暇の制度があり、それぞれ１年間まで認められている。経済学部では、学部内に覚書を設けて優先順位を定めている。教員がこれらの制度を活用して、自らの研究を深めることは教育研究のレベルアップを図るためにも不可欠である。近年は、毎年複数の申請希望者がおり、それぞれ認められている。また個人研究費を利用しても学会や研究会に出席できる仕組みになっている。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

大学基礎データ表 33 の科学研究費の採択状況には、平成 15(2003)年度から平成17(2005)年度までの申請件数及び採択件数が示されている。それによると、経済学部は、平成17(2005)年度で、申請件数９件、採択件数１件である。経済学部全教員数からみれば申請件数が極めて少ないので、教育研究の活性化のためにも申請件数を増やす努力をしたい。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文等の発表の機会については、本学学術研究会が発行している年３回の『東北学院大学経済学論集』及び東北産業経済研究所、経理研究所の発行する年１回の紀要、隔年に発行する社会福祉研究所の紀要への投稿がある。各教員は、研究成果をこれら学術研究会及び各研究所への機関誌への投稿によって可能になる。また、現在学会参加は年２回、資料収集は年１回まで認められているが、学会での発表がある場合には、学会参加は３回まで認められている。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究論文等の発信方法としては、教員の内外の学会での発表及び本学点検・評価委員会が発行している『東北学院大学教育・研究業績』がある。これは、本学教員の教育・研究の成果をまとめたもので、各大学や研究所に配付されている。また研究成果の受信については、本学図書館、経済研究資料室で内外の大学・研究機関からの学術図書及び雑誌を受け入れており閲覧が可能である。東北産業経済研究所、経理研究所、社会福祉研究所においては、各研究機関からの学術図書・雑誌を受け入れるだけでなく、教員による積極的な

資料収集も行われている。

法学部

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

平成15(2003)年～平成17(2005)年の3年間に本学部専任教員（当時は26名）が発表した論文等研究成果は合計73件であり、1人が1年に1.40件を発表したことになる。

イ　国内外の学会での活動状況

平成15(2003)年～平成17(2005)年の3年間に本学部専任教員（当時は26名）が国内外の学会、研究会で行った口頭発表は合計11件であり、1人が1年に0.21件を発表したことになる。

ウ　当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況、エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本学部では特にない。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

本学部では特にない。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

法学政治学研究所は、大学内に設置された研究組織であり、法学、政治学に関する研究の遂行、研究成果の発表を主な目的としている。法学部と法務研究科の専任教員を構成員としており、専任の研究所員、事務職員はいない。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学部には該当するものがない。

（2）研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学部が付け加えることとして、新規採用者に対しては、大学が支給する個人研究費のほかに、学部共通費から10万円を個人研究費として使用を認めていることがあげられる。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

本学部として付け加えることはない。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学部では、新規採用された教員は、採用後２年間は、担当授業のコマ数、大学・学部内の行政的役割分担を軽減し、研究時間が確保できるように努めている。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学部として付け加えることはない。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

本学部専任教員 27 名が過去３年間に科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金に申請した件数は11件であり、１人が１年に0.14件ということになる。そのうち採択されたのは１件であり、１人が１年に0.01件ということになる。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

本学部として付け加えることはない。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

本学部には、本学部専任教員が投稿できる学内の学術雑誌として、『東北学院法学』と『東北学院大学法学政治学研究所紀要』の２つがある。前者は年２回、後者は年１回の刊行を原則とし、研究論文・研究成果の公表を支援している。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

本学部として付け加えることはない。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

本学部として付け加えることはない。

工学部

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

教員の研究業績は２年ごとに東北学院大学研究業績としてまとめられ、公表されている。また、平成14(2002)年１月から平成18(2006)年12月までの過去５年間の工学部各学科の専任教員の教育・研究業績は、大学基礎データ表24の項目として、点検・評価報告書別冊「教育・研究業績」に示されている。このデータによるT.学部の専任教員の過去５年間における研究業績は、講義数や受講生数などを含む私学教員としての教育活動等の負荷を考慮すると、比較的妥当な実績を残しているものと評価できる。しかし、個々の教員について詳細に検討を行うと、研究業績が極めて少ない教員がいる等の問題は見られる。

大学における教員の果たすべき役割を研究業績のみ評価することはできないが、教員自身が研究活動を行うことは、論文等の研究成果の発表を通してその専門分野の動向や進展が学生教育にも反映されることになる。このような観点からも、教員の研究活動は極めて重要であり、多くの制約の中で大学教員としての役割を十分に果たすべく努めている教員が、研究や院生への指導により多くの時間が確保できるようにすることが必要である。

教員がより活発な研究活動を行うことを奨励し、論文等研究成果の発表にも注力できる

ようにするためには、教員が研究活動により多くの時間を確保できるようにすることが必要である。したがって、教員の講義や学生実験などの教育活動にかかわる負荷や時間を費やすことが少なくない学内委員会等の会議のあり方についても見直しを行うなどの検討が必要である。

イ　国内外の学会での活動状況

工学部教員が国内外の学会で活動するために必要な出張旅費は、学会の参加は年２回までとし、１回の出張につき４泊５日を限度として支給されるほか、学会において発表する場合には国内外を問わず年１回を限度として支給されている。大学基礎データ表 30 の専任教員の研究旅費にも示されるように、平成 17 (2005) 年度では、工学部の専任教員数 78 人に対し、学会等出張旅費として国外旅費約 9,901 千円、国内旅費約 17,336 千円が支給されている。この旅費の支給件数は、国外出張旅費が 31 件で、一件当たりの支給額が約 319 千円、国内出張旅費が 195 件で、一件当たり約 89 千円あった。

全く制約がないわけではないが、前述したように学会活動を行うための出張旅費は整備され、研究発表などの学会活動は比較的良好に行われていると言える。また、研究発表等の学会活動以外にも、工学部各学科の教員の多くは学会等の各種委員会に所属するなど個人的な研究以外にも学会活動を行っている。しかしながら、学会の研究調査委員会等の委員や論文校閲委員等の学会活動は教員の努力により可能であるが、基幹学会の役員への就任にはキャンパスを離れる回数が多く、学内での教育活動に影響を及ぼす場合もあることから大きな制約がある。

国内外の学会での役員としての活動は、大学教員の重要な役割の一つでもあるが、一方では学生教育への大学教員の役割も重要である。したがって、学内での教育活動に影響を及ぼすような学会の役員への就任には本人の努力だけに期待することは難しい。この問題については、所属学科内では学内及び学科内委員数の軽減などの協力体制がとられているようであるが、教員定数の制約もあり、それ以上の支援は難しいと考える。

ウ　当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

工学部として特筆すべき研究分野での研究活動としては、大学基礎データ表 26 の学術賞の受賞状況に示されるように、工学部に所属する教員の受賞した国内の学術賞数が平成 15 (2003) 年度３件、平成 16 (2004) 年度２件、平成 17 (2005) 年度４件であることがあげられる。また、平成 18 (2006) 年度中に、工学部に「ハイテク・リサーチ・センター」が設立され、ナノテクノロジーを駆使した研究活動が開始されることは、工学部として特筆すべき研究分野での活動の一つとなると考える。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

工学部各学科の教員は、東北学院個別・共同研究助成、私立大学等研究設備整備費等補助金、科学研究費補助金等の研究助成を得て研究プログラムを展開してきている。これら

の研究助成については、大学基礎データ表 32 の教員研究費内訳に各研究助成金の内訳が示されている。東北学院個別・共同研究助成は大学基礎データ表 31 の学内共同研究費にも助成額が示されており、平成 17 (2005) 年度には個別研究と共同研究の各 1 件に対し、総額で約 3,490 千円が工学部教員に交付され、工学部の研究費総額に対する割合は 1.6%となっている。平成 17 (2005) 年度のその他の研究助成についての交付額と工学部の研究費総額に対する割合を示すと、科学研究費補助金が約 60,110 千円で 27.0%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が約 35,885 千円で 16.1%となっており、これらの助成が工学部における各研究プログラムの展開に大きな役割を果たしている。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

工学部あるいは各学科の組織的な国際的な共同研究は行われていないが、工学部教員が個人的に国際的な共同研究に参加している。平成 18 (2006) 年 5 月現在では、ヨーロッパの 5 カ国 6 研究機関との間で工学部教員との共同研究が行われている。また、国際学会の技術委員会等の幹事や委員として、2 名の工学部教員が国際的な共同研究に参画している。このほか、年度によって変動するが、本学における在外研修制度を利用し、毎年約 1 名の工学部教員が外国の大学における共同研究に参加する機会を得ている。しかしながら、共同研究に参加した場合にも、研修終了後は大学における職務の遂行のための制約から、その継続は極めて難しく、実施できたとしても、個々の研究成果の討議程度にとどまっている。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本学の附置研究所の一つに「環境防災工学研究所」があり、工学部に所属する教員の多くが研究員となっているなど工学部と最も関係が深い。環境防災工学研究所では、環境防災等の工学に関する調査及び研究を行い、その発展に寄与することを目的とし、所員を中心に、研究発表会 2 回、学術講演会 1 回、紀要発行 1 回の年間活動を行っている。研究所の活動の一環として開催される研究会発表会では、工学部各学科の教員やその指導を受けている大学院生による論文講演を行い、研究活性化の良い機会ともなっている。環境防災工学研究所は本学の附置研究所であり、大学はその設置者であるという関係にあり、研究所の活動に関連する事務は、大学の事務組織の協力を得て運営されている。このほかの教育研究組織としては、本学に「産学連携推進センター」が設置されている。産学連携推進センターは、特に宮城県を中心とする地域の企業と連携を進め、産業教育及び技術振興を図ることを目的として活動を開始しており、シンポジウムの開催、技術相談さらには産学連携のための機器の開放を開始している。また、平成 18 (2006) 年度から「ハイテク・リサーチ・センター」が設置され、ナノテクノロジーを駆使した研究活動が推進されている。

工学部と密接な関係を有する教育研究組織としての環境防災工学研究所や産学連携推進センターは、設置者としての大学の支援を受けて活動しており、大学の組織としての適切な支援を受け、連携も十分に取られていると言える。

しかしながら、環境防災工学研究所の活動をさらに活性化するためには、研究員としての教員の研究時間を確保するために何らかの制度の導入や支援体制の強化等が必要であり、今後の検討課題である。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

個人的に他大学の共同機関を利用した共同研究等を行っている教員はいるが、組織としては行っていない。学内共同利用施設としては、平成18(2006)年度中に竣工する「ハイテク・リサーチ・センター」の本格的運用が、平成19(2007)年度から工学部各学科の枠組みを越えて開始される。この進捗状況を見ながら、今後さらに進展させるような検討が必要となってくると思われる。

教員定数が制約されるという現在の状況にもかかわらず、学内におけるブリッジ教育やリメディアル教育、さらには高校訪問や出前講義等の広報活動が加わるなど、教員がこれらの活動のために費やされる時間は年々増加してきている。したがって、教員が自己の教育研究のために使用できる時間も減少しており、共同利用機関としての他大学との関係をさらに進展させることは、極めて困難な状況にある。この問題の解決には、研修制度の拡充などの方策なども提案されているが、大学進学人口の減少という私学の工学部の置かれた現実を考えると実現は極めて難しいと言える。

（2）研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学で個人研究費と呼ばれているものは全学共通で年間 27 万円（ここから所得税が引かれる）まで使用可能であり、大学基礎データ表29の専任教員の研究費に示されるように、平成 17(2005)年度は工学部教員一人当たりの平均では研究旅費として使用した額を除くと約25万2千円が使用されている。出張旅費は、学会の参加は1回の出張につき4泊5日を限度として年2回まで支給されるほか、学会において発表する場合には国内外を問わず年1回を限度として支給されている。また、このほかに3泊4日を限度として、資料収集を年1回行うことが可能である。大学基礎データ表30の専任教員の研究旅費に示されるように、平成17(2005)年度における学会等出張旅費についての工学部のデータでは、専任教員一人当たりに換算すると国外出張旅費が約12万7千円、国内出張旅費が約22万2千円であった。工学部において学生の指導に対して定常的に配分される研究費は、消耗品費、用品費及び備品費を総計すると機械知能工学科の教員の例では、一人当たり平均年間 100 万円を少し越える額である。大学院生の指導にかかわる費用については、担当する院生の

数に応じて担当教員に配分されることを基本としている。

本学の制度としての個人研究費はほぼ使用されており、工学部教員の教育研究活動に寄与しており、その額も適切であると考えられる。研究活動に使用される出張旅費についても、他大学に比してかなり潤沢であり、工学部教員が学会への参加や発表等の学会活動を行うのに適切な額である考えられる。また、工学部学生の卒業研究は比較的順調に実施されていることから、潤沢とまでは言えないが最低限の研究費は確保できている。しかしながら、財務の見直しから、経常費については毎年３％程度の予算の削減が行われてきており（新規予算は申請額に上限がない）、今後ともこれが継続される場合には工学部における教育研究に支障をきたすことになる。したがって、その大部分が工学部学生の卒業研究に費やされている消耗品費、用品費及び備品費からなる研究費は、これまでの前年度比３％削減によりほぼ限界に達しており、３％削減枠から除外されるべきものと考える。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

工学部ではすべての教員が教員用個室の使用が可能である。また、大学基礎データ表35教員研究室に示されるように、平成18(2006)年５月現在の平均面積は約26.3㎡であり、土樋・泉両キャンパスの研究個室に比べると、面積は広い。しかしながら、大学としての冷房設備の整備がなされていないことや教員室と学生の研究室、教室などの位置関係などに問題がある場合が少なくない。

工学部における教員個室等の教員研究室はその数と面積という面では確保されており、整備されていると言える。しかしながら、機能性や配置などの観点から今後改良すべき点は多い。特に、授業のない夏季休業期間中は、定期試験の採点や後期における講義等の準備、さらには比較的自由な時間を長く確保できることから、研究の遂行や研究論文のとりまとめなど、教育研究活動のために得がたい時間となっている。したがって、現在の気候の温暖化が進行する状況では、冷房設備の整備は工学部教員が教育研究を遂行するためにも必要不可欠である。

工学部教員の研究教育活動をより活性化するためには、教員個室等の教員研究室の冷房設備は有効であり、工学部全体として関係部署に冷房設備の早急な整備を要求することが必要である。また、教員個室と学生が活動する実験室や解析室との位置関係についても、卒業研究やセミナーなどの学生への教育や指導のための時間をより多くして有効な工学教育を実施するためにも、研究室運営に関連する委員会において検討して行くことになる。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

工学部専任教員の最大担当授業コマ数は８コマを上限とし、特定の教員に負荷がかかり過ぎないように配慮している。しかしながら、平成18(2006)年度からの工学部改組により、新旧のカリキュラムが同時に進行している状況であり、各教員の負担は大きくなっている。大学院も担当する場合には、さらに大学院ゼミや１から２科目の講義を行うことになる。したがって、移行期間である現段階での負担は大きく、教員の研究時間は確保しがたくなっているが、新カリキュラムへ移行が完了した段階では、授業負担は私学教員としては平

均的なものになり、特に過重な負担になると考えていない。しかしながら、８月上旬から９月中旬までの夏休み期間、12 月下旬から１月上旬までの冬休み期間及び２月上旬から３月末までの後期の授業終了から新年度までの春休み期間は、主に研究時間として利用できることから、必ずしも十分とは言えないが、教員の研究時間もある程度確保されていると考えることができる。

工学部専任教員の担当授業コマ数の上限の設定は、教員の研究時間を確保させる方途としての適切であると考えられる。教員の教育研究のための時間を確保するという観点からは、講義や実験等の拘束時間は少ないほうが良いが、現在の教員数で、学科における学生教育のために有効なカリキュラムを実施するには、これ以上に教員の教育活動における負荷を低減することは望めない。将来的には、非常勤講師の拡充とカリキュラムの見直しによる開講科目の削減についても検討が必要である。また、これまで工学部の教員が研究活動に利用してきた夏休み、冬休みや春休み期間にもさまざまな大学行事等が企画されるようになり、この時期の研究時間を減少させることにもなっている。教員にとっては貴重な研究時期でもあるとの認識に立った配慮も必要であると考える。

教員の研究時間の確保は大学の教育研究の活性化にとっても重要であり、さまざまな観点から検討することが必要になる。しかしながら、学部学生教育のために必要とされる教員の負荷は年々増加している。学部学生の教育については、工学基礎教育センターが平成18 (2006) 年４月からスタートして改善が図られているが、教員の研究時間の確保についても将来計画委員会等で今後検討する必要がある。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

工学部では、東北学院大学工学会が設置されており、その中で専門的な技術者や顕著な成果をあげた研究者を講師として講演会を開催することによって、研究活動に必要な情報を得る活動が行われている。また、学外への研修会等へ参加する際には、個人研究費による参加費の支払いが可能である。本学には在外及び国内研修制度があり、７年以上勤務した教員は１年間の国外研修も認められるなど、これまで特に若手の教員の研究活動に有効な研修機会を提供してきた。

教員が研究活動に必要な研修機会を適切に活用して教育研究活動のレベルアップを図ることは、教育研究機関としての大学の質的なレベルをより高めるためにも理想とするところであり、前述したように工学部では教員が研究活動に必要な研修機会確保のためのいくつかの適切な方策が実施されている。特に、国外研修はグローバル化が進展する現代社会において、大学教員としての研究活動や自己啓発のために絶好な機会を提供する非常に優れた制度である。しかしながら、学部学科の理念、あるいは教育目標を達成するために、多様な教育を受けて入学してくる学生へ学内におけるブリッジ教育やリメディアル教育、さらには高校訪問や出前講義等の広報活動に費やされる若手教員の時間は年々増加してきている。したがって、教員定数が制約されるという現状においては、教員の研修機会の活用に制約を受ける場合もある。さらに、一度国外研修を行った教員は２回目の応募を躊躇せざるを得ない状況であり、教員が教育研究活動のレベルアップを図れる秀でた制度を有しながら、それを有効に活用できていないという問題もある。

前述のように工学部教員が自己の教育研究のために使用できる時間も減少しており、教員が研究活動に必要な研修機会を確保することにも制約を生じている。工学部教員が大学教員としての研究活動に必要な研修機会を提供する非常に優れた制度である国外研修制度をより有効に利用できるような体制作りについても、教員の教育研究環境整備の一環として将来計画委員会等で検討して行く必要がある。

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

大学基礎データ表 31 の学内共同研究費に記載されているように、学内共同研究のために東北学院共同研究助成の制度があり、法人により運営されている。工学部ではほぼ毎年利用されており、適切な運用がなされていると考えられる。また、平成 15 (2003) 年に産学連携推進センターが本学に開設されたことにより、民間企業等から研究者と研究経費を受け入れ、大学の教育研究職員と共通の課題について共同で行う研究が行われており、共同研究の件数は、平成 16 (2004) 年度が 4 件、平成 17 (2005) 年度が 5 件となっている。

制度化されている東北学院共同研究助成の助成額では、現在大学等の設備として多く採用されている比較的高い性能を有する研究用測定設備等の購入には制約がある。また、採択件数も年 1 件程度と少ない。したがって、その上限額の引き上げや、採択件数を多くするなどの拡充を図ることにより、その有効性は大幅に改善されると考えられる。また、大学と企業のパートナーシップで東北に新しい産業を創出することを目的とする産学連携推進センターは、シンポジウムの開催、技術相談、産学連携のための機器の開放等を行っており、適切に機能していると考えられる。

共同研究費の制度をより充実したものとするために、既に運用されている東北学院共同研究助成の採択件数の増加や上限額の引き上げを関係機関へ働きかけて行く必要がある。この東北学院共同研究助成の制度をさらに拡充する場合には、採択時における慎重な審査とともに、援助を受けたものに対する成果公開などの報告義務を設けることも当然のことであると考えている。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

大学基礎データ表 33 の科学研究費の採択状況には、平成 15 (2003) 年度から平成 17 (2005) 年度までの科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が示されている。平成 17 (2005) 年度の工学部の申請件数は 33 件、採択件数は 7 件で採択率は 21.2%となっている。工学部における教育研究の活性化には外部資金の導入が不可欠であることは、工学部所属教員の大部分が認識しており、科学研究費補助金への申請件数やその他の研究助成金の申請に努める教員は年々増加しており、採択率も増加してきている。また、大学基礎データ表 32 の教員研究費内訳に工学部で平成 15 (2003) 年度から平成 17 (2005) 年度までに交付された研究助成金も示されている。さらに、大学基礎データ表 34 の学外からの研究費の総額と一人当たりの額にも、関連データが示されている。これらのデータによると、工学

部の平成17(2005)年度の学外からの研究費は、研究費総額222,235千円の75.2%を占めており、年々増加してきている。それぞれの補助金あるいは助成金の額と研究費総額に対する比率の内訳は、科学研究費補助金が60,110千円で27.0%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が35,885千円で16.1%、民間の研究助成財団等からの研究助成金が2,955千円で1.3%、奨学寄付金13,468千円で6.1%、受託研究費17,813千円で8.0%、共同研究費37,149千円で16.7%である。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

工学部における経常的研究資金は、教員一人当たり1,000千円程度であり、この金額の範囲内での研究が保証されている。この経常的研究資金については工学部の事務組織の支援を受けながら、教員個々人が対応している。また、大型の競争的研究資金の応募等についてはその都度研究プロジェクトが編成されている、学内的には明確なデュアルサポートシステムは確立されているとまでは言えないが、平成17(2005)年度の学外からの研究費は、大学基礎データ表34の学外からの研究費の総額と一人当たりの額に示されるように、科学研究費補助金として60,110千円、その他の学外研究費として107,270千円で総額では167,380千円となり、専任教員一人当たりでは2,261,890円と工学部教員の研究を支える重要な研究費となっている。したがって、経常的研究資金を保証するとともに、外部からの研究資金を積極的に取り込むサポート体制は適切に稼働していると考える。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文の公表を支援する措置として、大学院生が著者に含まれる学会等の学術誌への研究論文については投稿論文別刷代金の補助を行っている。また、研究成果の公表を支援する措置として、学会発表を行えば研究旅費を一回分多く使用することができるような優遇処置が制度として認められている。このほかの研究論文・研究成果の公表を支援するシステムとして、東北学院大学点検・評価委員会（教育・研究業績編集委員会）による３年に１度の「東北学院大学教育・研究業績」の発行や東北学院大学工学会による年１回ないし２回の「東北学院大学工学部研究報告」の発行への支援がなされている。

これらの支援処置は有効に機能していると考えられ、適切な処置であると考えられる。したがって、教員の研究活動の活性化にはこのような支援処置の拡充は望ましい。

しかしながら、今後これらの処置をさらに充実し、教員の研究活動をより活性化するためには、教員の研究活動のための時間を確保することも重要となる。したがって、大学の研究機関としての役割と同等に重要な教育機関としての役割を十分に果たすためには、教員の研究時間を増やすための教育活動時間減少を補填するために教員の増員や補充等が必要になってくる。教員定数増による教員支援の処理は私学の経営ともかかわる大きな問題でもあり、多方面からの検討を必要とすると考えられる。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

工学部教員の研究論文・研究成果の発信方法として、教員の国内外の学会への論文公表以外に、東北学院大学点検・評価委員会（教育・研究業績編集委員会）による「東北学院大学教育・研究業績」の発行がある。これは、本学の各教員の研究論文・研究成果のリストを３年ごとにまとめたもので、各大学や研究所に配布されている。また、東北学院大学工学会では、工学部教員による研究論文を掲載した東北学院大学工学部研究報告を年２回発刊し、国内の大学等の研究機関に寄贈している。さらに、環境建設工学科ではホームページの教員紹介の欄に各教員の研究論文・研究成果を公開し、インターネットを介して検索できるような試みも行っている。一方、研究成果の受信については、著名な学術誌や贈呈あるいは購入した国内外の大学や研究機関の研究成果が、多賀城キャンパス図書館において閲覧可能である。また、環境防災工学研究所により、独立行政法人科学技術振興機構の有する日本最大のデータベースJDreamⅡへの接続も可能となっている。

このように国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する環境は適切に整備されていると考える。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に関連した規程としては、工学部放射線障害予防規程（3.7ギガベクレル以下の密封線源を使用）、組換えDNA実験安全管理規程、組換えDNA実験安全委員会規程及びそれにかかわる諸規則などが現在定められている。しかしながら、大学における教育研究を活性化していくためには、早急に整備されるべき種々の倫理規程等がある。従来はこれに関連する教員の献身的な努力により規程の整備が図られてきたが、教員の有効な教育研究時間を確保するためにも、事務組織を含めた支援体制についての検討が今後必要となってくると考えられる。

教養学部

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

本学では２年ごとに「研究業績」を刊行し、例えば発表した論文については査読の有無

などで分類し記載している。なお、平成 17(2005)年４月に点検・評価関係規程を改正し、教育業績をも包含した「教育・研究業績」を３年ごとに刊行することとなっている。この取組みは、研究活動を促進するための状況設定としても機能している。

教育の改善・充実と研究活動の活性化の両立は、時間的な制約などからも次第に難しさが増大している。特に教養教育科目の担当の場合には教員の研究課題と授業の内容にはある開きが存在する場合も少なくない。長期的な視野に立った授業科目の選定と、カリキュラムと整合性のある専門分野を研究する教員の採用などで、適正化を図る必要があろう。

イ　国内外の学会での活動状況

学会における研究発表の現状も「教育・研究業績」に記載している。最近は国外での研究発表も増えてきている。学会発表のための旅費等の補助は、年３回支給されている。活発な学会活動と学内の委員会などの業務の両立のためには、後者の効率化が求められる。なお本学では日曜日の大学施設の利用に制限があるため、学会の誘致が難しい。制限の早期撤廃に向けた検討が必要と考えられる。

ウ　当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

人間科学科の柱となる各学問領域（社会学・教育学・人間科学・体育学・心理学）において、教員はそれぞれに活発な研究活動を行っている。このことは、例えば過去５年間における科学研究費補助金の新規・継続を含めた研究代表者としての人間科学科教員の申請総数は、平成 14(2002)年度科研費への応募は計７名、平成 15(2003)年度には９名、平成 16(2004)年度から平成 18(2006)年度にかけてはそれぞれ 12 名ずつとなっており、毎年、学科教員数の半数近くが申請を行っている現状にも示されている。情報科学科の特筆すべき研究活動として、群れロボットの研究や超音波による物体の認識に関する研究があげられる。前者は協調的に振舞う機械システムについての意欲的な研究であり、機械への応用のほか、生命的なシステムのモデルとしても興味深い。後者はコウモリなどが暗闇でも不自由なく獲物を捕獲することに着目し、その機構を解明しようというもので、平成 18(2006)年度の石田記念財団の研究奨励賞を受賞した。

研究活動の活発化には、今後は大学院進学者の増加が必要であるが、卒業研究の学部学生の収容ですら容易でない現状では大学院生の受け入れも難しい。研究環境の整備が最重要課題である。本来、教育・研究は大学の基盤をなすものであるが、昨今の大学を取り巻く厳しい状況から、教員の負担はむしろこれ以外の側面において増加し、研究活動に十分なエフォートが向けられないという不本意な現状にある。ハード面のみならずソフト面における研究環境の整備が是非とも必要である。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

人間科学科、情報科学科、地域構想学科では、毎年多数の教員が科学研究費を応募し、それぞれの学科で数名が採択されている。また他の財団等の研究費や本学の研究費などを

得て、研究が遂行されている。

研究助成を得ても、教員の大学全体にかかわる仕事量に変わりはないため、研究に費やす時間を十分に確保するためには教員個人の大変な努力を要するという現状があることは否めない。とはいえ、助成を受けた研究はそれぞれ活発に行われており、その最新の成果は、各教員の学部・大学院における学生指導に生かされている。また人間科学科における研究は、学問領域の性質からその成果が産業領域と直結するようなものは少ないが、研究領域によっては、共同研究や研究協力等により小・中・高の教員や病院等の医療スタッフなど学外の社会資源にもその成果が還元されている。情報科学科や地域構想学科においても、科学研究費等の研究補助を受けたそれぞれの研究は活発に行われており、企業との共同研究も件数が増え本格化している。

大学を取り巻く状況変化の中で教員の多忙さは増加するばかりであるが、研究助成を得た場合には当該研究に十分に取り組めるよう、また教員全体の研究活動をますます活発に行うことができるよう、今後とも各学科で工夫と努力を続けていく必要がある。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

人間科学科においては、所属教員の学問領域ごとの特殊性にもよるが、必要に応じて国際学会での発表や国外の学術雑誌への投稿等を通じて国外の研究者との情報交換が行われ、また国外研究者との共同研究も行われている。情報科学科では、所属教員のうち少なくとも数名は常時外国の研究者と共同研究を行っている。海外の研究施設で共同研究を行ったことを契機とする例が多いが、先方の研究者を招聘して本学で同研究を行うだけの施設設備が整備されていないのが実情である。

国際的な共同研究を行う場合、共同研究者は研究機関に属した研究員であることが多い。研究に専念できる環境にいるものとペースを合わせて研究を進めることは容易ではない。電子メールによる国際的な情報交換が可能となった現在ではあるが、国際的な共同研究のためには、研究にあてる十分な時間や共同作業のための互いの訪問が必要であり、本学においてはそのための時間的機会や施設設備が必ずしも十分と言えない現状にある。

研究が国際的な共同研究かどうかは本来大きな問題ではないが、国際的な共同研究も可能な環境を学内に整備することは必要と考えられる。そのためには学内の施設として国外からの共同研究者が長期滞在できるゲストハウスなどの整備、研究のための時間の確保、研究施設の整備など、課題は山積している。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

教養学部に関係する附置研究所として「人間情報学研究所」があるが、この研究所は大学院との関係が深く、学部学科との連携は密ではない。また、研究所の活動も主に紀要の

発行や講演会の開催などであり、付置研究所を核とした研究活動は限られている。しかし、教養学部が標榜する学際性を研究にも反映させるため、付置研究所の新たな寄与も可能ではないか。人間情報学研究所が主導して学際的なプロジェクトを立ち上げるなど、連携を模索したい。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

教養学部では、それぞれの教員の研究に応じて大学共同利用機関等の利用はなされてきたが、それを契機としての大学組織間の連携強化などは従来見られない。関係はあくまでも教員個人のレベルにとどまっている。学内共同利用施設として利用しているものはない。

（2）研究環境

①経常的な研究条件の整備

研究条件の整備には、研究時間の確保と院生が欠かせない。現状では時間も大学院生のいずれにも課題がある。特に実験を要する分野ではこの傾向が顕著であり、個々の教員の努力のほか全学の体制整備が必要である。

研究は本来教員の自由な意思に基づいて行われるものであるが、大学における研究は、その成果が何らかの形で教育に反映されるものと暗黙に了解されている。研究活動の評価にそのような視点が盛り込まれることで、逆に研究の重要性の再認識がなされるのではないか。

研究の障害となる事項については個々の教員で異なるが、学内でそれぞれの教員の実態を調査して長期的な対策を立案することが望まれる。

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費は教員一人当たり 27 万円が支給されている。また旅費は学会出席や資料収集で回数の制限はあるが支給される。教養学部内ではこれらの額はおおむね妥当と考えられている。しかし、個人研究費の使途には研究活動とのつながりの強さの点で教員間の大きな開きがあり、一律支給ではなく、活発に研究活動する若手教員などには個人研究費の増額が望ましい。支給額の増額を含む一律支給の見直しを検討する必要があろう。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

演習や卒業研究の場としては広さの点で十分とは言えないが、少人数の論文指導などは可能である。逆に、実験系などでほかに研究施設が必要な教員にはその確保が容易ではない。教育研究上、教員が個人研究室にいるよりもほかの施設にいるほうが望ましい場合がある。そのような場合の個人研究室の有効利用など、柔軟に対応できるよう学内規程などの見直しが望ましい。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

研究時間を確保させる具体的な方途はない。関連するものとして授業担当コマ数の上限があるが、これは上限を超えてもその分の給与はないという了解を得るための上限である。授業期間以外の期間は研究時間を確保する期間としても位置づけられるが、最近は学内の行事で分断されることが多い。科学研究費補助金の申請時にも、確保できる時間の明記が求められるので、現状の改善が必要であり、授業期間でも週に１日は研究に割く時間を確保するなど、体制の整備が必要である。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

７年に一度の研修休暇の制度があるが、１つの学部で年間１人が割り当てられているだけである。ただし、他の学部から申請がない場合には、全学で５人までの範囲で、１つの学部から数人が利用できる場合があり、教養学部でもそのような例が何回かあった。システム本体には課題は少ないが、休暇中の教育の手当て（穴埋め）をどうするかには統一された方策がない。普段研究活動に時間が割けない現状があるからこそ、このような制度の利用が必要となる。学部学科内で長期の計画を策定し、より多くの教員が制度を利用することで研究活動の活性化が図られるものと期待される。

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学では、学部当たり１件300万の共同研究補助金を支出しており応募者も多い。申請された共同研究の選考は各学部に一任され、確立した方式はない。支給件数の増加が望ましい。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

教養学部では、科学研究費補助金に例年十数件の申請が出され、採択率は２割弱である。詳しくは大学基礎データの表33を参照されたい。採択率や申請者の増加のためには、研究環境の整備が必要である。研究活動に必要な時間、スペースや人手の確保が担保されて、はじめて科学研究費の申請が現実的なものとなる。特に情報科学科ではスペースが緊急課題となっている。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

本学においては研究資金とは基本的に競争的研究資金のことであり、科学研究費などの

ような学外からの資金のことである。また経常的研究資金としては、それに準ずる資金としての実験実習、演習、総合研究などの教育に必要な経費の一部と、年27万円の個人研究費とが相当する。したがって厳密にはデュアルサポートシステムは確立していないが、あえて教育経費の一部と個人研究費を経常的研究資金とみなし、また教員の共同研究に300万円、個人なら50万円の研究資金を競争的研究資金とみなしてシステムを検証すると、いくつかの課題が指摘される。

第一に競争的研究資金の件数が学部に1件などと少ないため、学科間の持ち回りになるなど、競争的性質を失うこと、第二に競争をさせるにしても学内には適正に順位をつける機関が存在しないこと、第三として、そのようにして得た資金は多くの場合備品の更新などに使われること、などがあげられる。第三は原価償却に伴う機器備品の更新が、多くの場合適正になされていないためである。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文・研究成果の公表を支援する措置はない。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究成果の発信や受信のために通常のインターネットが利用できるが、ホームページの作成やコンテンツの準備などは教員個人に任されており、利用は受信が中心となっている。また、オンラインジャーナルについては、契約件数が少なく課題が残されている。

Webを介して研究成果を発信するには、教員だけではなく事務職員の協力も必要であり、Webに公開する作業を担当できるよう研修を受けることが求められる。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

学内規程を策定し、研究調査や実験に人間や動物等がかかわる場合、個人情報の保持や倫理的な動物の扱いを担保している。研究の申請に対して委員会で審議して、安全等を確認し、必要な措置を指示することとしている。組換えDNA実験も同様で学内のシステムが確立しおり、現状では特に問題点はない。但し、アンケート調査などの場合に問題になる個人情報保護に関する全学的な規制システムは存在せず、早急に整備する必要がある。

将来的には哺乳類を用いた実験も必要となるものと考えられる。そのための規程の改正や学内に飼育設備等の設置に向けた準備が必要となる。

２．大学院研究科における研究活動と研究環境

大学院研究科全体

（３）研究環境

③研究上の成果の公表、発信・受信等

東北学院大学大学院学生学会発表者等補助規程に基づき、大学院学生の研究活動、すなわち、国内開催学会での発表、国外開催学会への出席、専攻分野での調査・研究、資料収集活動に対して、補助金が支給される。この補助金を申請するには、いずれの研究活動の場合にも指導教員の承認が必要であり、活動終了後には研究科長に報告を提出する義務を負っている。

補助金の支給される回数、金額の上限などに制限はあるが、他の大学にはあまり例を見ない制度であり、本学大学院学生の研究を促進するのに役立っていることは確実である。

文学研究科

（１）研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

英語英文学専攻
（下記イ．ウ．エを含む）

論文等研究成果の発表状況は次のとおりである。平成 18 (2006) 年５月現在で、英語英文学専攻の基礎となる文学部英文学科の専任教員数は 22 名で、その中の 14 名が英語英文学専攻の兼担教員である。専攻教員が、平成 14 (2002) 年から平成 18 (2006) 年５月現在で、学術書又は学術雑誌に発表している論文数は 45 編である。文部科学省の科学研究費補助金は、６件（延べ 14 名が受けた）、その他の補助金１件（４名参加）、海外学会派遣は延べ 23 名で、発表論文数は 11 編である。個別的にあげれば、文学部門は批評理論や物語論、英語学・言語学部門では生成文法研究、また英語教育学関係に目覚しいものがある。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻教員９名による過去５年間における著書（編著を含む）の発表数は以下のとおりである。

平成 14 (2002) 年度４冊、平成 15 (2003) 年度２冊、平成 16 (2004) 年度７冊、平成 17 (2005)

年度４冊、平成 18 (2006) 年度４冊と、合計 21 冊なっている。翻訳数は以下のとおり。平成 14 (2002) 年度５冊、平成 15 (2003) 年度１冊、平成 16 (2004) 年度２冊、平成 17 (2005) 年度０冊、平成 18 (2006) 年度１冊と、合計９冊なっている。論文発表数は以下のとおり（そのうちカッコ内の数字は国外発表数)。

平成 14 (2002) 年度 17 (１) 編、平成 15 (2003) 年度 21 (０) 編、平成 16 (2004) 年度 21 (３) 編、平成 17 (2005) 年度 17 (１) 編、平成 18 (2006) 年度８ (０) 編と、合計 84 (５) 編なっている。平均して一年当たり一人につき２～３編となっている。

講義担当数や学内の仕事量を考えると、平均して、年当たり一人につき著書の発刊数年１冊、論文発表数が２～３編というのは大変評価できる数字であると思われる。海外での投稿も行われており、国際的である。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻所属教員の研究論文の発表件数は、平成 14 年 (2002) 29 編、平成 15 年 (2003) 30 編、平成 16 年 (2004) 38 編、平成 17 年度 (2005) 22 編、平成 18 年度 (2006) 28 編であった。１年間に教員一人当たり平均約２編となり、公務多忙の中、十分な成果を上げていると言えよう。

イ　国内外の学会での活動状況

ヨーロッパ文化史専攻

国内における学会報告は以下のとおりである。平成 14 (2002) 年度６件、平成 15 (2003) 年度８件、平成 16 (2004) 年度５件、平成 17 (2005) 年度７件、平成 18 (2006) 年度６件となっている。

国外における学会報告は以下のとおりである。平成 14 (2002) 年度２件、平成 15 (2003) 年度１件、平成 16 (2004) 年度３件、平成 17 (2005) 年度１件、平成 18 (2006) 年度０件となっている。

国内の発表を含めると、年当たり一人につき１～２回行われている。また、海外報告を行われており、国際的である。このほか、研究会、講演会、公開講座などを含めれば、かなりの研究活動が行われており、大変評価できる。講義数多さと学内業務の煩雑さによって、研究活動が思うようにいかない場合がかなり生じてきている。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻所属教員の学会での発表は、平成 14 年 (2002) 21 件、平成 15 年 (2003) 18 件、平成 16 年 (2004) 13 件、平成 17 年 (2005) 31 件、平成 18 年 (2006) 22 件で、そのうち国際学会での発表は平成 14 年 (2002) ３件、平成 15 年 (2003) ６件、平成 16 年 (2004) ６件、平成 17 年 (2005) ９件、平成 18 年 (2006) 10 件となっている。特に、近年、国際交流に力を入れている関係もあって、国際学会での報告が年を追って増加しているのは専攻の特色として評価できよう。

ウ　当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

ヨーロッパ文化史専攻

ヨーロッパ文化研究所との連携で、欧米の学位論文の収集を行っている。私立大学の設備助成金によって5,000点ほどの論文を入手し、その後も毎年50点ほど継続的に購入している。これらは欧米の最新の研究動向を把握するための重要な資料となっている。また利用者の便宜を図るために目次録を作成している。収集量は必ずしも完全ではなく世界の研究動向を知るにはまだ不十分であり、今後も定期的に設備助成金によって充実を図って行く必要がある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻の特筆すべき研究分野での研究活動としては、中国・韓国の研究機関・研究者との恒常的な交流による共同研究があげられる。まず東洋史分野では、中国人民大学清史研究所・中国社会科学院近代史研究所との協力による清史研究・満族史研究、湖北省社会科学院・湖北省文物考古研究所等との協力による長江流域古代文化研究など、考古学分野では中国社会科学院古脊椎動物与古人類研究所との協力による河北・内蒙古地域の旧石器・新石器文化研究、中国社会科学院考古研究所との協力による東アジア寺院高層木塔の考古学的研究、日本史・考古学分野では韓国国立忠南大学校百済研究所との協力による古代日本・百済交流史研究、民俗学分野では韓国国立済州大学校との協力による在日コリアン交流史研究など、非常に活発に国際的な共同研究を行っている。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

ヨーロッパ文化史専攻

学内の共同研究について、平成16(2004)年度に分担件研究者として2名、また、高等教育改善等経費の助成については、平成14(2002)年度に1件、平成17(2005)年度1件、平成18(2006)年度1件の助成を受けている。高等教育改善等経費に関しては、大学院担当教員全員によって展開された。これによって大学院教育の情報関連施設の導入と、高度情報化に対応した研究教育の充実を図ることができた。情報技術の急速な進歩により、設備の更新時期が早まり、その更新費や管理運営経費を確保することが困難になっている。

アジア文化史専攻

既述のように、平成15(2003)年度に5年間の予定で採択された私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクト「アジア流域文化論」はアジア文化史専攻が中心となって共同研究を推進している。予算総額は1億205万円で、Ⅰ　長江流域の民族と文化、Ⅱ　アムール川流域の民族と国家、Ⅲ　北日本の河川ー流通と生業ーの3つの研究プロジェクトから構成される。「東廻り航路フォーラムin大船渡」「モンゴルという世界」「発掘・調査と保存・研究」「長江流域の古代文化」「中国北方新石器文化研究の新展開」「よみがえる四川文明」「アムール流域の考古学」「東アジア・北東アジアの世界」「東廻り航路フォーラムⅡ」「古代蝦夷社会の流域文化」「国際研究集会・東アジア6～7世紀仏教寺院塔基壇の考古学的研究討論会」「近世・近代の北上川舟運」「国際シンポ

ジウム・謎の夏王朝」「国際シンポジウム・アムール川と長江－アジア流域文化論ことはじめ－」などのシンポジウム・研究会を実施し、その研究成果の一部は『アジア流域文化論研究』Ⅰ・Ⅱとして刊行している。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

ヨーロッパ文化史専攻

平成 14(2002)年度に科学研究費補助金による国際的ワークショップを開き、平成15(2003)年度には日本西洋史学会第54回大会において国際シンポジウムを開催した。国際的共同研究を組織し、学会でその成果を報告できたことは評価されよう。国際的学会を開催するにあたっては、大学の教職員、学生の協力が不可欠となり、国際的共同研究を扱う事務局が必要であろう。

アジア文化史専攻

前述したように、アジア文化史専攻の教員は国際的な共同研究に積極的に参加しており、その成果も『東北学院大学論集　歴史と文化』や『アジア文化史研究』誌上で報告している。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

英語英文学専攻（下記イも含む。）

大学院に附置されている研究所は英語英文学専攻にはない。しかし、文学部英文学科と教養学部言語文化専攻の英語関係教員が主な所員となり、利用し運営している「英語英文学研究所」と「オーディオ・ヴィジュアルセンター」がある。英米文学、英語学・言語学、及び英語教育学に関連した雑誌が充実しており、それぞれの紀要（『英語英文学研究所、紀要』2006年1月』第32号発行、『オーディオ・ヴィジュアルセンター紀要』2006年2月第10号発行）を利用して成果が発表されている。英語英文学研究所としての事業は、外部講師を招いての年2回の公開学術講演会主催と所員の定例公開講演会、そして、東北学院英学史の編纂のための資料収集であるが、それは毎年『東北学院英学史年報』（2006年に第27号発行）の中で公表している。このほか本学固有の学術誌『東北学院大学論集（英語英文学）』（2005年9月93号発行）がある。これらに専攻のスタッフが積極的に参加している。

ヨーロッパ文化史専攻

平成14(2002)年度に設置された「ヨーロッパ文化研究所」は、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻の研究と教育を支援するための重要な研究所となっている。ヨーロッパ文

化史専攻の教員は、全員が所員となっているほか、キリスト教文化研究所や東北文化研究所の所員をも兼任しているため、相互の研究上の連携をとれる体制にある。本学の教員は、学部所属となっているため、大学院教員の兼担や研究所所員の兼任となっている。本来の研究所の目的からすると、専属の研究員を配置することが望ましい。

アジア文化史専攻

本専攻の教員は全員、学内附置の「東北文化研究所」の所員でもあり、連携は極めて密接である。殊に資料収集は専攻と研究所が連携して行っており、多くの歴史・考古・民俗資料が集積されており、内外の研究者に公開されている。また公開講演会・シンポジウム・共同研究・科学研究費の申請などにおいても両者が連携することが多い。オープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトにおいても両者の密接な連携が図られている。ただ、専攻には専任の事務職員がいないため、研究機関事務課の研究所担当職員の負担が過剰となることが時折生じている。両者の連携をより効果的にするためにも、研究支援職員の整備が差し迫った課題である。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

アジア文化史専攻

国立民族学博物館・国立歴史民俗博物館・国文学研究資料館などの大学共同利用機関は、専攻の教員・学生は頻繁に利用しているが、専攻として公式に何らかの関係を結んでいるということはない。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

文学研究科の教員は、すべて学部に所属する教員であり、個人研究費・研究旅費などの経常経費は学部教員に対して支給されるものに限られ、大学院教員を兼ねることに対する特別の支給はない。ただ、大学院担当教員には大学院担当者に一人当たり29万円（専攻により若干の相違がある）の個人選書分図書費と共通図書費50万円あまりが付加されている。

英語英文学専攻

研究費は、個人に帰属する個人研究費（年27万円）、また、大学に帰属する図書費がある。専攻所属の教員の額で毎年約50万円。高額図書の場合は、別途調整などを経て購入される。出張は、年2回の学会出張旅費、また発表の場合はこれに1回が加えられる。海外の場合もこの中に加えられる。また、資料収集のための年1回の出張が認められている。金額による制限はない。

ヨーロッパ文化史専攻

大学院担当教員は学部教員による兼任であり、大学院担当教員としての図書費と学部図書費が使用できる。ただ両者は合算して使用することができないので、まとまった資料を購入しようとすると困難な場合が生じている。また院生の図書経費が計上されていないために、指導する院生が多いほどに教員個々人が選書しようとする図書費を割り当てる必要が生じている。以上の改善が必要である。

アジア文化史専攻

他の大学の例に照らしても、現行の経常経費支給額は、おおむね適切であると考える。問題は、そういった経常経費では到底まかないきれない、海外出張・現地調査・資料整理などに要する教員と院生の費用をどのように支弁するかである。本専攻の教員が、科学研究費、私学振興財団助成金、各種財団助成金、学内研究助成金、オープン・リサーチ・センター整備事業など、学内外の研究助成金に積極的に応募し、多くの助成金の交付を受けてきているのはそのためである。今後も助成金への応募に、より積極的に取り組むつもりであるが、一方で経常経費項目の新設を含めた大学の対応にも期待したい。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

教員一人当たり一室が割り当てられており、少人数の学生の個別指導もできるため、十分であると考える。ただ、一定数以上の学生との懇談や、研究に伴う図書資料の増大により、そのスペースを確保する必要が出てきている。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

大学院専任教員ではないので、当然のことながら文学部教員としての講義や学内事務で多くの時間がとられている。加えて近年は、社会人入試の実施、昼夜開講制の実施、公開講座・シンポジウム等の開催、高等学校への出張講義の増加、現地調査の増加、学内行政事務処理量の増加などによって、教員の研究時間は近年著しく縮減されてきており、状況は年々悪化してきている。この問題に対処する方途はほとんど講じられていない。事務職員の研究支援、非常勤講師の採用、客員教授の招聘、研究室管理の効率化などを骨子とする抜本的な対策を立てるべきである。

英語英文学専攻

大学院担当科目は、負担加重を避けるため、また健全な教育を確保するため、例外を除いて担当を１科目にするよう努めている。スタッフの充実とともにこれが可能になってきている。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

大学院担当教員は学部に所属して大学院は兼任であるため、大学院独自の研修機会の確

保はなく、学部教員としての研修機会を使用している。経費としては学会参加２回、学会報告１回、資料調査１回の予算が組まれ、海外の学会発表･参加に対する補助も認められている。教員の担当講義数が多いことや土曜日開講など行われているので、研究会や学会に参加することが困難な場合も生じている。今後は学内の既存の研修制度を有効に活用するなどして教員の研修機会を十分に確保する必要がある。

英語英文学専攻

研究活動に必要な研修機会確保のための方策として、在外研究員制度（満６年以上勤務した者)、国内研究員制度（満２年以上勤務した者)、研修に関する有給休暇制度（サバティカル・リーブ：満６年以上勤務したもの）がある。サバティカル・リーブの利用者は平成 14 (2002) 年以降、本専攻教員で３名の利用者があった。今後、新任者がその資格を得て、在外研修の利用者が増加するものと見られる。

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

大学院独自のものはない。また大学でも経常経費としての共同研究費は支給されていない。研究費としては、個人研究費が制度化されているのみである。経常経費の中に共同研究費を新設し制度化することは、前述した経常経費ではまかないきれない多くの研究支出があること、大型設備など個人研究費では購入不能な物品が購入可能となること、経費を分担する学外との共同研究が可能になることなどがあげられ、今後は必要な措置であろう。

なお、法人による研究助成金の中に共同研究の項目があり、各専攻で過去に法人の共同研究助成金の交付を受けたことがある。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請は、すべて学部の教員として行っているので、報告は学部にゆずる。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤 (経常) 的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

大学を通じて上記システムは実施されていない。大型の競争的資金の申請をした場合、申請までに相当の時間と経費が必要になる。文学研究科のように研究支援職員がいない場合はすべて教員の負担になるので、申請段階で何らかの人的、資金的支援が必要である。また、競争的資金を受ける期間が終わった後の補助体制を至急構築する必要がある。

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

各専攻が、大学院学生を視野に入れた研究誌を発行して、大学院生の発表の機会をつくっている。

英語英文学専攻
（下記イも含む。）
研究成果の公表、発信については、本学独自のものとして『東北学院大学論集（英語英文学）』、『英語英文学研究所紀要』『オーデイオ・ヴイジュアルセンター紀要』がある。
国内外の大学や研究機関の研究成果は、図書館や英語英文学研究所等が受信し整備して利用の便に供している。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

大学院棟の各専攻合同研究室、あるいは関連する研究所、センターなどでパソコンによる国内外の情報を受信している。研究科あるいは専攻単位でのホームページ作成による発信は行っていない。

経済学研究科

（1）研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

経済学研究科の教員の研究成果の発表状況は、大きく分けて２つのカテゴリーがある。第一は著書や論文の形で公刊するものであり、第二は、学会あるいは講演会などの場で発表・講演するものである。このどちらも方法も、本研究科の教員は、「研究業績」で公表している。直近に公表されたものは、『東北学院大学研究業績 2005（2003－2004 年の現況）』である。ここでは、学術書をはじめ、掲載した論文など、９つのカテゴリーに分類し、公表している。
経済学研究科の教員は、全体として、毎年規則的に著書・論文を発表し、また学会発表を行い、おおむね良好といえる。2005 年度版（2003－2004 年の現況）によると、平成 15 (2003) 年度から平成 16 (2004) 年度の教員 33 人（非常勤を除く）のうち、著書・論文などの発表者は 31 人である。経済学研究科の教員にとり、最も身近な発表機会となる機関誌は、『東北学院大学論集・経済学』、『東北産業経済研究所紀要』、『東北学院大学経理研究所紀要』などである。研究業績分類でＡのカテゴリーに入る学術書（単著及び共著）は、31 となっている。教員により、発表数にばらつきがあることや、より積極的に内外の学術誌（Ｂのカテゴリーの論文 59 編－2005 年度版）に発表していく必要があることなどの問題もあるが、教員は、発表により積極的になっていると言える。

大学の使命は、それぞれの専門分野における学術的伝統を受け継ぎながら、真理を追究するとともに、現在及び将来の社会の課題に応えていくことが求められるが、研究は、このバランスをとることが求められるであろう。同様に、研究方法の理論的、実証的アプローチのバランスもまた考慮すべき点であろう。この課題は、教員採用時点で判断することや若い研究者と年配の研究者のバランスなどと関係するであろう。

イ　国内外の学会での活動状況

上記の2005年度版によれば、国内外の研究発表数は40となっている。

ウ　当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

経済学研究科における特筆すべき研究分野の研究活動では、東北に関する研究、アジア研究（タイやミャンマー）、介護サービス研究などがあげられるであろう。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

科学研究費補助金等を得て研究している教員がいる。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

一部の教員によるタイの経済学者との共同研究、韓国の経済学者との共同研究がある。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

東北学院大学が附置する研究所のうち経済学研究科が専ら関係するものは、「東北産業経済研究所」「社会福祉研究所」「経理研究所」の３つである。所員は、学部及び大学院の教員からなり、そこから運営委員が選出され運営されている。これら３つの研究所は、それぞれの設立趣旨により、資料収集、シンポジウム、講演会、研究会、公開講座などを行い、紀要（年１回）を発行し、その活動、研究成果を公表している。

３つの研究所は、東北地域を中心に、地域文化・産業・社会・福祉に関して、一方で地道な資料収集、文献収集を行いながら、他方で、地域のその時々の主要課題をテーマ（例えば、地域づくりと市町村合併、2005年３月など）に取り上げ、極めて意義深い活動であること学外からも評価されている。

他面、各研究所は、長期的に研究所にかかわる専任教員がいないこと、所員が学部及び大学院の教員であることなどから調査・研究のための時間的余裕がないこと、各教員

の研究テーマと研究所のテーマが一致しないことなどの問題点がある。

研究所が、地域の発展に向けた研究所であり、かつ学部及び大学院の研究の発展に結びつく新しい研究所（例えば、企業の事例研究、あるいは、企業との共同研究が学部あるいは大学院の研究・授業に役立つ研究所など）を考える必要がある。

また、東北学院大学の特長を生かし、世界に研究成果を発信できるユニークな本格的研究所も考慮しなければならない段階に来ていると言えるであろう。

今後10～20年を見据えて、経済学院研究科の将来像を真剣に討議し、大学・大学院として何をなすべきかを検討し、教育とともに研究において、特徴のある大学院を形成して行く必要がある。そのために、上に述べたように研究所あるいは研究センターを構想していく必要があろう。そのほか、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの積極的対応、大学の研究助成への申請なども求められる。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

本研究科の専任教員の個人研究費は、年に1人 27 万円（非常勤は3万円）である。そのほか、研究科の各専任教員の図書費（図書館に納入する必要図書）は、28万円となっている。研究科教員で同時に、学部の教員となっている人は、学部図書費として経済学科教員18万円（共通費として一部差し引きがある）、経営学科教員26万円を別途加算されているため、研究費はほぼ適切である。そのほか、研究旅費は、学部と同一で地方研究会2回、全国1回、資料調査1回、海外研究調査・研究出張費（10 万円までの補助）などがあり、研修休暇（7年に1回1年間）あるいは、国内外の研究員制度（5年に1回1年間）もある。

個人研究費、研究旅費制度、研修･研究休暇制度は、ほぼ問題はない。図書資料の購入には、各担当教員によりばらつきがあり、ある分野に関する図書が蓄積されないという問題がある。年度の終わりにおいて、図書費の残額を、全体的に考えて不足分野の図書・資料を購入している。研究科長を中心に、研究の拠点としての大学という意識改革が、各教員に求められるであろう。

研究科の研究費などの制度は、現在のところ問題はない。図書費などの教員の執行状況にばらつきがあることから、事務組織の全体状況の把握、各専攻主任のリーダーシップの発揮などが求められる。しかし、大学院教員の学部との兼任、研究活動、授業などから多忙を極め、大学院全体を常時、考慮する時間的余裕がない状況である。研究科長や専攻主任の職務のあり方などを抜本的に考える必要がある。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

本研究科の専任教員は、個室を貸与されているため問題はない。各教員は、各自、研究

室を持ち、構内 LAN に接続可能であり、電話も各研究室にあり、研究環境は良好である。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

大学院担当教員は、同時に学部担当者である。大学院、学部ともに、現在昼夜開講制をとっている。多くの教員は、学部で最低５コマ、大学院を担当すると、最低２コマ、昼夜を受け持つと４コマになり、その上毎年担当すると８コマになる。幸い入学者の数、及び昼夜の学生のばらつき、同一担当者の毎年の学生の受け入れ（学生の選択教員のばらつきから）が多くないことから、全体としては大きな問題となっていない。しかし、一部教員（資格関係教員）は、毎年受講者があり、大きな問題となっている。

大学院教員が、学部との兼任となっているのは、入学者数が少ないこと、また、年度により入学者数が変化すること、また、入学者の選択する担当者も変化することからくる。入学者が予測できると、学部授業コマ数を調整できるが、それができないため、大学院生を受け入れると過重負担になる。今後入学者数の安定的確保及び大学院教育の重要性に鑑み、本格的な大学院教育のあり方・教員のあり方を考える必要がある。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

大学院担当者が学部の科目を同時に受け持つ過重負担の問題は今後の考慮すべき点と言えよう。また、グローバル社会における研究者の国際的共同研究活動や国際学会の参加・発表、交流も求められるが、提携大学、サバティカル、海外出張旅費支援制度など、より積極的に利用することが必要である。

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究は、各教員の決定に任せられている。学術的な大きなプロジェクトは現在のところ行われていない。しかし、東北産業経済研究所を中心とした資料収集及びシンポジウムのための予備調査・研究などがなされている。

共同研究は、各教員の研究テーマが一致しないならば不可能である。そのため意義ある大きなテーマの設定が不可欠である。今後、経済学研究科のあり方と特異性を考え、それを魅力あるテーマに結びつけ、継続的に追求する体制が必要であろう。そのため、東北産業経済研究所のように、継続的なテーマを追及する新しい研究所を設立することを考えていかねばならないであろう。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

経済学研究科・経済学部における科学研究費補助金申請は、平成 15 (2003) 年が７件（採択０件、０％）、平成 16 (2004) 年が６件（採択１件、16.7％）、平成 17 (2005) 年が９件（採

択１件、11.1％）である。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性、イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究論文や研究成果の公表を支援する措置については、論集・紀要を除けば、特に特別な制度として存在しない。

また、国内外の大学や研究機関の研究成果の受信・発信については、各自、教員個人の努力によって行われているところが多い。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

セクシュアル・ハラスメント対策に関しては、その整備は図られている。今後、この問題は絶えず教員への啓蒙を続けていくことが肝要である。

法学研究科

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

法学研究科の教員は、従来、全員が法学部教員による兼任であったが、大学院法務研究科の発足（平成16[2004]年）以降、法務研究科専任教員の一部も本研究科を兼任することとなった。これらの教員の研究業績一覧は、『東北学院大学研究業績 2001－2002』と『東北学院大学研究業績 2003－2004』に掲載されている。

それによって、平成 13(2001)年から平成 16(2004)年の４年間を通じて本研究科担当教員であった12名の発表状況を全体として見ると、次のようになる。学術書の執筆（部分執筆も含む）６編。学術誌及びそれに準ずる機関誌に発表した学術論文19編。専門分野に関する一般著書、論文、エッセイ26編。専門分野と関連する領域の一般著書、論文、エッセイ13編。書評や論評45編。学会、研究会における研究発表25。学術書、原典の翻訳２編。合計111編、発表25回であり、教員一人当たり１年に2.3編、0.5回ということになる。

以上を、前回４年分（2.2 編、0.4 回）と比較すると、わずかに増えている。しかし、

前回の統計のとり方と必ずしも同じではないので、前回とほとんど変わらないと言えよう。ただ、前回同様、個人的な相違が大きい。発表回数の少ない教員の多くは、学内行政にかなり多くの時間を割かれている。

改善のために必要なことは、何よりも研究時間の確保であろう。学内行政の負担の均等化、研修休暇制度の活用などにより、発表回数の少ない教員の数を少なくすることが重要である。ただし、学内行政担当期間は、一定期間継続するものである。したがって、４年間の研究成果発表状況だけで評価することはできない。

イ　国内外の学会での活動状況

国内では、多数の学会、研究会に、活発に参加・活動している。平成17(2005)年度には、本学で民事訴訟法学会が開催された。国際学会や諸外国の学会にも複数の教員が参加、発表しているが、活発とは言いがたい。

国際学会や諸外国の学会への参加をより促進する必要があろう。

ウ　当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況、エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

これまでのところ、本研究科として特筆すべき研究分野は定められていない。また、研究助成を得て行われる研究プログラムはない。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

これまでのところ、参加していない。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本学で、法学研究科と最も関係の深いのが「法学政治学研究所」である。同研究所は、法学部及び大学院法務研究科の教員を研究員とし、研究、紀要の刊行、資料及び文献の収集、研究会・講演会・公開講座の開催などを行っている。法学研究科の教員は法学部及び大学院法務研究科の教員による兼任であるから、研究所によるこれらの活動に参加している。

法学政治学研究所の活動の中では、公開講演会、公開講座の開催についてはほぼ定着し、学内外から一定の評価を得ている。それに対して、研究（支援）活動については、特に研究所としては行っていない。紀要の刊行は定期的に行われている。

研究所として、どのような研究（支援）活動を行うことができるかについて、他大学の

類似の研究所の活動などを参考にして、検討する必要があろう。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本研究科担当教員は、法学部又は大学院法務研究科に所属しているので、この項に関しては、それらの説明に譲る。本研究科独自の関係はない。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

法学研究科の専任教員には、一人年間 30 万円、非常勤教員には３万円の個人選書費が予算化されている。また、法学研究科全体には（図書）共通費として、専任教員一人当たり 30 万円、非常勤教員一人当たり 24 万円で計算した額が予算化されている。ちなみに、法学研究科の教員は全員が法学部教員による兼任であるので、法学部教員としての図書費（個人選書費 30 万円と学部図書共通費）も使うことができる。

図書購入以外の研究活動のための費用は、法学研究科の教員としてではなく、本学の教員として予算化される。一人年間 27 万円の個人研究費があり、さらに、定められた回数（学会参加２回、学会発表１回、資料収集１回、海外学会参加１回、海外学会発表１回）内での出張旅費の支給がある。

法学研究科については、現在の研究費、研究旅費の制度、金額でそれほど大きな問題は指摘されていない。現在の研究費、研究旅費で通常の研究活動に必要な基本的経費はほぼ充足できている。

これから私立大学が財政的にますます困難になる中で、現在の個人研究費、研究旅費の大幅な増額は極めて難しい。むしろ、現在の研究補助費全体をいかに維持し、有効に利用していくかが現実的問題である。また、個々の教員の現実的必要に応じた特別の研究費援助制度の充実が望まれる。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

法学研究科として特別の取り扱いはない。それゆえ、法学部の項を参照されたい。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間を確保する上で基本的に重要なことは、授業担当コマ数、学内行政関係時間とのバランスである。法学研究科の教員は全員が法学部教員による兼任であるが、大学院の授業は、担当義務コマ数（４コマ）には数えられていないので、大学院担当者の担当義務コマ数は、最小でも５コマである。

役職負担について見ると、法学研究科の主な役職としては研究科長、法律学専攻主任があるが、法学研究科のほとんどの教員は、法学部長、法律学科主任、情報システム部長などの大学の重要な役職に就いている。これらの役職はいずれも任期があるが、再任もめずらしくない。しかし、ほとんどの役職は最大６年までとなっており、役職によっては学部内の内規でその年数をさらに縮小している。

また、すべての教員は７年に１年の割合で研修休暇をとることができる。この休暇中は、授業負担と学内行政のすべての負担から解放される。しかし、この休暇を利用する教員は、必ずしも多くない。

法学研究科の教員の平均授業負担数は、ほぼ妥当な範囲内にあるが、社会人入学者の減少が背景にある。また、現在の社会人入学者が比較的時間の調整が可能であることにも助けられている。

役職負担の軽減のためには、負担の公平化が必要であるが、他方、形式的な公平化は、組織の円滑な活動を阻害する要因ともなり得る。本学で行われている役職負担公平化のためのさまざまなルールは、全体として見たとき、やむを得ないものであると言ってよい。

研修休暇の制度そのものは、望ましいものであるが、必ずしも活用されているとは言えない。

大学及び大学院の教員が教育活動、学内行政活動にかかわる時間はますます増え、研究時間を圧迫している。そうした中で研究時間を確保するには、教育的効果を損なわない程度でのカリキュラムの簡素化などが必要であろう。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

研修制度については、前述の研修休暇制度のほか、在外研究員制度がある。これらの制度については、本学全体にわたる制度なので、関係項目を参照されたい。

また、共同研究費の制度についても、本研究科独自のものはない。それゆえ、全学及び法学部の関係項目に譲る。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

法学部全体で見ると、平成 14 (2002) 年度～平成 18 (2006) 年度の５年間、申請数は 13 件（平均 2.6 件）であり、採択数は２件（平均 0.4 件）とあまり改善されていない。

科学研究費補助金申請と学内研究費補助を連動させた平成 16 (2004) 年には、申請数７件、採択数１件と一時的な改善が見られたが、その後再び減少している。法学という学問の性質もあって共同研究もあまり多くなく、法学部・法学研究科教員のほとんどは、科学研究費補助金に頼らなくとも、自分の研究を進めることができると考えているようである。

こうした状況を踏まえると、今後は、個人中心の研究から共同研究へ、しかもできるだけ学際的な研究へと目を向けるための対策が必要であると考えている。なお、平成

19(2007)年度科学研究補助金の申請数は、法学部３件（うち、本研究科教員２件）である。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

そのような制度は確立されていない。全学的な事項なので、その項に譲る。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性、イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

本研究科独自のものはなく、法学部として対応している。したがって、法学部の項目を参照されたい。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

特に学内的規制システムはない。問題があれば、法学研究科委員会などで対処する。

工学研究科

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

工学研究科における研究成果としては、教員・院生ともに先に示したように、活発な研究活動とともに、これに伴う発表活動をそれぞれが関係する学会等において行っている。教員の執筆論文は、別冊の「教育・研究業績」に詳しく記載されている。また、口頭発表の数値は正確に把握されないが、少なくとも院生による発表は全体で、平成16(2004)年から平成18(2006)年の間に約150件におよび、教員による活発な活動を裏付けるものと考えられる。このような数値は本学と同様の状況にある全国の他大学と充分に比し得るものであり、特に若い院生達に成果公表を奨励し経験をさせることは、今後の研究活動にとり重要となる。このために大学としては院生の学会発表に要する旅費については予算措置が行われている。

国公立等に比較し、教員一人当たりの講義時間数や講義における学生数の数などを考慮すれば、研究業績やこれに伴う院生の育成に関しては、前述のように相応の成果を上げているものと考えられる。しかしながら、これらの業績・指導育成に関しては組織全体でとらえたものであり、教員個々に見れば偏りがあることは否めない事実である。これには、成果・発表までのさまざまな要因も入ることになるだろうが、このことについては、学内における情報交換や施設の共有などをより有効に活かし、教員・院生に対するさらなる研究の活性化の呼びかけ行うことが必要である。

私立大学としての教育に関する基本方針が、ここ数年多くの時間と労力を費やし論議され、組織も内容もともに変革しつつある現時点において、将来に向けての更なる改善改革の方針を探る重要な時と言える。工学研究科としても積極的に教育に関する方針及びその成果に関する評価についても検討を重ねなければならない。この背後には、これまで以上に教員の研究に基づいた積極的な教育に関する関与と継続性、これに対する評価が必要となる。本学では研究旅費・学会費・学会旅費等に関しては配慮されており、研究費に関しても他大学と同様である。今後それらの更なる有効な活用について検討を行い、また、研究時間・指導時間などに関しても、その他の業務に関する検討も含めて、効率的に行うための見直しが必要となる。

イ　国内外の学会での活動状況

国内：学会発表、論文投稿はもとより、学会大会運営委員会・企画委員会に参画し学会の発展という形で学問技術の進歩と社会の発展に貢献・寄与することはもちろん、研究会・講演会の学内招聘にて、直接大学院生への学問的高揚のための刺激を与えるとともに、広く地域への技術学術の啓蒙に貢献している（別冊の「教育・研究業績」を参照のこと）。例えば、教員それぞれの専門分野の主たる学会にて、役職（評議員、委員長、編集委員会委員、論文査読員、大会委員、座長）などを務め、学術的に社会に多大に寄与している。

国外：国際的に著名な学会においても同様に、研究成果の発表を行うとともに、教員それぞれの専門分野の主たる学会において、役職（評議員、委員長、編集委員会委員、論文査読員、大会委員、座長）などで活躍している。

ウ　当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

多くの研究者、大学院生が関与する特筆すべき先端的研究分野として、①先端ロボット工学、②磁気応用技術、次世代移動通信用アンテナ技術、③ナノテクノロジーと先端材料、デバイス開発、④環境バイオテクノロジー（環境問題に対するDNA組替え技術の応用課題）などがあり、国内外との共同研究や多くの成果の発表が行われ、国際的にも高い評価を得ている。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

上記のとおり、現在多くの研究プロジェクトが行われ、また現在進行中である。さらに、平成18(2006)年4月には、文部科学省が私立大学等における研究基礎の整備、研究機能の高度化を図るため重点的に行う私立大学学術研究高度化推進事業の「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択された。「特殊環境下における外場誘起ナノデバイスの機能性発現および新材料の探索」を研究課題とし、関連する高性能装置が設置されている。装置の中には高精度電子ビーム描画装置、磁気力顕微鏡と原子間力顕微鏡が含まれ、平成20年度までにさらに装置が整備される予定である。

また、個々の教員による研究成果は、別冊の「教育・研究業績」に記載のとおりであり、多くの学術論文、国際学会報告、国内学会報告など、各専門分野の貴重な知的財産として残されている。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

工学研究科としての特別な取り扱いはない。それゆえ、工学部の項を参照されたい。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

工学部及び工学研究科が主に関係する附置研究所としては、「環境防災工学研究所」、「産学連携推進センター」、「ハイテク・リサーチ・センター」がある。これらの所員になるためには、工学部教員ならば本人の申し出により優先的に採択され、関連した研究・事業に参加できる。

イ　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

東京大学物性研究所、東北大学金属材料研究所、東北大学情報シナジーセンター等の大学共同利用機関を本学大学院担当教員及び大学院生は積極的に利用しており、多くの成果を上げている。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性、イ　教員個室等の教員研究室の整備状況、ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性、エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性、オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

工学研究科担当の専任教員は、工学部所属の専任教員による兼任であり、経常的な研究条件はすべて工学部としての取り扱いとなっている。それゆえ、工学部の項を参照されたい。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

工学研究科担当の専任教員は、工学部所属の専任教員による兼任である。それゆえ、工学部の項を参照されたい。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

経常研究費及び学内共同研究費は各専攻において院生の人数、前・後期別、研究の重要性、緊急性などを考慮し申請し、工学研究科及び全学大学院委員会を経て適切に配分、運用される。その取り扱いは各専攻により異なるが、例えば電気工学専攻では、平成18(2006)年度においては、教員の教育上の消耗品費2万円と指導担当の大学院生数に16万円を乗じた研究資金が配当されている。また、学部研究資金として教員当たり約80万円の研究費が割り当てられている。この中には、研究費用のほか、指導上の各種の経費も含まれるので、十分な研究資金とは言いがたいが、合わせて運用することにより、基礎研究は何とか実施できる。しかしながら、より実のある成果を出すためには、競争的研究資金の活用がどうしても避けて通れない。このためには、各種の研究資金に応募申請する必要がある。幸いなことに、教員の中には多くの外部資金を得て研究成果を出しているものも多く、今後も更なる拡充が望まれるところである。この意味で、デュアルサポートシステムは適切に機能していると言える。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

大学院では、現在研究論文・研究成果の公表を支援する措置として、国内・国外での学会発表のための旅費の支給が回数に制限があるものの実施されている。また、学会投稿論文の掲載費の支援がある。工学部あるいは工学研究科として、100万円を用意し、論文投稿料の補助としている。また、海外の場合は10万円の補助を行っている。しかしながら、その規模がまだ十分でなく今後更なる充実が必要である。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

工学部の項を参照されたい。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

工学部の項を参照されたい。

人間情報学研究科

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

本学では2年ごとに「研究業績」(平成 18[2006]年度より3年ごとに刊行する「教育・研究業績」に変更）を刊行し、発表した論文については、査読の有無、学術的成果かその他かに分類して記載している。記述は教養学部の学科ごとに掲載になっているが、各個人の名前の脇に大学院担当の有無も記載している。

イ　国内外の学会での活動状況

学会における研究発表の状況も「教育・研究業績」に記載している。国内、国外の別に記載されている。最近は国外での研究発表も増えている。記述は教養学部の全体となっているが、その中の大学院担当が「有」となっている者が大学院担当の者の成果である。学会活動状況は、学会の役職経験も含むものであるが、この業績集にはその欄がないので不明である。

ウ　当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

後期課程を修了し学位を多く出している分野は、生理学、スポーツ生理学、看護保健学（看護職者、看護対象者の研究）である。

エ　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

個人研究で科学研究費補助金等の助成を受けている者はあるが、研究科のスタッフが共同で申請して採択を受けている研究プログラムはない。

②研究における国際連携

ア　国際的な共同研究への参加状況

海外の研究施設に客員研究員として滞在したのを契機に、個人的に海外の研究者と共同研究を行っている者もあるようだが、組織としては把握できていない。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

ア　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

教養学部のこの項でも触れているように、関係する研究所として「人間情報学研究所」があるが、研究所の活動が紀要の発行や講演会の開催が主で、研究科がかかわる側面としては、研究紀要への投稿、査読と講演会の講師の推薦と講師を囲む座談会への参加が主なものである。研究所が核となって外部からの研究プロジェクトの受託とかが望まれるところであるが、実績を積まない限り可能性は少ないであろう。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

研究科ということではなく、本学専任教員には、一人年間 27 万円までの個人研究費が使用可能であり、研究旅費についても、定められた回数（学部、他研究科記述参照）内で出張旅費の支給がある。図書費として、学部教員として個人選書費 27 万円と大学院担当個人選書費がさらに 15 万円加算される。

院生の指導に関する費用は、担当する院生の数に応じて担当教員に配分される。

本研究科では、現在の研究費、研究旅費にそれほどの問題はないと思われる。現在の研究費、研究旅費で研究活動に必要な基本的経費はほぼ充足でき、それ以上に必要な場合には、文部科学省の科学研究費補助金や私学振興財団の補助金を申請してあてているからである。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

すべての教員が研究のための個室の使用が可能であり、平均 18 ㎡の使用可能面積がある。室内には備え付けの 1,000 冊以上収納可能な本棚があり、備品として机、椅子、電話があり、LAN 接続口が配線されている。ただし大学院担当教員とその他の教員で上記の件では差はない。

研究室の整備水準としては標準的と言えるのではないか。問題点をあげれば、研究室に

冷房の設備がないことである。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間を確保する上で重要なことは、授業担当の負担と学内行政の負担の軽減である。本研究科の教員は全員が学部教員による兼任であるから、これらの負担は両者の負担を合わせたものである。現在本研究科の教員は、学部の授業（週１回、通年で換算）を４つと大学院の授業を２年に１度半期の講義と指導学生を持つ場合の通年のゼミである。後期課程の学生の論文指導を担当する教員を除いては、負担の過重な負荷があるとは思えない。

学内行政については、他学部、研究科に比して教員数が多いので、これの負担も比較的軽いのであるが、極端な公平化は組織の円滑な活動を妨げる要因となるので、役職負担の公平化は難しいものがある。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究科独自ではなく、全学部構成員が７年に１度の研修休暇を取れる制度があるが、利用者はそれほど多くない。希望を出す前に、自分の休暇取得による不在時のさまざまな支障を同じユニットの仲間が協力してカバーしてくれることを取り付けねばならないからである。

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学の内部基金として東北学院個別・共同研究助成があり、法人によって運営されている。詳細は法学研究科に記載されているとおりである。

金額がもう少しアップし、採択件数が増やされれば有効度は増すものと思われる。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究補助金への申請と採択率は、教養学部の欄を参照されたい。採択件数の向上のためには申請件数を増やすことが先決であり、科学研究費補助金の申請者で採択がならなかった者には、新規にパソコンが与えられたり、学内の研究補助金申請の要件として、応募者が増えるようにインセンティブを用いている。その効果はわずかではあるが上がっているようである。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

ア　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文・研究成果の公表を支援する措置はない。

イ　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究成果の発信や受信にインターネットが利用できるが、ホームページの作成やコンテンツの準備は教員個人に任されており、利用は受信主体のである。受信についても、オンラインジャーナルについては、契約件数が少ないため利用は限られている。

Web を介して研究成果を発表するには、Web 公開作業を担当できるようになる研修を受ける必要があり、教員だけでなく事務職員の協力が欠かされないが、あまり進んでいない。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

動物実験、被験者が人間の実験、面接調査を必要とする分野で、学会誌の投稿に学内の倫理審査委員会の承認を求められる機会が増えているので、研究科内に研究倫理委員会を設置し、審査にあたっている。

法務研究科

(1)研究活動

①研究活動

ア　論文等研究成果の発表状況

法務研究科は設置第３年度をむかえているが、教育が多忙であることも影響してか、所属専任教員の研究成果発表は必ずしも活発とは言えない。ただし、執筆資格を持つ学内紀要２誌（「東北学院法学」62 号から 65 号まで、及び「東北学院大学法学政治学研究所紀要」12 号から 14 号まで）の範囲だけでも、学術的翻訳を含めて、13 本の作品が公にされている。

イ　国内外の学会での活動状況

法務研究科にあっても、所属教員はそれぞれ複数の学会に所属し活動している。

ウ　当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

いずれも個人研究であるが、守屋克彦教授による小年法研究、渡邉泰彦助教授による両性パートナー研究は特筆すべきものである。

②研究における国際連携

法務研究科として記載すべき事項なし。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

法務研究科として記載すべき事項なし。

(2)研究環境

①経常的な研究条件の整備

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

担当授業の総時間数を適性に抑える努力が適切になされている。なお、直接の教育活動だけでなく、組織運営のためにも多くの時間を費やさざるを得ず、事務サポートの体制強化がぜひとも必要であるが、なおそうした強化は実現していない。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

法務研究科教員に対しても適用される形で在外研修や研修休暇の制度は適切に整備されている。しかし、同研究科の教育活動の密度が特別に高いことなどの事情を考慮すると、こうした事情に対応して制度に手を加えることが望まれる。

②競争的な研究環境創出のための措置

ア　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

法務研究科教員による科学研究費補助金等の申請及び採択はいずれも不十分な状況である。

イ　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

法務研究科に特有の事項はない。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

法務研究科に特有の事項はない。

④倫理面からの研究条件の整備

ア　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性

法務研究科にあっては、学生が弁護士事務所で実際の法律相談に同席する機会があることから、厳重な秘密保持の必要性を事前に教育するとともに、責任体制についても明確にしている。

Ⅷ. 施設・設備等

Ⅷ. 施設・設備等

１．大学・学部における施設・設備等

大学全体

（1）施設・設備等の整備

ア　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

①全学について

大学校地は、土樋キャンパスが 42,488.55 ㎡、多賀城キャンパスが 175,108.95 ㎡、泉キャンパスが 270.396.33 ㎡、合計で 487,993.83 ㎡となり、大学設置基準上の必要校地面積 100,890.00㎡を十分に満たしている。校舎等の面積は、３キャンパス合計で 175,454.18 ㎡であり、大学設置基準上の必要校舎面積 52,551.21 ㎡を十分に満たしている。

校地は、大学が教育研究条件の整備と改善・充実を進める上での基本的条件である。校地不足のため、昭和 40（1965）年に泉町（現在の仙台市泉区）の山林を取得し、昭和 63（1988）年に泉キャンパスとして、文学部・経済学部・法学部の１・２年生及び教養学部を対象に開校した。多賀城キャンパスは、昭和 37（1962）年に多賀城市の中心部に工学部として開校し、校地北側の隣接地の購入や校地南側一部の売却など経て現在の校地となった。泉キャンパス及び多賀城キャンパスともに丘陵地にあって、豊かな自然に恵まれた環境にある。土樋キャンパスは仙台市の中心にあり、交通の便利さにおいて学生の通学には最良の立地条件を満たしている。上述のように本学の校地、校舎ともに大学設置基準を十分に満足している。詳細は大学基礎データの表 36 を参照されたい。

②学部について

文学部・経済学部・法学部の１・２年生と教養学部を擁する泉キャンパスは、交通の利便性については十分とは言えないが、十分な校地面積を有し、教育環境の良い丘陵地に立地している。また開設して間もないため、施設・設備ともに基本的には充実している。しかし、いくつかの問題点もある。第一に、教室については、経済学部、法学部で行われる大人数（400～600 名）の講義のための大教室がかなり不足しており、毎年、時間割調整に苦労している。また、演習のための小教室も不足ぎみである。第二に、学生用のロッカーが少ないことがあげられる。１年単位で貸し出すロッカーはあるが、数は多くなく、一時的に使用できるロッカーもない。法学部の六法など重い教材を携行する学生からは、改善を求める声があがっている。

文学部・経済学部・法学部の３・４年生と夜間主コースを擁する土樋キャンパスは、広瀬川の辺、仙台市の中心部に十分な校地を有し、交通の利便性は最適と思われる。教育目

的実現のための更なる施設・設備の整備については、毎年、最新の機器・装置を整備し、質・量ともに一層の充実を図っている。また、学科によっては、学生の共同学習、自習などを促進するため、教育合同研究室を設置し、この研究室をより使いやすいものにするため、今後機器の配備など施設の拡充を計画している。しかし、現状では、すべての学科で教員相互、教員と学生の日常的な交流が可能な共同研究室を持っておらず、コミュニケーションを確保するための環境が不十分であり、今後改善する必要がある。また、教室は大・中・小の教室があるが、500 名規模の大講義室では、板書ではよく見えないので教員は工夫をしてプリント等を配付している。教室内に複数設置されるテレビモニター等の設備が望まれるところである。また、教室の数が不足しており、毎年の時間割調整において苦労の種になっている。教室数の不足がより深刻なのは、演習用の小教室であり、演習授業が多い時間帯には、設備の悪い教室や、演習には適さない普通教室を使わざるをえないこともあり、改善が求められる。

工学部を擁する多賀城キャンパスは、交通の便の良い多賀城市の中央部に位置し、教育環境の良い広大な敷地面積を有している。施設は一部老朽化が進んでいるため、新講義棟等の整備が望まれる。工学部各学科にはこれまで長年にわたり大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備である講義室、実験室、製図室、解析室、情報処理演習室と情報処理設備、機械工場や図書館などが適切に整備されてきた。最近の整備の例として、平成 18 (2006) 年４月から運用が開始された「工学基礎教育センター」があげられる。このセンターは最近の入学生の基礎学力の低下状況を直視し、入学時に不足している、特に数学や物理などの基礎学力を補強する目的で設置されたものである。建物の内部は２階の中心にセンターのスタッフルームを置き、グループ指導室、個人指導室、学生ラウンジ及び大中の講義室から構成されている。工学部の専任教員、大学の退職教員、高校の退職教員など、数学と物理の担当者各１名が常時待機し、放課後（17 時半以降）も 19 時過ぎまで相談に応じている。開設以来多くの学生が学習支援（具体的な問題に対する解答指導）及び学習相談（勉強に関する悩みなどに応じる）でセンターを訪れており、その６割は物理学の質問者であった。

３キャンパスに共通して、キリスト教教育による人格形成と有能な人材を育成し、世界文化の創造と人類の福祉に寄与する目的に合致した施設・設備の整備に、特に力を注いでいる。校舎等の施設・設備については、大学としての年次計画により、空調設備の整備や耐震補強工事等の施設・設備の整備・保全にあたっている。教室内の設備については、情報コンセントの整備や視聴覚機器等の各種機材の整備に着手している。問題は、住宅街にあるため、バイク通学による騒音・違法駐車などの地域住民への迷惑行為などがあげられ、対応に苦慮していることである。

イ　教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

①全学について

本学の土樋キャンパス、多賀城キャンパス、泉キャンパスのそれぞれに情報処理センターが設置されており、教育・研究活動を支援している。従来から３キャンパス独自にコンピュータシステムを構築し、リテラシー教育、文系教育、理系教育、IT 専門教育を行いそ

れぞれの特徴を持たせていた。

最近の急速な IT 化の波は教育現場にも押し寄せ、教育へのインターネットの活用などグローバル化が進み、従来にはなかった機能が要求されるようになった。これに伴い、平成 16 (2004) 年４月には、３キャンパス同時に新しいシステムに更新し、従来の各センターの特徴を残しながらも、一つの情報処理センターと認識できるようなシステムを構築した。利用者においては、どのキャンパスの情報処理センターにおいても同じザービスが受けられるようになった。サーバーに保存したファイル類も、どのキャンパスからも参照・保存ができるようになり、電子メールについても全く同じ操作で送受信ができるようになった。

現在、３キャンパス合せて約 800 台のパソコンが設置されているが、学生の利用頻度が年々上昇しており、情報処理センターで講義がある時間帯によっては講義以外に自由に使用できるパソコンを確保できない場合も生じていたため、平成 18 (2006) 年度より学内に無線 LAN を構築して学生が自分のパソコンを利用できるようにするなど、ネットワークの充実が図られた。

上述のように、本学における、教育の用に供する情報処理機器などは、世の中に現状にそれほど遅れをとることなく比較的適切に整備されていると考えられる。本学における教育の用に供する情報処理機器の配備状況は、それぞれのキャンパスによって、また学部によって多少状況が異なっている。全学的に、入学学生数が変動した場合などでは、時間割による対応を図るため、情報処理室や機器の不足が生じ、同一科目でありながら同一レベルの環境で教育が行われない可能性がある。学校経営と教育の兼ね合いの問題でもあるが、情報処理設備の設置台数を超えて入学学生数が多くなった場合には、これに対応した弾力的な予算配置を講じることができるようなシステムについての検討が必要である。

②学部について

文学部・経済学部・法学部において、コンピュータを使った授業を行う場合には、情報処理センターの教室及びオーディオ・ヴィジュアル教室を利用している。土樋キャンパスのオーディオ・ヴィジュアル教室は平成 19 (2007) 年度に機器の入れ替えを行って、最新の英語教育実践に対応できるよう準備を進められている。情報処理センターは各種ソフトウェアが充実しているが、端末の台数が学部の学生数を十分にカバーできていないのが現状である。さらに、インターネット利用の講義の増加に伴い、プロジェクターが不足していることもあるので、今後無線 LAN の利用も含めてより一層情報教育の充実を図る必要がある。

工学部における情報処理機器は４年ごとに更新されて比較的良く整備されており、情報機器自体の配備状況にほとんど問題はない。平成 18 (2006) 年度から無線 LAN も始まっており、配備状況のレベルにも大きな問題は見当たらない。しかしながら、大学入試において、年度によっては入学生が予想を大きく超える場合も少なくなく、情報処理演習室の情報処理設備の設置台数を超えて学生を受け入れなければならない状況が発生しており、対応に苦慮し、時間割等の対応で何とかしのいでいる現状である。このほかにも、設計作業にコンピュータを利用することが増えてきたことから、環境建設工学科が平成 18 (2006) 年に CAD 室を設け、外部資金により教育用情報処理機器を配備している。しかしながら、この場合の機器更新の費用については、適切な予算措置がないために定期的な機器更新が行え

ないなどの問題がある。

ウ　社会へ開放される施設・設備の整備状況

①全学について

大学は、地域社会への貢献の一つとして施設・設備の開放が求められている。本学は、原則的に、大学の施設・設備を地域社会に開放している。例えば、各種学会や会合、研修会、講習会、講演会などに教室を（有料だが）開放している。また、運動施設の開放、工学部の試験・実験装置の開放も行っている。

②学部について

泉キャンパスの施設・設備は比較的良く整備されている。泉キャンパスの体育館は、従来から広く社会に開放され、各種競技会などに使用されてきた。なお、体育館以外で地域住民に大学の施設を開放した実績はなく、早急に規程等を整備する必要がある。土樋キャンパスの文、経、法学部には学部に所属する施設で開放に供する施設はない。

多賀城キャンパスでは、「産学連携推進センター」の活動の一環として、実際の管理責任者である教員の了解が得られた機器に関して、規程に沿って約60機種を学外の利用希望者に開放している。しかしながら、現実にはほとんど利用されていないのが現状である。理由としては、広報が不十分であり、また利用規程が煩雑であることがあげられる。また、当然ではあるが研究が優先であるという主張により、実際には学外の人間が全く利用できない機器もかなりの数にのぼる。

学内の高額機器を学外の人間が使用するのであるから、規程が煩雑になることはやむを得ない面もあるが、もう少し利用しやすい規程の整備が望まれる。

エ　記念施設・保存建物の保存・活用の状況

全学的には土樋キャンパスに、本館、礼拝堂、シップル館など記念施設として保存・活用すべき建物があり、仙台市民にも広く知られている。

工学部には、以前、保存されるべきと思われる建物が存在したが取り壊され、現在は記念施設・保存建物等はない。

(2)キャンパス・アメニティ等

ア　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

①全学について

キャンパス・アメニティとは、キャンパスにおける学生（広くは教職員も含めて）の学習環境、生活環境をいい、その整備・充実が大学においてかなり重要な要素であることは言うまでもない。本学では、こうした環境整備に関して、総務担当副学長を中心とする施設拡充委員会において全学的コンセンサスを得ながらその充実に努力している。

そのために、各部門からさまざまな形で学内環境整備に関しての意見集約を行っている。まず、教学部門に直接的責任を持つ学部長会と財政専門委員会の委員である各部長から意見の聴取を行っている。また、キャンパスが分散していることから、多賀城キャンパス、泉キャンパスにおいては、各キャンパスの総務部次長が責任者となり意見を取りまとめ、土樋キャンパスにおいては学生部及び施設部が意見の集約を行っている。学生からの意見は、学生団体である学生会常任委員会から提出され、大学との合同協議会において協議されている。

こうした意見の集約後に原案が作成され、施設拡充委員会においてそれぞれの必要性を総合的に勘案して多方面からの検討が加えられ、当年度に実施すべきものと次年度に予算措置を講じて実施すべきものとに区分・決定され、実現が図られることになっている。特に財政的、技術的検討を要する問題に関しては、小委員会が設置され詳細な検討が行われることになっている。このような手続きを経て実施されたものに全教室への冷房施設の導入や学内夜間照明の増設などがある。平成19(2007)年度実施予定のものに学生用掲示板の移設、オープンスペースの設置と周辺へのテーブルやベンチの設置、より多くの植栽、泉キャンパスのコミュニティセンター周辺への憩いの場の新設などがある。

なお、この点は、目下、「若人の心を育てる大学」として、「入りたくなる大学」、「来ると楽しい大学」、「居たい大学」を創造するために、周辺の環境と調和的にキャンパス環境の充実を今後とも積極的に進めるための施策を構想している。

②学部について

工学部においては、教員室と特定の実験室を除く実験室以外の空調は順次整備され、蒸し暑い時期に行われている定期試験における劣悪な環境も改善が進んでいる。また、新設の工学基礎教育センター内に作られた学生ラウンジは好評で、毎日多くの学生で賑わっている。工学部学生委員会と協力して取り組んでいる分煙問題については、キャンパス内での禁煙区域が徐々に広がっており、さらに分煙が徹底すれば受動喫煙の被害、吸い殻の散らかりなどがなくなるであろう。ゴミの分別収集も行われているが、現状では徹底が図られていない。殺風景な石畳をやめ植栽を増やしており、環境の整備に努めている。また、守衛がいない門に自転車、バイク進入止めを設け、人間の通行可能とし近隣の住民の通行を可能とした。

キャンパス・アメニティの形成・支援は徐々にではあるが進んでおり、特に植栽を増やし環境整備を行っていることは評価される。分煙の進行状況は徹底されるまでには至っていないが、徐々に浸透している。また、車などの進入止めがあるとはいえ、門を開放したことは近隣住民への配慮として評価できる。

このようにキャンパス・アメニティの重要性が認識され、平成18(2006)年度も比較的多くの予算処置が行われたことは評価できると考える。しかしながら、キャンパス・アメニティは学生や教職員にとっても重要な問題であり、これに関連した構想については十分な説明が必要である。また、キャンパス・アメニティの推進に学生や教職員の意見が反映されるようにすることについても検討が望まれる。

イ　「学生のための生活の場」の整備状況

学生のための生活の場として取りあげられるべき代表的なものには、例えば、食堂、駐輪場などの学生の福利厚生面のための施設、体育館や部室などの課外活動関連施設や学生ラウンジなどの学生の憩いの場などがある。これらの学生生活の場の整備は、工学部学生を代表する工学部学生委員会代表との「合同協議会」などにおいて要望のあった事項をできる限り実現する努力をしている。その一つとして、新築された工学基礎教育センター内に学生ラウンジを設け、十分ではないが学内における学生の生活の場を確保している。

現状においては、個々の整備は比較的進んでいるように思えるが、学生食堂、工学基礎教育センター内の学生ラウンジ、喫煙場所など学生が多く集まる場所が分散していることから、学生が用事を済ますための移動距離が長くなっている。工学部学生委員会代表との「合同協議会」で出される意見は、早急な改善を要する要望が比較的多いことから、大学側は将来構想に基づく具体的な提案を学生側に行うことが必要であると考えられる。

現在分散している学生のための生活の場が一箇所に集約されることは、学生にとっても望ましいことではあるが、多くの経費を要することになる。学生のための憩いの場と教育の場を隣接させて学生の移動距離の短縮化を図りながら、学生がリラックスした時間を過ごせる憩いの場と勉学や研究に集中できる教育研究の場が適切に分離し、融合したキャンパスの将来構想についてこれまでの経験に基づく検討が行われることを期待している。

ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況

大学周辺の「環境」への配慮については、教員研究施設などは騒音防止、公害物質・薬品など廃棄処分の適正化、さらに環境建設工学科における建設材料や地盤系の試験廃材に対してはストックヤードの設置などにより住民に迷惑をかけないような対策がとられてきた。このほかにも、大学周辺の「環境」に問題が生じた際には、適宜対処し、解決が図られてきた。しかしながら、学生の違法駐車は、解決が進まない問題であり、今後の重要課題であると考えられる。

大学周辺の「環境」への配慮は今後も継続して注意を払わなければならない問題であることは認識が進んでいると考えられる。

(3)利用上の配慮

ア　施設・設備面における障害者への配慮の状況

多賀城キャンパスには工学部が設立された比較的早い時期に建設された建物も多く、施設・設備面における障害者への配慮はそれらの建物ではほとんどなされていない。しかしながら、近年建設された１、２号館ではエレベーターが設備され、障害者への利便が図られている。特に、学生が実験や情報処理演習等で利用する２号館にはエレベーターが設置されており、また安全衛生関連施設についても専用のものが備え付けられている。また、新設された工学基礎教育センターには教室内に車いす用スペース、エレベーターや衛生関連施設も整備されており、障害者を持った学生も快適に学習できるような配慮がなされて

いる。さらに、各学科の専門科目の実験実習、セミナー、卒業研究では、大型装置から小型機器類まで種々な機材を使用することもあり、特に誤操作や不注意による事故の発生の防止に努めた配慮がなされている。

最近建設された一部の建物を除き、多賀城キャンパスには建物や施設・設備では障害者への配慮がほとんどなされていない状況である。しかしながら、このような配慮は時代の要請でもあり、できるだけ早い時期に改善のための検討に着手すべきであると考える。

イ　各施設の利用時間に対する配慮の状況

土樋キャンパスにおいては、施設の利用可能時間が延長され、教員研究室は午後 10 時 45 分まで使用できるようになった。また、法務研究科学生の自習室は、基本的には教員研究室と同じ利用時間だが、研究科の性格に鑑み、法務研究科長に申請して延長利用者名簿に登録した者は、日曜日の午前や大学の行事で利用が制限される期間を除き、利用時間に制限を受けないこととなった（ただし、入館時刻は午後 11 時までとなっている）。学部学生が頻繁に利用する中央図書館も、利用時間を若干遅くまで延長し、学生の学習の便を図っている。

泉キャンパスの施設利用規程によれば、21 時を超えて施設を利用する場合には、あらかじめ届ける必要がある。しかし、実験などではすべて計画どおりとは行かない場合もある。届け出を要する時間を繰り下げる、あるいはあらかじめ届け出ている教員、学生であればその都度の届け出を免除するなどの簡略化が望ましい。

なお、泉キャンパス図書館は、授業開始時間よりも前の時間帯には利用できないため、学生会を通して、授業時間前の一部教室開放の要望があった。早朝に勉強する場所を確保してほしいという「模範的な」要望であることから、年度ごとに開放される教室は変わるもの、1 時間目開始前に、学生の学習用に一部の教室が開放されることとなった。

多賀城キャンパスの図書館は８時 30 分に開館し、工学部学生が講義を終えたあとにも学習や、レポート作成のための文献調査に利用できるようにとの配慮から 20 時まで利用が可能である。また、４年生が卒業研究に使用する実験室や解析室は通常は７時 30 分から 20 時まで使用可能である。20 時以降並びに日曜・祝日・休日の使用についても、学生が工学部時間外施設使用許可願を提出して許可を受ければ可能である。図書館の開館時間を 20 時にまで延長したことは、学生の勉学意欲を大切にするという意味でも適切である。また、時間外の実験室や解析室の使用については、学生が使用届を提出した場合に許可されているが、これは、教員からの強制でなく、学生が自主的に時間外に実験室や解析室の利用を希望しているのを確認するという意味もある。卒業研究の実験の最盛期や取りまとめの時期には、時間の制約をなくしてほしいとの声もある。しかしながら、使用許可願を提出することにより施設の利用は可能であり、むしろ学生が計画的に、集中して研究活動を行うことから利用時間の制約及び必要とする手続きも適切であると考えられる。

(4)組織・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

本学の施設・設備等の維持・管理については、施設部施設課の各キャンパス管財係が管轄しているが、最終的には本部の施設部が維持・管理を行うシステムとなっている。また、実際の保守・点検整備・警備のほとんどは学外専門業者との業務委託及び保守契約により実施している。施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況については、教員や学生にはほとんど周知されていないと考えられる。一方、安全管理については、工学部には「工学部安全マニュアル」がある。このほかにも、組換えDNA実験安全管理規程、組換えDNA実験安全委員会規程、同細則、同内規などの諸規程、工学部放射線障害予防規程（3.7ギガベクレル以下の密封線源を使用）、工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程等が整備されている。

問題点としては、施設・設備等を利用するには、多数の担当者の許可が必要であることがあげられる。したがって、手続きをより簡素化するために、管理のシステムを単純化し、それに応じて責任の所在を明確にすることも必要である。

イ　施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

どのキャンパスでも、正門には外部委託の警備員を配置し、車で来学する人のチェックは行われているが、徒歩の人は自由に入構することができる。また、学内を外部委託の清掃会社の担当者が日中巡回し清掃しているので、一定水準の衛生は保たれている。

基本的な施設・設備の衛生・安全は上記の警備員及び清掃担当者により保たれているが、各建物は入退館を、（法務研究科を除いて）オンラインの管理システムで管理していないことから、休日における入退館が煩雑である。

キャンパスの安全と近隣地区の住民への解放を考えた場合には、現在のようにキャンパス全体を塀で囲い、門でチェックを行う体制は社会の現状から考えると次第に困難になると考えられる。したがって、基本的には建物ごとの安全を考えたシステム、例えばカード入館システム等の導入などを検討する必要がある。

文学部

（1）施設・設備等の整備

ア　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

英文学科

英語運用能力伸長を目指した英語コミュニケーション系の科目の多くはオーディオ・ヴィジュアルセンターの視聴覚教室を利用して行っている。英文学科が基盤を置く土樋キャンパスのオーディオ・ヴィジュアル教室は平成19(2007)年度に機器の入れ替えを行って、最新の英語教育実践に対応できるよう準備を進められている。

英文学科所属学生の共同学習、自習などを促進するため、英語教育合同研究室を設置している。この研究室をより使いやすいものにするため、今後機器の配備など施設の拡充を計画している。

キリスト教学科

神学教育がその目的を達成するためには、学生同士、あるは学生と教員のコミュニケーションの充実が不可欠である。学問的なレベルでの交流はもちろん、日常的なレベルでの交わりも無視できない。神学教育の歴史は学生と教師の交わりの歴史でもあった。それゆえ本学科ではその創設時から、学生も教員も自由に使える共同研究室のような設備の重要性を訴えてきたが、いまだ実現していない。

歴史学科

教育研究目的を実現するための施設としては個人研究室、東北文化研究所、全学共用の図書館等がある。

現状では教員相互、教員と学生の日常的な交流が可能な共同研究室を持っておらず、コミュニケーションを確保するための環境が不十分であり、今後改善したい。また、学科として文書、考古資料、民俗資料を所蔵しており、大学博物館の設置が必要と考えている。

イ　教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

英文学科

各教員研究室へのパソコン配置は、順次実施されてきている。コンピュータを使った授業を行う場合には、情報処理センターの教室及びオーディオ・ヴィジュアル教室を利用している。

キリスト教学科・歴史学科

学科独自には配備しておらず、全学的に土樋、多賀城、泉の各キャンパスに教育用の情報機器が設置されている。

ウ　社会へ開放される施設・設備の整備状況

常時社会に開放される施設、設備を文学部としては保有していない。

エ　記念施設・保存建物の保存・活用の状況

全学的には土樋キャンパス内に、シップル館、本館、礼拝堂など記念施設として保存・活用すべき建物がある。文学部としてはそのような施設を独自に保有していない。

経済学部

(1)施設・設備等の整備

ア　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、イ　教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

経済学部の授業は主として教室、演習室、情報設備室を利用することになる。教室は大・中・小の講義室があるが、大講義室では、500 名程の受講生があり、板書ではよく見えないので教員は工夫をしてプリント等を配付している。教室内に複数設置されるテレビモニター等の設備が望まれるところである。なお、教室、演習室にはほぼ冷暖房が完備している。また情報教育に関しては、情報処理センター、会計・OA 実習室及び情報機器が設置されている教室において、各グループに分かれて授業が行われている。情報処理センターは各種ソフトウェアが充実しているが、端末の台数が経済学部の学生数を十分にカバーできていないのが現状である。さらに、インターネット利用の講義の増加に伴い、プロジェクターが不足していることもあるので、今後無線 LAN の利用も含めてより一層情報教育の充実を図る必要がある。

法学部

(1)施設・設備等の整備

ア　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、イ　教育の用に供する情報処理機器などの配備状況、ウ　社会へ開放される施設・設備の整備状況、エ　記念施設・保存建物の保存・活用の状況

本学部として付け加えることはない。

(2)キャンパス・アメニティ等

ア　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況、イ　「学生のための生活の場」の整備状況、ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況

全学の記述に本学部として付け加えることはない。

(3)利用上の配慮

ア　施設・設備面における障害者への配慮の状況、イ　各施設の利用時間に対する配慮の状況

本学部として付け加えることはない。

(4)組織・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況、イ　施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

本学部として付け加えることはない。

工学部

(1)施設・設備等の整備

ア　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

工学部各学科にはこれまで長年にわたり大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備である講義室、実験室、製図室、解析室、情報処理演習室と情報処理設備、工場や図書館などが適切に整備されてきた。最近の整備の例として、平成18(2006)年4月から運用が開始された「工学基礎教育センター」があげられる。このセンターは最近の入学生の基礎学力の低下状況を直視し、入学時に不足している、特に数学や物理などの基礎学力を補強する目的で設置されたものである。建物の内部は2階の中心にセンターのスタッフルームを置き、グループ指導室、個人指導室、学生ラウンジ及び大中の講義室から構成されている。工学部の専任教員、大学の退職教員、高校の退職教員など、数学と物理の担当者各1名が常時待機し、放課後（17時半以降）も19時過ぎまで相談に応じている。開設以来多くの学生が学習支援（具体的な問題に対する解答指導）及び学習相談（勉強に関する悩みなどに応じる）でセンターを訪れており、その6割は物理学の質問者であった。

工学部各学科には大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備が適切に整備されてきた。最も新しく整備された工学基礎教育センターは大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設として適切であると考えられる。しかしながら、ハード面では(吹き抜けなど、教育施設としては無駄なスペースはあるが）適切な施設であるが、工学基礎教育センターをより有効に機能させるためには、この施設を多くの学生が利用するようなソフト面からの方策を探ることが急務であると考えられる。

イ　教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

全体的に見れば、工学部における情報処理機器は比較的良く整備されており、5年ごとの更新ではあるが、情報機器自体の配備状況にほとんど問題はない。無線LANの試用も始

まっており、配備状況のレベルにも大きな問題は見当たらない。しかしながら、大学入試において、年度によっては入学生が予想を大きく超える場合も少なくなく、情報処理演習室の情報処理設備の設置台数を超えて学生を受け入れなければならない状況が発生しており、対応に苦慮し、時間割等の対応で何とかしのいでいる現状である。このほかにも、設計作業にコンピュータを利用することが増えてきたことから、環境建設工学科が平成18(2006)年にCAD室を設け、外部資金により教育用情報処理機器を配備している。しかしながら、この場合の機器更新の費用については、適切な予算措置がないために定期的な機器更新が行えないなどの問題がある。

教育の用に供する情報処理機器などは、世の中に現状にそれほど遅れをとることなく比較的適切に整備されていると考えられる。しかしながら、前述したように、入学学生数によっては、時間割による対応を図るため、学生の学年が異なる場合には同一科目でありながら同一レベルの環境で教育が行われない可能性がある。また、環境建設工学科では外部資金によりCAD室に教育用情報処理機器を配備したが、更新費用についての適切な予算措置がないために、定期的な機器更新が行えない問題がある。

学校経営と教育の兼ね合いの問題でもあるが、情報処理設備の設置台数を超えて入学学生数が多くなった場合には、これに対応した弾力的な予算配置を講じることができるようなシステムについての検討が必要である。

ウ　社会へ開放される施設・設備の整備状況

「産学連携推進センター」の活動の一環として、実際の管理責任者である教員の了解が得られた機器に関して、規程に沿って約60機種を学外の利用希望者に開放している。しかしながら、現実にはほとんど利用されていないのが現状である。理由としては、広報が不十分であり、また利用規程が煩雑であることがあげられる。また、当然ではあるが研究が優先であるという主張により、実際には学外の人間が全く利用できない機器もかなりの数にのぼる。

エ　記念施設・保存建物の保存・活用の状況

以前には、保存されるべきと思われる建物が存在したが、取り壊され、現在は記念施設・保存建物等はないと思われる。

(2)キャンパス・アメニティ等

ア　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

工学部においては、教員室と特定の実験室を除く実験室以外の空調は順次整備され、蒸し暑い時期に行われている定期試験における劣悪な環境も改善が進んでいる。また、新設の工学基礎教育センター内に作られた学生ラウンジは好評で、毎日多くの学生で賑わっている。工学部学生委員会と協力して取り組んでいる分煙問題については、キャンパス内で

の禁煙区域が徐々に広がっており、さらに分煙が徹底すれば受動喫煙の被害、吸い殻の散らかりなどがなくなるであろう。ゴミの分別収集も行われているが、現状では徹底が図られていない。殺風景な石畳をやめ植栽を増やしており、環境の整備に努めている。また、守衛がいない門に自転車、バイク進入止めを設け、人間の通行可能とし近隣の住民の通行を可能とした。

キャンパス・アメニティの形成・支援は徐々にではあるが進んでおり、特に植栽を増やし環境整備を行っていることは評価される。分煙の進行状況は徹底されるまでには至っていないが、徐々に浸透している。また、車などの進入止めがあるとはいえ、門を開放したことは近隣住民への配慮として評価できる。

このようにキャンパス・アメニティの重要性が認識され、平成18(2006)年度も比較的多くの予算処置が行われたことは評価できると考える。しかしながら、キャンパス・アメニティは学生や教職員にとっても重要な問題であり、これに関連した構想については十分な説明が必要である。また、キャンパス・アメニティの推進に学生や教職員の意見が反映されるようにすることについても検討が望まれる。

イ　「学生のための生活の場」の整備状況

学生のための生活の場として取りあげられるべき代表的なものには、例えば、食堂、駐輪場などの学生の福利厚生面のための施設、体育館や部室などの課外活動関連施設や学生ラウンジなどの学生の憩いの場などがある。これらの学生生活の場の整備は、工学部学生を代表する工学部学生委員会代表との「合同協議会」などにおいて要望のあった事項をできる限り実現する努力をしている。その一つとして、新築された基礎教育センター内に学生ラウンジを設け、十分ではないが学内における学生の生活の場を確保している。

現状においては、個々の整備は比較的進んでいるように思えるが、学生食堂、工学基礎教育センター内の学生ラウンジ、喫煙場所など学生が多く集まる場所が分散していることから、学生が用事を済ますための移動距離が長くなっている。工学部学生委員会代表との「合同協議会」で出される意見は、早急な改善を要する要望が比較的多いことから、大学側は将来構想に基づく具体的な提案を学生側に行うことが必要であると考えられる。

現在分散している学生のための生活の場が一箇所に集約されることは、学生にとっても望ましいことではあるが、多くの経費を要することになる。学生のための憩いの場と教育の場を隣接させて学生の移動距離の短縮化を図りながら、学生がリラックスした時間を過ごせる憩いの場と勉学や研究に集中できる教育研究の場が適切に分離し、融合したキャンパスの将来構想についてこれまでの経験に基づく検討が行われることを期待している。

ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況

大学周辺の「環境」への配慮については、教員研究施設などは騒音防止、公害物質・薬品など廃棄処分の適正化、さらに環境建設工学科における建設材料や地盤系の試験廃材に対してはストックヤードの設置などにより住民に迷惑をかけないような対策がとられてきた。このほかにも、大学周辺の「環境」に問題が生じた際には、適宜対処し、解決が図ら

れてきた。しかしながら、学生の違法駐車は、解決が進まない問題であり、今後の重要課題であると考えられる。

大学周辺の「環境」への配慮は今後も継続して注意を払わなければならない問題であることは認識が進んでいると考えられる。

(3)利用上の配慮

ア　施設・設備面における障害者への配慮の状況

多賀城キャンパスには工学部が設立された比較的早い時期に建設された建物も多く、施設・設備面における障害者への配慮はそれらの建物ではほとんどなされていない。しかしながら、近年建設された１、２号館ではエレベーターが設備され、障害者への利便が図られている。特に、学生が実験や情報処理演習等で利用する２号館には複数のエレベーターが設置されており、また安全衛生関連施設についても専用のものが備え付けられている。また、新設された工学基礎教育センターには教室内に車いす用スペース、エレベーターや衛生関連施設も整備されており、障害者を持った学生も快適に学習できるような配慮がなされている。さらに、各学科の専門科目の実験実習、セミナー、卒業研究では、大型装置から小型機器類まで種々な機材を使用することもあり、特に誤操作や不注意による事故の発生の防止に努めた配慮がなされている。

最近建設された一部の建物を除き、多賀城キャンパスには建物や施設・設備では障害者への配慮がほとんどなされていない状況である。しかしながら、このような配慮は時代の要請でもあり、できるだけ早い時期に改善のための検討に着手すべきであると考える。

イ　各施設の利用時間に対する配慮の状況

多賀城キャンパス図書館は８時 30 分に開館し、工学部学生が講義を終えたあとにも学習や、レポート作成のための文献調査に利用できるようにとの配慮から 20 時まで利用が可能である。また、４年生が卒業研究に使用する実験室や解析室は通常は７時 30 分から 20 時まで使用可能である。20 時以降並びに日曜・祝日・休日の使用についても、学生が工学部時間外施設使用許可願を提出して許可を受ければ可能である。

図書館の開館時間を 20 時にまで延長したことは、学生の勉学意欲を大切にするという意味でも適切である。また、時間外の実験室や解析室の使用については、学生が使用届を提出した場合に許可されているが、これは、教員からの強制でなく、学生が自主的に時間外に実験室や解析室の利用を希望しているのを確認するという意味もある。卒業研究の実験の最盛期や取りまとめの時期には、時間の制約をなくしてほしいとの声もある。しかしながら、使用許可願を提出することにより施設の利用は可能であり、むしろ学生が計画的に、集中して研究活動を行うことから利用時間の制約及び必要とする手続きも適切であると考える。

(4)組織・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

工学部の施設・設備等の維持・管理については、多賀城キャンパス管財係が管轄しているが、最終的には施設部が維持・管理を行うシステムとなっている。また、実際の保守・点検整備・警備のほとんどは学外専門業者との業務委託及び保守契約により実施している。施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況については、教員や学生にはほとんど周知されていないと考えられる。一方、安全管理については、工学部には「工学部安全マニュアル」がある。このほかにも、組換えDNA実験安全管理規程、組換えDNA実験安全委員会規程、同細則、同内規などの諸規程、工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）、工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程等が整備されている。

問題点としては、「社会へ開放される施設・設備の整備状況」でも述べたように、施設・設備等を利用するには、多数の担当者の許可が必要であることがあげられる。したがって、手続きをより簡素化するために、管理のシステムを単純化し、それに応じて責任の所在を明確にすることも必要である。

イ　施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

正門には、外部委託の守衛を配置し、車で来学する人のチェックは行われているが、徒歩の人は自由に入構することができる。また、学内を外部委託の清掃会社の担当者が日中巡回し清掃しているので、一定水準の衛生は保たれている。

基本的な施設・設備の衛生・安全は上記の守衛及び清掃担当者により保たれているが、各建物は入退館を管理システムで管理していないことから、休日における入退館が煩雑である。

キャンパスの安全と近隣地区の住民への解放を考えた場合には、現在のようにキャンパス全体を塀で囲い、門でチェックを行う体制は社会の現状から考えると次第に困難になると考えられる。したがって、基本的には建物ごとの安全を考えたシステム、例えばカード入館システム等の導入などを検討する必要がある。

教養学部

(1) 施設・設備等の整備

ア　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

教養学部は新しいキャンパスに新しい施設を設けて発足した学部であるため、施設・設備の整備状況は比較的恵まれていると考えられるが、設立後19年目を迎える現在、地域構

想学科の新設や学生定員増などを契機として、多くの課題が顕在化してきた。現在の最大の懸案事項は、演習や実験施設が狭隘となり、科目によっては受講制限が必要となっていることである。また、現キャンパスの情報処理センターではセンター利用を希望する授業科目が増加して、教室の割り振りが非常に難しくなっている。

このような施設の課題のほかに、備品等の経年劣化の課題もある。設立当時に購入された機器備品の一部は更新を要するが、現実にはその予定の立たないものが多数ある。

イ　教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

情報処理機器としては、数百台のパソコンが泉キャンパスの情報処理センターに配備されている。この情報処理センターでは、工学部を除く全ての学部の１年次学生を対象とした、コンピュータリテラシー科目の授業が行われている。100 名弱の受講生を収容する教室が４教室と、数十名が学習できる自習室を備えている。また、一般の講義室のうち数教室には情報コンセントが設置され、インターネットに接続できる環境が整備されている。また、人間科学科では教育工学の演習室に、また情報科学科では演習や総合研究を行う実験室に、それぞれ数十台のパソコンが設置されている。

それに対し一般の講義室で液晶プロジェクターが常備されている講義室は１割以下であり、多くの講義で教材提示のためパソコンと同時に液晶プロジェクターを持参する必要がある。

ウ　社会へ開放される施設・設備の整備状況

泉キャンパスの施設・設備は比較的良く整備されている。泉キャンパスの体育館は、従来から広く社会に開放され、各種競技会などに使用されてきた。なお、体育館以外で地域住民に大学の施設を開放した実績はなく、早急に規程等を整備する必要がある。

(2)キャンパス・アメニティ等

ア　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティの向上を目的とする学部独自の体制はない。全学的な取り組みとしてごく最近活動が始動したが、体制作りも含め成果が上がるのはこれからである。

イ　「学生のための生活の場」の整備状況

「学生のための生活の場」を整備するという視点が感じられる建築物としては、泉キャンパスではコミュニティセンターがある。ここには学食、生協売店、広いラウンジ、小規模なコンサートも可能なスタジオなどが設けられている。ほかの建築物としてサークル棟などがある。講義棟、研究棟にも小規模なラウンジはあるが、通路の延長といった雰囲気で生活の場とは程遠い。現状では学生が一息つける空間、少人数で周囲を気にせずに談笑

し議論できる空間、仲間との共同作業など自由にできる空間などがない。また、建物の外にベンチやテーブルがほとんどないことも改善を要する。

ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況

キャンパス内には大学施設建設前からある雑木林や貯水池が整備された状態で残されており、周辺の環境への配慮には問題はない。

(3)利用上の配慮

ア　施設・設備面における障害者への配慮の状況

建築物はすべてバリアフリーであり、エレベーター、トイレなども障害者に対応している。しかしながら、建物のドアの開閉に力を要すること、階段教室などでは移動に支障があること、演習室などの教室によっては廊下との段差があることなど、車椅子を使用する障害者や視覚障害者にはボランティアなどの補助が必要と思われる。聴覚障害者に対しては特に設備はなく、本人の代わりにボランティアがノートをとる例が過去にある。

イ　各施設の利用時間に対する配慮の状況

施設の利用規程によれば、21時を超えて施設を利用する場合には、あらかじめ届ける必要がある。しかし、実験などではすべて計画どおりとは行かない場合もある。届け出を要する時間を繰り下げる、あるいはあらかじめ届け出ている教員、学生であればその都度の届け出を免除するなどの簡略化が望ましい。

(4)組織・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

泉キャンパス管財係が、施設・設備等の維持管理の責任を担っている。管財係の指示で警備員が夜間や休日の施設・設備の見回りや、施設への出入りの管理を行っている。このような管理の体制は十分なものと言えるが、逆に管理が優先して施設・設備の利用に支障がでるという課題もある。

イ　施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムとして、学部ないしはキャンパスとして統一されたものは特に設けられてはいない。それぞれの業者に個別に委託するなどして対応している。

２．大学院研究科における施設・設備等

大学院研究科全体

(1)施設・設備

①施設・設備等

ア　大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、イ　大学院専用の施設・設備の整備状況

文学研究科、経済学研究科、法学研究科及び法務研究科は土樋キャンパスにある。平成18(2006)年度には、７号館の耐震補強工事を実施し、また各部屋の空調設備を完備させる等の整備をした。それに伴って、これらの研究科の自習室の大部分は、従来の手狭な施設から７号館に移行・集中した。７号館には講義室が19室あり一部の教室を除いて大学院専用施設である。科目の特性や受講者数に合わせて、効果的な授業ができるように使用している。

また、大学院生の研究環境として合同研究室（10室）がある、各専攻の大学院生専用の合同研究室（個人用デスク設備あり）・資料室を整備、電話や専用のコピー機数台・個人用ロッカーのほか、大学院生個々人に情報コンセントを整備し、学問研究の用に供している。図書、学術雑誌、視聴覚資料等（大学基礎データ参照）の整備も順調に進んでいる。また、７号館に大学院課を移動させ、各種事務処理が効率的になり、施設設備の運用面でも改善が図られた。

法務研究科の主要施設・設備は、他の３研究科とは別に、法科大学院・総合研究棟（以下、「総合研究棟」という）の３階以上に置かれている。総合研究棟には、教員研究室のほか、自習室、印刷室、集団学習室、講義室、演習室、法廷教室、リーガルクリニック室、サーバー室が設置されており、すべてに空調と情報コンセントが完備されている。講義室、法廷教室、リーガルクリニック室には、自動追尾式のカメラが設置されており、すべての授業が録画されている。録画は、モニタリングルームに置かれた機器によってコントロールされ、録画された内容は、一定期間保存されるほか、法科大学院学生にはWebでストリーミング配信されており、授業を休んだ場合や復習したいときに自由に視聴できる。また、個人でパーソナルコンピュータを持っていない学生のために、自習室の１つを転用し、端末を数台設置している。

工学研究科については、情報コンセント付端末が整備されている合同研究室を設けているが、施設・設備のほとんどは学部と共用している。したがって、今後は工学研究科独自の研究施設・設備の整備が必要であろう。設備充実の一環として、平成18(2006)年４月に文部科学省による「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択され、ナノテクノロジーに関する研究が推進される。また、将来的には、学術フロンティア推進事業への申請を検討中である。

人間情報学研究科では、教室、図書館は学部と供用であるが、大学院用自習室を４室整備し、学習研究に供している。設備として、液晶プロジェクター外貸出用機材を用意し、専門研究用ソフトを利用できるように、大学院サーバーを持っている。人間情報学研究科では、施設設備が整備されており、特段の問題はない。

これらの施設の維持・管理体制では、施設部が適切に管理、運用している。特に平成18(2006)年には７号館の耐震構造の改修を行い、近い将来、想定されている宮城沖地震について安全対策を施している。

ウ　大学院学生用実習室等の整備状況

文学研究科、経済学研究科、法学研究科では、従来の手狭な施設（現・図書館分室）から７号館に移行してからは、教育・研究環境は改善され、学生用実習室は整備された。各教室へのプロジェクターや情報端末機の設置など、教育環境のより一層の充実が望まれる。

工学研究科では「高度な専門技術を有し信頼され期待される国際的エンジニアの育成」に向け、少人数教育による徹底したマンツーマン教育指導が実現されており、各研究室における設備・施設に関しても各大学院生が占有的に使用できる状況である。また、各実験室はネットワークが完備され、インターネットによる学術情報の検索が随時可能である。図書館にも和文・欧文文献、参考図書が多数所蔵され大学院生の教育、研究活動に有効に利用されている。また、NACSIS-IR、JOIS といった学術情報有料オンラインデータベースも導入され、その検索結果を無料で利用できる。大学院ゼミ室、大学院生自習室など大学院講義及び大学院生の学習活動に利用できる専用の部屋を確保している。

②先端的な設備・装置

ア　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

従来、文部科学省の財源により先端的な教育研究や基礎的研究に資する大型装置が各研究科に設置されてきた。平成18(2006)年度私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択され、ナノデバイスの機能性発現及び新材料の探索のための高性能装置が設置されている。その中には高精度電子ビーム描画装置、磁気力顕微鏡と原子間力顕微鏡が含まれている。平成20(2008)年度までに、さらに装置が整備される予定である。

また、上記①ア・イでも述べたように、法務研究科向けに設置されている自動追尾式カメラ、授業映像の Web 配信システムなども、先端的な教育研究のための装備と言える。

イ　先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

先端機能及び知能材料の開発を行うため、工学研究科の教員と大学院生は、東北大学金属材料研究所（全国共同利用機関）、東北大学多元物質科学研究所、東京大学物性研究所（全

国共同利用機関）等と共同研究を行っている。強磁場発生装置の利用においては東北大学金属材料研究所強磁場超伝導材料研究センター（全国共同利用機関）等を利用している。先端材料の分光研究は、分子科学研究所（全国共同利用機関）で共同研究を行っている。粒子線計測は独立行政法人高エネルギー加速器研究機構で行われている。また、国内外の大学院と活発な共同研究を行っている。その中には、プリンストン大学（米）、バージニア大学（米）、ラウエ・ランジュバン研究所（仏）、ラフバラ大学（英）、ロシア科学アカデミー金属物理研究所等がある。

③夜間大学院などの施設・設備等

ア　夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

昼夜開講制で開講されており、夜間においての研究指導についても昼間と同様の施設・設備の利用やサービスが可能である。

昼夜開講制度であることもあって、大学院生の合同研究室は23時まで、図書館は22時まで開放されているので、講義終了後も引き続いて利用可能となっている。なお大学院課も19時30分まで開いている。

事前申請を行うことにより、夜間の学習、研究活動のための各実験室、自習室の利用が可能である。また、冬季の利用時には暖房設備の利用も可能となっている。多賀城キャンパス図書館も月曜日から土曜日の8時30分から20時まで開館しており、利用が可能である。

④維持・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

施設の維持・管理体制では、施設部が適切に管理、運用している。特に平成 18(2006)年には土樋キャンパスの大学院専用棟である7号館の耐震構造の改修を行い、近い将来、想定されている宮城沖地震について安全対策を施している。

研究設備については、多くの場合、機器を導入した教員が維持管理している。この維持管理の方法は、衆人の納得するところではあるが、設備の共用を求める他の教員の利用にあたって、維持管理の手法において意見の異なる場合も見受けられる。共用にあたっては、使用スケジュール管理などを十分協議し、円滑かつ効率良く設備を活用し、研究教育の実をあげる努力が必要であろう。

イ　実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

各施設・設備（電気設備・空調設備・ボイラー・給排水設備・電話設備・消防用設備・

昇降設備等）の維持・管理は施設部を中心に実施している。また、日常の管理は各教職員が行っている。

危険防止に対する対策としては、「工学部安全マニュアル」を作成し運用している。具体的には工学部防火管理規程、放射線障害予防規程、組み換えDNA実験安全管理規程等がある。また、放射線障害予防委員会、組換えDNA実験安全委員会、工学部固体デバイス実験室安全管理委員会等が設置されている。さらに、使用済み薬剤等の危険物については定期的に予算化して処理を行い、学内の廃棄物等は業者により廃棄又は資源物として回収されている。

(2)情報インフラ

ア　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

①全学について

図書館が本学においても「学術資料の記録・保管」のための最も重要かつ中枢的施設であることは言うまでもない。それは平成17(2005)年度に作成された「図書館中長期計画策定に向けて」の〈基本理念〉にもうたわれているとおりである。全体として適切な配慮がなされていると判断している。平成18(2006)年度末に遡及による図書目録のデジタル化が完成し、本学の学術資料の一元管理に道が開かれた。今後は必要な電子化を一層推し進めるとともに、従来からある学術資料、あるいは「特色ある図書資料」などの収集、整備、保管にさらに注意を払っていくべきである。後述しているが、問題点の一つは保管場所の狭隘化である。この点の現状把握、将来の改善・改革に向けた具体的方策はまだ立てられていない。学術資料の分置の適切性も問われる。現在図書館は3キャンパスに3図書館と1分室の4施設体制であり、さらに全学で12研究所、2資料室の各施設に学術資料は保管されている。分置の必要性・必然性とともに、その適切性・有効性を今後考えなければならない。

大学院の情報インフラは大学院図書館において一括管理されている。統合が進んでいるが、まだ中央図書館、研究所、大学院図書館それぞれに分散している資料がある。本学は、独自の図書館システム（GAINS）により、多様で高度なサービスを提供している。OPACの利用によって、学術資料の検索は非常に便利になった。ほんの数年前には、法学研究資料室、英語英文学研究所、東北文化研究所、東北産業経済研究所など12の研究所の資料室が保管している資料のほとんどが、まだOPACで検索できなかったが、現在はその問題もほぼ克服されている。遡及作業は計画どおり進行していると言える。総合研究棟にこれら各種研究所所蔵の文献が統合されたことも、利用の便宜に資するところ大である。ただ、中央図書館と総合研究棟並びに大学院棟という異なった建物に必要文献が分散していることは、依然として必ずしも利用の便宜に完全に沿っているとは言えない。特に同一系統の雑誌の集中管理をさらに強化する必要がある。

情報インフラについては、本学の情報インフラとして、3キャンパス（土樋キャンパス、多賀城キャンパス、泉キャンパス）の各々に、「情報処理センター」を設置している。各センターは、多数のパソコンを配備して授業や演習に役立てているほか、土樋と多賀城は6

Gb/s、土樋と泉及び多賀城と泉は４Gb/s の回線で緊密に結び、かつ外部とも２つの 100Mb/s の広帯域回線で接続し、充実した IT 環境を実現している。

②研究科について

《文学研究科》

英文学研究科独自で学術資料を記録・保存することは今のところない。学術資料の記録・保管、国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備は、図書館、もしくは英語英文学研究所はこれにあたり、大学院学生も必要に応じ利用している。アジア文化史専攻の教員によって集積されてきた学術資料類は、中央図書館・大学院図書室・民俗学資料室・考古学資料室・東北文化研究所・大学院資料室などに保管されている。図書、雑誌類は図書館の管理下に置かれ、データベース化されている。それ以外の資料類は、専門分野の教員・職員・大学院生が連携して適切な配慮を行いながら保管の任にあたっている。保管するにあたり、それぞれの資料の概要を示す目録は作成されているが、データベース化が行われていない。このため目的的資料検索による利用が不可能であり、保管資料の有効利用が行えない。本学教員の利用、あるいは学外の研究者に貴重な資料を提供するためにも、デジタル化・データベース化を含めた、新たな検索システムを構築する必要がある。

《経済学研究科》

経済学研究科に関連する図書資料は、中央図書館、図書館分室（大学院図書館）、総合研究棟にある３つの研究所（東北産業経済研究所、社会福祉研究所、経理研究所）と経済研究資料室に分置されている。経済学研究科に関する図書資料の大半は図書館が管理し、一元化している。

《法学研究科》

法学研究科の教員と学生が利用する学術資料は、中央図書館、大学院図書室、総合研究棟内の法学研究資料室という３つの施設（すべて同じ土樋キャンパス内にある）に保管されている。このうち、中央図書館と法学研究資料室との間では所蔵資料の種類分けがされており、図書は中央図書館、雑誌・定期刊行物は専ら法学研究資料室に置かれている。大学院図書室には、図書と雑誌・定期刊行物が混在しているが、その目録は中央図書館の蔵書とともにすべてデータベース化されている。教員と学生は、研究室や学生の共同研究室棟に設置されている情報コンセントを使用し、インターネットによる文献検索（Web OPAC）ができるため、その意味では、大きな不都合はない。

以下の「エ」の項でも触れるように、一番の問題点は、所蔵スペースの不足である。一方でオンラインデータベースが普及してきたおかげで判例や基本文献の所在については、ネット上での検索が格段に容易になった。しかし他方では、紙媒体の文献を所蔵するスペースは、新しい図書館・図書スペースが確保されない限り、所蔵数が増えるにつれ相対的に狭くなる。現に、総合研究棟の所蔵スペースは完成後ほんの数年で決定的不足が明らかとなった。加えて、マイクロフィッシュの保管場所（読みとり機の設置も含む）も完備しているとは言いがたい。例えば、19 世紀から 20 世紀にかけて刊行された英米法関連文献のマイクロフィッシュ版が本学では完備しているため、英米法を研究する大学院生にとっては恵まれた環境にある。しかし、それらは大学院棟から離れた中央図書館に保管されて

いる上に読みとり機の設置にも若干の不備があり、実際の利用に際しては少なからぬ問題点が残っている。

《工学研究科》

工学研究科のある多賀城キャンパスには、情報処理演習室が設置され、オープン環境の下、学生・院生は自由にその情報設備を利用できる。これらの設備は、学部学生のみならず、大学院学生や教員が自由に利用でき、研究活動のための数値計算や情報処理、インターネットによる資料収集やメールによる情報交換など、多角的に活用されている。

《人間情報学研究科》

人間情報学研究科の教員と学生が利用する学術資料は、泉キャンパス図書館に保管されている。他研究科のように、大学院図書室、研究科資料室にあたるものはない。大学院の自習室の空き室を利用して、学術刊行物のバックナンバーの保管、他研究科からの寄贈図書の保管を行っている。学術洋雑誌を学部とは別に73誌購読し、泉図書館分館にバックナンバーを貯蔵している。最新の年度のものは、心理学、社会学研究室に1年間分置して、閲覧に供している。

イ　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

①全学について

図書館の相互利用の条件整備について言えば、現在、国内についてはNACSIS/ILL、海外についてはOCLC First Searchサービス、British Library文献提供サービス、Subito（ドイツの図書館の文献提供サービス）等を利用しており、また大学院はCSA社と契約して、必要論文を検索する独自のシステムを提供している。基本的な利用条件は整えられていると判断している。地域の図書館の相互利用については、本学も加盟している東北地区大学図書館協議会加盟館は、学生証を提示するだけでできる状態にある。特に複写、現物貸借などの利用状況については、本学の場合依頼に応えるほうがはるかに多い。それだけ責任も重いものと理解しており、今後も可能な限り相互利用に貢献していきたいと思っている。

まだオンラインデータベース化されていない外国の学術機関との相互利用サービスの仕組みを作ることが、早急な課題と考えられる。また、図書・資料の現物やコピーを手にしての相互利用ばかりではなく、電子メディアを利用した相互閲覧システムが開発・発展するであろうことにも期待が寄せられる。

本学図書館の中長期計画策定に向けて、平成18(2006)年3月15日に17項目にわたる基本目標が掲げられた。主なものを拾うと、(a)書庫・保管庫など施設設備の確保・整備、(b)図書資料の確実な把握と整理、(c)電子ジャーナル・データベースなど電子化対応、(d)内外への情報発信と地域社会への貢献などがある。大学院に特定すれば、これらに加えて、博士論文、修士論文などを、例えばPDFファイルに変換して、一括管理し、本学大学院学位論文アーカイブスコーナーの設置が望まれる。

平成18(2006)年9月26日に、(1)「人と産業と都市の魅力を育む」学都仙台を目指し、かつ、(2)「知が連携する学都仙台」や、(3)「知の創造都市仙台」を目指して、“学都仙台コンソーシアム”(The Academic Consortium of Sendai)が設立された。詳細は学都仙

台コンソーシアム規約の下、設立理念・目的や当面の事業計画に記されているが、国内・国際交流を進めることが必須の事業とうたわれている。なお、仙台市民図書館、県立図書館をはじめ、県内、各市町村のほとんどの図書館では、蔵書検索システムの完備と書籍の相互貸借が既に可能となっている。近い将来、このシステムが、学都仙台コンソーシアム全体に広がることを期待したい。

②研究科について

《文学研究科、経済学研究科、法学研究科》

それぞれの専攻は、本学図書館で利用可能な相互利用ネットワークを越えた相互利用のネットワークを設けてはいない。現状では教員個々人が持っているネットワークを、他の教員や大学院生が利用しているにとどまる。今後は中央図書館・情報処理センター・関連教員と連携しながら、専攻ごとの相互利用ネットワークを構築したいと考えている。

《工学研究科》

平成10(1998)年よりNACIS-ILLに参加した工学部図書館の文献複写受付件数は、473件（平成10[1998]年)、629件（平成11[1999]年)、512件（平成12[2000]年)、555件（平成13[2001]年12月現在）で、この4年間を平均しても500件強／年の受付を行っている。この年間平均500件強の文献複写受付件数は、工学部図書館所蔵資料の充実度に対する他大学・機関からの評価と考えたい。また、工学部図書館の文献複写受付の特徴として、関東、関西、九州の大学からの依頼が多いことがあげられる。発送日数を要したとしても、東北に位置する工学部図書館へ依頼する大学・機関が多いことは意外な事実である。

他大学への文献複写依頼件数は56件（平成10[1998]年)、132件（平成11[1999]年)、149件（平成12[2000]年）で、年々微増傾向が見られる。受付件数に比して依頼件数が大幅に下回る原因の一つは、NACIS-ILL システムへの参加開始広報が少なかったことがあげられる。これを改善するために、オンラインデータベースとの連携により、短時間で最新文献情報の収集・入手が可能であること強調した広報を現在展開中である。

ウ　コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

①全学について

本学における、学術情報コンテンツとして利用している有料のオンラインデータベース関係については図書館が中心となって管理運営を行い、サービスを提供しているものについては図書館のホームページに接続先のリンクを設定している。利用は図書館内に限定せずに学内全体でアクセスできるように、ほとんどのものがIP認証での契約を行っている。OPAC、電子ジャーナル、新聞記事検索等の利用度は着実に増加しており、学内の学術情報基盤として定着し、重要な役割を果たしている。今後、磁気媒体やインターネットによる図書資料の電子化が本格化すると予想されるので、その保管方法や利用方法などについてさらに検討する必要がある。また、図書館と比べ各研究所のデータベース化が遅れている

点は、今後引き続き検討する必要がある。

平成18(2006)年2月より、社団法人私立大学情報教育協会（私情協）とコンテンツのオンデマンド利用契約を締結して、本学教員の利用に供している。

これは、全国の私立大学が参加する私情協の各種イベントにおける会議、発表会等での講演、事例紹介について、著作権処理をした上でデジタルアーカイブにし、オンデマンドで配信されているもので、平成18(2006)年12月現在で439件のコンテンツが登録されている。

②研究科について

《文学研究科》

ヨーロッパ文化史専攻のヨーロッパ文化研究所では、利用者の便宜を図るために、画像のデータベース化を進めている。その作業量が多いために、整理には多くの時間を必要とするので、長期的展望に立って予算化して実施していく必要がある。アジア文化史専攻関係では、考古学資料室に東北文化研究所所蔵の発掘報告書や考古学関係図書を架蔵しており、学生の利用の便を図っている。またオープン・リサーチ・センターでは、東北文化研究所所蔵の歴史関係の辞典類やセンターの事業として収集した東北・北海道地域の自治体史・産業史を架蔵し、専攻の学生・教員の利用に資している。さらに、現在、東北・北海道地域の自治体史・産業史のデータベースの作成を進めている。

《経済学研究科》

経済学専攻に関係する図書資料について、現在、紙雑誌が大きなウエイトを占めている。文献保存のためのスペース確保は喫緊の課題である。スペース問題を克服する一つの方策として現在とられているのは、紙媒体の資料をできる限り少なくし、オンラインデータベースへと代えていくことである。将来の電子化（電子ジャーナルなど）に向け関係部局と協議中である。所蔵資料を自ら電子化することは難しいので、市販のオンラインデータベース活用を進める一方で、新規図書館を建設する動きに期待した。

《法学研究科》

法学専攻に関する限り、特定のアプリケーション・ソフトを利用する必要性は高くない。一方、大学院生の勉学を支援する法律関連オンラインデータベースは充実しつつある。日本法については、法科大学院教育支援システム（TKC）の相互利用によって、オンラインデータベースを利用することが格段に容易になった。判決例の全文検索・法律情報検索等、従来とは比較にならないほど、情報それ自体やその所在を簡単に確認することができるようになった。

ただ、大学院生は外国法のデータベースを利用することも求められる。その点、本研究科院生は英米法に関してはLexisNexis並びにWestlawを平成16(2004)年来、ドイツ法とフランス法については平成17(2005)年度来、Juris OnlineとJuris Classeurを利用することができるようになっている。もとより、これらのオンラインデータベースがすべての外国法情報を網羅しているとは言えないが、主要な判決例・書誌情報・法令などは十分カバーしていると言ってよい。

他方、法律文献についてはアメリカのロースクール紀要が平成16(2004)年来容易に参照できるようになった。Hein Onlineには、アメリカばかりかヨーロッパなどの非アメリカ

諸国で英語を通じて発表されている雑誌文献のタイトル･フルテキストが納められている。この限りで上記「イ」の項で指摘した海外の学術機関との文献相互利用も、以前ほど差し迫った課題と捉えられてはいない。その他、例えばPhilosophy and Public Affairsのような、応用倫理学や哲学に関する雑誌もオンラインで直接利用できる状況にある。

今後、判決例や資料集などはオンラインデータベースへと徐々に、かつ、確実に移行していくだろう。それらのすべてを導入できる段階にはないが、大学院生の勉学にとって必要十分なデジタル化された法律関係資料は、現在の所ほぼ完備されていると言ってよい。今後は、さらに増えていくであろうオンラインデータベースをどのように取捨選択していくかが問われる。

一つの問題は、アクセスするためのパソコンが目下基本的に自前であるということである。もちろん、情報処理センターでパソコン利用は可能であるが、研究室からの距離を考えると各研究室に最低でも一台のパソコンが提供されるなどの、ハード面での充実が望まれるところである。

《工学研究科》

工学研究科では、現在は、情報処理センターの環境整備のバックアップを受け、産学連携推進センターや環境防災工学研究所などを含め、各教員がコンテンツ、アプリケーション・ソフト、データベースを管理しており、必ずしも効率が良いとは言えないが、各々、自由度は十分にあると思われる。中心的存在の情報処理センターのスタッフの数では、工学部のメールやインターネットサーバーの管理など手の抜けない仕事と並列して、各パートの抱える諸問題解決に援助の手を差し伸べるのが精一杯のところであろう。

したがって、本研究科情報処理関連の将来展望を検討し、またそれに基づき中長期将来計画を策定するのに、IT 革命進行中の現状に本研究科が遅れをとらず乗り切るためには、工学研究科長を議長とする研究科教員全員参加の工学研究科 IT 会議を毎月開催するという方法をとにかく実行することであろう。それを通じて、構成員全員の切磋琢磨による問題意識の向上を図ることで本研究科のITレベルが徐々にアップされるものと思われる。

学術情報・資料の保存スペースのうち、いまだ確保されずにいるのが、工学部を含む工学研究科の設備、機器、各種発明物品など、歴史的に価値のある物品の展示場であろう。これまで、その管理はその関係教員が行わなければ有料無料廃棄の対象とせざるを得なかった。工学研究科の前身、工学部の創設 45 周年を平成 19(2007)年に迎えるにあたり、少なくとも、廃棄する前に、デジタル画像としては永久保存が可能であるはずなので、デジタル博物館又はデジタル展示場として、オープンキャンパスなどにも利用できるように設ける必要があろう。常時開館はしないが、利用度の低い図書を管理保管する保存図書館や工学部創設以降の歴史的機器部品類を管理する多賀城キャンパス歴史保存館の建設計画を、創設 50 周年に向けて鋭意検討すべき時期にある。もちろん、多賀城キャンパス歴史保存館（アーカイブス）は、その貯蔵品のすべてを３次元デジタル映像として保存し、一般及び同窓生など来場見学者に対してデジタル博物館として楽しんでいいただける機能を持つことも必要であろう。

エ　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

資料の保存スペース確保の問題は本学図書館では緊急のものとなっている。平成14(2002)年度の点検・評価報告書で、同年度から大学院図書館を中央図書館に統合したことで、大学院図書館書庫を「保管書庫」とする見通しが立ったと述べているが、その後保管書庫としての整備は進んでおらず、計画そのものの再考が求められている。それに代わって平成17(2005)年度から地下書庫の整備が進んでいるが（空調導入、書架設置)、抜本的な解決には至っていない。収容能力拡充のための具体的施策が必要である。一方電子化は保管スペースの狭隘化に対処する一つの有効な手段でもあり、後出の「図書館及び図書等の資料、学術情報」の項で詳述されるように、従来「立ち遅れ」が指摘されていたが、近年著しく改善されたと言ってよいと思う。しかしこの分野は日々新しくなっており、学内教員の協力を得ながら、今後重点的に取り組まれていくべき課題と考えている。

文学研究科

(1)施設・設備

①施設・設備等
（ア.大学院研究科の教育目的を実現するための施設･設備等諸条件の整備状況の適切性、イ．大学院専用の施設・設備の整備状況、ウ．大学院学生用実習室等の整備状況を含む）

文学研究科3専攻は土樋キャンパスにあり、従来の手狭な施設から7号館に移行・集中して整備・改修し、各専攻の大学院生専用の合同研究室（個人用デスク設備あり)・資料室を整備、電話や専用のコピー機数台・個人用ロッカーのほか、大学院生個々人に情報コンセントを整備し、学問研究の用に供している。図書、学術雑誌、視聴覚資料等（大学基礎データ参照）の整備も順調に進んでいる。また、平成18(2006)年度には、7号館の耐震補強工事も実施し、また各部屋の空調設備も完成している。

大学院棟7号館に大学院課を移動させ、各種事務処理が効率的になり、施設設備の運用面でも改善が図られた。

大学院棟7号館のある土樋キャンパスの防災マニュアルも整備され、パンフレットも平成17(2005)年7月に配布された。これについては、今後の定期的な点検、訓練などが必要となる。

③夜間大学院などの施設・設備等

ア　夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

昼夜開講制度であることもあって、大学院生の合同研究室は23時まで、図書館は22時まで開放されているので、講義終了後も引き続いて利用可能となっている。なお大学院課

も 19 時 30 分まで開いている。

(2) 情報インフラ

ア　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

情報インフラは大学院図書館において一括管理されている。統合が進んでいるが、まだ中央図書館、研究所、大学院図書館それぞれに分散している資料がある。特に同一系統の雑誌の集中管理をさらに強化する必要がある。

英語英文学専攻
(下記イ．ウ．エを含む)
情報インフラについては、独自で学術資料を記録・保存することは今のところない。学術資料の記録・保管、国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備は、図書館、もしくは英語英文学研究所はこれにあたり、大学院学生も必要に応じ利用している。

アジア文化史専攻
本専攻の教員によって集積されてきた学術資料類は、中央図書館・大学院図書室・民俗学資料室・考古学資料室・東北文化研究所・大学院資料室などに保管されている。図書、雑誌類は図書館の管理下に置かれ、データベース化されている。それ以外の資料類は、専門分野の教員・職員・大学院生が連携して適切な配慮を行いながら保管の任にあたっている。保管するにあたり、それぞれの資料の概要を示す目録は作成されているが、データベース化が行われていない。このため目的的資料検索による利用が不可能であり、保管資料の有効利用が行えない。本学教員の利用、あるいは学外の研究者に貴重な資料を提供するためにも、デジタル化・データベース化を含めた、新たな検索システムを構築する必要がある。

イ　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

文学研究科の各専攻は、本学図書館で利用可能な相互利用ネットワークを越えた相互利用のネットワークを設けてはいない。現状では教員個々人が持っているネットワークを、他の教員や大学院生が利用しているにとどまる。今後は中央図書館・情報処理センター・関連教員と連携しながら、専攻ごとの相互利用ネットワークを構築したいと考えている。

ヨーロッパ文化史専攻
本学の図書館業務の一環として行われているにとどまり、研究科、専攻として独自の条件整備は行っていない。

ウ　コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

ヨーロッパ文化史専攻

図書館が構築する図書情報のネットワーク以外にはなく、情報量としてはだ不十分である。今後は有料の情報をどのように利用するかが問題である。データベースのリース契約が高額であるため、できるだけ総合的に検討する必要がある。

エ　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

ヨーロッパ文化史専攻

ヨーロッパ文化研究所では、利用者の便宜を図るために、画像のデータベース化を進めている。その作業量が多いために、整理には多くの時間を必要とするので、長期的展望に立って予算化して実施していく必要がある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻関係では、考古学資料室に東北文化研究所所蔵の発掘報告書や考古学関係図書を架蔵しており、学生の利用の便を図っている。またオープン・リサーチ・センターでは、東北文化研究所所蔵の歴史関係の辞典類やセンターの事業として収集した東北・北海道地域の自治体史・産業史を架蔵し、専攻の学生・教員の利用に資している。さらに、現在、東北・北海道地域の自治体史・産業史のデータベースの作成を進めている。

経済学研究科

（1）施設・設備

①施設・設備等

ア　大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

経済学研究科の施設・設備には、文学研究科、法学研究科共通の施設である７号館及び図書館分室（大学院図書館）がある。７号館には、講義室は 19 室あり一部の教室を除いて専用施設である。科目の特性や受講者数に合わせて、効果的な授業ができるように行っている。また、大学院生の研究環境として合同研究室（10 室）があるが、経済学研究科はそのうち２室を使用している。個人用ロッカー、図書資料検索のために個々人に情報コンセ

ントを整備し、学習の便宜を図っている。このほか、共通の施設として資料室２室、談話室１室を設置し、図書館分室と印刷室に専用のコピー機を備えている。

イ　大学院専用の施設・設備の整備状況

施設の維持・管理体制では、施設部が適切に管理、運用している。特に平成 18(2006)年には７号館の耐震構造の改修を行い、近い将来、想定されている宮城沖地震について安全対策を施している。

ウ　大学院学生用実習室等の整備状況

従来の手狭な施設（現・図書館分室）から７号館に移行してからは、教育・研究環境は改善され、学生用実習室は整備された。各教室へのプロジェクターや情報端末機の設置など、教育環境のより一層の充実が望まれる。

②先端的な設備・装置

ア　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

LAN システムが７号館にもつながれ、情報コンセントも備えられ、日経 NEEDS、そのほかのデータベースも利用可能になった。

イ　先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

特記すべきものない。

③夜間大学院などの施設・設備等

ア　夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

昼夜開講制で開講されており、夜間においての研究指導についても昼間と同様の施設・設備の利用やサービスが可能である。

④維持・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況、及び、イ　実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

施設の維持・管理体制では、施設部が適切に管理、運用している。特に平成 18(2006)年には７号館の耐震構造の改修を行い、近い将来、想定されている宮城沖地震について安全対策を施している。

(2)情報インフラ

ア　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

経済学研究科に関連する図書資料は、中央図書館、図書館分室（大学院図書館)、総合研究棟にある３つの研究所（東北産業経済研究所、社会福祉研究所、経理研究所）と経済研究資料室に分置されている。

経済学研究科に関する図書資料の大半は図書館が管理し、一元化している。本学独自の図書館システム（GAINS）により、多様で高度なサービスを提供している。

イ　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

他大学などとの図書資料の相互利用については、本学の中央図書館の紹介状を持参して提示することにより他大学などの図書館も利用可能である。また、他大学所蔵の文献を取り寄せたり、論文などを複写したものを提供する ILL システムによるサービスを行っている。

ウ　コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

学内 LAN やキャンパスネットワークによる本学所蔵の蔵書資料検索が学内、学外からも容易にアクセスできる。また、電子情報の収集や所蔵データベースの構築や公開、インターネットによる検索ツールの確立など、電子図書館化に向けて整備・拡充を進めている。これらは、各研究室や７号館（合同研究室）に設置されている情報コンセントを使用し教育・研究に利用できる。学内向けサービスとして、文献情報検索（MAGAZINEPLUS、MLA International Bibliography、政策情報プラットフォームなど)、オンラインジャーナル（ProQuest、日経 BP 記事検索、オンラインジャーナルなど)、総合情報検索（D1-Law.com（第一法規)、 Japan Knowledge など)、新聞記事検索（日経テレコン 21、聞蔵 II ビジュアルなど）がある。

エ　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

OPAC、電子ジャーナル、新聞記事検索等の利用度は着実に増加しており、学内の学術情報基盤として定着し、重要な役割を果たしている。今後、磁気媒体やインターネットによる図書資料の電子化が本格化すると予想されるので、その保管方法や利用方法などについてさらに検討する必要がある。また、図書館と比べ各研究所のデータベース化が遅れている点は、今後引き続き検討する必要がある。

経済学研究科（経済学部）に関係する図書資料について、現在、紙雑誌が大きなウエイトを占めているが、将来の電子化（電子ジャーナルなど）に向け関係部局と協議中である。

法学研究科

（2）情報インフラ

ア　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

法学研究科の教員と学生が利用する学術資料は、中央図書館、大学院図書室、総合研究棟内の法学研究資料室という３つの施設（すべて同じ土樋キャンパス内にある）に保管されている。このうち、中央図書館と法学研究資料室との間では所蔵資料の種類分けがされており、図書は中央図書館、雑誌・定期刊行物は専ら法学研究資料室に置かれている。大学院図書室には、図書と雑誌・定期刊行物が混在しているが、その目録は中央図書館の蔵書とともにすべてデータベース化されている。教員と学生は、研究室や学生の共同研究室棟に設置されている情報コンセントを使用し、インターネットによる文献検索（Web OPAC）ができるため、その意味では、大きな不都合はない。

OPAC の利用によって、学術資料の検索は非常に便利になった。ほんの数年前には、法学研究資料室を含む各種資料室（本学には英語英文学研究所、東北文化研究所、東北産業経済研究所など 12 の研究所の資料室がある）が保管している資料のほとんどが、まだ OPAC で検索できなかったが、現在はその問題もほぼ克服されている。遡及作業は計画どおり進行していると言える。総合研究棟にこれら各種研究所所蔵の文献が統合されたことも、利用の便宜に資するところ大である。ただ、中央図書館と総合研究棟並びに大学院棟という異なった建物に必要文献が分散していることは、同じキャンパスとはいえ、依然として必ずしも利用の便宜に完全に沿っているとは言えない。

以下の「エ」の項でも触れるように、一番の問題点は、所蔵スペースの不足である。一方でオンラインデータベースが普及してきたおかげで判例や基本文献の所在については、ネット上での検索が格段に容易になった。しかし他方では、紙媒体の文献を所蔵するスペースは、新しい図書館・図書スペースが確保されない限り、所蔵数が増えるにつれ相対的に狭くなる。現に、総合研究棟の所蔵スペースは完成後ほんの数年で決定的不足が明らかとなった。加えて、マイクロフィッシュの保管場所（読みとり機の設置も含む）も完備しているとは言いがたい。例えば、19 世紀から 20 世紀にかけて刊行された英米法関連文献のマイクロフィッシュ版が本学では完備しているため、英米法を研究する大学院生にとっ

ては恵まれた環境にある。しかし、それらは大学院棟から離れた中央図書館に保管されている上に読みとり機の設置にも若干の不備があり、実際の利用に際しては少なからぬ問題点が残っている。

イ　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

国内外を問わず、Web OPAC を公開している大学院・大学の学術情報の検索は問題ない。また、図書情報の大学相互間でのネットワーク化という点で言えば、「学都仙台オンライン目録」のように、仙台圏に属する大学相互間で試みられている緊密な学術交流を基礎にした情報交換の実施が注目される。

図書・資料を相互利用するための窓口は、本学では中央図書館が行っている。他大学の図書館等に直接行って利用することもできるし、現物やコピーの取り寄せも可能である。しかし、相互利用のサービスは、現在、国内の大学図書館に限られている。

基本的には、全国の主要な大学が所蔵している学術情報へのアクセス体制は整えられている。問題はサービスの質と所要時間である。これらは、関係する図書館担当者の能力・資質によるところが大きく、制度やシステムの問題を超えていることが多い。

まず、オンラインデータベース化されていない外国の学術機関との相互利用サービスの仕組みを作ることが、早急な課題となろう。また、図書・資料の現物やコピーを手にしての相互利用ばかりではなく、電子メディアを利用した相互閲覧システムが開発・発展するであろうことにも期待が寄せられる。

ウ　コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

法学研究科に関する限り、特定のアプリケーション・ソフトを利用する必要性は高くない。

一方、大学院生の勉学を支援する法律関連オンラインデータベースは充実しつつある。日本法については、法科大学院教育支援システム（TKC）の相互利用によって、オンラインデータベースを利用することが格段に容易になった。判決例の全文検索・法律情報検索等、従来とは比較にならないほど、情報それ自体やその所在を簡単に確認することができるようになった。

ただ、大学院生は外国法のデータベースを利用することも求められる。その点、本研究科院生は英米法に関しては LexisNexis 並びに Westlaw を平成 16(2004)年来、ドイツ法とフランス法については平成 17(2005)年度来、Juris Online と Juris Classeur を利用することができるようになっている。もとより、これらのオンラインデータベースがすべての外国法情報を網羅しているとは言えないが、主要な判決例・書誌情報・法令などは十分カバーしていると言ってよい。

他方、法律文献についてはアメリカのロースクール紀要が平成16(2004)年来容易に参照できるようになった。Hein Online には、アメリカばかりかヨーロッパなどの非アメリカ諸国で英語を通じて発表されている雑誌文献のタイトル・フルテキストが納められている。この限りで上記「イ」の項で指摘した海外の学術機関との文献相互利用も、以前ほど差し迫った課題と捉えられてはいない。その他、例えばPhilosophy and Public Affairsのような、応用倫理学や哲学に関する雑誌もオンラインで直接利用できる状況にある。

今後、判決例や資料集などはオンラインデータベースへと徐々に、かつ、確実に移行していくだろう。それらのすべてを導入できる段階にはないが、大学院生の勉学にとって必要十分なデジタル化された法律関係資料は、現在の所ほぼ完備されていると言ってよい。今後は、さらに増えていくであろうオンラインデータベースをどのように取捨選択していくかが問われる。

一つの問題は、アクセスするためのパソコンが目下基本的に自前であるということである。もちろん、情報処理センターでパソコン利用は可能であるが、研究室からの距離を考えると各研究室に最低でも一台のパソコンが提供されるなどの、ハード面での充実が望まれるところである。

エ　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

標記の「保存図書館」類似のものはまだ整備されていない。利用頻度の低い資料類を選別して、学内の空き室に分散している状態である（それを「保存図書館」と呼ぶことはでいきない)。このように文献保存のためのスペース確保は喫緊の課題である。スペース問題を克服する一つの方策として現在とられているのは、紙媒体の資料をできる限り少なくし、オンラインデータベースへと代えていくことである。その一方で所蔵文献を電子化するのはもう一つの方策であろうが、目下のところこの方向での進展はあまりない。

現在の状況は、甚だ立ち後れていると言うしかない。保存スペースの狭隘化に立ち向かう有効な手立てを見い出せないままである。

所蔵資料を自ら電子化することは難しいので、市販のオンラインデータベース活用を進める一方で、新規図書館を建設する動きに期待したい。

工学研究科

(1)施設・設備

①施設・設備等

ア　大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

工学研究科については、情報コンセント付端末が整備されている合同研究室を設けているが、施設・設備のほとんどは学部と共用している。したがって、今後は工学研究科独自の研究施設・設備の整備が必要であろう。設備充実の一環として、平成18(2006)年４月に文部科学省による「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択され、ナノテクノロジーに関する研究が推進される。また、将来的には、学術フロンティア推進事業への申請を検討中である。

イ　大学院専用の施設・設備の整備状況

工学研究科については、情報コンセント付端末が整備されている合同研究室を設けているが、施設・設備のほとんどは工学部と共用している。

ウ　大学院学生用実習室等の整備状況

機械工学専攻では「高度な専門技術を有し信頼され期待される国際的エンジニアの育成」に向け、少人数教育による徹底したマンツーマン教育指導が実現されており、各研究室における設備・施設に関しても各大学院生が占有的に使用できる状況である。また、各実験室はネットワークが完備され、インターネットによる学術情報の検索が随時可能である。図書館にも和文・欧文文献、参考図書が多数所蔵され大学院生の教育、研究活動に有効に利用されている。また、NACSIS-IR、JOIS といった学術情報有料オンラインデータベースも導入され、その検索結果を無料で利用できる。大学院ゼミ室、大学院生自習室など大学院講義及び大学院生の学習活動に利用できる専用の部屋を確保している。

②先端的な設備・装置

ア　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

従来、文部科学省の財源により先端的な教育研究や基礎的研究に資する大型装置が各研究科に設置されてきた。平成18(2006)年度私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択され、ナノデバイスの機能性発現及び新材料の探索のための高性能装置が設置されている。その中には高精度電子ビーム描画装置、磁気力顕微鏡と原子間力顕微鏡が含まれている。平成20(2008)年度までに、さらに装置が整備される予定である。

イ　先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

先端機能及び知能材料の開発を行うため、工学研究科の教員と大学院生は、東北大学金属材料研究所（全国共同利用機関）、東北大学多元物質科学研究所、東京大学物性研究所（全国共同利用機関）等と共同研究を行っている。強磁場発生装置の利用においては東北大学

金属材料研究所強磁場超伝導材料研究センター（全国共同利用機関）等を利用している。先端材料の分光研究は、分子科学研究所（全国共同利用機関）で共同研究を行っている。粒子線計測は独立行政法人高エネルギー加速器研究機構で行われている。また、国内外の大学院と活発な共同研究を行っている。その中には、プリンストン大学（米）、バージニア大学（米）、ラウエ・ランジュバン研究所（仏）、ラフバラ大学（英）、ロシア科学アカデミー金属物理研究所等がある。

③夜間大学院などの施設・設備等

ア　夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

事前申請を行うことにより、夜間の学習、研究活動のための各実験室、自習室の利用が可能である。また、冬季の利用時には暖房設備の利用も可能となっている。多賀城キャンパス図書館も月曜日から土曜日の８時 30 分から 20 時まで開館しており、利用が可能である。

④維持・管理体制

ア　施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

研究設備については、多くの場合、機器を導入した教員が維持管理している。この維持管理の方法は、衆人の納得するところではあるが、設備の共用を求める他の教員の利用にあたって、維持管理の手法において意見の異なる場合も見受けられる。共用にあたっては、使用スケジュール管理などを十分協議し、円滑かつ効率良く設備を活用し、研究教育の実をあげる努力が必要であろう。

イ　実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

各施設・設備（電気設備・空調設備・ボイラー・給排水設備・電話設備・消防用設備・昇降設備等）の維持・管理は多賀城キャンパス管財係を中心に実施している。また、日常の管理は各教職員が行っている。危険防止に対する対策としては、「工学部安全マニュアル」を作成し運用している。具体的には工学部防火管理規程、放射線障害予防規程、組み換え DNA 実験安全管理規程等がある。また、放射線障害予防委員会、組換え DNA 実験安全委員会、工学部固体デバイス実験室安全管理委員会等が設置されている。さらに、使用済み薬剤等の危険物については定期的に予算化して処理を行い、学内の廃棄物等は業者により廃棄又は資源物として回収されている。

(2)情報インフラ

本学の情報インフラとして、３キャンパス（土樋キャンパス、多賀城キャンパス、泉キャンパス）の各々に、「情報処理センター」を設置している。各センターは、多数のパソコン及びワークステーションを配備し、授業や演習に役立てているほか、互いに 135Mb/s の回線で緊密に結び、かつ外部とも 44Mb/s の広帯域回線で接続し、充実した IT 環境を実現している。

現在、工学部・工学研究科のある多賀城キャンパスには、情報処理演習室が設置され、オープン環境の下、学生・院生は自由にその情報設備を利用できる。

これらの設備は、学部学生のみならず、大学院学生や教員が自由に利用でき、研究活動のための数値計算や情報処理、インターネットによる資料収集やメールによる情報交換など、多角的に活用されている。

多賀城キャンパス情報処理演習室

使用目的：情報関連科目の演習に用いる。また、高校生への模擬授業、開放講義、学会等の研修会にも利用されている。

導入時期：現システムは平成16(2004)年４月導入。

規　　模：３つの演習室（80名、70名、30名）と情報コンセントが整備されノートパソコンの持ち込み可能な１つの教室（60名）でサービスを行っている。３演習室にはWindowsXPの端末が180台導入されている。ネットワークの中央には大規模統合サーバー（20CPU）が置かれ、240台の演習用WindowsXPマシンと連携しサービスの提供を行っている。大規模統合サーバーは研究用・開発用マシンとしても実績のある旧DEC社のAlphaマシンの後継機で安定した各種サービスを提供し、演習室でのUNIXの演習にも利用されている。また、演習用WindowsXPには仮想マシンのソフト(vmware)が導入されておりKNOPPIX等のスタンドアロン環境による演習にも利用されている。

性　　能：演習用WindowsXPマシン HITACHI FLORA 310W (PentiumIV 2.8GHz RAM:1GByte HD:80GByte)
大規模統合サーバー　HP AlphaServer GS1280 (EV7 20CPU RAM:48GByte HD:2.592TByte)
ほかに、マルチメディア、ネットワーク管理機器

特記事項：教室支援システムも導入されており、学生の出席管理、ディスクトップのモニター、遠隔操作等が行える。また、各教室２台のカメラにより遠隔講義、教室連携等多様な授業スタイルに対応可能である。

ア　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

工学部における学術資料の記録・保管は、工学部敷地内にある多賀城キャンパス図書館（旧称工学部分館、以下工学部図書館とする）で行っている。工学部図書館は、昭和57(1982)年に開館して以来、図書資料 146,635 冊（和書 91,645 冊、洋書 50,626 冊、平成18[2006]年４月現在)、逐次刊行物資料 2,883 種（和雑誌 1,619 種、洋雑誌 1,264 種、平成18[2006]年４月現在）の所蔵を誇る東北地区において有数の理工系図書館である。また、工学部図書館は、特に逐次刊行物の所蔵に優れ、1950 年代から 1960 年代までの所蔵文献

やそれ以前の所蔵文献は、各研究分野における追跡文献調査にも十分機能する。

このような膨大な所蔵資料情報を迅速かつ的確に図書館利用者に提供することを目的として、工学部図書館では平成８(1996)年よりオンライン資料検索システム、OPACによる資料検索サービスを実施している。OPACは平成11(1999)年にWeb対応となり、汎用Webブラウザによる検索が実現し、さらに利用者便宜が図られた。和書については昭和61(1986)年以降、洋書については昭和62(1987)年以降の受け入れ分の図書について、逐次刊行物については所蔵全種が検索対象に含まれる。これらの年代前の図書データ遡及入力作業にも同時に着手しており、その達成率は約45％になる。このデータ遡及入力率を高め、利用者により豊富な情報提供を行うことは、図書館の重要な業務の一つである。

しかし、先端研究の最新情報収集も理工系図書館の最重要課題である。このニーズに対応するため、工学部図書館ではNACSIS-IR、JOISといった学術情報有料オンラインデータベースを導入し、その検索結果を無料で提供している。さらに、本学の研究に有益・有効な関連文献情報を網羅する良質のデータベース選定・検証作業も、常時平行して進めている。

オンラインデータベースは最新情報入手には最適と言えるものの、どのデータベースにも掲載されがたい旧年代の文献情報が存在することも事実である。工学部図書館は、このような旧年代の所蔵文献が豊富であることは前述した。問題は、この年代の冊子に使用されている紙がいわゆる酸性紙であり、経年劣化が極めて激しいことである。本来ならば、専用保存書庫において温度、湿度を制御し、日照、防虫にも配慮した保管が行われることが望ましい。しかし、その運用が閉架書庫化を招き、現在完全開架運用中の本館の利便性を犠牲にするマイナス効果も無視できない。工学部図書館は、平成13(2001)年４月に、利用者向け空調設備を完備した。この空調設備が、資料保存に関して若干でも効果を及ぼすことを期待したい。

近年、各大学図書館では資料の電子化と称し、自校が発行する紀要、論文集のデジタル化を進める動向が顕著である。本学の他の学部においても、プリント版研究紀要の発行中止を前提に、CD-ROM版製作が試験的に行われている。工学部図書館においても、最初に『東北学院大学工学部研究報告』（東北学院大学工学会）のデジタル化を考えている。

一方、急速に電子化された学術雑誌（電子ジャーナル）の利用者提供を先行して進める予定にしている。現在、理工系学会誌及び商用学術誌は、従来のプリント版のほか、Web版と呼ばれるWebベースの発行形態が広く普及しつつある。この動向にはさらに拍車がかかり、特に理工系学術論文においてはWebでのみ提供される文献（資料）の引用が広く認められる傾向にある。工学部図書館でも132の雑誌が電子ジャーナルの形で購入されている(平成18[2006]年４月現在)。しかし、工学部図書館では、現在のところ、大学院生のみならず全利用者が、自由にこのWebベースの文献情報をブラウズすることはできない。これを実現するためには、もちろん設備としてのパソコンの設置はもとより、制限のないインターネットアクセスを許可するネットワークセキュリティの確保が要求される。さらに、利用者自身によるネットワーク上の不正行為防止のために、十分な事前予備教育制度の確立も必要であろう。

イ　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備

とその利用関係の適切性

本学図書館の中長期計画策定に向けて、平成18(2006)年3月15日に17項目にわたる基本目標が掲げられた。主なものを拾うと、(a)書庫・保管庫など施設設備の確保・整備、(b)図書資料の確実な把握と整理、(c)電子ジャーナル・データベースなど電子化対応、(d)内外への情報発信と地域社会への貢献などがある。

大学院に特定すれば、これらに加えて、博士論文、修士論文などを、例えばPDFファイルに変換して、一括管理し、本学大学院学位論文アーカイブスコーナーの設置が望まれる。

以上とも関連して、平成18年(2006)9月26日に、(1)「人と産業と都市の魅力を育む」学都仙台を目指し、かつ、(2)「知が連携する学都仙台」や、(3)「知の創造都市仙台」を目指して、“学都仙台コンソーシアム”(The Academic Consortium of Sendai)が設立された。詳細は学都仙台コンソーシアム規約の下、設立理念・目的や当面の事業計画に記されているが、国内・国際交流を進めることが必須の事業とうたわれている。

なお、仙台市民図書館、県立図書館をはじめ、県内、各市町村のほとんどの図書館では、蔵書検索システムの完備と書籍の相互貸借が既に可能となっている。近い将来、このシステムが、学都仙台コンソーシアム全体に広がることを期待したい。

工学部図書館は、旧年代の逐次刊行物所蔵に優れるとともに、現在継続購入している逐次刊行物も825誌にも及んでおり、最新の研究成果を収集することにも怠ってはいない。しかし、近年の学術洋雑誌価格の高騰により、工学部図書館においても一部逐次刊行物の継続購入中止を余儀なくされたことは残念である。逐次刊行物の継続購入中止の傾向は、国立私立を問わず、国内大学図書館が抱える重大な問題でもある。

そのような図書館運営情勢において、現在、国内の多くの大学図書館は国立情報学研究所(NII: National Institute of Informatics)のデータベース・サービスシステムを利用しており、その一つにNACIS-ILLがある。これは、図書／雑誌目録・所在情報サービスであるNACIS-CATをベースにした図書館間相互利用サービスシステムである。工学部図書館もこのシステムへ参加しており、他館が所蔵する文献入手・図書貸借利用が容易かつ迅速に行われるため、ある意味で所蔵が中断した資料の補填の機能も担っていると考えられる。

平成10(1998)年よりNACIS-ILLに参加した工学部図書館の文献複写受付件数は、473件(平成10[1998]年)、629件(平成11[1999]年)、512件(平成12[2000]年)、555件(平成13[2001]年12月現在)で、この4年間を平均しても500件強／年の受付を行っている。この年間平均500件強の文献複写受付件数は、工学部図書館所蔵資料の充実度に対する他大学・機関からの評価と考えたい。また、工学部図書館の文献複写受付の特徴として、関東、関西、九州の大学からの依頼が多いことがあげられる。発送日数を要したとしても、東北に位置する工学部図書館へ依頼する大学・機関が多いことは意外な事実である。

他大学への文献複写依頼件数は56件(平成10[1998]年)、132件(平成11[1999]年)、149件(平成12[2000]年)で、年々微増傾向が見られる。受付件数に比して依頼件数が大幅に下回る原因の一つは、NACIS-ILLシステムへの参加開始広報が少なかったことがあげられる。これを改善するために、オンラインデータベースとの連携により、短時間で最新文献情報の収集・入手が可能であること強調した広報を現在展開中である。

さらに、利用者自身が近隣大学の図書館を訪問し、必要資料を実際に見聞することができる他館訪問制度が可能であることも原因である。しかし、この訪問利用制度において、逆のケースで工学部図書館の利用を希望する他校利用者に対しては、紹介状の提出を求めている。利用者身分保証のための手続きではあるが、旧態依然の制度運用の感は否めない。この点については、早急な改善が必要であると思われる。

従来のプリント版学術雑誌を継続して購入することは、私立・国立を問わず、さらに難しくなることが予想される。国内各大学図書館いずれにおいてもこの状況に大差はなく、これまで以上に所蔵資料の相互利用制度が重要になろう。工学部図書館の場合、特に東北地方、さらに郵送物のデリバリー運搬日数、利用者自身の交通アクセスに着目すれば、宮城県内の国公私立大学との協力体制を念頭に置いた柔軟な図書館運営を進めなければならない。そして、この協力体制をさらに推進することが可能ならば、協力各館の資料選書にさえ、密接な関係を構築することが期待できよう。

本学は平成 13(2001)年４月より、宮城県及び山形県の 17 の国公私立大学が協同する単位互換制度に参加した。これにより、他大学学生の本学設備利用の急増が見込まれる状況にある。単位互換制度を背景とした図書館相互利用体制は、関東、関西の大学間で既に実施されている。同様の制度を先行実施した他大学からの情報収集を怠らず、それを先例としながらも、本学工学部図書館の実状に相応しい制度の構築・整備が求められる。

ウ　コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

現在は、情報処理センターの環境整備のバックアップを受け、産学連携推進センターや環境防災工学研究所などを含め、各教員がコンテンツ、アプリケーション・ソフト、データベースを管理しており、必ずしも効率が良いとは言えないが、各々、自由度は十分にあると思われる。中心的存在の情報処理センターのスタッフの数では、工学部のメールやインターネットサーバーの管理など手の抜けない仕事と並列して、各パートの抱える諸問題解決に援助の手を差し伸べるのが精一杯のところであろう。

したがって、本研究科情報処理関連の将来展望を検討したり、またそれに基づき中長期将来計画を策定するのに、IT 革命進行中の現状に本研究科が遅れをとらず乗り切るためには、工学研究科長を議長とする研究科教員全員参加の工学研究科 IT 会議を毎月開催するという方法をとにかく実行することであろう。それを通じて、構成員全員の切磋琢磨による問題意識の向上を図ることで本研究科の IT レベルが徐々にアップされるものと思われる。

エ　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

学術情報・資料の保存スペースのうち、いまだ確保されずにいるのが、工学部を含む工学研究科の設備、機器、各種発明物品など、歴史的に価値のある物品の展示場であろう。

これまで、その管理はその関係教員が行わなければ有料無料廃棄の対象とせざるを得なかった。工学研究科の前身、工学部の創設45周年を平成19(2007)年に迎えるにあたり、少なくとも、廃棄する前に、デジタル画像としては永久保存が可能であるはずなので、デジタル博物館又はデジタル展示場として、オープンキャンパスなどにも利用できるように設ける必要があろう。常時開館はしないが、利用度の低い図書を管理保管する保存図書館や工学部創設以降の歴史的機器部品類を管理する多賀城キャンパス歴史保存館の建設計画を、創設50周年に向けて鋭意検討すべき時期にある。もちろん、多賀城キャンパス歴史保存館（アーカイブス）は、その貯蔵品のすべてを3次元デジタル映像として保存し、一般及び同窓生など来場見学者に対してデジタル博物館として楽しんでいいただける機能を持つことも必要であろう。

人間情報学研究科

(1)施設・設備

①施設・設備等

ア　大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

人間情報学研究科では、教室、図書館は学部と供用であるが、大学院用自習室を4室整備し、学習研究に供している。設備として、液晶プロジェクター外貸出用機材を用意したり、専門研究用ソフトを利用できるように大学院サーバーを持っている。施設設備が整備されており、格段の問題はない。

(2)情報インフラ

ア　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

人間情報学研究科の教員と学生が利用する学術資料は、泉キャンパス図書館に保管されている。他研究科のように、大学院図書室、研究科資料室にあたるものはない。大学院の自習室の空き室を利用して、学術刊行物のバックナンバーの保管、他研究科からの寄贈図書の保管を行っている。学術洋雑誌を学部とは別に73誌購読し、泉図書館分館にバックナンバーを所蔵している。最新の年度のものは、心理学、社会学研究室に1年間分置して、閲覧に供している。

イ　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

図書・資料を相互利用するための窓口は、土樋キャンパスの中央図書館と泉キャンパス図書館が行っている。図書館では、国立情報学研究所（NII）のデータベース・サービスシステムの一つ、NACIS-ILL をベースにした図書館相互利用サービスシステムを利用している。また大学院はCSA社と契約して、必要論文を検索する独自のシステムを提供している。

法務研究科

（1）施設・設備

①施設・設備等

ア　大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

法務研究科の教育研究目的実現のための施設・設備等は、基本的には同研究科発足直前に完成した「法科大学院・総合研究棟」に置かれ、全国的にも十分な水準を確保している。

イ　大学院専用の施設・設備の整備状況

法務研究科専用の施設・設備は、前項のアに書いた「法科大学院・総合研究棟」の３階以上８階までの大部分のスペース及び設備であり、その内容は、講義室、演習室、学生自習室、図書、情報設備等である。上記３階以上の施設・設備であっても、共用施設等としてこの例外となるのは、５階の「印刷室」及び７階の「第２会議室」「応接室」「法務研究科以外の教員研究個室」である。

ウ　大学院学生用実習室等の整備状況

法務研究科については、各学年単位で、59～60 席の学生自習室が３室、20 席の課程修了生向け自習室が２室。このほかに、20 席余の週代学習室４室などが整備されている。

②先端的な設備・装置

ア　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

法務研究科にあっては、情報設備として、TKC 社と提携した本学独自の電子式教育支援ツールを導入活用している。また、いわゆる形成支援プログラムでは本学独自のプロジェクトが採択され、独自映像教材の作成が進められ、このうち特に、講義型の法律基本科目は原則としてそのすべてが映像で記録され、そうした教材は、ストリーミングによって学生の利用が可能となっている。

Ⅸ. 図書館及び図書・電子媒体等

Ⅸ．図書館及び図書・電子媒体等

(1)図書、図書館の整備

ア　図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

標記の図書資料等の「体系的整備とその量的整備」については、図書館が平成17(2005)年度に作成した「図書館中長期計画策定に向けて」の〈基本理念〉の中に、特に「１．研究・教育に資する図書資料の充実　２．文化財としての図書資料の保管管理　３．図書資料閲覧の環境整備」などが掲げられており、基本的に適切になされつつあるものと判断している。

図書など、他の諸資料の「体系的」整備を担保するものとして、まずは図書館の選書機能の適切性・有効性が問われるであろう。現在選書は専任教員選書と図書館選書に大別されるが、選書全体に占める割合は前者がはるかに大きい。具体的には、専任教員には個人選書予算が配分され、大学院担当者にはそれと同額分が加算されている。また学科（学部）及び専攻（大学院）ごとに学科共通費が設定されており、教員個人選書予算についても学科単位で集計し余剰があれば学科共通費に加えて使用できるようになっている。学習図書の整備・充実のためには非常勤教員を含めて「学生指定図書」予算が確保され、兼担者には加算される。

ただこの予算執行は十分とは言えず、視聴覚資料を含めて教育図書・学習図書の整備は満足できる状態にあるとは言えない。これを充実させていくことは今後の重要な課題だと思われる。教員の一層の理解と協力を得ることが改善の第一歩である。そのほかに辞書、白書、その他の資料整備のための「参考図書」費も教員選書の一部に入るが、これは次に述べる図書館選書の重要な機能でもあり、図書館が絶えず遺漏なく整備していくべき領域であることは言うまでもない。図書館選書は一般図書資料のほか学術雑誌・一般雑誌に充てられている。定期刊行物の追録費用も図書館選書分である。ただ平成14(2002)年度の点検・評価報告書に記されている学術雑誌についての「洋雑誌の価格高騰により購入雑誌が削減されている」という事態は今も続いており、今後限られた予算の中で効果的に資料収集・整備していくためには、定期的にタイトルを見直しながら、適正な予算配分が行われるようにする必要がある。

「体系的整備」の一環として図書館は従来「特色ある図書資料の蒐集整備」に力を入れてきた。例えば本学はキリスト教大学であり、16世紀のグーテンベルク聖書の一部をはじめ古今東西の貴重な聖書が集められているほか、ダンテ文庫、アダム・スミス・コレクション、古田良一文庫、アジア・コレクションなど、特に貴重な資料が収集・整備・保管されている。平成18(2006)年には山川丙三郎の日記やノートの寄贈を受けダンテ関係図書が充実した。このうちアジア・コレクション、ダンテ文庫の一部と山川丙三郎の日記はデジタル化の前提としてマイクロフィルム化されており、平成14(2002)年度の財団法人大学基準協会による相互評価で指摘された「電子化の立ち遅れ」に対する一つの改善成果と言っ

てよい。電子化は今後も継続して積極的に取り組まれる予定であり、平成19(2007)年度の予算措置もなされている。また現在本学図書館所蔵の明治期のキリスト教書が整理され書誌作成が行われている。これも今後完成すれば本学にふさわしい貴重な図書資料群となるであろう。これらを、デジタル化などを含めて、どのように公開し提供していくか、今後の課題である。平成14(2002)年度の点検・評価報告書にも「記念文庫の整備」、「特色あるコレクションの実現」などの文言で記されていたように、それらは図書館の特色であるだけでなく、本学の特色であり生命であり、重要な文化貢献・社会貢献として、今後もさらに追求されて行かねばならない。

資料のデジタル化に今触れたが、前回問題点として指摘されていた「電子化の立ち遅れ」に関して、ここで、その後の取り組みを記しておきたい。以下の三つの重点事業により大幅に改善されたと考えている。(1)図書目録の電子化については平成14(2002)年度から遡及入力作業を本格的に開始し、図書館、分館は無論のこと、各資料室、各研究所、法務研究科並びに寄贈図書等、現在、予定どおり平成18(2006)年度末の完成を目指して順調に入力中である。(2)貴重図書のデジタル化が、保存と有効活用の観点から行われている。既に言及したので詳細は省略。(3)電子ジャーナル等のオンラインデータベースの充実については、平成16(2004)年度に開設した法科大学院の環境整備によるところが大きいとはいえ、この2年間で文献探索・新聞記事検索・総合情報検索といったオンラインデータベースの導入数が飛躍的に増加した。しかし洋雑誌・外国語文献の全文検索データベースについては、タイトル数ではまだ不十分というのが現状であり、これからの問題点である。洋雑誌の価格高騰に対応するためにも、今後コンソーシアムへの参加も視野に入れながら、更なるサービス内容の充実を期す必要がある。

「量的整備」については、現在およそ百万冊の蔵書を擁する本学図書館にあってもこれで十分ということはない。ただ量的整備は体系的かつ質的整備と無関係に進めるわけにはいかない。今後の改善の方向として、教育図書・学習図書など基本図書の充実またその有効な利用方法の開発、特色ある専門分野の図書資料の更なる収集・整備、電子ジャーナルの積極的な整備と展開などがあげられるであろう。いずれにしてもそれらを適切に管理運営し有効に活用するためには十分な収容能力のある書庫が必要となる。これらも含めて中長期的展望のもとに体系的・量的充実を図っていくことが求められている。現在本学の大学総経費に占める図書館資料費の比率は、平成16(2004)年度で3.36%、平成17(2005)年度で3.27%である。今後この数字は大学の研究と教育の質的水準を維持し、社会貢献の責任を果たすためにも下回ることがあってはならないと考えている。

※参考資料

「図書館中長期計画策定に向けて」(平成17[2005]年度作成)

〔基本理念〕

図書館は、研究・教育・学習の拠点であり、大学の中枢である。

図書館は単なる文字情報の集積所あるいは保管庫ではない。図書館は、思索と省察を深める場でもある。

図書館は、大学の「文化」そのものであり、それを次世代に継承する役割を持つ。
ITの進展に伴い、図書館のあり方に変化はあるものの、基本的機能は研究教育条件の向上・文化の継承及び学習思索環境の整備にある。
大学図書館としての機能を果たしつつ、地域への開放や他大学等の図書館との連携を強化するなかで、特色ある図書館であることが求められる。

研究・教育に資する図書資料の充実
文化財としての図書資料の保管管理
特色ある図書資料の充実
図書資料閲覧の環境整備

〔基本目標〕
書庫・保管庫等施設設備の確保・整備
選書機能の充実
本学にゆかりのある特色ある図書資料の蒐集整備（ダンテ関係図書等）
貴重書の保管管理態勢整備
図書資料の確実な把握と整理（登録のための一時返却促進／不明・紛失図書の扱いの明確化）
レファランス機能の向上
情報リテラシー教育の充実
開館日数・開館時間の延長（規程改定）
マイクロ化の推進
電子化への対応（電子ジャーナル・データベースの充実等）
専門図書館員の養成
内外への情報発信（企画展・創立120周年記念展示会・ホームページの充実等）
地域社会への貢献（同窓生・近隣住民の閲覧・高校生の開放等）
図書館委員会の機能強化
自己点検評価・外部評価の検討（モニター会議・図書館利用に関する調査・学生に対するアンケート調査等々の活用）
次期システムへの対応（平成19[2007]年度予定）
＊図書資料の一元管理

イ　図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

現在図書館は、土樋キャンパスに「中央図書館」及び「中央図書館分室（大学院図書室）」、多賀城キャンパスに「工学部分館」、泉キャンパスに「泉分館」の４施設体制となっている。各施設の現況については後掲の大学基礎データを参照していただきたい。12研究所、２資料室にもそれぞれ必要な図書・雑誌が備えられており、閲覧スペースもある。全体として施設の規模は適切であろう。
ただ書庫収容能力は、年間約２万冊増加する中で既に限界に達している。重複図書の購

入制限などの工夫にはおのずと限界があることは言うまでもない。平成14(2002)年度の点検・評価報告書に「総合研究棟内に書庫スペースを確保する計画である」と記してあるが、実際には中央図書館書庫に分置されていた研究所関係の蔵書を移設したにとどまった。平成17(2005)年度から地下保存書庫の整備（空調導入、書架設置）が進んでいるが、これも抜本的な解決にはほど遠い。今後早急に収容能力拡充のための施策が必要である。既存施設の大胆な転用あるいは保管スペースの新たな建設など、本学全体の将来構想の中でできるだけ早く解決されなければならない。

機器・備品状況について言えば、例えば中央図書館は築20年以上、泉分館も築20年近くたち、従来電子化への対応は必ずしも十分であったとは言えない。しかし逐次改善を加え、平成18(2006)年８月には、情報システム関係部門の管理運営による総合ネットワークの更新作業により、各図書館内に無線LANのアクセスポイントが設置され、利用者の持ち込みパソコンでもネットワークに接続できる環境が整えられたことは評価される。その他、利用者の便宜のために、AVブースコーナーのより一層の整備など機器・備品の点検は怠りなくなされなければならない。

平成14(2002)年度の点検・評価報告書で今後の方策として示された「マイクロ室」の設置については、マイクロフィッシュなど資料保管のための地下保存書庫を設けたが、マイクロリーダーなど、保管資料の利用のための各種機器の設置が、管理・運営の問題から、中央図書館に一括設置する状態が続いており、「適切」かつ「有効」に資料活用がなされる状態にあるとは言いがたい。マイクロリーダーは中央図書館と泉分館それぞれに一台であり、数量のみならず、それらの機器の更新も含め、必要備品を備えた、やはり「マイクロ室」を設置することが望ましい。現在検討段階であるが、「改革に向けた方策」にまでは立ち至っていない。

ウ　学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

「図書館利用者に対する利用上の配慮の状況」について、まず学生閲覧室の座席数・室数・面積など、後掲の大学基礎データを参照していただきたい。現状では適正なものと考えている。

「開館時間」については、平成14(2002)年度の大学基準協会による相互評価の指摘を受けて、本学事務職員の就業規則や労働協約の枠内で、それに臨時職員を増員するなどして近年著しく改善された。平成15(2003)年７月までは、月・水・金曜日８時30分～21時30分、火・木・土曜日８時30分～20時であったが、同年８月以降は、月～土曜日８時30分～21時30分に、若干ではあるが、時間を延長した。現在は、平成17(2005)年度「図書館利用規程」の改正を行い、平成18(2006)年４月から、中央図書館の開館時間は、夜間主コースの授業終了後にも対応するため、平日は８時30分～22時にまで延長されている。開館日数もここ数年増加傾向にあり、長期休暇中の土曜日及び休日の開館も視野に入れながら引き続き検討を行っている。今後は財政緊縮によるコスト削減で専任事務職員が減少しているため、業務の見直しはもちろんのこと、業務の一部外部委託の導入などによって、専任職員の負担を過剰にしない形で開館日数の拡大や開館時間の延長を行うことも検討し

ている。

「図書館ネットワーク」は、学内に関しては、３館１分室の間、さらに各研究所間の相互利用が適切かつ有効に運用されている。学外との関係では、地域、全国、海外とも、徐々に整備されつつある。これについて詳細は、「(2) 学術情報へのアクセス」の項を参照されたい。

そのほか、利用者の利用上の配慮の状況について、以下、既に具体化されていることを３点特にあげておきたい。第一に、平成 17 (2005) 年度から、図書館利用規程を改正し、学部学生の館外帯出期間を「８日以内」から「15 日以内」に変更し、利用者の便宜を図ったことである。第二に、同じく平成 17 (2005) 年度に学生の「図書館モニター制」を導入し、モニター会議を年２回開催し、利用者の声を積極的に吸い上げ、サービス向上に努めている。また、平成 18 (2006) 年度から、従来の大学が設置している意見箱に加えて、図書館専用意見箱を各館に設置し、図書館の自己点検に役立てている。さらに、多様なチャネルから意見を聞くために今後アンケート調査（教員と学生を対象に）を実施し、平成 18 (2006) 年度はまだ実現していないが、図書館の今後の改善のための方策づくりに活用していきたい。第三として、講義・演習などと連携した図書館のリザーブ・サービスについて平成 18 (2006) 年度検討されたが、まだ実現に至っていない。図書館が有効利用されていくための重要な方策として今後の課題である。

エ　図書館の地域への開放の状況

従来本学図書館が大学図書館として地域へ通常開放されていた、あるいはそれが視野に入っていたとは必ずしも言いがたい。本学図書館の場合、卒業生をはじめ本学関係の一般市民には以前から解放されていたし、学内関係機関主催の各種公開講座受講者に閲覧室を開放することも行われていた。その意味で決して閉鎖的な図書館であったわけではなかった。

図書館主催の企画展（最近では、平成 14 [2002] 年度の「島崎藤村展」、同 18 [2006] 年の「アジア・コレクション」展）を開催したことも、広い意味で「地域への開放」と言うことができるであろう。両展とも多数の来場者があった。これは評価できることであり、本学所蔵品の展覧、あるいは本学ゆかりの展示などを中心に、今後機会をとらえて行っていく予定でいる。

平成 14 (2002) 年度からは、受験生（高校生）に８月の３週間図書館を開放している。平成 18 (2006) 年度は、中央図書館で延べ 18 人、多賀城分館で 10 名、泉分館で 64 名の利用者があった。自転車又は徒歩で来館するのが９割以上であり、まさに地域へ開かれた図書館のあり方を示したものと評価することができる。なお３館の統計を平均で紹介すれば、男女比はほぼ半々、学年はほとんどが高校３年生、交通機関は今言ったように第一が自転車、次いで徒歩、次に公共交通機関となっている。リピート数は平均５回。図書館滞在時間はこれも平均で２時間 30 分である。さらにこのサービスを知ったのは、友人による口コミと高校教諭の指導によるものとで半分を占めており、次いでオープンキャンパスを機にというのが続いている。これらの高校生が本学を受験するのかどうかというのとはかかわりなく、広い意味での教育の一環として、可能な限り開放していく方向に行くことが望ま

しい。また夏期休暇中だけでなく、例えば推薦入試、AO入試合格者のいわゆるブリッジ教育にも図書館が用いられるべきである。泉分館で一部実施されているが、これは今後の「改善のための方策」の一つと考えるべきであると思う。地域の市民に普段開放することが可能なのかどうか、あるいはそれが良いのかどうか、そのためには例えば休日開館の実施も要請されてくるであろうが、いずれにせよ、条件を整備しつつ、今後慎重に考慮されるべき課題の一つであろう。

(2)学術情報へのアクセス

ア　学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

本学図書館の「学術情報の処理・提供システム」は基本的に平成18(2006)年度末遡及入力完了による電子目録によって一元的になされることになる。ただこれらのOPAC登録は、図書について言えば、国立情報学研究所の総合目録データベース所蔵レコード登録件数が約7.5%であり、状況を見ながら必要なものは上げていくべきだと考えている。ただし現在でも本学図書館ホームページからすべて検索できることは言うまでもない。

学術情報へのアクセスについては、各種書誌データベースを利用者に提供し、実際の資料の入手は、主に国内についてはNACSIS/ILL、海外についてはOCLC First Searchサービス、British Library 文献提供サービス、Subito（ドイツの図書館の文献提供サービス）等を利用している。

また本学も加盟団体の一つである東北地区大学図書館協議会では、紹介状がない場合でも学生証を提示することによって加盟館を相互に利用することができるように取り決めている。

本学が学術交流を結んでいる海外の諸大学との間では、教員及び学生の相互交流が中心になっていて、図書館相互の情報交換までには至っていない。将来、何らかの形での図書館の交流のようなものが可能となれば、新たな「学術情報へのアクセス」の道が開かれる。その場合でも本学図書館が図書館交流の対象校と選ばれるとすれば、われわれの所蔵する図書資料の質と量によるものであろうから、(1)で述べたことに帰ることになるが、特色ある図書資料の体系的な蒐集整備が要請される。どのような手段による交流でも、あるいは協力でも、それは今日まさに双方向になされることが必要である。

X. 社会貢献

X．社会貢献

１．大学・学部における社会貢献

文学部

（1）社会への貢献

ア　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

英文学科

平成 18 (2006) 年度から、従来開催してきた英文学科主催の公開講義を「高大連携事業」（宮城県教育委員会）の一環として再定位するとともに、前年度開催分の「公開講義」を、要望に応えて「学都仙台サテライトキャンパス」（設置主体　東北学院大学、東北文化学園大学、宮城教育大学、仙台市）における公開講義として改めて提供することにした。

加えて、文学部長が長を務め英文学科の英語教育部門の教員が中心的な委員となって運営している委員会に、東北学院大学小学校外国語・国際交流活動サポート委員会がある。この委員会は、仙台市教育委員会と連携し、東北学院大学のボランティア学生（その大多数は英文学科学生）を仙台市内小学校の外国語活動に派遣・支援を行っている。

歴史学科

歴史学科及びその前身である史学科では、学科の公開講座を毎年開講しており、あわせて仙台市民を対象とする講座を平成 15 (2003) 年以来毎年開講している。学科の公開講座はみやぎ県民大学開放講座の一環でもあり、両講座ともに学生とともに県民、市民を対象に開催し、生涯学習に寄与している。また、歴史学科の各教員は地方公共団体の文化財保護審議委員や、自治体史の執筆編集、各種講演等、学問的な成果を社会に還元する各種活動を積極的に行っている。

イ　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

英文学科

公開講座は毎年開講されている。毎年、英米文学または英語学・英語コミュニケーションのどちらかに焦点をあて、５回連続の公開講座としている。平成 18 (2006) 年度は英語学系・英語コミュニケーション系教員によって「ことばの多面性Ⅱ」（全５回、10 月～11 月）の講座が開講され、毎回 50～100 名の聴衆があり、多くの市民が参加している。

平成 18 (2006) 年度からは宮城県教育委員会の高大連携事業として、英文学科公開講座への高校生の参加を奨励し、多くの高校生に大学で学ぶ機会を与えている。

学都仙台サテライトキャンパスでは、英米文学系教員による連続公開講座「文学と絵画

の交渉」（全８回、６月～９月）が行われた。以下は過去３年間の英文学科公開講座のテーマである。

・平成 16 (2004) 年度「ことばの多面性Ⅰ」
・平成 17 (2005) 年度「文学と絵画の交渉」
・平成 18 (2006) 年度「ことばの多面性Ⅱ」

歴史学科

公開講座の開講状況は以下のとおりである。これらの講座は平均して 100 名以上の受講者がある。また、最近これらの講座が社会に知られてきており、受講者が増加しており、200 名近い受講者がある場合がある。

・平成 14 (2002) 年
　史学科第５回公開講座
　高等教育ネットワーク・仙台「ネットワーク講座」
　　歴史書を読む
　　王のイメージ　鈴木道也
　　史記の人間観　谷口　満
　　聖徳太子の実像を探る　熊谷公男
　　陳寿の描く三国時代　下倉　渉
　　吾妻鏡編纂の舞台裏　大石直正
・平成 15 (2003) 年
　みやぎ県民大学「大学開放講座」
　　日本の都・中国の都
　　長岡京から平安京へ　熊谷公男
　　宋の開封－「東京夢華録」の世界　熊本　崇
　　古都平泉の復元　大石直正
　　清代の北京　香坂昌紀
　　平城京を掘る　佐川正敏
　　六朝の都建康　下倉　渉
　　江戸の「繁昌」　千葉正樹
　史学科第６回公開講座
　高等教育ネットワーク・仙台「ネットワーク講座」
　　それぞれの旅
　　江戸時代の「道中記」をめぐって　難波信雄
　　マンジュ・グルン満州を旅した日本人　細谷良夫
　　アメリカ西部の旅　森脇　龍
　　イギリス婦人の北日本紀行　榎森　進
　　古代地中海世界への旅　松本宣郎
・平成 16 (2004) 年
　みやぎ県民大学「大学開放講座」
　　日本の都・中国の都　その２

楚の都　紀南城－長江文明の華－　谷口　満
平安の都　平安宮　吉田　歓
草原の都　ウランバートル　中村篤志
飛鳥の都　倭京　熊谷公男
遠の朝廷　多賀城　辻　秀人
仙台城下の武家屋敷と町屋敷　難波信雄

史学科第７回公開講座
高等教育ネットワーク・仙台「ネットワーク講座」
帝国－さまざまな姿－
帝国アメリカ　森脇　龍
ローマ帝国とはどんな「帝国」か　平田隆一
帝国としてのキリスト教共和国　櫻井康人
黎明期の中華帝国　下倉　渉
大英帝国の繁栄を支えたインド支配　渡辺昭一

・平成 17 (2005) 年
みやぎ県民大学「大学開放講座」
戦いの歴史
日本列島の戦争の始まり　辻　秀人
三国志に見る戦い　下倉　渉
源平の戦い　七海雅人
十字軍と西アジア世界　櫻井康人
アヘン戦争と中国　香坂昌紀
第２次世界大戦の南方戦線　河西晃祐

史学科第８回公開講座
高等教育ネットワーク・仙台「ネットワーク講座」
交流の世界史
古代ヤマト王権と韓半島　熊谷公男
東北アジア諸民族の交流史　細谷良夫
交流する力　楠　義彦
アイヌ民族と北と南の世界　榎森　進
比較民俗学の立場から「文化交流」考える　政岡伸洋

・平成 18 (2006) 年
みやぎ県民大学「大学開放講座」
世界の近代化を考える
イギリスのインド支配　渡辺昭一
アメリカ社会の成立　森脇　龍
江戸から明治へ　守屋嘉美
アジア諸民族の近代化　細谷良夫
アイヌ民族と倭人　榎森　進
日本社会の近代化と民俗文化　政岡伸洋

歴史学科第９回公開講座
高等教育ネットワーク・仙台　ネットワーク講座「異文化を知る」
東西文明の古代世界

長江流域の古代文明	谷口　満
ギリシア、ローマ文明の世界	平田隆一
ヤマト王権と中国王朝	熊谷公男
東アジアの都と寺院	佐川正敏
前方後円墳の時代	辻　秀人

受講者の増加はこれらの講座が一定の成果を収めていることを示している。今後更なる改善を目指したい。

ウ　教育研究上の成果の市民への還元状況

英文学科

平成 18 (2006) 年度から、文学部と教職課程センターの共催で、中・高教員を対象とした「現職教員研修セミナー」を実施している。これは文学部教員の研究成果を地域の中・高教員へ還元し、地域の教育改善に貢献することを目的としている。英文学科では、英語教育学、英語学、異文化コミュニケーションを専門とする教員が講師となり、現職英語教員の研修を支援した。第１回目であるにもかかわらず、約 50 名の参加があり、参加者から今後も継続して実施するよう強い希望が出されている。なお、本セミナーは宮城県教育委員会と仙台市教育委員会の後援を受けている。

キリスト教学科

年に１回、「学科フォーラム」を開催している。その講師の多くは海外で活躍している研究者であるが、演題は市民向けになるべく分かりやすいものにしている。この企画は原則として「海外からの講師」を招くユニークなものであり、海外との広く深いネットワークの産物である。問題は費用の点にあるが、今後も是非継続したいと願っている。

歴史学科

学科としては前述の公開講座を開催しており、学科所属教員は個別に地方公共団体の文化財保護審議委員や、自治体史の執筆編集、各種講演等、学問的な成果を社会に還元する各種活動を積極的に行っている。

エ　ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性

英文学科

仙台市教育委員会との連携事業として、平成 15 (2003) 年から実施している「小学校外国語ヴォランティア活動」では、英語教師を目指す学生（主に英文学科学生）と本学に学ぶ留学生をグループにして市内小学校へ派遣している。これは小学校の「総合的な学習の時

間」における国際理解活動を支援するものであり、毎年、40名程度学生がグループに分かれ、約15校の約40クラスを訪問し活動を行っている。学生は完全に自由意志によって参加し、長期的な研修を通して英語指導者としての技能を身につけた上で、小学校での授業を行っている。参加者には毎年、仙台市教育長から感謝状が贈られている。

オ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

英文学科

平成17(2005)年度学力向上プロジェクト委員会（宮城県教育委員会）への援助などがあげられる。

歴史学科

地方公共団体の文化財保護審議委員や、自治体史の執筆編集、重要遺跡調査の指導委員会、史跡整備指導委員会等に参加し、政策形成に寄与している。

(2)企業等との連携

イ　大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

英文学科

文部科学省のスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール指定を受けた高等学校（仙台東高等学校、泉高等学校）と英語教育担当教員が、英語教育改善のための研究課題について共同研究を行っている。

経済学部

(1)社会への貢献

ア　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

生涯学習時代において、市民の教養を目的とした学習意欲は高まっているので、経済学部としても積極的に講演会、公開講座等を実施して市民の期待に応えたいと思う。さらに、本学においても「生涯学習センター」を設置して、現在各学部で行われている各種公開講座を一元的にまとめ、かつさまざまな講座を配置できるような仕組みを作ることによって、多様な市民の勉学意欲に応える必要がある。

イ　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

経済学部関係では、現在次のような講演会、公開講座・講義が開講されている。

・みやぎ県民大学開放講座（宮城県からの補助事業）（５～６回）
・東北産業経済研究所主催の講演会及びシンポジウム
・経理研究所主催の簿記会計講座（講座は学生中心であるが、卒業生も受講できる）
・社会福祉研究所主催のオープン・カレッジ（10 回）

これらは、経済学部教員及び外部講師によって実施されており、講演会、公開講義、オープン・カレッジなどには毎回約 50～80 人の市民の参加がある。

ウ　教育研究上の成果の市民への還元状況

地域の大学として、これらの講義、講座は毎年開催され、25 年以上続いている講座もある。既に市民の間にかなりの程度定着し、高い評価を受けている。また、いずれも大学の教育研究上の成果を市民に還元することを主要な目的の１つとしており、内容も大学にふさわしいものになっている。こうした講座を継続して開講することは教員にとって負担となるが、今後も可能な限り続けたい。

(2)企業等との連携

ア　寄附講座の開設状況

現在経済学科では、野村證券との間で寄附講座の協定が結ばれている。経済学特殊講義Ⅰの半期２単位である。また、平成 19(2007)年度から経営学科が日興フィナンシャル・インテリジェンスとの間で寄附講座の協定が行われた。これは総合講座Ⅰの半期２単位である。

法学部

(1)社会への貢献

ア　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

本学部として付け加えることはない。

イ　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

17 年前から、法学政治学研究所が主催して、毎年 11 月、公開講座を開設している。講座は５日間にわたり、５人の教員が「市民生活と法」に関連するテーマについて講義する。参加者は１日平均で 40～50 名。

ウ　教育研究上の成果の市民への還元状況

上記公開講座の講義は教育研究上の成果の市民への還元である。

エ　ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性

本学部では取り入れてない。

オ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

本学部教員の個人的な寄与は枚挙にいとまがないが、本学部として方自治体等の政策形成に寄与した実績はない。

(2)企業等との連携

ア　寄附講座の開設状況

本学部では開設していない。

イ　大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

宮城県司法書士会及び日本司法書士会連合会と司法書士業務にかかわる法的問題についての共同研究を行うための連携をとっている。平成18(2006)年は、法学部教員1名が県内司法書士4名とADRに関する共同研究を行っている。

ウ　企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況、エ　特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

本学部として付け加えることはない。

工学部

(1)社会への貢献

ア　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

大学の使命は教育と研究にあると言われているが、社会に対するオピニオンリーダーであることも欠かせない社会的役割である。工学部では日常生活を取り巻く理・工学的環境を分かりやすく解説するため、大学開放講座を開講している。公開講座の講師は基本的に

本学教員が務め、毎年実施委員会でテーマを設け、5月から10月までの6か月間にわたって15回の講座を開設している。受講している市民の中には「生涯教育」の一環として聴講している場合もあり、毎年多数の出席者がいる。そのほか、オープンキャンパスや工学部祭では各研究室を公開しており、ロボットやソーラーカー、風力発電など現在話題になっているものから、地盤の液状化再現実験や橋梁上の自動車走行模擬実験など、社会基盤施設の安全・防災問題まで実機をもとに学生や教員が説明にあたっている。以上の諸行事が毎年定期的に行われているが、一般市民の方々が理解しやすいように種々工夫するとともに、アンケートをもとにした教育システムの充実を図っている。このほか、本学と学会との共催による「リフレッシュ理科教育」などの企画も実施されてきている。

大学開放講座は回を重ねるにつれて受講希望者が増え、受け入れのスペース不足の問題も起こってきているが、社会との文化交流等を目的とした教育システムとしての機能を充分に果たしてきている。また、オープンキャンパスも同様であり、昨今指摘されている科学技術離れ、理科離れを取り戻す好機会でもあると考える。

21世紀の大学は、教育改革はもとより、他大学との競争的環境の中で、いかに社会や地域に貢献できるかが問われている。したがって、地域社会に開かれた大学として、市民への多様な学習機会を提供し、市民の旺盛な学習意欲に対応して行くためのシステム整備も必要となる。今後は、公開講座などの企画運営をさらに積極的かつ効率的に展開していくためにも、社会人（高齢者）を対象にした総合窓口となる「生涯学習センター」の設置を検討する必要があると考える。また、生徒及び指導する理科教科を担当する教員に対して、大学での先端研究を「わかりやすい理科実験」の形で提供するような企画や広報システムも検討する必要はある。

イ　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

工学部では平成5(1993)年から毎年、みやぎ県民「大学開放講座」を実施しており、平成18(2006)年度で14回目を開催した。これは「大学の持つ人物、物的教育機能を地域社会に開放することにより、高齢化、国際化の進展する社会情勢の中にあって自己充実や生きがいの追及などに資することができる学習機会を提供し、地域住民の高度で多様な学習要求に応えることを目的とする。」という趣旨のもと、宮城県教育委員会主催、多賀城教育委員会後援により本学工学部が実施するという形態で行っている。実施要領は、受講料無料で、5月～10月の間、毎週1回、90分（夏休み期間中は休講）で50名募集しているが、実際は60～70名の出席状況にある。講座のメインテーマは「技術の進歩と生活」など、市民生活に直接かかわりある内容となっている。また、本学工学部は、学会との共催事業として、地盤工学会東北支部と年7回の若手技術者向けの「地盤工学基礎講座」を実施している。環境建設工学科教員と職員がこの講座に貢献している。講座の内容は、建設工学分野（土木工学及び建築工学）で必須事項であり、独学が極めて困難な地盤工学を、現場の体験も踏まえて、若手技術者に教授するという試みであり、既に6年間実施し好評を得ている講座である。講師は、本学教員のほか、建設業、調査業の部長などがあたっており、各種の専門資格取得にも貢献している。

みやぎ県民「大学開放講座」には受け入れのスペース不足の問題も起こるなど、多くの市

民が参加している。また、工学部各学科の教員が講師を務める場合には、一般市民への理解が得られるようなわかりやすい講義の準備のために、比較的多くの時間を要する場合があり、開講時期によっては教員の負担が過大となる場合がある。したがって、企画を実施する際にはこの点にも配慮した合理的な運用を検討する必要も生じている。

ウ　教育研究上の成果の市民への還元状況

工学部の場合には、大学開放講座で行われる講義や解説などを通して、市民との直接対話が実現している。また、近郊に工業団地を控えており、製造・生産管理に関係する質問が寄せられる。一例としては、試作機の実用化やメンテナンス、アイデアに対する評価などが含まれる。本格的な共同研究や技術相談、あるいは性能向上のための改善策などの相談も持ち込まれている。また、工学系専門分野の研究内容を広く市民に公開するためには、公開研究発表会などを積極的に開催することが必要であるが、現状では学内研究発表会の開催にとどまっている。これは内容的にも専門研究分野の学術研究が多いことや、研究発表会が学生の教育の一環として位置づけられていることも一因であると考えられる。また、産業界が要求するような早期実用化可能な開発研究は、財政的な制約条件の問題も内在しているため、大学で行われ発表されている研究にはそれほど多く含まれていないためでもある。一方、平成11(1999)年から大学公開行事として開催している「工学部オープンキャンパス」は、教育研究上の成果の市民、特に高等学校等の学生への公開という意味で成果を示している。地域市民に大学を公開し、学内で行われている研究及び教育成果を展示し、内容の解説を行っている。これにより、一見して閉鎖的な大学施設が身近となり、工学部の教育内容の理解と地域の大学としての親密感の醸成を図っている。

工学部で開催されている「工学部オープンキャンパス」は、大学で行われている教育研究上の成果の市民への還元への一つの機会となっている。しかしながら、まだ十分に地域に定着しているとは言いがたく、より一層のアピールと積極的集客活動を行う必要がある。また、現在は限られた期間内だけに行われている大学公開行事をさらに複数回に増やし、地域市民に大学を開放することが必要と考えられる。

エ　ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性

現在まだ実施の段階ではないが、学生小グループによる「おもちゃの病院開設とちびっこエンジニアの育成」という企画が検討されている。これは地域の幼稚園児や小学生を対象にして、おもちゃの修理を無償で行うもので、地域住民との交流から生み出されてきたものである。

おもちゃといっても最近のものはそう簡単ではなくなっている。そのための学習が必要であり、それを支援する体制も必要である。工学部の場合は専門の教員がおり、多少の工作が必要な場合は機械工場の事務職員も応援するとの意向が伝えられている。幼稚園児や小学生及びその父兄との交流を通して、少しでも理科離れを食止めることができれば幸いである。「ちびっこエンジニアの育成」は学生自身の勉学の励みになることは必定である。

オ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

大学並びに大学教員は社会のオピニオンリーダーとなることは言をまたないところである。工学部教員は宮城県、仙台市、多賀城市などから、政策審議委員会のメンバーとなるようしばしば要請され、これを受けている。市発展のための基本構想や、公害・環境などに関する意見具申、産業政策に対する種々の提言を行っている。

(2)企業等との連携

ア　寄附講座の開設状況

教育研究の振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究や教育を行う事業であるいわゆる寄附講座は工学部では開設されていないが、宮城県志田郡地区公民館連絡協議会事業「志田郡成人大学」が、本学の全キャンパスを会場にして行われている。工学部では受講者 50 名に対して、90 分の講義が行われている。簡単な実験を通して動作原理を説明し、実用化したモデルを教材として使用するなど、工学の面白さを知ってもらうことに重点を置いている。工学部での開講テーマは以下のとおりである。

・平成 14 (2002) 年度「高度情報化機器と共生社会」
・平成 15 (2003) 年度「生物の多様性と希少性」
・平成 16 (2004) 年度「生体と電磁界」
・平成 17 (2005) 年度「風力発電と磁気歯車」

イ　大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

工学部では、各自治体から要請を受けて工学部の研究教育の一端を紹介するものや、各企業で行う若手技術者育成のための研修会に講師派遣を要請される場合がある。その企業の業務内容と直接関係する内容でなくとも「技術開発の芽を養う」ことを目的としているため、最近注目を集めている技術に関するものが多い。

また、環境建設工学科では社会の要求を学内に導入する手段として、学科同窓会組織を母体とした「学科同窓会しびる会アンケート」を実施している。この同窓会組織は学科同窓会（俗称「しびる会」）と、同窓生技術士の会（俗称「しびる技術士会」）からなり、学科と密接な連携をとっており、非常勤の依頼や合同技術フォーラムの企画（技術フォーラム（第３回）開催案内などの実績がある。その内容は以下のとおりである。

・第１回平成 16 (2004) 年 11 月：「今、建設に求められるもの」をテーマに“建設における資格の重要性及び社会人としての資質” ほか２題
・第２回平成 17 (2005) 年 11 月：“Value Engineering”“アセットマネージメント”
・第３回平成 18 (2006) 年 11 月：“建設における資格の重要性と CPD について”“建設分野の IT 活用－ITS、CG の実施例を題材にして”

このフォーラムは、在学生にとって身近な存在である先輩より「社会人として大事なこ

と」、「社会でいま問題になっている技術、考え方」を講演してもらうことにより、学生が卒業後の進路を真摯に考える機会となっている。なお、技術フォーラムは、「しびる会」と「しびる技術士会」及び学科の共催行事として１年に一度の開催が企画されている。

現在のところ工学部では、環境建設工学科が大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携を図るための方策を実施している。学科により教育内容も異なることから、画一的には扱えないが、他学科でも将来に向けて大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策を探る必要があると考える。

ウ　企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

工学部では受託研究費(a)、研究助成金(b)という形で企業より助成金を受け共同研究が進められている。平成17(2005)年度の推進状況は以下のとおりである。

(a) 委託研究については17件あり、一般の企業のほか京都大学や総務省情報通信政策局、科学技術振興機構、宮城県産業技術総合センターなどが含まれる。研究期間は１年契約のものが一般的であるが、２年契約のものもあり、現在も進行している状況にある。助成金は１件につき 1,000 万円のものから 20 万円のものまで幅がある。全体では6,400万円の助成金を受けている。

(b) 研究助成については21件ある。これも一般企業のほか、東北電力や国際科学振興団などが含まれる。１件につき100万円～40万円の助成を受けている。全体では1,400万円の助成を受けている。

エ　特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

工学部では産学連携推進センターを中心として産学連携事業を図っており、特許・技術移転の推進を行っている。工学部では活発な研究が行われており、産学官による製品の開発、実用化が進んでいる。既に実用化された製品もあり、社会貢献の一助となっている。

工学部の特許出願状況は、平成 15(2003)年度 12 件、平成 16(2004)年度 12 件、平成17(2005)年度９件である。また、特許登録件数は、平成16(2004)年度１件、平成17(2005)年度１件である。

特許・技術移転を促進する体制としては産学連携推進センターが整備され、推進が徐々に進展している状況にある。

教養学部

(1)社会への貢献

ア　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

現在、社会との文化交流等を目的とした教育システムとして恒常的に存在するものはな

い。しかし、こうした文化交流は必要であり、意味があると考えている。

教養学部では、従来から「みやぎ県民大学・大学開放講座」、学都仙台サテライトの公開講座、公開シンポジウムなどを介して市との文化交流を図っている。

また、言語文化学科では、暫時的ではあるが、予備科目として社会の前線で働いている識者に学生の社会意識を涵養させるために講義していただく科目を開講している。また、映像の歴史と社会の変遷をテーマに、市民との文化交流を求めた「市民講座」を有志で行っている。さらに、カリキュラムに「ボランティア活動」という科目を設置し、仙台でのNGO 組織とのインターンシップや花山少年自然の家とのサマースクールへの参加などを行い、学生の社会意識の涵養と同時に、社会への学生の貢献をなし得るような教育システムの開発に取り組んでいる。

地域構想学科では、学科の教育目標を達成するために、フィールドワークを中心とした各種の実習を授業の重要なプログラムとして実施している。このフィールドワークという教育システムは、地域社会という現場で生活を営む人々と大学教員や学生が対話を重ねることによる文化交流と言ってよいであろう。地域構想学科は、こうしたフィールドワークを中軸とした実習を教育活動の中心として継続してきたし、今後もその予定である。それ以外にも、地域社会の要請に応える形で、地域構想学科の専任教員が講師を務めた公開講座を毎年開催してきた。平成 17 (2005) 年 10 月には、宮城県気仙沼市において東北学院大学公開講座「海と里の結びつき」を開催した。本学科の５名の教員が講師となり、約１か月にわたって毎土曜日に講義を行った。毎回 50 名以上の市民が熱心に聴講していた。平成 18 (2006) 年には、９月に前年度と同様、宮城県気仙沼市において公開講座を行い、本学科の２名の教員が講義を行った。さらに 10 月には、岩手県大船渡市において東北学院大学気仙沼地区開放講座「新しい眼で捉える地域社会」を実施した。本学科の教員５名が講師となり、100 名あまりの受講生を対象に１か月にわたって講義を行った。受講した市民からは、大変有意義な講座であった旨の多くの感想が寄せられている。

教養学部の理念と教員構成の特徴から見て、県民向け及び市民向けの公開講座は学部による社会貢献の手段として最適なものの一つである。問題点としては、以下の二つがあげられる。第一に、泉キャンパスが郊外に位置するという地理的な制約である。みやぎ県民大学の公開講座への参加者が少なかった理由として、自宅から遠いことや、交通手段の制約等があったものと考えられる。一方、学都仙台サテライトキャンパスの公開講座は会場が仙台市中心部に位置し、ここでの参加者の少なさの理由は宣伝不足と考えられる。第二に、大学教員への教育負担・事務負担の重さがあげられる。日常業務の多さから、市民向けの公開講座を積極的に計画するところまで手が回らないのが実情である。

これからの時代には、社会とのこうした文化交流の必要性が一層増大すると思われる。そのための制度的整備、学部としての組織的取り組みに向けて努力すべきであろう。

イ　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

前述のように「みやぎ県民大学」には 35 名、学都仙台サテライトキャンパスには 27 名、気仙沼地区公開講座「海と里の結びつき」には 50 名程度、気仙地区公開講座「新しい眼で捉える地域社会」では 100 名余りの参加者があった。

前項でもあげたが、次の二つが反省すべき点である。第一に、泉キャンパスが郊外に位置するという地理的な制約、第二に、大学教員への教育負担・事務負担の重さである。前者に関しては、泉キャンパスでパイプオルガン演奏会を開催しているという例を考えると、駐車場完備という宣伝が浸透するならば、公開講座の面白そうな内容紹介と相まって参加者の増加が期待できよう。後者については、案内不足と準備不足があったが、今後は経験を生かし、かなりの負担軽減と準備不足の解消がなされるのではなかろうか。

十分な事前準備と運営がなされ、また市民が多く参加できるような情報の徹底と広報活動を行うよう、検討しなければならない。

ウ　教育研究上の成果の市民への還元状況

教育研究上の成果を市民に還元する機会は、既に述べたように「みやぎ県民大学」や「市民講座」の開設に見られるような微々たるものでしかないが、情報科学科では、平成18(2006)年度に一般市民を対象とした公開シンポジウム「なぜコウモリは暗闇で飛べるのか」を開催している。

すべての大木も、初めは一個の種子であったし、大河の流れも山奥の雪解け水から始まることを考えれば、スタートしたこれらの公開講座を育てていくことが大切であろう。ここには触れていないが、学外の団体・組織との提携研究に携わっている研究者が数多く見受けられることや、各種の公共機関から専門委員として意見を求められるという形で研究成果が社会に還元していることには、社会からの心強い手ごたえが感じられる。

教育研究上の成果の市民への還元については、公開講座は言うに及ばず、ホームページの設置やウェブ上での語学研修講座の開設など、これからさまざまな分野で模索し努力して行くべきであろう。

エ　ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性

言語文化学科及び地域構想学科では、ボランティア活動を教育システムに取り入れて地域に貢献する試みが行われており、成果を上げている。ボランティア活動を教育に取り込むこのような試みは、今後より広範に行われるようになると考えられ、関連する学則等の整備も必要である。

オ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

個々の教員が自治体の要請などにより、各種の公共の委員会の場で、専門分野における知識経験を踏まえて提言することは従来から行われてきた。このような形以外の寄与は現在ではあまり行われていない。

学部・学科が、依頼の有無にこだわりなく、独自の視点で自治体へ政策等の提言をする機会は今後増えるものと考えられる。

大学で研究教育をする者として、さまざまな社会貢献が可能であるという認識が、今後

教員に浸透する必要がある。地域構想学科が地域の課題を提示し、学部教員の知識経験等を動員して、具体策が立案される仕組みが確立されれば、教養学部は強力なシンクタンクとなる。

(2)企業等との連携

ア　寄附講座の開設状況

寄附講座は教養学部には開設されていない。大学の研究開発の単位が講座ではなく教員単位となっている本学では、寄附講座の開設は本来なじまない面がある。研究開発の単位を複数の教員で形成しプロジェクトとして取り組む体制が整えば、受け入れも有り得ると考えられる。

イ　大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

標記の連携策は具体的にはまだ存在しない。連携の相手として企業、自治体、教育研究機関を除くと具体的な対象が見えにくくなる。大学で教育研究に携わる者として、社会への貢献を心がけることが重要と考えられる。

ウ　企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

体制には不備が目立つ。特に知的財産権に関する体制が皆無の状態である。しかしながら、情報科学科など一部の学科においては企業との共同研究の実績があり、製品化に至る例もある。本学には産学連携推進センターが設置されているが、企業からの研究者の受け入れに関する体制作りが主となっている。企業と大学の連携の体制作りが不十分な現状では積極的な企業との共同研究は難しい。知的財産権に関する学内規程の策定が早急に必要である。

エ　特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

産学連携推進センターが設置されているが、前項で述べたように体制の不備が目立つ。学内での研究成果を特許の形で知的財産とすることで、教員、大学いずにも大きな利益が得られると期待されるが、現状では手続き等を教員個人が行うことになるので、その煩雑さから特許申請を行わない例も多いと考えられる。

平成18(2006)年度に学内ではじめて「知的財産に関するセミナー」が土樋キャンパスを会場に開催された。本学の体制の遅れに対する認識が広まると考えられる。

２．大学院研究科における社会貢献

文学研究科

（1）社会への貢献

ア　研究成果の社会への還元状況

英語英文学専攻
（下記イ．ウ．エ．オを含む）
毎年開催される文学部英文学科の公開講義の講師には、本専攻の担当者も参加し、研究成果を社会に還元している。また、高大連携授業における授業提供、平成 18 (2006) 年度からの学都仙台サテライトキャンパスへの講座提供、そして、現職教員対象の研修セミナー等を実施しているが、これらにおいても本専攻担当者が参加し、研究成果を社会へ還元するとともに、地方自治体等の政策形成へも寄与している。もちろん、各種講演等の依頼にもできるだけ対応し、研究の社会還元に努めている。

ヨーロッパ文化史専攻
本専攻独自のシステムはないが、所属する教員が歴史学科などの企画する公開講座の講師を担当している。今後は、専攻として社会の要求に対応した企画を立案し研究会や公開講演を行って社会にアピールする必要がある。

アジア文化史専攻
本専攻教員の研究成果は、公開講座・公開講演会などによって広く一般市民に公開・還元されている。また市場調査・環境調査・民俗調査などの成果は、地域住民に還元され、地域振興の一つの力となっている。殊に地域住民と密接なのが、考古発掘と考古調査であり、東北各地の旧石器遺跡・新石器遺跡・古墳遺跡・寺院遺跡において活発な発掘と調査を行っており、地域市町村の文化財保護と文化事業に大きく貢献している。なお、こういった研究成果の公開・還元とともに、収集資料の公開も重要であると考えている。古文書・地方史資料・民俗資料などを一般市民に公開することは、生涯教育の一つの手段でもあるはずであり、具体的な公開方法について検討中である。

（2）企業等との連携

ア　大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

現在は行われていないが、将来的には関連機関との連携を図っていく必要がある。

経済学研究科

(1)社会への貢献

ア　研究成果の社会への還元状況

経済学研究科教員の研究成果は、公開講義・県民講座、公開講演会等によって広く一般市民に公開・還元されている。また、科学研究費による研究成果、あるいは出版社による研究成果の著書刊行を通じた社会への還元はほとんどの教員によってなされている。

イ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

少なからずの教員が地方自治体等の審議会委員を務めており、政策形成に貢献している。

(2)企業等との連携

ア　大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

教育関係の独立行政法人の委員を務めていたり、他大学の理事会構成メンバーを務めている教員がおり、何らかの教育研究上の連携に資している。

法学研究科

(1)社会への貢献

ア　研究成果の社会への還元状況、イ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

法学研究科担当の専任教員は全員が法学部所属の専任教員による兼任である。多くの法学部教員は、行政の各種審議会への参加、講演、公開講座、一般向けの書物・エッセイ・記事などの著述によって、教育研究上の成果を市民に還元する活動を行っている。本学教員は、全体的に、そうした研究成果の社会還元に熱心であると言える。地域社会から本学への期待も大きく、本学教員もそれに応えようとしている。しかしながら、ことさら法学研究科が中心となり、法学研究科教員であることに基づいて教育研究上の成果を市民に還元する活動は行われていない。また、法学研究科学生による研究成果の市民への還元活動も特にない。

上記のような状況で、ことさら法学研究科の教員であることを意識した、研究成果の社会還元活動はこれまではなかったが、その可能性と必要性に関しては今後、検討の余地がある。研究科学生による研究成果の市民への還元活動については、現状では無理と言わざるを得ない。

工学研究科

(1)社会への貢献

ア　研究成果の社会への還元状況

平成18(2006)年度、産学連携推進センター規程の活動内容の項に「技術移転に関すること」の文が挿入されたが、知的財産の取り扱いに関する規程が整備されていないことから、研究成果の社会への還元を組織的に行うまでには至っていない。しかし、学外者と共同で獲得した外部資金を用いて研究成果を社会に還元しようとする教員が存在する一方で、以前から教員が個人のレベルで研究成果を社会に還元しようと努力している。形式的には産学連携推進センターを通して、外部への技術移転が可能で、研究成果を社会に還元できる仕組みになっているが、知的財産に関する規程がまったく整備されていないことから、実際には組織として研究成果を社会に還元することができない。個人の教員が得た研究成果の社会への還元については、今後、利益相反の問題が起こる可能性がある。研究成果の社会への還元を行うにあたっても、機関としての知的財産保護の規程を制定することが、利益相反を防止する観点からも極めて重要かつ焦眉の急である。また、学内の研究成果の社会への還元についても、社会的に必要性の極めて高い問題なので早急に活性化のための対策が必要である。

イ　地方自治体等の政策形成への寄与の状況

数名の教員が自治体の各種審議会の委員として出席し、技術上・工学上の観点から意見を述べ、政策へ反映されるように努力している。本学の工学研究科にとって、現状における自治体の各種審議会への参加者数が妥当であるかの判断は難しいが、研究者あるいはその道の専門家としての社会への提言は常に必要かつ重要である。今後も公共の福祉、安全、環境の浄化などに関する技術的あるいは工学的な問題点あるいは提言を積極的に自治体へ向けて発信することが必要であろう。

(2)企業等との連携

ア　大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

独立行政法人産業技術総合研究所東北センターと連携大学院の協定を結んでおり、この協定に基づいてこれまでに3名の博士課程前期課程の修了者が出ている。また、同研究所が工業技術院東北工業技術研究所と言われていた時代から卒業研究の学生が研修しており、これまでに延べ150名程度の学生が同所にかかわっている。しかしながら、連携を結ぶことが可能な社会的組織体・研究機関が宮城県内に少ないこと、及び大学内部に積極的に上

記のような連携を結ぶための組織あるいは雰囲気が醸成されていないことは改善すべき点と考えられる。また、連携先である社会的組織体・研究機関の組織改編により、工学研究科の研究内容とのマッチングが取れなくなることもあり、両機関の研究テーマが大きく乖離すれば協定は有名無実化する恐れもある。しかし、この問題は、現状では如何ともしがたい問題である。

イ　企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

企業等との共同研究、受託研究に関しては、本学では委託研究一つにまとめて取り扱っている。これまでの実績は平成15(2003)年度6件、平成16(2004)年度12件、平成17(2005)年度18件とここ数年は、年々増加しており、導入金額も平成17(2005)年度は平成15(2003)年度の約10倍となり、好ましい状況が続いている。このように件数、金額とも年々増加していることは歓迎すべきところであるが、委託研究を支えているのは60歳前後の教員が多く、40歳代の教員の委託研究を奨励しないと増加傾向の研究数及び金額もすぐに減少傾向に転ずることが懸念される。なお、文部科学省の科学研究費補助金の採択傾向を見れば、40歳代の教員が約半数を占めていることから、現在の基礎研究から知的財産あるいは製品化を目指した方向に研究の目的を転換すれば、40歳代の委託研究費の増加が見込めると考えられる。

ウ　奨学寄附金の受け入れ状況

奨学寄附金については、本学では研究助成金として扱っているが、平成15(2003)年度は9件、平成16(2004)年度は14件、平成17(2005)年度は21件と件数は倍増しているが、金額的には1.5倍と件数ほどの伸びを示していない。本学のある宮城県の工業界は中小企業が大部分であることから、地域への貢献を第一議とすれば小口の研究助成金はやむを得ないところかもしれない。また、大学自身の研究体制は組織的ではなく教員個人の活動に依存していることから、大口の研究助成金を導入することは短期間における成果を要求されることなので、それほど容易ではない。しかしながら、教育と研究そして地域への貢献が最近の大学の使命といわれていること、及び本学のこれまでの経緯を考えれば、今後は金額より件数の増加を目指し地域の信頼を得ることが差しあたりの重要事項であると考えられる。

(3)特許・技術移転

ア　特許の取得状況、イ　工業所有権の取得状況

工学研究科担当の専任教員である工学部所属専任教員の特許出願状況は、大学基礎データ表27に示すように、平成15(2003)年度12件、平成16(2004)年度12件、平成17(2005)年度9件となっている。また、特許登録件数は、平成16(2004)年度1件、平成17(2005)年度1件となっている。なお、工業所有権と総称される権利の中で、特許権以外の「実用

新案権」「意匠権」「商標権」については、学内での把握はされていない。
なお、産学連携推進センターが設置されたことにより、特許の取得に関する支援等が一層充実するものと期待される。

ウ　特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性

本学の点検・評価活動の一環として、３年ごとに「教育・研究業績」が刊行されており、その中に研究業績の一つとして「特許」の項目が設けられている。本学ではこれらの教育・研究業績を利用したいわゆる教員評価は実施されておらず、今のところは点検・評価活動の情報収集として国内の他の大学における教員評価の実施状況を把握しようと努めているところである。

エ　技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況

平成 14 (2002) 年４月に工学部に附置する形で「東北学院大学工学部産学連携推進センター」が設置された。その後規程が改正され、センターは「東北学院大学産学連携推進センター」と改編し、全学組織となった。センターの目的は「特に宮城県を中心とする地域の企業と連携を進め、産業教育及び技術振興を図ること」とし、具体的な事業として受託・共同研究の受け入れや特許・技術移転の推進を展開している。工学研究科及び工学部ではセンターを利用した活発な研究が行われており、産学官による製品の開発、実用化が進んでいる。既に実用化された製品もあり、社会貢献している。
このように、産学連携推進センターが整備されたことにより、技術移転を支援する体制が徐々に進展している状況にある。

(4) 産学連携と倫理規程等

ア「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況、
イ　発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産にかかわる権利規程の明文化の状況

本学では、産学連携に関係する規程として「受託研究規程」があり、共同研究もこの規程に準じて行われている。しかし、これらの規程の中には、知的財産権の取り扱いに関するいわゆる「発明規程」や、近年国立大学で特に整備されつつある「知的財産ポリシー」を包含していない。しかし、国の知的財産推進計画の中では、各大学に対して知的財産の創造、保護及び活用に関する整備を強く求めており、また、工学部や教養学部の理工系学部を擁する本学においても、知的財産に関する規程の整備は必要である。
そのような中、平成 18 (2006) 年 12 月７日に、社団法人発明協会から知的財産に関する専門家を招聘し、教職員対象の「知的財産セミナー」を土樋キャンパスで開催した。また、平成 18 (2006) 年度に改正された事務組織の中で、総務部調査企画課の職務分掌に「知的財産に関すること」が初めてうたわれ、併せて総務部研究機関事務課多賀城キャンパス実験実習指導・教育研究支援係の職務分掌にも「知的財産の権利申請、保全、使用、管理等に

関すること」が新たに加わった。

以上のように、本学内において徐々にではあるが、知的財産に関する体制の整備は進んでおり、今後は、関連規程の整備について意見交換が進むものと期待される。

人間情報学研究科

人間情報学研究所の担当専任教員は、教養学部所属の専任教員による兼任である。よって、本研究科独自の貢献は区別しがたいため、教養学部の項を参照されたい。

法務研究科

法務研究科にあっては、少なくとも当面の間、学生を十分に教育し、法曹に育てる第一段階での役割を果たすことが、間接的ながら社会への貢献になると考えている。

ＸＩ．学生生活

Ⅺ．学生生活

１．大学・学部における学生生活

大学全体

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性、イ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

本学では、学費支弁の困難な学生に対して経済的支援を行うために、東北学院大学奨学金規程による本学独自の奨学金を以下のように６つ用意している。

①東北学院大学奨学会奨学金…これは、単年度ごとに募集する無利子の貸与奨学金である。金額は授業料の約 80％であり、定員は全学生数の１％とし 122 名となっている。

②入学時ローン利子給付奨学金…入学金と前期授業料等を含む入学時納付金の納入が困難な入学予定者に対して、指定金融機関から融資を受けられる制度であり、その際、利子を大学が給付するものである。人数の制限はなく、ローン金額は入学時納付金を上限としている。

③学費ローン利子給付奨学金…学納金の納入が困難な学生を支援するために指定金融機関から融資を受けられる制度であり、在学生に適用され、その際、在学中の利子を大学が給付するものである。人数の制限はなく、ローン金額は学納金を上限としている。

④緊急奨学金…家計支持者の死亡、疾病、失業、あるいは災害などで家計が急変し、修学の継続が困難になった学生を救済するための無利子貸与奨学金制度である。随時申し込みを受け付けている。

⑤キリスト教学科奨学金…キリスト教学科の全学年の学生を対象とし、授業料の全額又は一部が貸与される。これと類似したものとして学校法人東北学院による東北学院神学奨学金がある。これらは、本学が宗教改革の「福音主義キリスト教」の精神に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」の教育を建学の精神としていることに由来するものである。東北学院大学キリスト教学科奨学金は貸与であるものの牧師になればその返済が免除されることになっている。また、東北学院神学奨学金は平成 18(2006)年度より貸与から給付に変更され、牧師養成に成果を上げている。

⑥夜間主コース給付奨学金…経済学部経済学科、経営学科、文学部英文学科の夜間主コースに学ぶ社会人学生に対する給付奨学金で金額は 30 万円である。社会人特別入試による入学者を対象とする第１種と入学後に手続きをする第２種とがあり、資格審査を経て４年間給付を受けることができる。社会人学生の応募条件及び選考基準を平成 18(2006)年度から緩和したことにより、応募者全員がほぼ受給できる状況にある。

なお、本学では成績優秀者を特待生として表彰し、授業料の半額を奨学金として給付しており、入学試験での成績優秀者に対しても入学時特待生として表彰し、授業料の半額を奨学金として給付していることを付言しておく。

以上の本学独自の奨学金以外には、日本学生支援機構による奨学金と外部団体（地方公共団体や民間団体）による奨学金がある。

これらの奨学金を受けている奨学生の現状を見ると、本学独自の奨学生は平成18(2006)年度426名、地方公共団体等の奨学生27名、さらに日本学生支援機構の奨学生3,942名となっている。以上の制度の適用を受ける奨学生の割合は、全在学生に対して、日本学生支援機構などの奨学生の割合は30%、本学独自の奨学生の割合は3%となり、以前から比べると本学独自の奨学生の割合は減少している。なお、この点は近年、日本学生支援機構の奨学金制度が拡充され、採用される学生数が増加していることに一因があると考えられる。

本学における奨学金申請の方法は、本学独自の奨学金とそれ以外の奨学金の申し込み書類はすべて「日本学生支援機構」の様式に沿って行っているので、申請する学生にとって書類作成は煩雑ではない。また、事務処理上も申請学生にどの奨学金が適しているかも指導しやすいものとなっている。募集の機会も年度中に複数回行うなどして、年度途中での経済的な事情の急変者にも対応できるように配慮している。

なお、本学独自の奨学金制度はそのほとんどが貸与型となっているので全般的な再検討を現在行っており、時代の要請に応えることのできる本学独自の奨学金制度の再構築に向けて努力しているところである。

(2)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

心身の健康保持の方策として、現在保健室においては、定期健康診断及び事後指導の実施、急病やけがなどの応急措置、健康相談（校医健康相談を含む）及び保健指導などを行っている。

定期健康診断の結果において要指導の学生には校医の指示の下、運動や食生活指導、受診勧奨などを行い、継続的に健康管理をしている。

急病やけがの対処については、夜の時間帯の課外活動で事故が発生した場合、多賀城・泉キャンパスでは保健室が閉室のため対応に困難な状況が生じやすく、また、土樋キャンパスにおいても夜間は職員が少なく手薄になることから、全キャンパスにおいて夜間の救急と安全対策を早急に講じる必要があると考え、その実現に向けて努力している。

健康相談については、精神的な相談が増加傾向にあり、身体的訴えの背景にも対人関係・学業問題など精神的ストレスが起因となっているものが見受けられる。したがって、保健室は、学生が抱える心身の問題を少しでも解決するために、情報の発信と学内関係機関との連携強化に努め、時代のニーズに応じた健康教育・保健指導に取り組むことにしている。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

人権侵害につながるハラスメント（嫌がらせ）にはさまざまなタイプがあるが、本学ではセクシュアル・ハラスメント以外の対策委員会等は設置されていない。しかし、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどについては、セクシュアル・ハラスメント対策委員会の規程に準じて対処することにしている。具体的には、学生本人の申し出により総務担当副学長を中心とする対策委員会が設置され、調査に基づく対応策や改善策を協議する仕組みが用意されている。

今後は、すべてのハラスメントを含む全体的な規程を作成し、事案が発生した場合の対応策を完全にしていくとともに、全学的な啓蒙活動と事前の防止活動を合わせて行っていくことにしている。

ウ　生活相談担当部署の活動上の有効性

本学における学生の生活相談などに関する担当部門は独立した統一組織ではないために、新入生にとっては相談窓口がどこかわからずに困惑することもあるようだが、グループ主任と学生課及び教務課が一体となった相談体制をとることにより、学生支援に一定の効果を上げていると思われる。これは、学生の学業面を担当する教務課と生活面を担当する学生課・保健室が同一フロアにあり互いの連携を少しずつ強化しているためでもある。さらに、こうした一体的な取り組みに、学生の精神面の問題を取り扱っているカウンセリング・センターも組み入れて総合的な学生相談体制を十分に構築できるようにすることを構想している。また、そこには、相談内容を個人情報保護の面からいかに保護するかという問題とともに、総合的な学生相談体制の中でそうした情報をいかに共有して有効な対策を行うことができるかという問題があり、現在、その解決に向けた取り組みを始めているところである。

エ　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

各キャンパスのカウンセリング・センターに複数のカウンセラー（非常勤）を配置し、また心理学専攻の教員だけでなく、各学部の教員にもカウンセラーを委嘱し、進路相談も含めた学生生活全般にわたる相談に応じている。相談は原則として予約制だが、随時相談を受け付けている。休学や退学の場合には、学生課職員が面談を行い、状況に応じてグループ主任も面談している。保健室においても、精神的な相談の場合、状況に応じてカウンセリング・センターを紹介するなど連携をとっている。また、土樋キャンパスは夜間の相談者も多いことから、夜間の相談体制の充実・強化に取り組むことにしている。

オ　学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

学内の生活相談機関で地域医療機関と連携が求められるのは、カウンセリング・センターと保健室であるが、前者においては嘱託医である医院と連携を図っており、後者においては、主に東北学院系列高校出身の校医の医療機関と連携しており、また必要に応じて他

の近隣医療機関への紹介も行っている。さらに、予防医学協会などの機関と定期的な情報交換も行っている。

カ　不登校の学生への対応状況

本学においては、これまで必修科目を中心に長期欠席学生の調査を毎年６月に行ってきている。これを不登校の学生と定義できるかはともかく、また必ずしも正確な情報を提供するものではないが、学生の出席状況を一定程度把握するように努めている。この調査によれば、長期欠席の理由はさまざまあるものの主に怠惰によると見られる。長期欠席学生調査において該当した学生には、グループ主任を通じて直接に原因の聞き取り調査や学業の復帰に向けた事後指導を行っている。

キ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

「学生生活実態調査」を隔年で実施しており、項目も同一にして経年で比較検討できるようになっている。調査項目としての「入学後の満足度」は比較的高い数値を示している。この調査は『学生生活実態調査報告書』としてまとめられ全学に配付されている。また、保護者に対しても『父母のための大学ガイド』に掲載し、学生のキャンパスライフを理解してもらうようにしている。

ク　セクシュアル・ハラスメント防止への対応

本学には、セクシュアル・ハラスメントの防止にかかわって「東北学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」と「東北学院大学セクシュアル・ハラスメント対策手続規程」の２つの規程がある。これらの規程に基づき、常置委員会として総務担当副学長を委員長とするセクシュアル・ハラスメント対策委員会が設置されている。この委員会の活動内容は、まず、セクシュアル・ハラスメント防止のための教職員及び学生に対する啓発活動がある。具体的には、教職員向けの講演会や学生向けの講演会、セクシュアル・ハラスメント対策委員や相談員のための研修会を開催している。

こうした講演会や研修会を通じたセクシュアル・ハラスメントに対する啓発活動、そして意識改革は今後とも継続的に実施することにしている。また、学内掲示やパンフレットの配布などの日常的な啓蒙活動にも積極的に取り組んでいる。というのも、このような地道な防止のための活動を積極的に行っていくことが、本学においてセクシュアル・ハラスメントを防止するための最も近道であると認識しているからである。

そして、実際にセクシュアル・ハラスメントが起こった場合には、私的処理をしないことを共通認識としプライバシーを守ることを前提に申立人からの申し立てに基づいて、セクシュアル・ハラスメント対策委員会において調査委員会を組織し、徹底した調査に基づく事実認定が行われ、その結果が対策委員会に報告される。対策委員会はその結論を関係部局に伝えるとともに、必要な措置をとるように勧告することになっている。

こうした努力によって、セクシュアル・ハラスメントに対する認識が少しずつ高まって

きたと思われ、以前よりは問題が発生しなくなってきたと言うことができる。

(3)就職指導

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

就職部では、まず入学の時点で新入生約３千人全員に「キャリアサポートブックーなりたい自分になるためにー」を配布する。この内容は、キャリアデザインの紹介から始まり、‘大学での学び編’と‘進路編’に大別されている。学び編は、人間関係力を高める、学び力を高める、情報収集力を高める、文章力を高める、学び活用力を高める、総合力を高める、の章から構成されている。これに対して進路編は、働くということ、ビジネスを知る、業界を知る、業種を知る、キャリアデザインを描く、就職活動を楽しむ、の章から成り立っている。この冊子も含め、学生向けに本学就職部で発行するガイドブックの特徴は、内容の適切さはもとより、そのデザインにおいて、イラストと説明の文字を大きくし、直感的に分かりやすいということに配慮している。

学生にとっては、低学年の段階で自分の性格的な特徴を知ることも将来に想いを馳せるためには重要である。それに関して本学の学生は、１年、２年、３年のそれぞれの学年で、すべて無料で自己分析や志望動機の分析に役立つ精査の機会が与えられている。また就職部独自でも、学生の将来に対する希望や不安などに関する調査分析を行い、学生支援に役立てている。

２年生に進級し学生は、「four leaf clover－就職活動を始める前にー」を参考に、‘四枚目（しあわせ）は自分で探す’コースに入る。このガイドブックの特徴は、既に社会人として活躍している先輩と就職部スタッフからの励ましを込めたメッセージが掲載されており、学生にとっては知らずしらずのうちにその気にさせる魅力を包含していることである。また、３年生になって行われる、就職活動に関する各種行事予定も掲載されている。

キャリア支援教育は、就職部主催だけのもの以外にも、それぞれの学部学科の単位認定を伴った教科科目として、１・２年生を対象に上記の冊子を活用し、就職部も協力し実施している。

３年生に対しては、就職部主催のインターンシップが、夏休みを中心に、就労意識を高めることを主目的に実施されている。ちなみに平成18(2006)年度は、100の企業の協力を得て、266名の学生が参加している。

学生に業界と企業を具体的に知ってもらうことは極めて重要であり、本学ではこれを、３年生に対して実施している。まず、各業界の代表企業の人を講師に招いて業界研究講座を行い、続いて企業の人を講師に招いて行う企業研究講座を行っている。さらに３年生に対しては、学年の後期に、個人又はグループ面談を実施し、キャリア形成や就職に関して具体的に話し合う場を設けている。その際学生は、今後における就職指導のための「進路調査表」を提出することになっている。

４年生に対しては、就職試験に関する具体的な面接及び進路変更に関する相談が重要な指導となり、特に個別指導に力を入れている。この際学生は、３キャンパスのいずれの就職窓口をも利用することができる。このように、具体的な就職指導・支援を実施するにあ

たっては、就職活動の準備から内定及び決定に至る就職全般にわたり、学生に対する教育的配慮に立った就職支援活動を展開することを常に心掛け、「ガイダンス形式」と「相談形式」による活動を実施している。

自分の将来に、希望と不安を抱いて入学してくる学生に、まず行わなければいけない指導・支援は、己を知り周りを知ることの大切さの自覚を促すことである。この場合、先輩などの、人生の先輩としての助言も重要である。その上で、自分の特性を具体的に知り、社会との接点を見つけることである。この点に関し本学では、前述のように、１年の入学時から適切な指導を行っている。さらに３・４年生に対しては、将来の姿を具体的にイメージすることから、より現実的な「就職」までのコースを適切に指導している。

イ　就職担当部署の活動上の有効性

就職に関する学生の多様な卒業後の進路の選択を指導することは、大学としての極めて重要な責務であり、それは単に指導だけにとどまるものではなく、支援をも包含するものであり、したがってその実態は指導・支援である。本学における進路選択の指導・支援は、教員組織である就職委員会と、事務部門である就職部が連携して行っている。またその内容は、１・２年次でのキャリア形成と、それを基盤にしたところの３・４年次での具体的な就職支援である。

本学の就職指導・支援体制は、学生の就職に関する事項を審議するため、就職委員会規程に基づいてそれぞれの学科から選出された委員によって構成される「就職委員会」と、事務組織規程に基づく「就職部」により組織されている。

「就職委員会」は、就職部長１名、各学部の就職部副部長５名及び 23 名の就職委員により組織され、就職指導・支援活動の基本方針を策定している。一方「就職部」は、企業の調査・開拓及び就職に係る各種行事の原案の作成と実施に加え、就職相談などの実質的な仕事を行って学生の就職活動を支援している。

「就職部」は、平成 18(2006)年４月現在、土樋キャンパスに「就職部就職課」、多賀城キャンパスに「多賀城キャンパス就職係」、泉キャンパスに「泉キャンパス就職係」を置き、部長１名、副部長５名、課長１名、課長補佐４名、係長４名、係員５名の事務体制をとっている。３キャンパスにはそれぞれ「就職資料室」と「就職相談コーナー」が設けられており、「就職資料室」には業種別ファイルや企業ファイルをはじめとする多岐にわたる資料が常時開架され、さらに就職情報の検索のためのパソコンも設置され学生が利用できるようになっている。また学生は、学部学科や学年を問わず、いずれのキャンパスの「就職資料室」と「就職相談コーナー」をも利用できるシステムになっている。

このように、本学では、１・２年次の就職活動の準備段階から内定及び決定に至る就職の指導・支援全般にわたる業務を、「学生に対するきめ細かい就職支援サービス」をモットーに、就職委員会と連携をとりながら、また、父母後援会や大学広報誌によって家庭とも連絡をとりながら、就職部のスタッフが担っており、組織として有効に活動していると言える。

ウ　就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

本学の就職部には、組織上キャリアアドバイザーは配置されていない。ただし、個人的にキャリアカウンセラーの資格を取得し、学生対応や相談業務に携わっているスタッフは、土樋キャンパスに１名、泉キャンパスに１名、さらに産業カウンセラーの資格者も１名、土樋キャンパスにいる。また、そのほかのスタッフ全員についても、大学内外のさまざまな研修の場を活用し、学生に対するキャリアアドバイスを学び支援している。

エ　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

就職部における３・４年次の学生に提供している各種行事は、１．就職ガイダンス（３年次の６月から４年次５月にかけて約８回から 10 回)、２．就職支援講演会（３年次 10 月から翌年の３月にかけて約５回から６回)、３.就職情報サイトの利用説明ガイダンス(３年次９月から 10 月)、４．内定者による先輩体験談（３年次 11 月)、５．内定者によるアドバイス会（３年次 12 月)、６．業界研究講座（３年次 12 月、25 業界)、７．企業研究講座（３年次２月、200 社以上)、８．求人情報セミナー（４年次９月から 12 月、毎週水曜日)、９．公務員講座（①公務員集中講座、１年次から３年次、８月から９月と２月から３月、②公務員フォロー講座、３年次 10 月から 11 月、③公務員直前講座、４年次５月から６月）に大別される。

特に本学で実施している就職活動ガイダンスは、１．就職部の役割と行事の紹介、２．就職活動を始める前に考えなければならないこと、３．就職活動の具体的な内容と実際の進め方、４．応募書類の作成方法と応募方法、会社訪問について、５．模擬面接、就職活動マナーについて、６．採用試験、７．採用内定後の報告・届けについて大別され、さらにそれぞれの項目で、１．自己分析の仕方、２．志望動機、３．自己 PR についてなどを詳細に説明している。

さらに平成 17(2005)年度からは、９月になっても就職活動を行っている学生を対象に、本学独自の「東北学院大生のための合同セミナー」を開催し、一人でも多くの学生が、内定というチャンスが得られるように支援している。このセミナーでは、実際、出席学生の約 10％が内定にこぎつけたという具体的な結果も得られている。

オ　就職活動の早期化に対する対応

企業の就職試験がますます早まる傾向にある現時点での最大の問題は、就職問題を含めた自分の将来に対する漠然とした不安や焦りを感じている学生が多いということである。また矛盾しているようではあるが、学生に対する意識調査によると、入学時より２年次における就職に対する関心の薄さが目立つ。この問題を解決するためには、現在だけでなく、「将来の生活設計」という観点から、相談窓口担当者はカウンセリング・マインドで学生の対応にあたっている。この場合、特に気をつけていることは、この問題を単に就職という観点だけで捉えるのではなく、キャリアの開発という人生の設計面から捉えて、しかも早めに指導するということである。このことの重要性は、平成 17(2005)年６月に本学学生を対象に行った就職に関する意識調査の結果からもうかがい知ることができる。また、キ

ャリア形成や就職に関する指導は、就職部だけではなく他の部門や通常の教育体制とも密接に関係しており、その点就職部、教員からの資料請求はもとより、講義や演習においても教員の要請に積極的に応えている。また、入学当初の早い時期から学生たちが自らの将来を考え、勉強や準備をすることが重要であるとの考えのもとに、学長及び学部長の協力を得て、キャリア教育の重要性、とりわけ２年生をどう指導するかについてそれぞれの教員に働きかけている。早期化に対応するには、具体的な就職指導、ガイダンス、各種行事の充実だけでなく、低学年からの将来に関する意識化が重要である。

カ　就職統計データの整備と活用の状況

学生向け配布物や後援会資料、入試案内、大学案内、企業向け案内、同窓生向けの時報、ホームページなどに就職情報の統計データを公開している。その内容は、業種別、企業別、企業の本社所在地別に体系化されており、学生にとってはもちろん、父兄にとっても企業にとっても分かりやすいようにまとめられている。なお、就職率は、文部科学省の統計算出法に準じて行い公表している。

本学では、学生のキャリア支援及び就職支援活動に対し、理事長、学長をはじめとする首脳人の関心は極めて高い。また事務職員の意識も常に学生の立場に立ち、学生の将来を見据え、「やりがいのある仕事」という自覚を持って日常の就職支援活動を行っている。しかし一般教員の就職支援活動に関する意識には大きな個人差がある。教員は「教育と研究」というフィールドが仕事場であり、「就職問題の当事者となるべきではない」という考え方もある。就職問題は就職部に任せておけばよいという認識である。

しかしながら、私立大学の置かれている現状は、そのようなことを言ってはいられないのであり、本学も例外ではない。学生は入学当初から将来を見据えて、勉学や課外活動、演習の選択、資格取得、社会情報の収集などを行っていくべきであり、そのためには事務職員ばかりでなく、教員も学生のキャリア形成や就職支援に関しての理解を深め、具体的な科目において支援・指導する必要がある。特に演習や卒業研究などの教育現場での指導は、学生の就職活動にも大きく寄与するものと期待されることから、教育面での「キャリア形成支援」は、なお一層の充実が求められる。

企業の就職試験がますます早まる傾向にある現時点での最大の問題は、就職問題を含めた自分の将来に対する漠然とした不安や焦りを感じている学生が多いということである。また矛盾しているようではあるが、学生に対する意識調査によると、入学時より２年次における就職に対する関心の薄さが目立つ。この問題を解決するためには、現在ばかりでなく、「将来の生活設計」という観点から、相談窓口担当者のカウンセリング・マインドの育成が求められる。この場合特に大切なことは、このような学生の問題を単に就職という観点だけで捉えるのではなく、キャリアの形成の支援という人生の設計面から捉えた援助をすることである。就職率だけでなく、定着率の向上も考慮すると、なおその重要性は増す。そのためにも、入学当初の早い時期から学生たちが自らの将来を考え、勉強や準備をすることが重要であり、就職部としては教育体制との連携のもとに指導していくことが必要だと考えている。したがって、キャリア開発という基本コンセプトのもとに就職部としての機能を明確にし、自らの役割に応じた指導活動のできる体制をとるべきであり、その基本

にあるのは１年生から３年生までの指導である。しかし現在は、どうしても卒業年次生への指導が中心であり、低学年次生へのキャリア形成指導・支援は、完璧とは到底言えない。今後に向けた改善課題である。また、学生が３年次に提出する、就職・進路希望調査票の提出率（現在全学で平均約70％）を向上することも急務であり、これは教員の協力なくしては困難である。

学生に提供される就職に関する情報は、主として、情報誌、マスメディア、企業側から提供されるものが中心となっている。これに対し学生は、自身が本当に必要な情報は何かが分っていないという面もある。情報に振り回されないためにも低学年レベルから将来の方向を指導し、その意識を確認することが重要である。今後、本当に学生にとって必要な情報とは何かを研究しなければならない。また、情報の提供方法にも問題がないわけではない。例えば、インターネットからの情報、就職部の資料集、種々の説明会だけでは情報が偏ってしまう恐れがある。学生たちが自らの意志によって情報を探っていく、あるいは自分との深い内面的な対話で「知りたい」と願うことを知ることができる情報収集が今後の課題となる。特に相談をしながらの対話型の情報提供が必要であると考えている。そのためには個人対象の相談が低学年次から必要であり、必然的に個別指導が重要となる。現時点での個別指導は結果的に卒業年次生の具体的な就職活動に関する相談が中心となっている。また、一人ずつの就職部における個人相談はスタッフ体制の数からいってもそれほど時間も割けないのが現実であり、今後人員的な側面、特にキャリアカウンセターの資格を持つスタッフの充実が求められる。このためにも、就職部だけでなく、今後の事務職員の育成をどう図るかを、法人・大学として考える必要がある。

組織的な問題とその改善に関しては以下の点があげられる。就職部の職制が、就職部長と副部長を教員が占め、課長以下が事務職員という「事務部」の現状では、教員の仕事の主体が「教育と研究」にある以上、機能的に問題がある。将来に向けては、キャリア形成支援と就職支援サービスに関する整合性のある全学的体制作りが急務である。そのためには、１．教員組織の「就職委員会」と事務系組織の「就職部」を置き、就職委員会は教育的観点からの問題提起と助言を行い、就職部は実務にあたる、２．就職部長は事務職員とし、実務を統括する、３．就職委員会と就職部から選ばれたメンバーで合同就職委員会を構成し、キャリア形成支援、就職支援サービスに関する意思決定機関とする、４．就職部の下に就職課を各キャンパスに配置し、就職支援サービスの一元化を図り、その任は就職部長があたる、などの組織改革が重要である。

(4)課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

学生の課外活動に対する指導、支援を行う担当部署は学生部学生課学生係・学生厚生係である。課外活動は大学教育の一環として捉えられており、したがってその団体の責任者（部長）は教員と規定されている。しかし、それぞれの課外活動団体の内容からすると、必ずしも当該教員がその活動内容について専門的知識を有しているわけではないので、副部長や監督にその内容を深く理解しているOBなどを充て、教育的見地と実践的な見方とを

融合した形での指導体制の構築を図っている。

本学における課外活動団体は、文・経済・法・教養学部では総合役員会 12 団体、体育会 42 団体、文化団体 26 団体、夜間クラブ連合体育団体 12 団体、文化団体 7 団体、その他公認団体 56 団体（夜間を含む）あり、工学部では、総合役員会 4 団体、体育会 28 団体、文化団体 19 団体、その他公認団体 3 団体あり、合計 209 団体もの数になっている。こうした団体それぞれに教職員、OB などが、部長、副部長、監督、コーチとして張り付き、学生の課外活動をサポートしている。

このような学生団体に対して、財源的に制約があるものの、大学としてさまざまな形で経済的支援を行っている。具体的には、各種大会への参加費、演奏会や展示会、学外練習場等の使用料、講師謝礼、機器備品購入などに経済的援助を行っている。こうしたことは、学生の個人負担の軽減に大きく役立ち、経済的な面から学生の課外活動を活発化する役割を担っていると言うことができる。なお、成果の見えやすい体育会にはこうした援助を行いやすい側面があることを認識し、現在、文化団体にも有効な形で支援する方法を模索しているところである。

本学の学生の社会活動にも伝統がある。代表的な団体としてボランティア活動を行っているセツルメント会があげられる。この団体は 50 年の活動実績を持ちボランティア活動の先駆けとして社会から高く評価されている。また、英文学科の学生は、仙台市教育委員会と連携して小学校での英語教育をサポートするボランティアとして活躍している。さらに、今後、小、中学校の行事やスポーツの指導などに仙台市教育委員会と協力してボランティア活動の場を広げることにしている。

以上のような課外活動に顕著な実績をあげた学生や学生団体に対して、大学として学長より表彰する制度を制定し、さまざまな褒賞を与え、その努力に報いている。このような積極的に褒める体制が学生の課外活動への取り組みを活発化し、より良い成果を上げることになると考えている。

イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

本学では、学生の自主的活動としての課外活動を自由に認め支援する体制をとってきているが、この体制のままで総花的に支援しても全国レベルで活躍できるようにならないと考え、スポーツ系の課外活動（体育会）をより積極的に強化していくことにした。具体的には、硬式野球部、準硬式野球部、柔道部、剣道部、サッカー部、自転車競技部、ソフトテニス部、バスケットボール部（男・女）、バレーボール部（男子）、ハンドボール部、ラグビー部、ライフル射撃部の 12 団体を強化指定団体に認定し、「スポーツに優れた者の推薦入学試験」の定員 128 名のうち 66 名（52％）を強化指定団体のための枠としている。なお、これらの強化指定 12 団体に陸上競技部（女子駅伝）と文化団体の S.W.E（シンフォニック・ウインド・アンサンブル：吹奏楽部）を加えた 14 団体は、特別強化団体として大学の後援会が特別強化費を支給している。

これら強化指定団体のうち、硬式野球部、準硬式野球部、サッカー部、バスケットボール部、剣道部、バレーボール部は東北大会で常に上位に入賞し、全国大会に出場するまでになっている。さらに、平成 18 (2006) 年度に硬式野球部は仙台 6 大学春期リーグ戦で優勝

し神宮球場での全国大学選手権に出場した。岸孝之投手は日米対抗大学野球大会と大学野球世界選手権大会に主力選手として選出された。また、ゴルフ部も日米対抗戦に出場する選手を出している。このように国際的に活躍した学生も存在し、いくつかの団体は全国レベルに達するまでになっており、他の団体も東北大会では高い水準にある。つまり、そうした意味では一定の満足度をあげていると言うことができる。こうした支援・強化策を今後も継続的に行うことにしているので、レベルの向上とともに確実な成果を近い将来獲得し、高い満足度を得ることになると考えられる。

ウ　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

各学部の項目を参照されたい。

エ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

本学には、学生代表として、文・経済・法・教養学部を構成員とする学生会と工学部学生を構成員とする学生会の２つが存在する。この２つの学生会と大学は定期的（毎年）に意見交換の機会（「合同協議会」）を持っている。この協議会には、大学側からは学長をはじめとする役職者及び事務部門の担当者が参加することになっている。この協議会で取り上げられるテーマは、科目登録に関するものや学内施設・設備の改善に関するものなど多岐にわたり、学生会の要望する事項に大学側が応えるスタイルをとっている。協議された内容は「コミュニケ」として文書化され全学に公表されている。

また、学長への意見箱も設置されており、学生の生の声を直接に学長が聴くことにしている。ここに投書されたさまざまな意見に対して、たとえ他の大学では一切回答しない匿名の投書であっても、学長は真摯に目を通し、その後関連する（関連は学長・副学長が判断している）各部局に回され、そこでの検討結果が、回答として年４回公表されることになっている。さらに、学生会も意見箱を設けており、学生会が集約した意見は、学生課を窓口として随時回答することになっている。

こうしたシステムが確立していることは長きにわたる伝統の産物であり、また本学が「若人の心を育てる大学」を標榜していることの象徴でもある。したがって、今後とも引き続き学生の多様な意見をくみ上げる場として活用することにしている。

文学部

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

英文学科

学科独自の奨学金はなく、奨学金に関するガイダンスなども実施していない。学生部が

全学生対象に行う措置に従っている。

キリスト教学科
本学科には、「キリスト教学科奨学金」という将来伝道者となる学生のための特別奨学金がある。これは１年次から受けられる奨学金であり、将来伝道者になった場合には、一定の条件で返還を免除される。貸与金額はその年度の学費相当分である。なお学校法人東北学院での扱いになるが、本学を卒業し、特定の大学院に進学する者に与えられる「東北学院神学奨学金」もある。

歴史学科
学科独自のものは存在せず、全学的な支援体制によっている。

イ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

英文学科
入学前のオープンキャンパス（全学、文学部）や入学時のオリエンテーションなどにおいて、各種奨学金についての情報提供を行っている。

キリスト教学科
新入生オリエンテーションのほかに、全学年を対象とした学科オリエンテーション、キリスト教学科修養会などにおいて、各種奨学金について丁寧な説明を行っている。

歴史学科
入学時のオリエンテーションなどにより、学生に情報提供をしている。また、個別にはグループ主任や学生部が対応している。

(2)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

保健室、カウンセリング・センターなど全学的組織のほか、グループ主任（クラス担任）及び演習（ゼミ）担当教員が学生の相談にあたる体制をとっている。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

英文学科
学科選出のセクシュアル・ハラスメント相談員、学生部職員などのほか、グループ主任（クラス担任）が学生の相談にあたる体制をとっている。また、全学的にセクシュアル・ハラスメントにかかわる講演会、防止対策が継続的に実施されている。

キリスト教学科

新入生オリエンテーションのほかに、全学年を対象とした学科オリエンテーション、キリスト教学科修養会などにおいてセクシュアル・ハラスメントについて詳細に説明し、その防止に努めている。

歴史学科

学科内にセクシュアル・ハラスメント相談員が設置され、相談の窓口となっている。また、学科会議等でセクシュアル・ハラスメントの概念と予防、起きてしまった場合の対処について話し合っている。また、全学的にセクシュアル・ハラスメントにかかわる講演会、防止対策が継続的に実施されている。セクシュアル・ハラスメントは実際にあっても表面化することが少なく、そのことを念頭に防止に努める必要がある。

ウ　生活相談担当部署の活動上の有効性

文学部独自のものは存在せず、学生部が全学的な観点から学生の生活相談、学生生活支援を行っている。

エ　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

カウンセリング・センター、学生部などの全学的組織のほか、グループ主任（クラス担任）が学生の相談にあたる体制をとっている。３年次以降はグループ主任のほか、演習（ゼミ）担当教員が進路相談に応じている。生活相談は主として学生部が担当しているが、必要に応じて演習担当教員も対応している。

キ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

文学部独自のアンケート調査は実施していない。学生部による全学的なアンケート結果を活用している。

ク　セクシュアル・ハラスメント防止への対応

文学部独自の対応はない。全学的なセクシュアル・ハラスメント対策のガイドラインに従っている。３学科にそれぞれ３人のセクシュアル・ハラスメント相談員がおり、相談の窓口となっている。また、それぞれの学科会議等でセクシュアル・ハラスメントの概念と予防、起きてしまった場合の対処について話し合っている。また、全学的にセクシュアル・ハラスメントにかかわる講演会、防止対策が継続的に実施されている。

セクシュアル・ハラスメントは実際にあっても表面化することが少なく、そのことを念頭に防止に努める必要がある。

(3)就職指導

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

英文学科

就職部などの全学的組織のほか、グループ主任（クラス担任）が学生の相談にあたる体制をとっている。

キリスト教学科

小さな学科であるため、一人ひとりの進路希望を１年次から調査し、その希望にふさわしい科目選択、さらに必要な準備について指導している。現在の定員では、わざわざ職業選択のための科目を設置する必要はない。当然のことながら、就職部と緊密に連絡をとりながら、学生の進路について相談に乗っている。

歴史学科

歴史学科教育課程の教養教育科目中に「就職の基礎」「インターンシップ」の科目を設け、就職意識を高め、就職に関する基礎的な情報を提供している。また、就職課による全学的な就職指導と合わせてゼミ担当教員が就職にかかわる指導を実施している。今後さらに就職指導を徹底する必要がある。

エ　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

英文学科

学科独自の就職ガイダンスは、新入生に対して行われている。新入時オリエンテーションにおいて、英文学科ガイドに記載されている就職情報をもとに、就職に対する学生の意識を高める取り組みを行っている。それ以外は、就職部の全学的な活動によっている。

キリスト教学科・歴史学科

学科独自には実施しておらず、就職部の全学的な活動によっている。

カ　就職統計データの整備と活用の状況

英文学科

受験生、新入生に英文学科を紹介する目的で作成される「英文学科ガイド」の中に過去３年間の就職状況、就職先企業名リスト、先輩体験談などを掲載し、就職に関する情報を学生が得やすいように配慮している。

就職部の全学的なデータの整備のほかに、平成17(2005)年度から卒業式当日に英文学科卒業生の全進路を学科として独自にアンケート調査をし、その具体的な進路先を「英文学科ガイド」に掲載する一方、学科のオリジナルホームページにPDFファイルで開示している。

キリスト教学科・歴史学科

学科独自には実施しておらず、就職部の全学的な活動によっている。

(4)課外活動

ウ　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

英文学科

教員を目指す学生のために、教員試験対策講座が教職課程センターによって主催されている。この中の英語講座は、英文学科の英語教育担当教員及び外部講師（校長経験者）が講師を務めている。毎年多数の受講者があり、卒業生の多くが教育職に就いている。

歴史学科

歴史学科では、教職課程、学芸員課程、社会教育主事課程、図書館司書・学校図書館司書教諭課程を設置し、正課外教育の充実を図っている。教職課程では、中学校社会、高校地理・歴史、公民の教員免許の取得が可能である。

教職課程、学芸員課程、司書課程ではこれまでに多くの受講者がおり、教員免許、学芸員資格、司書資格の取得者は多数にのぼる。この点で歴史学科の正課外教育は充実したものと言えよう。これらの資格取得者はこれまで教員、学芸員、司書として就職してきたが、近年それらの就職状況が厳しくなり、各課程ともに資格取得者がその資格を生かして就職することが困難になってきている。今後この点を改善するための方策を考える必要があろう。

経済学部

全学に関する箇所を参照されたい。

法学部

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性、イ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

本学部として付け加えることはない。

(2)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性、イ　ハラスメント防止のための措置の適切性、ウ　生活相談担当部署の活動上の有効性、エ　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況、オ　学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況、カ　不登校の学生への対応状況、キ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況、ク　セクシュアル・ハラスメント防止への対応

本学部として付け加えることはない。

(3)就職指導

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

本学部では、学生の進路選択にかかわる指導を２つの方法で行っており、指導は適切であると考えている。

第一は、授業科目を通しての指導である。まず、学生のキャリア形成・支援という観点から置かれている２つの授業科目がある。一つは１年次の「大学生活入門」であり、もう一つは２年次の「資格試験入門」である。前者では、大学での学びと進路選択との結びつきを意識させ、後者では、具体的な法学部に関係する各種資格とそれを取得するための方法に関する情報を提供している。次に、法科大学院進学、新司法試験受験を目指す学生には、１年次から３年次にそれぞれ「法曹養成実習Ⅰ」「法曹養成実習Ⅱ」「法曹養成実習Ⅲ」（いずれも自由科目・２単位）を置き、法科大学院入試、司法試験に向けた学習にかかわる指導を行っている。

第二は、本学部が主催するさまざまな講習会・説明会を通じての指導である。そうしたものとして、まず、法学部に関係する資格を取って働いている本学部卒業生から業務内容や試験対策などに関する生きた情報を得る「説明会」がある。主たる対象は１・２年生であり、年４～５回開かれる。また、各種公務員試験に合格した４年生から話を聞く「合格者の話を聞く会」が年１回行われている。いずれも法学部教員が企画・実施する。

イ　就職担当部署の活動上の有効性、ウ　就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況、エ　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

本学部として付け加えることはない。

オ　就職活動の早期化に対する対応

本学部では、上記のように、学生の進路選択にかかわる指導は、授業科目によるものであれ、講習会・説明会によるものであれ、１年生のうちから行われている。

カ　就職統計データの整備と活用の状況

本学部として付け加えることはない。

(4)課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性、イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

本学部として付け加えることはない。

ウ　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

本学部では、平成11(1999)年以来、資格取得を目的とする課外授業として2種類の講座を開設している。

第一は、公務員試験などの資格試験のための「国家試験・公務員試験講座」で、2年生を対象とする「基礎講座」(憲法、民法、刑法、行政法)と、3年生を対象とする「発展講座」(民法総則・物権と民法債権の解答練習)からなる。授業は本学部や他大学の教員が担当している。「基礎講座」の受講者は平均40名程度で、他学部からの参加者もおり、公務員を目指す学生にとっては、非常に有効な課外講座となっている。実際、本学で公務員に合格する者の約半数はこの講座の受講者と推定されている。

第二は、法科大学院・司法試験のための「司法試験・法科大学院対策講座」で、1・2年生を対象にした「基礎講座Ⅰ」(憲法・民法・刑法)、2・3年生を対象にした「基礎講座Ⅱ」(商法・民訴法・刑訴法・行政法)、3年生を対象にした「法科大学院入試対策」(適性試験対策・小論文対策・既修者認定試験対策)、3・4年生を対象にした「展開講座Ⅰ」「展開講座Ⅱ」(ともに論述解答練習)を内容とする。授業は学外業者が制作したDVD、業者派遣講師によって行われている。受講者は「基礎講座Ⅰ」が30名程度、「基礎講座Ⅱ」が10名程度、それ以外が5～6名であるが、法科大学院・司法試験を目指す学生にとっては、非常に有効な課外講座となっている。実際、この講座受講者からは多くの法科大学院進学者が出ており、中には司法試験の最終試験に合格した者もいる。

エ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

本学部として付け加えることはない。

工学部

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

工学部の学生への経済的支援を図るための措置も含まれると考えられるものに、工学部に隣接する旭ヶ岡寄宿舎がある。旭ヶ岡寄宿舎は男子学生を対象とする寄宿舎で、定員50名で1室の広さが14平方メートルである。2名1室で、舎費は月額6,000円、食費は1日720円である。旭ヶ岡寄宿舎も当然のことながら教育施設であるが、工学部に隣接していることもあり、入舎する工学部学生にとっては有効で適切な経済的支援となっている。

イ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

他の学部と同様であるが、入学時のオリエンテーションにおいて学生に情報の提供を行っている。また、グループ主任、各学科の学生委員や多賀城キャンパス学生厚生係が学生の情報提供や相談の役割を担っている。現在のところ工学部における各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供はほぼ適切に行われていると考えられる。

(2)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

他の学部と同様であるが、各学年のグループ主任が日頃の勉学や生活、就職、進学などの学生生活全般の相談役として、多賀城キャンパス学生厚生係やカウンセラーとともに学生の心身の健康保持に一定の役割を果している。また、電子工学科では学部1年生に対し、チューター（教員）による勉学の支援や大学生生活全般に関する相談を受けるチューター制度を実施している。

これらの制度により、学生の心身の健康保持への配慮が比較的適切になされていると考えられるが、1年次の学生が抱える生活環境の変化によるさまざまな問題について、さらに適切な配慮がなされるように、電子工学科以外の学科においてもチューター制度導入のための検討が行われている。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

本学は、教職員、学生の一人ひとりが大学を構成する大切なパートナーと考えており、良好な教育環境を形成し、それを保ち続けるために、ハラスメントに対しては厳しい姿勢で臨んでいる。ハラスメント防止のための措置として工学部において特にとられている処置の一つに、工学部時間外施設使用許可願の提出手続きがある。すなわち、4年生が卒業研究に使用する実験室や解析室を20時以降並びに日曜・祝日・休日に使用する場合には、学生が工学部時間外施設使用許可願を提出した場合にだけ許可されるようになっている。教員からの強制でなく、学生が自主的に時間外に実験室や解析室の利用を希望して手続きをとった場合にだけ許可することにより、アカデミック・ハラスメントあるいはパワー・ハラスメント防止のための適切な処置ともなっている。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメント相談員が多賀城キャンパスにも配置されてい

る。また、電子工学科では、学部１年生に対し、少人数のチューター（教員）がつき、勉学の支援や大学生生活全般に関する相談を受けるチューター制度を実施している。さらに、各学年のグループ主任が、日頃の勉学や生活、就職、進学などの相談役としての役割も果たしている。

このようにハラスメント防止のために有効ないくつかの適切な措置が実施されており、効果を上げていると考えられる。

ウ　生活相談担当部署の活動上の有効性

工学部として他の学部とは異なる取り組みは特に行われてはいない。学生部が全学的に学生の生活相談、学生生活支援を行っている。工学部では多賀城キャンパス学生厚生係がその役割を担っており、現在のところ有効に機能していると考える。

エ　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

工学部では学生部による学生支援の一環として、多賀城キャンパス学生厚生係に３名の職員が配置されているほか、学生が悩み全般についての相談を行うカウンセラーも配置されている。また、グループ主任（クラス担任）が学生の全般的な相談に対するアドバイザー的な役割を担っている。さらに、４年次には全学生が卒業研究のため研究室に配属されることから、卒業研究担当教員が卒業研究の指導とともに進路相談や学生生活全般にわたるアドバイザー的な役割をも果している。

このほか、特に大学生生活へと環境が変化する１年次の学生に対する適切な対応が行えるように、現在電子工学科において実施されているチューター制度を他学科にも導入するための検討が行われている。

オ　学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

工学部独自の取り組みは行われていないが、本項目に対する学生部による記述に示されるように、多賀城キャンパス学生厚生係と保健室及びカウンセラーが、学生の状況に応じて適宜対応を図っている。

カ　不登校の学生への対応状況

工学部における長期欠席者調査は、毎年４月から６月中旬まで行われている。平成18(2006)年度は工学部全学科の１、２学年について実施され、調査対象科目は、前期（含通年）開講の必修科目で、約９回の講義のうち、３回以上欠席した学生を調査した。調査は122名の教員へ依頼し、66名の教員から報告を受けた。１学年の長期欠席者は37名で、このうち13名が原級止者であり、原級止者全体の33％を占める。以下、２学年102名、うち26名が原級止者であった。１学年の長期欠席者うち、一般入試により入学した学生数は24名で、最も多かった。２学年は、一般入試により入学した学生が64名、学業推薦に

より入学した学生が 20 名であった。これらの学生に対して各学科のグループ主任が面談を試み、102 名中 86 名の学生と面談することができた。その結果、欠席理由としては怠慢が最も多く、中でも朝寝坊が多かった。朝寝坊の原因として連日のアルバイト、深夜までのアルバイトなどをあげている。アルバイトの理由としては、学費を得るためや、交通事故の賠償金を得るためなどがあり、家庭の事情でアルバイトをする例もあった。そのほか、病気（喘息、ヘルニア、体調不良など）によるものもあった。また、欠席理由としては勉学意欲の喪失も多い。このほか、課外活動で他キャンパスの部活動に専念し、授業に出席する意欲をなくしてしまった例もあった。102 名中 98 名が学業を継続したいと望んでおり、残り４名も検討中である。

不登校の学生への対応策でもある長期欠席者調査の実施は、長期欠席者と面談し、欠席の原因をつきとめて出席を促すことにより、原級止めを少しでも減らすことに貢献するものと考えられる。また、学生の日頃の勉学や生活、就職、進学などの相談相手となっている各学年のグループ主任が、直接対応することにより、不登校になる学生を減らす効果があると考えられる。このほか、電子工学科では、１年生に対してチューター制度を実施しており、勉学の支援や大学生生活全般に関する相談などを通して学生の不登校防止の役割を果たしていると考えられる。

キ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

全学的には学生部によって「学生生活実態調査」が実施されているが、工学部として独自の取り組みは行っていない。しかしながら、学生部によって取りまとめられた『学生生活実態調査報告書』によって得られる情報は、教員が現代の学生の考え方などを理解する上で有効であり、学生が学生生活に関する満足度を高め、より良いキャンパスライフを過ごせるように教員が行える学生への対応を考える上での一助となっている。

ク　セクシュアル・ハラスメント防止への対応

工学部として独自の取り組みは行っていないが、セクシュアル・ハラスメント対策委員会により全学的なセクシュアル・ハラスメント防止への対応が行われている。工学部では各学科のセクシュアル・ハラスメント相談員及び多賀城キャンパス学生厚生係が相談の窓口となっている。また、セクシュアル・ハラスメントにかかわる講演会や防止対策が多賀城キャンパスにおいても継続的に実施され、その防止のための啓蒙活動が行われている。

(3) 就職指導

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

本学の就職指導・支援体制は、学生の就職に関する事項を審議するための就職委員会規程に基づき各学部の各学科から選出された委員によって構成される「就職委員会」と、事務組織規則に基づく「就職部」により組織されている。「就職部」は、企業の調査・開拓及

び就職にかかわる各種行事の原案の作成と実施に加え、就職相談などの実質的な仕事を行って学生の就職活動を支援しており、多賀城キャンパスにも「多賀城キャンパス就職係」を置き、事務長補佐１名、係長１名、係員２名の計５名の事務体制をとっている。また、工学部内には就職委員会が設けられ、各学科から選出されたグループ主任を兼ねる２名の就職委員が就職支援活動を行っている。工学部各学科に所属する学生の就職には、この多賀城キャンパス就職係、各学科２名の就職委員及び学生が所属する研究室の卒業研究指導教員の３者が協力して学生の進路選択にかかわる指導を手厚く行っている。

就職指導等の学生の進路選択にかかわる指導は、最も学生と接する機会の多い卒業研究の指導教員、入学時から３年以上の期間にわたり学生とかかわってきたグループ主任でもある就職委員及び就職指導の専門家である就職係の職員の３者が互いに協力して行っており、適切な指導が行われていると言える。

工学部では指導教員、就職委員及び就職係の３者が協力して有効な指導を行ってきているが、就職に対する学生の気質や対応も変化してきている。したがって、学生並びに就職戦線の変化を共有できるように３者が参加した学習会等を実施するなどの、学生の進路選択にかかわる就職指導をさらに適切に行うための検討が必要であると考える。

イ　就職担当部署の活動上の有効性

全学的に就職部が学生の就職活動の支援を担当しており、工学部にも多賀城キャンパス就職係が置かれ、就職資料の提供や就職相談などの工学部学生への就職支援の役割を担っている。工学部では従来から学生の進路指導に教員が大きくかかわっており、各学科２名の就職委員と学生の所属する研究室の卒業研究指導教員とが協力して学生の就職相談や活動への支援を行っている。就職担当部署としての多賀城キャンパス就職係は就職資料の提供や就職相談などに加え、求人に訪れる企業担当者との対応や就職委員とのスケジュール調整など教員と協力して学生の就職活動の支援に非常に大きな役割を果している。したがって、工学部においては学生の就職担当部署として非常に有効に機能していると言える。

ウ　就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

工学部には就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーは配置されていない。しかしながら、就職担当の教員あるいは研究室の卒業研究指導教員の多くは長年にわたり学生の就職にかかわってきていることから、キャリアアドバイザー的な役割を担っているとも言える。また、教員と協力して工学部学生の就職支援にあたっている多賀城キャンパス就職係のスタッフも、長年にわたる就職関連業務のキャリアを有しており、学生の就職相談に対して有効なアドバイスが行われている。

エ　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

就職部により学生に提供されている各種行事、特に就職ガイダンスの実施状況は他学部と大きな差異はないと考える。工学部独自のものとしては、多くの関連企業が参加し、３

年生を対象とした「企業と学生の就職セミナー」が、３月初旬に多賀城キャンパス体育館を会場として開催されている。このほか、卒業生が出身研究室を訪問し、自分の勤務する企業の紹介を兼ね、工学部卒業後に担当している業務内容の情報を提供するなどの個別の学生達への就職ガイダンスも開催されている。

オ　就職活動の早期化に対する対応

就職活動の早期化に対する就職部としての対応は、工学部の学生を担当する多賀城キャンパス就職係においても他学部と同様であると考えられる。企業説明会や就職試験開始の早期化の流れは、工学部における教育プログラムの遂行上好ましいとは言いがたい。しかしながら、学生の就職支援にあたっている就職委員及び卒業研究の指導教員も、学生が希望する企業への就職をかなえるためにはこれに対応せざるを得ない状況である。したがって、進路指導にかかわる学生との面談等の開始時期を年々早めるなどの対応を図り、学生にも企業の採用活動の早期化に対応できるような指導を行っている。

カ　就職統計データの整備と活用の状況

全学的な就職部のデータに加え、工学部においては多賀城キャンパス就職係から工学部卒業生の統計データが示されており、４月上旬に工学部において開催される就職父兄懇談会等で就職状況の説明に活用されている。また、これらのデータは学生との就職相談における有用なデータとして就職委員及び卒業研究の指導教員によって活用されている。

(4)課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

工学部学生は、工学部学生会に所属する各団体において主として課外活動を行っており、多賀城キャンパスを拠点に活発なクラブ活動を展開している。工学部学生会に所属する団体には、各サークルを統括する組織としての４団体、文学部、経済学部、法学部及び教養学部の文科系学部の学生で構成される体育会とは別に組織された体育会 28 団体、文科系学部の文化団体連合会などにはない独自のサークルもある文化団体 19 団体及びその他公認団体３団体がある。多賀城キャンパス学生厚生係がこれらの団体の指導や支援の役割を果しているほか、工学部の教職員の多くがこれらの各団体の部長や副部長として、学生の課外活動をサポートしている。また、前期終了直後の夏休み開始には、１泊２日の課外活動団体リーダー研修会を実施し、工学部に所属する学生部副部長と多賀城キャンパス学生厚生係が各団体のリーダーに対して大学生としてふさわしい学問と両立できるような課外活動が行えるよう指導を行っている。部長や副部長としての教職員の指導や支援は時間的な制約もありかなり限定されるが、学生が活動の主体となり大学生としてふさわしい課外活動が行われており、工学部学生の課外活動には、学生の主体性を阻害することなく有効な指導、あるいは支援が行われていると考える。

イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

工学部学生会に所属する団体の中には、エコノパワー研究会やロボット研究会などのように全国的なコンテスト等で上位の優秀な成績を上げている団体もあり、そのような団体に所属する学生の場合には満足度も高いものと考える。しかしながら、課外活動は本務を忘れず学業と常に両立できるようにすべきであるという観点からは良好な活動が行われていると言えるが、工学部体育会団体の多くにおける競技者の水準は必ずしも高いとは言いがたい。したがって、課外活動に対する学生の考え方により学生満足度の評価は分かれるものと考える。工学部学生の中にも工学部学生会の体育会団体ではなく、より高いレベルの文・経済・法・教養学部の文系体育会団体への参加を希望する者や、あるいは実際に所属する者もある。しかしながら、文系体育会団体で活動するためには、実験実習等の体験型学習が比較的多く含まれる工学部教育プログラムにより自己の能力をさせた上で、キャンパス間移動の問題を解決する必要があるなど、学業に支障をきたすことなく課外活動を両立させることは難しい状況にある。

ウ　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

工学部学生を対象にした資格取得を目的とする講座として、東北学院大学生活協同組合が大学の方針に賛同し、独立行政法人情報処理推進機構による情報処理技術者試験ための「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」を開講している。また、「基本情報技術者試験対策講座」も開講する予定である。一定数の受講希望者もあり、情報処理技術に関連した資格取得を希望する学生への有効な支援となっていると考える。

エ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

工学部においては、毎年、学生執行委員会と学長以下大学側との合同協議会において活発に意見交換を行っている。例えば、平成 17 (2005) 年 11 月の例をあげると、施設関係の要望、食堂の件、試験答案の説明・公表などの要望が議題となった。雨天時などの喫煙場所の設置については、近い将来の学内全面禁煙に向けての準備や、喫煙を容認することにもなり教育現場として大学の心構えとして問題があるとされ、採用されなかった。しかし、学生執行委員会の学生と工学部学生係や工学部事務室職員が、捨てられたたばこを昼休みに毎日拾って歩き、構内美化と喫煙者のマナー改善に尽くしたことは、特筆に価する。また、教員が各団体の長となっているため、定期的に学生の意見を取り入れることが可能となっている。

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムは確立しており、有効に機能していると考える。

教養学部

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性、及び、イ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

学外、学内の奨学金については、学生厚生係が所管の作業として周知と申請手続きと説明を行っている。本学では貸与奨学金として、日本学生支援機構奨学金、東北学院大学奨学会奨学金、東北学院大学緊急奨学金などがある。

また学生が学生の委員会活動としてアルバイトの斡旋を行っており、学生の不利益やトラブルの回避に有効に機能している。

(2)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

保健室とカウンセリング・センターの整備のほか、学生は年に一度定期健康診断を受診しており、各種疾患等の予防や治療の体制が整っている。また保健室やカウンセリング・センターの主催で、心身の健康を維持するために、学生を対象とする講演会が開催されている。日常生活における安全等に関しては、入学時のオリエンテーションにおいて学生委員などからの一般的な注意がある。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

学部主導のハラスメント防止策はない。その理由は、教育研究の遂行に支障がでるほどのハラスメントは非常に少ないであろうという推測と、事後処理に限定すればカウンセリング・センターなどの機構が機能していると考えているためである。まずは実態を調査することから始める必要があろう。措置として評価できるものがまだないという状況からは、不適切な状態にあるとしか評価できない。

ウ　生活相談担当部署の活動上の有効性

学生厚生係が担当部署として相談窓口となっている。金銭上のトラブル、各種勧誘などへの対応も含め、必要に応じてカウンセリング・センターとも連携し、日常生活のすべてに関与しているとまでは言えないが、親元を離れて学生生活を送る学生などにとっても頼りになる存在となっている。有効に活動していると言ってよい。

エ　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

専門のカウンセラーを配置しているのは、カウンセリング・センターのみで、その対象は主に精神上のトラブルを抱える学生である。専門のアドバイザーの配置はない。生活相談については上記のように学生厚生係で対応できていると考えている。一方、進路相談については、就職相談は就職部が対応するが、進路の変更を含む相談は主にカウンセリング・センターが扱っている。カウンセリング・センターでは教員もカウンセリングを担当しており、適切なカウンセラーを担当とすることで進路相談に時間をかけて丁寧に行っている。

オ　学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

地域医療機関との強い連携は必要かもしれないが、現状では校医が学外の医療機関を紹介する程度であり、ゆるい連携にとどまっている。

精神的なトラブルで専門医による治療を必要とする場合は、カウンセリング・センターの嘱託医に治療を依頼するケースも多い。

全体としては、家庭におけるホームドクターのように、常に健康状態に気配りし予防のための助言もするような形での連携はない。

カ　不登校の学生への対応状況

教員側の体制としてグループ主任制度があり、高校までの担任教員のように学業以外の面でも学生のサポートをするシステムがあるが、1グループの学生数が60～70名であることなどから必ずしも十分機能していたとは言えない。そこで教養学部では、情報科学科を除く3学科でチューター制度ないしはメントール制度を採用して、より少数の学生を対象として日常的なコミュニケーションを増し、きめ細かな指導を行っている。不登校の学生についても指導が可能となり、必要に応じてカウンセリング・センターを紹介することになる。

キ　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

教養学部では授業評価とは別に、卒業時に4年間の学生生活全般への満足度アンケートを実施しており、その結果の中から今後の指針となるものを見出し、より高い満足度となるよう努力している。

ク　セクシュアル・ハラスメント防止への対応

セクシュアル・ハラスメント防止で重要なことは、本人には何気ない行動が他人には耐え難い苦痛を与え、傷つけることがあることを認識させることであり、責任ある社会人として世に出る前に、半ば強制しても在学中に一度は実践的な講習（具体例を集めたビデオがあればそれでもいい）を受講させるのが望ましいが、現状は啓蒙が主であり十分とは言えない。

(3)就職指導

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

教員側には就職委員がおり、就職部就職課と連携して就職援助を行っている。就職に関する指導には、特定の会社の業務内容を理解している教員が、ゼミなどの学生に就職を斡旋するものもあるが、教養学部では就職課を介した就職が多い。その場合、就職課がどの程度まで適切に指導ができているかが問題となるが、キャリアデザインを主題とし就職課との連携で設定する授業科目、学生の適正診断、インターンシップ、就職課主催の会社説明会等で、全体としては適切な指導が行われていると考えられる。

イ　就職担当部署の活動上の有効性

就職課の活動は上記のように適正であるが、今後は会社からの本学学生の評価、望まれる大学教育などの教員へのフィードバックも業務の一つとすることが望まれる。

ウ　就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

専門のキャリアアドバイザーは配置していない。有能なキャリアアドバイザーが確保できれば就職課の業務はかなり削減可能なはずであるが、そのような人材は望めないという判断で、現体制となっていると考えられる。ただし、職員の中からプロを育てる努力は必要である。

エ　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

就職ガイダンスは授業のない木曜日の午後に頻繁に開催されており、社会を知り就職を考えるよい機会となっている。適切である。

オ　就職活動の早期化に対する対応

就職活動の早期化、長期化は大学教育の内容軽視を象徴しているかのようではあるが、必要な対応があれば対応せざるを得ないと考えている。ただし、具体的に大学の行事やカリキュラムに反映させるような大規模な対応が必要との実感はない。

カ　就職統計データの整備と活用の状況

キャンパス内の就職課のフロアには大量のデータが保管され、常時学生の使用に供されている。その中には会社そのものの資料のほか、会社に採用された先輩の体験等のファイルもあり、同じ会社に挑戦する学生には心強い資料となっている。インターネットを利用したデータ収集も就職課に配備されたパソコンで可能であり、データの整備と活用の状況

は良好である。

(4)課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

課外活動は大学教育の一環と位置づけ、それぞれの団体に指導教員を配置し、学生厚生係を手続き等の窓口として指導、支援を行っている。多くの場合、教員による指導は限定されたものであるが、活動が適正な範囲で行われるよう学生の自律性を維持する意味では、指導教員の存在意義は大きい。また、届け出て認定された団体には資金面での援助がなされており、無届の団体が増えることを防止している。このように、課外活動に対する指導、支援は有効に機能している。しかしながら、他大学の例にあるような大学の宣伝を目的としての支援、指導は事実上皆無で、教育を大切にする健全さは保たれている。

イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

課外活動の水準はおおむね高いが、本学の歴史の裏づけ、卒業生とのつながりなどがその理由と思われる。学生の満足度も高い。

ウ　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

教養学部教員による課外授業は特に行われていない。大学生協などが公務員試験対策の講座を開設したりする程度である。今後は資格取得に熱心な学生も増えるものと思われるので、学外の専門学校などと教員との連携で講座を開設することなどは十分検討に値する。

エ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

学生会と大学は定期的に意見の交換を行うが、大学運営全般が主要な話題であり、学生代表と教員の意見交換は確立していない。

学科ごとに学生組織を作り学科の教員がその代表と定期的に意見を交換することが、学部の教育の課題を明らかにし、改善に結びつく可能性があり、今後検討していきたい。

２．大学院研究科における学生生活

文学研究科

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

奨学金その他学生への経済的支援は、学生部学生課並びに学務部大学院課が担当し、学生のアクセスを簡便に可能にさせている。貸与奨学金としては、日本学生支援機構奨学金、東北学院大学奨学会奨学金、東北学院大学緊急奨学金、その他公共機関の奨学金、また、利子給付による学費ローン、入学時ローン制度がある。

なお平成19(2007)年度から入学時に納める入学金は、本学の卒業生・修了生は全学免除すること、及び就学期間延長あるいは休学中の学生を除く文学研究科の全学生に対して、一律に年額７万円の奨学金を支給する予定である。

(2)学生の研究活動への支援

ア　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

教員と活動（活動の内容は特に問わない）を共にするための補助金、ゼミナール合宿補助金、国内外学会研究発表あるいは出席補助金等が実施されている。また、ティーチング・アシスタントは、前期課程・後期課程の学生に対して制度化して運用し、経済支援と将来の職業訓練に資している。

アジア文化史専攻

本専攻独自のものに、オープン・リサーチ・センター整備事業によるリサーチ・アシスタントの採用と既述の学外実習の教育プロジェクトがある。国内外の諸機関で実習を行う学外実習では費用の８割程度を補助して学生の負担の軽減に努めている。

イ　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

英語英文学専攻

学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すため、個々の教員が折に触れ奨励・指導するとともに、本専攻独自の専門ジャーナル『東北』(2006 年２月に第39号を発行）も発行している。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程の学生に対しては、外国文献の紹介文を、後期課程の学生に対しては、論文を

学内誌『ヨーロッパ文化史研究』に掲載するように促している。そのための個別指導を行っている。さらには博士論文を作成する学生には、レフリーつきの学会誌に投稿するように指導している。

アジア文化史専攻

本専攻の学生に対しては、後期課程の学生を中心に、随時、論文作成の指導を行い、公的刊行物への投稿を促している。また前期課程の学生にも、調査報告や資料紹介、論文の翻訳などの掲載を奨励している。特に外部のレフリーつき学会誌への投稿に力を入れて個別指導を行って成果を上げているが、専攻で編集・発行している『アジア文化史研究』への掲載も奨励している。

(3)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生については、保健室並びにカウンセリング・センターを設置しその対応にあたっている。定期健康診断の義務づけ、カウンセリング・センターの利用など、学生の心身の健康保持には万全を期している。資料講読や入力作業による神経系統の疲労には特に留意しており、十分な休養と規則正しい生活を促している。また、後期課程全員と前期課程２年次の学生には、２名を定員とする個室を与え、プライバシーを守るとともに、研究作業に必要な静寂さが保持できるよう配慮している。安全面としては、合同研究室・資料室などの採光・調音・給湯などに十分配慮するとともに、夜間の開錠・施錠にも十分注意を払っている。健康・安全において学生に問題が生じた場合は、指導教員・専攻主任・事務職員が責任を持って対処することになっている。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

セクシュアル・ハラスメント防止のために本学は独自の規程を持ち、啓発・防止・対応にあたっている。その他のハラスメントに対しては、セクシュアル・ハラスメント対策規程に準じて適切に対応することになっている。

(4)就職指導等

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

英語英文学専攻

本専攻の修了者の大方が教職に就くことから、専攻の教育課程に英語教育学の講座を設けるとともに、教員募集の情報については、大学院課、就職課で公開し、教員も情報を共有し就職活動の手助けをしている。

ヨーロッパ文化史専攻

随時指導教員が中心となって進路のことについて相談にのる体制をとっている。後期課程の学生に対する研究者公募の案内は、適任と考えられる場合には推薦書を書き積極的に応募するように指導している。本専攻の学生を対象とする募集がほとんどないことから、進路選択に関しては学生側からの要求に依存している。また後期課程の場合には、各大学公募案内は必ずしも本学に来るとは限らず、教員が積極的に情報収集にあたっている。今後は学部と同様に、大学院にも進路を担当する専門部署を設けて、積極的に取り組む必要がある。

アジア文化史専攻

進路選択にかかわる学生の相談については、原則として指導教員が応ずることとし、必要に応じて選考主任・関連教員が加わることにしている。指導教員は、学生の能力・性格・嗜好を十分に理解しているはずであり、最も適切な方法であると考える。現在までのところ、非常勤職員への就職は、教員の個人的照会によるものが大半を占めている。多くの学生は、正規の試験による専門職常勤職員への就職を望んでいるが、相当に困難である。教員としては、募集情報を鋭意収集して専門職等への就職を可能な限りサポートしている。

経済学研究科

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本学の全学的な奨学金制度の枠組みは、「東北学院育英奨学金規程」(平成元年7月制定)とともに、学内に限定しても主に「奨学金規程」(昭和41年4月施行)、「夜間主コース給付奨学金制度に関する規程」(平成11年9月制定)、「緊急奨学規程」(平成12年12月制定)、「海外留学生奨学金規程」(平成2年4月制定)等を基本とし、そのほかに特定の学科・学部・研究科を限定する奨学金制度がある。また、これとは別に「学費ローン規程」(平成14年4月制定)、「入学時ローン規程」(平成14年12月制定)などもある。

イ　各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

上記の情報は、毎年、学生部を通じて全学生に掲示板やウェブにより広く伝達されており、適切であると思料される。

(2)学生の研究活動への支援

ア　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

大学院学生に対する研究プロジェクト及び学会活動への積極的な参加を促すための全学的な枠組みには、主に「大学院学生学会発表者等補助規程」（平成11年12月制定）及び「大学職員の大学院学生指導に係る支出基準並びに大学院学生への補助金支出基準」（平成7年10月制定）がある

イ　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

経済学研究科は学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すため、大学院の博士（前期）・修士課程を修了した場合には、修士論文の要約を1万字前後にまとめ研究年誌に掲載する。さらに、東北経済学会で発表した場合には、その内容を当該学会誌に掲載することができ、また、経理研究所研究会で発表した後期課程の学生は、経理研究所の紀要に掲載することができ、大学院学生の研究成果を発表する機会は用意されている。

（3）生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

全学生を対象に、毎年学年初めに、学生の健康診断を実施している。また、3キャンパスに保健室を設け、普段から学生の健康に配慮している。また、学生の各種の悩みに対しては本学の「カウンセリング・センター規程」（昭和45年9月施行）に基づくカウンセリング制度を用意している。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

ハラスメント防止のための措置は、本学の「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」（平成12年4月制定）とともに、「セクシュアル・ハラスメント対策手続規程」（平成12年4月制定）を定めている。

（4）就職指導等

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

全学生を対象に、大学業務を行っている期日には、3つのキャンパスに学生の就職活動を支援するセクションを常時開設し、就職情報の公開・紹介を行っている。経済学研究科もこの枠組みにある。全学部から選任された就職委員によって構成される就職委員会が就職部長の指揮の下で全学的な就職活動年間行事を計画し、実施している。

法学研究科

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性、イ　各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

奨学金制度としては、日本学生支援機構奨学金のほかに東北学院大学奨学会奨学金がある。東北学院大学奨学会奨学金は日本学生支援機構奨学金が貸与されない学生の中から選考され、法学研究科学生の場合、年額518,000円が貸与される。また、大学院生の奨学の意味も含めたものとして、ティーチング・アシスタント（TA）の制度があり、法学研究科でも採用している。同様の趣旨のものとして、「行政書士のための特設講座」研修補助員制度があげられる。研修補助員は法学研究科博士課程前期課程２年生以上の者の中から各年度２名が採用される。

奨学金以外の財政援助として、大学院の学生が学会等で発表を行う際には、旅費・宿泊費が支給される。また、ゼミナール合宿費に対する補助金制度もある。さらに、大学事務室は、高校の非常勤講師などのアルバイトを斡旋することもある。

大学院学生の多くは、可能な限り親から経済的に自立しようとしている。そうした学生にとって、現在の奨学金制度はまだ不十分であると言わざるを得ない。特に、授業料の負担が大きく、そのために、アルバイトに多大の時間を費やし、研究時間が十分に確保できない学生も少なくない。今後の大学院教育の拡充を考えるとき、学生の経済的支援は最重要課題の一つであるといえる。

学生への経済的支援の一環として、従来、東北学院大学卒業生が同大学院へ進学する際には入学金の半額が免除されてきた。平成19(2007)年度より、大学院学生納付金等納入に関する規程の改正に伴い、本学の卒業生に対しては入学金全額免除措置がとられることになった。

国家財政事情が苦しい中、日本学生支援機構に大きく依存した奨学制度も根本から見直さざるを得ないであろう。今後は、民間の教育ローンの利用が中心となると考えられる。大学も金融機関と連携しながら、学生が利用しやすい奨学金制度を整備・開発していく必要があろう。

(2)学生の研究活動への支援

ア　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

他大学大学院法学研究科における各種研究会、並びに実務家を中心とした研究会などへの参加が、指導教員により積極的に奨励されている。

イ　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

法学研究科では大学院研究年誌が年１回発行されている。すべての大学院学生は指導教員の許可のもと、これへの寄稿が認められている。特に、修士論文は研究年誌への寄稿が強く求められている。後期課程学生には、大学院研究年誌への論文発表という形で各年度における研究成果の公表が奨励されている。

(3)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

本学の大学院は募集定員も少なく、在籍する学生も少人数である。そのため、指導教員は、授業及び日常的な指導を通じて、学生と密に接している。大学院課の職員も、学生との事務的接触を通して、学生の様子をうかがうことができる。定期健康診断の実施、保健室やカウンセリング・センターの利用といった制度上の整備はもちろんのこと、教員、事務職員との日常的接触を通じて、学生の心身の健康状態へのきめ細かい配慮ができることこそが、本学大学院の特徴であろう。特に法学研究科は学生の数が少なく、今述べたことが最もあてはまる研究科と言える。

本学における大学院学生と教員や事務職員の交流・接触の深さは、学生の心身状態の把握に有効に機能している。平成13(2001)年度に、大学院課と大学院学生共同研究室が別の建物に分かれた結果、事務職員と大学院学生との円滑な接触を図る上で少なからず支障をきたしていた。平成17(2005)年度より、学生と大学院課の強い要請を受けて、大学院学生共同研究室のある７号館への大学院課の移転が実現した。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

本学では、セクシュアル・ハラスメント防止対策は全学的取り組みとして行われており、法学研究科独自の対応はしていない。それゆえ、全学の関係項目を参照されたい。

(4)就職指導等

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

法学研究科は学生数が少なく、学生と指導教員との関係が密接である。学生の進路選択についても、指導教員は学生一人ひとりの志望を周知しており、必要に応じて適切なアドバイスを行っている。具体的な就職指導や就職情報の提供などは、就職部就職課を通じて行われる。しかし、そこでのサービスは大学院生だけを対象としたものではなく、学部学生と同じである。

法学研究科における学生と教員との密接な関係は、学生進路指導においても有効に機能している。就職課によるサービスも、学部学生と同じとは言え、全体として充実している。

しかしながら、もし大学院へ進学する学生が今後急増するとすれば、現在のような教員と学生との密接な関係を維持することは困難となるであろう。代わって重要性を増すのは、

就職担当部局の役割である。大学院教育の拡充を考えるとき、就職担当部局は、学部学生だけでなく、大学院学生をも念頭に置いた就職先も積極的に開拓する必要があるだろう。

工学研究科

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

奨学金については本学の場合、日本学生支援機構奨学金、東北学院大学奨学金、地方公共団体奨学金、民間育英団体奨学金について紹介し、特に日本学生支援機構奨学金及び東北学院大学奨学金については、学生部が窓口となってその手続きの便宜を図っている。

そのほかの経済的支援としてはティーチング・アシスタント（TA）制度がある。大学院生のほぼ全員がTAになっており、学生実験の手伝いによって多少なりとも経済面での支援を図っている。前期課程在籍のTAより後期課程在籍TAの方が単位時間あたりのコストを高く設定している。

また、平成19(2007)年度から、本学部出身者が大学院に進学するときは、入学金を納める必要がないように規程が改正された。これも学生の経済的負担を軽減する手立てであり、その効果は無視できない。

イ　各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

大学院への入学希望者に対して、事前に各種の奨学金制度のあることを学生部が中心に説明している。学生部では「奨学金ガイドブック」という冊子を用意し「奨学金について、奨学金の返還方法、返還金額、出願、提出証明書」などの手続きを具体的に説明している。また同時に日本学生支援機構の奨学金（大学院用）の冊子「奨学金を希望する皆さんへ」を配布し、第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）について説明している。平成18(2006)年度の工学研究科在籍者は61名おり、第一種は21名、第二種は4名、合計25名のものが貸与されている。これは大学院生の41%にあたる。

(2)学生の研究活動への支援

ア　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

大学院で行う研究は、工学的に見て基礎解析的なものと、実用性を重視する応用的なものに分けられるが、いずれの場合でも大学院生が前向きに進んで研究に取り組むエネルギーを高揚させるためには、やはり魅力ある研究テーマを与える必要がある。研究プロジェクトに参加させるには、産学で連携する事も一つの方策と考える。

特に実用化に直結するテーマの場合は、研究室に閉じこもることなく種々の産業展示会

や関心のある講演会に足を運び、開発者や講演者と直接話し合う機会を設けることである。いろいろな話の中からヒントを得て、発明発見への考えが誘起され、結果として産学の研究プロジェクトの一員を構成するようになる。

イ　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

大学院の指導者は、大学院生の行っているテーマが、全国レベルあるいは国際レベルに対して、どのレベルにあるかについて客観的に把握している。したがって、大学院生に対してはその研究を行わせることの妥当性についてよく説明する必要がある。種々の学会を通して口頭発表させることにより、研究内容がより吟味されることになり、問題点も発見しやすい。

学生に対しては学会誌への論文投稿を促し、そして掲載されることになれば、その研究テーマが決して空論ではなく、多くの学者が評価したものであること、研究者として認められることの誇りを分からせる必要がある。また、論文投稿は修士あるいは博士論文を執筆することにも役立ち、さらには大学院卒業後の就職先での評価にも少なからず影響するものであることを十分説明する必要がある。

(3)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

大学院の場合は、研究第一の学生生活となるため、しばしば生活が不規則になり、ひいては精神的、肉体的に疲弊することが多い。研究があまり進展しない場合は、極度のストレスに見舞われることもある。したがって、指導している教員との間で、風通しのよい会話やディスカッションが維持されるように指導している。精神的な面で深刻な場合は、カウンセリングを受けるように勧めている。当然定期的な健康診断を実施しているが、身体的なことで不安がある場合は、校医に随時相談できるよう相談日を設定している。そのほか、学生生活に不安がある場合は、学生部が窓口となり、解決に向けて懇切丁寧に相談に乗っている。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

本学にはセクシュアル・ハラスメント対策委員会と相談員が設置されている。主に教員と学生間で発生するハラスメントを扱っているが、その防止のためにパンフレットを用意し、広く周知を図っている。このほか、パワー・ハラスメントも無視できず、教務委員会などで、教員の日常について学生側からアンケートをとり、問題がある場合は工学部長から教員に注意したり、学生に対しては文書で回答するようにしている。

(4)就職指導等

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

学生はインターネットを通して多くの情報を手にしているが、工学部では自分の進路についてはゼミナール担当教員が積極的に相談に乗ることにしている。一般の諸手続きについては就職部が窓口となり、学生に対して便宜を図っている。現実には企業と大学院生との間で直接話を進める場合が多い。大学院生の場合は、学部生以上に専門性が高いこともあり、企業側も有用な人材を採用するために極めて積極的であるように見受けられる。

人間情報学研究科

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》
本研究科の一般学生は、日本学生支援機構又は本学独自の奨学制度を受けることが多い。大学院にはティーチング・アシスタントの制度があり、教育活動の中でも実験・実習・調査などの時間に補助業務を手伝うことで経済的支援を受ける制度である。社会人学生を除く一般学生のほとんどはティーチング・アシスタントを希望し、週の制限限度携わり、経済支援の一部として活用している。そのほかに全学的に研究科で本学学部ないし前期課程出身者については、入学金の全学免除が平成19(2007)年度実施される予定である。また延期生を除く研究科在学生全員に授業料の1割にあたる奨学金の給付も予定している。
《点検・評価及び長所と問題点》
貸与奨学金のほかに、上記の給付や減免によって、学生の経済的負担は緩和され、親からの仕送り、アルバイトの負担が軽減され、進学希望者の増加につながることを期待している。
《将来の改革・改善に向けた方策》
後期課程の学生については、研究費を補助する制度を設けることを検討する必要がある。

イ　各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

大学院への入学希望者に対して、事前に各種の奨学金制度のあることを、入学オリエンテーション時に説明しているし、「奨学金ガイドブック」という冊子を用意し、奨学金に関する諸手続を具体的に説明している。また同時に日本学生支援機構の奨学金（大学院用）を配布し、第一種奨学金（無利子)、第二種奨学金（有利子）について説明している。平成18(2006)年度の本研究科在籍者は16名で、そのうち2名が第一種を貸与されており、これは本研究科在籍者の12.5%にあたる。

(2)学生の研究活動への支援

ア　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性、及び、イ　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

博士課程後期課程で、学位論文を提出する応募要件として、学会誌への投稿掲載があるので、所属学会での口頭発表、学会誌への投稿の奨励が行われ、論文執筆にあたっては、掲載許可が下りるまで、集団指導の教員による懇切丁寧な指導が行われている。

(3)生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

大学院の場合、研究第一の生活になるためしばしば生活が不規則になりがちである。また研究が思うように進展しない場合、極度のストレスに見舞われることも少なくない。本研究科でも、そのような理由で休学するものも少なくない。そのような事例の発生に最初に気づくのは同じ学習室で勉学している院生であり、定期的に講義、ゼミで顔を合わせる教員である。本人からの申し出でがあるまでは、干渉しないようにしている。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

本学には大学院に限らず全学的にセクシュアル・ハラスメント対策委員会と相談員が置かれている。主に教員と学生間で発生するハラスメントを扱っている。その防止のためにパンフレットを用意し、広く周知を図っている。このほか、パワー・ハラスメントも無視できない。

(4)就職指導等

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

《現状の説明》
大学院では特別の就職の指導はしていない。就職先を決定するのは学生自身である。社会人学生は課程を修了するとともに、職場に復帰する。
《点検・評価及び長所と問題点》
これまで本研究科は就職に対する特別な指導はしていない。基本的には学業・研究に専念することで修了している。しかし、これからは社会人学生でない、一般学生のための就職の開拓にも取り組む必要がある。

法務研究科

(1)学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

法務研究科にあっては、他の学部や研究科の学生と共通な奨学金のほかに、同研究科学生のみを対象とした、①未修者入学時特待生奨学金、②既修者入学時特待生奨学金及び③特待生奨学金などいくつかの給付奨学金（支給総数は学年ごとに 15 名～20 名程）を設けている。各学期あたり①と③は 60 万円、②は年額 75 万 5 千円であり、学生支援機構奨学金とあいまって、学生への経済的支援として相当の有効性を発揮している。

イ　各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

入学前の段階から奨学金の仕組みを案内し、各奨学金の趣旨に沿って公正に応募等が可能になる取扱いをしている。

(2)学生の研究活動への支援

法務研究科に特記事項なし。

(3)生活相談等

グループ主任制度を設け、そうした教員が中心となりオフィスアワーなどの機会に相談に応じる体制となっている。

(4)就職指導等

ア　学生の進路選択にかかわる指導の適切性

法務研究科にあっては、その設置趣旨からして課程修了者が目指す原則的な進路について疑問はない。ただし、平成 18(2006)年度にはじめて課程修了者を出し、平成 19(2007)年 5 月に新司法試験を受験させる段階であるため、いままさに検討を始めるべき課題となっている。

Ⅻ．管理運営

Ⅻ．管理運営

１．大学・学部の管理運営

大学全体

（1）教授会

ア　教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

本学の場合、教育課程の編成及び教員人事に関しては、学部教授会に第一次的な決定権が委ねられている。教育課程の編成権は学部にあり、学部・学科の教育課程改正案は、全学的な合意事項を満たしている限り、学部教授会の決定内容が尊重される。ただし、その具体的な表現形式、全学的合意事項の充足の有無、教育課程を定式化するための学則については、学務部長を議長とする教務委員会で審議され、他学部・学科と関係する部分については、学科長を加えた拡大教務委員会で調整される。学則はその後、学部教授会での審議を経て全学教授会に諮られる。各学部の教育課程編成権を拘束する全学的合意事項は、学部を代表する委員によって、存続期間を定めて構成される機関（これまでの例としては、例えば、全学教育課程委員会）において検討・提案され、学部教授会、全学教授会の承認を得て有効となる。

教育課程のうち、全学に共通の制度的枠組みについては、学部教授会のイニシアティブというよりも、全学的な審議機関である拡大教務委員会から提案されることも多い。例えば、成績が優秀であれば、在学期間が４年に満たない者でも卒業できる早期卒業制度などは、そのような例である。なお、全学教授会で最終決定される事項については、学長が主催して授業期間中の毎週月曜日朝に開催される部長会及び学部長会でも、ある程度の調整が諮られる。

教員人事については、新規採用の場合、採用人数及び新規採用教員の担当科目等に関して全学組織運営委員会での承認を必要とするが、その後の具体的な人選については学部の判断が尊重される。学部教授会が採用候補を決定した後、全学での教員資格審査委員会（学長、副学長、学部長、研究科長、各学部選出委員で構成）で改めて審査されるが、通常の場合、学部段階では、教員資格審査規則が定める全学の基準を満たすような人選を行っているので、実質的には（全学的基準を満たしているという）学部の判断がほぼ実現される仕組みとなっている。すなわち、全学的機関としての教員資格審査委員会は、学部教授会が採用候補者を選ぶための準則を定め、その遵守の如何をチェックしているのである。昇任人事もほぼ同様の手続きを経て行われている。

以上のように、教育課程、教員人事いずれにおいても、全学教授会及び学部教授会からの委任を受けて成り立っている機関が設定した合意事項を、学部教授会が遵守するという

形で運用されているため、少なくとも現在のシステムの下では、教授会による決定に対する不当な介入はあり得ない。すなわち、教授会の「自己統治」が実践されていると言えるから、教授会が果たしている役割とその活動は適切であると言える。

イ　学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

学部教授会は、「学部にかかわる学則及び諸規程に関する事項」を審議決定する（学則第60条）。「学部にかかわる」事項の中には、教授及び研究、教育課程、学生の留学、休学、復学、除籍、復籍、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、学士入学及び転入学並びに科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生、帰国子女及び研究生等、学内試験、学生の進学に関する事項など幅広く含まれる。加えて、各学部の自己点検・評価、各種委員の選出、大学長への意見具申並びに諮問に対する答申等も学部教授会の権限に属する。

学部長は、学部長は、「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」（学則第57条第４項）と定められており、学部を代表すると同時に、学部教授会の議長として、学部による決定全般に対する責任と権限とを有する。

学部長の学部内での役割について述べる。学部長はそれぞれの学部において、全学的に共通の教務、学生、就職等の諸委員を選出させるとともに、各学部あるいはキャンパスの必要に応じて独自の諸委員会（例えば、人事委員会、将来構想委員会等）を構成させて、学部の教育と研究の適切な指導にあたっている。また、教員の採用・昇任の人事にあたっても、学部の決定を主導している。

ただし、各学科の教育課程の運用、科目担当者の決定、オリエンテーション行事の詳細の策定、オープンキャンパス実施内容の決定、予算案の策定など、学部運営の具体的な実際は、学科長を中心とする学部内の役職者に、基本的に委ねられていることが多く、学部長は全般的な指揮監督を行っている。近年は学則等に明示的には規定されていないにしても、各学部ともに、学科長会議あるいは学部役職者会議といった、学部内の主立った役職者間の連携を強化するための会議体が活発かつ効率的に機能しているから、指揮監督も形式的なものではなく、学部内の教員集団による有機的な連携の一環として機能している。

学部長の学部代表ないし全学レベルの役職者としての役割について述べる。

学部長は、学院長、大学長、副学長、宗教部長とともに学部長会を構成し、毎週定期的に、あるいは必要に応じて臨時的に、大学長が招集する学部長会に参加する。その審議事項は「研究・教育の計画、実施に関すること、大学長からの諮問事項に関すること、学部間の連絡、調整に関すること、その他特に審議を必要とする事項」（同規程第６条）にわたる。学部長会は教授会を超えた公式の決定権限をもたないが、理事会の審議事項が報告され、学部長を含む役職者の間の意見交換が行われるほか、学部間の利害調整の一部（他は別の決定権限をもつ会議体で調整されている）が行われているなど、他の会議体では扱われない事項に関する「高度の」判断に結びつく検討が為される。学部長会に先立って定期的に開催される部長会には、学部長会構成員のほか、事務部長、法人事務局役職者等が出席して、全学教授会審議事項の調整が行われ、時には提案内容が修正されることもある。そのほか、学内行政全般の報告と意見交換を通しての相互調整が行われ、学部長は各事務部局や事務部長主催の委員会に対する意見を直接述べることができる。また、入学試験に

関しても、学部長は入試選抜方法等検討委員会、入試実施委員会、入試管理委員会の構成員として、教授会から委任されている事項を審議決定する役割を担っている。

上述のように、学部長は、必ず学部に諮られる事項に関しては、学部教授会の最高責任者として行動し、必ずしも学部教授会に諮られない事項及び学部長が関与して案を策定する事項に関しては、学部を代表する役職者として行動しているから、学部長に委任されている事項と学部教授会審議事項が合理的に分けられていると言える。したがって、役割分担に関しては適切であると言える。

ウ　学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

本学は独自の制度として、各学部教授会に加えて全学教授会を設置している（学則第58条）。学部教授会は「各学部を構成する教授、助教授及び講師をもって構成」し、「運営内規」第３条により、「それぞれの議長が、必要と認めるときは助手を出席させ、かつ、議決に加えることができる」と定められている。他方、全学教授会は教授のみをもって構成するが、議長たる「大学長は必要ありと認めるときは、助教授及び講師を出席せしめ、かつ、決議に加わらせることができる」（学則第59条第２項）と定めている［平成19年４月１日施行の改正学則では、助教授は准教授に、助手は助教に、それぞれ変更されている］。ただし、いわゆる大学紛争時以後は、「ただし書き」を適用した事例は皆無である。

他方、全学教授会に属する権限には、学則及び関連諸規定、学生の入学及び卒業、学生の賞罰並びに賠償、二学部以上に関する事項、大学の自己点検・評価、大学長への意見具申並びに諮問に対する答申等々、「全学的に決定を要する事項」が含まれる（第60条第２項）。もっとも、学生の入学判定は「入学試験判定委員会内規」によって「各学部の判定は全学教授会の委託によって各学部がこれを行い、その結果を全学教授会に報告するものとする」と定められているので、事実上は学部教授会の権限に属することとなる。

本学において「全学的審議機関」の最たる機構は、正教授のみをもって構成する全学教授会であるが、各学部教授会と全学教授会はそれぞれ審議・決定内容を区別・弁別しながら、学部の利害が対立したり、特定の学部が独走したりすることのないよう十分な注意を払っている。また、教育課程、教員人事の重要事項に関しても、上記アで述べたように、全学教授会の委任を受けた全学的審議機関が、学部教授会を超えた権限をもち、全学的な統一性、合理性が保たれるよう調整を行っている。

上述のことから、本学における学部教授会と全学的審議機関との間の連携及び役割分担は、適切であると言える。

(2)学長、学部長の権限と選任手続

ア　学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長選任は、寄附行為に基づく理事会の専管事項であるが、その選任過程で教学側の意見を反映できるようにしている。学長選考委員会は、理事会側５名、教学側５名、事務職

員１名からなる。宗教学校としての本学の場合、特に学長には学則にうたう建学の精神の堅持と、それに基づく大学の管理運営が要求されている（いわゆる「キリスト者条項」）。選考委員会では、建学の精神の理解と適用については理事会側の判断が、大学の管理運営能力については大学側の評価が反映されるように確認の後、選考が行われ、理事長に学長候補者を推薦することになっている。その結果、理事会は全学の意見を反映しながら、私学経営の責任母体として適切な学長選任を行うことができていると思われる。

この選任の手続きは、先進自由主義諸国の私学のあり方を範としながら、我が国の現状をも考慮したもので、適切かつ妥当なものであると思われる。

学部長の選任は学長の場合と同様、アメリカのプロテスタント系リベラル・アーツ・カレッジとその教会を背景とした本学においては、本来理事会専管事項であり、任命権は大学長、副学長と均しく理事会に属する。しかし、我が国の文化・社会の中では教学側の反映を不可避とした慣行がある。そこで、学部長候補者の選任にあたっても、当該学部側と理事会側から同数の委員に学長を加えた選考委員会によって学部長を選考し、その結果を学部長候補者として理事会に推薦している。選考委員会は、学部並びに（あるいは）大学院の意向を十分に反映するために、学部長・学科長・専攻主任等によって構成するように定められている。選考委員会においては、学長選考の場合と同様、十分な意見の交換を経て選考している。この方法は前者同様、形式的には全学的理解と協力のもとで、学部長の選出が行われることから十分な適切性、妥当性を得ていると言える。

イ　学長権限の内容とその行使の適切性

学長は、大学の最高意思決定機関である全学教授会の議長として、議案の提案を行う。そのほか、大学の最高責任者として、重要案件の稟議を最終的に決済する。また、学長は、教員の任用資格を審議する教員資格審査委員会、「各学部教授会定員」を適正に維持する全学組織運営委員会の委員長として、これらを主宰する。

さらに、定例の学部長会及び部長会を主宰して、学内業務の執行にあたる。前者は教学全般に関する計画、提案、執行及び学部間の調整を行い（学部長会規程）、後者は教学と管理運営に関する計画及び執行その他の重要事項について審議、所轄業務の報告、連絡、調整を図る（部長会規程）こととされている。

ウ　学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

本学の場合、学部教授会の上位機関すなわち全学的な意思決定の最高機関は、他大学に多く見られるような、学部代表からなる評議員会ではなく、「正教授」をもって構成する全学教授会であり、学長が招集してその議長となる。学部・全学の両方にかかわる案件は、通常、教務委員会、学生委員会等の教授会審議事項提案機関で審議の上、各学部教授会での審議を経て全学教授会で決定される。全学的な案件は、提案機関から直接全学教授会に提案されることが多い。また、学長は随時、特設委員会を設置し、必要事項を諮問する。例えば、長期計画委員会、財政専門委員会、全学教育課程委員会、情報教育整備委員会等々

である。

学長は随時、大学改革にかかわる「学長提案」を全学教授会に提示し、学部教授会等の審議に送付する。

そのほか、学長は常務理事会の構成員として全法人の意思決定に積極的に参与し、また、本学の建学の精神であるキリスト教に基づく教育実現の場である大学礼拝を３キャンパスにわたって司会し、説教を担当する。その他の学内の宗教活動も、宗教部を介して主導する。

上記からも明らかなように、本学が学長のリーダーシップの下、時代の要請に機動的に対応していくために、学長主導による各種の委員会が準備されており、理事会との役割分担と理事会からの権限委譲は極めて明確であるが、本学においては、さらにそれを補完する意味で、適宜、学長と理事会、学長と全学教会等の間で連絡協議をしながら業務の遂行にあたるなど、両者の連携協力関係は極めて適切である。

エ　学部長権限の内容とその行使の適切性

学則第 61 条によって、学部長はそれぞれ学部教授会を招集してその議長となることを定めている。全学教授会は構成員過半数の出席をもって成立するが、学部教授会は構成員の３分の２以上の出席を要求している（学則第 62 条）。学部長を議長として開催される学部教授会の審議・決定事項については、既に上で記述したので省略するが、学部によっては 100 名を越す構成員を持つので、学部長の任は重大である。学部長が学部長会、部長会の成員として本学の重要な意思決定に参与する。また、全学教授会の議題は必ず部長会の審議・承認を得なければならない。

上述のように学部長権限の内容とその行使の適切性はあると言える。

オ　学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長のリーダーシップを大学組織の枠組みに定着させるため、学則で２人の副学長（総務担当副学長、学務担当副学長）を規定している。前者は総務について、後者は学務及び学部間の調整について、学長を補佐すると規定している。その選任にあたって、学長補佐の趣旨が生かされるように配慮する理事会申し合わせがある。副学長は各種の委員会や学長諮問機関の委員長を担当して、業務執行と答申提出に責任を持つ。２名の副学長以外には学長秘書を含めて総務部職員が組織として学長を補佐している。現状では、大きな問題もなく活動しているが、少子化で社会情勢の厳しい中で、大学改革を進め、学長のリーダーシップを補佐する体制としては十分ではないと考えられる。複数の教員及び職員からなる学長補佐室の新設が望まれる。

(3)意思決定

ア　大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

本学では、各学部教授会に加えて、その上に教学にかかわる全学的事項の最高意思決定機関として正教授全員をもって構成する「全学教授会」が設置されており、学長が議長となる。重要案件は全学教授会で提案され、各学部教授会の審議に回布され調整を経た上で、再び全学教授会にかけて最終的な決定を見る。

(4) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

ア　評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学は他大学のような意味での「評議会」、「大学協議会」を有しないが、評議会あるいは大学協議会が大学諸機関（学部や研究所）の責任者の審議機関であると想定すれば、学部長会、部長会がそれに相当し、規程によって毎週定期的に開催するように定められ、十分に機能していると判断される。加えて、本学程度の規模の大学としては例外的に「全学教授会」を設置し、全学的な意思統一、連絡・伝達の手段として機能させている。全学教授会は本学の一体性の可視的機構としても、今後とも重要な役割を担うであろう。地理的・時間的理由からも、その存廃も論議されないではないが、上記のような理由から、抜本的なほかの選択肢が出されない以上は、今後とも機能することが切望される。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

ア　教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

学長と理事長の職務、理事会の審議決定事項等は寄附行為細則に、また全学教授会（正教授会）の職務、審議決定事項等は学則に規定されており、教学組織と学校法人理事会との間の機能分担・権限は極めて明確である。

しかしながら、実際には教学組織と理事会は、その職務遂行にあたって、平素から密接な情報交換がなされ、相互の理解と信頼関係を通して、極めて良好な協力関係が築かれている。その理由にはいくつか考えられる。大学から理事会構成員として、学長、副学長２名、学部長互選による者１名の計４名が加わっているため、理事会に大学側の考えを十分に反映できること、大学から理事会に上げられる議案の内容や報告については、「理事会打合せ会」（常任理事２名、法人事務局長、総務担当副学長、総務部長）において議案上程の主旨や経過等の背景説明がなされ、事前に十分な理解が得られていること、理事会の審議結果については学部長会において学長より大学関係分を中心とした報告がなされていること、さらに、理事会の事項が、特に教学に関係があると思われるものについては、学長より全学教授会に報告され、学部長を通して各学部教授会にも伝達されていること、等々である。

大学と理事会との連携協力関係及び機能分担について、財政と人事の問題を例に説明すれば次のようになる。予算（支出の部）に関しては、理事会より予算編成の基本的な考え方が大学（学長）に示され、学長の諮問により財政専門委員会が開催され、ここで大学（教学組織）各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、答申される。この予

算編成方針案は、財務会議の承認を経て理事会の正式な予算編成方針となる。この後、理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを学部・研究所・部・課等の各部門の長へ通知する。大学の各予算単位（学科・専攻・研究所・課・室など約 100 の予算単位）は、予算編成方針及び予算編成要綱に従って予算申請書を大学の財務部長あてに提出する。予算単位に対しては、財務部長を長とする予算編成実務者がヒアリングを行い、大学の予算原案が作成される。この予算原案は、財政専門委員会と財務会議の承認ののち、理事会において決定される。

教員人事については、既に学長提案に基づいて作成された大学の教員数についての 10 か年計画が定められている。この計画の作成にあたっては、あらかじめ理事会に大学としての大きな枠組みを示し、全学教授会（正教授会）に提案することが了承された。さらに全学教授会においても、これを各学部で検討することの了承を得た。各学部の検討結果とそれに基づく調整案が再び全学教授会に提案され了承された。現在は、毎年、各学部から申請される採用人事について、「全学合意事項」に合致しているかをチェックするための「全学組織運営委員会」が設置されており、その条件を満たしているならば、その結果が全学教授会に報告され、承認された後、それに基づき各学部は具体的な人事の手続きに入ることになる。これも連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性を示す例であろう。

(6)管理運営への学外有識者の関与

ア　公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

本法人理事会のメンバーは 22 名であり、学院長、大学長、副学長２名、学部長互選による者１名、校長３名、法人事務局長、評議員から選任された者４名のほかに外部の学識経験者９名が参加している。また、監事３名は、この法人の理事又は職員以外の者の中から評議員会の意見を聞いて理事会において選任される。学外から選ばれた理事及び監事は、年５回開催される理事会において、本学の管理運営について、意見を述べ審議に参加する。

文学部

(1)教授会

ア　教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

文学部では、文学部教授会を原則として毎月１回開催し、全学にかかわる事項及び文学部に固有の事項について、審議・決定している。これに先立って、文学部三学科会議も実質的な審議を行っている。文学部教授会は、教育課程や教員人事等の文学部に固有の重要事項について決定権を行使している。複数の学部にまたがる事項についても、文学部が当該学部である場合には、最終的決定権は全学教授会にあっても、文学部教授会の意思がで

き得る限り尊重されるようになっている。
したがって、文学部教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において文学部教授会が果たしている役割とその活動は、極めて適切であると考える。

イ　学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

前述のとおり、教育課程や教員人事を含めて文学部にかかわる重要事項については、文学部教授会が決定権を行使している。文学部長は、それらについての原案を文学部教授会に提出する権限を持っているが、月２回程度開催している文学部学科長会議（三学科長及び英文学科夜間主コース主任）が事前の協議を行っている。その事前の協議には、事案の性質上必要な場合には、文学部選出の学務部副部長、学生部副部長などを陪席させている。学科長会議での協議をさらに三学科会議でそれぞれ実質的に審議し、最終的に学部教授会で審議・決定する慣行ができている。したがって、学部長と学部教授会との連携協力関係は、極めて適切に機能していると考えられる。

経済学部

(1)教授会

本学の教授会組織は、全学教授会と学部教授会の二つのレベルに分かれている。学部教授会は、原則として月１回開催されており、学部長が召集し、その議長となる。構成員は学部に所属する専任の教授、准教授、講師である。学部教授会は、学則第 60 条に定められている事項、すなわち学則、教員人事、教育課程、学籍異動、編入学、進級、点検・評価、全学的委員会等の学部代表委員の選出などの事項を審議決定する。学部教授会の下に、学部の教学に関する事項を審議、調整するために、学部内の各種委員会が置かれており、学部教授会への提案事項を検討することも多い。特に学部の将来のあり方等を検討する場合には、学部内に「将来構想委員会」を設置して、学部組織のあり方、カリキュラムの見直しなどを検討している。
また、複数学科からなる経済学部の場合、学科特有の問題について審議する学科会議が設けられている。学科会議は学則上定められた正式の審議機関ではないが、全学的な審議機関においても、学科単位での委員選出が求められることが多く、実質的には教授会の意志決定機関の一環として機能している。学科会議においては、学部教授会で決定する事項であっても予め学科単位で検討した方が適切な事項、すなわち、学科の教員人事、学科の教育課程、学則、学科目編成、授業計画、学生の履修状況などについて検討されている。

(2)学長、学部長の権限と選任手続

《学部長の権限》
学部長は、学則に「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」とある。

一般的には、学長を中心とする大学執行部の方針を学部教授会の方針に反映させながら、他方、学部教授会の会議及び学部の権限事項を統括し、学部教授会の意向を全学的な決定に反映させる役割を担っている。

《学部長の選任手続き》

東北学院寄附行為によれば、その任命権は理事会に属するが、理事会に推薦する候補者の選考は、内規にしたがって、学長が招集する選考委員会によって行われる。選考委員会は、理事会代表に加えて、学部・学科の意向を十分に反映できるように学科長も構成員になっている。

(3)意思決定

学部教授会は構成員の3分の2の出席をもって開会し、議決は出席者の過半数をもって行われる。可否同数のときは議長の決するところとなる。しかし、通常教授会は、議案を十分審議し多数の賛同をもって行われるよう運営されている。また、上記ⅩⅡ.1.(1)でも述べたように、学科会議は学則上定められた正式の審議機関ではないが、学科固有の事項について学科会議での検討が行われており、学部教授会においても学科固有の事項については、学科会議の判断が尊重されている。特に、カリキュラムの運用については、通常は学科長の判断に委ねられている。例えば、科目担当教員の配分、時間割りの調整、編入学生の入学前修得単位の認定、などである。

法学部

(1)教授会

ア　教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

本学部では、学部教授会を原則として毎月1回開き、学部にかかわる事項について審議・決定している。この活動を通じて、学部教授会は、教育課程や教員人事を含め学部にかかわる重要事項について、学部教授会は実質的決定権を行使している。確かに、大学全体あるいは複数の学部に関係する事柄については、最終的決定権限は学部教授会以外の機関にあることが多い。しかし、それらの機関においては学部教授会の意思が最大限に尊重されている。したがって、教育課程や教員人事を含め、学部にかかわる重要事項について、学部教授会は極めて重要な役割を果たしており、その活動は適切である。

イ　学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

本学部では、上記のように、教育課程や教員人事を含め、学部にかかわる重要事項については学部教授会が実質的決定権を持っている。学部長は、それらについての原案を学部

教授会に提出する権限を持つが、本学部では、学部教授会の議題は、学部長、法律学科長、学部選出の学務部副部長、学生部副部長、教授会事務担当者による事前の協議を経て決定しており、学部長の専決としない慣行ができている。同時に、この協議会においては、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担を適切に行うために、学部の管理運営をめぐるさまざまな情報・意見交換、決定が行われる。

とはいえ、学部長が教授会に諮ることなく決定せざるを得ない事項はかなりある。それらについては、できるだけ上記協議会に諮るとともに、直近の教授会で学部長が報告することになっている。報告は口頭ではなく、書面に基づいて行われる。

このように、本学部においては、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担は適切に行われていると言える。

工学部

大学全体に関する記述を参照されたい。

教養学部

大学全体に関する記述を参照されたい。

２．大学院研究科の管理運営

大学院研究科全体

（1）大学院の管理運営体制

ア　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本学大学院には、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科、人間情報学研究科及び法務研究科の６研究科があり、法務研究科を除いて、いずれも学部を基礎としている。管理運営組織としては大学院委員会と研究科委員会がある。

大学院委員会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、宗教部長、学務部長、学生部長及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、学則上は大学院委員長が必要と認めたとき、又は一研究科から要求があったときに開催されるとされているが、実際には、入学試験や論文審査等の重要な業務の日程に合わせて、年間の開催スケジュールを決めている。なお、大学院委員会委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。そのほかの主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査基準、学位授与、大学院研究科及び専攻課程の設置・改廃に関する事項である。

研究科委員会は各研究科に置かれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織されている。研究科委員会は研究科委員長が必要と認めた場合、又は３分の１以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、学生の学籍異動、学生の賞罰及び奨学にかかわる事項である。法務研究科だけは、他の研究科と異なって基礎となる学部を持たないことから、教員の人事の審議も行っている。

本学では、昭和 39(1964)年４月に大学院文学研究科英語英文学専攻が初めて設置され、以後平成 18(2006)年度までに６研究科 12 専攻が開設されてきた。この間に順次、管理運営の経験が蓄積され、かつ有効に活用されてきた。また制度面でも絶えず整備改善され、現在は大学院委員会、研究科委員会ともに円滑に機能しており、教学上の管理運営組織の活動の適切性は十分あると考えられる。

イ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

大学院各研究科は、法務研究科を除いて、各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規程に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会との権限の最も顕著な違いは、新規採用の人事権である。すなわち、法務研究科を除いて、新規採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認す

るという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。

現状は、学部重視の体制にあり、大学院がそれに付属する形である。各学部の特徴を生かしつつ高度普通教育を目指す本学にあって、学部教授会の審議を重視することは当然である。しかし、高度専門職業人の養成という社会的ニーズの高まりから、学部と大学院博士課程前期課程との連携は今後ますます重要となるであろう。また、高度専門職業人の養成、研究水準の高度化のためには、学部とは別に、大学院教育・研究の重視へと転換する必要がある。現在の組織形態を大きく変えることなく当面可能なことは、人事とカリキュラムにかかわる審議を、研究科委員会と学部教授会との合同協議会で行うことであろう。人事については、新採用に際して、若手であっても、できる限り博士課程前期課程の担当可能な人物を選任するべきである。またカリキュラムについては、上記と同様の合同協議会において学部と大学院前期課程との一貫した形態のものを考案すべきであろう。

ウ　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学大学院の審議機関は、大学院委員会、研究科委員会及び専攻委員会である。そして大学院委員会委員長は学長が兼ねる。研究科委員会の委員長は研究科長であり、専攻委員会の委員長は専攻主任である。研究科長は、学長から学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、学部長とは別に任命される場合とがある。いずれの選任も学長の専決事項である。研究科長の選任については、学部長の場合のような、推薦手続きについての理事会申し合わせがない。そこで、学長が「関係者」と協議して推薦し、被推薦者の意向を確かめる方式がとられている。この手続きを明文化することが望ましい。専攻主任については、研究科長が推薦し学長が任命するが、その際、研究科長は、原則として、研究科委員会の了承を得て推薦している。

大学院の審議機関の長を選任する方法は、任命制と選挙制があるが、どちらが有効であるかは、当該機関の目標、固有の性格や時代状況などによって異なると考えられる。リーダーシップに関する研究によれば、強力なリーダーシップのもとで諸改革を遂行することが必要な場合であっても、任命制が有効であるとは限らない。強力なリーダーシップに必要と考えられる強力な権限（例えば人事権、最終決定権）及びそれらを実際に活用できるか否かと選出の仕方に必然的な関係はなく、構成員が民主主義を前提としている場合には、選挙による選出の場合の方が、構成員からの信頼が厚く、リーダーシップを発揮できる場合もあるからである。

ただ、上で述べたことは、逆に言えば、選挙による場合の方が望ましい結果を生むということを意味しない。選挙によって選ばれた長が示す無能、不正、横暴の例は、数限りない。問題が、選ばれた長が優れた結果を残すことをできる限り保証することにあるのであれば、長の不正や横暴、無能を監視するシステムを整備すれば、目的は達成できる。本学の大学院は全体としてその歴史が浅く目下整備の途上にあり、そのために強力なリーダーのもとで、大学院のあるべき理想を模索し、これを合意のもとで追求する必要があることを考慮すれば、本学大学院の審議機関の長の選任手続は、完璧にとは言えないが、一応の適切性を備えていると言える。しかし、組織上の問題、権限の問題など今後の大学院の改

革のために、審議機関の長のあり方については、検討すべきことが多いと考えられる。

文学研究科

大学院研究科全体に関する記述を参照されたい。

経済研究科

(1)大学院の管理運営体制

ア　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本学大学院は、文学研究科（３専攻)、経済学研究科（２専攻)、法学研究科（１専攻)、工学研究科（４専攻)、人間情報科学研究科（１専攻)、法務研究科（１専攻）の６研究科があり、いずれも学部を基礎としている。管理運営組織としては、大学院委員会、研究科委員会、専攻別委員会がある。

①大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生部長、及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、大学院委員長が必要と認めたとき、又は一研究科から要求があったときに開催される。なお、大学院委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。その他主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査基準、学位授与、大学院研究科及び選考過程の設置・改廃に関する事項である。

②研究科委員会

研究科委員会は、各研究科におかれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員を持って組織されている。研究科委員会は、研究科委員長が必要と認めた場合、又は３分の１以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、学生の学籍移動、学生の賞罰、及び奨学金にかかわる事項である。

③専攻会議（専攻科委員会）

専攻会議は、必要に応じて、専攻主任の判断で開催される。決定事項は、研究科委員会で承認される必要がある。

各委員会は、各委員が自由に発言できる状況であり、円滑に機能していると言える。上記のように大学院は学部を基礎とし、多くの教員は、学部教員による兼任である。そのため、学部の意向が大学院改革を妨げる可能性がある。また、大きな改革を行う場合、民主的であるがゆえに妥協的になる可能性もある。今後の課題として、権限の所在を考えておくことも重要と言える。

イ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

経済学研究科は経済学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者は、それぞれの規程に基づいて会議が開催されている。大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会の権限の最も顕著な違いは、新規採用の人事権である。すなわち新規採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認するという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。

現状は、学部重視の体制にあり、大学院がそれに付属する形である。しかし、高度専門職業人の養成、研究水準の高度化のためには、学部とは別に、大学院教育・研究の重視へと転換する必要がある。

学部と大学院の構成員を区分し、また組織・権限も区分し、相互に独立的協力体制へと変える必要がある。すなわち、大学院教員は、学部の依頼に応じ、また授業担当科目を持たないときに、責任ノルマとして学部の授業の担当をするなどへと変える。大学院担当者は、大学院の授業と研究論文及び発表をノルマとする体制が考えられる。今後の課題である。

ウ　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学では、学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、両者が別個に任命される場合がある。いずれの選任も学長の専決事項である。学部長の選任に際しては、一定の基準が明示されている。

大学院の審議機関の長を選任する方法は、任命制と選挙制があると考えられるが、強力なリーダーシップの下で諸改革を遂行するには、任命制が有効である。審議機関の長が強力なリーダーシップを発揮するには、強力な権限（例えば人事権、最終決定権）を必要とする。そうしなければ、決定は多数決になり妥協的になる。また、審議機関の長の不正や横暴、無能を監視するシステムと組み合わせることで、強力な審議機関の長のリーダーシップの発揮とコントロールが可能になると考えられる。

大学院の審議機関の長の選任手続きについては、任命制が適切である。しかし、組織上の問題、権限の問題など今後の大学院の改革のために、審議機関の長のあり方は、考えるべきことが多くあると言える。

法学研究科

(1)大学院の管理運営体制

ア　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

法学研究科の研究科委員会は、定期的に開催されるほか、必要に応じ、臨時に開催され、教学上の管理運営の役割を果たしている。

大学院博士後期課程担当有資格者のみを本研究科担当教員有資格者としているため、本研究科担当教員の補充が容易ではない。そのためもあり、法律学専攻主任が研究科委員会の書記を兼ねるなど、研究科内の任務分担が、研究科長や法律学専攻主任に偏るという問題がある。

イ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

前述のように、大学院博士後期課程担当有資格者のみを本研究科担当教員有資格者としている。このこと自体は、望ましいと考えているが、そのため、法学部教員の中で、大学院担当者は、約半数である。このことは、大学院の問題（改革課題など）を学部の問題としても意識する上では、不利となっている。本研究科に関する重要事項（入試結果など）は、法学部教授会でその都度、報告されている。

ウ　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

法学研究科長の選任については、学部長の場合のような、推薦手続きについての理事会申し合わせがない。そこで、学長が「関係者」と協議して推薦し、被推薦者の意向を確かめる方式がとられている。この手続きを明文化することが望ましい。専攻主任については、研究科長が推薦するが、その際、研究科長は、原則として、研究科委員会の了承を得て推薦している。

工学研究科

(1)大学院の管理運営体制

ア　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本学大学院には、学部を基礎とする文学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科及び人間情報学研究科の５研究科があり、さらに法務研究科が設置されている。管理運営組織としては、次の大学院委員会と研究科委員会がある。

①大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、宗教部長、学務部長、学生部長及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、大学院委員長が必要と認めたとき、または一研究科から要求があったときに開催される。なお、大学院委員会委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。その他主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査

基準、学位授与、大学院研究科及び専攻課程の設置・改廃に関する事項である。
②研究科委員会
研究科委員会は各研究科に置かれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織されている。研究科委員会は研究科委員長が必要と認めた場合、または3分の1以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、院生の学籍異動、院生の賞罰及び奨学にかかわる事項である。
本学では、昭和 39(1964)年4月に大学院文学研究科英語英文学専攻が初めて設置され、以後平成 16(2004)年度までに6研究科 12 専攻が開設されてきた。この間に順次、管理運営の経験が蓄積され、かつ有効に活用されてきた。また制度面でも絶えず整備改善され、現在は大学院委員会、研究科委員会ともに円滑に機能していると言えよう。
上記のとおり、本学の大学院研究科はすべて学部を基礎としている。そしてその関係上、学部長が研究科長を兼務する場合と両者を別々に担当する場合とがあるが、現在はいずれの研究科でも学部長以外の教員が研究科長を務めている。いずれが管理運営上有効であるかは今後検討すべき点と思われる。なお、工学研究科ではあまりにも業務が多忙を極めるため、常に学部長と研究科長を分離している。

イ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

各研究科は各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規程に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。 大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会の両者において、権限の最も顕著な違いは新採用の人事権である。すなわち新採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認するという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。各学部の特徴を生かしつつ高度普通教育を目指す本学にあって、学部教授会の審議を重視することは当然である。しかし高度専門職業人の養成という社会的ニーズの高まりから、学部と大学院博士課程前期課程との連携は今後ますます重要となるであろう。この観点から現状を改革する必要が認識されつつある。また、他専攻への進学や複数専攻の考えもある。
将来に向けて改善すべき具体的な方策として最も重視すべき点は、人事とカリキュラムにかかわる審議を研究科委員会と学部教授会との合同協議会で行うことであろう。人事については、新採用に際して若手であっても、できる限り博士課程前期課程の担当可能な人物を選任するべきである。またカリキュラムについては、上記と同様の合同協議会において学部と大学院前期課程との一貫した形態のものを考案すべきであろう。なお、目下「学長提案」による改革の一環としてこれらの作業の検討が進められている。

ウ　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学では、学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、両者が別個に任命され

る場合がある。いずれの選任も学長の専決事項である。学部長の選任に際しては、一定の基準が明示されている。

大学院の審議機関の長を選任する方法には、基本的に２通りある。任命制と選挙制である。そのいずれが有効であるかは、大学及び大学院の置かれている現状と関係する。今日、一方で少子化の傾向が、他方で高学歴化（生涯学習）の傾向が顕著となり、これに大学全体が即応しなければならない状況にあるとき、強力なリーダーシップのもとで諸改革を遂行するには任命制が有効である。ただし大学全体の規模が大きくなるほど、細部の機能を汲み上げるのは困難となる。その場合、学長補佐の設置が要請されるであろう。

大学院の審議機関の長の選任手続については、上記のとおり、大学及び大学院の置かれている現状を的確に判断して改善・改革が図られるべきであって、常に一定の方策があるわけではない。特に本学の大学院は全体としてその歴史が浅く目下整備の途上にあり、そのために強力なリーダーのもとで、大学院のあるべき理想を模索し、これを合意のもとで追求する必要がある。

人間情報学研究科

(1) 大学院の管理運営体制

ア　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

大学院全体の記述を参照されたい。

イ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

各研究科は各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規程に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。大学院の審議機関である研究科委員会は、現任の教員の、大学院担当教員資格審査権を持つのみで、新採用人事は学部教授会で審議、理事会が承認するという手続きになっている。

ウ　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

これまでは、研究科長は学長の任命事項であり、研究科委員会構成員の意向を忖度することもなく任命されていたが、今期の研究科長より、研究科の選考規程に基づいて研究科構成員より推挙された者が任命されるように変更された。

法務研究科

ア　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

法務研究科の教学上の管理運営組織は、法務研究科委員会及び教務・学生・図書等の各係である。

専属する専任教員全員を構成員とする法務研究科委員会は、学部における学部教授会同等の役割を持って活動している。したがって、開催回数も年間15回程度であり、法務研究科所属全教員を構成員従来の他の大学院研究科委員会よりも一段と活発に活動している。

この委員会にあっては、会議運営が適切に行われ、研究科内の最高議決機関として適切に機能している。

また、各係は、研究科内の必要な決定・執行をより機動的に行うことに貢献しており、これまた適切に機能している。

イ　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

法務研究科と法学部との間では、前者の法務研究科長・法実務専攻主任・総務担当教員と後者の法学部長・法律学科長・３副部長との間で１～２週間に１度程度の頻度で適切に連絡・協議が行われている。

ウ　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

法務研究科長の任免権は規定上（学校法人東北学院寄附行為細則第32条第２項第３号）大学長にある。しかし、実質的には、研究科の意向が確かめられた上で任免が行われている。すでに学長や学部長に関して整備されているように、研究科長候補者の選考に関する規定が整備されることでより適切となるはずである。

ⅩⅢ．財務（財政）

Ⅹ Ⅲ. 財務（財政）

(1) 教育研究と財政

ア　教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

私立大学が教育研究活動を永続的に担っていくためには、財政基盤の確立を図り、維持していくことが最も重要な課題である。そのためには、収入面の最大項目である「学生納付金収入」と支出面の最大項目である「人件費」の安定化が不可欠である。

本学では、学生納付金については、平成 14 (2002) 年度に学生納付金の改定方式をより客観的な基準に基づく方式に変更し、社会的説明責任を明確にすると同時に学生納付金の安定的確保に努めている。また、人件費については、昭和 63 (1988) 年に人事院勧告準拠方式を採用し、社会的に標準的な給与水準を実現しつつ、安定化を図っている。それとともに平成 10 (1998) 年に全学組織運営委員会（委員長：学長、委員：副学長、学部長、財務部長、学科長等）を設置して、大学設置基準に基づく学部別教員定数を設定することによって、学部間での教員数の衡平性を確保すると同時に年度間での大幅な変動を回避するよう調整している。

規模の大きな施設・設備投資については、支出の適正化とともに計画的実施により諸経費の抑制と特定の年度における突出を避ける工夫をしている。

さらに、教育研究目的・目標を具体化するために、学校法人会計基準に基づいて第３号基本金を組み入れている。この第３号基本金としては、教育研究目的に応じて 12 種類（約 37 億７千万円）を設定している。主な基金は、教育研究基金（17 億４千万円）、育英奨学基金（９億９千万円）、国際交流基金（９億３千万円）である。

消費収支面から財政状況を見ると、概略、次の状況にある。

平成 10 (1998) 年度以降平成 15 (2003) 年度までは、収入超過が続いていた。平成 16 (2004) 年度には中学校・高等学校の移転事業に関連して、大学部門が中学校・高等学校部門に代わって基本金組み入れの一部を行ったために 31 億２千万円の支出超過となった。平成 17 (2005) 年度の消費収支は、大学部門に旧中学校・高等学校校地の売却代金が入金されたために 72 億３千万円の収入超過となり、累積収支差においては約 20 億円の収入超過となった。資産・負債に関しては、自己資金構成比率が 91.5％であり、負債はない。

以上のことから、本学の財政基盤は極めて安定しているものと判断できるが、さらに AO 入試や大学入試センター試験利用入試の導入を図るなど、志願者の獲得に取り組み、定員割れを防ぎ学生納付金収入の確保に努めている。

また、上記以外の収入確保のため、教育研究振興資金寄付金の積極的な受け入れ、学術研究・教育の高度化推進事業をはじめとする公的補助金の獲得に加え、さらに多様な外部資金の獲得に向けて重点的に取り組む態勢を整えている。

平成 17 (2005) 年度の資産運用収入は約 2.3 億円であるが、超低金利が継続している現状では、基金の果実のみで教育研究活動、育英奨学事業、国際交流活動を展開することは困

難であり、これらの活動は、事実上流動資金に大きく依存している。基金そのもの、またその果実を増やす方策を考え、実行することが今後の課題である。

イ　総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況及び両者の関連性

総合将来計画については、大学長期計画委員会（委員長：学務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、財務部長、その他の部長等）が学長の諮問に基づき原案を検討し、学長への答申後、学校法人の長期計画委員会（委員長：財務担当理事、委員：学院長、学長、副学長、財務部長、高校校長等）の承認を経て理事会で決定している。

他方、財政計画は、上記の総合将来計画を実施するために必要な資金計画であり、大学財政専門委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、財務部長、その他の部長、キャンパス担当総務部次長、管理部門の課長等）及び学校法人の財務会議（委員長：財務担当理事、委員：学長、副学長、中・高校校長、財務部長、大学の管理部門の部課長等）（以下「財務会議」という。）の承認を経て理事会で決定している。

財政計画の決定後、大学施設拡充委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、財務部長、その他の部長、各学部代表２名）が総合将来計画の具体的な実施計画を策定している。

総合将来計画のうち実施可能な計画については、順次、財政計画を立てている。すなわち、学校法人会計基準に基づいて第２号基本金組入計画を策定し、本計画に基づいて年度ごとに組入れを行っている。

具体的には、狭隘な土樋キャンパスにおける今後の教育研究活動や教育研究環境の整備・充実のために、平成 16 (2004) 年度から計画的に土地取得資金の積立を行っている。

短期的な教育研究計画については、学部長会及び部長会での検討を経た上で、その実行の可否や実行スキームを検討する委員会を設置し、中・長期計画との整合性に配慮しながら実現を図っている。

これらに関連して、財政的裏付けについての十分な検討なしに教学部門における計画が先行し、両者間の調整に手間取るケースがあり、財政部門（経営側）と教学部門の緊密な連携が課題としてあげられる。

今後のことについて述べると、本学の財政は、借入金への依存度が極めて低いという点では良好な状態を維持していると言えるが、少子化が進行する中で余裕資金を生み出すことはますます困難になりつつあり、上述の課題を克服することは容易ではない。しかし、本学が今後も地域社会や時代の要請に応えていくためには、経営側と教学部門との一層の協力が不可欠である。その際、意思決定の迅速性及び透明性を確保しつつ、学内外にこれまで以上の説明責任を果たすことが重要である。

ウ　教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

大学財政専門委員会及び財務会議において、学校法人が設置する大学及び各学校等がそれぞれの立場で検討した教育・研究計画を総合的に調整し、学校法人全体の計画としてま

とめ、理事会の承認を得ている。

本学における財政状況は決して楽観できる状態ではないが、各種委員会及び各学部教授会、全学教授会（つまり教学部門）を通して審議・了承された教育・研究環境整備のための計画は重点項目として上記両委員会によって配慮されている。

(2)外部資金等

ア　文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

平成 17(2005)年度の文部科学省科学研究費の申請件数は、新規 73 名、継続 24 名、計 97 名であった。なお、平成 16(2004)年度の同申請件数は、新規 58 名、継続 24 名、計 82 名であり、これは、本学教員の約 30％にあたる。

平成 17(2005)年度の新規採択件数は 13 件(交付金額 5,996 万円)、新規採択率は 17.8％で、全国平均（24.0％）に比べてやや低かった。

内訳は、基盤研究（A）が２件（交付金額 3,536 万円)、基盤研究（B）が８件（交付金額 2,520 万円)、基盤研究（C）が 13 件（交付金額 1,610 万円)、萌芽研究が２件（交付金額 220 万円)、若手研究（B）が 12 件（交付金額 1,430 万円）で、合計は 37 件（交付金額 9,316 万円）であった。

平成 17(2005)年度の外部資金のうち、研究助成金は、工学部 24 件（1,642 万円)、教養学部２件（118 万円）の計 26 件（1,760 万円）であった。受託研究費・共同研究費等は、工学部 18 件（5,995 万円)、教養学部１件（33 万円)、文学部１件（27 万円)、経済学部１件（25 万円）の計 21 件（6,080 万円）であった。

平成 17(2005)年度の資産運用収入については、受取利息・配当金収入が 16,001 万円、施設設備利用料収入が 670 万円、第３号基本金引当資産運用収入が 5,958 万円であり、合計で 22,629 万円であった。

本学では、教員研究費（図書購入費、研究旅費、個人研究費等の合計）が他大学の多くと比較して恵まれているためと推測されるが、例年、文部科学省科学研究費の申請件数が相対的に少ない状況にある。申請件数の増加策の一つとして、平成 18(2006)年度までは申請件数に応じて学科ごとにパソコン配置を支援する予算措置を講じてきたが、必ずしも増加していない。本学の場合、人文・社会科学系の教員の割合が高いことも、件数・率が低い要因の一つと考えられる。工学系分野を中心として研究件数・研究額とも外部資金をさらに増加させることが課題である。

今後の課題として、文部科学省科学研究費を含めた外部資金の獲得を促す工夫が必要である。

所属別の科学研究費補助金の応募・採択状況

（単位：千円）

平成15(2003)年度

区分／所属	新規				合計（新規＋継続＋他機関よりの異動者）			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
文学部	9	4	44.4%	5,800	15	10	66.7%	21,600
経済学部	7	0	0%	0	14	7	50.0%	10,000
法学部	1	0	0%	0	2	1	50.0%	800
工学部	29	4	13.8%	15,600	36	11	30.6%	26,700
教養学部	13	1	7.7%	1,500	17	5	29.4%	4,900
計	59	9	15.3%	22,900	84	34	40.5%	64,000

平成16(2004)年度

区分／所属	新規				合計（新規＋継続＋他機関よりの異動者）			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
文学部	6	2	33.3%	2,700	15	11	73.3%	18,000
経済学部	6	1	16.7%	2,100	8	3	37.5%	5,900
法学部	7	0	0%	0	9	2	22.2%	1,500
工学部	26	4	15.4%	11,400	32	10	31.3%	22,300
教養学部	13	2	15.4%	4,200	18	7	38.9%	7,900
計	58	9	15.5%	20,400	82	33	40.2%	55,600

平成17(2005)年度

区分／所属	新規				合計（新規＋継続＋他機関よりの異動者）			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
文学部	8	1	12.5%	900	17	10	58.8%	13,000
経済学部	9	1	11.1%	1,200	10	2	20.0%	2,500
法学部	4	1	25.0%	1,100	4	1	25.0%	1,100
工学部	33	7	21.2%	47,010	41	15	36.6%	60,110
教養学部	19	3	15.8%	9,750	25	9	36.0%	16,450
計	73	13	17.8%	59,960	97	37	38.1%	93,160

科学研究費補助金　申請・採択一覧　（研究種目別）

平成15 (2003) 年度

※（ ）内の数字は新規採択件数

研究種目＼学部	新規申請件数					計	採択合計（新規＋継続＋他研究機関より）					計	採択金額（千円）
	文	経済	法	工	教養		文	経済	法	工	教養		
特定領域（2）	1					1	1					1 (0)	1,600
基盤研究（A）一般				1	1	2						0 (0)	0
基盤研究（A）海外	1					1						0 (0)	0
基盤研究（B）一般	1			4	1	6	2 (1)	1		3 (1)		6 (2)	25,400
基盤研究（B）海外	1			1		2	2			1 (1)		3 (1)	11,300
基盤研究（C）	4	4		14	11	33	4 (3)	3	1	6 (2)	5 (1)	19 (6)	20,900
基盤研究（C）企画				1		1						0 (0)	0
萌芽研究		2		5		7						0 (0)	0
若手研究（A）				1		1						0 (0)	0
若手研究（B）	1	1	1	2		5	1	3		1		5 (0)	4,800
計	9	7	1	29	13	59	10 (4)	7 (0)	1 (0)	11 (4)	5 (1)	34 (9)	64,000

平成16 (2004) 年度

※（ ）内の数字は新規採択件数

研究種目＼学部	新規申請件数					計	採択合計（新規＋継続＋他研究機関より）					計	採択金額（千円）
	文	経済	法	工	教養		文	経済	法	工	教養		
特定領域（2）						0	1					1 (0)	1,600
基盤研究（A）						0						0 (0)	0
基盤研究（B）	3			8	1	12	4	1		4 (1)		9 (1)	27,200
基盤研究（C）	1	3	5	9	10	28	4 (1)	1 (1)	1	4 (1)	5 (1)	15 (4)	14,900
萌芽研究				5		5	1			1 (1)		2 (1)	2,800
若手研究（A）				1		1						0 (0)	0
若手研究（B）	2	1	2	5	2	12	1 (1)	1	1	1 (1)	2 (1)	6 (3)	9,100
計	6	4	7	28	13	58	11 (2)	3 (1)	2 (0)	10 (4)	7 (2)	33 (9)	55,600

平成17 (2005) 年度

※（ ）内の数字は新規採択件数

研究種目＼学部	新規申請件数					計	採択合計（新規＋継続＋他研究機関より）					計	採択金額（千円）
	文	経済	法	工	教養		文	経済	法	工	教養		
特定領域						0						0 (0)	0
基盤研究（A）		1		1	1	3				1 (1)	1 (1)	2 (2)	35,360
基盤研究（B）	4	2	1	5	1	13	4 (1)			4 (3)		8 (4)	25,200
基盤研究（C）	2	3	1	15	14	35	4	1		5	3 (1)	13 (1)	16,100
萌芽研究		1		8	2	11	1			1		2 (0)	2,200
若手研究（A）						0						0 (0)	0
若手研究（B）	2	2	2	4	1	11	1	1 (1)	1 (1)	4 (3)	5 (1)	12 (6)	14,300
計	8	9	4	33	19	73	10 (1)	2 (1)	1 (1)	15 (7)	9 (3)	37 (13)	93,160

(3)予算編成

ア　予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化

予算（収入の部）においては、学生納付金が最大の項目である。学生納付金改定については、大学財政専門委員会において審議され、原案が学長に答申される。この原案は、財務会議での審議及び理事会の承認後、改定のための学内手続きを進めることになる。

学内手続きは、教職員に対する原案の説明及び全学教授会の承認がそれにあたり、その後、最終的に理事会において決定される。この原案は、全学教授会の承認の後、学生会の代表者にも説明している。

予算（支出の部）に関しては、予算編成の基本的な考え方が理事会から大学（学長）に示され、学長の諮問を受けて、大学財政専門委員会が開催され、大学（教学組織）各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、学長に答申される。

この予算編成方針案は、財務会議の承認を経て、理事会の正式な予算編成方針（①基本方針、②事業方針、③財政方針）となる。

学長は、理事長から予算編成方針の通知を受けて、これを大学の各予算単位（学科・専攻・研究所・課・室など約100の予算単位）に通知する。大学の各予算単位は、予算編成方針及び予算編成要綱に従って予算申請書を法人事務局財務部長あてに提出する。

予算単位に対しては、財務部長を長とする予算編成実務者がヒアリングを行い、大学の予算原案を作成する。この予算原案は、大学財政専門委員会と財務会議の承認を経て、常務理事会での審議の後、3月開催の理事会及び評議員会において最終的に決定される。

10月中旬……予算編成方針の決定（常務理事会）
12月上旬……予算申請書の提出（各予算単位）
12月上旬～下旬…予算要求の整理集計、分析（財務部財務課）
1月上旬～下旬…予算ヒアリング（各予算単位、財務部財務課）
2月上旬……予算原案の作成（財務部財務課）
2月中旬……予算原案の承認（財政専門委員会）
2月中旬……予算案の承認（財務会議、常務理事会）
3月上旬……予算案の議決承認（理事会、評議員会）
3月上旬……予算示達（各予算単位）

(4)予算の配分と執行

ア　予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

決定された予算は、法人事務局財務部長から予算単位責任者に通知され、各予算単位は認められた事業計画に基づき執行していくことになる。各予算単位に配分された予算のうち、教育研究用機器備品や印刷物等については、各予算単位からの購入依頼により大学の施設部施設課において発注することを原則としている。

各予算単位に対しては、以下に記載する予算執行に関する3原則の遵守を求めている。

1．責任のある予算の執行をすること
2．予算額を超える支出をしてはならないこと
3．目的外に予算を支出してはならないこと

予算編成のうち経常的経費については、各予算単位に概算枠を提示するとともに、この枠内で申請することとし、新規事業の申請にあたっては、原則として前年度の継続予算を減額した場合にのみ申請を認めるようにしている。この措置により、経常的経費は、概算枠の範囲内の申請であれば原則として認めるものとし、予算ヒアリングの重点を新規事業におき、その内容を十分検討してからその可否を決めるようにしている。

一方、予算と決算の乖離が大きい単位に対しては、次年度の予算申請の概算枠を減額提示し、概算枠内での予算の組み替えを促し、予算執行の効率化と適正化を図っている。また予算編成上で問題が生じた場合は、翌年度の予算編成要綱を見直し、予算単位による誤解や不均衡が起きないよう改善に努めている。

予算の執行状況については、「学校法人東北学院経理規程」の定めるところにより、予算の変更を認めるとともに、補正予算を編成して、硬直化しないよう留意している。

また、法人事務局財務部会計課は、毎月、前月末時点での資金収支計算書を作成し、財務部長の承認を得ることになっている。さらに同局会計課は、「東北学院資金運用規程」に基づき、理事長に資金運用月次報告書を提出するとともに、有価証券の購入状況等を作成し、収支の状況や資産の現況について財務担当常任理事及び理事長の了承を得ることになっている。

前述した手続きによれば、各予算単位からの予算申請書提出から予算原案作成までを比較的短期間で行えるという利点がある一方、申請内容特に新規予算申請の妥当性について十分検討する余裕がなく、どちらかというと継続予算に重きが置かれる傾向がある。また、すべての予算申請を短期間で審査するため、財務部の負担と責任が過重になっている。

将来の課題として、次のことが言える。予算申請内容、特に新規予算申請の妥当性について全学的立場から評価する仕組みが必要である。また、予算執行に伴う個別事業の効果の有効性を検証する方策を、現行の範囲を超えて（研究を含む）新規事業や特定の（研究を含む）継続事業にも導入することを検討していく。その際、社団法人日本私立大学連盟財政部会における点検・評価項目である「目的別予算制度」の試行について検討する予定である。

イ　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

予算執行の評価は、執行後の分析を通じて予算編成上での問題点や財政の現状を把握し、また、将来の財政予測や事業計画の策定並びに種々の改善事項の検討を行うために重要である。したがって、決算期に予算と実績の差異について分析を行い、差異（特に未執行金額）が大きい予算単位については、その理由や今後の対応等について報告を求め、次年度以降の事業の見直しや目標達成策を検討して、予算編成に生かすようにしている。

(5)財務監査

ア　アカウンタビリティを履行するシステムの導入状況

法定監査として、公認会計士と監事による監査が、それぞれ年２回実施されている。監査終了後には、「適正に行われている。」との監査報告書に加えて、意見具申書が提出されている。

意見具申の内容は、長期的な経営の方針に関する総括的な意見、経理処理上のテクニカルな意見、物品管理に関する意見等に大別される。後二者のうち実行可能と判断される事項については、法人事務局財務課から関係部課に対して意見の説明に加えて、改善の具体案を提示し即座に実行に移される。ごくわずかではあるが、実行が困難な事項については、意見を具申した公認会計士や監事に対して口頭又は文書でその理由を説明し、理解を求める手続きをとっている。

これまでのところ、前述した２点（後二者）のほとんどが実行に移され、意見書に沿って改善がなされているため、履行状況を検証するシステムは導入していない。

公認会計士と監事の意見具申は、該当する部課、研究室を対象としたものである。今後は、指摘があった部課及び研究室から文書による報告を求めるとともに、他の部課や各研究室にも共通する事項については、「(1) 指摘の内容、(2) 講じた措置」の一覧を作成し、これを大学内の共通事項としてすべての部課、研究室に周知するようにする。

また、監事による業務監査対象事項の明確化や監査方法について整備するとともに、監事、公認会計士、学校法人がそれぞれの目的や役割について認識を共有し、これまで以上に効果的な監査が行われ、改善が図られるよう連携を強化する。

イ　監査システムの運用の適切性

経理処理は、統合事務システムを通じて行っている。すなわち、(1) 財務部からの各予算単位への予算額の示達、(2) 予算執行単位による必要事項の入力、(3) この入力に基づく財務部財務課による銀行口座への振り込み処理といった事項について、財務部財務課と各予算単位との間で相互チェックにより会計処理を行っている。また、財務部会計課では、担当者による必要事項のチェックと銀行口座への振り込み処理のための入力を課長、課長補佐の管理の下に行っている。

法定監査としては、前述のように、監事監査と公認会計士監査がそれぞれ年２回実施されている。また、文部科学省からの補助金等の履行状況の適切性を把握するために、会計検査院の検査や私立学校振興・共済事業団の指導が、それぞれ数年に一度実施されている。

前述したような内部でのチェック体制がとられていること、統合事務システムによるチェック機能が作用していること、さらに学内での現金取り扱いを必要最小限にしていることなどの理由により、種々の障害が起こる余地は極めて小さいと認識している。

また、公認会計士や監事からは、毎年、厳正な監査の結果、「適正に行われている。」との監査報告書が提出されおり、現行システムはほぼ問題なく機能しており、法定監査システムも有効に機能していると判断している。

しかし、学校法人を取り巻く厳しい環境の変化に対応するためには、私立学校法の改正

に伴う監事制度の改善の一つとして提示されている監査支援体制及び内部監査組織の整備が課題として残されていると考えている。

将来の課題として、前述のように、予算執行・管理及び業務内容についてのチェック機能を高めるためには、内部監査体制を整えることが必要である。このことは、内部牽制のみならず、学校法人の業務が法令及び諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、組織運営や業務管理のあり方の適正化、効率化の進捗状況を確認する上で必要なことである。

(6)私立大学財政の財務比率

ア　消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目の比率の適切性

本学の財務比率は、大学基礎データ表46及び表47に示すとおりである。

まず、消費収支計算書関係比率（大学ベース）を平成15(2003)年度から平成17(2005)年の３年間について見ると、人件費比率は平成15(2003)年度の52.0％から平成16(2004)年度の52.3％とほとんど変化が見られなかったが、平成17(2005)年度は旧中学校・高等学校校地の売却に伴い帰属収入が増えた分35.4％と16.9ポイント低下した。

人件費依存率は、平成15(2003)年度60.7％、平成16(2004)年度61.3％、平成17(2005)年度62.9％と微増傾向にある。教育研究経費比率は例年28％台、管理経費は６％前後で推移しているが、平成17(2005)年度は、前述したとおり旧中学校・高等学校校地の売却に伴って帰属収入が増えた分、特に教育研究経費比率が18.8％と低くなった。消費支出比率も、同様に平成15(2003)年度と平成16(2004)年度の２年間は86.7％、88.0％であったが、平成17(2005)年度は64.1％となっている。

また、消費収支比率は、平成15(2003)年度96.8％とほぼ例年どおりであったが、平成16(2004)年度は、前述の特殊事情のため、158.1％と61.3ポイント増加し、平成17(2005)年度は土地の売却によって93.4ポイント減の64.7％となった。

学生生徒等納付金比率は、安定的に推移し、平成17(2005)年度の56.2％を除き、おおむね85.9％となっている。これに対して寄付金比率や補助金比率は、相対的に低くなっている。

基本金組入比率は、平成15(2003)年度10.4％、平成16(2004)年度44.3％、平成17(2005)年度0.9％と中学校・高等学校移転事業の関係で変動しているが、このような特殊事情を除くと、９％前後で推移し、資本的支出が抑制される傾向にある。また減価償却比率も10％程度で安定的に推移している。

次に、貸借対照表関係比率（学校法人ベース）を平成17(2005)年度について見ると、固定資産構成比率75.3％、流動資産構成比率24.7％、固定負債構成比率5.2％、流動負債構成比率3.3％、自己資金構成比率91.5％である。消費収支差額構成比率は0.8％であり、固定比率82.3％、固定長期適合率77.9％、流動比率746.2％、総負債比率8.5％、負債比率9.3％、前受金保有率826.8％、退職金給与引当預金率45.0％、基本金比率100.0％、減価償却比率68.2％である。

以上のように、本学の消費収支計算書関係比率と貸借対照表関係比率は、いずれも極め

て健全な数値を示している。とりわけ借入金利息等比率は平成16(2004)年度末で「ゼロ」である。流動比率は極めて高い水準にあり、負債比率は非常に低い水準にある。さらに自己資金構成比率は平成17(2005)年度決算で91.5%である。これらのことは、財務の健全性を示すものとして評価している。

学生生徒等納付金比率が安定的に推移していることは、文学部二部、経済学部二部から昼夜開講制（夜間主コース）への組織替えやすべての学部での編入定員の設定など、本学の教学上の改革の結果である。さらに、本学の人文・社会科学系学部の授業料は、いずれの学部でも64.7万円と私立大学の中では低く、東日本の私立大学との比較にあってもいずれの学部も低い順から見てトップテンに入っている。

流動比率は、学校法人の支払能力を示す指標であり、一般的に高いほうが望ましいとされている。しかし、他の私立大学と比較すると、流動比率が平成17(2005)年度ベースで746.2%と高すぎる水準にある。この点は留意しなければならないことである。

なお、前述の高すぎる流動比率については、資金運用関係規程の範囲内での長期債券購入等による資金運用及び退職金給与引当預金率の引き上げによって、適正水準に調整する努力をしている。

ⅩⅣ. 事務組織

ⅩⅣ．事務組織

１．大学・学部の事務組織

（1）事務組織と教学組織との関係

ア　事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

大学の事務組織は、土樋キャンパス（文学部・経済学部・法学部各３・４年生及び英文学科・経済学科・経営学科の夜間主コース）に９部14課、泉キャンパス（文学部・経済学部・法学部各１・２年生及び教養学部）に１事務室、多賀城キャンパス（工学部）に１事務室という体制をとっている。

事務職員は情報関連の授業や語学の授業など、教育職員と事務職員との密接な連携によって教育・研究活動を支援しており、教学運営として、入学試験関係、授業時間割作成、科目登録、成績・教室管理、卒業事務、就職斡旋等の業務に携わっている。このように事務組織と教学組織との間の連携協力関係は確立している。

イ　大学運営における、事務組織と教学組識の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

教育職員は教育・研究が活動領域であり、教育・研究、教員人事、カリキュラム、学生の指導、入退学等について意思決定を行う教学組織として、文学部、経済学部、法学部、工学部、教養学部の教授、助教授及び講師によって構成される「学部教授会」と、全学部の教授による「全学教授会」があり、「学部教授会」は教育全般に関する計画、提案、執行及び学部間の調整を行っている。また、教員の管理運営組織を効率的に機能させるために、各種の委員会を設置し、職務内容を明確化し、諸問題を円滑に解決し、有効に機能している。

事務職員は現場の実務担当者としての役割に限定され、その管理権は学長・教授会にあり、運営は事務組織があたっている。また、教務関係や学生の厚生補導・就職のように、事務サイドのみの判断だけでなく、教員サイドからの判断を求められるような諸問題に対応するため、各種の「委員会」が組織されている。

事務組織には、管理運営に関する施策の審議と所管業務の報告・連絡・調整を図るために、事務組織を統轄する総務部長を議長とし、各キャンパス担当総務部次長と課長からなる「課長会」が置かれている。教学組織と事務組織との有機的一体性を確保するために、週に一度、学長を議長とし、副学長、学部長、事務部長からなる「部長会」が開催されている。「部長会」での報告事項等の主なものは、「課長会」でも報告されている。

このように、大学運営における、事務組織と教学組織と相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途は適切である。

（2）事務組織の役割

ア　教学にかかわる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

教学にかかわる企画・立案は、主として、各種委員会で行うが、その補佐機能は事務組織が担っている。教学に関する専門的業務や事務執行については、事務組織に任せて、教員は本来の教育・研究活動に専念できる体制を講じている。大学における教育・研究を充実・発展させていく上において、教員のみでなく事務職員を含めた大学全体として、両者が協働しているこの体制は適切である。また、事務職員の意識改革を求め、常に個々の資質向上を図り、教育・研究活動の充実・多様化、学生へのサービスの充実など、これらの変化に対応できる、より高度で効率的な業務処理が可能な体制の確保に努めている。

イ　学内の予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

予算の編成方針は、各部門の教学組織及び事務組織の代表で構成される財政専門委員会で原案が作成され、理事会で審議して決定する。理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを学部・研究所・部・課等の各部門の長へと通知する。各部門では、この予算編成方針とそれぞれの実施計画に基づき予算申請書を事務組織で作成し、予算担当部局である法人事務局財務部に提出している。財務部では、この申請書に基づき各部門（責任者：学部長・部長・研究所長等）からヒアリングを行い、予算原案を作成している。このように、予算方針の作成・編成・折衝過程において、事務組織が、主として、果たしていることはその役割として適切である。

ウ　学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

意思決定機関として、理事会・評議員会・教授会・学部長会がある。政策や基本方針などの意思決定は理事会で行い、立案を含む業務の執行は常務理事会で行っている。大学での意思決定・伝達は、学部長会・教授会・各種委員会等で、また事務職員は課長会で行われている。また、教学組織と事務組織の伝達機関として部長会がある。事務組織はこれらほぼすべての会議の事務・運営を担っている。理事会、常務理事会にも事務組織の代表がメンバーとして参加し教員組織の代表と連携して活動していることからいって、事務組織の役割とその活動は適切である。

エ　国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

国際交流に関しては、国際交流委員会が設置され、これが国際交流にかかわるほとんどあらゆる事業の企画・運営上の責任を負っており、国際交流部は、委員会の業務の支援と事業計画実施のための事務処理を行っている。

入学試験センターでは、各学部の入学試験についての、企画・立案・情報・データの収集、分析を行い、実施に関する業務を入試部と協力して行っている。

就職業務については、これまでの学生の就職斡旋業務から学生への職業指導及び就職相談業務に変わりつつあり、就職指導業務を担う就職部就職課職員には、平素の職員としての自己研修と自己管理の積み重ねにより、企業と学生から信頼を得るに足りる言動が要求されており、就職担当教員との役割分担を明確にしている。

オ　大学運営を経営面から支え得るような事務局機能の確立状況

大学経営の健全化・事務業務の省力化の観点から、これまで外部委託していた電算処理を学内で業務全体の電算化を図るため、「法人本部計算センター事務室」（現・情報システム部情報システム課）を設置し、平成８(1996)年から図書、教務、財務、経理システム、平成９(1997)年からは学生、就職、管財システム、また、平成10(1998)年からは人事、給与、庶務システムがそれぞれ稼動している。

事務職員で構成されている「課長会」では、職員としての自覚と資質の向上と絶えざる業務の改善に向けて努力している。また、３キャンパスに分散していることに伴う適正な人員配置も急務な課題であるが、人件費増は財政的に大きな負担となるため、特定業務の外部委託、さらに可能な限り臨時職員で対応するなど、一層の経費の節減に努めている。

また、各課は、大学の経営、教育・研究や学生生活を支援するため業務の改革に努めており、大学の環境変化に対応できるよう、より効果的で効率的な業務運営を目指している。このように、大学運営を経営面から支え得るような事務局機能は確立できている。

(3)事務組織の機能強化のための取り組み

ア　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性、イ　教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況

一部の事務部門、例えば、情報システム、国際交流及び施設部などの専門的業務に従事する職員については、それぞれの専門的スキルを身につけた職員の採用を行っている。また、一般の職員については、それぞれの経験や組織上の職位に応じ、学内の職員研修ばかりでなく学外で実施される研修への積極的な参加を奨励し、職務遂行上の知識やスキルの修得ばかりでなく管理的能力の育成を図っている。

大学を取り巻く環境の変化や大学の管理運営、教学上の要請などに対応して事務組織を絶えず見直し、各部門における業務の効率化及び教育・研究支援体制の整備、学生支援業務の充実を図っている。事務組織の機能強化のためにはアドミニストレータの養成は重要なテーマであるが、現状では必ずしもその点を意識した対策がとられているとは言えない。

事務組織の機能強化のためには、適切な人事評価制度の導入により職員一人ひとりの能力・意欲を正当に評価し、職場の活性化を図る必要がある一方、評価の透明性、公正性、信頼性の確保がテーマとして残っており、制度の導入についてはなお検討中である。アドミニストレータの養成については、評価制度の検討と並行して考慮することになるであろう。

(4)事務組織と学校法人理事会との関係

ア　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

本学では、理事会・評議員会などの法人業務については、主に法人事務局において行い、大学における管理運営を大学事務局で行っている。法人事務局には庶務部と財務部がある。庶務部には庶務課、人事課、広報課、交友課があり、財務部には財務課と会計課がある。学校法人理事会は、大学ばかりでなく、同法人の東北学院中学・高等学校、東北学院榴ヶ岡高等学校、東北学院幼稚園の全体に関する人事、財務、広報に関する業務を行っている。

また、法人事務局は、同窓会組織の活動の支援も行っている。法人事務組織と大学事務組織とは常に連携して業務を実施しており、連携を円滑に進める目的もあって、大学総務部の職員は、多くの場合法人事務局職員をも兼ねている。また法人理事会には理事として大学事務組織の代表が参加していることからいって、事務組織と学校法人理事会との関係は適切である。

２．大学院の事務組織

ア　大学院の充実と将来発展にかかわる事務局としての企画・立案機能の適切性

本学の大学院の場合、その充実と将来発展にかかわる企画・立案は、第一義的には、各研究科における構想が基本となっており、それら構想は、学長、学務担当副学長、研究科長を構成員とし、学務部長、大学院課長が陪席する研究科長会議での意見交換の中で調整される。研究科長会議は公式の会議体ではないが、大学院の場合、学部の教務委員会のような機関をもたないため、重要な調整機能を果たしているのである。

したがって、事務局は、形式上、企画・立案にそれほど大きく関与するわけではない。しかしながら、各研究科長・専攻主任から日常的に相談を受けて、大学院を充実させるためのアドバイスや情報を提供しているほか、大学院を担当する副学長である学務担当副学長から、新しい施策の基本的コンセプトを提示され、それを具体化するための企画・立案を行うことはある。後述のように、学務部に属するようになって学務部長との関係が緊密になったこともあって、新たな施策を最終的に決定する会議の前の段階で行われる、他の部局と調整、各研究科の間の調整が、以前よりも円滑になったと思われる。また、学務部長を含む事務局から、学務担当副学長や研究科長に対して、大学院充実のための提案が行われることがあることは、当然である。

以上のように、事務局という性格からの限界はあるが、大学院担当事務局である、学務部長と一体になった大学院課には、必要な企画・立案機能が一応備わっており、適切であると言える。

イ　大学院にかかわる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

本学大学院各研究科及び大学院全体の予算規模が比較的小さかったこと、また、かなりの割合を占めていた図書関係の経常費は交渉の余地が極めて小さいこともあって、法務研究科設置以前は、各研究科・専攻の予算を研究科・専攻が独自に編成し、財務当局と折衝することはなかったし、その必要がなかったとも言える。したがって、研究科・専攻の新設などの非日常的予算折衝を除いて、大学院関係の通常の予算折衝は、研究科というよりもむしろ、大学院課が主体となっていた。ただし、後述のように、工学研究科、人間情報学研究科の場合には、統括的事務局から物理的にも離れているため、予算折衝においては、研究科・専攻の果たす役割が大きかった。

法務研究科の予算には、既存の研究科には見られなかった新しい施設・設備・施策のためのものが多数含まれており、金額も大きかったため、予算折衝も設置準備に関わっていた法学部教員の主導で行われた。折衝の結果認められた予算は、他の研究科を刺激し、土樋キャンパスに位置する他の３つの研究科も、独自予算を獲得するようになった。大学院教育の革新を支援する各種補助金もまた、この傾向を促進している。このような状況の変化に対応して、予算獲得に際しての事務局による支援もまた拡大することとなった。さらには、大学院全体に関する新たな施策にかかわる予算の場合、学務担当副学長、学務部長、大学院課長による協議に基づいて企画が行われ、学務部長のもつ調整権限を活用した予算

折衝が行われる場合もある。

以上のように、３つのキャンパスの事務担当の間での綿密な調整を前提としつつも、大学院担当事務組織が予算折衝プロセスにおいて果たしている機能は、一応適切であると言える。

エ　大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況

法務研究科を含む本学大学院の事務を担当している部署は、学務部大学院課であり、大学院にかかわる事務の全般を統括している。すなわち、学部にかかわる事務であれば、学務部教務課、学務部学事課、学生部学生課、入試部入試課、総務部総務課等が分担すべき業務が、大学院課に集中しており、課の業務を大学院課長が統括しているため、他の課からは独立して統一的な処理を行うことが可能となっている。

ただし、工学研究科、人間情報学研究科の場合、多賀城キャンパス、泉キャンパスの各事務室には、大学院の事務のみを専門に担当する部署はなく、大学院に関する事務の窓口は、基本的にはそれぞれのキャンパスの学務係が担当している。事務規程上も、教務課に属し、教務課長の指揮監督の下にある学務係が、大学院課が統括する大学院関係の業務を担当することが定められている。しかし、学務係が担当する大学院事務は、実際にも大学院課長が統括しており、教務課と大学院課の間の業務分担が混乱することはなく、極めて効率的な事務運営が行われている。

ただ、現在の時点では、大学院学生の成績を管理する事務システムは、学部学生の成績を管理するための教務システムを利用しているため、学部の教務システムに大きなトラブルが発生すると、直ちに大学院の科目登録や成績管理等が影響を蒙ることになる。法務研究科以外の大学院学生は数が少ないため、同研究科設置以前の時期には、事務システムのトラブルの影響はそれほど大きくはなかったが、現在では影響が大きいため、大学院の事務システムを教務システムから独立させることを、情報システム部の協力を得ながら検討している。

また、以前大学院課は、組織上いずれの「部」にも属さず、大学院課の業務を代表する部長が存在しなかったが、事務組織の再編成によって、現在では学務部に所属し、学務部長の指揮監督を受けることとなっている。このことは、一見すると、事務局としての独立性を低下させたかのように思われるかもしれないが、実際の効果はその逆であって、大学全体の事務部局の中で大学院及び大学院事務局の利害を代表する、事務権限を持つ事務部長の存在を背景としていなかった時期よりも、現在の方が、予算獲得や新規事業の展開などに関する折衝の面で、独立した影響力を強めたと思われる。

このように、大学院の教育研究を支える事務組織は一応確立していると言えるが、法務研究科については、残る課題が多い。法務研究科は、法科大学院であり、学生が修得しなければならない単位数が他の研究科に比べて格段に多く、科目構成、時間割、履修登録、成績管、入学試験など多くの面で、学部に近いとさえ言える。そのことに伴って、必要な事務作業もまた学部並みの量となる。現在のところ、法務研究科を専門に担当している事務職員は１人のみであるから、必要な事務作業をすべて事務担当者がこなすことには無理がある。その結果、法務研究科担当職員が連日夜遅くまで作業を行ってもなお人手が足り

ず、教育面での負担が極めて大きい法務研究科教員に、事務作業のうちのかなりの部分の負担がかかっている。この負担が、法務研究科の教育の成果に影響するか否かを今の時点で断言するのは難しいが、望ましい事態でないことだけは確かである。

以上に述べたところから見ると、大学院の運営を支える独立した事務組織は一応実質的にも確立されているものの、全般的に存在する課題のほか、法務研究科に関する事務を扱う体制には、一層大きな課題が残されている、と言える。

ＸＶ．自己点検・評価

ＸＶ．自己点検・評価

１．大学・学部の自己点検・評価

大学全体

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学では、「東北学院大学点検・評価に関する規程」に基づいて設置された「東北学院大学点検・評価委員会」が、本学における教育・研究の質の向上を図るために、３年ごとに自己点検・評価を実施し、点検・評価報告書を作成している。各学部、各学科もその点検項目について評価を実施し、点検・評価報告書の作成にかかわっている。また、点検・評価委員会には専門委員会である「学生による授業評価」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、FD 推進委員会が設けられている。「学生による授業評価」実施委員会により学期終了時に「学生による授業評価」が行われ、教養学部と工学部では年度ごとに「学生による授業評価報告書」が作成され公表されている。教育・研究業績編集委員会による「東北学院大学教育・研究業績」が３年に一度作成され公表されている。FD 推進委員会により毎年 FD 講演会や FD 研修会が企画・運営され、その概要や他大学の FD 活動についての情報が「FD news」として出版され、全教職員に配布され、公開されている。また、工学部環境建設工学科では独自に自己点検・評価を恒常的に行うための新たなシステムを立ち上げ、日本技術者教育認定機構（JABEE）の受審、さらにはその更新への活用を図っている。

授業を受ける側からの情報として重要だとされている「学生による授業評価」の結果を分析してみると、教員が授業に工夫をしても、毎回ほとんど同じ結果となっている場合もあり、回答する側が授業の本質的な要素が何であるかを十分に熟知しているとは言いがたい面もある。また、学生は無記名で回答することから、少数ではあるが極めて不穏当な表現をする者がおり、無記名回答には再考の余地がある。

教員の自己研鑽を促すものと期待されている「教育・研究業績集」の公表は、従来から熱心に取り組んできた教員を大きく変えることはないが、必ずしもそうではなかった教員の多くに、教育研究活動を促すという効果も見られる。しかしながら、変化が見られるのは、もともと教育研究活動に熱心だった者が刺激を受ける場合であって、評価されることにより教育研究活動への取り組みが期待されていた、もともと熱意の程度が高くない教員は無関心なままである、という問題は残されたままである。したがって、教育研究業績の公表はごく少数の教員の研究・教育の活性化にはほとんど寄与していないが、大部分の教員にとっては適切な効果が得られていると考えられる。なお、JABEE 受審を契機に整備がさらに進展した工学部環境建設工学科の自己点検・評価を恒常的に行う独自のシステムは有効であることが報告されている。

「学生による授業評価」及び「教育・研究業績」の公表は、全般的には効果を上げていると考えられる。しかしながら、改善の対象であったはずのごく少数の教員の研究・教育の活性化にはほとんど寄与していないという問題もあるため、現在行っている点検・評価の方法が真に有効であるのかを再検討するとともに、より妥当性を持つ方法が発見された場合には、それによる評価結果を有効に生かす仕組みを作る必要があると考えられる。

ただし、点検・評価結果は、優れた業績を上げている者に報いるだけではなく、大学における教育・研究の質の最低ラインを、許容範囲にまで引き上げることをも主要目的としている。この意味では、個々の教員のインセンティブを高めるいわば「競争的」方策と、FDの本来の意味である、ファカルティー（＝教授団）としての能力を高める「協同的」方策のどちらを重視するかは、判断が分かれるであろう。これまでに蓄積された社会科学的知見によれば、ファカルティーとしての能力向上は、個々の教員のインセンティブの引き上げとは必ずしも一致しないからである。

イ　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

本学においては、「学生による授業評価」のほかに、自己点検・評価プロセスに学生の意見を反映させるいくつかの仕組みがある。第一に、最も直接的に学生の意見を聴取できる機会として、毎年開催される大学側と学生会との「合同協議会」がある。大学側は、学長、副学長、学部長、各事務部長、次長、課長が参加する。学生会側は、委員長以下役職者が参加する。あらかじめ一般学生から収集した意見を学生会でまとめて大学側に質問をし、それに対して大学側の責任者が回答するという形式で、大学の教育の内容・方法について学生の代表の意見を取り入れている。第二に、全学的に実施している「東北学院大学の改革に関する意見箱」や工学部が独自に実施している「声の玉手箱」への教職員・学生からの投書があげられる。意見箱に投函された意見は、学長が直接開封し、副学長、総務部長と相談して適切な回答作成担当者を決め、回答する。投書内容及びその回答内容については学部長の意見を聞いた上で部長会に諮ってから公表している。工学部が独自に実施している投書は工学部長が回答している。なお、工学部環境建設工学科ではJABEE受審に伴って、学生の意見を把握するための点検システムとしてJABEEアンケートを実施している。

大学として卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を直接的に反映させる恒常的システムは、現在のところ存在していない。しかし、本学は北米を含めて全国に82の同窓会支部と113のTG会（職域を中心とする同窓会）を持ち活発に活動していることから、同窓会本部総会や支部総会、TG会における同窓生との懇談などを通して、大学、学部、学科に対する要望や在学生の教育についての有意義な意見を、卒業生から得ている。

このような直接的・明示的な意見聴取の機会のほかにも、教員は積極的に学会活動や学外審議会・研究会などの社会的活動を行っており、それらの機会を利用して得られた意見等を、授業内容の選択やカリキュラムの改善に生かしている。

学生による評価プロセスは前述のとおり、有効とは言いがたい面もあるが、それなりに機能している。卒業生や雇用主などの学外者を含む評価システムは、工学部環境建設工学

科ではJABEE受審を機に構築されているが、大学全体としては導入されていない。卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる恒常的仕組みを自己点検・評価プロセスに導入することについて検討はしているが、理科系学部の場合と文科系学部の場合では、導入の難しさや導入した場合の有効性が大きく異なるため、現在の段階では大学全体での合意に至っていない。

(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を改善・改革に連結させるための仕組みは、全学レベル、各学部・研究科のレベル、及び全学と各部局を有機的に連携させるレベル、に分けられる。

全学的レベルの評価で指摘された問題点に関しては、点検・評価委員会で確認され、学部長会、部長会等において、各学部・研究科、担当委員会の委員長、事務部局の責任者などに対して、改善の努力及び改善結果の報告が求められる。問題点及び改善策に関する認識は、全学レベルに責任を持つ主体、各部局の責任者、及び各部局の構成員の間で異なっている可能性があるから、全学レベルで指示された改善策の有効性が、実際には、直ちに各部局で受容されるとは限らないため、調整を行う必要がある。また、本学を含む大規模大学においては、問題を含む制度等の運営が、複数の部局によって担われていることも多いから、この点から見ても、レベル間の調整が不可欠である。

例えば、学部の教育課程の編成権限は、基本的には各学部にあるが、各学部は、卒業所要単位数の設定や非専門教育科目の編成と運用については、全学的合意事項で定められる一定の枠に拘束され、その枠は、学務部長が主催する教務委員会（学部学科間の調整を要する事項は、学務担当副学長、学科長を加えた「拡大教務委員会」）が運用しているため、各学部・学科の教育課程の改訂、及びそれを規程に表現するための学則改正には、教務委員会（拡大教務委員会）の承認が必要とされている。すなわち、学部の専権事項にも見える教育課程の編成についてさえも、複数の組織の間での調整が必要とされる。

本学においては、調整の必要性が自覚されているため、上記の例に即して、教育課程の改善について見れば、各学部からの主体的な問題提起があるだけではなく、学務部長及び学務部長を補佐する副部長が検討した改善策が、各学部に対して提案され、全学的合意に基づいて決定されることも少なくない。また、このような自己点検・評価の結果を踏まえた全学的観点からの提案は、通常の場合、学務部長を通して、学部長会及び部長会の構成員に周知され、あるいは学部長会からの依頼を受けるなどしており、少なくとも大枠についての了承を得ている。このように、本学においては、それぞれの部局に関する事項であっても、全学的な調整のもとに、将来に向けた改善・改革を行うことができるシステムが形成されている。

全学レベルのシステムは、各学部レベルの仕組みと連動していなければ意味を持たないが、本学の各学部にも改善のシステムが確立されており、例えば、工学部においては「将来構想検討委員会」を中核とする検討が行われている。工学部の中でも、環境建設工学科

では、種々のチャンネルで社会、学生の要望を集め、教育改善を行うためのシステムを設けている。これらの改善システムはPDCA（Plan-Do-Check-Action）を目標として、継続的に行われている。すなわち、教育改善にかかわるすべての情報は学科会議に集められ、検討された後に下部機関である教育改善委員会に回される。教育改善委員会では、課題内容により最適な小委員会において詳細な検討を行い、実行可能な案を提示することにより、教育改善を実効あるものとしている。

上述のように、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステムは整備されていると言える。しかし、改善・改革を行うにあたっての完璧な改革手法はあり得ないので、レベル間の調整にあたっては、各学部における改善策を、大学全体の観点に立ちながらも柔軟な形でバックアップするシステムを整備する必要がある。

(3)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

教育研究組織の妥当性を外部機関によって検証する仕組みとしては、財団法人大学基準協会による相互評価があげられる。本学は認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた財団法人大学基準協会（JUAA）の正会員として、平成 14(2002)年度に相互評価を受け、大学基準に適合しているとの認定を得た。今後７年ごとに定期的に大学基準協会の大学評価（認証評価）を受けることになる。次回は平成21(2009)年度に大学基準協会による大学評価を受けることを予定しており、現在その準備を進めている。また、工学教育における別の評価機構である日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を、平成18(2006)年10月に環境建設工学科が受けており、認証後は定期的に審査を受けることになる。

上述のように定期的に大学基準協会の大学評価を受けていることから自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性はあると考えられる。しかし、自己点検・評価に対して学外者による検証を行うためのシステムを、自ら整備することについても、検討が必要であると言える。

(4)大学に対する社会的評価等

ア　大学・学部の社会的評価の検証状況

一部の学部においては、学部長と学務担当責任者が近隣の予備校を年に１～２度訪問し社会的評価を収集・検証している。また、入試パンフレット等の作成に関連して、入試関連業者から入試及び本学の社会的評価にかかわる情報を収集している。

さらに、研究活動を通して外部の企業関係者等と接する機会が多い教員や就職委員は、社会一般の大学あるいは各学部への評価をまさに実感できる状況に置かれており、本学をPRすると同時に、検証のための情報収集を行っている。各種公開講座の講師を務める機会や、オープンキャンパス、高校訪問等の活動に際しても、学外者による社会的評価の情報

を得ることができる。このほか、工学部環境建設工学科では、現在広く社会的に広まっている制度であるJABEEの認定審査を受けている。JABEEの認定を取得すると、当該学科は土木業界の重要資格の一つである技術士一次試験が免除されるから、社会的に大きく評価されていると言えるこの受審も社会的評価に配慮した上でのことと言える。

現状では大学・学部の社会的評価の検証を組織的かつ体系的に行う仕組みは必ずしも十分ではなく、客観的な社会的評価を検証するためのシステム作りが必要となっていると考えられる。

イ　他大学にはない特色や「活力」の検証状況

①研究の次元での特色・活力

本学文学部に時限特設センターとして設置されているオープン・リサーチ・センターは、私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業によって、「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」（事業期間：平成15～19年度、課題：「アジア流域文化論」研究プロジェクト、総経費：約1億500万円、研究代表者：細谷良夫文学研究科長）として設立されたものである。本学のアジア流域文化に関する研究レベルの高さを示すものとして学内外で評価されている。

工学部に時限特設センターとして設置されているハイテク・リサーチ・センターは、平成18(2006)年度に文部科学省の私立大学学術高度化支援事業の一つである「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択され設置されたものである。また、平成18(2006)年度に、これまで工学部で推進してきたオープンソースソフトウェアの一つである「Knoppix Eduシリーズ」を用いた情報教育が認められ、経済産業省のOpen School Platform Projectが採択され、同一法人下の２つの高校である、東北学院高校と東北学院榴ヶ岡高校においてオープンソースソフトウェアを用いての情報教育の実証試験を行っている。これらは本学部の「活力」の一つの証でもあると考える。また、工学部環境建設工学科では、自己点検・評価システムが充実しており、外部あるいは学生の評価を積極的に取り入れている。また、このようなシステムを点検するシステムも存在しており、常に学生と教育内容の質の向上に向けてスパイラルアップを目指している。

②教育の次元での特色・活力

本学が、星宮望学長の言う「若者の心を育てることについては日本で一番の大学」を目指していることは、具体的な教育施策としての「少人数教育の重視」に表現されている。少人数教育とは、単に教育を行う単位が小規模であるということのみを指すのではなく、教職員と学生との間の距離が近いということをも含んでいる。

上記の意味での「少人数教育の重視」は、全国の大学の中でも最も早く導入された、全学部に共通するグループ主任制度及びオリエンテーションキャンプ、工学部の各学科で導入されている「チューター制度」（１人の教員が数名の学生を４年間にわたって指導）、教養学部の一部の学科で採用されている「メンター」導入の試み、大学院法務研究科におけるグループ主任制度（学部のそれとは異なり、１人の教員が５名程度の学生を継続的に指導する）などに、如実に反映されている。

大都市圏にある大学から招かれた非常勤講師が、本学の学生を「態度が良い」「私語が

少ない」と評することが多く、また、新任の教員が、ゼミ等で顔見知りになっているのではない学生から挨拶を受けることに驚いたりすることは、地域性の効果を差し引いても、本学が学生を丁寧に指導することをモットーとしているだけではなく、それが全学部に浸透し、実践されていることの証左であると言える。

上記のような本学の教育姿勢は、教育の次元での特色であり、姿勢が全学に浸透していることによって教職員と学生との間に生じている一体感は、本学の活力の源である。

(5)大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア　文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

文部科学省からの指摘は、主に組織の改組転換などに伴う申請に対する回答の中に「留意事項」として付されるものである。この留意事項は理事長あてに送付され、法人事務局より大学の関係組織に対して通知され、関係組織は速やかに改善策を検討し、法人事務局を経て文部科学省へ改善報告を行っている。

大学基準協会からの勧告などに対する対応は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」に従って行っている。同規程の第14条には「大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。」と規定されており、学長は、点検・評価委員会に諮り、改善策を検討し、勧告などを受けた部署への改善を指示している。点検・評価委員会においては、改善報告書を作成する責任と権限とを委ねられた小委員会（全体委員会委員長の学務担当副学長が委員長を兼任）が、各部局の改善結果を報告書にまとめ、全体委員会での承認を経て、指定された時期に改善報告書として大学基準協会に提出している。

文学部

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

全学の「点検・評価委員会」に文学部から委員を派遣し、３年ごとの自己点検・評価を行い、点検・評価報告書の作成にかかわっている。また、点検・評価委員会内の専門委員会である「学生による授業評価」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、FD推進委員会にも文学部から委員を派遣している。専門委員会の文学部委員は、全学的な取り組みに貢献する一方、学部内の取りまとめにも従事している。

とりわけ、「学生による授業評価」については、文学部長と文学部「学生による授業評価」委員の連名で、前・後期末の最終授業日に「文学部授業評価実施要項」に従って実施するよう、文学部全教員に通達を出している。「文学部授業評価実施要項」によれば、その

目的は「授業担当者が担当授業の改善のために行う」ものと特定している。対象科目は、演習形態以外のすべての科目とされ、少なくとも隔年で実施することを義務づけている。

このような仕組みは、自己点検･評価を日常的に行う制度的システムとして、少なくとも同規模の他大学の同系統学部に比べて、有効性の点で劣ることはないと言える。

イ　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などの学外者の意見を反映させるような制度的システムは構築されていない。しかし、学生については、前述の「学生による授業評価」の際の自由記述欄や、学生部主管の「在学生の意識調査」などから意見聴取は可能になっている。特に、後者の調査結果によれば文学部学生の満足度が際立って高く、このことは特筆に値する。

また学外者については、平成18(2006)年度に行った「現職教員（英語科・歴史科）研修セミナー」の懇談会で、高等学校現職教員からの意見を聞くことができた。その際には、参加者の高等学校の相当数の教員から本学部の教育に対して高い評価を頂戴することができた。文学部では、このセミナーを毎年継続することとなっているので、少なくとも高等学校の現職教員からの意見を、継続的に聴取することが可能である。

(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検･評価の結果を、改善･改革につなげる制度システムの構築はできていないが、文学部将来構想委員会や各学科会議で、不断に、改善・改革に向けた議論を行っている。

(3)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

大学基準協会による定期的な評価を受けていることから、自己点検・評価結果の客観性・妥当性は、ある程度確保されていると考える。

(4)大学に対する社会的評価等

ア　大学・学部の社会的評価の検証状況

文学部の社会的評価の検証を制度的には行ってはいない。しかし、研究・教育力については、科学研究費補助金などの外部資金の獲得状況などからある程度検証はできるものと

考える。また、朝日新聞社発刊の『大学ランキング』(平成17年版)によれば、全国の国公私立全大学の文学部教員の博士号取得率で、本学は第9位にランク付けされている。

イ　他大学にはない特色や「活力」の検証状況

私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業による「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」(事業期間:平成15～19年度、課題:「アジア流域文化論」研究プロジェクト、総経費:約1億500万円、研究代表者:細谷良夫文学研究科長)は、文学部のアジア流域文化に関する研究レベルの高さを示すものとして学内外で評価されていると考える。

(5)大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア　文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

学部長及び学科長が中心になって、文学部教授会及び文学部三学科の学科会議、文学部内各種委員会などで真摯に対応している。

経済学部

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

現在のところ、経済学部には、学部独自の自己点検･評価を行うための常設的な機関は存在していないが、大きな改革を行う場合には、そのたびごとに学部レベルの「経済学部将来構想委員会」を組織し、学部長、学科長を中心として、改革の前提となる自己点検･評価を行ってきている。全学レベルの点検･評価委員会が全学的な自己点検･評価あるいは相互評価を実施する際には、学部長・学科長を中心として、学部の自己点検･評価結果を記述している。次に述べるような経済学部におけるカリキュラム改革や改組転換は、これらの仕組みを通して実現された成果である。

経済学部は、昭和39(1964)年の設立の時点では経済学科・商学科及び二部経済学部経済学科の組織であったが、平成12(2000)年度より二部経済学科を経済学科夜間主コース・経営学科夜間主コースに改編して両学科に昼夜開講制を導入した。その結果、科目履修上の自由度が広がり、学生のライフスタイルに合わせた履修が可能になった。さらに、平成13(2001)年度には、時代の要請に応じて商学科を経営学科に改称し、経営学科は平成18(2006)年度より新カリキュラムに移行した。改編・改称は学部の入学志願者数及び入学者の質の向上に有利に働いたと言える。学部内の両学科は、教員組織、教育内容、施設・設備を大幅に共有し、殊に学内単位互換の拡張によって、教育上の適切性は大きく増進し

た。特に、夜間主コースの学生が昼間の講義を、しかもキャンパスの距離を越えて受講している実情は、所期の目的を達成しつつあると思われる。

しかし著しい成果があるにせよ、近年の、少子・高齢化、情報化、グローバル化といった社会・経済情勢の著しい変化の中で、経済学及び経営学の教育内容・教育方法を常に見直し点検し、改善の可能性についても検討する必要が生じた。そのために、経済学部内に経済・経営両学科の代表からなる新たな「将来構想委員会」を設置して、経済学部の将来像について検討を始めたところである。

新たに設置された「将来構想委員会」においては、従来から検討されてきている、本学でもっとも収容定員が多い経済学部学生の教育環境の改善と教育効果の向上について、新たな観点からの改革を考えており、学部組織上の適正な学生収容定員のあり方や近年における社会人学生の減少などに対応するための方策など、学部組織の見直しを行っているところである。

イ　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

現在のところ、経済学部には、学外者の意見を自己点検･評価に反映させる仕組みは、明示的には導入されていない。しかし、両学科とも、学生による授業評価の実施率は向上しており、学生の意見をある程度反映させることが可能となっている。また、学生部が主管する「学生意識調査」の中に、学部･学科に対する満足度などを尋ねる項目群があり、その集計結果も、将来構想を検討する際の資料となっている。さらに、経営学科の場合、カリキュラムを大きく改正するに際して､全学的に実施される学生による授業評価のほかに、カリキュラムに関する独自の学生アンケートを実施し、検討にあたっての重要な資料とした。

経済学部の場合、他の文科系学部に比べて、例えば証券会社による２つの提供講座が存在するなど、産業界とのつながりが深いため、体系的ではないにせよ、日常的に産業界から意見を聞くことが可能である。そのようにして聴取された意見もが、学科のカリキュラム委員会や学部の将来構想委員会での検討にも活用されている。

(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

経済学部の場合、上記のように、自己点検･評価を行う機関と、改革・改善を構想する学部内機関がほぼ一致しており、少なくとも自己点検･評価結果を改革･改善に連結するための学部レベルの仕組みは適切であり、有効である。

本報告書作成時点においても、経済学部の将来のあり方を、「経済学部将来構想委員会」において詳細に検討しており、その答申に基づいて、学科会議、学部教授会での審議が行われることになる。答申の内容が学部･学科の改組にまで及ぶ場合、学部・学科の改組につ

いて検討する「学部改組全学委員会」での検討を経て、全学教授会及び理事会の承認を得る必要がある。ただし、より具体的なレベルの事項、すなわち、教員構成、カリキュラムの構成等については、それらの事項を全学的に承認する委員会のチェックを受けることになる。

法学部

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学部においては、自己点検・評価を恒常的に行うための委員会として、「法学部改革検討小委員会」がある。この委員会は、学部長、学科長ほか８名の委員からなり、学部の点検・評価を行い、それを踏まえた改革案を審議する学部の公式機関である。開会は不定期であるが、年間に３～４回開かれて、学部の自己点検・評価に関することも審議されている。

また、自己点検・評価をより日常的に行っているものとして、学部役職者会議がある。この会議は、学部長、学科長、学部選出の学務部副部長と学生部副部長を構成員とし、２週に１度ほどの頻度で行われている非公式の会議である。会議では、学部として決めなければならない案件についての議論とともに、学部全体について情報交換と意見交換、まさに自己点検・評価を行っている。上記の改革検討小委員会を開く必要性や、その審議のための原案についてもこの会議で検討している。また、この会議には、必要に応じて法学部選出の大学役職者、法務研究科役職者、学部担当の教務課職員などの出席を求め、自己点検・評価がより確かなものとなるようにしている。

このように、本学部は、自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムを持っており、その活動も有効に行われている。

イ　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

学生の意見を反映させる公的な仕組みとしては、第一に、学生会常任委員会との協議がある。そこでは、大学に対する学生の意見・要望が集約された形で表明され、大学側は、それに対する対応を求められる。本学部としても、その場で出される学生の意見・要望には特別の関心を持っている。公的な仕組みの第二は、定期的に行われる学生意識調査である。日本私立大学連盟による調査への参加という形で行われているこの調査は、他大学や本学他学部との比較が可能であるため、学生の本学・本学部に対する意識・意見を知る上で極めて重要なデータであると考え、自己点検・評価に反映させている。また、当然ながら、授業に関する学生からのアンケート調査は、授業改善に大きな影響力を持つ。

こうした公的な仕組みとは別に、上記学部役職者会議は、学生の意見・要望やその背景

に関して、常にリアルかつ最新の情報を得られるよう、情報交換に多くの時間を費やしている。特に、授業以外で学生と接している教員や事務職員からは、学部の改革にとって貴重な情報が寄せられることが多い。

次に卒業生の意見の反映については、同窓会が大きな役割を果たしている。本学の同窓会は地域、業種、職場などの「TG会」として組織化されている。これらの組織が行うさまざまな会合では、大学に対するさまざまな意見・要望が出され、それらは大学側からの出席者を通じて、大学に伝えられる。それらはさらに集約され、本学の自己点検・評価にも影響を与える。また、本学部卒業生によって法学部同窓会が組織されており、定期総会の場、同窓会役員と学部役職者との懇談の場では、本学部についての同窓会からの意見・要望が出される。

雇用主などを含む学外者からの意見としても、同窓会を通じての同窓生からの意見も重要である。そのほかには、企業の人事担当者を招いて年に1度行われる懇談会は、学外者から意見を聞く場として活用されている。さらに、本学には、学生の父母を中心とする「後援会」が組織されており、その総会や地区ごと開かれる会、あるいは幹事会においては、学生の父母としての立場、さらには学外者としての立場からの意見・要望が多く出される。また、東北6県を対象に、高校の進学指導者を招いて行われる進学指導者懇談会も、本学への意見・要望を聞く貴重な機会となっている。本学部は、こうした場で出された本学部に対する意見・要望をまとめ、自己点検・評価の際に参考としている。

(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

上記のように、本学部では、法学部改革検討小委員会が、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとして機能している。実際、近年においてなされた本学部の改善・改革は、そのほとんどがこの委員会による発議と検討を経て実施されている。

(3)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために最も基本的な措置は、自己点検・評価結果を広く公表し、それに対する意見を募ることである。本学では、自己点検・評価結果を公刊し、学内関係者はもとより、学外にも広く配付し、意見を求めてきた。その内容についての疑問・質問については、特定の担当部署が受け付け、大学の責任で対応している。

ただし、自己点検・評価結果の客観性・妥当性について検討する公的な仕組みが、大学についても本学部についてもいまだ確立しておらず、今後の課題となっている。

(4)大学に対する社会的評価等

ア　大学・学部の社会的評価の検証状況

本学部が教育方法・内容に関する改革をした際、それが受験生の本学部受験にどのように影響しているかについては、新入生を対象にした調査で必ず検証している。しかし、本学部が主体となって、学部の社会的評価の全体像を厳密で方法で調査したことはない。その意味で、本学部の社会的評価とは、外部から伝えられる社会的評価に過ぎない。

しかし、上記のように、本学では、多くのチャネルを通じて、学外から多くの情報が入ってくる。そして、その中には当然ながら本学部の社会的評価も含まれる。本学部では、学部役職者会議がそうした社会的評価に特に関心を払い、重要なものについては検証している。その際、特に注意しているのは、第一に、否定的な評価に関する検証を優先させること。そして、もし事実であれば、早急な対策をとること。第二に、部分的・断片的な評価であっても、できるだけその背景となっている事実を考えながら検証すること。第三に、誤解に基づく評価についても無視しないこと。なぜそうした誤解が生じたのかを検証すること。の３点である。

イ　他大学にはない特色や「活力」の検証状況

上記のように、本学部では、本学部に対する否定的な評価の検証を重視している。しかし、他大学にはない特色や「活力」を自覚していないわけではないし、その検証を怠っているわけでもない。というのも、受験生や社会に対するアピールの内容になるのはまさにこれらの点であり、それをアピールするためには、それが確かであることを検証する必要だからである。

検証は、主に２つの方法で行われている。第一は、他大学への視察・調査である。毎年２大学程度を対象に行っている。第二は、他大学から発信された情報（印刷物・ウェブ）の整理である。これらの仕事は、学部役職者会議の構成員が役割分担して行っている。毎年の「大学案内」における本学部関連記事の掲載内容は、これらの検証に基づいて決められている。

(5)大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア　文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

本学部に関しては、少なくともここ５年間、文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告はない。ただし、大学基準協会「平成14年度相互評価」では、本学部に関係する３つの助言があった。

第一には「コアとなる科目を明確化」するよう「改善の努力が望まれる」というものである。これについては、コア科目が実際はかなり明確化されており、学生にも伝わってい

る実情について一部説明不足があったことを踏まえ、詳しい実情を報告するとともに、新カリキュラムでの新しい対応を説明した。

第二には、「編入学者の定員を満たしておらず、改善の努力が望まれる」とうものである。これについては、その後もあまり改善されていないこと、その背景にそもそもの需要の不足があることを説明し、定員削減を考えていることを報告した。

第三には、「科学研究費補助金の獲得が少ないので、申請数を増やすなどの対策をとることが望まれる」というものである。これについても、あまり改善されていないこととその背景を説明し、今後、学際的共同研究への参加を促したいことを報告した。

工学部

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学では、教育・研究の質の向上を図るために設置された点検・評価委員会が３年ごとに自己点検・評価を実施することになっており、工学部及び各学科もその点検項目について評価を実施し、点検・評価報告書の作成にかかわることになる。また、点検・評価委員会には専門委員会である「学生による授業評価」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、FD 推進委員会が設けられており、「学生による授業評価」実施委員会により学期終了時に「学生による授業評価」が行われ、教育・研究業績編集委員会による「教育・研究業績集」により教育研究業績が公表され、FD 推進委員会により FD 講演会や研究会が企画・運営されている。また、環境建設工学科では独自に自己点検・評価を恒常的に行うための新たなシステムを立ち上げ、日本技術者教育認定機構（JABEE）の受審、さらにはその更新への活用を図っている。

「学生による授業評価」は毎回ほとんど同じ結果となっており、実際の問題が抽出されているとは言いがたい面もある。また、授業評価用紙へ学生は無記名で回答することから、少数ではあるが極めて不穏当な表現をするものがおり、無記名回答には一考の余地がある。一方、「教育・研究業績集」により教育研究業績が公表されることにより、これまで熱心に取り組んできた教員が大きく変わることはないが、多くの教員により教育研究活動を促すという効果も見られている。しかしながら、評価されることにより教育研究活動への取り組みが期待された教員は無関心なままであるという問題は残されたままである。したがって、教育研究業績の公表は、点検・評価の結果に反応しないごく少数の教員の研究・教育の活性化にはあまり寄与していないが、大部分の教員にとっては適切な効果が得られていると考えられる。なお、JABEE 受審を契機に整備がさらに進展した環境建設工学科の自己点検・評価を恒常的に行う独自のシステムは有効であることが報告されている。

これまでの「学生による授業評価」の実施と「教育研究業績」の公表は、一般的には大きな効果を上げていると考えられる。しかしながら、ごく少数の教員の研究・教育の活性化にはほとんど寄与していないという問題もあり、現在行っている点検・評価の結果を含

め、それらを実施する際の担当者の多くの努力を無駄にしないように、その結果を有効に生かす仕組みを作る必要があると考える。

イ　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

工学部における自己点検・評価プロセスに、学生の意見を反映させる仕組みには前述したように「学生による授業評価」や「声の玉手箱」への学生からの投書があげられる。なお、環境建設工学科ではJABEE受審において、学生の意見を把握するための点検システムとしてJABEEアンケートを実施している。また、工学部としては、卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる恒常的仕組は現状ではできていない。しかしながら、工学部各学科はそれぞれの学科の同窓会を有しており、同窓会総会や同窓生との懇談などの活動を通して、卒業生からの学科に対する要望や在学生の教育について有意義な議論が交わされている。このほか各学科の教員は積極的に学会活動や学外審議会・研究会など社会的活動を行っており、それらの機会を利用して得られた意見等を授業内容の選択やカリキュラムの改善に生かしている。

学生による評価プロセスは前述のとおり、有効とは言いがたいがそれなりに機能している。卒業生や雇用主などの学外者を含む評価システムは、環境建設工学科ではJABEE受審を機に構築されているが、工学部全体としては立ち遅れていると考えられ、卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる恒常的仕組みの自己点検・評価プロセスへの導入について早急な検討が必要である。

(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムは工学部においては「将来構想検討委員会」が行っている。また、環境建設工学科では、種々のチャンネルで社会、学生の要望を集め、教育改善を行うためのシステムを設けている。これらの改善システムはPDCA (Plan-Do-Check-Action) を目標として、継続的に行われている。すなわち、教育改善にかかわるすべての情報は学科会議に集められ、検討された後に下部機関である教育改善委員会に回される。教育改善委員会では、課題内容により最適な小委員会において詳細な検討を行い、実行可能な案を提示することにより、教育改善を実効あるものとしている。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を先導する役割を担う将来構想検討委員会には工学部教員全員が自由に参加できる。しかしながら、工学部の全教員が一同に集まって将来構想について議論することは有効であるが、学部内で解決できる問題はともかく、学部全体に関する問題は経営者側との合意が必要であり、合意を得ることは困難である場合が多い。一方、環境建設工学科では独自のシステムを整備しており、

これまでにも、フレッシュマンセミナー内容の吟味及び変更、基礎演習科目へのプレースメント・テスト結果の活用、カリキュラムの変更、４年次セミナーの開講年次変更などの教育改善に役立てた実績がある。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステムは整備されていると言えるが、改善・改革を行うにあたっての完璧な改革手法はあり得ないので、大学全体としての柔軟なバックアップシステムを整備する必要がある。

(3)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果に対する学外者による検証については、環境建設工学科がJABEE受審により学外者による検証を受けた以外には現在行われておらず、したがって自己点検・評価結果の客観性･妥当性を確保するための措置についてもコメントできる状況にはない。

自己点検・評価に対する学外者による検証についてのシステム整備についても早急な検討が必要であると考える。

(4)大学に対する社会的評価等

ア　大学・学部の社会的評価の検証状況

工学部においては学部長と学務担当責任者が近隣の予備校を年に１～２度訪問し社会的評価を収集・検証している。また、教育、特に入試に関しては十分とは言いがたいが、入試パンフレット等の作成に関連して、入試関連業者から入試にかかわる情報を収集している。さらに、研究活動を通して外部の企業関係者と接する機会が多い教員や就職委員は社会一般の大学あるいは工学部への評価をまさに実感できる状況に置かれており、これらについて常に検証を行っている。みやぎ県民大学の講師、オープンキャンパスによる研究室公開や高校訪問等の活動においても同様な状況に置かれることになる。このほか、環境建設工学科では、現在広く社会的に広まっている制度であるJABEE受審を行っている。JABEE取得学科は土木業界の重要資格の一つである技術士一次試験が免除される点からも社会的に大きく評価されていると言えることから、この受審も社会的評価に配慮した上でのことと言える。

前述したように学部の社会的評価の検証はさまざまな形で行われている。研究及び地域への貢献に関しては、現在は産学連携推進センターがわずかに行っているにすぎないが、非常勤職員の配置など徐々にではあるが整備も進められてきており、今後研究と地域の貢献についての大学・学部の社会的評価を検証する役割も担うことが期待される。

現状では大学・学部の社会的評価の検証状況は必ずしも十分ではなく、客観的な社会的評価を検証するための外部組織を含むシステム作りが必要となっていると考えられる。

イ　他大学にはない特色や「活力」の検証状況

工学部では平成 18(2006)年度に文部科学省の私立大学学術高度化支援事業の一つである「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択された。また、これまで工学部で推進してきたオープンソースソフトウェアの一つである「Knoppix Edu シリーズ」を用いた情報教育が認められ、経済産業省の Open School Platform Project が採択され同一法人下の２つの高校においてオープンソースソフトウェアを用いての情報教育の実証試験を行っている。これらは工学部の「活力」の一つの証でもあると考える。また、環境建設工学科では、前述したように自己点検システムが充実しており、外部あるいは学生の評価を積極的に取り入れている。また、このようなシステムを点検するシステムも存在しており、常に学生と教育内容の質の向上に向けてスパイラルアップを目指している。

現在も工学部の「活力」の証ともなる事業や活動が行われてはいるが、本学工学部に他大学にはない特色を築き上げ、その「活力」を検証できるようにすることは将来の重要課題でもあると考える。

(5)大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア　文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

工学部の場合には、文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応は工学部の外部評価対応委員会が行うが、学科によっては学科への指摘事項や勧告に対応する小委員会等の組織が対応している。

教養学部

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

教養学部では平成 16(2004)年に授業評価委員会を発足させ、学生による授業評価を中心としてデータの集約、解析、報告を行ってきた。組織は全学科から選出された委員に専門委員を加えた全 28 名で構成され、５つの作業部会（講義、語学、演習・総合研究、演習、卒業）がある。現在まで公表した報告書は、教養学部「学生による授業評価」報告書 2004 年前期、同 2004 年後期、同 2005 年度、同 2004 年度後期の別冊資料「学生の自由記述」である。また、新たな取り組みとして学部教員のアンケート調査も行っており、報告が待たれている。

これらの報告書により各学科の現状が明らかとなり、その後の改革の大きな推進力となっている。

イ　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映さ

せる仕組みの導入状況

現在は学生による授業評価が中心であり、既卒者やその雇用主からの評価や意見は調査していない。学部卒業生の就職先のほか、学生を採用するに至っていない企業、各種公共団体からも広く評価を聴取したい。

(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

改善・改革を担う組織としては、各学科と教養学部将来構想委員会などがあるが、いずれも改善・改革を主たる目的とする組織ではないため、制度システムとは程遠い。自己点検・評価の結果をもとに各学科が改善計画書を学部長に提出し、次回の点検・評価で実際の改善について評価するなどの仕組みの導入が不可欠である。

(3)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

現状では客観性・妥当性を確保するための措置の一つとして、外部からの意見や助言が得られるよう、報告書を学部外にも広く公開している。この措置では十分とは言いがたいが、学部の授業評価委員会では複数の委員がかかわる形で入念な評価を行っており、第三者機関に報告書の評価を依頼する可能性は現時点では低い。

(4)大学に対する社会的評価等

ア　大学・学部の社会的評価の検証状況

学部の社会的評価は、教育機関としての評価、研究機関としての評価、卒業生を採用した雇用者からの評価などを総合したものでなければならないが、現状では外部機関への評価の依頼や個別のアンケート調査などは行っていない。学部の社会的評価は受験生の動向にも反映するとする考えもあり、入学志願者数の推移が比較的堅調であることから、ある水準の社会的評価が得られている可能性はあるが、あくまでも間接的である。社会的評価の検証は、その検証手段の検討含め、今後の最重要課題と位置づけられる。

イ　他大学にはない特色や「活力」の検証状況

他大学他学科にない特色として、学際性、多様性を重視した教育を行い、創造的に社会にかかわる人材を育成することを目指してきた教養学部が、地域構想学科の新設を契機と

して、育成した人材の活躍の場として新たに地域を掲げたということがあげられる。これにより教養学部の教育研究が、学問の世界、大学という空間に閉じたものではなく、常に生きた（まるごとの）地域社会とダイナミックに相互作用しながら発展するものであることが明示されたといえる。学部の「活力」がどのように検証されるかは議論の余地もあるが、地域構想学科が企画した公開講座などが地方の大きな反響を呼んだことなどは、学部の活力の一端を示すものといっていい。

(5)大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア　文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

学部として、今後このような指摘事項、勧告、点検評価などをもとに、改善策の策定と実行を行う機構を構築する必要がある。現在は個別に対応しているのが実情であり、例えば学生の収容定員を超えていることが指摘された学科では、細心の注意を払って入試判定に望んでいる。

２．大学院研究科の自己点検・評価

大学院研究科全体

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院学則第１章総則の第２条において、教育水準の向上を図り、その目的を及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、その内容及び実施方法などについては別に定めているとしている。すなわち、「東北学院大学点検・評価に関する規程」である。この規程に基づいたものが現在実施している「平成 18 (2006) 年度点検・評価」である。また、平成 21 (2009) 年度に学校教育法で定められた「認証評価」を実施することが点検・評価委員会で承認されており、現在その準備が進められている。

このように本学の「点検・評価委員会」は、大学院の教育・活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努め、その結果を公表しており、客観性・妥当性を確保するための適切な措置をとっている。

イ　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとしては、大学院も学部と同じ規程である「東北学院大学点検・評価に関する規程」によって活動する。同規程第 14 条に「大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。」と規定されている。この規定に従って、大学院においても３年ごとに自己点検・評価が行われ、その結果が大学の「点検・評価報告書」の一部となる。学長は、関係各組織の長等が出席する部長会においてこの報告書によって指摘されている問題点の速やかな改善を指示する。大学院においては、大学院委員会が全体的な改善策を検討するが、各研究科委員会でも実質的な審議が必要である。各研究科の改善活動の例をあげれば、経済学研究科にける社会人入学特別選考制度の拡充や外国人客員教授の招聘による研究指導体制の強化、ティーチング・アシスタント制度の導入などである。工学研究科においても種々の改善活動を実施し成果を上げているが、活動を効果的に実施するためには、学部に設置されている教育改善委員会や外部評価委員会と同様の目的を持つ大学院における委員会の設置が必要である。大学院として独立した委員会とするよりも、既存の学部の委員会の部会として研究科における改善・改革を実施できる制度を検討することが現実的と思われる。

本学大学院における、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革

を行うためのシステムはある程度整備されていると言えるが、改善・改革を行うにあたっての完璧な改革手法はあり得ないので、各研究科の改善活動を大学全体としての柔軟なバックアップシステムを整備する必要がある。

(2)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価に基づいた点検・評価報告書及び教育・研究業績は公開しており、学内外へ適切に情報を発信している。また、その結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直しその改善に努めている。

しかしながら、上記の自己点検・評価報告書は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個々人に送付し一定程度の評価を受けたが、これはあくまでも内部評価であって本来の外部評価とはまだほど遠いことは十分認識される。したがって、各研究科における教育に関する自己点検・評価を、学外者に検証をお願いすることが適正な大学院教育を実施するために是非必要である。大学院生に対する奨学金の充実など先進的な大学院教育を行っている私立大学の教員による検証、関連する企業人による検証など、本学教員の公的・学会・社会貢献などの関係者による外部検証の実施は当然のことである。さらに、大学院教育に対しても、認証評価機関による公的な認証を目標とし、必要な教育内容の整備・改善を行うことが必要であることは認識している。

文学研究科

本学においては、平成8(1996)年から、「学生による授業評価」を制度化し実施しているが、文学研究科では各専攻の各科目担当者の判断に任せられている。しかし、担当人数が少人数であることもあり、学生の反応・意見は適宜吸収している。問題が生じれば、専攻主任を中心に対応することになっている。

学生の授業評価のみならず、学部で行っている FD 活動に準じて大学院でも常に点検・評価が必要である。平成19(2007)年度から、シラバスの改善（評価基準の記入）を図ることになったが、論文指導の充実、就職先（数）などは、評価の基準として重要な要件である（教育内容等の項目を参照)。

今後は、さらに体系的にシステムを構築し、外部評価などの導入も検討しなければならないであろう。

経済学研究科

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院学則第１章総則の第２条において、教育水準の向上を図り、その目的を及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、その内容及び実施方法などについては別に定めているとしている。すなわち、「東北学院大学点検・評価に関する規程」である。この規程に基づいたものが現在実施している「平成 18 (2006) 年度点検・評価」である。また、平成 21 (2009) 年度に学校教育法で定められた「認証評価」を実施することが点検・評価委員会で承認されており、今後その準備が進められることになる。

なお、これまでの自己点検・評価は、平成 11 (1999) 年度と平成 14 (2002) 年度に実施し、結果を学内外に広く公表するとともに、その中で明らかになった問題点についてはいくつかの改善が図られている。

イ　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

経済学研究科における自己点検・評価の結果として実現したものとして、次のものをあげることができる。社会人入学特別選考制度を拡充したり、外国人客員教授の招聘を図り、研究指導体制を強化したり、ティーチング・アシスタント制度を導入したのはそのあらわれである。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

平成 14 (2002) 年度に財団法人大学基準協会による「相互評価」を受けた。その結果、経済学研究科について指摘された点は２つであった。その指摘と措置は次のとおりである。

(1) 各研究科において学位の授与数が少ないので、改善の努力が望まれるとの指摘に対する措置

経済学研究科においては後期課程の院生に研究計画書を提出させ、指導教員を主査、さらにもう１名の教員を副査に指名し、研究指導を行っている。学会での発表・参加に対しての補助金、リサーチ・アシスタント制度、奨学金を整備し、学位取得への経済的支援も行っている。なお、審査期間の平成 13 (2001) 年４月１日から平成 18 (2006) 年３月 31 日まで在籍していた経済学研究科後期課程の院生は６名である。６名のうち、博士の学位取得者２名、満期退学者２名、現在在籍者が２名である。博士の学位取得者の割合は、修了者・満期退学者の合計４名のうち２名で、割合で言えば 50％である。このように、経済学研究科について言えば、学位取得者の比率は、必ずしも低いとは言えない。ただ、後期課程への入学者の絶対数が多いとは言えないことは、事実である。しかし、社会科学系における後期課程の院生の進路が大学教員等研究者に限定されている状況では入学者の数を大幅に

増加させることは必ずしも望まれているとも言えず、進路を考慮すると難しい問題である。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）を活用して教員に対する支援を行うことが望まれるとの指摘に対する措置。

経済学研究科では経済学部の科目である「情報リテラシー」及び「情報処理論」で院生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育補助業務にあたらせている。なお、当該の院生を指導している教員の演習・講義においても可能であれば、ティーチング・アシスタントとして教育補助業務（学部学生のレポート・論文の作成への相談、授業理解への学習援助）も考慮したい。

法学研究科

（1）自己点検・評価、（2）自己点検・評価に対する学外者による検証

この項目については、本研究科についても基本的には全学的な取り組みの中で対応している。したがって、全学についての説明を参照されたい。ほかに、本研究科委員会でも、必要に応じ取り組むことはある。

工学研究科

（1）自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

「常に改革されること」（Ecclesia semper reformanda）をモットーとしているプロテスタント大学としての本学は、大学設置基準の改定の平成３(1991)年に自己点検・評価委員会を組織し、自己・点検評価を制度化した。大学院に関しては、法科大学院の設置とともに自己点検・評価委員会が平成16(2004)年４月に設置された。それには学長において既に高度専門職大学院を念頭にした提案がなされ、高度専門職の種別化に従って大学院のあり方を検討した。本学の改革の基本は、明治19(1886)年にリベラル・アーツ・カレッジとして発足した本学の伝統を、今日の状況においていかに継承するかということである。それは、直接には本学全体の教養教育を、いわゆるＬ字型で担う教養学部の設置とその充実という形で展開されている。それのみならず、全学的な主専攻・副専攻制度の導入を検討し、実業専門性の高い学部や高度専門職大学院へのコースと、どのように関連していくかという課題と直接結びついている。

大学の自己点検・評価は、当大学の建学の精神・教育目的及び各学部学科の設置目的、カリキュラムの展開、教育効果などを明確に把握してなされなければならない。その自己認識によってはじめて適確な自己点検・評価が可能となる。本学では、これまでの自己点検・評価関係規程を平成17(2005)年４月に全面的に改正した。その内容は以下のとおりで

ある。

第１章は規程の趣旨を示し、第２章は点検・評価の実施方法を定めている。第２章第３条では点検・評価項目を示し、それは次のとおりである。(1) 理念・目的・教育目標、(2) 教育研究組織、(3) 教育研究の内容・方法と条件整備、(4) 大学院研究科における教育・研究指導の内容・方法と条件整備、(5) 学生の受け入れ、(6) 教育・研究のための人的体制、(7) 大学院研究科における研究活動と研究体制の整備、(8) 施設・設備等、(9) 図書館及び図書等の資料、学術情報、(10) 社会貢献、(11) 学生生活への配慮、(12) 管理運営、(13) 財政、(14) 事務組織、(15) 自己点検・評価等、(16) その他である。第４項では、点検・評価項目の評価基準及び大学基礎データの様式は、大学設置基準及び大学院設置基準等が定めるものによるほか、財団法人大学基準協会等が実施する認証評価に求められる主要点検・評価項目及び大学基礎データに準ずるものとするとしている。第４条は自己点検・評価を実施し「点検・評価報告書」及び「教育・研究業績」を作成することとしている。第３章は点検・評価の組織を規定している。その第５条は点検・評価を実施し、本学における教育・研究の質の向上を図るための点検・評価委員会の業務を規定している。そして第６条で点検・評価を実施した内容及び性質に従って３年ごとに報告書を作成することとしている。また、委員会は点検・評価の結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならないことを規定している。第７条は委員会構成を規定している。点検・評価委員会委員長は、規程では学務担当副学長がその任にあたることになっている。また委員会は関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。第４章は点検・評価の公表と活用を規定している。その中で大学長は点検・評価の結果について理事長に報告するものとし、同時に教職員及び学外の諸機関等に公表できるものとしている。そして本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。第５章は外部評価を規定している。外部評価を受ける場合は委員長が発議し、全学教授会の議を経て行い、その場合の点検・評価項目及び内容は外部評価を実施する機関の定めるものに準ずる。第６章は法務研究科等の点検・評価を規定している。

このように本学の「点検・評価委員会」は、教育・活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努め、その結果を公表しており、客観性・妥当性を確保するための適切な措置をとっている。

イ　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

現時点においては、上記の自己点検・評価の結果を基礎に将来の発展に向けた改善・改革を行う組織は設置されていない。現状では個々の教員が学生への講義を通して、講義内容の重みを受講者の資質や目的に応じて変更する、あるいは研究最先端の内容を分かりやすく講義するなどの工夫を行っているだけであり、組織としての「Plan・Do・Check・Action」の PDCA を実施すべき組織確立には至っていない。

工学研究科においても、工学部に設置されている教育改善委員会や外部評価委員会と同

様の目的を持つ委員会の設置が必要である。大学院として独立した委員会とするよりも、既存の工学部の委員会の部会として工学研究科における改善・改革を実施できる制度を検討することが現実的と思われる。どのような形態になるにせよ、適正数の大学院生の確保、適切な講義内容、講義科目間の適切な関係構築は急務であり、早期にシステムの構築が必要である。近い将来に大学院も国際的な観点から、第三者機関による評価を受けることになることは必至であり、その対策についても検討を行う必要があることは認識している。

(2)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価に基づいた点検・評価報告書及び教育・研究業績は公開しており、学内外へ適切に情報を発信している。また、その結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直しその改善に努めている。

しかしながら、上記の自己点検・評価報告書は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個々人に送付し一定程度の評価を受けたが、これはあくまでも内部評価であって本来の外部評価とはまだほど遠いことは十分認識される。したがって、工学研究科における教育に関する自己点検・評価を、学外者に検証をお願いすることが適正な大学院教育を実施するために是非必要である。大学院生に対する奨学金の充実など先進的な大学院教育を行っている私立大学の教員による検証、関連する企業人による検証など、本学教員の公的・学会・社会貢献などの関係者による外部検証の実施は当然のことである。さらに、大学院教育に対しても、認証評価機関による公的な認証を目標とし、必要な教育内容の整備・改善を行うことが必要であることは認識している。

人間情報学研究科

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院学則第1章総則の第2条において、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、その内容及び実施方法などについては別に定めるとしている。すなわち、「東北学院点検・評価に関する規程」がそれである。この規程に基づいたものが現在実施している「平成18(2006)年度点検・評価」である。また、平成21(2009)年度に学校教育法で定められた「認証評価」を実施することが点検・評価委員会で承認されており、現在その準備が進められている。

このように本学の「点検・評価委員会」は、大学院の教育活動及び管理運営における問題点を速やかに改善し、質的向上と活性化に努め、その結果を公表しており、客観性・妥

当性を確保するための適切な措置を取っている。

イ　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとしては、大学院も学部も同じ規程である「東北学院点検・評価に関する規程」によって活動している。同規程第14条に「大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動及び管理運営における問題点を速やかに改善し、質的向上と活性化に努めるものとする」と規定されている。この規定に従って、大学院においても3年ごとに自己点検・評価が行われ、その結果が大学の「点検・評価報告書」の一部に記載されている。学長は、関係各組織の長が出席する部長会において、この報告書に指摘されている問題点の速やかな改善を指示することになっている。

大学院全体に共通する改善策については、大学院委員会が検討することになっているが、本研究科独自に取り組んでいる課題は、文学研究科、アジア文化史専攻からの教員の分離移籍に伴う、カリキュラムの再編と専修免許（地歴）の課程認定の取り付けである。研究科内の作業グループである複数専攻制委員会がその責を担っている。大枠については研究科委員会の承認を得ており、現在実務的な作業に進みつつある。

本研究科が発足して13年が経とうとしており、研究科を取り巻く情勢も変化してきており、受験出願者の減少、学部生の研究科進学の低迷、院生の専修希望分野の変動、後期課程社会人入学者の減少など、新たな難問が山積している。本研究科のあり方を根本から再検討する時期にさしかかっている。上記の複数専攻制への着手を機会に、あり方を根本的に見直すことにも、検討の範囲を広げている。しかし上記委員会は実務的な作業部会であり、あり方を根本的に見直し、長期的な新しい方針を打ち出す、学部の組織検討委員会に匹敵する委員会が、本研究科にも必要であることを痛感している。

(2)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価に基づいた点検・評価報告書及び教育・研究業績は公開しており、学内外に適切に発信している。またその結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果活用方法について、定期的に見直し、その改善に努めている。

しかし上記の報告書は、あくまでも内部評価であって、学外者に検証に加わってもらう本来の外部評価が必要である。現在のところ本学各研究科は、認証評価機関による公的な認証を受けることが、外部評価の代替機能を果たしていると言える。

法務研究科

(1)自己点検・評価

ア　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

法務研究科にあっては、全学的な規程である「東北学院大学点検・評価に関する規程」（平成 17[2005]年５月制定）第 18 条により、同研究科の特殊性に配慮し、同研究科独自の規程等の必要が確認されていたところ、平成 18(2006)年秋に「法務研究科点検・評価に関する規程」として制定された。同研究科には、専任教員全員をもって、法務研究科点検・評価委員会が置かれ、２年又は３年ごとに点検・評価を実施することを定める（上記規程第６条）とともに、その点検・評価の具体的項目を同規程別表として整備した。

法務研究科にあっては、平成 18(2006)年度中は、全学的な自己点検の中で、その一部の部局として作業を行うが、同時に、同年度中に組織編制等の準備を行い、独自の規程にもとづく自己点検・評価を平成 19(2007)年度より本格的に開始する。

独自の規程に定められたシステムは、研究科長を委員長として、上記のとおり全専任教員を委員会のメンバーとする反面、組織の機動性をたかめるため FD 推進委員会等の専門委員会（上記規程第８条）を置くこととし、その活動上の有効性を確保するよう配慮をしている。

イ　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

法務研究科にあっては、前項アに記述したとおり、予定された平成 19(2007)年度以降の本格的自己点検・評価は、平成 20(2008)年度実施予定の認証評価団体による認証評価につながる。こうした展望のあることは、自己点検の活動結果を将来の発展に向けた改善・改革を行われる動機付けとなる。つまり、認証評価の判断を待つまでもなく、自己点検等の結果が判明した時点で、その問題点を自主的に改める予定となっている。

(2)自己点検・評価に対する学外者による検証

ア　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

法務研究科にあっては、（1）イに書いたとおり、認証評価団体の評価を受けることが、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保する効果を持つものと考えているが、なお、この認証評価団体のほか、さらに他の外部評価の導入についても検討中である。

ⅩⅥ. その他（情報公開・説明責任）

ⅩⅥ．その他（情報公開・説明責任）

１．大学・学部

(1)財政公開

ア　財政公開の状況とその内容・方法の適切性

学校法人会計基準に基づいて作成している計算書類、収支予算書及び補正収支予算書については、監督官庁への提出、理事、評議員への配付をはじめ、大学の部長会構成員（学長、副学長、学部長、部長等）にも配付している。学内の教職員に対しては、部長会構成員に配付した財務諸表の閲覧により本学の財政の全容を開示している。また、出版社（東洋経済新報社や講談社等）からの計算書等の開示要請に応じており、これらの出版社の「私立大学の財政問題特集」などを通して、第三者評価を受けている。

学校法人の計算書類（消費収支計算書・資金収支計算書・貸借対照表）と予算書（収支予算書・補正収支予算書）の総括表については、教職員を対象とした『東北学院報』、同窓生、学生及びその父母を対象とした『東北学院時報』に掲載し、公開している。

また、平成17(2005)年度決算期からは、経営責任の社会に対する明確化の一環として財務情報の公開をさらに進めるという観点から、上記の書類だけでなく財産目録、事業報告書、監事による監査報告書、独立監査法人の監査報告書をホームページに掲載している。

予算・決算額において、大学部門は、学校法人の約85％を占めており、事実上、大学部門の予算・決算が学校法人の予算・決算の動向を決定している。このため、大学部門の消費収支計算書の概要についても、学生納付金を改定する場合に9月又は10月に行う説明と合わせて、大学の教職員、学生に情報を公開している。

前述の計算書類や収支予算書の総括表をホームページに掲載している大学は少数であり、大いに評価されるべきものと考えている。今後とも継続していきたい。また、現在『東北学院時報』に公開している財政情報には分かりやすい簡単な説明を付け加えており、これも継続していく予定である。このように、財政情報公開は可能な限りの方法で行っており、適切であって問題点は特にないと言える。

本学は、その活動の原資のほとんどを学生納付金や補助金に依存していることを斟酌して、これまで以上に社会的説明責任を果たすために、「事業報告書」の内容をさらに充実させ、ホームページ上に掲載する作業を推進していく計画である。

（参考）平成17年度決算

①資金収支計算書

資　金　収　支　計　算　書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

収入の部

（単位　千円）

科　　目	予算	決算	差異	予算比%
学生生徒等納付金収入	13,916,397	13,898,370	18,027	99.87
手　数　料　収　入	406,102	443,393	△37,291	109.18
寄　付　金　収　入	116,440	133,575	△17,135	114.72
補　助　金　収　入	1,843,053	1,837,605	5,448	99.70
資　産　運　用　収　入	229,061	236,859	△7,798	103.40
資　産　売　却　収　入	7,500,000	7,800,000	△300,000	104.00
事　　業　　収　　入	99,600	111,273	△11,673	111.72
雑　　収　　入	465,957	515,411	△49,454	110.61
前　受　金　収　入	2,795,904	2,735,566	60,338	97.84
そ　の　他　の　収　入	3,817,451	3,984,998	△167,547	104.39
資金収入調整勘定	△3,295,276	△3,351,386	56,110	101.70
前年度繰越支払資金	16,523,215	16,523,215	0	100.00
収　入　の　部　合　計	44,417,904	44,868,879	△450,975	101.02

支出の部

科　　目	予算	決算	差異	予算比%
人　件　費　支　出	10,077,556	10,183,730	△106,174	101.05
教育研究経費支出	3,271,992	3,155,706	116,286	96.45
管　理　経　費　支　出	1,597,520	1,486,500	111,020	93.05
施　設　関　係　支　出	867,465	873,574	△6,109	100.70
設　備　関　係　支　出	517,643	501,589	16,054	96.90
資　産　運　用　支　出	3,274,717	3,404,515	△129,798	103.96
そ　の　他　の　支　出	2,944,559	2,956,830	△12,271	100.42
資金支出調整勘定	△300,344	△310,102	9,758	103.25
次年度繰越支払資金	22,166,796	22,616,537	△449,741	102.03
支　出　の　部　合　計	44,417,904	44,868,879	△450,975	101.02

②消費収支計算書

消　費　収　支　計　算　書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

消費収入の部

（単位　千円）

科　　目	予算	決算	差異	予算比%
学生生徒等納付金	13,916,397	13,898,370	18,027	99.87
手数料	406,102	443,393	△37,291	109.18
寄付金	118,453	187,528	△69,075	158.31
補助金	1,843,053	1,837,605	5,448	99.70
資産運用収入	229,061	236,859	△7,798	103.40
資産売却差額	7,210,000	7,224,314	△14,314	100.20
事業収入	99,600	111,273	△11,673	111.72
雑収入	391,358	438,431	△47,073	112.03
帰属収入合計	24,214,024	24,377,773	△163,749	100.68
基本金組入額合計	△434,010	△422,647	△11,363	97.38
消費収入の部合計	23,780,014	23,955,126	△175,112	100.74

消費支出の部

科　　目	予算	決算	差異	予算比%
人件費	9,665,365	9,954,881	△289,516	103.00
教育研究経費	5,025,851	4,910,876	114,975	97.71
管理経費	1,722,465	1,612,593	109,872	93.62
資産処分差額	874,963	876,896	△1,933	100.22
消費支出の部合計	17,288,644	17,355,246	△66,602	100.39
当年度消費収入超過額	6,491,370	6,599,880	△108,510	101.67
前年度繰越消費支出超過額	6,869,810	6,869,810	0	100.00
基本金取崩額	1,042,256	1,030,341	11,915	98.86
翌年度繰越消費収入超過額	663,816	760,411	△96,595	114.55

③貸借対照表

貸　借　対　照　表

平成18年3月31日

（単位　千円）

科目	本年度末	前年度末	増減	前年比％
資産の部				
固定資産	71,031,259	70,480,646	550,613	100.78
有形固定資産	54,228,760	55,834,878	△1,606,118	97.12
土地	10,963,678	11,015,857	△52,179	99.53
建物	30,008,685	31,430,898	△1,422,213	95.48
構築物	4,436,204	4,694,825	△258,621	94.49
教育研究用機器備品	2,539,993	2,613,675	△73,682	97.18
その他の機器備品	98,659	105,464	△6,805	93.55
図書	6,168,022	5,969,917	198,105	103.32
車輌	5,040	4,242	798	118.81
建設仮勘定	8,479	0	8,479	-
その他の固定資産	16,802,499	14,645,768	2,156,731	114.73
電話加入権	13,867	13,867	0	100.00
施設利用権	156,630	169,042	△12,412	92.66
有価証券	5,852,169	4,638,369	1,213,800	126.17
長期貸付金	779,233	826,471	△47,238	94.28
退職給与引当特定資産	2,202,419	2,144,535	57,884	102.70
施設建設引当特定資産	980,000	747,589	232,411	131.09
減価償却引当特定資産	2,407,206	2,008,078	399,128	119.88
教育研究機器備品引当特定資産	600,000	300,000	300,000	200.00
緊急奨学引当特定資産	20,000	10,000	10,000	200.00
第3号基本金引当資産	3,777,070	3,773,916	3,154	100.08
出資金	13,905	13,901	4	100.03
流動資産	23,291,045	17,025,169	6,265,876	136.80
現金預金	22,616,536	16,523,215	6,093,321	136.88
未収入金	527,909	378,331	149,578	139.54
貯蔵品	17,697	0	17,697	-
前払金	122,246	111,547	10,699	109.59
立替金	5,306	2,645	2,661	200.60
仮払金	1,351	9,431	△8,080	14.33
資産の部合計	94,322,304	87,505,815	6,816,489	107.79
負債の部				
固定負債	4,891,239	5,038,445	△147,206	97.08
退職給与引当金	4,891,239	5,038,445	△147,206	97.08
流動負債	3,121,179	3,180,010	△58,831	98.15
未払金	203,728	192,207	11,521	105.99
前受金	2,735,566	2,824,260	△88,694	96.86
預り金	181,865	163,543	18,322	111.20
仮受金	20	0	20	-
負債の部合計	8,012,418	8,218,455	△206,037	97.49
基本金の部				
第1号基本金	79,521,554	80,538,251	△1,016,697	98.74
第2号基本金	980,000	747,589	232,411	131.09
第3号基本金	3,777,070	3,773,916	3,154	100.08
第4号基本金	1,270,851	1,097,414	173,437	115.80
基本金の部合計	85,549,475	86,157,170	△607,695	99.29
消費収支差額の部				
翌年度繰越消費収入超過額	760,411	0	760,411	-
翌年度繰越消費支出超過額	0	6,869,810	△6,869,810	0.00
消費収支差額の部合計	760,411	△6,869,810	7,630,221	△11.07
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	94,322,304	87,505,815	6,816,489	107.79

(2)自己点検・評価

ア　自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

自己点検・評価の結果は、学内ではすべての構成員に公開されており、印刷・出版物等も差し支えない限りで全員に配布される。そのほか、自己点検・評価に基づく諸改革の成果は、学部・学科の改組や入試制度の改善等の形で、不断に発信されている。加えて、大学全体、あるいは学部・学科ごとのホームページ上でも公開されている。平成12(2000)年3月刊行の「自己点検・評価白書」は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個々人に送付し、一定程度の評価を受けた。7年後の平成19(2007)年3月刊行の本書「平成18(2006)年度東北学院大学点検・評価報告書」は、前回と同様に、学内教職員、後援会、同窓会のほか、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個人に配布する予定である。また、従来は2年ごとに発刊していた本学教員の研究業績集「東北

学院大学研究業績」を平成18(2006)年度から、点検・評価の時期に合わせて３年ごとに発刊することとした。内容面でも、研究業績に加えて教育業績や社会貢献等をも記載し、タイトルも「東北学院大学教育・研究業績」とした。この教育・研究業績集も上記報告書と同様に公開する。このように、自己点検・評価結果の学内外への発信状況は適切である。

イ　外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学は、外部評価の一つとして、平成14(2002)年度に財団法人大学基準協会による「相互評価」を受け、平成15(2003)年３月に大学基準適合認定を得た。その際、いくつかの指摘事項が付帯されていた。この認定結果は全教職員に公開され、また大学新聞（「東北学院時報」）や東北学院報及び本学ホームページに掲載された。相互評価の際に付帯された指摘事項については、全学をあげてその改善に努め、平成18(2006)年７月に改善報告書を大学基準協会に送付するとともに、全学の教職員に報告書の内容を公開している。

他方、外部の識者を集めた外部評価委員会を創設する構想があり、現在、学長を中心に検討中であるが、まだ実現には至っていない。

このように、本学の外部評価は、大学に求められる水準には達しており、その結果の学内外への発信も、一応十分であると言える。しかし、いくつかの大学で既に実現されている、大学関係者以外の識者による外部評価は行われていない。「ＸＶ.自己点検・評価」でも述べられているように、学部の性格によって導入の困難さが大きく異なるからである。この点で、今後なお一層努力する必要がある。

２．大学院研究科

（1）自己点検・評価

ア　自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学における自己点検・評価は、学部と大学院とを同時（法務研究科は独自の自己点検・評価も行っている）に行っており、評価結果の公表も同時に行っている。したがって、自己点検・評価結果の学内外への発信状況は前項で述べたように適切である。また、上でも述べたように、外部評価結果の学内外への発信状況は一応適切であると言えるが、上でも述べた困難さのゆえに、大学関係者以外の識者による外部評価は行われていないため、その結果の発信もまた行われていない。したがって、それが行われている大学と比べれば、発信状況の適切性の度合いが高いとは言えないことになる。

おわりに

おわりに

点検・評価委員会委員長
学務担当副学長　大　塚　浩　司

東北学院大学は、平成14(2002)年度に大学基準協会による相互評価を受け、大学基準適合の認定を受けた。その後、学校教育法の改正に伴い、平成16(2004)年度以降国公私立大学は、その教育・研究等の総合的な状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を７年以内の周期で受ける義務を課されることとなった。本学が正会員として加盟している大学基準協会は、平成16(2004)年８月31日付けで日本最初の認証評価機関として認証された。したがって、本学は、７年後の平成21(2009)年度に次回の相互評価、すなわち認証評価を受けることを予定している。

本学が、大学評価を受けない年度であるにもかかわらず本年度(平成18[2006]年度)に点検・評価を実施した理由は、①点検・評価は定常的に行う必要があることから７年間隔では間隔が開きすぎること、②上記①を考慮して、「東北学院大学点検・評価に関する規程」では原則として３年ごとに点検･評価を実施することが定められていること､③本年度は、前回の相互評価において指摘された事項に対する改善報告書の提出年度であり、いずれにしても点検・評価の作業が必要であったこと、などである。そこで、指摘事項に関する改善報告書を提出した後、大学基準協会が定めている点検・評価項目に準じて、本学の総合的点検・評価を実施した。

まず、ここで平成14(2002)年度に大学基準協会による相互評価を受けた際の指摘事項関連について述べておきたい。本学は、下記のような問題点の指摘に関する助言として12項目、勧告として１項目の改善を求められた。

（1）助言について

１．理念・目的・教育目標について
　貴大学の理念・目的が、受験生・在学生に対し、一層明確なメッセージとして伝わるよう、改善の努力が望まれる。

２．理念・目的・教育目標について
　全学の教養教育を担う当面の責任主体を組織面で確立するとともに、将来の担当組織について明確で具体的な計画を立案するための、改善の努力が望まれる。

３．学部の教育研究の内容・方法と条件整備について
　経済学部・法学部においては、コアとなる科目を明確化し、教養学部においては分野間の関連を示すよう、改善の努力が望まれる。

４．大学院の教育・研究指導の内容・方法と条件整備について
　各研究科において学位の授与数が少ないので、改善の努力が望まれる。

５．学生の受け入れについて
　文学部キリスト教学科における収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、是正されたい。

6．学生の受け入れについて
文学研究科英語英文学専攻修士課程、法学研究科法律学専攻博士課程、工学研究科機械工学専攻博士課程、同電気工学専攻博士課程、同土木工学専攻博士課程における収容定員に対する在籍学生比率が低いので是正されたい。一方、文学研究科アジア文化史専攻修士課程における収容定員に対する在籍学生比率が高いので是正されたい。
7．学生の受け入れについて
文学部・経済学部・法学部・工学部において、編入学者の定員を満たしておらず、改善の努力が望まれる。
8．教育研究のための人的体制について
文学部、工学部、教養学部では60歳以上の専任教員がそれぞれ41.9%、35.6%、36.6%と多くなっているので、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。
9．教育研究のための人的体制について
FDを組織的に行うために、改善への努力が望まれる。
10．教育研究のための人的体制について
研究支援について、助手がおらず、教務部の事務職員や資料室勤務の職員が、その任務を担っているようであり、この点は改善が求められる。また、そうした事務職員の時間外勤務に対する改善策も求められる。
11．研究活動と研究体制の整備について
法学部・法学研究科において科学研究費補助金の獲得が少ないので、申請数を増やすなどの対策をとることが望まれる。また、ティーチング・アシスタント（TA）を活用して教員に対する支援を行うことが望まれる。
12．図書館及び図書等の資料、学術情報について
(1)中央図書館は年間の開館日が少ないこと、夜間主コースを設置しているにもかかわらず閉館時間が早いことへの改善の努力が望まれる。((2)として「概評」における指摘事項の「電子化の立ち遅れ」についての報告を含む)

（2）勧告について
1．学生の受け入れについて
文学部一部史学科（1.38）、経済学部商学科（昼間主コース）（1.45）、経済学部経営学科（昼間主コース）（1.36）、工学部機械工学科（1.29）、工学部電気工学科（1.26）、教養学部教養学科言語科学専攻（1.38）、教養学部教養学科情報科学専攻（1.31）における収容定員に対する在籍学生数比率が高いので是正されたい。

これらの指摘事項については、学内の関係機関で検討と改善を行い、点検・評価委員会の承認のもと、「改善報告書」として平成18(2006)年7月28日付けで大学基準協会に提出した。この報告書は大学基準協会の相互評価委員会において検討・審議され、平成19(2007)年3月2日付けで、大学基準協会より「改善報告書」の検討結果が本学に通知された。その内容は以下のようであった。

［1］概評
2002(平成14)年度の大学基準協会による相互評価に際し、問題点の指摘に関する助言と

して12項目、勧告として1項目の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できる。また、多くの項目についてその成果も満足すべきものである。

ただし、収容定員に対する在籍学生数比率について、改善報告書によると、文学部歴史（旧 史）学科、経済学部経営（旧 商）学科、教養学部言語文化学科（旧 教養学科言語科学専攻）および情報科学科（旧 教養学科情報科学専攻）は、1.25 を超えて高い状態が続いている。なおいっそう上記比率の適正化に努力することが望まれる。

［2］ 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

以上のように、大学基準協会から通知された検討結果においては、一部の学科の在籍学生数比率について一層の適正化に努力することが要望されているが、それ以外については、本学の改善に対する姿勢と、その成果について満足すべきものであると評価されている。点検・評価の責任者として、改善に携わった関係機関の教職員一同とともに、喜びを感じる。

この「平成18(2006)年度東北学院大学点検・評価報告書」は、上述のように、前回の大学基準協会による相互評価を受け、その改善報告書を提出した後で、指摘事項を含めてすべての項目について全学的に実施した調査結果をまとめたものである。この調査によっても、本学には、まだ多くの改善を要する問題点があることが洗い出されている。自己点検・評価を実施する過程で、大学、大学院、学部、学科が、それぞれの教育理念・目標を明確にし、確認する必要があった。大学の理念は理解していても、それを学部・学科の教育理念にどう結びつけ、どう生かしているのか、そして、どのような教育の到達目標を設定しているのか、またその達成度はどうかなど、普通あまり考えていない事項について検証することも求められた。そして、明らかになった問題点を改善することが求められている。平成20(2008)年度には、平成21(2009)年度に認証評価を受けるための点検・評価を実施しなければならない。認証評価の際には、報告書の記述が機関決定を反映したものとなっていなければならないが、今回の報告書では、準備期間が短かったこともあって、必ずしも十分に徹底できなかった。残されている期間はそれほど長くないので、学内関係機関には、課題の改善への努力とともに、記述に際しての細心の注意を求め、この報告書を読んでくださる学外の方々に対しては、本学全体の努力を約束したい。

本学は、大学改革を計画(Plan)し、実施(Do)し、点検・評価(Check)し、改善(Action)するという「PDCA改善のサイクル」によって着実に前進しなければならないと考えている。変わるべきもの・変えるべきものを進んで変える勇気、変わってはならないもの・変えるべきでないものを変えない堅忍、そして両者を正しく見分ける澄んだ知恵、キリスト教を建学の精神として受け継いできた東北学院大学全体に、このような勇気と堅忍と知恵とが賦与されることを祈念する。

平成19(2007)年3月

大学基礎データ

※Ⅳ．教員組織の「２．専任教員個別表（表 20)」及び「５．専任教員の給与（表 23)」は省略する。

※Ⅴ．研究活動と研究環境の「１．専任教員の教育・研究業績（表 24)」及び「２．専任教員の教育・研究業績（芸術分野や体育実技等の分野を担当する教員）（表 25)」は別冊とする。

Ⅰ．教育研究組織

１．全学の設置学部・学科・大学院研究科等（平成18年４月１日現在）

（表１）

名称	開設年月日	所在地	備考
文学研究科英語英文学専攻(博士：前)	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学研究科英語英文学専攻(博士：後)	昭和41年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学研究科ヨーロッパ文化史専攻(博士：前)	平成９年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学研究科ヨーロッパ文化史専攻(博士：後)	平成11年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学研究科アジア文化史(博士：前)	平成９年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学研究科アジア文化史(博士：後)	平成11年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学研究科経済学専攻(博士：前)	昭和42年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学研究科経済学専攻(博士：後)	昭和43年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学研究科経営学専攻(修士)	平成14年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
法学研究科法律学専攻(博士：前)	昭和50年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
法学研究科法律学専攻(博士：後)	昭和54年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
工学研究科機械工学専攻(博士：前)	昭和46年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科機械工学専攻(博士：後)	昭和49年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科電気工学専攻(博士：前)	昭和46年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科電気工学専攻(博士：後)	昭和49年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科応用物理学専攻(博士：前)	昭和41年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科応用物理学専攻(博士：後)	昭和43年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科土木工学専攻(博士：前)	平成２年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学研究科土木工学専攻(博士：後)	平成４年４月	多賀城市中央1-13-1	
人間情報学研究科人間情報学専攻(博士：前)	平成６年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
人間情報学研究科人間情報学専攻(博士：後)	平成８年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
法務研究科法実務専攻	平成16年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	専門職大学院
文学部英文学科昼間主コース	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学部英文学科夜間主コース	平成12年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学部キリスト教学科	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
文学部史学科	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	〈H17.4募集停止〉
文学部歴史学科	平成17年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学部経済学科昼間主コース	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学部経済学科夜間主コース	平成12年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学部経営学科昼間主コース	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経済学部経営学科夜間主コース	平成12年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
法学部法律学科	昭和40年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
工学部機械創成工学科	昭和37年４月	多賀城市中央1-13-1	〈H18.4募集停止〉
工学部電気情報工学科	昭和37年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学部物理情報工学科	昭和37年４月	多賀城市中央1-13-1	〈H18.4募集停止〉

（表１の続き）

名称	開設年月日	所在地	備考
工学部環境土木工学科	昭和42年４月	多賀城市中央1-13-1	〈H18.4募集停止〉
工学部機械知能工学科	平成18年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学部電子工学科	平成18年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学部環境建設工学科	平成18年４月	多賀城市中央1-13-1	
教養学部教養学科	平成元年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	〈H17.4募集停止〉
教養学部人間科学科	平成17年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
教養学部言語文化学科	平成17年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
教養学部情報科学科	平成17年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
教養学部地域構想学科	平成17年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
経済学部二部経済学科	昭和39年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	〈H12.4募集停止〉
英語英文学研究所	昭和32年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
キリスト教文化研究所	昭和32年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
ヨーロッパ文化研究所	平成14年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
宗教音楽研究所	昭和53年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
東北文化研究所	昭和43年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
東北産業経済研究所	昭和24年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
経理研究所	昭和27年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
社会福祉研究所	昭和51年12月１日	仙台市青葉区土樋1-3-1	開設年月日は規程より
法学政治学研究所	平成４年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
教育研究所	平成10年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	従来設置されていた「教育研究所」と「一般教育研究所」を統合的に再編、H10.4新たに設置
環境防災工学研究所	昭和57年11月４日	多賀城市中央1-13-1	開設年月日は規程より
人間情報学研究所	平成７年４月	仙台市泉区天神沢2-1-1	
オーディオ・ヴィジュアルセンター	昭和30年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	S30ｵｰﾃﾞｨｵｾﾝﾀｰとして開設。S38現名称に変更。S63泉ｷｬﾝﾊﾟｽに開設。
カウンセリングセンター	昭和53年９月28日	仙台市青葉区土樋1-3-1	開設年月日は規程より　３ｷｬﾝﾊﾟｽに開設
情報処理センター	平成２年６月１日	仙台市青葉区土樋1-3-1	開設年月日は規程より　３ｷｬﾝﾊﾟｽに開設
教職課程センター	平成元年５月１日	仙台市泉区天神沢2-1-1	開設年月日は規程より
入学試験センター	平成６年４月	仙台市青葉区土樋1-3-1	
産学連携推進センター	平成15年４月	多賀城市中央1-13-1	
工学基礎教育センター	平成18年４月	多賀城市中央1-13-1	

2．全学の設置学部・学科・大学院研究科等（平成18年４月１日現在）

（表２）

大学名	学部	学科	大学院研究科	専攻
(私) 東北学院大学	文学部	英文学科	文学研究科	英語英文学専攻
		キリスト教学科		ﾖｰﾛｯﾊﾟ文化史専攻
		史学科〈H17.4募集停止〉		アジア文化史専攻
		歴史学科 ※		
	経済学部	経済学科	経済学研究科	経済学専攻
		経営学科		経営学専攻
	法学部	法律学科	法学研究科	法律学専攻
			法務研究科(専門職) ※	法実務専攻
	工学部	機械創成工学科〈募集停止〉	工学研究科	機械工学専攻
		電気情報工学科		電気工学専攻
		物理情報工学科〈募集停止〉		応用物理学専攻
		環境土木工学科〈募集停止〉		土木工学専攻
		機械知能工学科〈H18.4受入開始〉		
		電子工学科〈H18.4受入開始〉		
		環境建設工学科〈H18.4受入開始〉		
	教養学部	教養学科〈H17.4募集停止〉	人間情報学研究科	人間情報学専攻
		人間科学科 ※		
		言語文化学科 ※		
		情報科学科 ※		
		地域構想学科 ※		
	経済学部二部	経済学科〈募集停止〉		

[注] １．平成18年度から学生受け入れを開始、もしくは学生募集を停止、名称を変更した学部・学科、研究科・専攻名には、〈 〉にその旨を付記している。
２．平成18年４月時に完成年度に達していない学部・研究科には※印を付記している。

Ⅱ．教育研究の内容・方法等

１．開設授業科目における専兼比率（平成18年５月１日現在）

（表３）

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
文学部	英文学科	専門教育	専任担当科目数（A）	20	2	107
			兼任担当科目数（B）	8	0	25
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	71.4	100.0	81.1
		教養教育	専任担当科目数（A）	3	2	81
			兼任担当科目数（B）	3	1	55
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	50.0	66.7	59.6
	キリスト教学科	専門教育	専任担当科目数（A）	0	0	61
			兼任担当科目数（B）	0	0	7
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	0.0	0.0	89.7
		教養教育	専任担当科目数（A）	1	2	58
			兼任担当科目数（B）	1	7	41
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	50.0	22.2	58.6
	歴史学科	専門教育	専任担当科目数（A）	10	17	84
			兼任担当科目数（B）	0	1	22
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	94.4	79.2
		教養教育	専任担当科目数（A）	2	4	72
			兼任担当科目数（B）	0	8	55
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	33.3	56.7
経済学部	経済学科	専門教育	専任担当科目数（A）	1	2	51
			兼任担当科目数（B）	0	2	22
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	50.0	69.9
		教養教育	専任担当科目数（A）	4	0	51
			兼任担当科目数（B）	3	0	49
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	57.1	0.0	51.0
	経営学科	専門教育	専任担当科目数（A）	2	0	59
			兼任担当科目数（B）	0	0	18
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	0.0	76.6
		教養教育	専任担当科目数（A）	4	0	54
			兼任担当科目数（B）	3	0	53
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	57.1	0.0	50.5
法律学部	法律学科	専門教育	専任担当科目数（A）	0	3	48
			兼任担当科目数（B）	0	0	13
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	0.0	100.0	78.7
		教養教育	専任担当科目数（A）	2	3	47
			兼任担当科目数（B）	0	6	44
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	33.3	51.6
工学部	機械知能工学科	専門教育	専任担当科目数（A）	14	0	61
			兼任担当科目数（B）	0	0	6
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	0.0	91.0
		教養教育	専任担当科目数（A）	5	0	29
			兼任担当科目数（B）	5	0	33
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	50.0	0.0	46.8

（表３の続き）

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
工学部	電気情報工学科	専門教育	専任担当科目数（A）	16	0	51
			兼任担当科目数（B）	2	0	11
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	88.9	0.0	82.3
		教養教育	専任担当科目数（A）	6	0	38
			兼任担当科目数（B）	2	0	30
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	75.0	0.0	55.9
	電子工学科	専門教育	専任担当科目数（A）	17	0	44
			兼任担当科目数（B）	2	0	10
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	89.5	0.0	81.5
		教養教育	専任担当科目数（A）	7	0	41
			兼任担当科目数（B）	2	0	35
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	77.8	0.0	53.9
	環境建設工学科	専門教育	専任担当科目数（A）	19	0	51
			兼任担当科目数（B）	5	0	15
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	79.2	0.0	77.3
		教養教育	専任担当科目数（A）	8	0	31
			兼任担当科目数（B）	7	0	27
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	53.3	0.0	53.4
教養学部	人間科学科	専門教育	専任担当科目数（A）	4	4	86
			兼任担当科目数（B）	0	0	9
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	100.0	90.5
		教養教育	専任担当科目数（A）	4	4	84
			兼任担当科目数（B）	2	5	54
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	66.7	44.4	60.9
	言語文化学科	専門教育	専任担当科目数（A）	6	4	77
			兼任担当科目数（B）	1	0	14
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	85.7	100.0	84.6
		教養教育	専任担当科目数（A）	4	3	83
			兼任担当科目数（B）	0	5	57
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	37.5	59.3
	情報科学科	専門教育	専任担当科目数（A）	7	4	70
			兼任担当科目数（B）	0	0	10
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	100.0	87.5
		教養教育	専任担当科目数（A）	4	3	90
			兼任担当科目数（B）	2	5	56
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	66.7	37.5	61.6
	地域構想学科	専門教育	専任担当科目数（A）	3	0	32
			兼任担当科目数（B）	0	0	5
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	100.0	0.0	86.5
		教養教育	専任担当科目数（A）	3	3	67
			兼任担当科目数（B）	2	5	36
			専兼比率 ％ (A/(A+B)*100)	60.0	37.5	65.0

[注]　「専任担当科目数」には、他学部・他研究科の専任教員による兼担科目を含む。

2．単位互換協定に基づく単位認定の状況（平成17年度）

（表４）

学部・学科		認定者数（A）	他大学		短期大学		１人当たり平均認定単位数（B＋C）/A
			認定単位総数（B）		認定単位総数（C）		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
文学部	英文学科	1	2	0			2.0
	計	1	2	0			2.0
経済学部	経済学科	4	12	0			3.0
	計	4	12	0			3.0
法学部	法律学科	2	4	0			2.0
	計	2	4	0			2.0
工学部	機械創成工学科	2	4	0			2.0
	環境土木工学科	1	2	0			2.0
	計	3	6	0			2.0
教養学部	教養学科	3	2	4			2.0
	計	3	2	4			2.0
合計		13	26	4			2.3

［注］　ここでいう単位認定は、自大学の学生が他大学又は短期大学で受けた単位認定のことである。

３．単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況（平成17年度）

（表５）

学部・学科		認定者数（A）	大学・短大・高専等 認定単位数（B）		その他 認定単位数（C）		１人当たり平均認定単位数（B＋C）／A
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
文学部	英文学科	5	52				10.4
	計	5	52				10.4
経済学部	経済学科	4		38			9.5
	経営学科	1		2			2.0
	計	5		40			8.0
教養学部	教養学科	1	2				2.0
	人間科学科	1		2			2.0
	言語文化学科	5		10			2.0
	地域構想学科	1		8			8.0
	計	8	2	20			2.8
合計		18	54	60	0	0	6.3

[注] １．本表は、大学設置基準第29条及び第30条の「大学以外の教育施設等における学修」と「入学以前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載している。ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含む。

２．「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」欄には、①大学専攻科、②高等専門学校（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、③専修学校専門課程（修業年限が２年以上のもの）（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、④教育職員免許法に基づく認定講習・公開講座（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑤社会教育主事講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑥司書・司書補講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑦司書教諭講習（大学において大学教育に相当する水準と認めたもの）を記載している。

３．編入学生は本表に含めない。

４．入学前の既修得単位、交換留学協定校単位、学修に係る単位は、「大学・短大・高専等」に含む。

4．卒業判定

（表６）

学部・学科		平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		卒業予定者（A）	合格者（B）	合格率 % B/A*100	卒業予定者（A）	合格者（B）	合格率 % B/A*100	卒業予定者（A）	合格者（B）	合格率 % B/A*100
文学部	一部英文学科	40	31	77.5	8	4	50.0	5	2	40.0
	英文学科(昼間主)	308	301	97.7	401	387	96.5	358	346	96.6
	英文学科(夜間主)	43	40	93.0	49	48	98.0	52	44	84.6
	一部基督教学科	2	0	0.0						
	基督教学科	5	5	100.0						
	キリスト教学科				4	2	50.0	7	4	57.1
	一部史学科	13	3	23.1	6	4	66.7	2	1	50.0
	史学科	222	211	95.0	254	231	90.9	280	256	91.4
	計	633	591	93.4	722	676	93.6	704	653	92.8
経済学部	一部経済学科	80	45	56.3	27	10	37.0	10	7	70.0
	経済学科(昼間主)	552	518	93.8	603	558	92.5	583	538	92.3
	経済学科(夜間主)	99	91	91.9	127	111	87.4	128	104	81.3
	一部商学科	56	30	53.6	21	7	33.3	7	4	57.1
	商学科(昼間主)	365	348	95.3	44	36	81.8	11	7	63.6
	商学科(夜間主)	49	46	93.9	13	11	84.6	2	1	50.0
	経営学科(昼間主)				327	315	96.3	356	336	94.4
	経営学科(夜間主)				59	51	86.4	66	56	84.8
	計	1,201	1,078	89.8	1,221	1,099	90.0	1,163	1,053	90.5
法学部	法律学科	408	369	90.4	448	406	90.6	413	377	91.3
	計	408	369	90.4	448	406	90.6	413	377	91.3
工学部	機械工学科	146	143	97.9	130	127	97.7	15	13	86.7
	機械創成工学科							106	104	98.1
	電気工学科	131	129	98.5	135	134	99.3	9	9	100.0
	電気情報工学科							127	125	98.4
	応用物理学科	90	86	95.6	78	75	96.2	6	4	66.7
	物理情報工学科							62	62	100.0
	土木工学科	107	101	94.4	127	124	97.6	15	14	93.3
	環境土木工学科							111	111	100.0
	計	474	459	96.8	470	460	97.9	451	442	98.0
教養学部	人間科学専攻	94	90	95.7	75	70	93.3	85	78	91.8
	言語科学専攻	128	116	90.6	9	6	66.7	2	0	0.0
	言語文化専攻				76	70	92.1	83	75	90.4
	情報科学専攻	85	81	95.3	80	75	93.8	74	66	89.2
	計	307	287	93.5	240	221	92.1	244	219	89.8
二部	英文学科	11	9	81.8	3	3	100.0			
	経済学科	93	57	61.3	26	11	42.3	9	6	66.7
	計	104	66	63.5	29	14	48.3	9	6	66.7
合計		3,127	2,850	91.1	3,130	2,876	91.9	2,984	2,750	92.2

[注] 1．「卒業予定者」は、毎年度５月１日における当該学部の最終学年に在籍する学生を指す。
2．９月期卒業生を含む。

５．大学院における学位授与状況

（表７）

研究科	専攻	学位	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	備考
文学	英語英文学	修士	4	2	2	2	3	
		博士（課程）	0	0	0	0	0	
		博士（論文）	0	0	0	0	0	
	ヨーロッパ文化史	修士	2	5	5	5	0	
		博士（課程）	0	0	1	0	0	
		博士（論文）	0	0	0	0	0	
	アジア文化史	修士	8	14	8	9	5	
		博士（課程）	0	0	0	3	0	
		博士（論文）	0	0	0	0	0	
経済学	経済学	修士	12	9	6	7	10	
		博士（課程）	1	1	0	0	0	
		博士（論文）	0	0	0	0	0	
	経営学	修士	－	－	5	1	4	平成14年４月１日開設
法学	法律学	修士	4	6	0	4	3	
		博士（課程）	0	0	0	0	0	
		博士（論文）	0	0	0	0	0	
工学	機械工学	修士	8	3	7	8	1	
		博士（課程）	0	0	0	0	0	
		博士（論文）	0	0	0	1	0	
	電気工学	修士	11	10	12	9	8	
		博士（課程）	0	1	0	0	0	
		博士（論文）	1	0	0	0	1	
	応用物理学	修士	8	5	3	6	4	
		博士（課程）	1	1	1	1	0	
		博士（論文）	1	1	0	0	0	
	土木工学	修士	11	11	16	13	10	
		博士（課程）	0	0	1	0	0	
		博士（論文）	1	0	1	0	0	
人間情報学	人間情報学	修士	8	7	4	2	2	
		博士（課程）	1	2	3	0	1	
		博士（論文）	0	0	0	0	0	
法務	法実務	専門職学位	－	－	－	－	－	平成16年４月１日開設

６．就職・大学院進学状況

（表８）

学部	進路		平成15年度卒業生	平成16年度卒業生	平成17年度卒業生
文学部	就職	民間企業	255	309	347
		官公庁	13	9	5
		教員	18	20	15
		上記以外	8	5	10
	進学	自大学院	7	10	18
		他大学院	6	2	9
		上記以外	1	0	5
	その他		49	120	114
	合計		357	475	523
経済学部	就職	民間企業	574	682	675
		官公庁	31	32	25
		教員	12	4	0
		上記以外	19	16	26
	進学	自大学院	6	6	5
		他大学院	4	3	3
		上記以外	0	2	2
	その他		57	54	90
	合計		703	799	826
法学部	就職	民間企業	181	211	240
		官公庁	25	36	27
		教員	2	1	1
		上記以外	9	6	5
	進学	自大学院	2	6	3
		他大学院	5	0	2
		上記以外	1	0	0
	その他		20	27	40
	合計		245	287	318
工学部	就職	民間企業	319	315	357
		官公庁	9	6	9
		教員	16	10	4
		上記以外	7	6	6
	進学	自大学院	24	34	24
		他大学院	8	9	1
		上記以外	0	0	0
	その他		18	33	13
	合計		401	413	414
教養学部	就職	民間企業	140	126	146
		官公庁	4	3	5
		教員	13	13	2
		上記以外	4	0	3
	進学	自大学院	0	1	2
		他大学院	15	10	8
		上記以外	1	0	0
	その他		13	40	34
	合計		190	193	200

［注］　「その他」は、「就職」と「進学」のいずれにも該当しないもの。

７．国家試験合格者数（平成17年度）

（表９）

学部・学科	国家試験の名称	合格者数
文学部史学科	自衛官採用試験	2
経済学部経済学科	自衛官採用試験	3
経済学部経営学科	自衛官採用試験	1
法学部法律学科	国家公務委員Ⅱ種	2
法学部法律学科	裁判所事務官Ⅱ種	2
法学部法律学科	自衛官採用試験	3
工学部機械創成工学科	自衛官採用試験	2
工学部環境土木工学科	自衛官採用試験	2

８．公開講座の開設状況（平成17年度）

（表10）

実施機関	テーマ・主題	年間開設講座数(回)	１講座当たりの平均受講者数(名)	備考
英文学科	文学と絵画の交渉―英米文学の深層へ―	7	49	
英語英文学研究所	音韻理論における経済性	1	126	
英語英文学研究所	日本における異文化間コミュニケーション	1	27	
英語英文学研究所	姉妹芸術からエクフラシスへ	1	143	
英語英文学研究所	これからの英語教育―４技能を統合した指導をめざして	1	167	
キリスト教学科	子どもが伸びるユダヤ式教育	1	53	
キリスト教文化研究所	人はどのようにして神を知ることが出来るか？	5	23	
キリスト教文化研究所	ピューリタニズムの自由と伝統	1	44	
文学部歴史学科	交流の世界史	5	128	高等教育ネットワーク・仙台
文学部歴史学科（みやぎ県民大学）	戦いの歴史	6	162	宮城県教育委員会（委託）
東北文化研究所	古墳から５～６世紀の東北アジアを考える	1	50	
東北文化研究所	動乱と国際交流の時代・中国南北朝時代を考える	1	120	
東北文化研究所	タイにおける家族文化の変容と持続	1	60	
ヨーロッパ文化研究所	アジア世界における大英帝国と大日本帝国	1	220	
ｵｰﾌﾟﾝ･ﾘｻｰﾁ･ｾﾝﾀｰ	近年の中国における重要考古学発見について	1	70	
ｵｰﾌﾟﾝ･ﾘｻｰﾁ･ｾﾝﾀｰ	長江流域の古代青銅器を楽しむ	1	80	
ｵｰﾌﾟﾝ･ﾘｻｰﾁ･ｾﾝﾀｰ	近世・近代の北上川舟運	1	20	
ｵｰﾌﾟﾝ･ﾘｻｰﾁ･ｾﾝﾀｰ	謎の夏王朝	1	100	
ｵｰﾌﾟﾝ･ﾘｻｰﾁ･ｾﾝﾀｰ	東廻り航路フォーラムⅢin青森	1	60	
ｵｰﾌﾟﾝ･ﾘｻｰﾁ･ｾﾝﾀｰ	北上川流域の古代社会―蝦夷の土器・蝦夷の墓―	1	90	
経済学部（みやぎ県民大学）	歴史に見る仙台地域の市と流通	6	60	宮城県教育委員会（委託）
社会福祉研究所	地域社会で誰もがひとにやさしく、健やかにいきる	10	51	
東北産業経済研究所	自由貿易協定が日本に及ぼす影響と課題	1	30	
講座仙台大学2005	学びの周縁からみた学都	2	136	高等教育ネットワーク・仙台
法学政治学研究所	市民生活と法	5	31	
法学政治学研究所	気づきによる自己変革	1	101	
宗教音楽研究所	オルガン演奏法（デジタルとアナログ）	10	12	
宗教音楽研究所	宗教音楽の夕べ	1	300	
宗教音楽研究所	今井奈緒子オルガン演奏会	1	250	
宗教音楽研究所	スコット・ショウ　オルガン演奏会	1	200	
ｵｰﾃﾞｨｵ･ｳﾞｨｼﾞｭｱﾙ･ｾﾝﾀｰ	外国語を学ぶためになぜ言語技術の技能が必要か	1	190	
人間情報学研究所	東北地方の霊山と修験・神社	1	350	
ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ･ｾﾝﾀｰ	心をはぐくむ	1	200	
ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ･ｾﾝﾀｰ	心をはぐくむ	1	300	
教養学部（みやぎ県民大学）	NO SPORTS NO LIFE	6	35	宮城県教育委員会（委託）
工学部（みやぎ県民大学）	技術の進歩と生活	15	60	宮城県教育委員会（委託）

９．国別国際交流協定締結先機関（平成18年５月１日現在）

（表11）

国名 / 大学・学部・研究科・研究所等	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	中国	韓国	オーストラリア	合計
東北学院大学	2	1	2	1	1	1	2	1	11

10. 人的国際学術研究交流

（表12）

学部・研究科等		派遣						受け入れ					
		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期
文学部	新規						1		1		1	2	
	継続												
経済学部	新規				1					1			
	継続		2				1						
法学部	新規				1								
	継続						1						
工学部	新規						2	1				1	
	継続												
教養学部	新規		3									1	
	継続		1		2								
計	新規		3		2		3	1	1	1	1	4	
	継続		3		2		2						

[注] 1．「派遣」は在外研究員、「受け入れ」は客員教授の人数。
2．研究者（教員を含む）の派遣、受け入れともに１年未満のものは「短期」、それ以上は「長期」。
3．各派遣者及び受け入れ者について、派遣及び受け入れが複数年度にわたる場合、初年度については「新規」に、次年度以降は「継続」に記入している。

Ⅲ．学生の受け入れ

１．学部・学科の志願者・合格者・入学者数の推移（平成14年度～平成18年度）

（表13）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
文学部	英文学科 昼間主コース	一般入試	志願者	918	1,042	870	907	694
			合格者	467	471	528	370	392
			入学者	247	228	293	160	177
			入学定員	167	167	167	136	136
		センター試験 利用入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		ＡＯ入試	志願者	62	68	71	71	71
			合格者	44	47	46	45	48
			入学者	44	46	46	45	48
			入学定員	50	50	50	35	35
		附属校推薦	志願者	7	3	5	7	12
			合格者	7	3	5	7	12
			入学者	7	3	5	7	12
			入学定員	30	30	30	10	10
		指定校推薦	志願者	39	52	42	41	36
			合格者	39	52	42	40	36
			入学者	39	52	42	40	36
			入学定員	45	45	45	30	30
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	0	2	1
			合格者	0	0	0	2	1
			入学者	0	0	0	2	1
			入学定員	4	4	4	2	2
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	7	4	5	1	2
			合格者	4	4	5	1	2
			入学者	4	4	5	1	2
			入学定員	4	4	4	2	2
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他 外国人特別入試	志願者	0	2	1	3	1
			合格者	0	0	1	3	0
			入学者	0	0	1	1	0
			入学定員					
		合計	志願者	1,033	1,171	994	1,032	817
			合格者	561	577	627	468	491
			入学者	341	333	392	256	276
			入学定員	300	300	300	215	215
	英文学科 夜間主コース	一般入試	志願者	108	135	97	99	83
			合格者	91	82	85	68	64
			入学者	50	33	39	41	28
			入学定員	22	22	22	15	15

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
文学部	英文学科夜間主コース	センター試験利用入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員	0	0	0	0	0
		ＡＯ入試	志願者	0	2	3	3	2
			合格者	0	2	3	1	2
			入学者	0	2	3	1	2
			入学定員	4	4	4	3	3
		附属校推薦	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	3	3	3	2	2
		指定校推薦	志願者	4	6	7	4	6
			合格者	4	6	7	4	6
			入学者	4	6	7	4	6
			入学定員	3	3	3	2	2
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	1	1	1	1	1
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	0	1	0	1	1
			合格者	0	1	0	1	1
			入学者	0	1	0	1	1
			入学定員	2	2	2	2	2
		その他夜間主社会人	志願者	9	4	2	7	1
			合格者	9	4	2	5	0
			入学者	6	3	2	5	0
			入学定員	15	15	15	10	10
		その他外国人特別入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		合計	志願者	121	148	109	114	93
			合格者	104	95	97	79	73
			入学者	60	45	51	52	37
			入学定員	50	50	50	35	35
	キリスト教学科	一般入試	志願者	4	10	5	0	1
			合格者	4	6	4	0	1
			入学者	2	4	4	0	1
			入学定員	4	4	4	4	3
		センター試験利用入試	志願者					7
			合格者					4
			入学者					2
			入学定員					2

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
文学部	キリスト教学科	ＡＯ入試	志願者	3	2	2	1	3
			合格者	3	2	2	1	3
			入学者	3	2	2	1	3
			入学定員	3	3	3	3	3
		附属校推薦	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		指定校推薦	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	1	2	0	0	1
			合格者	1	2	0	0	1
			入学者	1	2	0	0	1
			入学定員	3	3	3	3	2
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他 外国人特別入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員					
		合計	志願者	8	14	7	1	12
			合格者	8	10	6	1	9
			入学者	6	8	6	1	7
			入学定員	10	10	10	10	10
	歴史学科	一般入試	志願者	888	975	833	788	581
			合格者	340	274	379	238	242
			入学者	192	131	203	104	109
			入学定員	113	113	113	83	83
		センター試験 利用入試	志願者				377	331
			合格者				96	102
			入学者				14	15
			入学定員				8	8
		ＡＯ入試	志願者	67	90	68	59	66
			合格者	30	37	31	30	17
			入学者	30	37	31	30	17
			入学定員	23	23	23	17	17

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
文学部	歴史学科	附属校推薦	志願者	13	10	4	7	16
			合格者	13	10	4	7	16
			入学者	13	10	4	7	16
			入学定員	20	20	20	10	10
		指定校推薦	志願者	21	36	29	27	28
			合格者	21	36	29	27	28
			入学者	21	36	29	27	28
			入学定員	35	35	35	26	26
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	1	0	3	0
			合格者	0	1	0	3	0
			入学者	0	1	0	3	0
			入学定員	3	3	3	2	2
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	7	7	6	3	7
			合格者	6	6	6	3	6
			入学者	6	6	6	3	6
			入学定員	6	6	6	4	4
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員	0	0	0	0	0
		その他 外国人特別入試	志願者	0	0	2	0	0
			合格者	0	0	1	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員					
		合計	志願者	996	1,119	942	1,264	1,029
			合格者	410	364	450	404	411
			入学者	262	221	273	188	191
			入学定員	200	200	200	150	150
	文学部合計		志願者	2,158	2,452	2,052	2,411	1,951
			合格者	1,083	1,046	1,180	952	984
			入学者	669	607	722	497	511
			入学定員	560	560	560	410	410
経済学部	経済学科 昼間主コース	一般入試	志願者	2,415	2,366	2,135	2,113	1,902
			合格者	928	933	913	959	934
			入学者	394	429	399	425	378
			入学定員	265	260	255	255	255
		センター試験 利用入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		ＡＯ入試	志願者	95	112	113	64	46
			合格者	79	74	54	31	31
			入学者	79	74	54	31	31
			入学定員	51	51	51	51	51

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経済学科 昼間主コース	附属校推薦	志願者	21	38	22	27	44
			合格者	21	38	22	27	44
			入学者	21	38	22	27	44
			入学定員	50	50	50	50	50
		指定校推薦	志願者	67	66	70	65	81
			合格者	67	66	70	65	81
			入学者	67	66	70	65	81
			入学定員	75	75	75	75	75
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	5	5	5	5	5
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	48	45	46	43	43
			合格者	39	41	39	40	39
			入学者	39	40	39	40	39
			入学定員	39	39	39	39	39
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他 外国人特別入試	志願者	3	5	4	4	1
			合格者	3	2	2	4	1
			入学者	2	0	2	2	1
			入学定員					
		合計	志願者	2,649	2,632	2,390	2,316	2,117
			合格者	1,137	1,154	1,100	1,126	1,130
			入学者	602	647	586	590	574
			入学定員	485	480	475	475	475
	経済学科 夜間主コース	一般入試	志願者	277	323	198	253	218
			合格者	134	137	129	111	113
			入学者	107	85	91	75	74
			入学定員	50	50	50	40	40
		センター試験 利用入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		ＡＯ入試	志願者	16	11	10	3	6
			合格者	14	10	5	3	5
			入学者	14	10	5	3	4
			入学定員	6	6	6	6	6
		附属校推薦	志願者	4	2	2	4	2
			合格者	4	2	2	4	2
			入学者	4	2	2	4	2
			入学定員	6	6	6	6	6

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経済学科 夜間主コース	指定校推薦	志願者	8	10	13	16	17
			合格者	8	10	13	16	17
			入学者	8	10	12	16	17
			入学定員	6	6	6	6	6
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	1	1	1	1	1
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	8	3	2	6	4
			合格者	8	3	2	6	4
			入学者	8	3	2	5	4
			入学定員	6	6	6	6	6
		その他 夜間主社会人	志願者	14	12	9	12	12
			合格者	13	11	8	11	10
			入学者	12	10	8	11	9
			入学定員	45	45	45	30	30
		その他 外国人特別入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		合計	志願者	327	361	234	294	259
			合格者	181	173	159	151	151
			入学者	153	120	120	114	110
			入学定員	120	120	120	95	95
	経営学科 昼間主コース	一般入試	志願者	1,310	1,155	1,238	1,154	1,074
			合格者	423	410	462	487	467
			入学者	197	217	210	218	209
			入学定員	155	150	145	145	145
		センター試験 利用入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		ＡＯ入試	志願者	72	73	75	76	75
			合格者	52	47	46	38	39
			入学者	51	47	44	38	39
			入学定員	26	26	26	26	26
		附属校推薦	志願者	32	40	21	17	35
			合格者	32	40	21	17	35
			入学者	32	39	21	17	34
			入学定員	30	30	30	30	30
		指定校推薦	志願者	47	49	45	41	40
			合格者	47	49	44	41	40
			入学者	47	49	44	40	40
			入学定員	50	50	50	50	50

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経営学科 昼間主コース	キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	1	0	2	1	1
			合格者	1	0	2	1	1
			入学者	1	0	2	1	1
			入学定員	4	4	4	4	4
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	21	22	24	23	21
			合格者	20	20	21	20	20
			入学者	20	20	21	20	19
			入学定員	20	20	20	20	20
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他 外国人特別入試	志願者	7	17	15	7	4
			合格者	7	5	5	4	4
			入学者	3	5	4	3	3
			入学定員					
		合計	志願者	1,490	1,356	1,420	1,319	1,250
			合格者	582	571	601	608	606
			入学者	351	377	346	337	345
			入学定員	285	280	275	275	275
	経営学科 夜間主コース	一般入試	志願者	168	224	152	135	146
			合格者	66	80	79	50	48
			入学者	46	42	46	30	32
			入学定員	19	19	19	19	19
		センター試験 利用入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		ＡＯ入試	志願者	7	5	4	2	6
			合格者	5	5	3	2	4
			入学者	5	5	3	2	4
			入学定員	3	3	3	2	2
		附属校推薦	志願者	3	0	1	2	2
			合格者	3	0	1	2	2
			入学者	3	0	1	2	2
			入学定員	3	3	3	2	2
		指定校推薦	志願者	11	14	13	13	11
			合格者	11	14	13	13	11
			入学者	11	14	13	13	10
			入学定員	11	11	11	4	4
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	1	1	1	1	1

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経営学科 夜間主コース	スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	3	2	1	1	2
			合格者	3	2	1	1	2
			入学者	3	2	1	1	2
			入学定員	3	3	3	2	2
		その他 夜間主社会人	志願者	6	6	10	3	5
			合格者	4	5	9	3	5
			入学者	4	4	9	3	5
			入学定員	20	20	20	5	5
		その他 外国人特別入試	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		合計	志願者	198	251	181	156	172
			合格者	92	106	106	71	72
			入学者	72	67	73	51	55
			入学定員	60	60	60	35	35
	経済学部合計		志願者	4,664	4,600	4,225	4,085	3,798
			合格者	1,992	2,004	1,966	1,956	1,959
			入学者	1,178	1,211	1,125	1,092	1,084
			入学定員	950	940	930	880	880
法学部	法律学科	一般入試	志願者	1,552	1,592	1,491	1,151	1,197
			合格者	511	477	495	431	479
			入学者	259	218	238	198	224
			入学定員	188	188	186	171	171
		センター試験 利用入試	志願者				401	469
			合格者				144	153
			入学者				26	10
			入学定員				15	15
		ＡＯ入試	志願者	49	58	58	69	47
			合格者	32	40	33	41	33
			入学者	32	39	33	40	33
			入学定員	40	40	40	40	40
		附属校推薦	志願者	57	60	59	60	60
			合格者	57	60	59	60	60
			入学者	55	60	59	60	60
			入学定員	35	34	34	34	34
		指定校推薦	志願者	36	42	54	52	53
			合格者	36	42	54	52	53
			入学者	36	42	54	52	53
			入学定員	45	43	42	42	42
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	2	2	1
			合格者	0	0	2	2	1
			入学者	0	0	2	2	1
			入学定員	5	4	3	3	3

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法律学科	スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	27	26	23	20	24
			合格者	24	20	20	20	20
			入学者	24	20	20	20	19
			入学定員	22	21	20	20	20
		その他夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他外国人特別入試	志願者	0	4	1	2	4
			合格者	0	4	1	2	3
			入学者	0	3	1	2	1
			入学定員					
	法学部合計		志願者	1,721	1,782	1,688	1,757	1,855
			合格者	660	643	664	752	802
			入学者	406	382	407	400	401
			入学定員	335	330	325	325	325
工学部	機械知能工学科	一般入試	志願者	394	392	358	349	263
			合格者	172	168	217	183	171
			入学者	68	50	81	61	71
			入学定員	60	60	60	54	54
		センター試験利用入試	志願者				95	155
			合格者				46	83
			入学者				6	14
			入学定員				6	6
		ＡＯ入試	志願者	27	12	17	28	24
			合格者	21	11	16	23	21
			入学者	21	11	16	23	21
			入学定員	14	14	14	14	14
		附属校推薦	志願者	3	17	10	10	15
			合格者	3	17	10	10	15
			入学者	3	17	10	10	15
			入学定員	12	12	12	12	12
		指定校推薦	志願者	42	45	40	42	34
			合格者	42	45	40	42	34
			入学者	42	45	40	42	34
			入学定員	30	30	30	30	30
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	0	1	2	1	0
			合格者	0	1	2	1	0
			入学者	0	1	2	1	0
			入学定員	2	2	2	2	2

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部	機械知能工学科	その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他 外国人特別入試	志願者	0	0	0	1	0
			合格者	0	0	0	1	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員					
		合計	志願者	466	467	427	526	491
			合格者	238	242	285	306	324
			入学者	134	124	149	143	155
			入学定員	120	120	120	120	120
	電気情報工学科	一般入試	志願者	456	443	442	359	302
			合格者	175	169	203	176	198
			入学者	73	60	73	66	58
			入学定員	60	60	60	54	54
		センター試験 利用入試	志願者				94	139
			合格者				55	81
			入学者				9	15
			入学定員				6	6
		ＡＯ入試	志願者	20	23	25	33	20
			合格者	16	19	21	25	18
			入学者	16	19	20	25	18
			入学定員	12	12	12	12	14
		附属校推薦	志願者	6	9	14	9	12
			合格者	6	9	14	9	12
			入学者	6	9	14	9	12
			入学定員	12	12	12	12	12
		指定校推薦	志願者	51	46	42	35	42
			合格者	51	46	42	35	41
			入学者	51	46	42	35	41
			入学定員	32	32	32	32	30
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者	0	0	1	2	0
			合格者	0	0	1	2	0
			入学者	0	0	1	2	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部	電気情報工学科	その他外国人特別入試	志願者	0	2	0	0	0
			合格者	0	1	0	0	0
			入学者	0	1	0	0	0
			入学定員					
		合計	志願者	533	523	524	532	515
			合格者	248	244	281	302	350
			入学者	146	135	150	146	144
			入学定員	120	120	120	120	120
	電子工学科	一般入試	志願者	201	201	185	155	148
			合格者	104	128	149	128	118
			入学者	37	48	49	49	41
			入学定員	40	40	40	34	44
		センター試験利用入試	志願者				62	79
			合格者				41	60
			入学者				8	1
			入学定員				6	6
		ＡＯ入試	志願者	13	12	9	11	16
			合格者	12	12	9	11	16
			入学者	12	12	9	11	16
			入学定員	8	8	8	8	10
		附属校推薦	志願者	13	4	0	1	4
			合格者	13	4	0	1	4
			入学者	13	4	0	1	4
			入学定員	8	8	8	8	10
		指定校推薦	志願者	24	25	24	20	24
			合格者	24	25	24	19	24
			入学者	24	25	24	19	24
			入学定員	20	20	20	20	26
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		その他夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他外国人特別入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員					

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部	電子工学科	合計	志願者	251	242	218	249	271
			合格者	153	169	182	200	222
			入学者	86	89	82	88	86
			入学定員	80	80	80	80	100
	環境建設工学科	一般入試	志願者	223	280	234	207	225
			合格者	162	131	170	170	133
			入学者	76	57	67	73	40
			入学定員	60	60	60	54	44
		センター試験利用入試	志願者				88	142
			合格者				53	74
			入学者				8	10
			入学定員				6	6
		ＡＯ入試	志願者	13	23	18	16	26
			合格者	12	21	17	16	21
			入学者	12	21	17	16	21
			入学定員	12	12	12	12	10
		附属校推薦	志願者	9	4	4	5	8
			合格者	9	4	4	5	8
			入学者	9	4	4	5	8
			入学定員	12	12	12	12	10
		指定校推薦	志願者	39	60	46	49	43
			合格者	39	60	46	49	43
			入学者	39	60	46	49	43
			入学定員	32	32	32	32	26
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	2	0	3	0	0
			合格者	2	0	3	0	0
			入学者	2	0	3	0	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		その他夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他外国人特別入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員					
		合計	志願者	286	367	305	365	444
			合格者	224	216	240	293	279
			入学者	138	142	137	151	122
			入学定員	120	120	120	120	100

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部合計			志願者	1,536	1,599	1,474	1,672	1,721
			合格者	863	871	988	1,101	1,175
			入学者	504	490	518	528	507
			入学定員	440	440	440	440	440
教養学部	人間科学科	一般入試	志願者	508	493	403	504	520
			合格者	109	100	137	210	155
			入学者	48	38	48	104	49
			入学定員	39	39	39	54	54
		センター試験利用入試	志願者				204	249
			合格者				50	65
			入学者				3	4
			入学定員				5	5
		ＡＯ入試	志願者	34	17	18	27	26
			合格者	12	9	8	9	12
			入学者	12	9	8	9	12
			入学定員	6	6	6	8	8
		附属校推薦	志願者	14	14	13	14	18
			合格者	14	14	13	14	18
			入学者	14	14	13	14	18
			入学定員	7	7	7	7	7
		指定校推薦	志願者	11	13	11	19	18
			合格者	11	13	11	19	18
			入学者	11	13	11	19	18
			入学定員	12	12	12	17	17
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	1	0	0	1	0
			合格者	1	0	0	1	0
			入学者	1	0	0	1	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	4	6	7	6	9
			合格者	4	6	4	6	7
			入学者	4	6	4	6	7
			入学定員	4	4	4	7	7
		その他夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他外国人特別入試	志願者	1	1	2	2	1
			合格者	1	0	2	2	0
			入学者	1	0	2	2	0
			入学定員					
		合計	志願者	573	544	454	777	841
			合格者	152	142	175	311	275
			入学者	91	80	86	158	108
			入学定員	70	70	70	100	100

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
教養学部	言語文化学科	一般入試	志願者	370	311	280	420	311
			合格者	95	86	119	154	177
			入学者	44	38	49	55	75
			入学定員	39	39	39	54	54
		センター試験利用入試	志願者				219	227
			合格者				50	90
			入学者				12	15
			入学定員				5	5
		ＡＯ入試	志願者	25	34	24	40	21
			合格者	18	22	15	23	12
			入学者	18	22	15	23	12
			入学定員	6	6	6	8	8
		附属校推薦	志願者	7	9	7	12	12
			合格者	7	9	7	12	12
			入学者	7	9	7	12	12
			入学定員	7	7	7	9	9
		指定校推薦	志願者	13	8	9	12	15
			合格者	13	8	9	12	15
			入学者	13	8	9	12	15
			入学定員	12	12	12	16	16
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	1	0
			合格者	0	0	0	1	0
			入学者	0	0	0	1	0
			入学定員	2	2	2	2	2
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	6	4	4	5	5
			合格者	4	4	4	5	5
			入学者	4	4	4	5	5
			入学定員	4	4	4	6	6
		その他夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他外国人特別入試	志願者	1	1	5	1	2
			合格者	1	1	1	1	1
			入学者	0	1	1	1	1
			入学定員					
		合計	志願者	422	367	329	710	593
			合格者	138	130	155	258	312
			入学者	86	82	85	121	135
			入学定員	70	70	70	100	100
	情報科学科	一般入試	志願者	329	329	304	295	317
			合格者	84	86	115	177	159
			入学者	41	40	57	90	81
			入学定員	33	33	33	60	57

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
教養学部	情報科学科	センター試験利用入試	志願者				166	226
			合格者				82	65
			入学者				24	14
			入学定員				5	8
		ＡＯ入試	志願者	9	12	8	17	8
			合格者	7	6	6	9	8
			入学者	7	6	6	9	8
			入学定員	5	5	5	7	7
		附属校推薦	志願者	11	11	9	10	7
			合格者	11	11	9	10	6
			入学者	11	11	9	10	6
			入学定員	6	6	6	9	9
		指定校推薦	志願者	7	10	6	7	7
			合格者	7	10	6	7	7
			入学者	7	10	6	7	7
			入学定員	11	11	11	13	13
		キリスト者推薦公募推薦入試	志願者	0	0	0	0	0
			合格者	0	0	0	0	0
			入学者	0	0	0	0	0
			入学定員	1	1	1	2	2
		スポーツ推薦公募推薦入試	志願者	6	5	4	4	8
			合格者	5	5	4	4	4
			入学者	5	5	4	4	4
			入学定員	4	4	4	4	4
		その他夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員					
		その他外国人特別入試	志願者	1	1	3	1	0
			合格者	1	1	2	1	0
			入学者	1	0	2	1	0
			入学定員					
		合計	志願者	363	368	334	500	573
			合格者	115	119	142	290	249
			入学者	72	72	84	145	120
			入学定員	60	60	60	100	100
	地域構想学科	一般入試	志願者				331	314
			合格者				130	119
			入学者				57	52
			入学定員				54	54
		センター試験利用入試	志願者					202
			合格者					87
			入学者					12
			入学定員				0	5

（表13の続き）

学部	学科	入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
教養学部	地域構想学科	ＡＯ入試	志願者				46	22
			合格者				20	16
			入学者				20	16
			入学定員				8	8
		附属校推薦	志願者				13	14
			合格者				13	14
			入学者				13	14
			入学定員				7	7
		指定校推薦	志願者				30	22
			合格者				30	22
			入学者				30	22
			入学定員				20	17
		キリスト者推薦 公募推薦入試	志願者				0	2
			合格者				0	2
			入学者				0	2
			入学定員				2	2
		スポーツ推薦 公募推薦入試	志願者				12	9
			合格者				9	7
			入学者				9	7
			入学定員				9	7
		その他 夜間主社会人	志願者					
			合格者					
			入学者					
			入学定員				0	0
		その他 外国人特別入試	志願者				0	0
			合格者				0	0
			入学者				0	0
			入学定員					
		合計	志願者				432	585
			合格者				202	267
			入学者				129	125
			入学定員				100	100
	教養学部合計		志願者	1,358	1,279	1,117	2,419	2,592
			合格者	405	391	472	1,061	1,103
			入学者	249	234	255	553	488
			入学定員	200	200	200	400	400
大学合計			志願者	11,437	11,712	10,556	12,344	11,917
			合格者	5,003	4,955	5,270	5,822	6,023
			入学者	3,006	2,924	3,027	3,070	2,991
			入学定員	2,485	2,470	2,455	2,455	2,455

2．学部・学科の学生定員及び在籍学生数（平成18年５月１日現在）

（表14）

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員(A)	在籍学生総数(B)	編入学生数(内数)	B/A	在籍学生数							
								第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
								学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)
文学部一部	英文学科				2									2	1
文学部	英文学科 昼間主コース	215	48	1,078	1,263	27	1.17	276		273	22	387		327	9
	英文学科 夜間主コース	35	12	182	184	3	1.01	37		57	10	46		44	6
	キリスト教学科	10	4	44	24	3	0.55	8		2	1	5		9	3
	史学科		16	416	515	9	1.24			18	18	264		233	20
	歴史学科	150		300	379		1.26	191		188					
計		410	80	2,020	2,367	42	1.17	512		538	51	702		615	39
経済学部	経済学科 昼間主コース	475	36	1,941 (55)	2,467	11	1.27	575		674	93	571		647	36
	経済学科 夜間主コース	95	18	448	499	4	1.11	111		143	33	114		131	18
経済学部一部	商学科				3									3	3
経済学部	商学科 昼間主コース				2									2	1
	商学科 夜間主コース				1									1	1
	経営学科 昼間主コース	275	24	1,129 (55)	1,426	9	1.26	346		411	75	314		355	14
	経営学科 夜間主コース	35	10	200	257	1	1.29	55		80	29	52		70	8
計		880	88	3,718	4,655	25	1.25	1,087		1,308	230	1,051		1,209	81
法学部	法律学科	325	24	1,329 (55)	1,629	5	1.23	401		431	35	387		410	28
計		325	24	1,329	1,629	5	1.23	401		431	35	387		410	28
工学部	機械工学科				6							1	1	5	2
	機械創成工学科		12	372	403		1.08	2	2	155	15	142	10	104	2
	機械知能工学科	120		120	155		1.29	155							

（表14の続き）

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員(A)	在籍学生総数(B)	編入学生数(内数)	B/A	在籍学生数							
								第１年次		第２年次		第３年次		第４年次	
								学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)
工学部	電気工学科				8					1	1	3		4	
	電気情報工学科	120	12	492	571		1.16	153	9	148	10	143	7	127	2
	応用物理学科				4							1	1	3	1
	物理情報工学科		8	248	255		1.03	15	15	83	4	79	1	78	
	電子工学科	100		100	86		0.86	86							
	土木工学科				7							1	1	6	1
	環境土木工学科		12	372	427	1	1.15	7	7	165	22	130	10	125	
	環境建設工学科	100		100	122		1.22	122							
計		440	44	1,804	2,044	1	1.13	540	33	552	52	500	31	452	8
教養学部	人間科学専攻		6	146	174	4	1.19			7	7	80		87	6
	人間科学科	100		200	265		1.33	109		156					
	言語科学専攻				1									1	1
	言語文化専攻		6	146	177	10	1.21			8	7	76		93	7
	言語文化学科	100		200	253		1.27	135		118					
	情報科学専攻		6	126	162	3	1.29			2	2	85		75	7
	情報科学科	100		200	262		1.31	120		142					
	地域構想学科	100		200	253		1.27	125		128					
計		400	18	1,218	1,547	17	1.27	489		561	16	241		256	21
経済学部二部	経済学科				1					1	1				
計					1					1	1				
合計		2,455	254	10,089	12,243	90	1.21	3,029	33	3,391	385	2,881	31	2,942	177

[注] 1．「編入学定員」の受け入れ年次は３年次。
2．収容定員の（ ）は臨時定員の内数。

3．学部の入学者の構成（平成18年度）

（表15）

学部	学科		入学者数									
			一般入試	ｾﾝﾀｰ試験利用入試	ＡＯ入試	附属校推薦	指定校推薦	ｷﾘｽﾄ者推薦	ｽﾎﾟｰﾂ推薦	夜間主社会人	外国人特別入試	計
文学部	英文学科昼間主ｺｰｽ	入学定員	136		35	10	30	2	2			215
		入学者数	177		48	12	36	1	2			276
		計に対する割合％	64.1		17.4	4.3	13.0	0.4	0.7			100.0
	英文学科夜間主ｺｰｽ	入学定員	15		3	2	2	1	2	10		35
		入学者数	28		2		6		1			37
		計に対する割合％	75.7		5.4		16.2		2.7			100.0
	ｷﾘｽﾄ教学科	入学定員	3	2	3			2				10
		入学者数	1	2	3			1				7
		計に対する割合％	14.3	28.6	42.9			14.3				100.0
	歴史学科	入学定員	83	8	17	10	26	2	4			150
		入学者数	109	15	17	16	28		6			191
		計に対する割合％	57.1	7.9	8.9	8.4	14.7		3.1			100.0
	合計	入学定員	237	10	58	22	58	7	8	10		410
		入学者数	315	17	70	28	70	2	9			511
		計に対する割合％	61.6	3.3	13.7	5.5	13.7	0.4	1.8			100.0
経済学部	経済学科昼間主ｺｰｽ	入学定員	255		51	50	75	5	39			475
		入学者数	378		31	44	81		39		1	574
		計に対する割合％	65.9		5.4	7.7	14.1		6.8		0.2	100.0
	経済学科夜間主ｺｰｽ	入学定員	40		6	6	6	1	6	30		95
		入学者数	74		4	2	17		4	9		110
		計に対する割合％	67.3		3.6	1.8	15.5		3.6	8.2		100.0
	経営学科昼間主ｺｰｽ	入学定員	145		26	30	50	4	20			275
		入学者数	209		39	34	40	1	19		3	345
		計に対する割合％	60.6		11.3	9.9	11.6	0.3	5.5		0.9	100.0
	経営学科夜間主ｺｰｽ	入学定員	19		2	2	4	1	2	5		35
		入学者数	32		4	2	10		2	5		55
		計に対する割合％	58.2		7.3	3.6	18.2		3.6	9.1		100.0
	合計	入学定員	459		85	88	135	11	67	35		880
		入学者数	693		78	82	148	1	64	14	4	1,084
		計に対する割合％	63.9		7.2	7.6	13.7	0.1	5.9	1.3	0.4	100.0
法学部	法律学科	入学定員	171	15	40	34	42	3	20			325
		入学者数	224	10	33	60	53	1	19		1	401
		計に対する割合％	55.9	2.5	8.2	15.0	13.2	0.2	4.7		0.2	100.0
	合計	入学定員	171	15	40	34	42	3	20			325
		入学者数	224	10	33	60	53	1	19		1	401
		計に対する割合％	55.9	2.5	8.2	15.0	13.2	0.2	4.7		0.2	100.0

（表15の続き）

学部	学科		入学者数									
			一般入試	ｾﾝﾀｰ試験利用入試	ＡＯ入試	附属校推薦	指定校推薦	ｷﾘｽﾄ者推薦	ｽﾎﾟｰﾂ推薦	夜間主社会人	外国人特別入試	計
工学部	機械知能工学科	入学定員	54	6	14	12	30	2	2			120
		入学者数	71	14	21	15	34					155
		計に対する割合％	45.8	9.0	13.5	9.7	21.9					100.0
	電気情報工学科	入学定員	54	6	14	12	30	2	2			120
		入学者数	58	15	18	12	41					144
		計に対する割合％	40.3	10.4	12.5	8.3	28.5					100.0
	電子工学科	入学定員	44	6	10	10	26	2	2			100
		入学者数	41	1	16	4	24					86
		計に対する割合％	47.7	1.2	18.6	4.7	27.9					100.0
	環境建設工学科	入学定員	44	6	10	10	26	2	2			100
		入学者数	40	10	21	8	43					122
		計に対する割合％	32.8	8.2	17.2	6.6	35.2					100.0
	合計	入学定員	196	24	48	44	112	8	8			440
		入学者数	210	40	76	39	142					507
		計に対する割合％	41.4	7.9	15.0	7.7	28.0					100.0
教養学部	人間科学科	入学定員	54	5	8	7	17	2	7			100
		入学者数	49	4	12	18	18		7			108
		計に対する割合％	45.4	3.7	11.1	16.7	16.7		6.5			100.0
	言語文化学科	入学定員	54	5	8	9	16	2	6			100
		入学者数	75	15	12	12	15		5		1	135
		計に対する割合％	55.6	11.1	8.9	8.9	11.1		3.7		0.7	100.0
	情報科学科	入学定員	57	8	7	9	13	2	4			100
		入学者数	81	14	8	6	7		4			120
		計に対する割合％	67.5	11.7	6.7	5.0	5.8		3.3			100.0
	地域構想学科	入学定員	54	5	8	7	17	2	7			100
		入学者数	52	12	16	14	22	2	7			125
		計に対する割合％	41.6	9.6	12.8	11.2	17.6	1.6	5.6			100.0
	合計	入学定員	219	23	31	32	63	8	24			400
		入学者数	257	45	48	50	62	2	23		1	488
		計に対する割合％	52.7	9.2	9.8	10.2	12.7	0.4	4.7		0.2	100.0

［注］　「計に対する割合」は入学者数の割合である。また、「計に対する割合」は少数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100％にならない場合がある。

４．学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数（平成18年５月１日現在）

（表16）

学部	学科	社会人学生数	留学生数	帰国生徒数
文学部	一部英文学科			
	英文学科（昼間主コース）	1	3	
	英文学科（夜間主コース）	12		
	キリスト教学科	1		
	一部史学科			
	史学科			
	歴史学科			
	計	14	3	
経済学部	一部経済学科			
	経済学科（昼間主コース）		7	
	経済学科（夜間主コース）	40		
	一部商学科			
	商学科（昼間主コース）			
	商学科（夜間主コース）			
	経営学科（昼間主コース）		16	
	経営学科（夜間主コース）	21		
	計	61	23	
法学部	法律学科	4	8	
	計	4	8	
工学部	機械工学科			
	機械創成工学科			
	機械知能工学科			
	電気工学科			
	電気情報工学科		1	
	応用物理学科			
	物理情報工学科			
	電子工学科			
	土木工学科			
	環境土木工学科			
	環境建設工学科			
	計		1	
教養学部	人間科学専攻			
	人間科学科		2	
	言語科学専攻			
	言語文化専攻			
	言語文化学科		4	
	情報科学専攻			
	情報科学科		2	
	地域構想学科			
	計		8	
合計		79	43	

[注] １．本表でいう「社会人」、「留学生」、「帰国生徒」は、一般の学生を対象とした入試とは別にそれぞれの入試によって入学させた学生である。
２．科目等履修生と聴講生は除く。
３．社会人編入学を含む。
４．「帰国生徒」は在籍なし。

5．学部・学科の退学者数

（表17）

学部	学科	平成15年度					平成16年度					平成17年度				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
文学部	一部英文学科		2		4	6		2		1	3				2	2
	英文学科（昼間主）	4	16	2		22	3	19	2	1	25	6	17	4	6	33
	英文学科（夜間主）	2	6	1		9		7			7	3	4	1	2	10
	一部基督教学科				2	2					0					0
	基督教学科					0					0					0
	キリスト教学科		1			1		3			3		1			1
	一部史学科		2		4	6				2	2					0
	史学科	1	9	1		11	3	7	2	4	16	1	10	1	5	17
	計	7	36	4	10	57	6	38	4	8	56	10	32	6	15	63
経済学部	一部経済学科		7		15	22		2		7	9				5	5
	経済学科（昼間主）	7	40	5	2	54	4	34	2	5	45	6	36	10	12	64
	経済学科（夜間主）	3	23	2		28	3	16	3	3	25	3	16	1	3	23
	一部商学科		6		13	19				8	8					0
	商学科（昼間主）		13	3	1	17		3		1	4				3	3
	商学科（夜間主）		1			1				1	1		2			2
	経営学科（昼間主）	4	15	2		21	1	17	1	1	20	2	21	4	5	32
	経営学科（夜間主）	2	6			8	1	7	3		11		7		1	8
	計	16	111	12	31	170	9	79	9	26	123	11	82	15	29	137
法学部	法律学科	2	21	2	12	37	2	22	1	10	35	5	23	5	10	43
	計	2	21	2	12	37	2	22	1	10	35	5	23	5	10	43
工学部	機械工学科	5	10	8	1	24	1	10	4		15			1		1
	機械創成工学科	8	2			10	6	5			11	10	7	3		20
	電気工学科	3	6	6	1	16		5	4		9	1	3	1		5
	電気情報工学科	4				4	3	4	1		8	6	3			9
	応用物理学科	1	1	4		6			5		5			2	2	4
	物理情報工学科	9	4			13	5	2	1		8	4	1			5
	土木工学科		4	4		8	1	4	6	2	13		1	2		3
	環境土木工学科	6	1			7	5	3			8	6	2	2		10
	計	36	28	22	2	88	21	33	21	2	77	27	17	11	2	57
教養学部	人間科学専攻	1	2	1	3	7		3	1		4		8	1	2	11
	言語科学専攻				4	4				1	1					0
	言語文化専攻	1	3	1	1	6	1	2	1	1	5		8	1	2	11
	情報科学専攻			1	1	2	1	2	1	3	7		5		1	6
	人間科学科					0					0	1				1
	言語文化学科					0					0	1				1
	情報科学科					0					0	3				3
	地域構想学科					0					0	1				1
	計	2	5	3	9	19	2	7	3	5	17	6	21	2	5	34
二部	英文学科				2	2					0					0
	経済学科		7		12	19		3		14	17		1		4	5
	計	0	7	0	14	21	0	3	0	14	17	0	1	0	4	5
合計		63	208	43	78	392	40	182	38	65	325	59	176	39	65	339

[注] 1．退学者数には、除籍者を含む。
2．表記人数は、毎年度の４月１日～３月31日の人数。

6．大学院研究科の学生定員及び在籍学生数（平成18年５月１日現在）

（表18）

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
						修士課程					博士課程						
		修士課程	博士課程	修士課程(A)	博士課程(B)	一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
文学	英語英文学	10	3	20	9	13	2	0	0	15	3	0	0	0	3	0.75	0.33
	ﾖｰﾛｯﾊﾟ文化史	5	2	10	6	6	1	0	0	7	3	0	0	0	3	0.70	0.50
	ｱｼﾞｱ文化史	5	2	10	6	19	1	0	0	20	6	2	0	0	8	2.00	1.33
	計	20	7	40	21	38	4	0	0	42	12	2	0	0	14	1.05	0.67
経済学	経済学	8	2	16	6	9	6	0	0	15	3	0	1	0	4	0.94	0.67
	経営学	8	0	16	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0.13	0.00
	計	16	2	32	6	9	8	0	0	17	3	0	1	0	4	0.53	0.67
法学	法律学	10	2	20	6	6	3	0	0	9	1	0	0	0	1	0.45	0.17
	計	10	2	20	6	6	3	0	0	9	1	0	0	0	1	0.45	0.17
工学	機械工学	8	2	16	6	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0.75	0.00
	電気工学	8	2	16	6	13	0	1	0	14	1	0	0	0	1	0.88	0.17
	応用物理学	8	2	16	6	10	0	0	0	10	1	0	0	0	1	0.63	0.17
	土木工学	8	2	16	6	21	0	0	0	21	1	1	0	0	2	1.31	0.33
	計	32	8	64	24	56	0	1	0	57	3	1	0	0	4	0.89	0.17
人間情報学	人間情報学	8	3	16	9	6	2	0	0	8	2	5	1	0	8	0.50	0.89
	計	8	3	16	9	6	2	0	0	8	2	5	1	0	8	0.50	0.89
法務	法実務（専門職）	50	0	150	0	81	31	0	0	112	0	0	0	0	0	0.75	0.00
	計	50	0	150	0	81	31	0	0	112	0	0	0	0	0	0.75	0.00
合計		136	22	322	66	196	48	1	0	245	21	8	2	0	31	0.76	0.47

[注] １．博士課程前期課程は「修士課程」に、博士課程後期課程は「後期課程」に記載している。
２．「在籍学生数」には、科目等履修生、聴講生、研究生を含まない。

Ⅳ．教員組織

１．全学の教員組織（平成18年５月１日現在）

（表19）

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員１人当たりの在籍学生数(表14(B)/表19(A))	特任教員(外数)	兼担教員数				兼任教員数
		教授	助教授	講師	計(A)	助手				教授	助教授	講師	計	
文学部	英文学科	12	10		22		18	49.3		4	1		5	23
	キリスト教学科	6	2		8		7			3	3		6	5
	歴史学科	13	4	1	18		15			12			12	27
	教養教育													43
	計	31	16	1	48		40			19	4		23	98
経済学部	経済学科	21	12	1	34		28	80.3		2	4	3	9	30
	経営学科	10	12	2	24		18			1	3	1	5	15
	教養教育													50
	計	31	24	3	58		46			3	7	4	14	95
法学部	法律学科	12	5	10	27		20	60.3		11	3		14	11
	教養教育													21
	計	12	5	10	27		20			11	3		14	32
工学部	機械知能工学科	11	7	1	19		14	27.3						5
	電気情報工学科	9	9	1	19		14							12
	電子工学科	11	6	2	19		13							8
	環境建設工学科	11	6	1	18		14							16
	教養教育													24
	計	42	28	5	75		55							65
教養学部	人間科学科	14	11		25		8	15.2		6	2	1	9	3
	言語文化学科	23	8	4	35		8							4
	情報科学科	13	7		20		10							1
	地域構想学科	14	6	2	22		9							7
	教養教育													45
	計	64	32	6	102		35			6	2	1	9	60

（表19の続き）

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数(表14(B)/表19(A))	特任教員(外数)	兼担教員数				兼任教員数
		教授	助教授	講師	計(A)	助手				教授	助教授	講師	計	
法務研究科	法実務専攻	10	3		13	3	12	8.6		7	2	3	12	14
	計	10	3		13	3	12			7	2	3	12	14
研究所	英語英文学研究所									24	11	1	36	
	ｷﾘｽﾄ教文化研究所									13	5		18	3
	ﾖｰﾛｯﾊﾟ文化研究所									8	1		9	9
	宗教音楽研究所									4	2		6	
	東北文化研究所									25	4	1	30	11
	東北産業経済研究所									31	24	3	58	
	経理研究所									31	24	3	58	
	社会福祉研究所									5	4		9	
	法学政治学研究所									23	8	10	41	7
	教育研究所									9	1	1	11	
	環境防災工学研究所									36	14	4	54	21
	人間情報学研究所									52	24	5	81	
	計									261	122	28	411	51
センター	オーディオ・ヴィジュアルセンター									41	17	6	64	
	カウンセリング・センター									9	6		15	2
	情報処理センター									4	3	1	8	
	教職課程センター									28	5	1	34	
	入学試験センター									7	4	3	14	
	産学連携推進センター									10	5		15	
	工学基礎教育センター									41	28	5	74	
	計									140	68	16	224	2
合計		190	108	25	323					447	208	52	707	417

［注］1．専任教員は、専門科目担当と教養教育科目担当に分けずに、各々の所属学科に含めた。したがって、「専任教員一人当たりの在籍学生数」は、実態と異なる場合がある。
2．兼任教員は、専門科目担当と教養教育科目担当に分けて、各々の所属学部・学科に含めた。
3．学長は、工学部に含めた。

3．専任教員年齢構成（平成18年５月１日現在）

（表21）

学部・研究科	職位	71歳以上	70歳～66歳	65歳～61歳	60歳～56歳	55歳～51歳	50歳～46歳	45歳～41歳	40歳～36歳	35歳～31歳	30歳～26歳	計
文学部	教授	1	7	2	8	6	5	1	1			31
		3.2	22.6	6.5	25.8	19.4	16.1	3.2	3.2			100.0
	助教授					4	1	4	4	3		16
						25.0	6.3	25.0	25.0	18.7		100.0
	専任講師									1		1
										100.0		100.0
	計	1	7	2	8	10	6	5	5	4		48
		2.1	14.6	4.2	16.7	20.8	12.5	10.4	10.4	8.3		100.0
経済学部	教授	1	2	10	10	4	4					31
		3.2	6.4	32.3	32.3	12.9	12.9					100.0
	助教授				3	4	4	1	6	6		24
					12.5	16.7	16.7	4.1	25.0	25.0		100.0
	専任講師						1	1			1	3
							33.3	33.3			33.4	100.0
	計	1	2	10	13	8	9	2	6	6	1	58
		1.7	3.4	17.2	22.4	13.8	15.5	3.4	10.3	10.3	1.7	100.0
法学部	教授	1	2	3	1	5						12
		8.3	16.7	25.0	8.3	41.7						100.0
	助教授				1		2	1	1			5
					20.0		40.0	20.0	20.0			100.0
	専任講師						1	1	1	7		10
							10.0	10.0	10.0	70.0		100.0
	計	1	2	3	2	5	3	2	2	7		27
		3.7	7.4	11.1	7.4	18.5	11.1	7.4	7.4	25.9		100.0
工学部	教授		1	15	12	7	6	1				42
			2.4	35.7	28.5	16.7	14.3	2.4				100.0
	助教授			4	2	4	3	3	9	3		28
				14.3	7.2	14.3	10.7	10.7	32.1	10.7		100.0
	専任講師								1	4		5
									20.0	80.0		100.0
	計		1	19	14	11	9	4	10	7		75
			1.3	25.3	18.7	14.7	12.0	5.3	13.3	9.3		100.0

（表21の続き）

学部・研究科	職位	71歳以上	70歳～66歳	65歳～61歳	60歳～56歳	55歳～51歳	50歳～46歳	45歳～41歳	40歳～36歳	35歳～31歳	30歳～26歳	計
教養学部	教授		5	12	18	18	10	1				64
			7.8	18.8	28.1	28.1	15.6	1.6				100.0
	助教授			2	2	8	7	3	4	5	1	32
				6.3	6.3	25.0	21.8	9.4	12.5	15.6	3.1	100.0
	専任講師					1	1			1	3	6
						16.6	16.7			16.7	50.0	100.0
	計		5	14	20	27	18	4	4	6	4	102
			4.9	13.7	19.6	26.5	17.6	3.9	3.9	5.9	3.9	100.0
法務研究科	教授	1			2	1	5	1				10
		10.0			20.0	10.0	50.0	10.0				100.0
	助教授							1	2			3
								33.3	66.7			100.0
	計	1			2	1	5	2	2			13
		7.7			15.4	7.7	38.5	15.4	15.4			100.0
	助手								1	1	1	3
									33.3	33.3	33.3	100.0
合計		4	17	48	59	62	50	19	29	30	5	323
		1.2	5.3	14.9	18.3	19.2	15.5	5.9	9.0	9.3	1.5	100.0

定年　満65才（教授は満67歳）

［注］1．下段は、計に対する割合である。なお、計に対する割合は、少数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100％にならない場合がある。
2．学長は、工学部に含めた。

4．専任教員の担当授業時間

（表22）

学部・研究科	教員／区分	教授	助教授	講師	備考
文学部（48人）	最高	23.6 授業時間	20.0 授業時間	10.1 授業時間	1授業時間 90分 ※長期研修者
	最低	4.7 授業時間 ※	9.1 授業時間	10.1 授業時間	
	平均	14.2 授業時間	14.6 授業時間	10.1 授業時間	
経済学部（58人）	最高	26.1 授業時間	21.0 授業時間	15.0 授業時間	1授業時間 90分 ※長期研修者
	最低	4.0 授業時間 ※	8.0 授業時間	11.0 授業時間	
	平均	13.2 授業時間	13.9 授業時間	12.3 授業時間	
法学部（27人）	最高	14.2 授業時間	13.0 授業時間	12.0 授業時間	1授業時間 90分 ※育児休業者
	最低	8.0 授業時間	9.0 授業時間	0.0 授業時間 ※	
	平均	11.3 授業時間	11.3 授業時間	8.1 授業時間	
工学部（75人）	最高	32.0 授業時間	27.0 授業時間	14.0 授業時間	1授業時間 90分 ※学長 ※※長期研修者
	最低	0.0 授業時間 ※	4.5 授業時間 ※※	12.0 授業時間	
	平均	19.7 授業時間	15.3 授業時間	12.4 授業時間	
教養学部（102人）	最高	19.0 授業時間	19.7 授業時間	13.5 授業時間	1授業時間 90分 ※授業担当差止中
	最低	0.0 授業時間 ※	9.0 授業時間	11.3 授業時間	
	平均	11.9 授業時間	13.2 授業時間	12.4 授業時間	
法務研究科（13人）	最高	15.0 授業時間	9.0 授業時間		1授業時間 50分 ※実務家教員（みなし専任） ※※実務家教員（専任）
	最低	5.5 授業時間 ※	5.5 授業時間 ※※		
	平均	9.5 授業時間	7.7 授業時間		

学部の責任授業時間	8.0 授業時間	8.0 授業時間	8.0 授業時間
法務研究科の責任授業時間数（みなし専任を除く）	7.0 授業時間	7.0 授業時間	7.0 授業時間
法務研究科の責任授業時間数（みなし専任）	4.0 授業時間	4.0 授業時間	4.0 授業時間

[注] 1．教養教育等担当教員は各々の所属学部に含めた。
2．履修者のいない開設科目も含む。
3．学長は、工学部に含めた。

３．学術賞の受賞状況

（表26）

学部・研究科等	学術賞の受賞数					
	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	国内	国外	国内	国外	国内	国外
文学部						
経済学部	2					
法学部						
工学部	3		2		4	
教養学部					3	
計	5		2		7	

［注］　学術賞は全国レベルの学会もしくは国際的レベルの学会等によるもの。

４．特許出願・登録状況

（表27）

学部・研究科等	出願件数			登録件数		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
文学部						
経済学部						
法学部						
工学部	12	12	9		1	1
教養学部						
法務研究科						
計	12	12	9		1	1

［注］１．一つの特許に対して発明者が複数の場合は、発明者１名につき１件と表示している。
２．企業・団体等との委託研究・共同研究や他の研究者との共同発明による特許も含む。

５．産学官連携による研究活動状況

（表28）

学部・研究科等		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		共同研究の件数	受託研究の件数	共同研究の件数	受託研究の件数	共同研究の件数	受託研究の件数
工学部	新規		9	4	6	5	12
	継続				1		1
教養学部	新規		1	1			
	継続				1		
計	新規		10	5	6	5	12
	継続				2		1

［注］１．本表の「共同研究」は、民間企業等から研究者と研究経費を受け入れて、大学の教育研究職員と共通の課題について共同で行う研究を指し、学内共同研究は含めない。また「受託研究」は、民間企業、自治体等からの受託に基づき、専ら本学の教員が行う研究を指す。

２．複数年にわたる研究は、初年度を「新規」に、次年度以降を「継続」に記入している。

６．専任教員の研究費（平成17年度）

（表29）

学部・研究科等	総額（Ａ）	総額（Ｂ）（講座・研究室等の共同研究費を除く）	専任教員数（Ｃ）	教員１人当たりの額①（Ａ/Ｃ）	教員１人当たりの額②（Ｂ/Ｃ）
文学部	13,435,259	13,435,259	57	235,706	235,706
経済学部	19,455,251	19,455,251	83	234,401	234,401
法学部	6,237,825	6,237,825	27	231,031	231,031
工学部	19,703,636	19,703,636	78	252,611	252,611
教養学部	16,591,400	16,591,400	71	233,682	233,682
法務研究科	3,062,039	3,062,039	14	218,717	218,717
計	78,485,410	78,485,410	330	237,835	237,835

[注]１．「総額（Ａ）、（Ｂ）」ともに個人研究費。ただし、個人研究費のうち研究旅費として使用した分については表30に掲載することとして除外している。

２．個人研究費とは、（イ）学術研究のために要する費用（図書・研究用器具・印刷代・コピー代・図書郵送料ほか）とし、前期、後期に分け半額ずつ支給する。ただし、本学旅費規程第14条第１項一、二以外で学会出張する場合は前期、後期の半額までを本学旅費規程により研究旅費として使用することができる。（ロ）支給額は年額27万円とする。（ハ）年度中途の採用者にはその半額を支給するが１月以降の採用者には次年度から支給する。

３．学科・研究所の経費については研究費に該当するものが含まれていないため除外している。

４．国内研究員研究費については人件費として支給のため除外している。

５．在外研究費については旅費として支給のため表30に掲載することとして除外している。

7．専任教員の研究旅費（平成17年度）

（表30）

学部・研究科等		国外留学		国内留学長期	学会等出張旅費		備考
		長期	短期		国外	国内	
文学部	総額		2,942,400		3,396,325	10,903,811	
	支給件数		1		13	145	
	1人当たり支給額		51,621		59,585	191,295	専任教員数 57人
経済学部	総額	1,115,930			1,483,940	17,729,166	
	支給件数	1			7	213	
	1人当たり支給額	13,445			17,879	213,604	専任教員数 83人
法学部	総額	1,245,480			544,900	4,899,560	
	支給件数	1			2	54	
	1人当たり支給額	46,129			20,181	181,465	専任教員数 27人
工学部	総額	4,423,750			9,901,207	17,336,330	
	支給件数	2			31	195	
	1人当たり支給額	56,715			126,939	222,261	専任教員数 78人
教養学部	総額				5,303,220	16,645,442	
	支給件数				21	208	
	1人当たり支給額				74,693	234,443	専任教員数 71人
法務研究科	総額					2,486,120	
	支給件数					27	
	1人当たり支給額					177,580	専任教員数 14人
計	総額	6,785,160	2,942,400		20,629,592	70,000,429	
	支給件数	4	1		74	842	
	1人当たり支給額	20,561	8,916		62,514	212,123	専任教員数330人

[注]1．「1人当たりの支給額」は、総額を当該学部の専任教員数で割った額。
2．留学の「長期」は1年以上のものをいい、1年未満を「短期」とする。
3．研究旅費の支給条件は以下のとおりである。

①国外留学（在外研究）

資格：一　満6年を超えて東北学院に勤務した者。

二　在外研究員または別に定める国内研究員としての研究期間終了後満6年を超えて継続勤務した者。ただし在外研究員としての研究期間を延長して2年とした場合は満8年を超えて継続勤務した者とする。

三　日本政府、外国政府、内外公私の団体またはその他のものから給費を受けもしくは自費をもつて国内研究あるいは在外研究に従事した場合にはその研究期間終了後満6年を超えて継続勤務した者。ただしその研究期間が1年を超えた場合にはその研究期間1年につき2年を加算した期間継続勤務した者とする。

支給額等：限度額1人当たり300万円。旅費、修学費（宿泊、日当）等として支給する。

②学会等出張旅費

・国外学会

支給額等：国内における旅費を支給し、ほかに日当、宿泊費として一律12万円を加算する。ただし国外学会で発表する者には、ほかに航空運賃の半額を支給し、その支給額は20万円を限度とする。

その他：国外学会参加は年1人1回とする。

・国内学会

支給額等：旅費は交通費、日当、宿泊費、参加費等を支給する。参加費は1万円を限度として支給する。

その他：回数年4回（参加2回、発表1回、研究活動のための調査資料収集1回）を限度として支給する。ただし国外学会に参加した者は1回削減する。

８．学内共同研究費（平成17年度）

（表31）

大学・学部・大学院研究科等	総額	利用件数	備考
文学部	2,537,981	1	共同研究
経済学部	229,755	1	個別研究
工学部	3,489,800	2	個別研究／共同研究
教養学部	487,339	1	個別研究
計	6,744,875	5	

［注］ ここでいう「学内共同研究費」は、予算上措置されている研究費で、個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される研究費（いわゆる学内科研費）を指すため、「東北学院個別・共同研究助成」を記載している。

9．教員研究費内訳

（表32）

学部・研究科等	研究費の内訳		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			研究費（円）	研究費総額に対する割合（%）	研究費（円）	研究費総額に対する割合（%）	研究費（円）	研究費総額に対する割合（%）
文学部	研究費総額		74,710,272	100.0	60,565,948	100.0	53,185,820	100.0
	学内	経常研究費（教員当り積算校費総額）	30,543,846	40.9	32,501,730	53.7	30,677,795	57.7
		学内共同研究費			2,335,803	3.9	2,537,981	4.8
	学外	科学研究費補助金	21,600,000	28.9	18,000,000	29.7	13,000,000	24.4
		政府もしくは政府関連法人からの研究助成金	22,180,000	29.7	7,400,000	12.2	6,700,000	12.6
		民間の研究助成財団等からの研究助成金						
		奨学寄附金						
		受託研究費	386,426	0.5	328,415	0.5	270,044	0.5
		共同研究費						
		その他						
経済学部	研究費総額		52,238,044	100.0	65,811,928	100.0	42,766,611	100.0
	学内	経常研究費（教員当り積算校費総額）	40,793,144	78.1	38,457,217	58.4	39,784,287	93.0
		学内共同研究費	464,900	0.9	1,443,697	2.2	229,755	0.6
	学外	科学研究費補助金	10,000,000	19.1	5,900,000	9.0	2,500,000	5.8
		政府もしくは政府関連法人からの研究助成金			19,686,000	29.9		
		民間の研究助成財団等からの研究助成金						
		奨学寄附金	600,000	1.2				
		受託研究費	380,000	0.7	325,014	0.5	252,569	0.6
		共同研究費						
		その他						
法学部	研究費総額		15,833,938	100.0	15,831,506	100.0	23,044,765	100.0
	学内	経常研究費（教員当り積算校費総額）	14,534,114	91.8	14,331,506	90.5	12,927,765	56.1
		学内共同研究費	499,824	3.2				
	学外	科学研究費補助金	800,000	5.0	1,500,000	9.5	1,100,000	4.8
		政府もしくは政府関連法人からの研究助成金					9,017,000	39.1

（表32の続き）

学部・研究科等	研究費の内訳		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			研究費（円）	研究費総額に対する割合（％）	研究費（円）	研究費総額に対する割合（％）	研究費（円）	研究費総額に対する割合（％）
法学部	学外	民間の研究助成財団等からの研究助成金						
		奨学寄附金						
		受託研究費						
		共同研究費						
		その他						
工学部	研究費総額		136,523,386	100.0	142,131,716	100.0	222,234,548	100.0
	学内	経常研究費（教員当り積算校費総額）	44,154,016	32.3	45,594,365	32.1	51,364,923	23.1
		学内共同研究費	3,800,000	2.8	4,004,601	2.8	3,489,800	1.6
	学外	科学研究費補助金	26,700,000	19.6	22,300,000	15.7	60,110,000	27.1
		政府もしくは政府関連法人からの研究助成金	37,275,000	27.3	36,409,000	25.6	35,885,000	16.1
		民間の研究助成財団等からの研究助成金	2,200,000	1.6	1,200,000	0.8	2,955,000	1.3
		奨学寄附金	10,550,000	7.7	6,377,000	4.5	13,467,500	6.1
		受託研究費	11,844,370	8.7	6,274,500	4.4	17,813,325	8.0
		共同研究費			19,972,250	14.1	37,149,000	16.7
		その他						
教養学部	研究費総額		39,841,043	100.0	37,651,229	100.0	56,978,262	100.0
	学内	経常研究費（教員当り積算校費総額）	31,053,343	78.0	28,575,229	75.9	38,540,062	67.6
		学内共同研究費	3,194,700	8.0			487,339	0.8
	学外	科学研究費補助金	4,900,000	12.3	7,900,000	21.0	16,450,000	28.9
		政府もしくは政府関連法人からの研究助成金						
		民間の研究助成財団等からの研究助成金					1,175,361	2.1
		奨学寄附金						
		受託研究費	693,000	1.7	651,000	1.7	325,500	0.6
		共同研究費			525,000	1.4		
		その他						

（表32の続き）

学部・研究科等	研究費の内訳		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			研究費（円）	研究費総額に対する割合（%）	研究費（円）	研究費総額に対する割合（%）	研究費（円）	研究費総額に対する割合（%）
法務研究科	研究費総額				5,452,675	100.0	5,548,159	100.0
	学内	経常研究費（教員当り積算校費総額）			5,452,675	100.0	5,548,159	100.0
		学内共同研究費						
	学外	科学研究費補助金						
		政府もしくは政府関連法人からの研究助成金						
		民間の研究助成財団等からの研究助成金						
		奨学寄附金						
		受託研究費						
		共同研究費						
		その他						

[注] 研究費の内訳の詳細は下記のとおり。

- 「経常研究費」：表29、表30の合計額。
- 「学内共同研究費」：表31。
- 「科学研究費補助金」：表34。
- 「政府もしくは政府関連法人からの研究助成金」：私立大学等研究設備整備費等補助金、私立学校施設整備補助金、私立大学教育研究高度化推進特別補助のうちオープン・リサーチ・センター分、学術研究振興資金。
- 「民間の研究助成財団等からの研究助成金」：研究助成寄付金収入のうち、民間の助成財団等からの資金の提供。
- 「奨学寄附金」：研究助成寄付金収入のうち、企業等から研究のための資金の提供。
- 「受託研究費」：受託事業収入のうち、企業等からの委託により、主として大学等のみが研究開発を行っているもの。
- 「共同研究費」：受託事業収入のうち、大学と企業等とが共同で研究開発にあたるもの。

10. 科学研究費の採択状況

（表33）

学部・研究科等	科学研究費								
	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	申請件数（A）	採択件数（B）	採択率（%）B/A*100	申請件数（A）	採択件数（B）	採択率（%）B/A*100	申請件数（A）	採択件数（B）	採択率（%）B/A*100
文学部	9	4	44.4	6	2	33.3	8	1	12.5
経済学部	7	0	0.0	6	1	16.7	9	1	11.1
法学部	1	0	0.0	7	0	0.0	3	1	33.3
工学部	29	4	13.8	26	4	15.4	33	7	21.2
教養学部	13	1	7.7	13	2	15.4	19	3	15.8
法務研究科							1	0	0.0
計	59	9	15.3	58	9	15.5	73	13	17.8

［注］　採択件数は、当該年度の新規に採択された件数で、前年度からの継続分は含めない。

11. 学外からの研究費の総額と一人当たりの額（平成17年度）

（表34）

学部・研究科等	専任教員数	科学研究費補助金			その他の学外研究費			合計（A＋B）	専任教員1人当たり合計額
		科学研究費補助金総額（A）	うちｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞの額	専任教員1人当たり科研費	その他の学外研究費総額（B）	うちｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞの額	専任教員1人当たり学外研究費		
文学部	47	13,000,000	0	276,596	6,970,044	0	148,299	19,970,044	424,895
経済学部	60	2,500,000	0	41,667	252,569	0	4,209	2,752,569	45,876
法学部	26	1,100,000	0	42,308	9,017,000	0	346,808	10,117,000	389,115
工学部	74	60,110,000	6,510,000	812,297	107,269,825	2,735,175	1,449,592	167,379,825	2,261,890
教養学部	108	16,450,000	1,650,000	152,315	1,500,861	0	13,897	17,950,861	166,212
法務研究科	14	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	329	93,160,000	8,160,000	283,161	125,010,299	2,735,175	379,971	218,170,299	663,132

［注］　「その他の学外研究費」は、科学研究費補助金以外の政府もしくは政府関連法人からの研究助成金、民間の研究助成財団等からの研究助成金、奨学寄付金、受託研究費、共同研究費などである。

12. 教員研究室（平成18年５月１日現在）

（表35）

学部 研究科	室数			総面積 (㎡) (B)	１室当たりの 平均面積 (㎡)		専任 教員数 (C)	個室率 (%) (A/C*100)	教員１人 当たりの 平均面積 (㎡)	備考
	個室 (A)	共同	計		個室	共同				
文学部 文学研究科	48		48	887	18.5		48	100	18.5	土樋キャンパス
経済学部 経済学研究科	58		58	1,069	18.4		58	100	18.4	
法学部 法学研究科	27		27	455	16.9		27	100	16.9	
法務研究科	13		13	310	22.1		13	100	22.1	
工学部 工学研究科	74		74	1,948	26.3		74	100	26.3	多賀城キャンパス
教養学部 人間情報学研究科	109	4	113	2,248	21.2	21.3	102	100	21.2	泉キャンパス
計	329	4	333	6,917.0			322	100		

［注］　教養学部・人間情報学研究科の個人研究室のうち、７室については空き室のため、教員１人当たりの平均面積には反映しない。

Ⅵ. 施設・設備等

1．校地、校舎、講義室・演習室等の面積（平成18年５月１日現在）

（表36）

キャンパス	校地・校舎				講義室・演習室等	
	校地面積（㎡）	設置基準上必要校地面積（㎡）	校舎面積（㎡）	設置基準上必要校舎面積（㎡）	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積（㎡）
土樋キャンパス	42,488.55	82,850.00	131,398.32	29,695.93	209	26,772.00
泉キャンパス	270,396.33					
多賀城キャンパス	175,108.95	18,040.00	44,055.86	22,855.28	64	7,968.00
計	487,993.83	100,890.00	175,454.18	52,551.21	273	34,740.00

２．学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模（平成18年５月１日現在）

（表37）

学部・研究科等	講義室・演習室・学生自習室等	室数	総面積（㎡）	専用共用の別	収容人員（総数）	学生総数	在籍学生１人当たり面積（㎡）	備考
土樋キャンパス	講義室	38	7,060.00	共用	6,794	3911	1.81	文学部・経済学部・法学部の３・４年、文学研究科・経済学研究科・法学研究科
	演習室	47	1,769.00	共用	882	3911	0.45	
	学生自習室	－	－	－	－	－	－	
	講義室	2	115.00	共用	160	198		法務研究科
	演習室	6	329.00	共用	168	198		
	学生自習室	6	596.00	共用	240	198		
	体育館	1	1,681.00	共用				文学部・経済学部・法学部の３・４年、文学研究科・経済学研究科・法学研究科・法務研究科
	講堂	2	1,121.00	共用	1,200			
	計	102	12,671.00		9,444			
多賀城キャンパス	講義室	23	3,762.00	専用	3,777	2,044	1.84	工学部
	演習室							
	学生自習室							
	講義室							工学研究科
	演習室	5	203.00	専用	93	61		
	学生自習室	13	955.00	専用	61	61		
	体育館	23	3,048.00	専用				工学部
	講堂							
	計	64	7,968.00		3,931			
泉キャンパス	講義室	47	9,399.00	共用	9,007	5,341	1.76	文学部・経済学部・法学部の１・２年、教養学部
	演習室	25	1,495.00	共用	872	5,341	0.28	
	学生自習室	1	190.00	共用	36	5,341	0	
	講義室	－	－	－	－	－	－	人間情報学研究科
	演習室	2	85.00	専用	19	16	5.31	
	学生自習室	4	40.00	専用	22	18	2.50	
	体育館	2	7,704.00	共用				文学部・経済学部・法学部の１・２年、教養学部
	講堂	3	1,693.00	共用	1,405			
	計	84	20,606.00		11,361			

［注］１．当該施設を複数の学部等が共用している場合は、当該学部・大学院研究科専用の施設とは別個に記載し、「専用・共用」の別にその旨を明記するとともに、「学生総数」にも共用する学部等の学生を含めた数値を記入している。ただし、大学院研究科との共用関係はここでは記入しない。したがって、「在籍学生１人当たり面積」の算出は大学院学生数を除く。また、「在籍学生１人当たり面積」の算出は夜間主コース学生を除く。

２．本表は学部・大学院研究科ごとに作表するものであるが、キャンパスごとに施設を共用しているため「学部・研究科等」にキャンパス名を記載している。

３．学部の学生用実験・実習室の面積・規模（平成18年５月１日現在）

（表38）

キャンパス	用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員１人当たりの面積（㎡）	使用学部等	備考
土樋キャンパス	ＡＶ教室	1	120	44.00	2.70	文学部 経済学部 法学部	
	実験・実習室	5	535	156.00	3.40		
	情報処理室	4	540	152.00	3.60		
	計	10	1,195	352.00	3.39		
多賀城キャンパス	情報処理学習施設	4	587	242.00	2.43	工学部	326教室(161㎡)【再掲】
	実験・実習室	159	15,148	901.00	16.81		収容人員は５月１日現在の３・４年生の現員
	計	163	15,735	1,143.00	13.77		
泉キャンパス	ＡＶ教室	6	828	332.00	2.49	文学部 経済学部 法学部 教養学部	
	実験・実習室	24	2,666	851.00	3.13		
	コンピュータ室	6	984	385.00	2.56		
	視聴覚室	4	970	900.00	1.08		
	計	40	5,448	2,468.00	2.21		

［注］　実習室としての機能を備えているもの、講義室・演習室等としての利用が中心である施設については、表37の講義室・演習室に含めており、本表でのそれには「備考」に【再掲】と記載している。

４．大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模（平成18年５月１日現在）

（表39）

キャンパス	用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員１人当たりの面積（㎡）	使用研究科等	備考
土樋キャンパス	法廷教室	1	113	60	1.88	法務研究科	
	計	1	113	60	1.88		
多賀城キャンパス	実験・実習室	32	2,734	61	44.82	工学研究科	実験・実習室は工学部と共用【再掲】 収容人員は５月１日現在の現員
	計	32	2,734	61	44.82		

［注］　表37、表38に記載の実験・実習室等を本表に記載しているものは、「備考」に【再掲】としている。

５－１．全学の講義室・演習室使用状況一覧表

（表40-１）

規模収容人員	キャンパス	教室数	延教室数	使用度数	使用率（％）
1～30	土樋	20	840	160.0	19.0
	泉	15	450	17.0	3.8
	多賀城	7	210	2.5	1.2
	計	42	1,500	179.5	12.0
31～100	土樋	24	1,008	326.5	32.4
	泉	62	1,860	497.5	26.7
	多賀城	10	300	94.5	31.5
	計	96	3,168	918.5	29.0
101～150	土樋	8	336	79.5	23.7
	泉	13	390	156.5	40.1
	多賀城	7	210	101.5	48.3
	計	28	936	337.5	36.1
151～200	土樋	5	210	58.5	27.9
	泉	0	0	0.0	0.0
	多賀城	7	210	73.5	35.0
	計	12	420	132.0	31.4
201 以上	土樋	15	630	196.5	31.2
	泉	22	660	266.0	40.3
	多賀城	5	150	65.5	43.7
	計	42	1,440	528.0	36.7
合計	土樋	72	3,024	821.0	27.1
	泉	112	3,360	937.0	27.9
	多賀城	36	1,080	337.5	31.3
		220	7,464	2,095.5	28.1

[注] １．教室の使用状況の基準日は、平成18年５月８日（月）～13日（土）の１週間とした。ただし、多賀城キャンパスは、平成18年５月８日（月）～13日（土）と９月25日（月）～30日（土）の各々の１週間とした。
２．使用率は、「使用度数」/「延教室数」により算出した。
３．半期のみの使用度数は、0.5とした。
４．「延教室数」は、「教室数×７（１日当たりの時間数）×６（１週間の授業日数）」で算出した。ただし、泉キャンパスと多賀城キャンパスは、「教室数×５（１日当たりの時間数）×６（１週間の授業日数）」で算出した。
５．使用教室について、大学院との共用教室分は、大学院授業科目を全学では含め、規模別では除外した。

５－２．規模別講義室・演習室使用状況一覧表（平成18年５月１日現在）

（表40-２）

学部名	収容人員	キャンパス	使用教室数	総授業時数	使用度数	使用率（%）
文学部	1～30	土樋	12	423.5	31.0	13.2
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	12		31.0	7.3
	31～100	土樋	21		115.0	49.1
		泉	24		104.5	57.1
		多賀城	1		0.5	7.7
		計	46		220.0	51.9
	101～150	土樋	5		23.0	9.8
		泉	9		29.0	15.8
		多賀城	1		1.0	15.4
		計	15		53.0	12.5
	151～200	土樋	4		21.5	9.2
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	2		4.0	61.5
		計	6		25.5	6.0
	201 以上	土樋	10		43.5	18.6
		泉	14		49.5	27.0
		多賀城	1		1.0	15.4
		計	25		94.0	22.2
	計	土樋	52		234.0	100.0
		泉	47		183.0	100.0
		多賀城	5		6.5	100.0
			104		423.5	100.0
経済学部	1～30	土樋	18	538.0	60.5	16.2
		泉	1		1.0	0.6
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	19		61.5	11.4
	31～100	土樋	23		149.5	40.1
		泉	29		76.0	48.3
		多賀城	2		6.0	75.0
		計	54		231.5	43.0
	101～150	土樋	6		37.0	9.9
		泉	9		20.5	13.0
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	15		57.5	10.7
	151～200	土樋	4		35.0	9.4
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	1		0.5	6.3
		計	5		35.5	6.6
	201 以上	土樋	13		90.5	24.3
		泉	18		60.0	38.1
		多賀城	1		1.5	18.8
		計	32		152.0	28.3
	計	土樋	64		372.5	100.0
		泉	57		157.5	100.0
		多賀城	4		8.0	100.0
			125		538.0	100.0

（表40-２の続き）

学部名	収容人員	キャンパス	使用教室数	総授業時数	使用度数	使用率（%）
法学部	1～30	土樋	5	159.5	13.0	15.2
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	5		13.0	8.2
	31～100	土樋	15		38.5	45.0
		泉	26		31.5	42.6
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	41		70.0	43.9
	101～150	土樋	1		1.0	1.2
		泉	7		14.0	18.9
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	8		15.0	9.4
	151～200	土樋	1		1.0	1.2
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	1		1.0	0.6
	201 以上	土樋	11		32.0	37.4
		泉	13		28.5	38.5
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	24		60.5	37.9
	計	土樋	33		85.5	100.0
		泉	46		74.0	100.0
		多賀城	0		0.0	100.0
			79		159.5	100.0
工学部	1～30	土樋	0	308.5	0.0	0.0
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	2		2.5	0.8
		計	2		2.5	0.8
	31～100	土樋	0		0.0	0.0
		泉	3		10.0	83.3
		多賀城	8		79.0	26.7
		計	11		89.0	28.8
	101～150	土樋	0		0.0	0.0
		泉	1		0.5	4.2
		多賀城	7		94.5	31.9
		計	8		95.0	30.8
	151～200	土樋	0		0.0	0.0
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	6		64.5	21.8
		計	6		64.5	20.9
	201 以上	土樋	1		0.5	100.0
		泉	3		1.5	12.5
		多賀城	5		55.5	18.8
		計	9		57.5	18.6
	計	土樋	1		0.5	100.0
		泉	7		12.0	100.0
		多賀城	28		296.0	100.0
			36		308.5	100.0

（表40-２の続き）

学部名	収容人員	キャンパス	使用教室数	総授業時数	使用度数	使用率（%）
教養学部	1～30	土樋	2	584.0	5.0	10.8
		泉	7		16.0	3.1
		多賀城	0		0.0	0.0
		計	9		21.0	3.6
	31～100	土樋	7		9.5	20.4
		泉	54		275.5	54.0
		多賀城	3		9.0	33.3
		計	64		294.0	50.3
	101～150	土樋	5		11.0	23.7
		泉	13		92.5	18.1
		多賀城	4		6.0	22.2
		計	22		109.5	18.8
	151～200	土樋	2		2.0	4.3
		泉	0		0.0	0.0
		多賀城	2		4.5	16.7
		計	4		6.5	1.1
	201 以上	土樋	9		19.0	40.9
		泉	21		126.5	24.8
		多賀城	4		7.5	27.8
		計	34		153.0	26.2
	計	土樋	25		46.5	100.0
		泉	95		510.5	100.0
		多賀城	13		27.0	100.0
			133		584.0	100.0

[注] 1．「使用教室数」について、「土樋キャンパス」及び「泉キャンパス」は各学部共用。
2．「使用教室数」について、大学院授業科目は除外した。
3．「使用教室数」、「使用度数」、「使用率」は、キャンパスごとに表示し、それぞれの収容人員ごとに計を出した。
4．各計の「使用率」は、「各計の使用度数」/「総授業時間数」により算出した。
5．各キャンパスの「使用率」は、「各キャンパスごとの使用度数」/「各キャンパスの合計使用度数」により算出した。

Ⅶ. 図書館及び図書・電子媒体

1．図書、資料の所蔵数（平成18年４月１日現在）

（表41）

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類（種類）		視聴覚資料の所蔵数（点数）	電子ジャーナルの種類（種類）
	図書の冊数	開架図書の冊数（内数）	内国書	外国書		
中央図書館	605,205	23,389	5,206	1,475	2,274	3,853
泉キャンパス図書館	262,634	174,248	2,325	897	4,245	149
多賀城キャンパス図書館	146,635	146,635	1,619	1,264	2,891	132
中央図書館分室（旧 大学院図書館）	64,565	1,779	671	314	35	0
英語英文学研究所	6,481	5,937	468	287	0	0
キリスト教文化研究所	12,086	12,086	184	203	0	0
東北文化研究所	7,823	7,823	887	12	260	0
ヨーロッパ文化研究所	626	626	2	22	54	0
経済研究資料室（含 経理研究所、東北産業経済研究所）	42,764	42,764	745	287	0	0
社会福祉研究所	4,984	4,984	105	0	0	0
法学研究資料室（含 法学政治学研究所）	4,932	4,932	609	238	0	3
宗教音楽研究所	242	0	0	0	0	0
環境防災工学研究所	120	0	1	0	0	0
法科大学院	7,262	4,674	94	14	276	0
計	1,166,359	429,877	12,916	5,013	10,035	4,137

［注］１．「図書の冊数」には、雑誌等で既に製本済のもの、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、CD-ROMを含む。
２．「開架図書の冊数」は、学部学生が自由に利用できる図書の冊数である。ただし、法科大学院の開架図書の利用は法科大学院学生に限定されている。
３．「視聴覚資料」には、カセットテープ、ビデオテープ、CD、LD、DVD、スライドを含む。
４．「電子ジャーナルの種類」について、中央図書館で集中管理しているタイトルは中央図書館の数値に記載し、各館で管理しているタイトルは各館に記載している。

2．過去３年間の図書の受け入れ状況

（表42）

図書館の名称	平成15年度（冊）	平成16年度（冊）	平成17年度（冊）
中央図書館	37,715	17,342	11,455
泉キャンパス図書館	9,893	9,477	9,477
多賀城キャンパス図書館	2,507	2,308	2,642
中央図書館分室 （旧 大学院図書館）	2,365	1,624	1,769
英語英文学研究所	320	314	257
キリスト教文化研究所	245	330	310
東北文化研究所	248	310	278
ヨーロッパ文化研究所	169	136	139
経済研究資料室 （含 経理研究所、東北産業経済研究所）	2,015	370	29
社会福祉研究所	43	3	2
法学研究資料室 （含 法学政治学研究所）	238	204	169
宗教音楽研究所	15	10	3
環境防災工学研究所	1	1	13
法科大学院	2,740	2,420	2,102
計	58,514	34,849	28,645

３．学生閲覧室等（平成18年４月１日現在）

（表43）

図書館の名称	学生閲覧室座席数（A）	学生収容定員（B）	収容定員に対する座席数の割合(%) A/B＊100	その他の学習室の座席数（　　）	備考
中央図書館	703	4,167	16.9	（視聴覚室）70	文学部・経済学部・法学部の３・４年及び夜間主コース〔4,167名〕
泉キャンパス図書館	465	4,143	11.2	（学習室）16	文学部・経済学部・法学部の１・２年及び教養学部〔4,118名〕 人間情報学研究科〔25名〕
多賀城キャンパス図書館	325	1,892	17.2	（視聴覚室）42	工学部〔1,804名〕 工学研究科〔88名〕
中央図書館分室（旧 大学院図書館）	38	125	30.4	0	文学研究科〔61名〕 経済学研究科〔38名〕 法学研究科〔26名〕
計	1,531	10,327	14.8	128	

［注］　「備考」は、「学生収容定員」の内訳を記載している。

Ⅷ. 学生生活

1．奨学金等給付・貸与状況（平成17年度）

（表44）

奨学金等の名称	学内学外の別	給付貸与の別	給付・貸与対象学生数[人]（A）	在籍学生総数[人]（B）	在籍学生数に対する比率 A/B*100	給付・貸与総額[円]（C）	1件当たりの給付・貸与額[円] C/A
(1) 全学生対象							
東北学院大学奨学会奨学金	学内	貸与	78	12,288	0.63	47,906,000	614,179
東北学院大学緊急奨学金	学内	貸与		12,288			
日本学生支援機構（第一種）	学外	貸与	1,136	12,288	9.24	779,040,000	685,775
日本学生支援機構（第二種）	学外	貸与	2,806	12,288	22.84	2,107,440,000	751,048
宮城県涌谷町奨学金	学外	貸与	1	12,288	0.01	456,000	456,000
宮城県大衡村奨学資金	学外	貸与	1	12,288	0.01	360,000	360,000
宮城県（財）早坂記念財団奨学金	学外	貸与	1	12,288	0.01	360,000	360,000
宮城県亀井記念財団奨学金	学外	貸与	2	12,288	0.02	960,000	480,000
宮城県庄慶会	学外	貸与	1	12,288	0.01	660,000	660,000
青森県教育厚生会	学外	貸与	6	12,288	0.05	2,400,000	400,000
岩手県矢巾町奨学金	学外	貸与	1	12,288	0.01	480,000	480,000
岩手県大槌町奨学金	学外	貸与	1	12,288	0.01	360,000	360,000
福島県奨学金	学外	貸与	2	12,288	0.02	960,000	480,000
福島県双葉町奨学金	学外	貸与	1	12,288	0.01	480,000	480,000
福島県矢吹町奨学金	学外	貸与	1	12,288	0.01	636,000	636,000
新潟県大学奨学金	学外	貸与	2	12,288	0.02	1,224,000	612,000
東京都（財）中村積善会	学外	貸与	1	12,288	0.01	636,000	636,000
東京都読売育英奨学会	学外	貸与	1	12,288	0.01	859,000	859,000
東京都（財）交通遺児育英会	学外	貸与	3	12,288	0.02	2,100,000	700,000
東京都あしなが育英会	学外	貸与	2	12,288	0.02	1,200,000	600,000
(2) 学部生対象							
東北学院大学キリスト教学科奨学金	学内	貸与	1	21	4.76	540,000	540,000
東北学院大学夜間主コース給付奨学金（1種）	学内	給付	9	997	0.90	2,700,000	300,000
東北学院大学夜間主コース給付奨学金（2種）	学内	貸与	52	997	5.22	15,600,000	300,000
学費ローン利子給付奨学金	学内	給付	9	9,176	0.10	96,000	10,667
入学時ローン利子給付奨学金	学内	給付	277	3,112	8.90	4,514,000	16,296
特待生	学内	給付	93	9,176	1.01	32,547,000	349,968
入学時特待生	学内	給付	38	3,112	1.22	13,378,000	352,053

（表44の続き）

奨学金等の名称	学内学外の別	給付貸与の別	給付・貸与対象学生数[人]（A）	在籍学生総数[人]（B）	在籍学生数に対する比率 A/B*100	給付・貸与総額[円]（C）	1件当たりの給付・貸与額[円] C/A
(3) 法務研究科生対象							
法務研究科入学時特待生	学内	給付	9	81	11.11	5,400,000	600,000
法務研究科特待生	学内	給付	15	81	18.52	7,500,000	500,000
法務研究科平成17(2005)年度特別給付	学内	給付	5	81	6.17	1,500,000	300,000
(4) 留学生対象〔学部〕							
私費外国人留学生授業料減免	学内	給付	43	44	97.73	13,092,600	304,479
海外留学生奨学金	学内	給付	10	12,288	0.08	1,862,000	186,200
日本学生支援機構学習奨励費	学外	給付	5	44	11.36	3,000,000	600,000
日本学生支援機構短期留学推進制度（受入れ）	学外	給付	3	13	23.08	1,515,000	505,000
日本学生支援機構短期留学推進制度（派遣）	学外	給付	1	7	14.29	480,000	480,000
亀井記念財団外国人留学生奨学金	学外	給付	1	44	2.27	600,000	600,000
仙台市国際交流ボランティア・ネットワーク奨励金	学外	給付	1	44	2.27	30,000	30,000
(5) 留学生対象〔大学院〕							
私費外国人留学生授業料減免	学内	給付	3	3	100.00	1,358,700	452,900
日本学生支援機構学習奨励費	学外	給付	1	3	33.33	876,000	876,000
国費外国人留学生（研究留学生）	学外	給付	1	1	100.00	3,052,000	3,052,000
ロータリー米山記念奨学金	学外	給付	1	3	33.33	1,680,000	1,680,000
(6) 卒業生対象							
東北学院神学奨学金	学内	貸与	2			1,040,000	520,000
東北学院神学奨学金	学内	給付	2			1,040,000	520,000

[注] 1．「東北学院大学緊急奨学金」は、平成17年度採用なし。
2．「東北学院大学夜間主コース給付奨学金（１種）（２種）」は、英文学科・経済学科・経営学科の各夜間主コース学生を対象。
3．「学費ローン利子給付奨学金」と「特待生」は、１年生を除く学部生を対象。
4．「入学時ローン利子給付奨学金」と「入学時特待生」は、学部１年生を対象。
5．学部の「特待生」には、入学時特待生継続者を含む。
6．留学生の授業料減免に関しては、「給付・貸与」を「減免」と読み替える。
7．「東北学院神学奨学金」は、貸与・給付ともに東北学院高等学校、東北学院榴ヶ岡高等学校または東北学院大学を卒業し、東京神学大学に入学した者を対象とする。

2．生活相談室利用状況（平成17年度）

（表45）

施設の名称	専任スタッフ数（名）	非常勤スタッフ数（名）	週当たり開室日数（日）	年間開室日数（日）	開室時間	年間相談（延べ処理）件数		
						平成15年度	平成16年度	平成17年度
カウンセリング・センター	17	3	5	230	9:00～17:00	756	1,244	1,414

施設の名称	備考			
	大学・学校での職名	大学・学校での勤務形態 日数・時間数/週	学生相談機関での役割（職種） 丸印はカウンセラー カッコは取得資格	学生相談機関内での勤務形態 日数・時間数/週
カウンセリング・センター	教授	常勤	○所長（臨床心理士）	兼担 （時間不定）
	助教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	助教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	助教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	助教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	助教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	助教授	常勤	○所員	兼担 1日　1.5時間
	非常勤カウンセラー	非常勤 4日　32時間	○所員（臨床心理士）	非常勤 4日　32時間
	事務職員	常勤	所員（インテークワーカー）	専任 6日　48時間
	事務職員	常勤	所員（インテークワーカー）	専任 6日　48時間
	臨時職員	非常勤 5日　35時間	インテークワーカー	非常勤 5日　35時間
	嘱託医師	非常勤（精神科医）		

［注］1．土樋・多賀城・泉の3キャンパスのカウンセリング・センターをまとめて記載している。
2．インテークワーカーとは、相談や治療に入る前の最初の面接を行う窓口担当者のことである。

Ⅸ．財務

１－１．消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）

（表46-１）

	比率	算式（*100）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	人件費比率	人件費 / 帰属収入	% 56.0	% 56.2	% 56.6	% 56.7	% 40.8
2	人件費依存率	人件費 / 学生生徒等納付金	67.8	67.7	68.8	69.6	71.6
3	教育研究経費比率	教育研究経費 / 帰属収入	26.2	27.9	26.7	28.8	20.1
4	管理経費比率	管理経費 / 帰属収入	7.3	7.6	7.1	16.5	6.6
5	借入金等利息比率	借入金等利息 / 帰属収入	0.1	0.0	0.0	0.0	－
6	消費支出比率	消費支出 / 帰属収入	89.6	91.9	90.6	102.2	71.2
7	消費収支比率	消費支出 / 消費収入	98.3	99.3	99.9	192.2	72.5
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰属収入	82.5	83.0	82.3	81.4	57.0
9	寄付金比率	寄付金 / 帰属収入	0.9	1.1	1.7	1.3	0.8
10	補助金比率	補助金 / 帰属収入	10.5	10.2	10.1	10.6	7.5
11	基本金組入率	基本金組入額 / 帰属収入	8.9	7.4	9.3	46.8	1.7
12	減価償却費比率	減価償却費 / 消費支出	11.1	11.6	10.7	9.2	10.8

１－２．消費収支計算書関係比率（大学単体のもの）

（表46-２）

	比率	算式（*100）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	人件費比率	人件費 / 帰属収入	% 51.6	% 52.0	% 52.0	% 52.3	% 35.4
2	人件費依存率	人件費 / 学生生徒等納付金	59.9	60.2	60.7	61.3	62.9
3	教育研究経費比率	教育研究経費 / 帰属収入	27.7	29.6	28.1	29.1	18.8
4	管理経費比率	管理経費 / 帰属収入	6.1	6.9	6.4	6.4	6.0
5	借入金等利息比率	借入金等利息 / 帰属収入	0.1	0.0	0.0	－	－
6	消費支出比率	消費支出 / 帰属収入	85.5	88.8	86.7	88.0	64.1
7	消費収支比率	消費支出 / 消費収入	95.0	97.3	96.8	158.1	64.7
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰属収入	86.2	86.5	85.7	85.2	56.2
9	寄付金比率	寄付金 / 帰属収入	0.7	0.9	1.6	0.6	0.6
10	補助金比率	補助金 / 帰属収入	7.2	6.7	6.8	7.7	5.1
11	基本金組入率	基本金組入額 / 帰属収入	10.0	8.7	10.4	44.3	0.9
12	減価償却費比率	減価償却費 / 消費支出	12.5	13.1	12.1	11.6	10.2

2．貸借対照表関係比率

（表47）

	比率	算式（*100）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	固定資産構成比率	固定資産 / 総資産	% 69.2	% 71.1	% 72.5	% 80.5	% 75.3
2	流動資産構成比率	流動資産 / 総資産	30.8	28.9	27.5	19.5	24.7
3	固定負債構成比率	固定負債 / 総資金	6.3	6.1	5.7	5.8	5.2
4	流動負債構成比率	流動負債 / 総資金	3.6	3.5	6.0	3.6	3.3
5	自己資金構成比率	自己資金 / 総資金	90.1	90.5	88.3	90.6	91.5
6	消費収支差額構成比率	消費収支差額 / 総資金	1.5	1.6	1.5	-7.9	0.8
7	固定比率	固定資産 / 自己資金	76.8	78.6	82.1	88.9	82.3
8	固定長期適合率	固定資産 / 自己資金＋固定負債	71.8	73.7	77.1	83.6	77.9
9	流動比率	流動資産 / 流動負債	858.0	836.0	461.1	535.4	746.2
10	総負債比率	総負債 / 総資産	9.9	9.5	11.7	9.4	8.5
11	負債比率	総負債 / 自己資金	10.9	10.5	13.2	10.4	9.3
12	前受金保有率	現金預金 / 前受金	974.2	942.5	884.8	585.0	826.8
13	退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金（資産） / 退職給与引当金	35.0	37.5	39.9	42.6	45.0
14	基本金比率	基本金 / 基本金要組入額	99.6	99.8	97.1	100.0	100.0
15	減価償却比率	減価償却累計額 / 減価償却資産取得価格（図書を除く）	73.5	81.2	82.9	63.6	68.2

［注］　「総資金」は負債＋基本金＋消費収支差額を、「自己資金」は基本金＋消費収支差額をあらわす。

X．情報公開・説明責任

1．財政公開状況（平成18年４月１日現在）

（表48）

対象	計算書類	自己点検・評価報告書	学内広報誌	大学機関紙	財務状況に関する報告書	学内ＬＡＮ	ホームページ（Ｗｅｂ等）	その他（　）
教職員	資金	○	○	○			○	
	消費	○	○	○			○	
	貸借	○	○	○			○	
在学生	資金			○			○	
	消費			○			○	
	貸借			○			○	
卒業生	資金			○			○	
	消費			○			○	
	貸借			○			○	
保護者	資金			○			○	
	消費			○			○	
	貸借			○			○	
社会・一般（不特定多数）	資金			○			○	
	消費			○			○	
	貸借			○			○	
その他（他大学）	資金	○		○			○	
	消費	○		○			○	
	貸借	○		○			○	

[注]１．「資金」は資金収支計算書、「消費」は消費収支計算書、「貸借」は貸借対照表を示す。
　　２．「学内広報誌」は東北学院報を、「大学機関紙」は東北学院時報を指す。

【掲載文章の取り扱いについて（お願い）】
点検・評価報告書の掲載文章の転載等の利用は自由ですが、
利用される場合は引用したことを必ず明記してください。

平成18(2006)年度

東北学院大学点検・評価報告書

発　行　日　平成19(2007)年3月31日
編　　集　東北学院大学点検・評価委員会
発　　行　東北学院大学
問い合わせ先　東北学院大学総務部調査企画課
〒980-8511　仙台市青葉区土樋1-3-1
TEL. 022-264-6424　FAX. 022-264-6364
E-mail c.kikaku@staff.tohoku-gakuin.ac.jp
印　　刷　株式会社東北プリント